

吉田町地域防災計画



令和7年2月

吉田町防災会議

《注》

目次の「節」項目に対応して、担当する部署名を【 】内に記載しています。

「災害予防」、「平常時対策」の場合は、町の行政組織名を記載し、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」の場合は、災害対策本部の部名を記載しています。

目 次

第 1 編 共通対策編

第 1 章 総則	共通－1
第 1 節 計画の策定	共通－1
1 計画の目的	共通－1
2 計画の構成及び内容	共通－1
3 計画の運用等	共通－3
第 2 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	共通－3
1 吉田町	共通－4
2 静岡市消防局	共通－4
3 静岡県	共通－4
4 静岡県警察	共通－5
5 指定地方行政機関	共通－5
6 自衛隊	共通－7
7 指定公共機関及び指定地方公共機関	共通－8
8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	共通－10
第 3 節 吉田町の地域環境	共通－11
1 自然的条件	共通－11
2 社会的条件	共通－12
第 4 節 予想される災害	共通－15
1 地震・津波	共通－15
2 原子力災害	共通－15
3 風水害	共通－16
4 高潮・高波	共通－16
5 土砂災害	共通－16
6 火災・爆発	共通－16
7 大規模事故	共通－16
第 2 章 災害予防	共通－17
第 1 節 通信施設等整備改良計画	【防災課、静岡市消防局】 共通－17
1 無線通信施設の現況	共通－17
2 整備計画	共通－18
第 2 節 防災資機材整備計画	【防災課、関係各課、静岡市消防局】 共通－19
1 必要な機械器具	共通－19
2 その他の資機材	共通－19
第 3 節 道路等災害防止計画	【建設課】 共通－20
第 4 節 防災知識の普及計画	【防災課、学校教育課、関係各課】 共通－20
1 普及方法	共通－20
2 普及すべき内容	共通－21
3 町の実施事項	共通－22
4 防災関係機関	共通－25
第 5 節 防災のための調査研究	【防災課、関係各課】 共通－25
1 調査、研究事項	共通－25

2 災害発生状況調査	共通	26
第6節 住民の避難体制	【防災課、関係各課】	共通26
1 避難地・避難路の周知啓発	共通	26
2 避難地・避難路の安全性の向上	共通	26
3 避難所の指定、整備	共通	27
4 避難地、避難所等の施設管理	共通	29
5 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発	共通	29
第7節 防災訓練	【防災課、関係各課】	共通30
第8節 自主防災会の育成	【防災課】	共通31
1 自主防災会の概要	共通	31
2 推進方法	共通	32
3 研修会等の開催	共通	32
4 町民の果たすべき役割	共通	32
5 自主防災会の果たすべき役割	共通	33
6 町の指導及び助成	共通	34
7 自主防災会と消防団との連携	共通	35
第9節 事業所等の自主的な防災活動	【産業課、防災課】	共通36
第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	【防災課】	共通37
第11節 ボランティア活動に関する計画	【福祉課】	共通37
第12節 要配慮者支援計画	【福祉課】	共通38
第13節 救助・救急活動に関する計画	【静岡市消防局】	共通40
第14節 応急住宅・災害廃棄物処理	【都市環境課】	共通40
第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	【関係各課】	共通41
第16節 被災者生活再建支援に関する計画	【防災課・関係各課】	共通42
第17節 町の業務継続に関する計画	【防災課・関係各課】	共通42
第18節 複合災害対策及び連続災害対策	【防災課】	共通43
第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	【防災課・企画課】	共通43
第20節 災害に強いまちづくり	【防災課・都市環境課】	共通43

第3章 災害応急対策 共通45

第1節 総則	【各部】	共通45
1 町地域防災計画と県地域防災計画との関係	共通	45
2 町が行う措置	共通	45
3 この計画を理解し実施するための留意事項	共通	46
第2節 組織計画	【各部】	共通47
1 災害対策組織	共通	47
第3節 動員・応援・受援計画	【統括部、総務部、関係各部】	共通48
1 動員・応援の実施基準	共通	48
2 実施方法	共通	49
3 受入体制の確立	共通	50
第4節 通信情報計画	【総務部】	共通51
1 気象予報、警報等収集体制及び周知方法	共通	52
2 被害状況等の報告	共通	53
3 情報伝達手段及び通信系統	共通	55
4 異常現象発見の通報	共通	57
第5節 災害広報計画	【総務部】	共通58
1 広報の内容等	共通	58
2 緊急放送等の協力要請	共通	59

3	経費負担区分	共通	60
4	住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法	共通	60
第6節	災害救助法の適用計画	【民生部】	共通 61
1	災害救助法の適用基準	共通	61
2	被害世帯の算定基準	共通	62
3	災害救助法の適用手続	共通	63
4	災害救助法事務	共通	63
5	費用限度額	共通	64
6	一時繰替支弁	共通	64
7	災害救助法適用外の災害	共通	64
第7節	避難救出計画	【統括部、地区連絡部、関係各部】	共通 64
1	避難誘導	共通	64
2	被災者の救助	共通	68
3	避難地への避難誘導・運営	共通	69
4	避難所の開設・運営等	共通	70
5	災害救助法に基づく町の実施事項	共通	72
6	知事への要請事項	共通	72
7	避難行動要支援者への支援	共通	73
8	広域避難・広域一時滞在	共通	74
第8節	愛玩動物救護計画	【都市環境部】	共通 75
第9節	食料供給計画	【供給部】	共通 76
1	実施主体と実施内容	共通	77
2	災害救助法に基づく町の実施事項	共通	77
3	応急食料調達給与の方法	共通	78
4	応急食料給与の方法	共通	78
5	交通、通信が途絶して町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置	共通	78
6	災害救助法適用外の災害	共通	79
第10節	衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画	【供給部】	共通 79
1	実施主体と実施内容	共通	79
2	災害救助法に基づく町の実施事項	共通	80
3	衣料・生活必需品等調達給（貸）与の方法	共通	80
4	災害救助法適用外の災害	共通	81
第11節	給水計画	【上下水道部】	共通 81
1	実施主体と実施内容	共通	81
2	災害救助法に基づく町の実施事項	共通	82
3	給水実施方法	共通	82
4	災害救助法適用外の災害	共通	82
第12節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	【都市環境部・民生部】	共通 83
1	被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定	共通	83
2	災害危険区域の指定	共通	84
3	応急住宅の確保	共通	84
4	災害救助法に基づく町の実施事項	共通	85
5	実施方法	共通	86
6	災害復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の活用	共通	86
7	要配慮者への配慮	共通	87
8	住宅の応急復旧活動	共通	87
9	非常災害時における特例	共通	87
10	災害救助法適用外の災害	共通	87

第 13 節	医療・助産計画	【保健部】	共通－87
1	基本方針		共通－87
2	救護所、救護病院及び災害拠点病院		共通－88
3	実施主体と実施内容		共通－89
4	災害救助法に基づく町の実施事項		共通－89
5	実施方法		共通－90
6	非常災害時における特例		共通－91
7	災害救助法適用外の災害		共通－92
第 14 節	防疫計画	【都市環境部】	共通－92
1	町長の実施事項及び県への要請事項		共通－92
2	実施方法		共通－92
3	町民及び自主防災組織の実施事項		共通－93
4	関係団体の実施事項		共通－94
5	その他		共通－94
第 15 節	清掃及び災害廃棄物処理計画	【都市環境部】	共通－94
1	基本方針		共通－94
2	し尿処理		共通－94
3	廃棄物（生活系）処理		共通－95
4	災害廃棄物処理		共通－95
5	非常災害時における特例		共通－96
第 16 節	遺体の搜索及び措置埋葬計画	【町民部】	共通－97
1	実施方法		共通－97
2	実施主体と実施内容		共通－97
3	災害救助法に基づく町の実施事項		共通－98
4	非常災害時における特例		共通－98
5	災害救助法適用外の災害		共通－98
第 17 節	障害物除去計画	【土木部】	共通－99
1	災害救助法に基づく町の実施事項		共通－99
2	実施方法		共通－99
3	知事への要請事項		共通－99
4	町長の要請に基づく県の実施事項		共通－100
5	災害救助法適用外の災害		共通－100
6	災害の拡大と二次災害の防止活動		共通－100
第 18 節	社会秩序維持計画	【関係各部】	共通－100
1	実施方法		共通－100
第 19 節	輸送計画	【統括部、総務部、供給部】	共通－101
1	町		共通－101
2	町及び防災関係機関の緊急輸送		共通－104
3	災害救助法の規定による輸送の範囲		共通－104
第 20 節	交通応急対策計画	【土木部】	共通－105
1	陸上交通の確保		共通－105
2	海上交通の確保		共通－109
3	有料道路の通行		共通－109
4	交通マネジメント		共通－109
第 21 節	応急教育計画	【教育部】	共通－110
1	基本方針		共通－110
2	計画の作成		共通－110
3	災害救助法に基づく町の実施要領		共通－111
4	実施方法		共通－111

5	学校施設の応急復旧	共通	112
6	児童・生徒の登下校対策	共通	112
7	学校給食	共通	112
8	文化財の応急対策	共通	112
9	社会教育施設の応急対策	共通	113
10	知事への要請事項	共通	113
11	災害救助法適用外の災害	共通	113
第 22 節	社会福祉計画	【民生部】	共通 113
1	基本方針	共通	113
2	実施事項	共通	114
第 23 節	消防計画	【静岡市消防局、統括部】	共通 115
1	消防活動	共通	115
第 24 節	応援協力計画	【統括部、関係各部】	共通 117
1	要請の実施基準	共通	117
2	実施方法	共通	118
第 25 節	ボランティア活動支援計画	【民生部】	共通 118
1	町の実施事項	共通	118
2	県の実施事項	共通	119
第 26 節	自衛隊派遣要請の要求計画	【統括部】	共通 119
1	災害派遣要請の要求範囲	共通	119
2	災害派遣要請の要求手続	共通	120
3	災害派遣部隊の受入れ体制	共通	121
4	災害派遣部隊の撤収要請	共通	121
5	経費の負担区分	共通	122
6	その他	共通	122
第 27 節	海上保安庁に対する支援要請の依頼計画	【統括部】	共通 122
1	支援要請の範囲	共通	122
2	支援要請	共通	122
3	町長の支援要請の依頼手続	共通	123
4	海上保安庁との連絡	共通	123
第 28 節	電力施設災害応急対策計画	【中部電力株式会社】	共通 123
1	電力会社	共通	123
2	応急措置の実施	共通	123
3	町、県等との連絡協議	共通	123
第 29 節	ガス災害応急対策計画	【ガス事業者】	共通 124
1	非常体制組織の確立	共通	124
2	応急対策	共通	124
3	町、県等との連絡協議	共通	125
4	事故の報告	共通	125
第 30 節	下水道災害応急対策計画	【上下水道部】	共通 125
第 31 節	突発的災害に係る応急対策計画	【関係各部】	共通 125
1	突発的災害応急体制	共通	125
2	災害対策本部の設置	共通	126
3	災害対策本部の実施する応急対策	共通	126
4	災害対策本部の廃止	共通	128
第 32 節	町有施設及び設備等の対策	【調査部、関係各部】	共通 128
1	町・県防災行政無線	共通	128
2	公共施設等	共通	128
3	情報機器・情報システム	共通	130

第4章 災害復旧・復興…………… 共通—131

第1節 災害復旧計画……………	【関係各部】 共通—131
1 公共土木施設災害復旧事業計画……………	共通—131
2 農林水産業施設災害復旧事業計画……………	共通—131
3 都市災害復旧事業計画……………	共通—131
4 上下水道災害復旧事業計画……………	共通—131
5 公共用地災害復旧事業計画……………	共通—131
6 住宅災害復旧事業計画……………	共通—132
7 社会福祉施設災害復旧事業計画……………	共通—132
8 公共医療施設、病院等災害等復旧事業計画……………	共通—132
9 学校教育施設災害復旧事業計画……………	共通—132
10 社会教育施設災害復旧事業計画……………	共通—132
11 被災中小企業復興計画……………	共通—132
12 その他の災害復旧事業計画……………	共通—132
第2節 資金計画……………	【調査部、関係各部】 共通—132
1 国による財政援助等……………	共通—132
2 災害復旧事業に係る町の財政措置……………	共通—133
第3節 激甚災害の指定……………	【調査部】 共通—134
1 基本方針……………	共通—134
2 実施事項……………	共通—134
第4節 被災者の生活再建支援……………	【関係各部】 共通—134
1 被災者の支援……………	共通—134
2 中小企業等への融資……………	共通—138
3 災害相談の実施……………	共通—139
4 要配慮者の支援……………	共通—139
第5節 風評被害の影響の軽減……………	【関係各部】 共通—139
1 正しい情報の提供……………	共通—140
2 必要な検査等の実施……………	共通—140
3 被害の拡大防止……………	共通—140
4 関係機関との連携……………	共通—140

第2編 地震対策編

第1章 総則…………… 地震—1

第1節 計画の主旨……………	地震—1
1 計画の目的……………	地震—1
2 計画の性格……………	地震—1
3 計画の構成……………	地震—1
第2節 過去の顕著な災害……………	地震—2
第3節 予想される災害……………	地震—5
1 静岡県第4次地震被害想定……………	地震—5
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱……………	地震—11
1 吉田町……………	地震—11
2 静岡市消防局……………	地震—12

3	静岡県	地震	12	
4	静岡県警察	地震	13	
5	自衛隊	地震	13	
6	防災関係機関	地震	13	
第2章 平常時対策			地震	20
第1節	防災思想の普及	【防災課、学校教育課、関係各課】	地震	20
第2節	自主防災活動	【防災課】	地震	20
第3節	地震防災訓練の実施	【防災課、関係各課】	地震	20
1	吉田町	地震	20	
2	防災関係機関	地震	22	
3	防災訓練の広報	地震	23	
第4節	地震災害予防対策の推進	【関係各課】	地震	23
1	緊急消防援助隊の受援体制	地震	23	
2	消防用施設の整備	地震	23	
3	火災の予防対策	地震	23	
4	建築物等の耐震対策	地震	24	
5	被災建築物等に対する安全対策	地震	26	
6	地盤災害の予防対策	地震	26	
7	落下倒壊危険物対策	地震	26	
8	危険予想地域における災害の予防	地震	27	
9	被災者の救出活動対策	地震	28	
10	要配慮者の支援	地震	29	
11	生活の確保	地震	29	
12	緊急輸送活動体制の整備	地震	31	
13	災害廃棄物の処理体制の整備	地震	32	
14	公共土木施設等の応急復旧	地震	32	
15	情報システムの整備	地震	32	
16	緊急輸送用車両等の整備	地震	32	
17	文化財等の耐震対策	地震	32	
18	非常用発動発電機等（停電対応）の整備	地震	33	
19	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	地震	33	
第3章 地震防災施設緊急整備計画			地震	34
第1節	地震防災施設整備方針	【関係各課】	地震	34
1	防災業務施設の整備	地震	34	
2	地域の防災構造化	地震	35	
3	緊急輸送路の整備	地震	35	
4	防災上重要な建物の整備	地震	35	
5	災害防止事業	地震	36	
6	災害応急対策用施設等の整備	地震	36	
7	漁港施設・用地の機能強化	地震	36	
第2節	地震防災緊急事業五箇年計画	【関係各課】	地震	37
1	防災業務施設の整備	地震	37	
2	地域の防災構造化	地震	37	
3	緊急輸送路の整備	地震	38	
4	防災上重要な建物の整備	地震	39	

5	災害の防止事業	地震	40
6	災害応急対策用施設等の整備	地震	41
7	水道施設等の整備	地震	41
第3節	緊急地震・津波対策事業	【関係各課】	地震 42
第4節	避難路整備事業	【建設課】	地震 46

第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応 地震 47

第1節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における		
	災害応急対策に係る措置	地震	47
1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	【関係各課】	地震 47
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における		
	災害応急対策に係る措置	地震	47
1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等	【関係各課】	地震 47
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知	【関係各課】	地震 48
3	災害応急対策をとるべき期間等	【関係各課】	地震 48
4	町のとるべき措置	【関係各課】	地震 48
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における		
	災害応急対策に係る措置	地震	49
1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、		
	災害対策本部等の設置等	【関係各課】	地震 49
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知	【関係各課】	地震 49
3	災害応急対策をとるべき期間等	【関係各課】	地震 49
4	避難対策等	【関係各課】	地震 50
5	消防機関等の活動	【関係各課】	地震 51
6	水道、電気、ガス、通信、放送関係	【関係各課】	地震 51
7	金融	【関係各課】	地震 52
8	交通	【関係各課】	地震 52
9	町が管理等を行う施設等に関する対策	【関係各課】	地震 52
10	滞留旅客等に対する措置	【関係各課】	地震 54

第5章 災害応急対策 地震 55

第1節	防災関係機関の活動	【各部、静岡市消防局】	地震 55
1	吉田町		地震 55
2	静岡市消防局		地震 56
3	防災関係機関		地震 56
第2節	情報活動	【統括部、総務部】	地震 56
第3節	広報活動	【総務部】	地震 57
第4節	緊急輸送活動	【統括部、総務部、供給部】	地震 57
第5節	広域応援活動	【統括部】	地震 57
第6節	災害の拡大及び二次災害防止活動	【静岡市消防局、関係各部】	地震 57
1	消防活動		地震 57
2	水防活動		地震 57
3	人命の救出活動		地震 57
4	被災建築物等に対する安全対策		地震 58
5	災害危険区域の指定		地震 58
第7節	避難活動	【統括部、総務部、地区連絡部、教育部、関係各部】	地震 58
第8節	社会秩序を維持する活動	【関係各部】	地震 58

第9節	交通の確保対策	【総務部、土木部】	地震－58
第10節	地域への救援活動	【関係各部】	地震－58
1	食料及び生活必需品等の緊急物資の確保		地震－58
2	給水活動		地震－59
3	燃料の確保		地震－59
4	医療救護活動		地震－59
5	し尿処理		地震－59
6	廃棄物（生活系）処理		地震－59
7	災害廃棄物処理		地震－59
8	防疫活動		地震－59
9	遺体の捜索及び措置		地震－59
10	応急住宅の確保		地震－59
11	ボランティア活動への支援		地震－60
第11節	学校における災害応急対策及び応急教育	【教育部】	地震－60
第12節	被災者の生活再建等への支援	【関係各部】	地震－60
第13節	町有施設及び設備等の対策	【総務部、関係各部】	地震－60
第14節	防災関係機関等の講ずる災害応急対策	【上下水道部、関係各部】	地震－60
第15節	地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策		
		【関係各部】	地震－62
1	各施設・事業所に共通の事項		地震－62
2	各施設・事業所の計画において定める個別の事項		地震－62

第6章 復旧・復興対策 地震－64

第1節	防災関係機関の活動	【各部】	地震－64
1	吉田町		地震－64
2	防災関係機関		地震－65
第2節	激甚災害の指定	【調査部】	地震－68
第3節	震災復興計画の策定	【関係各部】	地震－68
第4節	復興財源の確保	【調査部】	地震－69
1	予算の編成		地震－69
2	復興財源の確保		地震－70
第5節	震災復興基金の設立	【調査部（財政管理課）】	地震－70
第6節	復旧事業の推進	【関係各部】	地震－70
1	復旧計画の策定		地震－71
2	基盤施設の復旧		地震－71
第7節	都市・農山漁村の復興	【統括部、関係各部】	地震－72
1	都市・農山漁村復興計画の策定		地震－72
2	都市の復興		地震－72
3	農山漁村の復興（主に都市計画区域外）		地震－73
第8節	被災者の生活再建支援	【関係各部】	地震－73
1	恒久住宅対策		地震－73
2	災害弔慰金等の支給		地震－74
3	被災者の経済的再建支援		地震－74
4	雇用対策		地震－74
5	要配慮者の支援		地震－75
6	生活再建支援策等の広報・PR		地震－75
7	相談窓口の設置		地震－76
8	保険の活用		地震－76

第9節 地域経済復興支援	【供給部（産業課）】	地震－77
1 産業復興計画の策定		地震－77
2 中小企業を対象とした支援		地震－77
3 農林漁業者を対象とした支援		地震－78
4 地域全体に影響を及ぼす支援		地震－78

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 地震－79

第1節 防災関係機関の活動	【各部】	地震－79
1 吉田町		地震－82
2 静岡市消防局		地震－82
3 静岡県警察		地震－82
4 自衛隊		地震－83
5 防災関係機関		地震－84
6 その他の公共的団体		地震－87
第2節 情報活動	【統括部、総務部、静岡市消防局】	地震－87
1 吉田町、静岡市消防局		地震－87
2 防災関係機関		地震－88
第3節 広報活動	【総務部】	地震－89
1 吉田町		地震－89
2 防災関係機関		地震－89
3 町民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法		地震－90
第4節 自主防災活動	【地区連絡部】	地震－90
第5節 緊急輸送活動	【統括部、総務部、供給部】	地震－92
1 吉田町		地震－92
2 防災関係機関		地震－93
第6節 自衛隊の支援	【統括部】	地震－93
第7節 避難活動	【地区連絡部】	地震－94
1 避難対策		地震－94
2 避難地の設置及び避難生活		地震－96
第8節 社会秩序を維持する活動	【関係各部】	地震－97
第9節 交通の確保活動	【総務部、土木部】	地震－98
1 陸上交通の確保対策		地震－98
2 海上交通の確保対策		地震－100
第10節 地域への救援活動		
	【供給部、上下水道部、保健部、都市環境部、地区連絡部】	地震－101
1 食料及び日用品の確保		地震－101
2 飲料水等の確保		地震－102
3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理		地震－102
第11節 町有施設設備等の防災措置	【関係各部】	地震－103
1 無線通信施設等		地震－103
2 公共施設等		地震－103
3 情報機器・情報システム		地震－105
第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置		
	【上下水道部、関係各部】	地震－106
第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	【関係各部】	地震－110
1 各施設・事業所に共通の事項		地震－110
2 各施設・事業所の計画において定める個別事項		地震－112
第14節 町が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	【関係各部】	地震－115

第3編 津波対策編

第1章 総則	津波－1
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	津波－1
1 吉田町	津波－1
2 静岡市消防局	津波－2
3 静岡県	津波－2
4 静岡県警察	津波－2
5 自衛隊	津波－3
6 防災関係機関	津波－3
第2節 過去の顕著な災害	津波－7
第3節 予想される災害	津波－9
1 静岡県第4次地震被害想定	津波－9
2 遠地津波	津波－10
第2章 平常時対策	津波－12
第1節 防災思想の普及	【防災課、学校教育課、関係各課】津波－12
第2節 自主防災活動	【防災課】津波－12
第3節 防災訓練の実施	【防災課、関係各課】津波－12
1 吉田町	津波－12
2 静岡県	津波－13
第4節 津波災害予防対策の推進	【関係各課】津波－13
1 避難誘導体制の確保	津波－13
2 津波に強いまちづくり	津波－15
3 津波避難施設等の整備	津波－17
4 社会資本総合整備計画	津波－17
5 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	津波－19
第3章 災害応急対策	津波－20
第1節 防災関係機関の活動	【各部】津波－20
1 吉田町	津波－20
2 静岡市消防局	津波－21
3 防災関係機関	津波－21
第2節 情報活動	【統括部、総務部】津波－25
1 津波情報等の種類	津波－25
2 津波情報等の伝達系統図	津波－29
第3節 広報活動	【総務部】津波－30
第4節 災害の拡大防止活動	【静岡市消防局、土木部、地区連絡部】津波－30
1 水防活動	津波－30
2 人命の救出活動	津波－31
第5節 避難活動	【統括部、総務部、地区連絡部、関係各部】津波－32
1 避難対策	津波－32
2 避難所の設置及び避難生活	津波－36

第6節 広域応援活動	【統括部】津波	38
1 行政機関及び民間団体の応援活動	津波	38
2 自衛隊の支援	津波	39
3 海上保安庁の支援	津波	40
第7節 地域への救援活動	【都市環境部・保健部】津波	41
1 防疫活動	津波	41
第8節 重要な施設及び設備等の対策	【関係各部】津波	42
1 公共施設等	津波	42

第4編 原子力災害対策編

第1章 総則 原子力 1

第1節 計画の目的	原子力	1
第2節 計画の性格	原子力	1
1 吉田町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	原子力	1
2 吉田町における他の災害対策との関係	原子力	1
3 計画の修正	原子力	1
第3節 計画の周知徹底	原子力	1
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	原子力	2
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	原子力	2
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	原子力	2
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた 防護措置の準備及び実施	原子力	3
1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施	原子力	3
2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	原子力	3
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	原子力	4
1 吉田町	原子力	4
2 静岡市消防局	原子力	4
3 静岡県	原子力	4
4 静岡県警察	原子力	5
5 指定地方行政機関	原子力	5
6 自衛隊	原子力	7
7 指定公共機関及び指定地方公共機関等	原子力	7
8 自主防災会	原子力	8
9 原子力事業者（中部電力株式会社）	原子力	8

第2章 原子力災害事前対策 原子力 9

第1節 基本方針	【各課】原子力	9
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び 防災要員の現況等の届出の受理	【防災課】原子力	9
第3節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	【防災課】原子力	9
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	【防災課、関係各課】原子力	10
第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	【防災課、関係各課】原子力	10
1 情報の収集・連絡体制の整備	原子力	10
2 情報の分析整理	原子力	11

3	通信手段・経路の多様化	原子力	12
第6節	緊急事態応急体制の整備	【防災課、関係各課】	原子力
1	警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	原子力	14
2	町原子力災害対策本部体制等の整備	原子力	14
3	オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制	原子力	15
4	長期化に備えた動員体制の整備	原子力	15
5	防災関係機関相互の連携体制	原子力	15
6	消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	原子力	15
7	自衛隊との連携体制	原子力	15
8	広域的な応援協力体制の拡充・強化	原子力	16
9	モニタリング体制等	原子力	16
10	専門家の派遣要請手続き	原子力	16
11	放射性物質による環境汚染への対処のための整備	原子力	16
12	複合災害に備えた体制の整備	原子力	17
13	人材及び防災資機材の確保等に係る連携	原子力	17
第7節	避難収容活動体制の整備	【防災課、学校教育課、関係各課】	原子力
1	避難計画の作成	原子力	17
2	避難所等の整備等	原子力	17
3	要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	原子力	18
4	学校等施設における避難計画の整備	原子力	19
5	不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成	原子力	19
6	住民等の避難状況の確認体制の整備	原子力	19
7	居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備	原子力	19
8	警戒区域を設定する場合の計画の策定	原子力	19
9	避難方法等の周知	原子力	19
第8節	緊急輸送活動体制の整備	【防災課、建設課】	原子力
1	専門家の移送体制の整備	原子力	20
2	緊急輸送路の確保体制等の整備	原子力	20
第9節	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	【静岡市消防局、関係各課】	原子力
1	救助・救急活動用資機材の整備	原子力	20
2	救助・救急機能の強化	原子力	20
3	原子力災害医療活動体制等の整備	原子力	21
4	安定ヨウ素剤の服用体制の整備	原子力	21
5	消火活動用体制の整備	原子力	21
6	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	原子力	21
7	物資の調達、供給活動体制の整備	原子力	21
8	大規模・特殊災害における救助隊の整備	原子力	22
第10節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	【防災課、総務課】	原子力
第11節	行政機関の業務継続計画の策定	【関係各課】	原子力
第12節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	【防災課、学校教育課、関係各課】	原子力
第13節	防災業務関係者の人材育成	【防災課、関係各課】	原子力
第14節	防災訓練等の実施	【防災課、静岡市消防局】	原子力
1	訓練計画の策定	原子力	24
2	訓練の実施	原子力	24
3	実践的な訓練の実施と事後評価	原子力	25
第15節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	【関係各課】	原子力

第16節	災害復旧への備え	【関係各課】	原子力-25
第3章	緊急事態応急対策		原子力-26
第1節	基本方針	【各部】	原子力-26
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	【統括部、総務部】	原子力-26
1	施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡		原子力-26
2	応急対策活動情報の連絡		原子力-27
3	一般回線が使用できない場合の対処		原子力-28
4	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動		原子力-28
第3節	活動体制の確立	【統括部、関係各部】	原子力-29
1	町の活動体制		原子力-29
2	原子力災害合同対策協議会への出席等		原子力-31
3	専門家の派遣要請		原子力-31
4	応援要請及び職員の派遣要請等		原子力-31
5	自衛隊の派遣要請等		原子力-31
6	原子力被災者生活支援チームとの連携		原子力-32
7	防災業務関係者の安全確保		原子力-32
第4節	避難、屋内退避等の防護措置	【統括部、関係各部】	原子力-33
1	避難、屋内退避等の防護措置の実施		原子力-33
2	避難所等		原子力-39
3	広域一時滞在		原子力-40
4	避難の際の住民に対する避難退域時検査及び除染の実施		原子力-41
5	安定ヨウ素剤の服用		原子力-41
6	要配慮者への配慮		原子力-41
7	学校等施設における避難措置		原子力-42
8	不特定多数の者が利用する施設における避難措置		原子力-42
9	警戒区域の設定、避難の勧告・指示等の実効を上げるための措置		原子力-42
10	飲食物、生活必需品等の供給		原子力-42
第5節	治安の確保及び火災の予防	【統括部、牧之原警察署、静岡市消防局】	原子力-43
第6節	飲食物の摂取制限及び出荷制限	【供給部、保健部】	原子力-43
第7節	緊急輸送活動	【統括部、総務部、関係各部】	原子力-44
1	緊急輸送活動		原子力-44
2	緊急輸送のための交通確保		原子力-45
第8節	救助・救急、消火及び医療活動	【静岡市消防局、保健部】	原子力-45
1	救助・救急及び消火活動		原子力-45
2	医療活動等		原子力-46
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	【総務部】	原子力-48
1	住民等への情報伝達活動		原子力-48
2	住民等からの問合せに対する対応		原子力-49
第10節	自発的支援の受入れ等	【民生部】	原子力-49
1	ボランティアの受入れ		原子力-49
2	国民等からの義援物資、義援金の受入れ		原子力-49
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	【関係各部】	原子力-50
第4章	大規模地震対策		原子力-51
第1節	施設整備計画	【関係各課】	原子力-51
1	避難者収容施設の耐震化		原子力-51

2	橋りょう等の耐震化	原子力	51
3	通信連絡施設の整備	原子力	51
第2節	東海地震注意情報発表時等における対策	【防災課、関係各課】	原子力
第3節	地震災害応急対策	【関係各部】	原子力

第5章 原子力災害中長期対策 原子力 53

第1節	基本方針	【各部】	原子力
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	【関係各部】	原子力
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	【統括部】	原子力
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	【関係各部】	原子力
第5節	各種制限措置の解除	【関係各部】	原子力
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	【調査部、総務部】	原子力
1	災害地域住民の記録		原子力
2	災害対策措置状況の記録		原子力
第7節	被災者等の生活再建等の支援	【民生部】	原子力
第8節	風評被害等の影響の軽減	【供給部、総務部】	原子力
第9節	被災中小企業等に対する支援	【供給部】	原子力
第10節	心身の健康相談体制の整備	【保健部・民生部】	原子力

第5編 風水害対策編

第1章 総則 風水害 1

第1節	過去の顕著な災害	風水害	1
1	風水害	風水害	1
2	竜巻	風水害	3
3	地すべり等	風水害	3
4	土石流	風水害	3
第2節	予想される災害	風水害	4
1	風水害	風水害	4
2	高潮・高波	風水害	4
3	土砂災害	風水害	4

第2章 災害予防 風水害 6

第1節	総則	風水害	6
第2節	河川災害予防計画	【建設課、防災課】	風水害
1	河川の状況	風水害	6
2	河川の治水対策	風水害	6
3	浸水想定区域の指定に伴う実施事項	風水害	7
4	その他のソフト対策	風水害	8
5	連携体制の構築	風水害	8
第3節	海岸保全災害防除計画	【産業課】	風水害
第4節	漁港保全災害防除計画	【産業課】	風水害
第5節	道路・橋りょう災害防除計画	【建設課】	風水害
第6節	土砂災害防除計画	【建設課・防災課】	風水害

1 本町の土砂災害対策	風水害	9
2 土砂災害警戒情報の提供と活用	風水害	10
3 土砂災害防止法の施行	風水害	10
4 その他のソフト対策	風水害	12
第7節 農地災害防除計画	【建設課】風水害	12
1 たん水防除事業	風水害	12
第8節 倒木被害防除計画	【建設課】風水害	12
第9節 盛土災害防除計画	【関係各課】風水害	12
第10節 避難情報の事前準備計画	【関係各課】風水害	13
1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	風水害	13
2 住民への周知・意識啓発	風水害	13
第11節 避難誘導體制の整備計画	【関係各課】風水害	14
第12節 防災知識の普及計画	【関係各課】風水害	14
第13節 自主防災活動	【関係各課】風水害	15

第3章 災害応急対策計画 風水害 16

第1節 指定水防管理団体、水防機関	【統括部、土木部】風水害	16
1 指定水防管理団体	風水害	16
2 水防機関	風水害	16
第2節 水防管理団体の水防計画	【統括部、土木部】風水害	16
第3節 水防組織及び非常配備体制	【土木部、統括部、関係各部】風水害	17
1 吉田町水防本部	風水害	17
2 吉田町災害対策本部	風水害	17
第4節 水防に関する予警報	【土木部、統括部、関係各部】風水害	18
1 「水防活動」の気象注意報・気象警報等	風水害	18
2 洪水予報	風水害	18
3 水防警報	風水害	18
4 水位周知河川における水位到達情報	風水害	19
5 情報連絡体制	風水害	19
6 道路の通行規制に関する情報	風水害	22
第5節 情報収集・伝達	【総務部】風水害	22
第6節 広報活動	【総務部】風水害	22
第7節 水防信号及び水防標識	【統括部、土木部】風水害	23
1 水防信号	風水害	23
2 水防標識	風水害	23
第8節 避難のための立退	【統括部、地区連絡部、関係各部】風水害	23
第9節 水防区域の危険箇所	【統括部、土木部】風水害	23
第10節 水防に関係する施設及び資器材等の整備	【統括部、土木部】風水害	23

第6編 大火災対策編

「大火災対策計画」及び「大爆発計画」	大火災	1

I 大火災対策計画	大火災	3

第1章 総則	大火災	3

第1節	町、関係機関の業務の大綱	大火災-3
第2節	過去の顕著な災害	大火災-4
第3節	予想される災害	大火災-5
第2章	災害予防	大火災-6
第1節	消防体制の整備	【静岡市消防局、防災課】大火災-6
第2節	火災の予防対策	【静岡市消防局、防災課】大火災-6
第3節	火災気象通報の取扱い	【防災課】大火災-7
1	火災気象通報の基準	大火災-7
2	火災警報の発表	大火災-7
第3章	災害応急対策	大火災-8
第1節	大規模火災及び林野火災に対する消防活動	【静岡市消防局、防災課】大火災-8
第2節	情報伝達系統	【静岡市消防局、防災課】大火災-9
第3節	吉田町の対応	【関係各課】大火災-9
第4章	災害復旧	大火災-10
第1節	各機関が実施する対策	【関係各課】大火災-10
Ⅱ	大爆発対策計画	大火災-11
第1章	総則	大火災-11
第1節	町、関係機関の業務の大綱	大火災-11
第2節	過去の顕著な災害	大火災-12
1	静岡駅前地下街の爆発事故	大火災-12
2	掛川市内のレクリエーション施設の爆発事故	大火災-12
第3節	予想される災害	大火災-12
第2章	災害予防	大火災-14
第1節	ガス災害予防計画	【静岡市消防局】大火災-14
1	ガス保安体制の整備	大火災-14
2	ガス保安施設の整備	大火災-14
3	ガス災害の予防対策	大火災-14
第2節	危険物災害予防計画	【静岡市消防局】大火災-15
1	予防査察	大火災-15
2	保安教育	大火災-15
第3章	災害応急対策	大火災-16
第1節	町、関係機関の業務の大綱	【防災課、関係各課、静岡市消防局】大火災-16
第2節	情報伝達系統	【防災課、静岡市消防局】大火災-17
第3節	吉田町の対応	【防災課、関係各課、静岡市消防局】大火災-17
1	応急対策	大火災-17
2	町、県との連絡協議	大火災-18

3	事故の報告	大火災	18
4	吉田町災害対策本部の設置及び任務	大火災	18
第4章	災害復旧	大火災	19
第1節	原因究明と是正措置	【防災課、関係各課、静岡市消防局】	大火災 19
第7編 大規模事故対策編			
「道路事故対策計画」、「船舶事故対策計画」、「沿岸排出油事故等対策計画」 及び「航空機事故対策計画」			
		大事故	1
I	道路事故対策計画	大事故	3
第1章	総則	大事故	3
第1節	町、防災関係機関の業務の大綱	大事故	3
第2節	過去の顕著な事故	大事故	4
第3節	予想される災害	大事故	5
1	町内の道路状況	大事故	5
2	町内の交通量	大事故	5
3	町内の人身事故件数等	大事故	6
4	予想される道路事故の態様	大事故	6
第2章	災害予防	大事故	7
第1節	道路構造物の災害予防	【建設課】	大事故 7
第2節	道路管理者等の防災体制の整備	【建設課、関係各課】	大事故 7
第3節	危険物流出等に備えた資機材等の整備	【建設課】	大事故 8
第4節	防災訓練	【防災課、建設課、静岡市消防局】	大事故 8
第5節	関係機関との相互連携体制の整備	【防災課、建設課、静岡市消防局】	大事故 8
1	連絡窓口の明確化	大事故	8
第3章	災害応急対策	大事故	9
第1節	情報の収集伝達	【統括部、総務部】	大事故 9
第2節	応急体制	【関係各部】	大事故 9
1	吉田町	大事故	10
2	静岡市消防局	大事故	10
3	防災関係機関	大事故	10
第3節	危険物等の流出・散乱に対する応急措置	【関係各部、静岡市消防局】	大事故 11
1	拡散防止措置等	大事故	11
2	住民の安全確保	大事故	11
第4章	災害復旧	大事故	12
第1節	災害復旧計画の策定	【関係各課】	大事故 12
第2節	施設の復旧	【関係各課】	大事故 12
第3節	安全性の確認	【総務課、関係各課】	大事故 12

第4節 被害者等へのフォロー	【健康づくり課】	大事故－12
1 健康相談の実施		大事故－12
2 心の健康相談の実施		大事故－12
第5節 再発防止策の検討	【防災課、建設課、関係各課】	大事故－13
1 対応の評価		大事故－13
2 マニュアル等の見直し		大事故－13
Ⅱ 船舶事故対策計画		
第1章 総則		大事故－14
第1節 過去の顕著な事故		大事故－14
第2節 予想される事故と地域		大事故－15
第2章 災害予防		大事故－17
第1節 防災体制の整備	【関係各課、静岡市消防局】	大事故－17
第3章 災害応急対策		大事故－19
第1節 情報の収集・伝達	【統括部、総務部】	大事故－19
第2節 応急対策	【関係各部】	大事故－20
1 応急対策の流れ		大事故－20
2 吉田町、静岡市消防局		大事故－21
3 防災関係機関		大事故－21
Ⅲ 沿岸排出油等事故等対策計画		
第1章 総則		大事故－23
第1節 過去の顕著な災害		大事故－23
1 我が国における主な大規模油流出事故（昭和42年以降）		大事故－23
2 静岡県近海での最近の油流出事故		大事故－23
第2節 流出事故の主な対策		大事故－24
第3節 重油等の種類と性質		大事故－24
1 海洋での油等の防除義務者		大事故－26
2 漂着・回収後の油等の処理・処分責任者		大事故－27
3 重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等		大事故－28
第2章 災害予防		大事故－29
第1節 防災体制の整備	【関係各課、静岡市消防局】	大事故－29
第2節 防除資機材等の整備	【関係各課】	大事故－30
第3節 沿岸域及び海域利用情報の収集・整理	【産業課、関係各課】	大事故－30
第4節 海上交通の安全確保	【防災課】	大事故－31
第5節 人材の育成	【防災課、関係各課】	大事故－31
第6節 防災訓練	【防災課、関係各課】	大事故－31
第7節 関係機関との相互連携体制の整備	【防災課、関係各課】	大事故－31
第3章 災害応急対策		大事故－32

第1節 情報の収集・伝達	【統括部、総務部】	大事故－32
第2節 応急対策	【関係各部】	大事故－33
1 応急対策の流れ		大事故－33
2 吉田町、静岡市消防局		大事故－34
3 防災関係機関		大事故－34
第4章 災害復旧		大事故－38
第1節 災害復旧計画の策定	【関係各課】	大事故－38
第2節 施設の復旧	【関係各課】	大事故－38
第3節 安全性の確認	【総務課、関係各課】	大事故－38
第4節 再発防止策の検討	【防災課、産業課、関係各課】	大事故－38
1 対応の評価		大事故－38
2 マニュアル等の見直し		大事故－38
第5節 環境保全対策	【関係各課】	大事故－39
第6節 補償対策	【関係各課】	大事故－39
第7節 漁業経営対策	【産業課】	大事故－39
第8節 風評被害防止対策	【産業課、関係各課】	大事故－39
1 汚染魚介類の流通防止		大事故－39
2 海洋環境及び魚介類への影響調査		大事故－40
IV 航空機事故対策計画		大事故－41
第1章 総則		大事故－41
第1節 過去の顕著な事故		大事故－41
1 静岡県内で発生した主な航空機関連事故		大事故－41
2 国内で発生した主な航空機関連事故		大事故－41
第2節 予想される事故と地域		大事故－42
第2章 災害予防		大事故－43
第1節 防災体制の整備	【関係各課、静岡市消防局】	大事故－43
第3章 災害応急対策		大事故－45
第1節 情報の収集・伝達	【統括部、総務部】	大事故－45
1 静岡空港等において航空機事故が発生した場合		大事故－45
2 1以外の地域において航空機事故が発生した場合		大事故－46
第2節 応急対策	【関係各部、静岡市消防局】	大事故－46
1 吉田町、静岡市消防局		大事故－46
2 防災関係機関		大事故－47
<特記事項>		
1 搜索救難活動		大事故－48
2 消火・救助活動		大事故－49
3 医療救護活動		大事故－50
4 避難（関係市町）		大事故－51
5 入国管理、検疫、動植物検疫、税関		大事故－51
6 広報		大事故－51

計画の沿革

平成 24 年度	吉田町地域防災計画（原子力災害対策編）	新規策定（平成 25 年 3 月）
平成 25 年度	吉田町地域防災計画（共通対策編）	新規策定（平成 26 年 3 月）
	〃（地震対策編）	新規策定（平成 26 年 3 月）
	〃（津波対策編）	新規策定（平成 26 年 3 月）
	〃（原子力災害対策編）	修 正（平成 26 年 3 月）
	〃（風水害対策編）	新規策定（平成 26 年 3 月）
	〃（大火災対策編）	新規策定（平成 26 年 3 月）
	〃（大規模事故対策編）	新規策定（平成 26 年 3 月）
平成 26 年度	吉田町地域防災計画（共通対策編）	修 正（平成 27 年 3 月）
	〃（地震対策編）	修 正（平成 27 年 3 月）
	〃（津波対策編）	修 正（平成 27 年 3 月）
	〃（原子力災害対策編）	修 正（平成 27 年 3 月）
	〃（風水害対策編）	修 正（平成 27 年 3 月）
	〃（大火災対策編）	修 正（平成 27 年 3 月）
	〃（大規模事故対策編）	修 正（平成 27 年 3 月）
平成 27 年度	吉田町地域防災計画（地震対策編）	修 正（平成 28 年 3 月）
	〃（津波対策編）	修 正（平成 28 年 3 月）
平成 28 年度	吉田町地域防災計画（共通対策編）	修 正（平成 29 年 3 月）
	〃（地震対策編）	修 正（平成 29 年 3 月）
	〃（津波対策編）	修 正（平成 29 年 3 月）
	〃（原子力災害対策編）	修 正（平成 29 年 3 月）
	〃（風水害対策編）	修 正（平成 29 年 3 月）
	〃（大火災対策編）	修 正（平成 29 年 3 月）
	〃（大規模事故対策編）	修 正（平成 29 年 3 月）
平成 29 年度	吉田町地域防災計画（共通対策編）	修 正（平成 30 年 1 月）
	〃（地震対策編）	修 正（平成 30 年 1 月）
	〃（津波対策編）	修 正（平成 30 年 1 月）
	〃（原子力災害対策編）	修 正（平成 30 年 1 月）
	〃（風水害対策編）	修 正（平成 30 年 1 月）
	〃（大火災対策編）	修 正（平成 30 年 1 月）
	〃（大規模事故対策編）	修 正（平成 30 年 1 月）
平成 30 年度	吉田町地域防災計画（共通対策編）	修 正（平成 31 年 2 月）
	〃（地震対策編）	修 正（平成 31 年 2 月）
	〃（津波対策編）	修 正（平成 31 年 2 月）
	〃（原子力災害対策編）	修 正（平成 31 年 2 月）
	〃（風水害対策編）	修 正（平成 31 年 2 月）
	〃（大火災対策編）	修 正（平成 31 年 2 月）
	〃（大規模事故対策編）	修 正（平成 31 年 2 月）
令和元年度	吉田町地域防災計画（共通対策編）	修 正（令和 2 年 3 月）
	〃（地震対策編）	修 正（令和 2 年 3 月）
	〃（津波対策編）	修 正（令和 2 年 3 月）
	〃（原子力災害対策編）	修 正（令和 2 年 3 月）
	〃（風水害対策編）	修 正（令和 2 年 3 月）
	〃（大火災対策編）	修 正（令和 2 年 3 月）
	〃（大規模事故対策編）	修 正（令和 2 年 3 月）

令和 2 年度	吉田町地域防災計画（共通対策編）	修	正（令和 3 年 3 月）
	“（地震対策編）	修	正（令和 3 年 3 月）
	“（津波対策編）	修	正（令和 3 年 3 月）
	“（原子力災害対策編）	修	正（令和 3 年 3 月）
	“（風水害対策編）	修	正（令和 3 年 3 月）
	“（大火災対策編）	修	正（令和 3 年 3 月）
	“（大規模事故対策編）	修	正（令和 3 年 3 月）
令和 3 年度	吉田町地域防災計画（共通対策編）	修	正（令和 4 年 3 月）
	“（地震対策編）	修	正（令和 4 年 3 月）
	“（津波対策編）	修	正（令和 4 年 3 月）
	“（原子力災害対策編）	修	正（令和 4 年 3 月）
	“（風水害対策編）	修	正（令和 4 年 3 月）
	“（大火災対策編）	修	正（令和 4 年 3 月）
	“（大規模事故対策編）	修	正（令和 4 年 3 月）
令和 4 年度	吉田町地域防災計画（共通対策編）	修	正（令和 5 年 2 月）
	“（地震対策編）	修	正（令和 5 年 2 月）
	“（津波対策編）	修	正（令和 5 年 2 月）
	“（原子力災害対策編）	修	正（令和 5 年 2 月）
	“（風水害対策編）	修	正（令和 5 年 2 月）
	“（大火災対策編）	修	正（令和 5 年 2 月）
	“（大規模事故対策編）	修	正（令和 5 年 2 月）
令和 5 年度	吉田町地域防災計画（共通対策編）	修	正（令和 6 年 2 月）
	“（津波対策編）	修	正（令和 6 年 2 月）
	“（原子力災害対策編）	修	正（令和 6 年 2 月）
	“（風水害対策編）	修	正（令和 6 年 2 月）
令和 6 年度	吉田町地域防災計画（共通対策編）	修	正（令和 7 年 2 月）
	“（地震対策編）	修	正（令和 7 年 2 月）
	“（津波対策編）	修	正（令和 7 年 2 月）
	“（原子力災害対策編）	修	正（令和 7 年 2 月）
	“（風水害対策編）	修	正（令和 7 年 2 月）
	“（大火災対策編）	修	正（令和 7 年 2 月）
	“（大規模事故対策編）	修	正（令和 7 年 2 月）

第 1 編 共通対策編

第1章 総則

第1節 計画の策定

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、吉田町防災会議が作成する計画であり、吉田町にかかる防災に関し、町及び関係機関が災害予防、応急対策及び復旧対策に至る一連の防災活動を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を目的とする。

2 計画の構成及び内容

この計画は、本町における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の内容は次に示すとおりである。

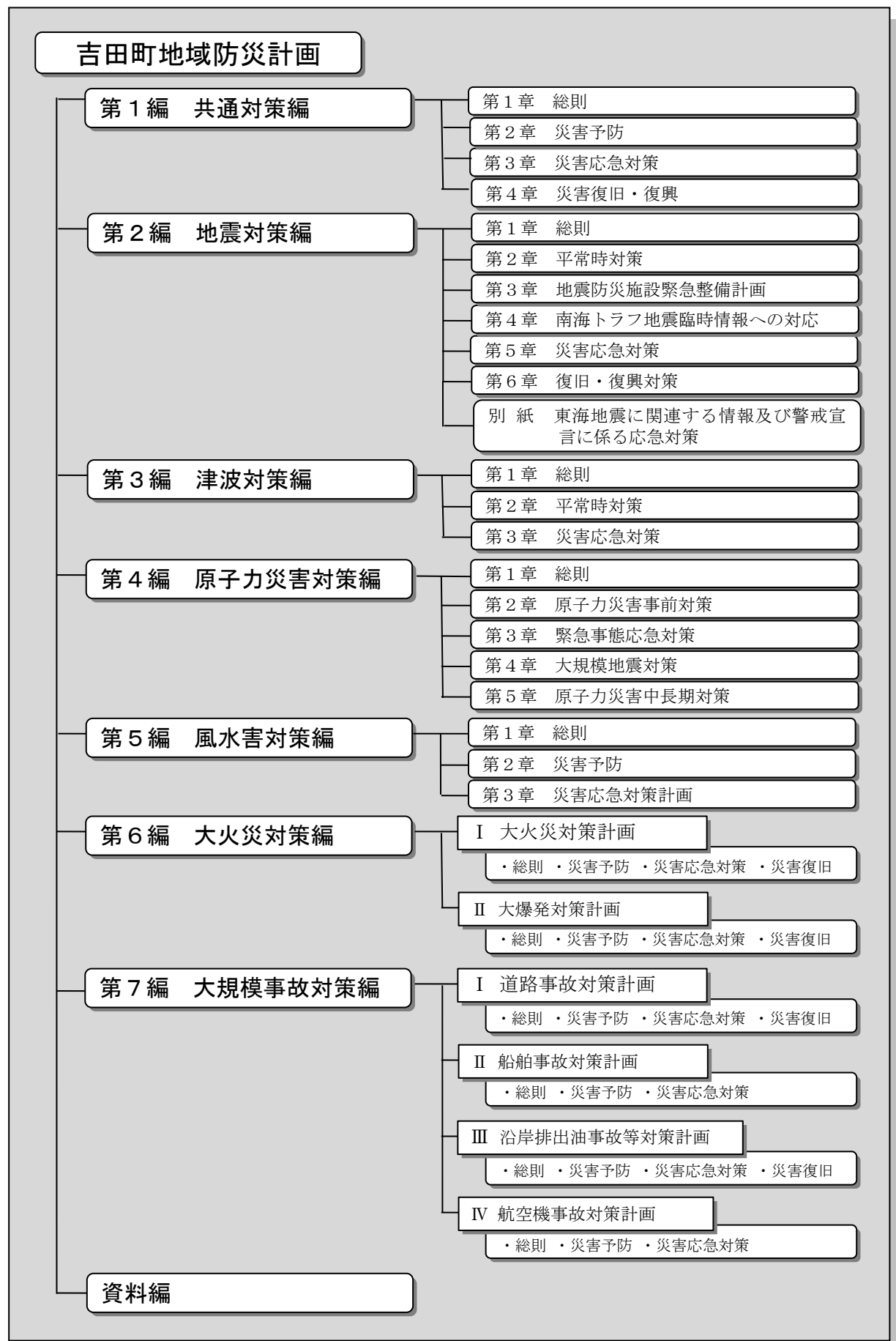
また、この計画の構成は、次頁に示すとおりである。

各編の名称	記 載 内 容
① 共 通 対 策 編	各編（2～7編）に共通する総則、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興
② 地 震 対 策 編	地震による災害対策
③ 津 波 対 策 編	津波（遠地津波を含む）による災害対策
④ 原子力災害対策編	原子力事故等による災害対策（平成25年3月に策定）
⑤ 風 水 害 対 策 編	風水害による災害対策
⑥ 大 火 災 対 策 編	大規模な火事、大爆発による災害対策
⑦ 大規模事故対策編	道路事故、船舶事故、排出油事故、航空機事故による災害対策
⑧ 資 料 編	各編に付属する各種資料

第1編 共通対策編

<第1章 総則>

【吉田町地域防災計画の構成】



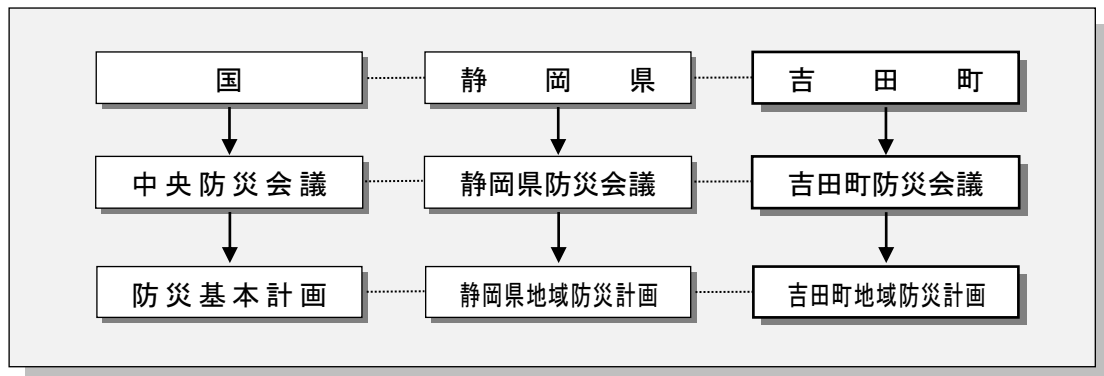
3 計画の運用等

(1) 他計画との関係

ア 静岡県地域防災計画との関係

この計画は、本町の地域にかかわる災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであり、静岡県地域防災計画と整合を図るものとする。

【国、県及び本町の防災会議並びに防災計画の関係】



イ 災害救助法との関係

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき静岡県知事が実施する救助のうち、同法第30条に基づき町長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

(2) 計画の修正

吉田町防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災対法第42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めたときは、速やかに修正する。

(3) 計画の習熟

各防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施してこの計画の習熟に努めるとともに、吉田町の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く町民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

吉田町の地域を管轄する指定地方行政機関及び防災関係各機関、その他の防災上重要な施設の管理者はそれぞれの所掌事務又は業務を通じて、吉田町の地域に係わる防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

第1編 共通対策編

<第1章 総則>

1 吉田町

町は、基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。(法第5条第1項)

処理すべき事務又は業務
ア 町防災会議に関する事務
イ 防災に関する組織の整備
ウ 防災に関する訓練の実施
エ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備及び点検
オ 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
カ 消防、水防その他の応急措置
キ 警報の発令、伝達及び避難の指示
ク 情報の収集、伝達及び被害調査
ケ 被災者の救難、救助その他保護
コ 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
サ 清掃、防疫、その他保健衛生
シ 緊急輸送の確保
ス 災害復旧の実施
セ その他災害の発生の防衛又は被害の拡大防止のための措置

2 静岡市消防局

処理すべき事務又は業務
ア 消防施設、消防体制の整備又は点検
イ 救助及び救援施設の維持管理に関すること
ウ 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること
エ 消防知識の啓発、普及に関すること
オ 火災発生時の消火活動に関すること
カ 水防活動の協力、救援に関すること
キ 被災者の救助、救援に関すること
ク 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること

3 静岡県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。(法第4条第1項)

処理すべき事務又は業務
ア 静岡県地域防災計画に掲げられている所掌事務
イ 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

4 静岡県警察

機関名	処理すべき事務又は業務
牧之原警察署	ア 災害時における住民の避難指導、誘導及び救助 イ 災害時の交通規制、犯罪の予防、その他の災害地における社会秩序の維持

5 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。（法第3条第1項）

機関名	処理すべき事務又は業務
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局 （静岡財務事務所）	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省静岡労働局 （島田労働基準監督署）	ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること

第1編 共通対策編

<第1章 総則>

機関名	処理すべき事務又は業務
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
経済産業省 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所)	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 (7) 所管施設の耐震性の確保 (4) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (9) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (5) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (6) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (7) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (4) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (9) 所管施設の緊急点検の実施 (5) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (6) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付(ただし、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う) (8) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
国土地理院中部地方測量部	ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。 イ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 ウ 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が町から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。 エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報

機関名	処理すべき事務又は業務
	等の提供に努める。 カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	ア 災害予防 (ア) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 (イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 (ウ) 港湾の状況等の調査研究 イ 災害応急対策 (ア) 船艇、航空機等による警報等の伝達周知 (イ) 船艇、航空機等を活用した情報収集 (ウ) 活動体制の確立 (エ) 船艇、航空機等による海難救助等 (オ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送 (カ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 (キ) 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 (ク) 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等 (ケ) 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 (コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 (サ) 海上における治安の維持 (シ) 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 ウ 災害復旧・復興対策
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局 (浜松事務所)	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方総監部	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第1航空団 (浜松基地)	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動

第1編 共通対策編

<第1章 総則>

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（法第6条第1項）

（1）指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社東海支社 （吉田郵便局）	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 （ア）被災者に対する郵便葉書等の無償交付 （イ）被災者が差し出す郵便物の料金免除 （ウ）被災地あて救助用郵便物の料金免除 （エ）被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会（静岡放送局）	気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報
中日本高速道路株式会社 （東京支社）	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 エ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
西日本電信電話株式会社 （静岡支店） （株）NTT ドコモ東海支社 （静岡支店）	ア 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策 イ 公衆電気通信の特別取扱い ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社静岡支店） エ 防災関係機関の重要通信の優先確保 オ 被害施設の早期復旧 カ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー E N E O S グローブ株式会社 ジクシス株式会社	L P ガスタンクローリー等による L P ガス輸入基地、2 次基地から充填所への L P ガスの配送
日本通運株式会社（焼津支店）	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行

機関名	処理すべき事務又は業務
福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	イ 災害時の応急輸送対策
中部電力パワーグリッド株式会社（島田営業所）	ア 電力供給施設の防災対策 イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ウ 災害時における電力供給の確保 エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用しての広報 オ 被災施設の調査及び復旧
KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するための事業活動を早期に再開する

(2) 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
都市ガス会社	ア ガス供給施設の防災対策 イ 二次災害の発生防止のための緊急遮断 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 エ 必要に応じて代替燃料の供給の協力 オ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県 LP ガス協会 （中部支部南榛原地区会）	ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ 被災施設の調査及び復旧 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報 エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
一般社団法人静岡県トラック協会（中部支部）、 一般社団法人静岡県バス協会、 商業組合静岡県タクシー協会 （志太榛原支部）	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
一般社団法人静岡県医師会 （榛原医師会） 一般社団法人静岡県歯科医師	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）

第1編 共通対策編

<第1章 総則>

機関名	処理すべき事務又は業務
会（榛原歯科医師会） 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点での交通整理支援
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者（※）等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
しずてつジャストライン株式会社（相良営業所）	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
ガス会社	ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ 被災施設の調査及び復旧
富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 ウ 空港利用者の避難場所等の確保及び調整 エ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 オ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊の受入支援

（※）要配慮者…高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（法第7条第1項）

機関名	処理すべき事務又は業務
自主防災会	ア 吉田町の実施する被害調査、応急対策についての協力 イ 住民に対する情報の連絡、収受 ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力 エ 罹災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力
ハイナン農業協同組合	ア 農作物、家畜等に係わる災害、病虫害の防除 イ 主食、野菜等の食料品、種もみその他災害復旧用資材の供給確保 ウ 農林業関係被害状況の情報の収集及び報告 エ 農業用機械、資材、肥料等の確保及び技術者の把握並びに緊急動員
吉田町商工会	ア 食料、生活必需品、救急薬品、災害復旧資材など防災関係諸物資の安定的供給の確保 イ ガス、石油類等危険物の保安 ウ 被災商工業者の業務の正常運営の推進 エ 災害時における物価安定についての協力 オ 吉田町が行う商工業関係の被害調査についての協力
南駿河湾漁業協同組合 吉田支所	ア 水産物の被害調査についての協力

機関名	処理すべき事務又は業務
	イ 災害時における水産物の確保 ウ 水産物等の災害応急対策についての指導
吉田町観光協会	ア 宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施 イ 災害時における宿泊者の救護 ウ 災害時における避難者の救護応援
吉田町交通指導員協議会	吉田町内の交通防災のための交通指導隊の編成
静岡県交通安全協会 (牧之原地区支部吉田分会)	災害時緊急交通路確保及び障害物除去の応援
吉田町赤十字奉仕団	ア 吉田町の実施する被害調査、応急対策についての協力 イ 住民に対する情報の連絡、収受 ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力 エ 罹災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力
吉田町社会福祉協議会	ア 災害ボランティア運営マニュアルの作成、訓練の実施 イ 吉田町災害ボランティアセンターの設置、運営 ウ 町の防災活動の支援とボランティアやボランティア団体の活動支援

【資料1.1-1 参照】

第3節 吉田町の地域環境

1 自然的条件

(1) 位置と概要

本町は、静岡市から約25km、浜松市から約50km、一級河川大井川河口西岸に位置している。

町域は、北は島田市、東は焼津市、西は牧之原市に接し、南は駿河湾に面しており、面積は20.73km²である。町域の北部に東名高速道路が東西方向に横断し、吉田インターチェンジが設置されており東京まで3時間以内、静岡市まで1時間以内の距離に位置している。

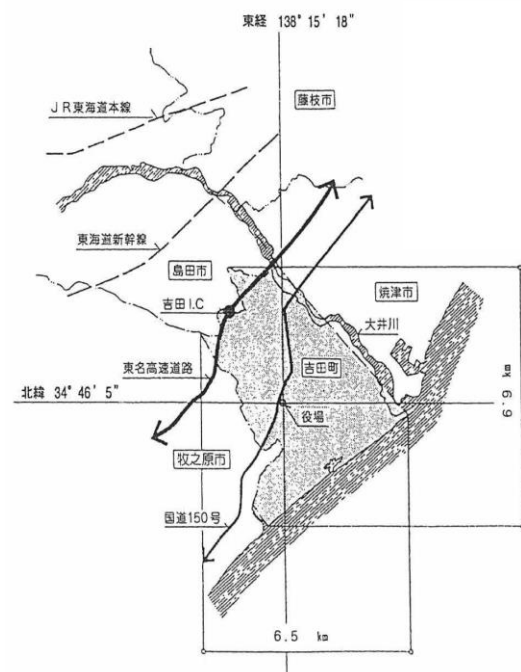
【位置と面積】

東西延長 (km)	南北延長 (km)	面積 (km ²)	役場の位置		
			東経	北緯	海拔
6.5	6.9	20.73	138° 15′	34° 46′	7.8m

(2) 地形・地質

本町は、大井川沿いの扇状地と坂口谷川の沖積平野で構成される標高20m未満の平坦地が約9割を占め、駿河湾沿いの砂州・浜堤列上には、既存の市街地が形成されている。

本町の地質は大井川の沖積によってできた三角州、いわゆる扇状地であるため砂層礫層、粘土層などからなっていると考えられ、一部土砂災害警戒区域等があるが、町全体としては、ほぼ平坦地である。坂口谷川沿いは、砂堆により閉塞された泥層の低地となる。牧之原台地の高位段丘礫層が相良層群をおおい、坂部原礫層とよばれ浸食は進



第1編 共通対策編

<第1章 総則>

んでいるが、堆積面は保存されている。

(3) 河川・海岸

町内の河川は、湯日川と坂口谷川（ともに2級河川）があり、これらの支川では降雨時に排水不良の箇所があり、浸水の危険性もある。

海岸には吉田漁港を有するとともに、海岸線には津波堤が整備されている。また、平成17年度から平成21年度にかけて津波対策の一環として津波・高潮防災ステーションを整備し、陸間の自動化・遠隔操作化を実現している。

(4) 気候

年平均気温は約17.5℃で、県内でも高い地域である。日照時間も比較的長く、海陸風の循環によって年間を通してしのぎやすく、年平均風速は3.8m/sである。年降水量は約1,875mmであり、梅雨期や台風期に限らず局地的大雨が観測される傾向である。（令和5年）

（資料：静岡市吉田消防署）

2 社会的条件

(1) 人口

ア 人口・世帯数等の推移

本町の人口は、令和6年3月31日現在29,139人、世帯数は12,252世帯となっている。

最近5年間ににおける人口推移は、令和2年から僅かながら減少している。それに対して、世帯数は増加傾向にあるものの、1世帯当たりの人数は減少しており、令和6年は2.38人となった。

【人口・世帯数の推移】

[各年3月31日現在]

区 分	人 口				世帯数	1世帯 当たり人 員	人口密度 (人/k㎡)	外国人 登録人口	高齢化率 (65歳以上)
	男	女	計	対前年 増加率					
令和2年	14,731	14,828	29,559	△0.26%	11,537	2.56	1,426	1,701	25.10
令和3年	14,670	14,712	29,382	△0.60%	11,728	2.50	1,417	1,826	25.55
令和4年	14,558	14,552	29,110	△0.93%	11,713	2.49	1,404	1,817	26.17
令和5年	14,632	14,585	29,217	0.36%	12,077	2.42	1,410	2,159	26.16
令和6年	14,589	14,550	29,139	△0.26%	12,252	2.38	1,406	2,355	26.53

資料) 町民課、福祉課

注1) 外国人人口を人口及び世帯数に含む。（住民基本台帳法改正（H24.7.9）のため）

イ 地区別人口

本町の自治会の人口は、住吉が最も多く、令和6年3月31日現在で9,873人と総人口の約33.9%を占めている。以下順に、北区の7,497人で約25.7%、川尻の6,030人で約20.7%、片岡の5,739人で約19.7%となっている。

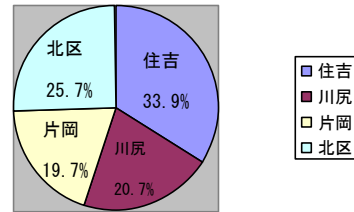
【自治会別人口の推移】

[各年3月31日現在]

区分	住吉	川尻	片岡	北区	合計
令和2年	10,235	6,169	5,844	7,311	29,559
令和3年	10,074	6,113	5,793	7,402	29,382

令和4年	9,940	6,075	5,759	7,336	29,110
令和5年	9,982	6,114	5,712	7,409	29,217
令和6年	9,873	6,030	5,739	7,497	29,139

資料) 町民課



令和6年3月31日現在

ウ 人口動態の推移

本町の社会動態は令和元年度までは転入が転出を上回り増加していたが、人口動態は過去5年間では減少傾向にある。

【人口動態（自然・社会）の推移】

区 分	自然動態			社会動態			その他の増減	人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減		
令和元年度	205	320	△115	1,513	1,450	63	△25	△77
令和2年度	205	315	△110	1,287	1,302	△15	△52	△177
令和3年度	188	295	△107	1,023	1,162	△139	△26	△272
令和4年度	166	342	△176	1,677	1,396	281	2	107
令和5年度	161	347	△186	1,508	1,378	130	△22	△78

注) 外国人人口を含めた増減

資料) 町民課

エ 昼夜別人口の推移

本町の場合、流出入口に比べ流入人口が多いことから、夜間人口（常住人口）よりも昼間人口が多く、昼間人口指数は、令和2年で1.05となっている。

【昼夜別人口の推移】

[各年10月1日現在]

区分	常住人口 (夜間人口) a	流入人口 b	流出人口 c	流出入の差 b-c	昼間人口 d	昼間人口指数
平成12年	27,479	8,455	7,105	1,350	28,829	1.05
平成17年	28,648	9,539	7,796	1,743	30,391	1.06
平成22年	29,815	9,702	8,278	1,424	31,239	1.05
平成27年	29,093	9,733	8,566	1,167	30,260	1.04
令和2年	28,919	9,655	8,151	1,504	30,423	1.05

資料) 国勢調査

(2) 建物

建物の耐震化については、昭和46年に十勝沖地震（昭和43年）を教訓に建築基準法の見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し修正された。さらに、昭和56年に宮城県沖地震（昭和53年）を教訓に、新耐震設計法が抜本的に見直され、耐震設計基準が大幅に改正された。

第1編 共通対策編

<第1章 総則>

本町の住宅棟数は、平成30年10月1日現在、全部で10,190棟あり、そのうち耐震上問題が懸念される昭和55年以前に建築された住宅は1,480棟で全体の約14.5%を占めている。なかでも昭和45年以前に建築された住宅は660棟で全体の約6.5%となっている。

本町の住宅について、建築時期、住宅の種類、構造別に集計した結果を次の表に示す。

【建築時期別、構造別の住宅数】

[平成30年10月1日現在]

区 分	総数	住宅の種類		構 造				
		専用住宅	店 舗 その他の 併用住宅	木造	防火木造	鉄筋・鉄 骨コンク リート造	鉄骨造	その他
<住宅総数>	10,190	10,000	200	2,830	4,360	2,460	480	60
昭和45年以前	660	600	60	460	150	50	-	-
昭和46年～55年	820	790	30	360	190	250	10	-
昭和56年～平成2年	1,840	1,750	90	640	920	210	70	-
平成3年～12年	2,080	2,060	20	580	1,060	320	90	40
平成13年～22年	2,750	2,740	10	440	1,430	750	110	20
平成23年～27年	670	670	-	110	380	180	-	-
平成28年～30年9月	370	370	-	20	70	240	50	-

資料) 総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査報告」

(3) 交通

本町は、北側に東名高速自動車道、町中央部に国道150号が東西に走っている。東名高速道路には吉田インターチェンジがあり、朝夕及び夏期の行楽シーズンには著しい渋滞が発生する。国道150号の富士見橋付近や主要地方道焼津榛原線の太平橋付近では朝夕渋滞しており、行楽シーズンにおける滞留客と渋滞による緊急輸送の妨げなどが懸念される。

また、隣接地に平成21年6月富士山静岡空港が開港し、榛南幹線、東名川尻幹線、住吉幹線、富士見幹線等主要道路が整備され、更なる変貌が見込まれる。

(4) 土地利用

本町の地目別面積の割合は、その他を除くと住宅が最も多く全体の36.5%を占めている。以下順に、田の13.8%、畑の6.5%、池沼の2.4%となっている。

【土地の地目別面積】

[各年1月1日現在(単位:ha)]

区分	総面積	田	畑	住宅	山林	原野	池沼	その他
令和2年	2,073	295	137	740	15	1	55	830
令和3年	2,073	292	136	744	15	1	53	831
令和4年	2,073	291	135	747	15	1	52	832
令和5年	2,073	289	135	752	15	1	51	830
令和6年	2,073	286	134	756	15	1	50	831

資料) 税務課「固定資産に関する概要調書」

(5) デジタル技術の活用

デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第4節 予想される災害

1 地震・津波

駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。

特に1854（嘉永7）年12月23日の安政東海地震（マグニチュード8.4）では、当地でも大きな被害を受け、住吉では瓦ぶきの家は全滅し、残った板ぶき、かやぶきの家も大方傾き、与五郎新田・神戸では助かった家は数えるほどしかなかった。また大地が裂けて泥水を吐いた所も多かった。震度は与五郎新田・神戸で7、川尻・住吉で6～7であった。また、海岸では4～5mの高さの津波が襲った。

東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、安政東海地震発生後、150年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。

県下における近年の大地震としては、1930（昭和5）年の北伊豆地震（マグニチュード7.3）、1935（昭和10）年の静岡地震（マグニチュード6.4）、1944（昭和19）年の東南海地震（マグニチュード7.9）、1974（昭和49）年の伊豆半島沖地震（マグニチュード6.9）、1978（昭和53）年の伊豆大島近海地震（マグニチュード7.0）、2009（平成21）年の駿河湾の地震（マグニチュード6.5）、2011（平成23）年の静岡県東部の地震（マグニチュード6.4）などがある。

また、今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。

なお、静岡県では平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第4次地震被害想定の第一次報告（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下、本計画において、「レベル1の地震・津波」という。）と、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下、本計画において、「レベル2の地震・津波」という。）（以下、本計画において、2つを併せて「レベル1・2の地震・津波」という。）に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの）によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、最悪の場合、県内では10万人を超える死者数、本町においても約4,500人の死者数の発生が想定されている。このほかに、神奈川県西部や山梨県東部、伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震へも注意を払っておく必要がある。

以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「東海地震等」という。

なお、津波については、これらの沿岸の地震によるものに対する警戒はもとより、太平洋の遠方の海域を震源域とする遠地津波についても警戒が必要である。

2 原子力災害

本町から南西へ約15kmの位置に浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う災害対策が必要である。

静岡県では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を、本町を含む御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市、袋井市、焼津市の全域、藤枝市、島田市、森町、磐田市の一部地域としている（詳細は「静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）」参照）

なお、発電所内で環境への影響のないトラブル等が発生した場合にも、原子力発電所に対する町

第1編 共通対策編

<第1章 総則>

民の関心は高いことから、適切な広報・情報伝達が必要である。

3 風水害

大井川本流は、国で直轄管理されており、明治末期以来大きな災害は発生していないが、氾濫注意水位を越えることはしばしばあり、河口部分を含め完全整備が望まれている。

低標高地域、崖崩れ危険地域をかかえ、集中豪雨、あるいは台風のもたらす風雨は、中小河川の氾濫や、局地的災害を引き起こすことが予想される。

一方、地域開発によって、冠水地域の移行現象もみられ、秩序ある都市計画が望まれる。

4 高潮・高波

駿河湾に面する約5kmの海岸地区においては、台風・低気圧等による高潮・高波の影響を受けやすく、8月から10月にかけて台風の影響による高潮、高波が、11月下旬から3月にかけては海上を連吹する西風のため、高波が予想される。

5 土砂災害

本町には、急傾斜地崩壊危険箇所が13箇所（横山2箇所、向原2箇所、山ノ根・寺門前・片岡・神戸A・神戸B・神戸C・神戸D・神戸E・神戸F各1箇所）あり、このうち山ノ根及び横山の各区域が急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けている。

また、上記の急傾斜地崩壊危険箇所のうち、横山(1)、横山(2)、向原、向原(1)、山ノ根、寺門前を対象として、平成26年2月25日に土砂災害（特別）警戒区域を指定された。さらに、片岡、神戸A、神戸B、神戸C、神戸D、神戸Eを対象として、平成30年2月2日に土砂災害（特別）警戒区域が指定された。

これらの指定状況については、【資料1. 1－2】に示すとおりである。

6 火災・爆発

近年の社会情勢の変遷により火災発生要因も多様化し、住宅密集地においては、気象条件等により、大火に発展することも予想される。また、企業進出や倉庫等の大規模建築物の増加に伴い、火災防御の困難性の増大と人命にかかわる火災の発生も予想される。

7 大規模事故

本町においては、以下の大規模事故災害の発生が予想される。

本町では、東名高速自動車道、国道150号、県道が町内を縦横断しているため、交通量も多く交通災害が多発する傾向にある。また、県内の港に出入りする船舶や東西に往来する船舶が多いことから、衝突、座しょうによる遭難、火災、油流出等の災害が予想される。また、平成21年6月に隣接地に富士山静岡空港が開港したことにより、航空機事故についても体制の整備等が必要と考えられる。

第 2 章 災害予防

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

第 1 節 通信施設等整備改良計画

【防災課、静岡市消防局】

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化、及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化などの防災対策の推進を図るものとする。

1 無線通信施設の現況

区 分	内 容
同時通報用無線	本庁舎 3 階無線室に設置され、ここから町内の子局に放送する。 地域住民に放送が伝わらないことがないように子局の増設に努める。 (アナログ周波数 65.58125 MHz) (デジタル周波数 68.82 MHz) 【資料 1. 2-1】参照
防災行政無線 (移動系)	対策基地(庁舎東側公用車駐車場)に基地局を設置し、各移動局(車載・携帯無線機)との間で、災害情報の収集や指令等に使用する。 (周波数 268.15625 MHz) 【資料 1. 2-2】参照
全国瞬時警報システム (J-ALERT)	通信衛星と町の同報系防災行政無線を利用し、津波情報などの緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムで、平成 18 年に導入し、平成 22 年度の防災情報通信設備整備事業交付金を利用し、再整備を図った。
MCA無線移動系	防災行政無線のバックアップ機能として整備しており、災害対策本部と各地区本部及び消防団との情報連絡、各地区内の情報連絡に使用する。 また、県(中部方面本部)及び中部電力(株)島田営業所にも配備しており、非常時における通信手段の確保を図っている。 【資料 1. 2-4】参照
消防総合情報システム	平成 28 年 4 月から、静岡地域(静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町)消防救急広域化が開始された。 静岡市消防局に整備されている消防総合情報システムにより、火災・救急・救助等の災害通報受信と正確・迅速な出動指令及び効率的な部隊運用を行うとともに、部隊への活動支援情報の提供、関係機関との連絡調整及び情報収集を行っている。

静岡県デジタル防災通信システム	県庁内に基地局を設置し、県、市町、防災関係機関とを衛星回線及び地上無線回線で結び、無線ファックスも使用できる。町内には町役場に設置してある。 県では、平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図っている（静岡県デジタル防災通信システム）。地上系は平成25年12月から運用を開始した。 【資料1．2－6】参照
非常の場合の無線通信	総務大臣は、電波法第74条に基づき、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要な無線通信を行わせることができる。
障害のある方への情報伝達体制の整備	町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 整備計画

災害時に電気及び電話が一時的に途絶した場合に、情報連絡体制が確保できるように、短期～中長期的に無線通信網の整備を図る。

被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、災害時要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

区 分	内 容
通信設備の防災対策	ア 町民等への情報伝達手段の充実・強化を図るため、同報無線のデジタル化の整備を進める。 イ 災害時には、停電等による無線機の使用不能状態も考えられるので、予備機、非常電源等対策を講じておく。 ウ 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。 エ 無線従事者（特殊無線技士）の育成、平常時の保守点検、通信訓練を計画的に実施する。無線施設の管理運用については、「吉田町防災行政用無線局管理運用規程」に定める。 【資料1．2－3】参照

気象観測施設の充足整備	ア 町内の台風、局地的豪雨、その他異常気象及び地震に関する情報を迅速に把握し、監視、記録をもって防災対策に資するため、気象観測等の設備の整備を図る。 イ 県では、「静岡県土木総合防災情報システム」(SIP0SⅢ)の本格運用を平成22年4月から開始し、これにより気象情報、防災情報、ライブカメラ映像、雨量・水位情報のリアルタイムでの提供が可能となった。 ウ 国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所が整備している監視カメラの映像を町の津波・高潮防災ステーションに接続したことで、河川や海岸の状況がリアルタイムに把握することが可能となった。
被災者等への情報伝達手段の整備	町は、被災者等への情報伝達手段として、特に、町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 また、災害時に孤立地域が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制整備に努める。
防災関係機関等相互間の通信手段	フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。 町は通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

第2節 防災資機材整備計画

【防災課、関係各課、静岡市消防局】

この計画は、本町が保有する災害応急対策に必要な資機材を整備する計画を明らかにし、有事に際してその機能を有効かつ的確に活用できるようにするため、平常時からこれらの整備点検についての計画も合わせて明らかにするものとする。

1 必要な機械器具

町民等の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、風水害、火災、地震等の災害による被害を軽減するため、静岡市消防局と連携し、必要な機械器具を確保しておくものとする。また、町は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

- ア 整備点検は常時行い、有事の際の活動に万全を期するものとする。
- イ 消防団の機械器具及び消防水利は別に定める。

2 その他の資機材

防災の用に供するための資機材は、【資料1. 2-7】に定めるとおりであるが、年次計画により不足資機材の整備充実を図るものとする。

なお、不足資機材については、現に各部で保有する資機材をもって対処する。

第3節 道路等災害防止計画

【建設課】

この計画は、豪雨、地震等の異常気象時における道路交通の危険防止を図ることを目的とする。

区 分	内 容
道路交通の災害 予防計画	道路管理者は、豪雨、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。 ア 安全施設等の整備 イ 防災体制の確立（情報連絡を含む。） ウ 異常気象時の通行規制区間の指定 エ 通行規制の実施及び解除 オ 通行規制の実施状況に関する広報

第4節 防災知識の普及計画

【防災課、学校教育課、関係各課】

災害が発生しても被害を最小限にとどめるため、町職員をはじめ、町民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

また、災害対策関係職員及び町民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

区 分	内 容
町・静岡市 消防局及び 県	多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて防災に関する教育の普及促進を図る。 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要するもの（要配慮者）に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進する。 家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 専門家（風水害にあつては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。
教育機関	防災に関する教育の充実に努める。

1 普及方法

町は県の協力を得て、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害や防災に関する町民の理解向上に努めるとともに、防災知識の普及を図る。

区 分	内 容
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。 また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。
ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及	町民等に対し、その時期に応じてラジオ・テレビ・新聞等の広告媒体を通じ、また、広報よしだ等の印刷物を作成・配布し防災知識の高揚を図る。
映画、スライド、講演会等による普及	町民並びに防災関係者等に対し、映画、スライド、研修会、講演会等を適宜開催して、防災知識の普及を図る。
ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及	町民等に対し、町のホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

2 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。
 普及事項は、おおむね次のとおりである。

普及事項	ア 防災気象に関する知識 イ 防災の一般的知識 ウ 町地域防災計画の概要 エ 自主防災会の意義 オ 災害危険箇所に関する知識 カ 災害時の心得 (ア) 災害情報等の聴取方法 (イ) 停電時の心構え (ウ) 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底 (エ) 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備 (オ) 避難所の適正な運営 (カ) その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等 (キ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について (ク) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動 キ 要配慮者及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼業の有無によるニーズの違いへの配慮

3 町の実施事項

気象、水防の知識、町の防災対策、災害救助措置等についての研修会、講演会を適宜開催して、災害時における適切な判断力と行動力及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。

(1) 町職員に対する防災教育

町職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

また、教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

- ア 地震・津波、風水害等の防災に関する基礎知識
- イ 東海地震等の災害発生に関する知識
- ウ 第4次地震被害想定の内容
- エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策
- オ 「吉田町地域防災計画」の内容と町が実施している地震等の防災対策
- カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識
- キ 職員等が果たすべき役割(職員の動員体制と任務分担)
- ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置
- ケ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置
- コ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- サ 家庭の地震等の防災対策と自主防災会の育成強化対策
- シ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項

上記のうち、カ～クについては、年度当初に各部等において、所属職員に対し十分に周知する。

また、各部等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

なお、上記のほか、吉田町教育委員会は「静岡県防災教育基本方針(県教育委員会編)」及び「学校の地震防災対策マニュアル(県教育委員会編)」によって、それぞれ職員に対して教育を行うものとする。

(2) 生徒等に対する教育

町教育委員会は、公立学校等(幼稚園・小・中学校)に対し、幼児・児童・生徒(以下「生徒等」という。)に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、私立学校においても、これに準じた教育を行うよう努めるものとする。

なお、防災教育は、住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等を考慮した上で継続して行うよう努めるものとする。

区 分	内 容
生徒等に対する指導	自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

	ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。 イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、災害ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。
応急救護の技能習得	中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の習得の徹底を図る。

(3) 保育園児に対する教育

町は、保育士を通じ園児に対し防災教育を行うものとし、園児が学んだ防災に関する知識を、地域社会において防災対策に活かせるよう努める。

区 分	内 容
保育士に対する研修	災害発生時の動員及び町災害対策本部、地区本部、保護者等との連携等、地震防災応急対策及び災害応急対策について研修を行う。
園児に対する指導	保育活動全体を通じて防災の基礎的知識、災害発生時の指導を行う。

(4) 町民に対する防災思想の普及

町は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、さらに、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへ配慮するよう努める。

特に、6月を「土砂災害防止月間」、8月30日から9月5日までを「防災週間」、11月を「地震防災強化月間」、11月5日を「津波防災の日」、12月第1日曜日を「地域防災の日」、1月17日を「防災とボランティアの日」、1月15日から21日までを「防災とボランティア週間」、3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」及び毎月1日を「防災の日」と定め、土砂災害、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、この場合、自主防災会及び専門的知識を持つ地域防災指導員、ふじのくに防災士その他防災士等の積極的な活用を図る。また、町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

町は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

区 分	内 容
一般的 な啓発	ア 東海地震等防災の基礎的な知識 イ 第4次地震被害想定の内容 ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基本的知識

第1編 共通対策編
 <第2章 災害予防>

区 分		内 容
		カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識 キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 コ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 サ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 シ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備 ス 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え セ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 ソ 避難生活に関する知識 タ 要配慮者及び男女双方の視点への配慮 チ 安否情報の確認のためのシステム ツ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性 テ 地域コミュニティ等との連携による文化財保護活動の重要性 ト 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底
	手段・方法	パンフレット、リーフレット、ポスター、ビデオテープ、DVD及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、県と協力して普及を図る。 特に突然発生した地震に対する町民等の行動指針について周知徹底を図る。
社会教育を通じての啓発		町教育委員会は、社会教育関係団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、町民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災に寄与する意識を高める。 文化財を災害から守り、後世に確実に継承するため、文化財に対する防災知識の普及を図る。
	啓発内容	町民に対する一般的な啓発に準ずる。その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。
	手段・方法	各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。
各種団体を通じての啓発		町は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。 これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。 また、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。
防災上重要な施設管理者に対する教育		町は、町内の不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。
相談窓口等		町は、それぞれの機関において、所管する事項について、町民の地震対策の相談に積極的に応ずる。
	総括的な事項	防災課
	建物等に関する事項	都市環境課

4 防災関係機関

西日本電信電話株式会社、中日本高速道路株式会社、電力会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第5節 防災のための調査研究

【防災課、関係各課】

風水害や地震災害等の自然災害は、地域的特性を有し、自然的・社会的条件があいまって、複雑、多様な現象を示す。したがって、本町の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、効果的な災害対策を推進するため、災害現象を科学的に分析し検討する調査研究を実施するよう努める。また、災害予防計画の一環として実施する調査研究は、最終的に防災対策に資することを目的としており、したがって、解決すべき問題の優先順位を明確化し、計画的な調査研究を実施するよう努める。

1 調査、研究事項

調査研究内容
ア 本町の地形、地質的素因が自然的災害の発生に当たってどのような反応を示すか調査・検討する。
イ 古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。
ウ 災害史の検討により災害発生メカニズムを理解する。
エ 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。
オ 要防災の程度を区分する。
カ 災害危険区域を対象に具体的な調査を実施する。
（ア）災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができる。こうした防災基礎調査の活用は従来、とくにおおざりにされがちであったため、結果的に大きな災害をもたらすことがあった。このような点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して概況の把握に努める。
（イ）本町においては都市化の進展に伴い、農地の減少と市街地の拡大により災害形態の複雑化が予想される。このような新しいタイプの災害発生を未然に防ぐため、事前に対策を検討しておく必要がある。
キ 災害危険区域の防災パトロールの実施 危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。
ク 防災関係機関との情報交換 国、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画、情報については、連絡を密にしてそれらとの情報交換に努める。
ケ 情報通信網の活用 情報通信分野をはじめ、めざましく進歩する科学技術を防災行政へ積極的に活用する。

2 災害発生状況調査

区 分	内 容
地 震	過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
津 波	過去の主な津波被害の発生状況を整理するとともに、津波観測技術や津波の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の基礎とする。
風 水 害	過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
火 山	過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の基礎とする。
大 火 災	火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第6節 住民の避難体制

【防災課、関係各課】

町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難地・避難路の周知啓発

町は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難地・避難路の安全性の向上

町は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、町は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

（1）避難地

- ① 避難地標識等による住民への周知
- ② 周辺の緑化の促進
- ③ 複数の進入口の整備

（2）避難路

- ① 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- ② 落下・倒壊物対策の推進
- ③ 誘導標識、誘導灯の設置

④ 段差解消、誘導ブロックの設置

3 避難所の指定、整備

町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1) 避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ① 町は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- ② 町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- ③ 町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ④ 町は、避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、町はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

- ⑤ 町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛

布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

- ⑥ 町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- ⑦ 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- ⑧ 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(2) 2次的避難所の整備

① 福祉避難所

- ・町は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、町は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。
- ・町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、希望する要配慮者をすべてを受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- ・町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- ・町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- ・町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

② 2次的避難所

- ・2次的避難所は、町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- ・町は、大規模な災害により多数の住民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- ・町は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場

合、速やかにその確保に努める。

4 避難地、避難所等の施設管理

(1) 町

町は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、市町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

- ① 避難所の管理者不在時の開設体制
- ② 避難所を管理するための責任者の派遣
- ③ 災害対策本部との連絡体制
- ④ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、町は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発

- ・町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる完全確保措置について、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、町から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、県及び町は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。

- ・避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは、「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。
- ・住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- ・県及び町は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

第7節 防災訓練

【防災課、関係各課】

災害対策本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、町民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また、町等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

項 目	内 容
総合防災訓練の実施	災害が発生した場合に、災害応急対策を迅速及び的確に実施するためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 そのため、町は、静岡市消防局、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災会、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を実施する。 ①水防（土砂災害） ②消火 ③交通規制 ④航空偵察 ⑤道路啓開 ⑥救出・救護 ⑦避難・誘導 ⑧通信情報連絡 ⑨救助物資輸送 ⑩避難所運営 ⑪給水・炊出し ⑫応急復旧 ⑬遺体措置 総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

項 目	内 容
町災害対策本部・地区本部要員訓練の実施	災害対策本部及び地区本部において応急対策活動に従事する職員に対し、実践に即した訓練を行う。
救助・救急関係機関の連携	町及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
防災訓練のための交通の禁止又は制限 （※県計画参考）	県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要と認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した法施行規則第5条に掲げる標示を設置することとなっている。 【資料1. 2-8～1. 2-10〔様式〕】参照
非常通信訓練	災害時において、災害地から町災害対策本部・地区連絡部及び静岡県中部方面本部並びに防災関係機関に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。
防災訓練実施後の評価等	防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第8節 自主防災会の育成

【防災課】

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、国、県、市町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災会の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

【資料1. 2-11】参照

1 自主防災会の概要

項 目	内 容
組 織	自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、県及び町は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つ

第1編 共通対策編
 <第2章 災害予防>

項 目	内 容	
	として、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。	
編 成	本部組織として、消火班、警備班、情報班、避難誘導班、救護班、給食班、要配慮者支援班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。	
活動内容	平常時	防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検、要配慮者の把握等を行う。
	災害時	地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援、要配慮者の避難誘導等を行う。

2 推進方法

町は、地域住民に対して、自主防災会の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

3 研修会等の開催

町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災会を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災会のリーダーの養成を図るものとする。

その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

4 町民の果たすべき役割

地震、津波等の防災に関し、町民が果たすべき役割は極めて大きい。町民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

項 目	内 容
平常時からの実施事項	ア 防災気象に関する知識の吸収 イ 地震防災等に関する知識の吸収 ウ 地域の危険度の理解 エ 家庭における防災の話し合い オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 キ 家屋の補強等 ク 家具その他落下倒壊危険物の対策 ケ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 コ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分。） サ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備

項 目	内 容
	シ 自動車へのこまめな満タン給油 ス 居住用の建物、家財への保険等の生活再建に向けた事前の備え セ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 ソ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）
南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項	平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。 ア 正確な情報の把握 イ 火災予防措置 ウ 非常持出品の準備 エ 適切な避難及び避難生活 オ 自動車の運転の自粛
災害発生後の実施事項	ア 出火防止及び初期消火 イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動 ウ 治療を要する負傷者の搬送 エ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 オ 自力による生活手段の確保

5 自主防災会の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災会により共同して実施することが効果的である。自主防災会は、町、消防団及び県等その他防災関係機関と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。

項 目	内 容
防災知識の啓発	正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災会が活動すべき内容、自主防災会の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。
防災委員の自主防災会内での活動	防災委員は吉田町地域防災指導員を充てるものとし、住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災会内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。
自主防災地図の作成	自主防災会は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。
自主防災会の防災計画書の作成	地域を守るために必要な対策及び自主防災会構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。
自主防災会の台帳の作成	自主防災会が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災会の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明

第1編 共通対策編
 <第2章 災害予防>

項 目	内 容
	らかにしておくため、自主防災会ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 なお、避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 ア 世帯台帳（基礎となる個票） イ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳） ウ 人材台帳 エ 自主防災会台帳
防災点検の日の設置	家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。
避難所の運営体制の整備	町の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、町及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。
防災訓練の実施	総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 この場合、他の地域の自主防災会、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。また、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。 ア 情報の収集及び伝達の訓練 イ 出火防止及び初期消火の訓練 ウ 避難訓練 エ 救出及び救護の訓練 オ 炊き出し訓練
地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

6 町の指導及び助成

項 目	内 容
地域防災力の強化と底上げ	町は、県中部地域局との連携のもと、自主防災会と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。
地域防災指導員の育成	ア 町は、自主防災会の活性化を図るため、地域防災指導員を認定する。 イ 町は、県と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の育成及び能力向上を図る。 ウ 地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。 (ア) 同一生活圏における複数の自主防災会の連携強化と防災情報の共有化 (イ) 個人指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導 (ウ) 町の施策の広報や推進、普及協力 (エ) 町に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達 (オ) 自主防災会長等の補佐、支援
自主防災に関	町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災会を充実するために、定期的に

項 目	内 容			
する意識の高揚	研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災会における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。			
	研修名	対象者	目的	
	自主防災会リーダー研修	自主防災会の中心的リーダー（会長・副会長・班長等）	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災会の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。	
	防災委員研修	防災委員（地域防災指導員）	防災上の知識・技能を修得し、自主防災会及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。	
組織活動の促進	町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災会が行う訓練、津波避難計画の作成、その他の活動の充実を図る。			
防災公園（北オアシスパーク）の活用	町は防災公園（北オアシスパーク）を設置し、災害発生時における被災者支援拠点等として次の事項について活用する。 ア 平常時は防災意識の啓発の場とする。 イ 災害時の避難場所、応急仮設住宅用地とする。 ウ 災害時の物資供給拠点とする。			
コミュニティ防災センターの活用	町はコミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。 ア 平常時は自主防災活動の中心として防災訓練及び防災知識の普及の場とする。 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災会の地震防災応急対策の活動拠点とする。 ウ 地震発生後は、津波災害が予想されない場合に限り、自主防災活動等の拠点とする。			
自主防災会への助成	町は、自主防災会の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、必要な助成を行う。			
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用	県及び町は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。			

7 自主防災会と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

消防団と自主防災会は、共に連携して地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化を図り、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

町は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第9節 事業所等の自主的な防災活動

【産業課、防災課】

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- ア 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- イ 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災会と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- ウ 発災後数日間、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- エ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、町が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- オ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

項 目	内 容
平常時からの防災活動の概要	ア 防災訓練 イ 従業員等の防災教育 ウ 情報の収集、伝達体制の確立 エ 火災その他災害予防対策 オ 避難対策の確立 カ 救出及び応急救護等 キ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 ク 施設及び設備の耐震性の確保 ケ 予想被害からの復旧計画策定 コ 各計画の点検・見直し
防災力向上の促進	・町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。 ・町は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。 ・町は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
事業継続計画（BCP）	事業所等は、事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防

項 目	内 容
の取組	止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

【防災課】

町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第11節 ボランティア活動に関する計画

【福祉課】

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。

項 目	内 容
ボランティア活動の支援	町は、社会福祉法人吉田町社会福祉協議会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 また、町は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。
ボランティア活動経費等の準備	ボランティアが災害時に活動する資機材の整備や初動経費の事前準備に努めるなど、事前にボランティアを活用できる環境を整備する。
ボランティアセンター運営マニュアルの作成	社会福祉法人吉田町社会福祉協議会は、吉田町災害ボランティア運営マニュアルを作成し、災害時において、ボランティアセンターの

	運営が円滑に行えるよう訓練を実施する。

第12節 要配慮者支援計画

【福祉課】

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。

町の要配慮者支援体制	町は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災会等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、介護事業所、障害福祉サービス事業所、障害者団体等の福祉関係者、NPO と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。 地域においては、町のみでなく、自主防災会が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 <table border="1" data-bbox="454 1052 1380 1220"> <tr> <td>行政機関</td><td>警察、消防、健康福祉センター、特別支援学校等</td></tr> <tr> <td>地域組織</td><td>自治会、町内会等</td></tr> <tr> <td>福祉関係、福祉関係団体</td><td>民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護事業所、障害福祉サービス事業所、障害者団体等</td></tr> </table>	行政機関	警察、消防、健康福祉センター、特別支援学校等	地域組織	自治会、町内会等	福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護事業所、障害福祉サービス事業所、障害者団体等
行政機関	警察、消防、健康福祉センター、特別支援学校等						
地域組織	自治会、町内会等						
福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護事業所、障害福祉サービス事業所、障害者団体等						
避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等	ア 町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。 イ 町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という。）を、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。 ウ 町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 エ 町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉協議会、自治会、自主防災会その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより名簿情報を提供する。 オ 上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。町						

	は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。 カ 町は、平成23年1月に「吉田町災害時要援護者避難支援計画」を策定（平成30年6月に「吉田町要配慮者避難支援計画」へ改定・名称変更）し、計画に「避難行動要支援者名簿」の作成を位置づけ、整備するものとする。また、「避難行動要支援者名簿」の作成、運用及び更新、「避難支援等関係者」等の詳細については【資料1. 2-12】を参照のこと。 キ 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 ク 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、静岡県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 ケ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 コ 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のために、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するように積極的に検討する。
防災訓練	町は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所及び福祉避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。
人材の確保	町は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。
物資・器材の確保	町は、要配慮者の避難生活を支援するため、必要となる物資・器材の備蓄に努める。
協働による支援	町は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。
地区防災計画との整合	町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
避難支援等関係	町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲

者等の安全確保	で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第13節 救助・救急活動に関する計画

【静岡市消防局】

項 目	内 容
救助隊・救急隊の整備	静岡市消防局は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊・救急隊の整備を推進する。
保健医療福祉調整本部の総合調整	町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第14節 応急住宅・災害廃棄物処理

【都市環境課】

項 目			内 容
応急住宅	応急仮設住宅	建設型応急住宅	町及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
		賃貸型応急住宅	町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
	公営住宅		
災害廃棄物処理			・町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 ・町は、国及び県とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。 ・市町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

【関係各課】

事業主体	内 容
町	・ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。 ・ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
重要施設の管理者	・ 町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保持する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い、平時から点検、訓練等に努めるものとする。 特に、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 ・ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 ・ 燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。 ・ 町、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
ライフライン事業者	・ 災害発生時に円滑な対応が図られるようライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 ・ ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提をして、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 ・ 電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 ・ 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。 ・ 下水道管理者は、民間事業者等との協定などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるものとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第16節 被災者生活再建支援に関する計画

【防災課・関係各課】

区分	内 容
人材育成	・町は、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡大等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。 ・研修を受講した担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。
実施体制の整備	・町は、災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。罹災証明については【資料1. 3-18】を参照のこと。 - ア 住家被害の調査及び罹災証明書交付の訓練 - イ 応援協定の締結 - ウ 応援の受入れ体制の構築
システムの活用	・町は、住家被害の調査及び罹災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第17節 町の業務継続に関する計画

【防災課・関係各課】

区分	内 容
業務継続体制の確保	町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。
業務継続計画等において定めておく事項	町は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。 ・首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 ・本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ・電気・水・食料等の確保 ・災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 ・重要な行政データのバックアップ ・非常時優先業務の整理

第18節 複合災害対策及び連続災害対策

【防災課】

町、県及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

町、県及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

【防災課・企画課】

町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第20節 災害に強いまちづくり

【防災課・都市環境課】

町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注）※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制等が、※2の例として環境に配慮した防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。

町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

町は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

また、町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化

第1編 共通対策編
＜第2章 災害予防＞

の促進を図るものとする。

町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

町は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 総則

【各部】

この計画は、町が指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の協力を得て実施する災害応急対策に係る計画とし、おおむね次の場合の措置とする。

項 目	内 容
町の責務	法第5条（市町村の責務）の規定に基づき、町の責務として実施する場合の措置
他の市町長等に対する応援の要求	法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定に基づき、他の市町長等に対して応援を要求する場合の措置
県知事に対する応援の要求等	法第68条（都道府県知事に対する応援の要求等）の規定に基づき、知事に対して応援を要求する場合の措置
災害派遣の要請の要求等	法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）の規定に基づき、知事に対して、災害派遣の要請の要求をする場合の措置

1 町地域防災計画と県地域防災計画との関係

法第42条（市町村地域防災計画）では、町地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にあるため、吉田町地域防災計画では、県と協力し、町が災害応急対策を実施するにあたって留意する事項について定める。

2 町の行う措置

法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき、町が行う応急措置はおおむね次のとおりとする。

町が行う措置
ア 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
イ 消防、水防その他応急措置に関する事項
ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
オ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
ク 緊急輸送の確保に関する事項
ケ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御、又は拡大の防止のための措置に関する事項

○上記ケとして行う措置の例は以下のとおりである。

- ・発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- ・大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等を

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

3 この計画を理解し実施するための留意事項

項 目	内 容
関係法律との関係	法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。
相互協力	- 法第4条（都道府県の責務）、第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。 - この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。 - 町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互御応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 - ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、町、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。
町の配慮すべき事項	ア 要請について 町長は、町地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。 イ 関係者への連絡周知について 町長は県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。
応援の指揮系統	この計画に基づき町等を応援する場合の指揮系統は、法第67条（他の市町村長に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援を受ける町長の指揮の下に行動するものとする。
協力要請事項の正確な授受	要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、町、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。 ア 機関名 イ 所属部部名 ウ 氏名
従事命令等の発動	法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

項 目	内 容
標示等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。
知事による 応急措置の 代行	法第 7 3 条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、町長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、当該町地域防災計画の定めるところより行うものとする。
経費負担	災害応急対策に要する経費については、法第 9 1 条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 【資料 1． 3－1】 参照 県が町長の要請により、他の都道府県、市町あるいは業者等から動員し又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第 2 節 組織計画

【各部】

この計画は、町の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害対策組織

項 目	内 容
吉田町防災会議	ア 編成 吉田町防災会議委員は、【資料 1． 3－2】に定めるところによるものとする。 イ 運営 吉田町防災会議条例【資料 1． 3－3】の定めるところによるものとする。 ウ 所掌事務 (ア) 吉田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 (イ) 町の地域に係る災害時において当該災害に関する情報を収集する。 (ウ) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

項 目	内 容
吉田町 災害対策本部	ア 編成 吉田町災害対策本部条例【資料1. 3-4】の定めるところによるものとする。具体的な本部編成については【資料1. 3-6】を参照のこと。 イ 設置基準 大規模な災害時で、町長がその対策を必要と認めるとき。 ウ 本部 災害対策本部は、町役場3階防災対策室に設置するものとする。 なお、本部の配置図は【資料1. 3-8(2)】を参照のこと。 エ 運営 吉田町災害対策本部条例の定めるところによるものとする。 オ 解散の基準 (ア) 災害の危険がなくなったとき (イ) 災害発生後における応急措置がおおむね完了したとき (ウ) その他本部長が認めたとき カ 本部設置及び解散の通知 本部長は本部が設置又は廃止されたときは災害対策関係機関【資料1. 1-1】に定めるもののうち、必要と認めるものに通報する。 キ 事務分掌 吉田町災害対策本部編成表による各部の事務分掌は、【資料1. 3-7】による。
吉田町水防本部	水防本部の組織に関し必要な事項は<第5編 風水害対策編>の定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。
その他	ア 標識 本部活動を円滑に進めるため、【資料1. 3-8(1)】のとおり標識を定めるものとする。 イ 本部職員の証票 本部職員の証票は、町職員身分証明書をもって兼ねるものとする。

第3節 動員・応援・受援計画

【統括部、総務部、関係各部】

この計画は、町長が動員を命令し、又は要請する場合の対象者及び実施期間、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

1 動員・応援の実施基準

区 分	内 容
動員・応援の時期	町長が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる。 なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

動員・応援対象者	ア 町職員 イ 消防団員 ウ 消防職員 エ 警察官 オ 交通指導員 カ 応急危険度判定士 キ 海上保安官	ク 海上保安官 ケ 県職員等 コ 医師、歯科医師又は薬剤師 サ 保健師、助産師又は看護師 シ 土木技術者又は建築技術者 ス 大工、左官又はとび職 セ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

2 実施方法

区 分	内 容
町職員の動員	・ 職員の動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応できる体制を整備するため、各部の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策をとるよう配慮するものとする。なお、具体的な職員の配備体制とその基準及び動員計画については「災害時等の初動活動マニュアル」及び【資料 1. 3-9、1. 3-10】に定めるところによる。 ・ 県及び町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。 ・ 町は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。
消防団の動員要請	動員要請は原則として、消防団を統括する消防団長に対して、下記事項により行うものとする。 ア 応援動員規模 イ 期間 ウ 作業内容及び作業場所 エ 資機材等 オ 集合時間及び集合場所 カ その他必要と認める事項
消防職員の動員要請	動員要請は、原則として静岡市長に対して行う。
警察官の応援動員要請	警察官の応援動員を必要とする場合は、牧之原警察署長に対し出動を要請する。
自衛隊の派遣要請	自衛隊の派遣に関し必要な事項は、「本章 第 26 節 自衛隊派遣要請の要求計画」の定めるところによるものとする。
海上保安庁に対する支援要請	海上保安庁への支援要請に関し必要な事項は、「本章 第 27 節 海上保安庁に対する支援要請の要求計画」の定めるところによるものとする。
関係機関等への協力要請	災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第 29 条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。 ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

区 分	内 容
	エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣について必要な事項
知事に対する 応援要請	町は、法第30条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにしたうえ応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする職種別人員、資機材等 ウ 応援を必要とする期間 エ 応援を必要とする職員の給与その他勤務条件 オ その他応援に対し必要な事項
他の市町長に 対する応援要 請	・町長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。 ・町長は、「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。
県から市町に 対する応援（※ 県計画参考）	・知事は、市町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。 ・知事は市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町長に対し次の事項を示して当該市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項
医療助産関係 者の応援動員 要請（従事命令 を含む）	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は、 <本章 第13節「医療・助産計画」>の定めるところによるものとする。
土木業者、建設 業者及び技術 者等の応援動 員要請（従事命 令を含む）	ア 動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接若しくは当該業者の所属する一般社団法人静岡県建設業協会等に対して行うものとする。 イ 応援動員の範囲及び応援動員能力は【資料1. 3-11】に掲げるところにより行うものとする。 ウ 応援動員の派遣中の指揮は原則として、町長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度町長が指示するものとする。

3 受入体制の確立

町は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。

応援動員を受ける場合は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

町は、あらかじめ人的応援の受け入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努めるものとする。

第4節 通信情報計画

【総務部】

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、町、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。本計画の基本方針は、次のとおり。

ア 町と県との情報の緊密化

情報の収集及び伝達は、町災害対策本部と中部方面本部、中部方面本部と町災害対策本部各相互のルートの基本として、静岡市消防局、牧之原警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。また、情報活動の緊密化のため静岡市消防局及び牧之原警察署は、町災害対策本部に消防職員及び警察官を派遣するものとし、中部方面本部は、町災害対策本部に職員を派遣する。

イ 報道機関との連携

日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づき、正確・迅速な情報の伝達を行う。

ウ 情報活動の迅速的確化

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部署等を県の「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に定める。

エ 県災害対策本部との連携

県災害対策本部に対する報告、要請等は町災害対策本部において取りまとめて実施する。

県に災害現地対策本部が設置された場合には、町災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図る。

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

オ 防災関係機関相互の連携体制の構築

町は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。

カ 情報伝達体制の確保

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

【資料1. 3-12】 参照

1 気象予報、警報等収集体制及び周知方法

区 分	内 容
気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	ア 県(災害対策本部)から通知される気象等情報の受理は、町災害対策本部(災害対策本部設置前においては、町警戒本部又は防災課)において受理する。 イ 町は、気象、地象、地動及び水象(以下この節において「気象等」という。)に関する情報について関係機関から積極的に収集する。 ウ 気象等情報は、必要に応じて同時通報用無線、広報車等を活用して、住民等に対して周知するものとする。 エ 気象注意報、警報等の種類及び発表基準及びその伝達経路は【資料1. 3-13】、土砂災害警戒情報の発表及びその伝達については【資料1. 3-14】、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類及びその伝達経路については、<第3編 第3章 第2節「情報活動」>による。 オ 水防予警報の収集及び伝達については<第5編 風水害対策編>の定めるところによる。 カ 災害の発生するおそれがある異常な現象(著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、頻発地震、異常潮位、異常波浪等)を発見した者は、その概況を遅滞なく町又は牧之原警察署に通報するものとする。
災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	ア 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い部等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。 イ 地域派遣町職員、消防団員、自主防災会等の構成員のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。 ウ 危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すると共に、避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 (ア) 被害状況 (イ) 避難の指示又は警戒区域設定状況 (ウ) 生活必需物資の在庫及び供給状況 (エ) 物資の価格、役務の対価動向 (オ) 金銭債務処理状況及び金融動向 (カ) 避難所の設置状況及び避難生活状況 (キ) 火災の発生状況及び延焼拡大状況 (ク) ガス、危険物の漏えい及びその他二次災害要因

区 分	内 容								
	(ケ) 救護所の設置状況並びに救護病院の活動状況 (コ) 応急給水状況 (サ) 観光客等の状況 (シ) 避難状況 (ス) 緊急輸送路等の被害及び復旧状況 (セ) 人命救助の有無 (ソ) 自衛隊及び他都市消防機関の支援・展開状況 (タ) ライフライン施設の被害及び復旧状況 (チ) その他の各部・班の所管する事項								
防災関係機関による情報収集及び伝達	ア 気象等情報の収集及び伝達 町災害対策本部から伝達される気象等情報の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ町に届けるものとする。 イ 災害応急対策に関する情報の収集及び伝達 収集すべき情報の主なものは次のとおりである。 (ア) 被害状況 (イ) 災害応急対策実施状況 (ウ) 復旧見込み等								
情報収集方法等	災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。 <table border="1"> <tr> <td>計測機器による収集</td><td>町役場に設置した計測震度計や雨量計、県の水位計等により震度情報や降雨量等の情報収集を行う。</td></tr> <tr> <td>職員派遣による収集</td><td>災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td></tr> <tr> <td>参集途上の職員による収集</td><td>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。</td></tr> <tr> <td>防災関係機関からの収集</td><td>防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。また、防災関係機関から派遣される情報連絡担当員からも被害情報を収集する。</td></tr> </table>	計測機器による収集	町役場に設置した計測震度計や雨量計、県の水位計等により震度情報や降雨量等の情報収集を行う。	職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。	防災関係機関からの収集	防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。また、防災関係機関から派遣される情報連絡担当員からも被害情報を収集する。
計測機器による収集	町役場に設置した計測震度計や雨量計、県の水位計等により震度情報や降雨量等の情報収集を行う。								
職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。								
参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。								
防災関係機関からの収集	防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。また、防災関係機関から派遣される情報連絡担当員からも被害情報を収集する。								

2 被害状況等の報告

区 分	内 容
町長に対する報告	ア 町職員は、災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、被害状況報告書により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して町長に報告するものとする。 イ 静岡市消防局長は、災害情報を町長に通知する。 ウ 牧之原警察署長は、災害情報を町長に通知する。
知事に対する報告等	ア 被害速報（随時） 町長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、【資料1. 3-15】に定める「被害程度の認定基準」に基づき、【資料1. 3-16（1）】様

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

区 分	内 容
	式】「被害速報（随時）」により県中部方面本部長（中部地域局長）を経て、県災害対策本部長（知事）に報告する。また、被害規模を早期に把握するため、町長は静岡市消防局と連携し、119 番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し県中部方面本部長に報告する。ただし、県中部方面本部長に連絡がつかない場合は県災害対策本部長（知事）に、県災害対策本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部長（知事）及び県中部方面本部長にも報告する。 イ 定時報告 町長は、定められた時間に県中部方面本部長に定時報告をする。町長は可能な限り最新の被害状況を【資料 1. 3-16（2）[様式]】「災害定時及び確定報告書」により把握しておくものとする。 ウ 確定報告 町長は、被害状況確定後すみやかに「災害定時及び確定報告書」により県中部方面本部長を経由して、県災害対策本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。 エ 知事に対する要請 知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。 オ 「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、町の区域内で震度 5 強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。 (ア) 緊急要請事項 (イ) 被害状況 (ウ) 町の災害応急対策実施状況 カ 町の区域での災害に関する 119 番通報が殺到した場合及び町の区域内で震度 5 強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁に、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、静岡市消防局は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。 キ 行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町又は都道府県に連絡するものとする。
内閣総理大臣 に対する報告	ア 法第 53 条第 1 項の規定に基づき、町が県に報告できず内閣総理大臣に報告すべき災害は、① 県が災害対策本部を設置した災害、② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害、③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。ただし、大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。中でも、交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合に

区 分	内 容																		
	は、当該災害等（以下「特定事故災害等」という。）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。なお、内閣総理大臣への報告は、町から消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。 イ 報告は次の基準に該当するものとする。 (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの (イ) 都道府県又は市町が災害対策本部を設置したもの (ウ) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1都道府県における被害は軽微であつても全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの (エ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの (オ) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの (カ) 「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの なお、内閣総理大臣への報告は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後 30 分以内に可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を町から消防庁へ報告し、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告するものとする。 【消防庁応急対策室】 <table><tr><th colspan="2"></th><th>地域衛星通信ネットワーク</th><th>NTT有線</th></tr><tr><td rowspan="2">平日 (9:30～18:15)</td><td>電話</td><td>61-8-048-500-90-43414</td><td>03-5253-7527</td></tr><tr><td>FAX</td><td>61-8-048-500-90-49033</td><td>03-5253-7537</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外 (宿直室)</td><td>電話</td><td>61-8-048-500-90-49102</td><td>03-5253-7777</td></tr><tr><td>FAX</td><td>61-8-048-500-90-49036</td><td>03-5253-7553</td></tr></table>			地域衛星通信ネットワーク	NTT有線	平日 (9:30～18:15)	電話	61-8-048-500-90-43414	03-5253-7527	FAX	61-8-048-500-90-49033	03-5253-7537	上記以外 (宿直室)	電話	61-8-048-500-90-49102	03-5253-7777	FAX	61-8-048-500-90-49036	03-5253-7553
		地域衛星通信ネットワーク	NTT有線																
平日 (9:30～18:15)	電話	61-8-048-500-90-43414	03-5253-7527																
	FAX	61-8-048-500-90-49033	03-5253-7537																
上記以外 (宿直室)	電話	61-8-048-500-90-49102	03-5253-7777																
	FAX	61-8-048-500-90-49036	03-5253-7553																
吉田町防災会議 に対する報告	必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、吉田町防災会議に報告するものとする。																		
被害の調査 (罹災台帳、 罹災証明書)	被害状況の調査に当たっては調査担当員を現地に派遣し、関係機関の協力を得て調査を実施するとともに、罹災台帳を整備し、必要があるときは、罹災証明書を発行する。【資料 1. 3－18】 参照																		

3 情報伝達手段及び通信系統

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

災害時における必要な情報の収集、又は通報のため町、県及び関係機関を結ぶ通信系統は、【資料 1. 3-12】による。

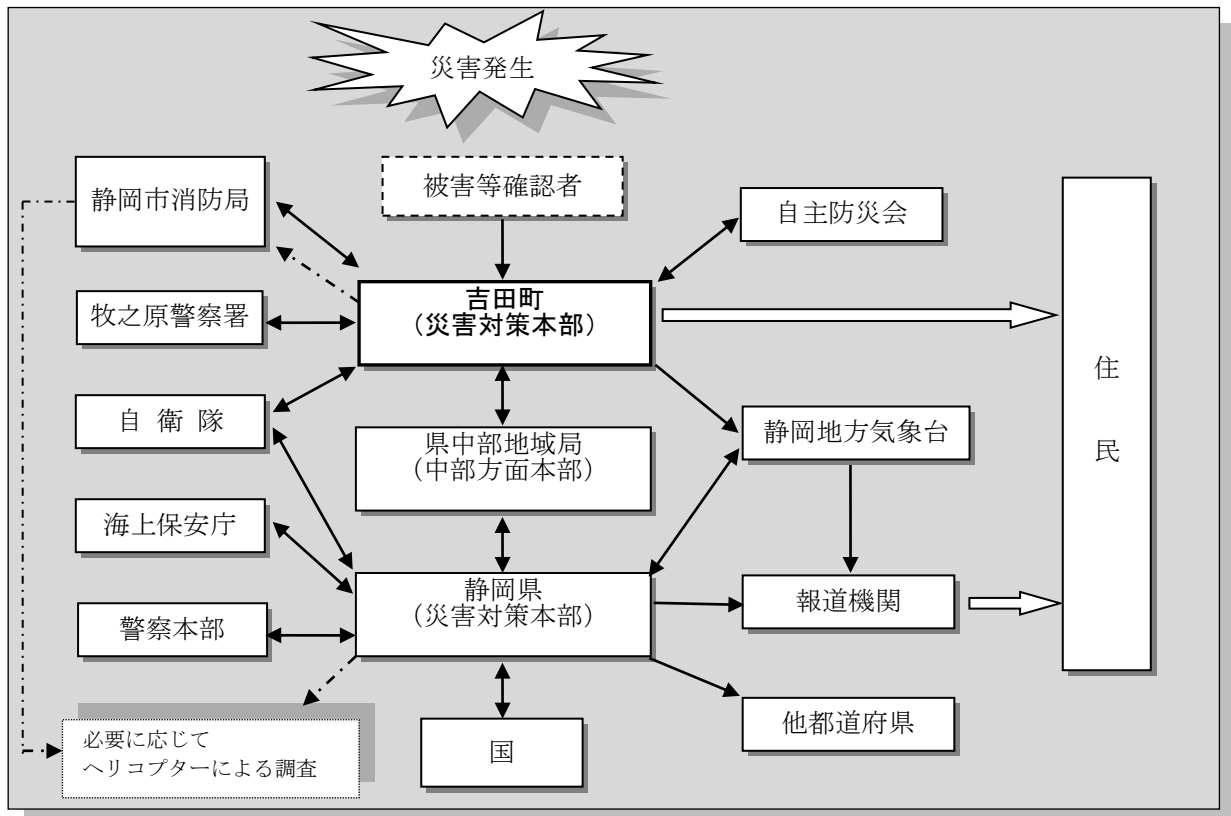
区 分	内 容
同時通報用無線の利用	災害時は、同時通報用無線等を利用し、町民に情報の周知徹底を図る。 【資料 1. 2-1】 参照
防災行政無線等の	災害の発生により有線の通信回線が利用できなくなったときは、防災行

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

区 分	内 容		
利用	政無線等、防災関係機関の非常無線通信を最大限活用し、防災関係機関相互及び災害対策本部との連絡など、非常の際における通信連絡網の確立を図る。 【資料1. 2-2】 参照		
MCA無線の利用	災害の発生により有線通信回線が利用できなくなったときは、MCA無線を利用し、地域の被害状況等の情報を災害対策本部へ伝達するとともに、防災関係機関相互及び災害対策本部との連絡を行う。【資料1. 2-4】 参照		
その他の無線及び有線電話等	同時通報用無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、非常通話、非常電報等のほか、新簡易無線、アマチュア無線等による非常通信、衛星携帯電話及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。 <table border="1"> <tr> <td>非常通信の利用</td><td> ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上部）に要請する。 </td></tr> </table>	非常通信の利用	ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上部）に要請する。
非常通信の利用	ア 要請の時期：一般加入電話が利用できないとき イ 要請の方法：最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上部）に要請する。		
災害時優先電話	西日本電信電話株式会社では災害時に回線が輻そうすることを防止するため、通話の規制を行う。災害時優先電話は、この規制を受けずに優先的に使用できる。		
災害時特設公衆電話	設置場所及び回線数については【資料1. 3-19】による。		
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。		
自主防災会を通じた連絡	町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。		
電気事業者	停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。		
電気通信事業者	通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。		
広報車などの活用			

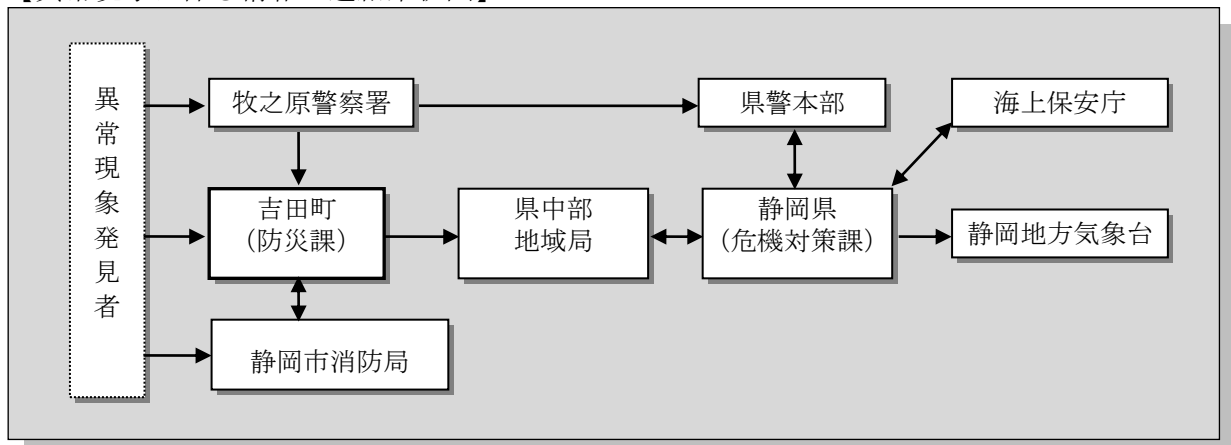
【情報連絡系統図】



異常現象発見の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた場合は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

【異常現象に係る情報の連絡系統図】



第5節 災害広報計画

【総務部】

災害時において、町民等に対し必要な情報を提供して人心の安定を図るとともに県、関係各機関及び報道機関との協力体制を定め、広報活動の万全を期することを目的とする。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、町外に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

町及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 広報の内容等

区 分	内 容
広報事項	災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、情報広報実施要領等に基づき、避難地及び津波避難場所の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。 なお、実施に際しては、報道機関、県、静岡市消防局及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行うものとする。 広報事項の主なものは次のとおりである。 ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 ウ 道路交通状況 エ 交通機関状況 オ 電気、ガス、水道、電話、道路、空港等の被害状況 及び復旧見込み カ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 キ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み ク 人心安定のため町民に対する呼びかけ ケ 自主防災会に対する活動実施要請 コ その他社会秩序保持のための必要事項

区 分	内 容		
広報実施方法	ア 災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体により一元的に行う。		
	イ 地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム（Ｌアラート）を介したメディアの活用を図る。		
	ウ 停電や通信障害発生時には、情報を得る手段に限られることにも配慮する。		
	印刷媒体	広報よしだ、災害記録写真、ポスター、チラシ類、島田記者クラブ加盟の日刊紙	
	視聴覚媒体	ラジオ	NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）、g-sky（FM島田）
		テレビ	NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）
		同時通報用無線、防災行政無線（防災ラジオを含む）、有線放送、インターネット（町の公式ホームページ等）	
町広報車	被災地に対して現地広報を行う場合には、必要に応じ車両を用いて実施する。		
その他	自主防災会を通じての連絡		
県との連携	県から広報の要請を受けた場合、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。		
外部機関との連携等	町災害対策本部は、外部機関から災害対策に関する事項について、町の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用する。町以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議する。町災害対策本部が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。		
被災者の安否に関する情報の提供等	町は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。 また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針【資料１．３－45】に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。		

2 緊急放送等の協力要請

災害時、コミュニティ放送（FM 島田）を利用した緊急放送を実施するものとする。

また、被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するため、臨時災害放送局を開設し、必要な情報を確実に提供するものとする。

なお、災害時の緊急放送及び臨時災害放送局の運営に関する事項については、「吉田町災害時放送マニュアル」によるものとする。

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

3 経費負担区分

区 分	内 容
広報媒体活用の場合	ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。
外部機関からの広報事項の受領	町災害対策本部は、外部機関から災害対策に関する事項について、町の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用するものとする。町以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。
報道機関から収集する災害記録写真	報道機関から収集する場合に要する経費は、町が負担するものとする。

4 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

情報源		情報内容
ラジオ、テレビ		地震情報等、交通機関運行状況等
同時通報用無線、コミュニティFM、CATV、広報車、防災ラジオ、よしだ防災メール、エリアメール		主として町域内の情報、指示、指導等
インターネット	県・町の公式ホームページ	主として県又は町域内の情報、指示、指導等
	「静岡県 防災」X、Facebook	ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等
自主防災会を通じての連絡		主として町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
サイレン		津波警報、火災の発生の通報

第6節 災害救助法の適用計画

【民生部】

この計画は、災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、町において具体的に災害救助法適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

【資料1．3－20】参照

適用基準	ア	町の区域内において、住家が滅失した世帯の数が、50世帯以上のとき。「1号適用」
	イ	県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、上記アの半数以上の世帯の住家が滅失したとき。「2号適用」
	ウ	県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等罹災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。「3号適用」
	エ	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。「4号適用」

2 被害世帯の算定基準

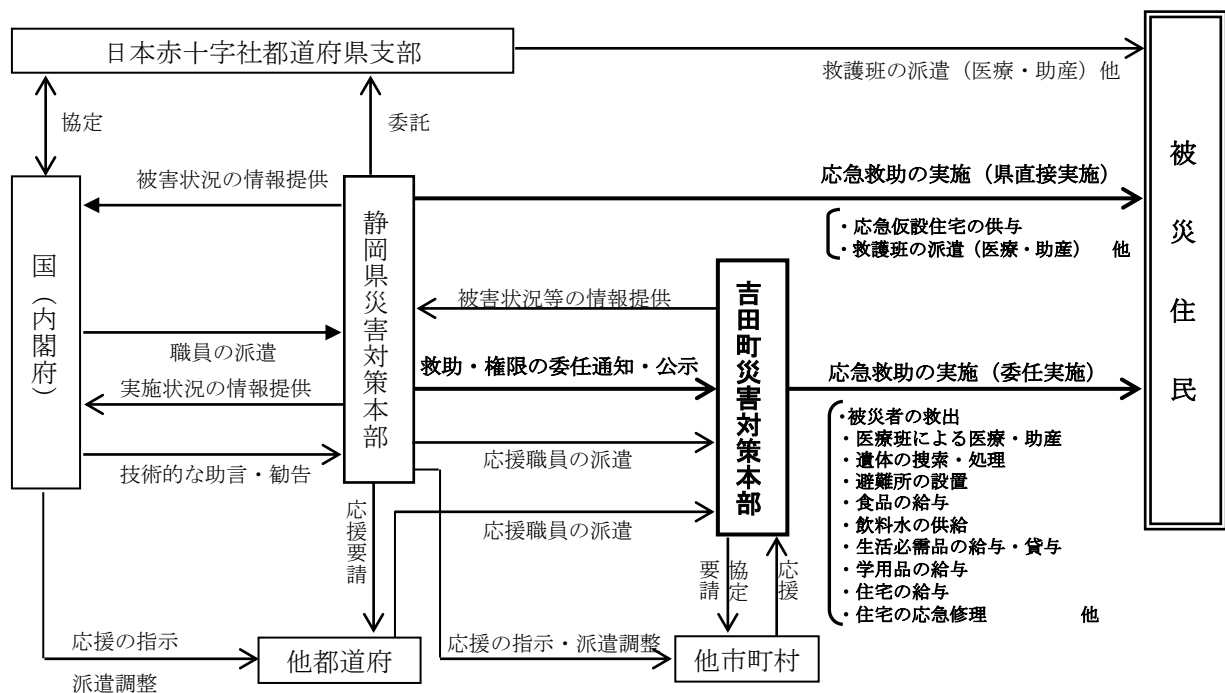
区 分	内 容	
被害世帯の算定	前記1のア～ウに規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。	
住家の滅失等の認定	ア 滅失（全壊・全焼・流失） 住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 (ア) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上 に達した程度のももの。 (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のももの。 イ 半壊・半焼 住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のももの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 (ア) 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満もの。 (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 ウ 床上浸水 浸水がその住家の床上以上に達したか、土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。 エ 床下浸水 浸水がその住家の床上以上に達しない程度のももの。 オ 一部損壊 住家の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けたもの。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度の軽微なものは含めない。	
世帯及び住家の単位	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家	現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

【資料1. 3-15】 参照

3 災害救助法の適用手続

区 分	内 容
町の報告	町は、町の区域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を中部地域局長を経由して、県（知事）に報告しなければならない。
県における適用手続（※県計画参考）	ア 知事は町からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、災害救助法の適用等について内閣総理大臣に報告するとともに、町及び県関係部局に通知するものとする。 イ 災害救助法を適用したときは、速やかに公示を行う。

【災害救助法による応急救助の実施概念図】



4 災害救助法事務

災害に際し、町における被害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

応急救助事務内容	ア 避難所等の設置及び入所 イ 炊き出し、その他による食品の給与 ウ 飲料水の供給 エ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 オ 医療及び助産 カ 被災者の救出 キ 被災者した住宅の応急修理 ク 学用品の給与 ケ 埋葬

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

	コ 死体の搜索 サ 死体の処理 シ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 費用限度額

費用限度額は、【資料1. 3-1 (1)】のとおり。

6 一時繰替支弁

町は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁する。

7 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により町長の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

【統括部、地区連絡部、関係各部】

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、町長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体、安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する

警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

① 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報（警報級の可能性） ※1 （気象庁が発表）		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）（気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意）	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難 （町が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）※2	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4	避難指示 （町が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

		・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） ・高潮特別警報※3 ・高潮警報※3	所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保（町が発令）	・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※4 ・（大雨特別警報（土砂災害））※4 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫） ・高潮氾濫発生情報※5	命の危険 直ちに安全確保 ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。

注2 町長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注3 町長が発令する避難情報は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 ※1の早期注意情報（警報級の可能性）は、大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合に発表されるものである。

注6 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

注7 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。

注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、町は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

注9 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高

潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

② 実施者

ア 緊急安全確保、避難指示

- a 町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

- b 町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- c 町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

イ 「高齢者等避難」の発令・伝達

町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

町長等は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

① 町

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、町は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

② 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

③ 避難路の確保

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

町及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

2 被災者の救助

(1) 基本方針

- ・救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、町が行うことを原則とする。
- ・県、県警察及び自衛隊は、町が行う救出活動に協力する。(※県計画参考)
- ・県及び町は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針【資料1. 3-45】に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。
- ・県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。(※県計画参考)
- ・町は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。
- ・自主防災組織、事業所等及び町民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- ・自衛隊の救出活動は「第26節 自衛隊派遣要請の要求計画」の定めるところにより行う。
- ・救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
町	・平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。 ・職員を動員し負傷者等を救出する。 ・町長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。 ・重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。 ・町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 - ア 応援を必要とする理由 - イ 応援を必要とする人員、資機材等 - ウ 応援を必要とする場所 - エ 応援を必要とする期間 - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
自主防災組織、事業所等	自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 ①組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 ②救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 ③自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動

	を行う。 ④自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。 ⑤救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。
自衛隊（※県計画参考）	県の要請に基づき救出活動を実施する。

3 避難地への避難誘導・運営

区 分	内 容
避難地への町職員等の配置	町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
地震災害発生時における避難方法	災害の状況により異なるが原則として次により避難する。 要避難地区で避難を要する場合 ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域 (ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。 (イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。 (ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。 (エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。 イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。 その他の区域で避難を要する場合 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。
幹線避難路の確保	町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	・要請等により避難地に配置された町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集 イ 地震等に関する情報の伝達 ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） エ 必要な応急救護 オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 ・町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

4 避難所の開設・運営等

町長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、町が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

（１）避難所の開設

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。

この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難施設（又は避難先）を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

（２）避難所の管理、運営

町は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

① 避難受入れの対象者

- ア 災害によって現に被害を受けた者
 - a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - b 現に災害を受けた者であること
- イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- a 避難指示が発せられた場合
- b 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- ウ その他避難が必要と認められる場合

②避難所の管理、運営の留意点

町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告
- イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内
- ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の提示
- エ 避難所開設当初からパーティション等や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
- オ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握
- カ 避難行動要支援者への配慮
- キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等必要な措置の実施
- ク 簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮
- ケ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施
- コ 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- サ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）
- シ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮
- ス 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮
- セ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- ソ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- タ 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- チ 被災者支援等の観点からペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- ツ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること
- テ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボ

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

ランティア等との定期的な情報交換を行うこと

ト 被災地において感染症等の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した保健福祉担当部局から防災担当部局への避難所運営に必要な情報の共有

(3) 避難所の早期解消のための取組等

町は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、県、市町、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 災害救助法に基づく町の実施事項

(1) 避難所の設置

区 分	内 容
設置基準	原則として学校、公民館等既存建物を使用する。既存建物だけで不足する場合等は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。
費用の限度	【資料1. 3-1 (1)】のとおり
実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。

(2) 罹災者の救出

区 分	内 容
実施基準	災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。
費用の限度	救助に必要な機械器具等の借上代等実費
実施期間	災害発生の日から3日以内 ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。

6 知事への要請事項

町長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で知事に応援を要請する。

区 分	内 容
避難の場合	ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間 エ 輸送手段 オ その他必要事項（災害発生原因）
救出の場合	ア 救出を要する人員 イ 周囲の状況（詳細に記入のこと） ウ その他必要事項（災害発生原因）

○町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

○町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

○町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

（３）町長の県管理施設の利用

町長は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

7 避難行動要支援者への支援

町は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

（１）避難行動要支援者の被災状況の把握等

① 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

ア 安否確認・避難誘導

町は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、町は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見・保護に努める。

イ 被災状況の把握

町は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

② 福祉ニーズの把握

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、情報の提供についても十分配慮する。

① 在宅福祉サービスの継続的提供

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

② 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

町は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

8 広域避難・広域一時滞在

被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

町は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、町は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

町は、県、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

町は、県、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるよう努めるものとする。

区 分		内 容
県内市町への避難	被災市町	県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。
	受入市町	町が広域避難を受入れる際は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 町は、避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
	県（※県計画参考）	被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。
県外への避難	被災市町	他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。
	県（※県計画参考）	被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

第8節 愛玩動物救護計画

【都市環境部】

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、町、飼い主等の実施事項を定める。

区 分		内 容
同行避難動物への対応	県（※県計画参考）	避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。
	町	ア 「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 イ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

		適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
	飼い主	ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあつては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。
放浪動物への対応	県（※県計画参考）	市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。
	町	ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
	飼い主	ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあつては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努めるものとする。

※同行避難:災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。

避難地への避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第9節 食料供給計画

【供給部】

この計画は、災害により日常の食事に支障がある罹災者に対し、必要な食料品を確保し支給するため、町の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

応急食料の 確保計画量	県及び町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内 容
町	・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。 ・応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。町長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあつせんを要請する。 - ア 調達又はあつせんを必要とする理由 - イ 必要な食料の品目及び数量 - ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 - エ 連絡課及び連絡責任者 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 - カ 経費負担区分 - キ その他参考となる事項 ・応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 ・避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。
町民及び 自主防災組織	・応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は町に供給を要請する。 ・自主防災組織は町が行う応急食料の配分に協力する。 ・自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

2 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分	内 容
食料給与の 対象者	- ア 避難所に避難した者 - イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 - ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等 - エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者
対象品目	- ア 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食 - イ 副食（調味料を含む）
対象経費	- ア 主食費 (ア) 米穀販売業者及び農林水産省農産局長等から購入した米穀 (イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 (ウ) 小売・製造業者等から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

	イ 副食費（調味料を含む） ウ 燃料費 エ 雑費 （ア）器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料 （イ）アルミホイル等の包装紙類、茶わん、箸、使い捨て食器等の購入費
費用の限度	【資料1. 3-1（1）】のとおり
実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打ち切ることが困難な場合は、知事と協議し、必要最小限の期間の延長をすることができる。

3 応急食料調達給与の方法

区 分	内 容
調達方法	食料の調達は、町が備蓄する応急食料、又は町において調達協定書を締結した業者等より調達、あつせんを行うものとする。 【資料1. 3-24】 参照
輸送措置	応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、「本章 第19節 輸送計画」に基づき措置するものとする。
集積場所	緊急物資（食料）の集積場所は、【資料1. 3-25】に定める場所とする。

4 応急食料給与の方法

区 分	内 容
実施者	町において炊き出し等食料品の給与を実施する場合、町長は、災害対策本部より責任者を指名し、各現場においてそれぞれ現場責任者を置くものとする。責任者は配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏なきようするものとする。
給与の方法	責任者は、応急食料の給与に際して実施期間、被災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊き出しの実施、パンの給与等適当な方法により実施するものとする。避難所の責任者は、自主防災会、部屋の責任者の協力により配給する。 ア 配給品目は主食及び副食とする。 イ 配給数量は1人1日3食
対象者その他	災害救助法の食品給与の実施基準によるものとする。
炊き出しの実施場所	炊き出しは、避難所内、吉田榛原学校給食共同調理場又はその近くの適当な場所を選び女性団体等の協力により実施する。 適当な場所がない場合は、給食機関の【資料1. 3-23】に要請する。

5 交通、通信が途絶して町長が知事に調達あつせんを要請できない場合の措置

町長は、災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

6 災害救助法適用外の災害

町は、災害救助法が適用されない災害の場合は、「1 災害救助法に基づく町の実施事項」に準じて対策を実施する。

第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画

【供給部】

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資（以下この節において「物資」という。）及び燃料を確保するため、町の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

物資の 確保計画量	町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内 容
町	・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。 ・物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。町長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあつせんを要請する。 - ア 調達又はあつせんを必要とする理由 - イ 必要な物資の品目及び数量 - ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 - エ 連絡課及び連絡責任者 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 - カ 経費負担区分 - キ その他参考となる事項 ・物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 ・町は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあつせんを行う。 ・町長は、炊き出しに必要とするLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあつせんを要請する。 - ア 必要なLPガスの量 - イ 必要な器具の種類及び個数
町民及び 自主防災組織	・物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は町に供給を要請する。 ・自主防災組織は町が行う物資の配分に協力する。

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

	・地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。
日本赤十字社 静岡県支部	日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに町を通じ被災者に配分する。

2 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分		内 容
衣料、生活必需品等の 給与又は貸与の対象者		住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水若しくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
対 象 品 目	被服、寝具及び 身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
	日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
	炊事用具及び 食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、箸等
	光熱材料	マッチ、LPガス等
費用の限度		【資料1. 3-1 (1)】のとおり
給（貸）与の期間		災害発生の日から10日以内。 ただし、知事と協議し、必要最小限の期間を延長することができる。

3 衣料・生活必需品等調達給（貸）与の方法

区 分	内 容
衣料、生活必需品等 の調達の仕方	ア 調達の仕方 必要な物資については、費用限度額に基づいて罹災状態、物資の種類、数量等を勘案して「供給部」が調達するものとする。 【資料1. 3-26】参照 イ 輸送の仕方 調達した物資の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。当該物資発注先の業者において措置できないときは、＜第18節 輸送計画＞に基づき町が措置するものとする。
衣料、生活必需品等 の給（貸）与の仕方	ア 実施者 衣料、生活必需品等の給（貸）与を実施する場合、町長は、町災害対策本部から責任者を指名し、各現場においてそれぞれ現場責任者を置くものとする。責任者は配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏なきようするものとする。 イ 給（貸）与の仕方 「供給部」は物資の配分計画を作成し物資の給（貸）与を実施するものとする。また、各現場（避難所）にそれぞれ現場責任者を置き、責任者は物資の配分の適正、円滑を期するため万全の措置を講ずるものとする。 ウ 集積場所

区 分	内 容
	緊急物資（衣料、生活必需品等）の集積場所は、【資料 1. 3-25】に定める場所とする。

4 災害救助法適用外の災害

町は、災害救助法が適用されない災害の場合は、「2 災害救助法に基づく町の実施事項」に準じて対策を実施する。

第 11 節 給水計画

【上下水道部】

この計画は、災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために町及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

1 実施主体と実施内容

実施主体	内 容	
町	・飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等又は傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。 ・町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあつせんを要請する。 - ア 給水を必要とする人員 - イ 給水を必要とする期間及び給水量 - ウ 給水する場所 - エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 - オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 - カ その他必要事項 ・自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。 ・地震発生後約 8 日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。	
	飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者
	飲料水の供給量	大人 1 人 1 日最小限おおむね 3 リットル
	飲料水の供給期限	災害発生の日から 7 日以内 ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。
町民及び 自主防災組織	・地震発生後 7 日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 ・地震発生後 4 日目から 7 日目までは、自主防災組織及び町による給水場所への運搬給水により飲料水を確保する。 ・地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 ・町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。	

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

2 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分	内 容
飲料水供給の対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者
対象経費	給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等
費用の限度	制限なし ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる。
実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。

3 給水実施方法

区 分	内 容
需要の把握	災害が発生した場合、「上下水道部」は、「総務部」と連携をとって、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握する。
給水実施計画の作成	「上下水道部」は、需要の把握を基に給水実施計画を作成するものとする。 ア 給水対象区域・給水場所 イ 給水量・給水時間 ウ 給水方法 エ 人員配置 オ 給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量 カ 給水広報の方法・内容 キ その他必要事項（応援要請など）
給水の実施	ア 飲料水の供給は、給水実施計画に基づき実施する。 イ 飲料水の供給に当たっては、被災地の状況、給水人口等を考慮して緊急を要する地域から実施するものとする。 ウ 飲料水の供給は、浄水場・配水池における拠点給水【資料1. 3-27】及び車両による避難所への運搬給水により実施する。 エ 給水に際しては、給水時間、給水場所等を同時通報無線や避難所への掲示などにより事前に周知し町民の利便を図るものとする。 オ 広範囲な地域に給水が必要となる場合は地区別に貯水用水槽を用意し、給水の迅速化を図るものとする。
補給水源及びろ水機	飲料水の補給は、水道施設による補給水源により措置するとともに、役場で管理しているろ水機にて実施する。
消毒用薬品の調達	消毒用薬品の調達は「上下水道部」が行う。
水道施設の応急復旧	町の水道施設の概要は、【資料1. 3-27】のとおりである。 ア 浄水・配水施設の被害状況の把握、復旧方針の計画策定 イ 本部関係各課及び関係機関と調整、関係業者へ復旧協力要請
安全利用に関する広報	自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

4 災害救助法適用外の災害

町長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「2 災害救助法に基づく町の実施事項」に応じて対策を実施する。

第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

【都市環境部・民生部】

町は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、応急的な住宅を提供するほか、災害のため被害を受けた住家を応急的に補修して居住の安定を図るよう措置する。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、「第7節 避難救出計画」の「8 広域避難・広域一時滞在」による。

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内 容	
町	建築物	- 町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 - 併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。
	宅地等	町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
町民	- 町民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 - 町民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

2 災害危険区域の指定

区 分	内 容
指定の目的	・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	・条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 町の実施事項

区 分		内 容
被害状況の把握		「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。
体制の整備		応急住宅対策に関する体制を整備する。
応急仮設住宅の確保	建設型応急住宅の建設	・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。 ・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。
	賃貸型応急住宅の借上げ	・借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。
応急仮設住宅の管理運営		・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 ・その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。
応急住宅の入居者の認定		・避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 ・入居者の認定を町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。
町営住宅等の一時入居		町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。
応急住宅の管理		・住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 ・入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。
住宅応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。

理	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。	
建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請		・町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。	
		応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項
		住宅応急修理の場合	① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項
		・町長は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。	
住居等に流入した土石等障害物の除去		・住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、町長は、町のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。 ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間 エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 除去した障害物の集積場所の有無	

4 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分		内 容	
応急仮設住宅設置		入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者
		規模及び経費	【資料1. 3-1 (1)】のとおり
		整備開始期間	災害発生の日から20日以内。ただし、事前に知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。
住宅応急修理	住家の被害の	修理対象者	半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

	拡大を防止するための緊急の修理		放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
		規模及び経費	【資料1. 3-1 (1)】のとおり
		修理期間	災害発生の日から10日以内 ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、知事と協議を行う必要がある。
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	修理対象者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
		規模及び経費	【資料1. 3-1 (1)】のとおり
		修理期間	災害発生の日から3ヶ月以内。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内。

5 実施方法

区 分	内 容
入居者、修理者の選考	入居者、修理者の適格者は次により選考するものとし、その選考は「都市環境部・民生部」が担当する。 ア 選考委員会 選考事務の公正を期するため、必要に応じ選考委員会を設置し、その都度町長が任命するものとする。 イ 選考基準 選考は、罹災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じて民生委員・児童委員の意見を徴する等公平な選考に努めるものとする。 (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者 (イ) 特定の資産のない高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者 (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子家庭 (エ) 特定の資産のない失業者 (オ) 特定の資産のない勤労者、中小企業者 (カ) 前各号に準ずる経済的弱者
仮設、修理方法	ア 実施者 仮設住宅建設用地の選定は、「都市環境部」が担当する。工事の発注は、静岡県が行う。 イ 住宅の規模、構造等 設置戸数、規模、構造、単価及び修理方法等については、災害救助法の実施基準に基づいて行うものとする。 ウ 仮設住宅建設用地の配慮 仮設住宅の建設用地については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し選定するものとする。町有地に適地がなく私有地に建設する場合は、原則として所有者と町と賃貸契約を締結するものとする。

6 災害復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の活用

町長は、必要に応じて関東森林管理局に対し、災害復旧用材（国有林材）の供給を特別措置に基

づき要請する。

7 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

応急仮設住宅居住者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。

8 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

9 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。
知事、町長の措置	ア 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 イ 応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

10 災害救助法適用外の災害

町長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、「4 災害救助法の規程に基づく町の実施事項」に準じて対策を実施する。

第13節 医療・助産計画

【保健部】

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療助産の途を失った者に対して、町の実施事項を定め、医療助産に支障のないよう措置することを目的とする。

1 基本方針

ア 町は、町内の医療救護を行うため、郡市医師会等の協力を得て救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ず

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

る医療救護施設として指定することができる。

イ 町は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。

なお、医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(以下「トリアージ」という。)を行い、効率的な活動に努めるものとする。

ウ 町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

エ 町は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

オ 町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。

2 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区 分	内 容	
救護所	設置	町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)。 イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項
救護病院	設置	町は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)。 イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項
災害拠点病院	設置	県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ) イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配 エ DMAT等医療チームの受入れ及び派遣 オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

3 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
町	あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。 ・ 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 ・ 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。 ・ 傷病者の受入に当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。 ・ 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。 ・ 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんに要請する。 ・ 町長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんに要請するものとする。 - ア 必要な救護班数 - イ 救護班の派遣場所 - ウ その他必要事項(災害発生の原因) ・ 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。
町民及び 自主防災組織	・ 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。 ・ 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

4 災害救助法に基づく町の実施事項

項 目	内 容	
医療を受ける対象者	医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者	
助産を受ける対象者	ア 災害のため助産の途を失った者 イ 現に助産を要する状態の者 ウ 災害発生の日の以前又は以後 7 日以内に分べんした者 エ 被災者であると否とを問わない オ 本人の経済的能力の如何を問わない	
医療・助産の範囲	医療	ア 診察 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護
	助産	ア 分べんの介助 イ 分べん前、分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
実施期間	医療	災害発生の日から 14 日以内 ただし、必要に応じ知事と協議し、期間を延長することができる。
	助産	分べんした日から 7 日以内 ただし、必要に応じ知事と協議し、期間を延長することができる。
費用の限度	医療	ア 「医療班」による場合 使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

項 目	内 容
	イ 一般病院又は診療所による場合 国民健康保険診療報酬の額以内 ウ 施術者による場合 当該地域における協定料金の額以内
助産	ア 「医療班」による場合 使用した衛生材料等の実費 イ 助産師による場合 当該地域における慣行料金の8割以内の額

5 実施方法

災害時の医療救護活動は、「保健部」を主体とし一般社団法人榛原医師会等医療関係団体の指導、協力を得て実施するものとする。

【資料1. 3-28】参照

(1) 医療関係団体

災害が発生した場合は、医療関係団体と緊密な連携をとり医療活動の万全を期するものとする。

(2) 医療班

医療助産は、原則として「吉田町医療救護計画」に基づき編成された「医療班」において行うものとする。

項 目	内 容
「医療班」の編成	ア 医療活動を必要とする事態が発生した場合には、榛原医師会、榛原歯科医師会及び榛原薬剤師会の協力を得て医療班を編成し、医療救護活動を行う。「医療班」1班の構成は、原則として、医師1名、歯科医師1名、薬剤師1名、看護師又は保健師3名、補助者2名をもって編成するものとする。 イ 「医療班」は、状況に応じ、医師等の増員を図るほか、補助者として自主防災会等の協力を求め編成するものとする。
応援班の要請	大規模な災害が発生し、町内の診療所における医療需要が増大し「医療班」の編成が困難な場合は、県に応援班の派遣要請を行い、必要な救護活動を実施する。
救護所の開設	ア 「保健部」は、「医療班」、施設管理者、榛原医師会等の協力を得て、医療救護活動が可能な被災地周辺の学校等に救護所を開設する。 イ 救護所を開設した場合は、関係地域住民に周知を図るものとする。 ウ 町は、救護所に必要とする資機材の設置等を行う。
救護所での活動	重症患者及び中等症患者を後方医療機関で優先的に治療することを原則とし、次のような活動を行う。 なお、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。 ア 軽症患者に対する処置、必要に応じ重症患者及び中等症患者の応急処置 イ 重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け及び死亡の確認（トリアージ） ウ 救護病院等への搬送における搬送順位の決定 エ 医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況の報告 オ その他必要な事項

【資料1. 3-29、30】参照

(3) 医薬品の確保

医療及び助産を実施するに当たり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力等の実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。

【資料1. 3-31】参照

(4) 傷病者の搬送体制

傷病者の搬送は次のとおりとする。

区 分	内 容
町内で被災場所から救護所、救護病院まで搬送する場合	ア 車両等が利用可能な場合 各地区の自主防災会及び消防団の車両により救護所まで搬送するものとする。また、本部長が必要と認めたときは、静岡市長へ搬送を依頼する。 イ 車両等が利用不可能な場合 各地区の自主防災会及び消防団員等により担架等で搬送するものとする。
中等症者・重症患者を救護所から救護病院等まで搬送する場合	ア 車両等が利用可能な場合 町災害対策本部より救護所に派遣された職員により、配備車両で搬送する。 イ 車両等が利用不可能な場合 町災害対策本部より救護所に派遣された職員により、住民の協力を得て担架等で搬送するものとする。

(5) その他

医療救護活動の実施については「保健部」が担当する。

「保健部」は、医療班の医療活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるとともに、救護活動の状況等を記録し町災害対策本部に報告するものとする。

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。
知事、町長の措置	ア 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 イ 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

7 災害救助法適用外の災害

町長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、「4 災害救助法の規定に基づく町の実施事項」に準じて対策を実施する。

第14節 防疫計画

【都市環境部】

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

1 町長の実施事項及び県への要請事項

町長は、知事の指示により次の事項を行うものとするが、独自で実施できない場合は、県への要請事項を明らかにしたうえで、県に応援の要請を行うものとする。

区 分	内 容
実施事項	ア 病原体に汚染された場所の消毒の施行（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」以下、本節において「法」という。）（法第27条） イ ねずみ族・昆虫等の駆除（法第28条） ウ 病原体に汚染された物件の消毒等（法第29条） エ 生活用水の供給（法第31条） オ 浸水地域の防疫活動の実施 カ 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請 キ 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）
要請事項	ア 防疫薬剤の種類及び数量 イ その他必要事項

2 実施方法

町は、避難所責任者、自主防災会及び保健所等からの報告の他、自らの調査に基づき、被災地、避難所等の衛生状態を把握する。

また、実情に応じて、保健所職員の指導のもと、次の対策活動を計画・実施する。

区 分	内 容
対策・活動	ア 被災地（浸水地）の消毒 イ 防疫調査、健康診断 ウ 避難所の衛生管理
防疫班の編成	ア 災害により衛生状態が悪化し、感染症をはじめ各種の疾病の発生が予想される場合には防疫班（おおむね運転手1名、作業員4名の計5名を以て1班）

区 分	内 容
	を編成し、必要な防疫活動を行うものとする。 イ 防疫班は、災害の規模等に応じて編成する。 ウ 防疫班は、都市環境部の指示に従う。
実施基準	被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施するものとする。 ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域 イ 避難所 ウ 浸水地域、その他衛生条件が良好でない地域
実施方法	ア 予防宣伝 被災地の環境衛生を確保し、感染症発生の防止を図るため、保健衛生上の注意事項等について啓発、宣伝を行う。 イ 実施方法 (ア) 床下、庭 消石灰及びゾール液散布（被災地の自治会へ一括搬送、各家庭へ配布方法を依頼するものとする。） (イ) 汚染した溝、水たまり クレゾール液散布 (ウ) 汚染した井戸 次亜塩素酸ナトリウム投入 (エ) ねずみ族昆虫の駆除 災害に伴いねずみ族の移動あるいは昆虫の発生等により感染症の発生のおそれがある場合には薬剤によりねずみ族昆虫駆除を行うものとする。 (オ) 毒劇物の取扱 回収及び流出飛散防止を図るものとする。 (カ) その他 被災地の環境衛生の保持と感染症の予防を図るため、不衛生な食品の流通排除、その他必要な措置を適宜講ずるものとする。
消毒機器及び薬品の確保	防疫活動を実施するに当たり、必要とする消毒機器及び薬品の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。
防疫調査・健康診断	ア 町は、中部保健所（中部健康福祉センター）、医師会等の協力を得て、保健師又は看護師その他の職員により、防疫調査班を編成して、被災地、避難所での防疫調査・健康診断を実施する。 イ 感染症等の患者又は保菌者が発見された場合は、町災害対策本部及び保健所に報告するとともに、早急に隔離・治療を施すほか、防疫調査を強化する。
避難所の衛生確保	町は、避難所において、避難所責任者・自主防災会代表の協力を得て、定期的な消毒、飲料水の水質検査及び改善を実施する。

3 町民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

4 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、県及び町から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

5 その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画

【都市環境部】

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため、町の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

1 基本方針

- ・し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」、「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」及び「吉田町災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- ・応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」、「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」及び「吉田町災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- ・災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- ・災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理

実施主体	内 容
町	・下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。 ・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 ・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。

	ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 ・必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。 ・速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。
町民及び 自主防災 組織	・下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。 ・自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

3 廃棄物(生活系)処理

実施主体	内 容
町	・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 ・収集体制を住民に広報する。 ・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。 ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 ・収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
自主防災 組織	・地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。 ・仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
町民	・ごみの分別、搬出については、町の指導に従う。 ・河川、道路、海岸等に投棄しない。

4 災害廃棄物処理

実施主体	内 容	
町	災害廃棄物処理対策組織の設置	町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
	情報の収集	町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア 家屋の被害棟数等の被災状況 イ ごみ処理施設等の被災状況 ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況 エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 オ 仮置場、仮設処理場の確保状況
	発生量の	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

	推計	
	仮置場、仮設処理場の確保	推計した発生量进行处理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理の実施	県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した「吉田町災害廃棄物処理計画」に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
企業	・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 ・町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。	
町民	・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法にて搬出等を行う。 ・河川、道路、海岸等に投棄しない。	

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
知事、町長の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

【町民部】

この計画は、災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、町の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

1 基本方針

- ・町は、県が作成した遺体措置計画策定の手引に基づいて遺体措置計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。【資料1．3－33】
- ・遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- ・当該地域内の遺体の搜索及び措置は、町が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- ・町は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。

2 実施主体と実施内容

実施主体	内 容	
町	遺体の搜索	町職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。
	遺体収容施設	設置 町は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
		活動 町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
	遺体の処置	町は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。
	広域火葬	大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

	県への要請	町長は、遺体の搜索、措置、火葬について、対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。 ア 搜索、措置、火葬に必要な職員数 イ 搜索が必要な地域 ウ 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否 エ 必要な輸送車両の台数 オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 カ 広域火葬の応援が必要な遺体数
町民及び自主防災組織	行方不明者についての情報を、町に提供するように努める。	

3 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分	内 容
遺体搜索対象者	行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
遺体の措置内容	ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置 イ 遺体の一時保存 ウ 検案 エ 遺体の身元確認
埋葬対象者	ア 災害時の混乱の際に死亡した者 イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
実施期間	災害発生から10日以内。ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、知事と協議し延長できるものとする。
費用の限度	【資料1. 3-1 (1)】のとおり

4 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続きの特例が定められる。

5 災害救助法適用外の災害

町は、災害救助法が適用されない災害の場合は、「3 災害救助法に基づく町の実施事項」に準じ

て対策を実施する。

第17節 障害物除去計画

【土木部】

この計画は、災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、町の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分	内 容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者。
実施期間	災害発生の日から10日以内とする。ただし、必要に応じ知事と協議して延長することができる。
費用の限度	【資料1. 3-1 (1)】のとおり。

2 実施方法

区 分	内 容
職員の動員及び動員要請	町職員、消防職員、消防団員、土木建設業者、自衛隊、自主防災会等を対象とし、被害の状況に応じ適宜動員及び動員要請するものとする。 また、町は「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき、協定している吉田町災害復旧支援会に対し応援要請を行うものとする。その際、町は、場所、状況、作業内容その他必要と認める事項等、必要な連絡調整をとるものとする。
除去の方法	ア 町職員、消防職員、消防団員、建設業者、自衛隊（本章第26節 自衛隊派遣要請の要求計画）等を対象とし、被害の状況に応じ適宜動員するものとする。 イ 除去した障害物については、交通及び町民生活に支障のない場所に一時的に集積するよう措置する。
除去用車両の調達	＜本章 第18節「輸送計画」＞に定めるところに準じて措置するものとする。
除去作業用機械器具の調達	土木建設業者から協力を得るものとする。【資料1. 3-11】参照
障害物の集積場所	除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場合に一時的に集積するよう措置するものとする。

3 知事への要請事項

町長が障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

要請時、明確にすべき事項
ア 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別)
イ 除去に必要な人員
ウ 除去に必要な期間
エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
オ 集積場所の有無

4 町長の要請に基づく県の実施事項

(1) 障害物除去要員の動員派遣

要員は県職員、自衛隊、消防団等を対象とする。

(2) 機械器具の調達あつせん

県有機械器具、市町有機械器具その他

(3) 建設業者の協力依頼（従事命令を含む。）

5 災害救助法適用外の災害

町は、災害救助法が適用されない災害の場合は、「1 災害救助法に基づく町の実施事項」に準じて対策を実施する。

6 災害の拡大と二次災害の防止活動

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第18節 社会秩序維持計画

【関係各部】

この計画は、災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について町の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置することを目的とする。

1 実施方法

区 分	内 容
住民に対する呼びかけ	町長は、町内に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。

区 分	内 容
生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも町の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。 ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 イ 特定物資の報告徴取、立入検査等 (ア) 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 (イ) 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
県に対する要請	町長は、町内の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。
警察に対する要請	町長は、町内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、牧之原警察署長に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請する。 ア 不法事態に対する措置 イ 鉄砲、刀剣類及び危険物等の保管状況等に対する措置 ウ 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底

第19節 輸送計画

【統括部、総務部、供給部】

この計画は、以下の事項の実施を目的とする。

- ア 災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、陸、海、空の輸送体制を確立し、輸送の万全を期する。
- イ 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。
- ウ また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、町は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。
- エ 町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- オ 町は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

1 町

緊急輸送対策の基本方針	・ 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。 ・ 緊急輸送は町民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

	とする。
緊急輸送の対象等	ア 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者 イ 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者 ウ 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資 エ り災者を受け入れるため必要な資機材 オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材 カ その他町長が必要と認めるもの
緊急輸送体制の確立	・交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。 ・なお、緊急輸送計画の作成に当たっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量を勘案する。

(1) 陸上輸送体制

陸上輸送は、町有車両の活用、陸上自衛隊の要請、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。

区 分	内 容
輸送路の確保	・道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 ・災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。 ・道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された第1次、第2次、第3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実に努める。
輸送手段の確保	・緊急輸送は、次の車両により行う。 ・町長は町内において輸送手段の調達ができない場合、又は、町外から輸送を行う場合が必要があるときは、県に協力を要請する。 - ア 町有車両 【資料1. 3-34】に基づき実施するものとし、その実施者は、総務部とする。 - イ 自衛隊の車両 <第26節 自衛隊派遣要請の要求計画>による

(2) 海上輸送体制

海上輸送は、県、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て行う。なお、町長は必要に応じて、県又は他市町に対して、協力を要請する。

区 分	内 容
輸送路の確保	・港湾及び漁港の管理者は、町、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 ・災害対策本部は、港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。 ・港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、海上保安庁の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。
輸送手段の	・緊急輸送は、次の船舶により行う。

確保	ア 県有船舶 イ 海上自衛隊の艦艇 <第26節 自衛隊派遣要請の要求計画>により行うものとする。 ウ 海上保安庁の船艇 <第27節 海上保安庁に対する支援要請計画>により行うものとする。 エ その他官公庁船 オ 民間船舶(漁船を除く。) 民間船舶への協力要請は県を通し協力要請するものとする。 カ 漁船 漁船への協力要請は、関係漁業協同組合を通じて行うものとする。
海上等輸送 連絡所の設 置	船舶の運用調整を図るため必要に応じ海上保安庁、中部運輸局、海上自衛隊及び県の各機関をもって海上等輸送連絡所を設置するものとする。
緊急物資集 積場所及び 要員の確保	・港湾及び漁港の管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して緊急物資集積場所を確保する。 ・緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、緊急物資集積場所に県職員を派遣する。

(3) 航空輸送体制

- ア 航空輸送を必要とする場合は、<本章 第26節「自衛隊派遣要請の要求計画」>により自衛隊の要請を知事に要請する。また、静岡市消防ヘリコプターの出動を静岡市長に要請する。
- イ 町内のヘリポート基地は、【資料1. 3-37】のとおりである。
- ウ ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。

区 分	内 容
輸送施設の確保	ア ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。 イ 町は、あらかじめ定めたヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を把握し、県災害対策中部方面本部を経由し、県災害対策本部に報告する。 ウ 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。
輸送の手段	緊急輸送は、自衛隊、日本赤十字静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。 (ア) 自衛隊の航空機 (イ) 県及び県警察のヘリコプター (ウ) 赤十字飛行隊及び民間の航空機
集積場所及び 要員の確保	町は緊急物資集積場所を確保するとともに、必要に応じ連絡調整に当たるため、町職員を派遣する。

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

(4) 緊急輸送のための燃料確保対策

区 分	内 容
自動車の燃料	・町有車両の燃料、その他町の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。 ・町長は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。 ・給油所等の稼動状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。

(5) 緊急輸送の調整等

・緊急輸送の優先順位

町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは町災害対策本部において調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。

優先順位	内 容
第1順位	町民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第3順位	災害応急対策のために必要な輸送

2 町及び防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内 容
町	・町の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は町が行うことを原則とする。 ・町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。 ・緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。 ・町は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。
国土交通省中部運輸局（※県計画参考）	中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡を取り、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 災害救助法の規定による輸送の範囲

区 分	内 容
輸送の範囲	- ア 被災者の支援に係る支援 - イ 医療及び助産 - ウ 被災者の救出 - エ 飲料水の供給 - オ 死体の捜索 - カ 死体の処理

区 分	内 容
	キ 救済用物資の整理配分 ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。
実施期間	前項の各救助の実施期間。ただし、事前に知事と協議し、必要最小限の期間を延長することができる。
費用の限度額	当該地域における通常の実費

第20節 交通応急対策計画

【土木部】

この計画は、交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、道路管理者、県公安委員会等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。

1 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

- ・町は、国土交通省、県、中日本高速道路株式会社、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。
- ・道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。
 この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- ・県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。（※県計画参考）
- ・道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう、路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）等必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
緊急地震速報を聞いたとき	・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。 ・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。 ・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
地震等が発生したとき	・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。 - やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

	・避難のために車両を使用しないこと。 ・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。 ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 （ア）道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 （イ）区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所 イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(3) 道路管理者等の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生したときは、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。
主要交通路等の確保	主要な道路、橋りょう及び漁港の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により随時迂回路を設定する。
災害時における通行の禁止又は制限	ア 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 イ 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は、適当なまわり道を道路標識をもって明示する。
放置車両の移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者・漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。
道路の応急復旧	ア 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。 イ 町長の責務 （ア）他の道路管理者に対する通報 町長は、自町内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

区 分	内 容
	(イ) 緊急の場合における応急復旧 町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。 (ウ) 知事に対する応援要請 町長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。 ウ 仮設道路の設置 ・道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 ・既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県及び町が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。
経費の負担区分	ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者が負担する。 イ 緊急の場合における応急復旧の経費 町長が、自町区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は、応急復旧を実施した町長に対し、その経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。 ウ 仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度県と協議して、経費の負担区分を定めるものとする。

(4) 県知事又は県公安委員会の実施事項（※県計画参考）

区 分	内 容
災害時における交通の規制等	・県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 ・県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。 ・県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第 1 次、第 2 次、第 3 次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道 1 号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。 ・県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 ・県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

	ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。 ・県公安委員会(県警察)は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確認する。
警察官の措置命令等	ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。 イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。 ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確認するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確認するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確認するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
除去障害物の処分	・除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。 ・適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。
通行の禁止又は制限に係る標示	県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した【資料1. 2-8】に掲げる標示を設置しなければならない。
交通安全施設の復旧	県公安委員会(県警察)は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。
緊急通行車両の確認	県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」【資料1. 2-9】及び「緊急通行車両確認証明書」【資料1. 2-10】を交付する。
緊急通行車両の事前届け出	町長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。 県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものに

	ついて「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行なわれ、確認のため必要な審査も省略される。
交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	・警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。 ・道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

2 海上交通の確保

海上交通は、陸上交通が不可能となった場合の救助活動、災害復旧活動に欠かせない交通手段となるため、町長は情報の収集、海上交通の調整、船舶規制、海上自衛隊の支援等、県の措置に対し協力するものとする。

(1) 港則法の適用を受けない漁港

漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、災害が発生した場合漁船等の入港をさしひかえると共に障害物の除去、応急修理、海難救助等の適切な措置を講ずる。

3 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

4 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」(以下、「検討会」という。)を組織する。

県は、市町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所に対し検討会の開催を要請することができる。

町は、県に対し検討会の開催を要請することができる。

検討会において協議、調整を行った交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、自らの業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

注1)「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注2)「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第21節 応急教育計画

【教育部】

小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

1 基本方針

- (1) 町教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。
- (2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、町、町教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策編による。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区 分	内 容	
災害応急対策	・計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 ・計画に定める項目は、次のとおりとする。 - ア 学校の防災組織と教職員の任務 - イ 教職員動員計画 - ウ 情報連絡活動 - エ 生徒等の安全確保のための措置 - オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策	
応急教育	計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。	
	被害状況の把握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。
	施設・設備の確保	・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。
	教育再開の決定・連絡	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。

	教育環境の整備	・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。
	給食業務の再開	・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。
	学校が地域の避難所となる場合の対応	・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、町等と必要な協議を行う。
	生徒等の心のケア	・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 ・各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

3 災害救助法に基づく町の実施事項

区 分	内 容
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）
学用品の品目	教科書及び教材、文房具、通学用品
実施期間	災害発生の日から 教科書（教材を含む） 1ヶ月以内 文房具及び通学用品 15日以内 ただし、知事と協議して期間を延長することができる。
費用の限度	【資料1. 3-1（1）】のとおり

4 実施方法

区 分	内 容
学用品給与の方法	ア 給与の対象となる生徒、児童の人員数は、罹災者名簿と当該学校における学籍簿と照合し、被害別、学年別に正確に把握する。 イ 小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。 ウ 教科書は、学年別、学科目別、発行所別に調査集計し購入配分する。 エ 通学用品、文房具は被害状況別、小中学生別に学用品購入（配分）計画表を

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

	作成し、これにより購入配分する。 オ 給与品目は、各人の被災状況程度等実情に応じ特定品目に重点を置くことも考慮する。 カ 教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。
応急教育等の実施事項	ア 分散授業及び二部授業の実施 イ 町有施設、近隣小・中学校の一時借用 ウ 県立学校等の一時借用 エ 教職員の確保 オ 文教施設の応急復旧対策計画

【資料1. 3-38】参照

5 学校施設の応急復旧

区 分	内 容
校舎等	校舎の軽微な被害については、即時修理を行う。教室に不足を生じる場合には特別教室、講堂、体育館等の転用又はプレハブ教室の設置などの必要な措置を講ずる。
運動場等	運動場等の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行う。
備品	備品が流失、破損などにより滅失あるいは使用不能となった場合には、余剰備品又は近接の学校備品を一時借用し授業に支障のないよう措置する。

6 児童・生徒の登下校対策

区 分	内 容
通学路の安全確保	学校長は道路災害等により児童生徒の通学に危険があるときは、父兄、教員及び関係団体等の協力を得て児童、生徒の通学の安全を確保するものとする。
通学バス等の確保	道路災害により、バス運行等ができなくなった場合は、<本章 第20節「交通応急対策計画」>に基づき被災箇所の早期復旧を促進するとともに、児童生徒の通学に支障のないよう必要な措置を講ずるものとする。

7 学校給食

学校給食については、<本章 第9節「食料供給計画」>により措置する。

8 文化財の応急対策

文化財の管理者又は所有者は、各文化財の状態に応じ、災害に対処する措置を講じ、吉田町は管理若しくは復旧のため多額の費用を要する場合はできる範囲の援助をし、文化財の保全に努める。

【資料1. 3-39】参照

9 社会教育施設の応急対策

社会教育施設としての機能の早期回復に努めるものとする。

【資料1. 3-40】参照

10 知事への要請事項

町長は、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項により知事にあつせんを要請するものとする。

区 分	内 容
町立学校	ア 応急教育施設あつせん確保 イ 集団移動による応急教育施設のあつせん及び応急教育の実施指導 ウ 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導 エ 教職員の派遣充当 オ 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あつせん
県立学校	ア 分散又は2部授業による応急教育の実施 イ 他地域所在県立学校による応急教育の実施

11 災害救助法適用外の災害

町は、災害救助法が適用されない災害の場合は、「3 災害救助法に基づく町の実施事項」に準じて対策を実施する。

第22節 社会福祉計画

【民生部】

この計画は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めることを目的とする。

1 基本方針

- (1) 町その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。
- (4) 町は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

2 実施事項

区 分	内 容		
罹災社会福祉施設の 応急復旧及び入所者 の応急措置	ア 罹災社会福祉施設の応急復旧 イ 罹災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあつせん ウ 臨時保育所の開設の指導及び職員のあつせん 【資料1. 3-41】参照		
生活保護の適用	罹災低所得者に対する生活保護の適用		
罹災者の生活相談	実施機関	町（被害が大きい場合は県と共催）	
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談	
	協力機関	県、社会福祉協議会（県・市町）、民生委員・児童委員、静岡県災害対策士業連絡会、法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関	
罹災低所得者に対する 生活福祉資金の貸 付け	実施機関	社会福祉協議会（町・県）	
	協力機関	町、県、民生委員・児童委員	
	貸付対象	罹災低所得者世帯 （災害により低所得世帯となった者も含む。）	
	貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による	
罹災母子・寡婦世帯等 に対する母子・寡婦福 祉資金の貸付け	実施機関	県中部健康福祉センター	
	協力機関	町、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
	貸付対象	罹災母子世帯・寡婦 （災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。）	
	貸付額	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額	
罹災身体障害児者に 対する補装具の交付 等	実施機関	町、県	
	協力機関	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、 身体障害者更生相談所	
	対象	罹災身体障害児者	
	交付等の 内容	ア 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 イ 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付 ウ 罹災身体障害児者の更生相談	
災害弔慰金等の支給 及び災害援護資金の 貸付け	実施機関	町	
	支給及び 貸付対象	災害弔慰金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
		災害援護資金	罹災世帯主
	支給及び 貸付額	「吉田町災害弔慰金の支給等に関する条例」で定める額 【資料1. 3-42】参照	
被災者（自立）生活再 建支援制度	実施機関	（財）都道府県会館（県単制度は県）	
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯	
	支給額	被災者生活再建支援法第3条に定める額	
義援金の募集及び配	実施機関	町、県	

区 分	内 容	
分	協力機関	教育委員会（町、県）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（町、県）、報道機関、その他関係機関
	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定する。
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定する。
義援品の受け入れ	実施機関	町、県
	協力機関	報道機関、その他関係機関
	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受け入れの調整に努める。

第23節 消防計画

【静岡市消防局、統括部】

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

1 消防活動

区 分	内 容
消防活動体制	静岡市消防局及び消防団は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮するものとする。 【資料1. 3-43】【資料2. 4-1】参照
広域協力活動体制	町長（消防の委託事務に係る部分は静岡市長）は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 ア 発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 イ 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合 ウ 発災市町等を災害から防除するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、静岡市長に空中消火活動の要請をすることができる。 また、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を、県を通じて要請する。
危険物施設の	危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

区 分	内 容
災害対策	めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。
ガス災害対策	町は、高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。
消防庁への 応援要請	非常災害の場合は、＜本章 第31節「突発的災害にかかる応急対策計画」＞により、県に消防庁への応援要請を要求するものとする。

なお、地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

基本方針	(1) 町民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。 (2) 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。 (3) 静岡市消防局及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための町消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。 (4) 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

実施主体	内 容	
静岡市消防局及び消防団	火災発生状況等の把握	消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。 ア 延焼火災の状況 イ 自主防災組織の活動状況 ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路 エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
	消防活動の留意事項	消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。 ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。 イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。 ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。 エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。
事業所（研究室、実験室を含む。）	火災予防措置	火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
	火災が発生	・自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

	した場合の措置	・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
	災害拡大防止措置	・都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。 ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。
自主防災組織		・各家庭等におけるガス栓の閉止、LP ガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 ・火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 ・消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。
町民	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LP ガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
	初期消火活動	火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

第24節 応援協力計画

【統括部、関係各部】

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため町長が民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体、要請方法等を定めることを目的とする。

1 要請の実施基準

区 分	内 容
県への要求	他の計画の定めるところにより、知事に対し協力要請対象団体のうちから適宜指定して、要求の要請をするものとする。
協力要請対象団体	ア 応援協定を締結した地方公共団体 イ 男女共同参画団体 ウ 大学及び高校の学生・生徒 エ 赤十字奉仕団 オ その他奉仕活動を申し出たボランティア団体等

2 実施方法

区 分	内 容

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

区 分	内 容
応援協定締結先に対する応援協力要請	町長は、災害時の応援に関する協定を締結している各市町及び他県地方公共団体の長等に対して応援の要請を行うものとする。 【資料1. 3-44】参照
男女共同参画団体に対する応援協力要請	ア 要請は、男女共同参画団体にあつては県男女共同参画センター運営主体、県地域女性団体連絡協議会の長等に対して行うものとする。 イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。
大学及び高校の学生・生徒に対する応援協力要請	ア 要請は当該学生、生徒の所属する学校の長に対して行うものとする。 イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。
赤十字奉仕団に対する応援協力要請	要請は、日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

第25節 ボランティア活動支援計画

【民生部】

町は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、(福)静岡県社会福祉協議会や(特活)静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら、ボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

1 町の実施事項

区 分	内 容
災害ボランティアセンターの設置及び運用	・町は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた施設に町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあわせん及び配置調整等を行う災害ボランティアセンターを設置する。 ・災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。 ・町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。
ボランティア活動拠点の設置	・町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 ・町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
ボランティア団体等に対する情報の提供	町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等

区 分	内 容
	に的確に提供する。
ボランティア活動資 機材の提供	町は、災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

2 県の実施事項（※県計画参考）

県が実施するボランティア活動の支援は、次のとおりである。

- ア 行政・NPO・ボランティア等の三者連携
- イ 静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用
- ウ 市町支援チームの派遣
- エ ボランティア団体等に対する情報の提供
- オ ボランティア活動経費の助成
- カ ボランティア活動資機材の提供

第26節 自衛隊派遣要請の要求計画

【統括部】

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 災害派遣要請の要求範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすもので、具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

区分	項 目	内 容
要 請 要 件	緊急性	差し迫った必要性があること
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと
要 請 内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	搜索、救助	遭難者等の搜索救助
	水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

区分	項目	内 容
	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
	物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
	防災要因等の輸送	
	連絡幹部の派遣	
	その他	その他町長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。

2 災害派遣要請の要求手続

区 分	内 容
知事に対する自衛隊派遣要請の要求者	原則として町長が行うものとする。
災害派遣要請の要求手続	町長（本部長）が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後すみやかに文書をもって行うものとする。 また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。 ア 提出先（連絡先） 静岡県危機管理部 この場合、県中部方面本部（中部地域局）を経由する。 イ 提出部数 1部 ウ 記載事項 （ア）災害の状況及び派遣を要請する事由 （イ）派遣を希望する期間 （ウ）派遣を希望する区域及び活動内容 （エ）その他参考となるべき事項

【自衛隊緊急時連絡先一覧】

部隊名	時間内	時間外	電 話 番 号

(駐とん地名等)			代表番号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第34普通科連隊 (板妻)	第3科長	駐屯地 当直司令	御殿場 0550-89-1310 〈防災行政無線 150-9002〉	235 236 237	301 302
第11飛行教育団 (静浜)	団司令部 計画班長	基地 当直幹部	大井川 054-622-1234 〈防災行政無線 154-9000〉	231	225
航空自衛隊 第1航空団司令部 (浜松)	防衛部 防衛班長	基地 当直幹部	浜松 053-472-1111 〈防災行政無線 153-9001〉	3230 3232	3224 3225

3 災害派遣部隊の受入れ体制

区 分	内 容								
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	町長は、自衛隊の作業が他の災害援助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。								
作業計画及び資材等の準備	町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。								
作業実施に必要な物資、機材等	町長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより、県へ要請するものとする。								
自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化	町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。								
派遣部隊の受入れ	町長は、派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備するものとする。 <table border="1" data-bbox="539 1290 1401 1536"> <tr> <td>本部事務室</td><td>派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など</td></tr> <tr> <td>宿舎</td><td>屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は1人1畳の基準</td></tr> <tr> <td>材料置場炊事場</td><td>屋外の適当な広場</td></tr> <tr> <td>駐車場</td><td>適当な広場（車1台の基準は3m×8mである。）</td></tr> </table>	本部事務室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など	宿舎	屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は1人1畳の基準	材料置場炊事場	屋外の適当な広場	駐車場	適当な広場（車1台の基準は3m×8mである。）
本部事務室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など								
宿舎	屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は1人1畳の基準								
材料置場炊事場	屋外の適当な広場								
駐車場	適当な広場（車1台の基準は3m×8mである。）								

4 災害派遣部隊の撤収要請

町長は民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに県の自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)に対して、災害派遣部隊の撤収を要請する。

5 経費の負担区分

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

自衛隊が、災害応急対策又は災害復旧作業のために必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品費等の費用は、原則として町が負担するものとする。

6 その他

町以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うように努めるものとする。

第27節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画

【統括部】

この計画は、災害時における海上保安庁に対する支援要請の依頼を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 支援要請の範囲

海上保安庁に支援の要請を依頼する場合は、原則として次の場合とする。

ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

ウ その他、町が行う災害応急対策の支援

2 支援要請

区 分	内 容
支援要請の依頼者	原則として町長が行うものとする。
支援要請の依頼手続	支援要請の依頼は知事に対し次に掲げる事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合、文書をもってすることができないときは、電話等により依頼するものとする。この場合においても、事後すみやかに文書をもって行うものとする。また、知事への要請依頼ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じて連絡し、知事に対してもその旨をすみやかに通知すること。 ア 提出先（連絡先） 静岡県危機管理部 この場合、県中部方面本部（中部地域局）を経由する。 イ 提出部数 1部 ウ 記載事項 (7) 災害の状況及び応援を必要とする事由 (イ) 支援を希望する期間 (ウ) 支援を希望する区域及び活動内容 (エ) その他参考となるべき事項

3 町長の支援要請の依頼手続

- ・町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、2 支援要請の事項を明示した要請書による、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。
- ・緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、字後速やかに文書により知事に依頼する。
- ・知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

4 海上保安庁との連絡（※県計画参考）

区 分	内 容
情報交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、第三管区海上保安本部と密接な情報交換を行う。

第28節 電力施設災害応急対策計画

【中部電力株式会社】

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

1 電力会社

本町を担当する電力会社は、中部電力パワーグリッド株式会社であり、その連絡窓口は、静岡支社島田営業所である。

2 応急措置の実施

応急措置の実施は、中部電力パワーグリッド株式会社の定める「中部電力パワーグリッド株式会社防災業務計画」により実施する。

3 町、県等との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあっては町と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県と協議して措置するものとする。

第29節 ガス災害応急対策計画

【ガス事業者】

この計画は、ガス災害の発生に際し、町民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

1 非常体制組織の確立

区 分	内 容
緊急出動に関する相互協力	消防、警察、ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について協定を結ぶなど相互に協力する。
ガス事業者の緊急体制の整備	ア ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。 イ 非常体制組織は、夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

区 分	内 容
保護保安対策	ア ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう町民の協力を要請する。 イ ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 ウ ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。 エ ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。 オ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。
危険防止対策	ア 災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。 イ 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。
応急復旧対策	ア ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。 イ 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。

3 町、県等との連絡協議

ガス事業者及び高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、町、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

4 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を町、消防機関及び警察に行う。

第30節 下水道災害応急対策計画

【上下水道部】

下水道管理者は、災害の発生時において、「吉田町下水道事業業務継続計画」に基づき、速やかに、下水道施設の被害調査を行い、被害を把握したときは、暫定的に機能を確保するための仮排水ポンプや仮設沈殿池を設置する等の応急復旧を講ずるものとする。

第31節 突発的災害に係る応急対策計画

【関係各課（部）】

突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定める。

1 突発的災害応急体制

町は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急体制」により、初期の情報収集に当たる。

区 分	内 容
設置基準	ア 突発的災害により多数の死傷者が発生したとき イ その他町長が指令したとき
組織	各課長、防災課職員及び各課長が指名した職員で構成する。
任務	応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。 なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。 また、必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。
町から県への報告	町は、多数の死傷者等を伴い、対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、直ちに県（中部地域局等）へ報告する。 ア 発生日時、場所 イ 被害の状況 ウ 応急対策の状況 エ 自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性 （派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること。）
医療救護活動の実施	多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

【県危機管理部】

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

区分	NTT 有線	静岡県防災行政無線（時間外の場合のみ（宿直室））	
電 話	054-221-2072	地上系 5-100-6030	衛星系 8-100-6030
FAX	054-221-3252	地上系 5-100-6250	衛星系 8-100-6250

【消防庁応急対策室】

区 分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT 有線
平 日 (9:30～18:15)	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

2 災害対策本部の設置

事態の推移により必要な場合には速やかに災害対策本部を設置し、救出・救助、避難等の応急対策を実施する。

区 分	内 容
設置	町長は、突然災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、町災害対策本部を設置する。 町災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて町長（本部長）が決定する。
組織	本部長（町長）、副本部長（副町長）、本部員その他の町災害対策本部編成表により定める。
設置の連絡	町災害対策本部を設置したときは、県中部危機管理局及び町内防災関係機関に連絡する。また、必要に応じ事故原因者の参加を求める。
現地災害対策本部	災害の状況により、副本部長又は本部員を長とする現地災害対策本部を設置する。

3 災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

区 分	内 容
情報の収集、伝達等	必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。町災害対策本部は、情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、県及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。
人的被害の把握	- 町災害対策本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。 - 町災害対策本部は、関係機関（警察、消防等）が把握している人的被害の数について積極的に集約し、一方、関係機関は町災害対策本部に連絡するものとする。 - 町災害対策本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整

区 分		内 容
		理・突合・精査を行い、直ちに県（中部方面本部）へ報告するものとする。 ・町災害対策本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、県及び警察と連携し、人数のほか、県の「災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）」、「災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）」、「災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）」に基づきの氏名等の情報を集約し、県が公表する。または、県と町が合同で公表する。
住民への広報		入手した情報により、被害が予想される地域の住民に対し、適切・迅速な広報を<本章 第 5 節「災害広報計画」>により実施する。 また、必要に応じて屋内退避、避難指示等のほか<本章 第 7 節「避難救出計画」>による避難を実施する。
各 機 関 へ の 要 請	自衛隊	自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、陸上自衛隊第 34 普通科連隊に要請する。人や物資の輸送等必要に応じて航空自衛隊、海上自衛隊にも要請する。要請の方法、手続きは<本章 第 26 節 自衛隊派遣要請の要求計画>による。
	海上保安庁	人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には第三管区海上保安本部清水海上保安部に要請する。要請の方法、手続きは<本章 第 27 節「海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」>による。
	緊急医療活動	ア 静岡 DMAT（災害派遣医療チーム） 町長は、静岡 DMAT が出動し対応する必要がある場合には、県へ要請する。 イ 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、県を通じて応援を要請する。 ウ 榛原医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、協力を要請する。 エ 静岡 DPAT（災害派遣精神医療チーム） 静岡 DPAT が出動し、対応する必要がある場合には、県へ要請する。 オ 静岡 DWAT（災害派遣福祉チーム） 静岡 DWAT が出動し対応する必要がある場合には、県へ要請する。
	緊急消防援助隊・広域航空消防応援要綱	町長（消防の事務委託に係る部分は静岡市長）は、災害状況に応じ（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む）消防の広域応援の必要があると認めるときは、消防組織法（昭和 22 年法律第 2 2 6 号）第 4 4 条に基づき、知事に対し次の事項を明らかにして応援出動等の措置を要請する。 ア 災害の種別・状況 イ 人的・物的被害の状況 ウ 必要な応援部隊の種類と部隊数 エ 応援部隊の集結場所及び到達ルート
	各機関の調整・二次災害防止のための措置	町災害対策本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図り

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

区 分	内 容
	つつ、連携して活動するものとする。 事故の態様により、二次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡を取り、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、二次災害防止のために必要な措置をとる。

4 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。
その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

第32節 町有施設及び設備等の対策

【調査部、関係各部】

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な町有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 町・県防災行政無線

区 分	内 容
通信施設	ア 県防災行政無線、町防災行政無線、地域防災無線、同時通報無線等の各種無線通信施設・設備については、発災後、直ちに被害状況等を確認し、可能な限り応急措置等により通信の確保を図る。 イ 町防災行政無線及び地域防災無線の基地局の機能確保を行い、町の基地局に障害がある場合は、速やかに復旧措置を講ずる。
町及び他機関 端末局	ア 端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、また、交換機に障害があった場合は無線機単位によるプレス通話方式により通信の確保を図る。 イ 障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、町地域防災無線等を使用して応急回線を設定し、町と県中部方面本部との通信を確保する。

2 公共施設等

区 分	内 容
道路	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡 道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋りょう等施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、二次災害の防止 県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を最重要とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を実施する。

区 分	内 容	
	緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ土木建設業者等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
河川及び海岸保全施設	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、二次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ二次災害の恐れのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ土木建設業者等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
	町民等への連絡	避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。
砂防、地すべり及び急傾斜地等	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害状況の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、二次災害の防止	二次災害の恐れのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急工事の実施	二次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ土木建設業者等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
	町民等への連絡	避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。
漁港施設等	防潮施設	水門、陸閘（門扉）、樋門等の被害状況を調査し、構造物の機能欠損（樋門のゲート開閉不能等）箇所については必要に応じ応急措置を講ずる。
	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。
	漁港施設内の用地	利用者に対し漁船等の流出、転落状況及び漁港施設の被害状況等の調査並びに漁港施設の利用に障害となる物等の早期改修の実施を要請する。
ため池及び用水路	被害状況の把握	ため池及び用水路の被害状況を調査する。
	応急措置の実施及び牧之原警察署長への必要な措置の要請	施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに牧之原警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるように要請するとともに、迅速に応急措置を講ずる。
災害応急対策上重要な庁舎等	被害状況の把握	町庁舎等の防災上重要な施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
	緊急措置の実施	防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。
危険物保有施設	発火危険物、有害薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。	

第1編 共通対策編

<第3章 災害応急対策>

区 分	内 容
水道用水供給施設	ア 災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。 イ 被害の拡大防止と応急復旧を行い、水道用水の確保に努める。

3 情報機器・情報システム

情報機器・情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。なお、情報機器・情報システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第4章 災害復旧・復興

第1節 災害復旧計画

【関係各部】

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等の活用も含めて検討するものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、海岸、道路、橋りょう、漁港について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携のもとに迅速、適切な復旧事業を施行する。

さらに、復旧事業の施行と併せて、施設の新設改良等により再度の災害発生を防止する。

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- ウ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- エ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、漁業用施設、その他共同利用施設の復旧については公共土木施設災害復旧事業計画に準じ施行する。

3 都市災害復旧事業計画

ア 都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。

イ 復旧に当たっては都市環境の設備、都市の防災構造化の推進を指導する。

4 上下水道災害復旧事業計画

特に町民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進する。

5 公共用地災害復旧事業計画

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

6 住宅災害復旧事業計画

町民の生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき迅速適切な公営住宅の建設を進める。

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

- ア 施設の性格上緊急に復旧する必要があるので、国、県その他関係機関の融資を促進する。
- イ 再度災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

8 公共医療施設、病院等災害等復旧事業計画

町民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため迅速適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

9 学校教育施設災害復旧事業計画

- ア 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速適切な復旧を促進する。
- イ 再度災害防止のため原因を検討し、公共施設の不燃化、耐災害化を図る。

10 社会教育施設災害復旧事業計画

- ア 施設の性格上緊急に復旧する必要があるので、国、県その他関係機関の融資を促進する。
- イ 再度災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

11 被災中小企業復興計画

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する。

12 その他の災害復旧事業計画

迅速適切な復旧計画により早期復旧を促進し、あわせて、再度災害を防止する。

第2節 資金計画

【調査部、関係各部】

この計画は、災害復旧事業に係る資金の調達を迅速に把握し、資金の融通調達を行うため必要な措置を講ずる計画である。

1 国による財政援助等

- (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）に基づく財政援助等

本町においては、大規模な災害であって、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満た

す場合には、災害状況等を報告し、県の実施する調査に協力し、激甚災害指定の促進に務める。
 なお、激甚災害法により助政援助等を受ける事業等は次のとおりである。

区 分	内 容
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	ア 公共土木施設災害復旧事業 イ 公共土木施設災害関連事業 ウ 公立学校施設災害復旧事業 エ 公営住宅災害復旧事業 オ 生活保護施設災害復旧事業 カ 児童福祉施設災害復旧事業 キ 老人福祉施設災害復旧事業 ク 身体障害者社会参加施設災害復旧事業 ケ 障害福祉サービス事業施設災害復旧事業 コ 婦人保護施設災害復旧事業 サ 感染症予防施設災害復旧事業 シ 感染症予防事業 ス たい積土砂排除事業 セ たん水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
中小企業に関する特別の助成	ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 イ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ウ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 エ 母子福祉法による国の貸付けの特例 オ 水防資材費の補助の特例 カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ク 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等 ケ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

(2) その他の法律による財政援助

国が激甚災害法以外の法律により財政援助を行う場合は、町はそれに必要な措置をとる。

2 災害復旧事業に係る町の財政措置

災害復旧事業を行う場合においては、国の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

区 分	内 容
地方債	ア 歳入欠陥債 イ 災害対策債 ウ 災害復旧事業債
地方交付税	ア 普通交付税の繰り上げ交付 イ 特別交付税
一時借入金	ア 災害復旧事業貸付金（県） イ 災害応急融資（財務事務所、東海郵政局）

第3節 激甚災害の指定

【調査部】

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

1 基本方針

町は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

2 実施事項

- ア 町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- イ 町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第4節 被災者の生活再建支援

【関係各部】

1 被災者の支援

災害により被害を受けた町民が、その痛手からすみやかに再起更生できるよう職業のあっせん、町税の減免、資金の融資、災害弔慰金の支給等により、被災者の援護を行う。

項 目	内 容
被災状況の把握	災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。 県はこれらの体制整備及び発災時の市町の被災者支援に関する活動を支援する。 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 【県への報告】 ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・大規模半壊・半壊住宅数等 【被災者台帳】 ア 氏名、生年月日、性別 イ 住所又は居住 ウ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況 エ 援護の実施の状況 オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等
職業のあっせん	災害により離職を余儀なくされた被災者の職業のあっせんについては、県が公共職業安定所を通じ、早期再就職の促進を図ることになっている。町は、災害相談所等において、離職者の状況を把握し、県に報告する。
町税の減免等	町は、被災者に対し、地方税法及び町条例により、町税等の納税期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて実施する。 町税の納税緩和措置は次のとおりである。 ア 納税期限の延長 災害により、納税義務者等が期限内に申告書類等の提出又は町税の納付をすることができないときは、納税期限を延長する。 イ 徴収猶予（地方税法第 15 条） 災害により、財産に被害を受けた納税義務者が町税を一時に納付又は納入することができないときは、申請に基づき 1 年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に 1 年以内の延長を行う。 ウ 減免（地方税法第 367 条等） 被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行う。
被災者生活再建支援金の支給	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認、町民に対する広報など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。
災害弔慰金等の支	町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき吉田町災害弔慰金の支給

項 目	内 容														
給・災害援護資金の貸付け	等に関する条例【資料1．3－42】により、自然災害により被災した町民に対して災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の貸付けを行う。 (1) 災害弔慰金 <table border="1"> <tr> <td>支給対象</td><td>自然災害によって死亡した者の遺族</td></tr> <tr> <td>支給額</td><td> ア 死亡者が受取者の生計を維持していた場合は500万円 イ その他の場合は250万円 ただし、死亡者が災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除して支給 </td></tr> </table> (2) 災害障害見舞金 <table border="1"> <tr> <td>支給対象</td><td>自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったときに、災害弔慰金に関する法律に定める程度の障害がある障害者</td></tr> <tr> <td>支給額</td><td> ア 障害者が世帯の生計を維持していた場合は250万円 イ その他の場合は125万円 </td></tr> </table> (3) 災害援護資金の貸付け <table border="1"> <tr> <td>支給対象</td><td>自然災害によって災害弔慰金に関する法律に定める被害を受けた世帯の世帯主</td></tr> <tr> <td>支給額</td><td> ア 療養する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合 (ア) 家財の被害金額が、その家財の価額の3分の1に満たない損害で、かつ住居の損害がない場合 150万円 (イ) 家財の被害金額が、その家財の価額の3分の1以上である損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円 (ウ) 住居が半壊した場合 270万円 (エ) 住居が全壊した場合 350万円 イ 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合 (ア) 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150万円 (イ) 住居が半壊した場合 170万円 (ウ) 住居が全壊した場合 250万円 (エ) 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円 ウ アの住居の半壊、イの住居の半壊・全壊の場合において、住居を建て直す際に残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別事情がある場合は、270万円を350万円に、170万円を250万円に、250万円を350万円とする。 </td></tr> <tr> <td>利率等</td><td> ア 償還期間は10年とし、3年は据置期間とする。 イ 利率は、無利子とする。 </td></tr> </table>	支給対象	自然災害によって死亡した者の遺族	支給額	ア 死亡者が受取者の生計を維持していた場合は500万円 イ その他の場合は250万円 ただし、死亡者が災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除して支給	支給対象	自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったときに、災害弔慰金に関する法律に定める程度の障害がある障害者	支給額	ア 障害者が世帯の生計を維持していた場合は250万円 イ その他の場合は125万円	支給対象	自然災害によって災害弔慰金に関する法律に定める被害を受けた世帯の世帯主	支給額	ア 療養する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合 (ア) 家財の被害金額が、その家財の価額の3分の1に満たない損害で、かつ住居の損害がない場合 150万円 (イ) 家財の被害金額が、その家財の価額の3分の1以上である損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円 (ウ) 住居が半壊した場合 270万円 (エ) 住居が全壊した場合 350万円 イ 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合 (ア) 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150万円 (イ) 住居が半壊した場合 170万円 (ウ) 住居が全壊した場合 250万円 (エ) 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円 ウ アの住居の半壊、イの住居の半壊・全壊の場合において、住居を建て直す際に残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別事情がある場合は、270万円を350万円に、170万円を250万円に、250万円を350万円とする。	利率等	ア 償還期間は10年とし、3年は据置期間とする。 イ 利率は、無利子とする。
支給対象	自然災害によって死亡した者の遺族														
支給額	ア 死亡者が受取者の生計を維持していた場合は500万円 イ その他の場合は250万円 ただし、死亡者が災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除して支給														
支給対象	自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったときに、災害弔慰金に関する法律に定める程度の障害がある障害者														
支給額	ア 障害者が世帯の生計を維持していた場合は250万円 イ その他の場合は125万円														
支給対象	自然災害によって災害弔慰金に関する法律に定める被害を受けた世帯の世帯主														
支給額	ア 療養する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合 (ア) 家財の被害金額が、その家財の価額の3分の1に満たない損害で、かつ住居の損害がない場合 150万円 (イ) 家財の被害金額が、その家財の価額の3分の1以上である損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円 (ウ) 住居が半壊した場合 270万円 (エ) 住居が全壊した場合 350万円 イ 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合 (ア) 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150万円 (イ) 住居が半壊した場合 170万円 (ウ) 住居が全壊した場合 250万円 (エ) 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円 ウ アの住居の半壊、イの住居の半壊・全壊の場合において、住居を建て直す際に残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別事情がある場合は、270万円を350万円に、170万円を250万円に、250万円を350万円とする。														
利率等	ア 償還期間は10年とし、3年は据置期間とする。 イ 利率は、無利子とする。														
国税・県税の減免等(※県計画参考)	国・県は、被災者に対し、法令及び県条例により、国税・県税の減免等の緩和措置を実施する。 ア 国税 (ア) 納税期限の延長 被災者に対して国税の申告、申請、請求等書類の提出、国税の納付を行う期限を延長する。 (イ) 徴収猶予・減免														

項 目	内 容																				
	被災者に対して所得税及び各所得に対する源泉所得税の減免、徴収猶予を実施する。 イ 県税 (ア) 納税期限の延長 被災者に対し県税の申告、申請、納付納入等の期限を延長する。 (イ) 徴収猶予 被災者に対し1年以内において県税の徴収を猶予する。また、やむを得ない理由がある場合には、さらに1年以内の延長を行う。 (ウ) 減免等 被災者に対し、被災状況等に応じて各種県税の減免又は納入義務免除等を行う。																				
生活福祉資金の貸付け等	一定の資格条件を満たす被災した低所得者世帯等においては、生活福祉資金の融資を受けることができる。民生委員・児童委員、町及び町社会福祉協議会は、これを援助する。 【世帯更生資金】 <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td><td>町社会福祉協議会、県社会福祉協議会</td></tr> <tr> <td>協力機関</td><td>民生委員・児童委員</td></tr> <tr> <td>貸付対象</td><td>被災低所得者（被災によって低所得者となった者を含む）</td></tr> </table> 【母子（寡婦）福祉資金】 <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td><td>県中部健康福祉センター</td></tr> <tr> <td>協力機関</td><td>民生委員・児童委員</td></tr> <tr> <td>貸付対象</td><td>被災母子世帯（被災によって母子世帯となったものを含む）</td></tr> </table> 【被災身体障害者に対する補装具の交付等】 <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td><td>県中部健康福祉センター</td></tr> <tr> <td>協力機関</td><td>民生委員・児童委員</td></tr> <tr> <td>貸付対象</td><td>被災身体障害者</td></tr> <tr> <td>給付等の内容</td><td>災害により補装具を破損又は流失した者に対する修理又は交付災害により負傷又は疾病にかかった者の更生医療の給付</td></tr> </table>	実施機関	町社会福祉協議会、県社会福祉協議会	協力機関	民生委員・児童委員	貸付対象	被災低所得者（被災によって低所得者となった者を含む）	実施機関	県中部健康福祉センター	協力機関	民生委員・児童委員	貸付対象	被災母子世帯（被災によって母子世帯となったものを含む）	実施機関	県中部健康福祉センター	協力機関	民生委員・児童委員	貸付対象	被災身体障害者	給付等の内容	災害により補装具を破損又は流失した者に対する修理又は交付災害により負傷又は疾病にかかった者の更生医療の給付
実施機関	町社会福祉協議会、県社会福祉協議会																				
協力機関	民生委員・児童委員																				
貸付対象	被災低所得者（被災によって低所得者となった者を含む）																				
実施機関	県中部健康福祉センター																				
協力機関	民生委員・児童委員																				
貸付対象	被災母子世帯（被災によって母子世帯となったものを含む）																				
実施機関	県中部健康福祉センター																				
協力機関	民生委員・児童委員																				
貸付対象	被災身体障害者																				
給付等の内容	災害により補装具を破損又は流失した者に対する修理又は交付災害により負傷又は疾病にかかった者の更生医療の給付																				
独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく災害復興住宅資金の貸付	住宅金融支援機構に被災者に対する貸付金の融資を申請するとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申込みの希望者に対しての指導を行う。																				
義援金の募集等	ア 義援金を受け付けるために、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。																				
罹災証明書の交付	町は、本町の区域内で発生した災害（火災を除く）により罹災した世帯の生活再建のために、罹災証明申請窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明書を交付する。 ア 罹災証明調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。 イ 罹災証明の交付に必要な手続きと様式は次のとおりとする。 (ア) 発行の担当部署																				

項 目	内 容								
	罹災証明書の発行事務は、「民生部」が担当する。 (イ) 発行の手続 町は、個別調査結果に基づき罹災者台帳を作成する。罹災証明書交付申請に対して、罹災者台帳により確認の上交付するとともに、その旨を罹災証明書交付簿に記録する。なお、罹災者台帳により確認できない時は、申請者の立証資料をもとに判断して罹災証明書を交付する。 (ウ) 証明の範囲 罹災証明書の発行は、法第2条第1号に規定する災害（火災を除く）で、次の事項について、証明する。 <table border="1"> <tr> <th>住家</th><th>人</th></tr> <tr> <td>○全壊、全焼、流出</td><td>○死亡</td></tr> <tr> <td>○半壊、半焼</td><td>○行方不明</td></tr> <tr> <td>○一部損壊・床上浸水・床下浸水</td><td>○負傷</td></tr> </table> (エ) 証明手数料 罹災証明については、証明手数料を徴収しない。 (オ) 罹災証明の書式 罹災証明書の書式は、【資料1. 3-18】のとおりである。	住家	人	○全壊、全焼、流出	○死亡	○半壊、半焼	○行方不明	○一部損壊・床上浸水・床下浸水	○負傷
住家	人								
○全壊、全焼、流出	○死亡								
○半壊、半焼	○行方不明								
○一部損壊・床上浸水・床下浸水	○負傷								
郵便物の特別取扱等	災害が発生した場合、被害状況及び被災地の実情に応じて、町域の各郵便局において、郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。 ア 郵便関係 (ア) 小包郵便料金の免除 総務大臣が公示した場合で、当該災害地の被災者の援助を行う県、市町村又は日赤等にあてた救助物資を内容とする小包郵便料金 (イ) 郵便はがき等の無償交付 災害救助法適用時に罹災世帯あたり5枚以内及び郵便書簡1枚を交付 イ 為替貯金・簡易保険 災害時において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情により、被災地の郵便局において、郵便貯金等、簡易保険金、貸付金等の一定金額以内の非常即時払い及び保険料、年金掛金の特別払込猶予等の措置をとる。								

2 中小企業等への融資

災害により被害を受けた中小企業及び農林漁業者に対し、県及び町は災害復旧に必要な資金の融資に関し、以下のような措置を実施する。

項 目	内 容
被災農林漁業者に対する復旧資金の融資等	ア 天災融資法等に基づく災害資金の融資等 天災融資法、天災による被災農林漁業者等に対し、再生産確保のため経営資金及び事業資金の融資、利子補給等を行う。 イ その他、県を窓口とする各種の融資が用意されている。

被災中小企業に対する復旧資金の融資等	ア 国民金融公庫資金の貸付け イ 中小企業金融公庫資金の貸付け ウ 商工組合中央金庫資金の貸付け エ 信用保証協会に対する保証能力の充実

3 災害相談の実施

町は、大規模災害の発生等により、町民からの問い合わせが多数となった場合は、町役場内に災害相談窓口を開設する。災害相談窓口においては、行方不明者の受付、罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の町役場の実施する災害対策業務の受付案内を職員が行うほか、金融、保険等の相談を実施する。

実施に当たっては、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員及びその他の関係機関の協力を得る。

4 要配慮者の支援

高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、メンタルヘルスケアなどの精神的支援策を実施する。

項目	内容
被災状況の把握	災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。
福祉サービスの拡充	ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健指導・栄養指導等を実施する。

第5節 風評被害の影響の軽減

【関係各部】

町は、県に協力し風評被害の影響の軽減を図るものとする。
 なお、県が実施する主な風評被害対策は次のとおりである。

1 正しい情報の提供

県は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

県は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、県知事（本部長）等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

県は、国や市町、関係機関・団体等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。

第2編 地震対策編

第1章 総則

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、町、防災関係機関、事業所及び町民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。また、この計画の基礎となる静岡県第4次地震被害想定の概要を示す。

第1節 計画の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する「吉田町地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

1 計画の目的

平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、町民等の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

- ア この計画は、町の地域に係る地震対策について定めるものである。
- イ この計画は、町、防災関係機関、事業所及び町民等が地震対策に取り組むための基本方針である。
- ウ この計画のうち、第3章は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。
- エ この計画は、「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策のうち、特に緊急に実施するものについて定める。
- オ この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行うものである。

3 計画の構成

この計画は、次に示す6章及び別紙により構成される。

章	記載内容
第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、静岡県第4次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。
第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。

第2編 地震対策編

<第1章 総則>

章	記載内容
第3章 地震防災施設 緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。
第4章 南海トラフ臨時 情報への対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策を示す
第5章 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策を示す。
第6章 災害復旧・復興	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策を示す。
別紙 東海地震に関連 する情報及び警戒宣言に 係る応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。

第2節 過去の顕著な災害

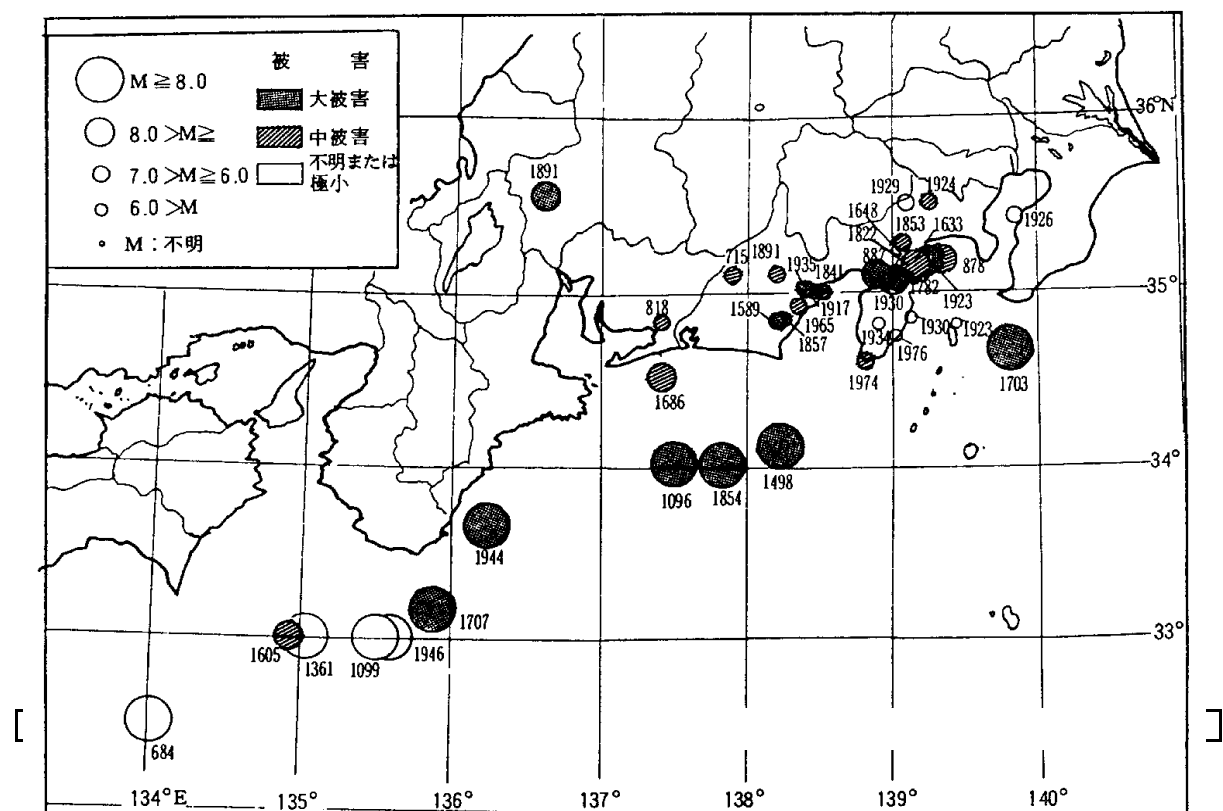
本県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。

陸域には糸魚川－静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し内陸直下の被害地震を発生させてきた。

特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾の地震、2011年静岡県東部の地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。

県下到大被害を与えた地震、及び県下で震度5以上が観測された地震の分布を示すと次の図のようになる。

【静岡県下到大被害を与えた地震及び震度5以上の震度を観測した地震の震源地分布】



第2編 地震対策編

<第1章 総則>

	和暦年月日	北緯 震央地名	深さ (h)	津波規模 県内最大震度	西部（遠江）	中部（駿河）
3*	684. 11. 29 天武 13. 10. 14	134. 0 32. 5 南海・西海道	8. 4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。	
5	715. 7. 4 和銅 8. 5. 25	137. 9 35. 1 遠江	6. 4	[0] IV	山崩れ天竜川を塞ぐ、数十日を経て決壊し、敷智・長下・石田の3郡民家170余区を没す。	
6	715. 7. 5 和銅 8. 5. 26	137. 4 34. 8 三河	6. 7	[1] IV～V	県西境に多少の被害があったと推定される。	
22	878. 11. 1 元慶 2. 9. 29	139. 3 35. 5 関東諸国	7. 4	[II] V		
26*	887. 8. 26 仁和 3. 7. 30	135. 3 33. 0 五畿七道	8. 6	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。	
38*	1096. 12. 17 嘉保 3. 11. 24	137. 5 34. 0 畿内・東海道	8. 4	[III] 2 VI		仏神舎屋百姓四百余流失。
39	1099. 2. 22 康和 1. 1. 24	135. 5 33. 0 南海道	8. 4	[IV] IV	津波による被害が多少あったと推定される。	
56*	1361. 8. 3 正平 16. 6. 24	135. 0 33. 0 畿内・土佐・阿波	8. 4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったか？	
68*	1498. 9. 20 明応 7. 8. 25	138. 2 34. 1 東海道	8. 6	[IV] 3	山崩れ地裂く。浜名湖海につながる。今切という。	沿岸に津波死2万6千という。 (志太郡)
79	1589. 3. 21 天正 17. 2. 5	138. 2 34. 8 駿河・遠江	6. 7	[I] V～IV	民家多く破れ倒る。(駿・遠)	
84*	1605. 2. 3 慶長 9. 12. 16	134. 9 33. 0 東海・南海・西海	7. 9	[IV] 3 VI	橋本に津波。100軒のうち20軒のこる。死者多し。白州丁津波。	
96*	1633. 3. 1 寛永 10. 1. 21	139. 2 35. 2 駿豆相	7. 1	[II] 1 V		吉原で家くずれ、地割あり。三島で家くずれる。(不苦という文書もあり)
141	1686. 10. 3 貞享 3. 8. 16	137. 4 34. 5 遠江・三河	7. 0	[I] V	荒井で関所・番所・町家少々破損、死者あり。	
153*	1707. 10. 28 宝永 4. 10. 4	135. 9 33. 2 五畿七道	8. 4	[IV] 4 VI	沿岸に大津波。各地でQuicksand現象あり。横須賀港塞がる。荒井口拡大。東海道沿いで震度VI、袋井・掛川はVII。	駿河湾北岸・吉原・岩本・さったで被害大。湾内に津波。東海道筋の震度はVI。
163	1718. 8. 22 享保 3. 7. 26	伊那	6. 4	[I] IV～V	伊那・遠山谷満島村山崩れ、遠山川を堰止め後に決壊。三河佐太村大谷までの間で死50余。県北西境、天竜川沿いに被害が推定される。	
243	1841. 4. 22 天保 12. 3. 2	138. 5 35. 0 駿河	6. 4	[0] V～IV		駿府城の石垣30間崩る。久能山銅鳥居・石灯籠いたみ、社堂破損、江尻・清水辺で家・蔵の壁落ち、地裂けて噴水す。三保の砂地2千坪沈下。
257*	1854. 12. 23 嘉永 7. 11. 4	137. 8 34. 0 東海・東山・南海	8. 4	[IV] 3 VII	御前崎を中心に隆起、1～1.5m沿岸一帯に津波、又低地で液状化現象が各地に見られた。とくに掛川・袋井付近の東海道沿いの被害が大きかった。	駿河湾北岸で震度大。久能山はさほど大ならず、静岡・清水に火災。湾の東岸一帯に地震隆起、精進川村296軒のうち全潰178、半潰116、無傷1。
265	1857. 7. 14 安政 4. 閏5. 23	138. 2 34. 8	6. 4	[0]		田中城で堀・門・番所・石垣等破損。藤枝に倒家なしとい

第2編 地震対策編

<第1章 総則>

番号	西暦年月日 和暦年月日	東 北 経 震 央 緯 地 名	M 深さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害状況	
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)
		駿 河				う。
300	1891. 10. 28 明治 24	136. 6 35. 6 愛 知 ・ 岐 阜	7. 9	V～VI	遠江で家屋全潰 32、半潰 31、 道路破裂 19、橋りょう損落 1、堤防崩壊 24、天竜川護岸 堤、見附浜松間に諸所破損。	志太鉱泉の天然ガス噴出量倍 増、鉱泉の湧出量も増加。
301	1891. 12. 24 明治 24	138. 2 35. 1 山 中 湖 付 近	6. 4	IV		沼津で土蔵の鉢巻おちる。駕 籠坂峠で土地の陥没（長さ 20 間巾 3 尺、深さ 3 尺）あり、 道路の亀裂・山崖くずれ数ヶ 所。
414	1917. 5. 18 大正 6	138. 4 34. 95 静 岡 付 近	5. 8		浜松地方で地裂・煙突の倒 壊、壁落あり。	静岡市・煉瓦塀・煉瓦煙突の 被害。清水・江尻でも同様の 小被害。全体で死 2（静岡市）、 傷 6。
430*	1923. 9. 1 大正 12	139. 3 35. 2 関 東 南 部	7. 9	V	県全体で死 375、傷 1,243 不明 68、家屋全壊 2,298、 半壊 10,219、損失 5、流失 661。	全壊 100 戸以上の町村は伊 東・熱海・網代・御殿場・箱 根・北郷・小山・足柄である。 駿東郡の荒廃林野面積率は 3. 2%。
435	1924. 1. 15 大正 13	139. 2 35. 5 丹 沢 山 塊	6. 7	V		駿東郡で傷 26、建物全壊 10、 半壊 243。
453	1929. 7. 27 昭和 4	139. 1 35. 5 丹 沢 付 近	6. 1 20km	V		籠坂峠で亀裂。土砂崩壊し県 道を埋めた所あり。富士山で 落石。
461	1930. 11. 26 昭和 5	139. 0 35. 1 北 伊 豆	7. 3 0～ 5km	VI		清水港・三保港の岸壁崩壊。
479	1935. 7. 11 昭和 10	138. 4 35. 0 静 岡 付 近	6. 3 10km	VI		静岡市・有度山周辺に被害集 中。家屋全壊率 10%以上は、高 松・西大谷・東大谷・池田・ 国吉田 被害計、死 9、傷 299、 住家全壊 237、半壊 1,412、清 水港の岸壁、倉庫大破。
506*	1944. 12. 7 昭和 19	136. 2 33. 7 東 海 沖	7. 9 0～ 30km	VI	遠州灘で津波の高さ 1～ 2m。太田川流域の住家被害 率が高く南御厨村で 101%、 今井村で 97%。	県下全体で、死 255、傷 704、 住家全壊 5,828、半壊 7,815。 静岡市付近に被害率の高い所 あり。
509*	1946. 12. 21 昭和 21	135. 6 33. 0 南 海 沖	8. 0 30km		津波の高さ、舞阪 0. 8 m、 御前崎 2 m。	県下で傷 2、住家半壊 1、家屋 浸水 296、船舶損失 105。
546*	1960. 5. 23 昭和 35	73. 5W 38. 0S チリ地震津 波	8. 5	0	舞阪で波高 1. 1 m。	県下で床上浸水 1、床下浸水 234、非住家被害 13、ろ・かい 船被害 1、清水で波高 1. 3 m。
567	1965. 4. 20 昭和 40	138. 18 34. 53 静 岡 付 近	6. 1 20km	IV		清水市北部の平野で被害大。 壁の破損・瓦落下土台の破 損・柱の移動等があった。全 体で死 2、傷 4、住家一部破損 9。
*	2009. 8. 11 平成 21	駿河湾	6. 5 23km	VI弱	掛川市及び牧之原市を中 心に断水約 7 万戸、停電約 9,500 戸。	静岡市及び牧之原市を中心 に、県下で死者 1、負傷者 311、 家屋半壊 6、一部損壊 8,666、 火災 3、ブロック塀 207 ヶ所。 東名高速(上り)牧之原 IC 付近 で盛土崩壊。
—	2011. 8. 1 平成 23	駿河湾	6. 2 23km	V 弱	軽症 2 人、住宅一部損壊 14 件	重症 1 人、軽症 9 人、住宅一 部損壊 2 件、島田市で 12,000 世帯で水道が白濁

注) 番号欄の「＊」印は、津波を伴った地震を示す。

出典)「日本被害地震総覧」(宇佐美龍夫)に加筆

【資料2. 1-1】参照

第3節 予想される災害

本町に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。町は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

津波については、上記地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

1 静岡県第4次地震被害想定

地震によって、町内でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

試算については、静岡県において、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。

なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

また、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに町民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

以下に、レベル1及びレベル2の地震各々について、本町に最も大きな影響を及ぼすと想定される被害想定結果を示す。

【想定の対象とした二つのレベルの地震・津波】

区分	内容
レベル1の地震・津波	本県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波

第2編 地震対策編

<第1章 総則>

レベル2の地震・津波	内閣府（2012）により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

【想定対象地震】

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府（2012）)

- (1) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海地震・南海地震等）の被害想定

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議（2003）の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。

注）中央防災会議（2003）：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第16回）報告書

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

静岡県では、最新の知見に基づく津波断層モデルを設定し、津波の想定を行い、第4次地震被害想定追加資料として、平成27年6月に「駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1地震の津波の想定」を公表した。

【静岡県全体の想定結果概要（最大となるケース）】

区分		4次想定	3次想定	備考
地震動	震度7の地域	344 ㎢	131 ㎢	県中部～西部で震度7～6強の地域が増加
	震度6強の地域	2,042 ㎢	1,459 ㎢	
津波	浸水深1cm以上	34.6 ㎢	37.9 ㎢	駿河湾沿岸で浸水深2m以上の地域が増加
	浸水深2m以上	11.0 ㎢	6.2 ㎢	
建物被害 注1)	全壊・焼失棟数	約26万棟	大破約19万棟	県中部～西部を中心に被害が発生
	うち地震動・液状化	約17万棟	大破約13万棟	
人的被害 注2)	死者数	約16,000人	5,851人	駿河湾沿岸で津波による死者数が大幅に増加
	うち津波	約9,000人	227人	

注1)「冬・夕、地震予知なし」の場合

注2)「冬・深夜、早期避難率低、地震予知なし」の場合

【吉田町の想定結果】

◆震度区分別面積【東海・東南海・南海地震】 (単位：km²)

区分	震度 7	震度 6 強	震度 6 弱	震度 5 強	震度 5 弱	震度 4 以下	面積合計
県合計	344.2	2,041.9	3,179.8	1,807.5	291.7	50.9	7,716.0
吉田町	0.5	20.2	0.6	0.0	0.0	0.0	21.3

注) 内閣府 (2012) の南海トラフ巨大地震の基本ケースの強震断層モデルを用いて計算したもの。

◆津波高 (単位：T.P. + m)

区分	東海地震		東海・東南海地震		東海・東南海・南海地震		-	
	最大	平均	最大	平均	最大	平均	-	-
吉田町	5	4	5	4	5	4	-	-
区分	宝永型地震		安政東海型地震		5 地震総合モデル		左 (上段・下段)のうち最大	
	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均
吉田町	5	4	6	5	6	5	6	5

注) 津波高は小数点以下第 2 位 (cm 単位) を四捨五入し、小数点以下第 1 位を切り上げたもの。

◆浸水面積 (単位：km²)

区分	浸水深 1 cm 以上	浸水深 1m 以上	浸水深 2m 以上
県合計 (割合) 注 1)	34.6 (0.4%)	18.2 (0.2%)	11.0 (0.1%)
吉田町 注 2)	0.7	0.3	0.1

注 1) 県全体の被害が最大となるケース【東海・東南海・南海地震】

注 2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値

◆建物被害 <全壊・焼失棟数> (単位：棟)

区分	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	火災	合計
県合計 注 1)	約 171,000	約 1,800	約 17,000	約 2,400	約 2,500	約 66,000	約 260,000
吉田町 注 2)	約 1,600	約 30	約 50	-	-	約 500	約 2,200

注 1) 県全体の被害が最大となるケース【東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震；冬・夕、予知なし】

注 2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値 (最大)

◆建物被害 <半壊棟数> (単位：棟)

区分	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	合計
県合計 注 1)	約 169,000	約 6,500	約 51,000	約 5,000	約 5,800	約 237,000
吉田町 注 2)	約 2,000	約 100	約 100	-	-	約 2,200

注 1) 県全体の被害が最大となるケース【東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震；予知あり】

注 2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値 (最大)

第2編 地震対策編

<第1章 総則>

◆人的被害 <死者数>

(単位：人)

区分	建物倒壊		津波			山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
		うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物		うち自力脱出困難	うち津波からの逃げ遅れ				
県合計 注1)	約 5,500	約 700	約 9,000	約 70	約 8,900	約 200	約 800	－	約 16,000
吉田町 注2)	約 40	－	－	－	－	－	－	－	約 40
吉田町 注3)	約 30	－	－	－	－	－	約 10	－	約 40

注 1) 県全体の被害が最大となるケース【東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震；冬・深夜、早期避難率低、予知なし】

注 2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値（最大）

注 3) 上記ケース以外に「吉田町において死者数（合計）が最大となるケース（【冬・夕、早期避難率高＋呼びかけ】又は【冬・夕、早期避難率低】）における吉田町の値

◆人的被害 <重傷者数>

(単位：人)

区分	建物倒壊		津波	山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
		うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物					
県合計 注1)	約 30,000	約 2,100	約 400	約 60	約 600	約 100	約 31,000
吉田町 注2)	約 300	約 10	－	－	－	－	約 300

注 1) 県全体の被害が最大となるケース【東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震；夏・昼、早期避難率低、予知なし】

注 2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値（最大）

◆人的被害 <軽傷者数>

(単位：人)

区分	建物倒壊		津波	山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
		うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物					
県合計	約 52,000	約 7,800	約 700	約 60	約 1,600	約 200	約 54,000
吉田町	約 500	約 50	－	－	約 10	－	約 500

注 1) 県全体の被害が最大となるケース【東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震；夏・昼、早期避難率低、予知なし】

注 2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値（最大）

ただし、【冬・深夜】の場合、「屋内収容物転倒、屋内落下物」での軽傷者数は「約 60 人」となる。

(2) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

注）中央防災会議（2011）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合に

ついて、それぞれ試算をしている。

【静岡県全体の想定結果概要（最大となるケース）】

区分		県4次想定	国想定	備考
地震動 ※1)	震度7の地域	344～732 km ²	—	—
	震度6強の地域	1,276～2,042 km ²	—	
津波 ※2)	浸水深1cm以上	158.1 km ²	150.5 km ²	レベル1の津波の約5倍、 県土の約2%が浸水
	浸水深2m以上	68.5 km ²	66.5 km ²	
建物被害 ※3)	全壊・焼失棟数	約30万棟	約32万棟	県内建物の約2割が全 壊・焼失
	うち地震動・液状化	約19万棟	約21万棟	
人的被害 ※4)	死者数	約105,000人	約109,000人	津波到達時間が早く、津 波による被害が甚大
	うち津波	約96,000人	約95,000人	

※1)【基本ケース、陸側ケース、東側ケース】

※2)【津波ケース①】の場合

※3)【東側ケース、冬・夕、予知なしの場合（国想定は基本ケース）】の場合

※4)【陸側ケース、冬・深夜、早期避難率低、予知なしの場合】の場合

【吉田町の想定結果】

◆震度区分別面積【県】

(単位：km²)

区分	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4以下	合計
基本ケース	344.2	2,041.9	3,179.8	1,807.5	291.7	50.9	7,716.0
陸側ケース	732.2	1,275.9	3,367.0	1,977.5	312.5	50.9	7,716.0
東側ケース	654.2	1,939.5	3,487.2	1,500.0	84.2	50.9	7,716.0

◆震度区分別面積【吉田町】

(単位：km²)

区分	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4以下	合計
基本ケース	0.5	20.2	0.6	0.0	0.0	0.0	21.3
陸側ケース	0.0	2.3	19.1	0.0	0.0	0.0	21.3
東側ケース	1.5	18.9	0.9	0.0	0.0	0.0	21.3

◆津波高

(単位：T.P. + m)

区分	ケース①		ケース⑥		ケース⑧		左のうち最大	
	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均
吉田町	9	7	9	7	8	7	9	7

注) 津波高は小数点以下第2位(cm単位)を四捨五入し、小数点以下第1位を切り上げたもの。

◆浸水面積【津波：ケース①】

(単位：km²)

区分	浸水深1cm以上	浸水深1m以上	浸水深2m以上	浸水深5m以上	浸水深10m以上
県合計(割合)	158.1 (2.0%)	105.4 (1.4%)	68.5 (0.9%)		
吉田町	6.5	4.8	2.6	0.2	—

第2編 地震対策編

<第1章 総則>

◆建物被害 《全壊・焼失棟数》

(単位：棟)

区分	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	火災	合計
県合計注1)	約 191,000	約 1,800	約 17,000	約 26,000	約 2,700	約 66,000	約 304,000
吉田町注2)	約 1,800	約 30	約 80	約 1,100	－	約 600	約 3,600
吉田町注3)	約 1,800	約 30	約 80	約 1,200	－	約 600	約 3,600

注1) 県全体の被害が最大となるケース【地震動：東側ケース、津波：ケース①、冬・夕、予知なし】

注2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値

注3) 「吉田町において全壊棟数（合計）が最大となるケース【地震動：レベル2の東側ケース、季節・時間帯：冬・夕】」を示しているが、各数値はそのケースに限らず、被害要因ごとに見た場合の全ケースの最大値を示す。

◆建物被害 《半壊棟数》

(単位：棟)

区分	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	合計
県合計注1)	約 181,000	約 6,000	約 50,000	約 31,000	約 6,300	約 274,000
吉田町注2)	約 1,600	約 100	約 200	約 2,100	－	約 4,100
吉田町注3)	約 1,700	約 100	約 200	約 2,700	－	約 4,200

注1) 県全体の被害が最大となるケース【地震動：東側ケース、津波：ケース①、予知あり】

注2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値

注3) 「吉田町において半壊棟数（合計）が最大となるケース【地震動：レベル2の基本ケース、季節・時間帯：冬・深夜】」を示しているが、各数値は、そのケースに限らず、被害要因ごとに見た場合の全ケースの最大値を示す。

◆人的被害 《死者数》

(単位：人)

区分	建物倒壊		津波			山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物		うち自力脱出困難	うち津波からの逃げ遅れ					
県合計注1)	約 7,800	約 700	約 96,000	約 2,200	約 93,000	約 200	約 1,500	－	約 105,000
吉田町注2)	約 10	－	約 4,400	約 10	約 4,400	－	－	－	約 4,400
吉田町注3)	約 60	約 10	約 4,500			－	約 10	－	約 4,500

注1) 県全体の被害が最大となるケース【地震動：陸側ケース、津波：ケース①、冬・深夜、早期避難率低、予知なし】

注2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値

注3) 「吉田町において死者数（合計）が最大となるケース【地震動：レベル2の東側ケース、季節・時間帯：冬・深夜】」を示しているが、各数値は、そのケースに限らず、被害要因ごとに見た場合の全ケースの最大値を示す。

◆人的被害 《重傷者数》

(単位：人)

区分	建物倒壊		津波	山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物						
県合計注1)	約 35,000	約 2,100	約 2,500	約 50	約 400	約 70	約 38,000
吉田町注2)	約 100	－	約 100	－	－	－	約 200
吉田町注3)	約 400	約 20	約 200	－	－	－	約 500

注1) 県全体の被害が最大となるケース【地震動：陸側ケース、津波：ケース①、夏・昼、早期避難率低、予知なし】

注2) 県全体の被害が最大となるケースにおける吉田町の値

注3) 「吉田町で重傷者数（合計）が最大となるケース【地震動：レベル2の東側ケース、季節・時間帯：夏・昼】」を示しているが、各数値は、そのケースに限らず、被害要因ごとに見た場合の全ケースの最大値を示す。

示しているが、各数値は、そのケースに限らず、被害要因ごとに見た場合の全ケースの最大値を示す。

◆人的被害 《軽傷者数》

(単位：人)

区分	建物倒壊		津波	山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
		うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物					
県合計 注1)	約 53,000	約 10,000	約 7,700	約 200	約 900	約 20	約 62,000
吉田町 注2)	約 500	約 80	約 400	－	約 10	－	約 900
県合計 注3)	約 55,000	約 8,300	約 4,800	約 60	約 1,300	約 200	約 62,000
吉田町 注4)	約 600	約 70	約 200	－	約 10	－	約 800
吉田町 注5)	約 600	約 80	約 400	－	約 10	－	約 900

注1) 県全体の被害が最大となるケース【地震動：東側ケース、津波：ケース①、冬・深夜、早期避難率低、予知なし】

注2) 県全体の被害が最大となる上記ケースにおける吉田町の値

注3) 県全体の被害が最大となるケース【地震動：東側ケース、津波：ケース①、夏・昼、早期避難率低、予知なし】

注4) 県全体の被害が最大となる上記ケースにおける吉田町の値

注5) 「吉田町における軽傷者数（合計）が最大となるケース【地震動：レベル2の基本及び東側ケース、季節・時間帯：冬・深夜】」を示しているが、各数値は、そのケースに限らず、被害要因ごとに見た場合の全ケースの最大値を示す。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

町、県、町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等（東海地震、東南海・南海地震、その他町において注意すべきものと前節に記載されている地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害をいう。以下同じ。）の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 吉田町

処理すべき事務又は業務
ア 地震対策計画の作成 イ 地震防災に関する組織の整備 ウ 自主防災会の育成指導、その他住民の地震対策の促進 エ 防災思想の普及 オ 防災訓練の実施 カ 地震防災のための施設等の緊急整備 キ 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理 ク 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 ケ 避難の指示に関する事項 コ 消防、水防、その他の応急措置

第2編 地震対策編

<第1章 総則>

処理すべき事務又は業務
サ 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
シ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における町有施設及び設備の整備又は点検
ス 緊急輸送の確保
セ 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
ソ その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2 静岡市消防局

処理すべき事務又は業務
ア 消防施設、消防体制の整備又は点検
イ 救助及び救援施設、体制の整備
ウ 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督
エ 消防知識の啓発、普及
オ 火災発生時の消火活動
カ 水防活動の協力、救援
キ 被災者の救助、救援
ク 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
ケ 情報の収集と伝達
コ 消火活動、救助活動及び出動態勢確立
サ 地域住民への避難指示の伝達
シ 出火防止のための広報
ス その他地震災害拡大防止のための措置

3 静岡県

処理すべき事務又は業務
ア 地震対策計画の作成
イ 地震防災に関する組織の整備
ウ 自主防災会の育成指導、その他県民の地震対策の促進
エ 防災思想の普及
オ 防災訓練の実施
カ 地震防災のための施設等の緊急整備
キ 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
ク 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
ケ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報・注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
コ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
サ 避難の指示に関する事項
シ 水防その他の応急措置
ス 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
セ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
ソ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
タ 緊急輸送の確保
チ 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急

処理すべき事務又は業務
対策の準備及び実施 ツ 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害 応急対策の連絡調整 テ その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

4 静岡県警察

機関名	処理すべき事務又は業務
牧之原警察署	ア 南海トラフ地震臨時情報等の受理、伝達 イ 南海トラフ地震臨時情報等の広報 ウ 危険区域への立入規制及び警備 エ 避難の指示に関する事項 オ 緊急道路確保のための交通規制 カ 応急の救護を要すると認められる者の救護 キ 犯罪の予防、混乱の防止等、社会秩序の維持

5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方総監部	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第一航空団 (浜松基地)	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動

6 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
総務省 東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること

第2編 地震対策編

<第1章 総則>

機関名	処理すべき事務又は業務
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整 イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省静岡労働局 (島田労働基準監督署)	ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握 ウ 被災事業場用救急薬品の確保等援助措置
農林水産省 関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
経済産業省 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所) (静岡県国道事務所) (清水港湾事務所)	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (オ) 港湾における緊急物資輸送ルート確保に関する計画、指導及び事業実施 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施

機関名	処理すべき事務又は業務
	(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置
国土地理院中部地方測量部	ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ウ 地震観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 オ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	ア 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言に係る情報の伝達船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理指導 イ 海水浴客等に対す南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達 ウ 海難等の海上における災害に係る救助救出活動 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被害状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局 (浜松事務所)	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

第2編 地震対策編

<第1章 総則>

(2) 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社 東海支社 (吉田郵便局)	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること
日本赤十字社 静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体諸措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
中日本高速道路株式会社 (東京支社)	ア 交通対策に関すること イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
西日本電信電話株式会社 (静岡支店)、 株式会社NTT ドコモ 東海支社(静岡支店)	ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配 エ 被害施設の早期復旧 オ 防災関係機関の重要通信の優先確保
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送
日本通運株式会社 (焼津支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

機関名	処理すべき事務又は業務
ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	
中部電力パワーグリッド株式会社（島田営業所）	ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
KDDI 株式会社 （静岡支店） ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するための事業活動を早期に再開する

(3) 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県医師会（榛原医師会） 一般社団法人静岡県歯科医師会（榛原歯科医師会） 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
都市ガス会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県 LP ガス協会 （中部支部南榛原地区会）	ア 需要家に対するプロパンガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力

第2編 地震対策編

<第1章 総則>

機関名	処理すべき事務又は業務
	オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
静岡放送株式会社、 株式会社テレビ静岡、 株式会社静岡朝日テレビ、 株式会社静岡第一テレビ、 静岡エフエム放送株式会社	ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、 定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を 編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する 情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送するこ と ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の 整備
一般社団法人静岡県トラック 協会（中部支部）、 商業組合静岡県タクシー協会 （志太榛原支部）	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両 等の確保
一般社団法人静岡県警備業協 会	災害時の道路交差点での交通整理支援
しずてつジャストライン株式 会社（相良営業所）	ア 南海トラフ地震臨時情報などの伝達 イ バスの運転規制措置 ウ バスの運行状況、乗客の避難状況等の広報
ガス会社	ア 需要家に対するガスによる災害の予防広報 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等 災害予防措置
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協 会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊の受入支援

（４）地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

処理すべき事務又は業務
ア 地震防災訓練 イ 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 ウ 従業員等に対する防災教育及び広報 エ 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置 オ 防災組織の整備 カ 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達 キ 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

処理すべき事務又は業務	
ク	南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措施
ケ	地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
コ	上記の他、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。 (ア) 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知 (イ) 津波警報等の収集及び伝達 (ウ) 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

【資料2. 1－2】参照

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務
ハイナン農業協同組合 (吉田支店)	ア 農作物、家畜等に係わる災害、病虫害の防除 イ 主食、野菜等の食料品、種もみその他災害復旧用資材の供給確保 ウ 農業関係被害状況の情報の収集及び報告 エ 農業用機械、資材肥料等の確保及び、技術者の把握及び緊急動員
吉田町商工会	ア 食料、生活必需品、救急薬品、災害復旧資機材など災害関係諸物資の 安定的供給の確保 イ 被災商工業者の業務の正常運営の推進 ウ 町が行う商工業関係の被害調査についての協力
南駿河湾漁業協同組合 吉田支所	ア 水産物の被害調査についての協力 イ 災害時における水産物の確保 ウ 水産物等の災害応急対策についての指導
吉田町観光協会	ア 宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施 イ 災害時における宿泊者の救護 ウ 災害時における避難者の救護応援
静岡県交通安全協会 (牧之原地区支部吉田分会)	災害時応急輸送及び障害物除去の応援
吉田町交通指導員協議会	町内の交通防災のための交通指導隊の編成
吉田町社会福祉協議会	町の防災活動の支援とボランティアやボランティア団体と協力

第2章 平常時対策

地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1節 防災思想の普及

【防災課、学校教育課、関係各課】

＜第1編 共通対策編 第2章 災害予防 第4節「防災知識の普及計画」＞に準ずる。

第2節 自主防災活動

【防災課】

＜第1編 共通対策編 第2章 災害予防 第8節「自主防災会の育成」、及び第9節「事業所等の自主的な防災活動」＞に準ずる。

第3節 地震防災訓練の実施

【防災課、関係各課】

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

町民は、自主防災会及び事業所等の防災組織の構成員として町や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 吉田町

町は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、南海トラフ地震臨時情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。また、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災会と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

なお、訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。また随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

区 分	内 容
総合防災訓練	ア 職員の動員 イ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報 エ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定 オ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 カ 食料、飲料水、医療その他の救援活動 キ 消防、水防活動 ク 救出・救助 ケ 避難生活 コ 道路啓開 サ 応急復旧
地域防災訓練	ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災会を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 イ この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、町が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。
津波避難訓練	ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め津波避難訓練を実施する。 イ この訓練は、「津波警報」が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者にも配慮した訓練を実施する。
個別防災訓練	上記訓練のほか個別防災訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。 ア 情報の収集伝達訓練 南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。なお、この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。 また、訓練に当たっては、有線電話がふくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜加えるものとする。 イ 職員の動員訓練 適宜、交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。 また、動員訓練に当たっては本部の設置、各課の地震防災応急対策の確認、検討、防災教育も併せて行う。 ウ 防災業務の訓練 各課等は、それぞれ所掌する防災業務について単独又は関係機関と共同して各種の防災訓練を実施する。 エ 自主防災訓練 自主防災会を中心にその地域の実情にあった防災訓練を実施する。
防災訓練に対する協力等	ア 町は、県及び防災関係機関に対し、町が実施する訓練に参加するよう要請する。 イ 町は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。
防災訓練の実施回数	ア 総合防災訓練 年1回以上 イ 地域防災訓練 年1回以上 ウ 津波避難訓練 年1回以上 エ 個別防災訓練 年1回以上
防災訓練の広報	訓練に町民等の積極的参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

第2編 地震対策編
<第2章 平常時対策>

2 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。

その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

機関名等	重点事項
国土交通省中部地方整備局 (静岡河川事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所)	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 エ 関係機関との情報共有
第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	ア 救助活動及び船舶の安全措置の指示等
経済産業省 (関東経済産業局)	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 エ 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策
西日本電信電話株式会社 (静岡支店)、 株式会社 NTT ドコモ 東海支社 (静岡支店)	ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策
日本赤十字社 (静岡県支部)	ア 救護資機材の点検確認 イ 救護班の待機及び出勤 ウ 医療救護 エ 血液製剤の緊急輸送
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 放送送出 エ 視聴者対応等
中日本高速道路株式会社 (東京支社)	ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検
中部電力パワーグリッド株式会社(島田営業所)	ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 イ 地震防災応急対策 ウ 災害復旧
静岡県 LP ガス協会 (中部支部南榛原地区会)	ア ガス供給停止等非常態勢の確立 イ 防災に関する整備、資材等の確保、点検 ウ 安全について需要家等に対する広報
しずてつジャストライン株式会社 (相良営業所)	ア 乗客の避難 イ 情報伝達

機関名等	重点事項
静岡放送株式会社、 株式会社テレビ静岡、 株式会社静岡朝日テレビ、 株式会社静岡第一テレビ、 静岡エフエム放送株式会社	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 視聴者対応等
対策計画の作成義務者	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導 ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項

3 防災訓練の広報

訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

第4節 地震災害予防対策の推進

【関係各課】

地震による火災の発生や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救済するための対策、被災者の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。

1 緊急消防援助隊の受援体制

静岡市消防局は、消防組織の確立及び消防施設の維持管理並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

2 消防用施設の整備

町は、所掌する業務に応じ、災害時に地域において消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

- ア 消防団による避難誘導のための拠点施設
- イ 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- ウ 静岡市消防局庁舎の津波対策が必要であるもの
- エ 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- オ 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両等資機材
- カ その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

3 火災の予防対策

町は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び町民の理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の取組を進める。

第2編 地震対策編
<第2章 平常時対策>

また、津波に対する安全性の確保、及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

【資料2. 2-1】参照

区 分	内 容
危険物施設 少量危険物取扱所	別に県が作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。 【資料2. 2-2】参照
高圧ガス施設 (LP ガスを含む。)	高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。 特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。 【資料2. 2-3】参照
LP ガス消費設備	LP ガスボンベについては、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。 【資料2. 2-4】参照
研究室、実験室等 薬品類を保有する 施設	次のような自然発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。 ア 可燃物と酸化剤の接触による発火 イ 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火 ウ 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火
不特定多数の者が 出入りする施設	大型店舗、旅館、ホテル等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。
石油ストーブ	対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
家庭用小型燃料タンク	燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。
防災関連設備等	住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。

4 建築物等の耐震対策

建築物等の耐震性を評価する方法及び耐震性が不十分と評価された建築物について補強工法、これから建築する建築物の耐震設計法、並びに家具の耐震対策等を示し、町民を始め関係行政機関、並びに建築士会等建築関係団体に対し啓発指導する。

区 分	内 容
建築主等による 耐震性の向上	建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。 イ 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震補強を実施する。
町、県による耐震 性の向上	次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 ア 町民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。 イ 自主防災会活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。 ウ 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発 県が作成した建築物の耐震性評価方法、補強方法、建築物の耐震構造設計指針等により関係団体等に対し指導する。住民が建て替え、補強等を行

区 分	内 容								
	う際には、次の要領による対策を講ずるよう指導を行う。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>新築建築物</td><td>「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底</td></tr> <tr> <td>既存建築物</td><td>「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強</td></tr> <tr> <td>建築設備</td><td>「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強</td></tr> </table> エ 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和 56 年 5 月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。 オ 大規模集客施設の天井等落下物の耐震化の促進	区分	内容	新築建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底	既存建築物	「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強	建築設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強
区分	内容								
新築建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底								
既存建築物	「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強								
建築設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強								
公共建築物の耐震化	町は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。 また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。								
情報機器の安全対策	町は、自ら保有する情報機器・情報システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、情報機器を扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。								
家具等の転倒防止	町は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、町民に対する啓発指導に努める。また、事業所等のスチール製の書棚、ロッカー等について安全対策の実施を指導する。								
ブロック塀等の倒壊防止	・町有施設においては、原則として新たなブロック塀を設置しない。ただし、やむを得ず設置する場合は、基礎コンクリートとブロック塀を合わせた高さを地盤面（G L）から 60 cm未満とする。 ・町有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法 12 条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。 ・町は、民間のブロック塀等について、自治会や自主防災会の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。								
ガラスの飛散防止	町はガラス類等安全対策指針を定め、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。								
耐震化以外の命を守る対策	耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。								
供給ラインの耐震化	ア ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。								

第2編 地震対策編

<第2章 平常時対策>

区 分	内 容
	イ 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。 ウ ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

5 被災建築物等に対する安全対策

(1) 応急危険度判定体制等

町は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

(2) 災害危険区域の指定

町長又は知事は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

6 地盤災害の予防対策

町は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

区 分	内 容
山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。
液状化対策の推進	液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。

7 落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。

また、町は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物件名	対策実施者	措 置 等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い落橋防止を図り道路の安全確保に努める。

物件名	対策実施者	措 置 等
道路標識、 交通信号機等	管理者	施設の点検等を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
街路樹		枯死樹木の除去等適切な管理に努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、 バス停上屋等	設置者、 管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
屋外広告物		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、静岡県発行「ブロック塀の点検と改善」を参考に安全なブロック塀を設置する。 【資料2. 2-6】参照
天井等	所有者、 管理者	天井等非構造部材の脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等		破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	倒壊等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

8 危険予想地域における災害の予防

(1) 避難計画の策定

町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

区 分	内 容
要避難地区 の指定	町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、吉田町地震防災強化計画において明らかにした、津波の浸水、がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区 の指定	町長は、避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難地の整備・ 指定及び避難路 の指定	町長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する津波避難タワーを整備するとともに、避難ビルを指定する。 【資料1. 3-22】参照
避難所の指定	町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。 【資料1. 3-22】参照

第2編 地震対策編

<第2章 平常時対策>

(2) 平常時に実施する災害予防措置

区 分	内 容
避難誘導 体制整備	町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。
津波危険 予想地域	要避難地区のうち、津波危険予想地域については予防措置を講ずる。 ア 県及び町は、協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海拔表示等を行う等、住民への広報に努める。 イ 町長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対して危険性の周知に努める。 ウ 町長は、海岸、漁港の管理者と協議して、避難地等の掲示板を設置するとともに、関係団体の協力を得て避難対策等の防災対策を推進する。 エ 県及び町は、海浜利用者が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。 オ 町長は、警戒宣言が発せられた場合には、町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。 カ 町長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。また当該地域の住民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、町からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。 キ 水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するよう努める。
がけ崩れ 危険予想 地域	要避難地区のうち、がけ崩れ危険予想地域については次の予防措置を講ずる。 ア 町は、県と協力して過去のがけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。 イ 町長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。 ウ 町長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等、地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

9 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

実施主体	内 容
町	ア 自主防災会、事業所等及び町民等に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発 イ 自主防災会の救出活動用資機材の配備の推進 ウ 救出技術の教育、救出活動の指導 エ 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備
自主防災会 事業所等	ア 救出技術、救出活動の習得 イ 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施 ウ 地域における自主防災会と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

10 要配慮者の支援

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、<第1編 共通対策編 第2章 災害予防 第12節「要配慮者支援計画」>に準ずる。

11 生活の確保

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

実施主体	内 容
町	ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄 イ 町内における緊急物資流通在庫調査の実施 ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄 エ 町内における緊急物資調達及び配分計画の策定 オ 緊急物資の集積場所の選定及び運営管理等の検討 カ 町民等が実施する緊急物資確保対策の指導 キ 給食計画の策定
町民	ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄 イ 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備 ウ 自主防災会等を通じての助け合い運動の推進 エ 緊急物資の共同備蓄の推進

(2) 飲料水の確保

実施主体	内 容
町	ア 復旧資材の備蓄を行う。

第2編 地震対策編

<第2章 平常時対策>

実施主体	内 容
	イ 他の地方公共団体からの応急給水を含む応急給水計画を作成する。 ウ 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに耐震性貯水槽を設置する。 エ 住民及び自主防災会に対し、貯水や応急給水について指導を行う。 オ 工事業者等との協力体制を確立する。
町民	ア 家庭における貯水 (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。 (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 イ 自主防災会を中心とする飲料水の確保 (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。 (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。 (ウ) ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要とされる資機材等を整備する。

【資料2. 2-7～2. 2-9】参照

(3) 燃料の確保

<第1編 共通対策編 第2章 災害予防 第15節「重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画」>に準ずる。

(4) 医療救護

実施主体	内 容
町	ア 直接地域住民の生命、健康を守るため、町医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。 イ 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。 ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。 エ 救護班（DMAT 等医療チーム）の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。 オ 家庭救護の普及を図る。
自主防災会	ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。 ウ 担架、救急医療セット等の応急救護資機材等を整備する。
町民	ア 軽度の傷病については、自分で手当を行える程度の医薬品を準備する。 イ 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。 ウ 献血者登録及び供血に協力する。

(5) 清掃、環境保全、防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
町	ア 被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。 イ 防疫用薬剤の備蓄及び消毒用機器を整備する。 ウ 町民が実施するし尿及びごみ処理などの防疫計画の指導 エ 防疫活動に必要とする薬剤の調達計画を作成する。 オ 被災動物の保護等、救護活動の計画を作成する。 カ 町民及び自主防災会に対し廃棄物の応急処理方法及び廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。 キ 災害時の環境保全に関すること。 ク 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。
町民	ア し尿・ごみ等の自家処理に必要な資材器材の準備 イ ペット動物の飼育に必要な餌及び水を確保し、逃亡を防ぐ処置を講じておく。

(6) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

町は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。なお、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア 通信機材	キ 物資の集積所
イ 放送設備	ク 仮設の小屋又はテント
ウ 照明設備（非常用発電機を含む）	ケ 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ
エ 炊き出しに必要な機材及び燃料	コ 防疫用資機材
オ 給水用機材	サ 清掃用資機材
カ 救護所及び医療資機材	シ 工具類

(7) 救援・救護のための標示

町は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため小学校等の公共建物の屋上に番号を標示する。

(8) 応急住宅

区 分	内 容
供給体制の整備	町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
あっせん等体制の整備	町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

12 緊急輸送活動体制の整備

道路管理者、漁港管理者は、発災後の道路、漁港の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備

第2編 地震対策編

<第2章 平常時対策>

を含む)、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路管理者は国が作成する道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者との協定の締結に努めるものとする。

障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。

災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。緊急輸送ルートについては【資料2.2-10】参考とする。

13 災害廃棄物の処理体制の整備

町は、災害廃棄物処理計画を定める。

町は、災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

14 公共土木施設等の応急復旧

町は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

15 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。

また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その促進に努めるものとする。

16 緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

また、大震法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について、事前届け出を行うとともに制度の周知徹底に努める。

17 文化財等の耐震対策

文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の所有者は、その耐震性の向上及び地震による人的被害を防止するための安全の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

必要な対策
ア 文化財等の耐震措置の実施
イ 安全な公開方法、避難方法の設定
ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
エ 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
オ 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備

必要な対策
カ 地震発生後の火災発生防止のための防災設備の整備

18 非常用発動発電機等（停電対応）の整備

町は、停電時において、自ら所有する電気通信機器を稼動するために、庁舎及び防災上重要な施設に必要な非常用発電機等のさらなる充実を図る。

また、町内の事業所に対してもその重要性の啓発を行う。

19 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された市町は、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）を作成することができる。

町は、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標及びその達成期間について、南海トラフ推進計画に定めておくものとする。

第3章 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第1節 地震防災施設整備方針

【関係各課】

東海地震等による災害から町土並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

整備方針
ア 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を、あらかじめ除去又は軽減すること。 イ 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。 ウ 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備に当たっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

1 防災業務施設の整備

区 分	内 容
消防用施設の整備 及び消火用水対策	地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。 また、河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。 【資料2. 3-1】参照
通信施設及び情報 処理体制の整備	地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、情報を集約、分析するための情報通信システムの高度化を図る。 また、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

2 地域の防災構造化

区 分	内 容
避難地の整備	既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、一次避難地及び広域避難地の整備を図る。
避難路の整備	幹線避難路等町長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を考慮した整備を進め、避難の迅速化・円滑化を図る。
消防活動用道路の整備	人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
共同溝、電線共同溝等の整備	災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者、地元住民及び町と調整を行いつつ整備を図る。
老朽住宅密集市街地 地震防災対策	建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

3 緊急輸送路の整備

区 分	内 容
道路の整備	地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルート多重化や代替性を考慮し、緊急輸送道路として、知事の指定したルートに、町の重要な拠点を結ぶ道路を整備し事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。
交通管制施設の整備	災害時の交通の混乱を防止し、円滑な緊急輸送を実施するために、交通情報の収集又は提供に係る交通管制施設を整備するとともに、信号機の無停電化を図る
ヘリポートの整備	緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物の整備

区 分	内 容
医療救護施設の整備	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
社会福祉施設の整備	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
学校教育施設の整備	児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。
社会教育施設の整備	学習ホール等の社会教育施設の耐震化を図る。

第2編 地震対策編

<第3章 地震防災施設緊急整備計画>

区 分	内 容
不特定多数が利用する公的建物の整備	教養文化施設、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
消防施設等の整備	消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の地域防災拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。また、地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、広場・公園等オープンスペースの整備を図る。

5 災害防止事業

区 分	内 容
土砂災害の防止	地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）及び保安林について、啓発用の看板等を設置する。
津波による災害の防止	津波により著しい被害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川・海岸・漁港施設へ啓発用の看板等を設置する。

6 災害応急対策用施設等の整備

区 分	内 容
飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化及び緊急連絡管並びに緊急遮断弁の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備を図る。
備蓄倉庫の整備	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。
応急救護設備等の整備	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
緊急輸送用車両等の整備	緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

7 漁港施設・用地の機能強化

区 分	内 容
漁港施設・用地の機能強化を図るための施設整備	海路、空路からの救援物資等の円滑な輸送体制を確立するため、漁港施設・用地を利用したヘリポートの整備及び緊急物資等の一次保管場所の整備を図る。

第2節 地震防災緊急事業五箇年計画

【関係各課】

東海地震等による災害から町域並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法の規定に基づく地震防災緊急事業を実施する。

静岡県は、平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を策定し実施しており、当町においては当該計画に次の事業を盛り込み、整備促進を図る。

1 防災業務施設の整備

（1）消防用施設の整備

区 分	内 容
事業の目的	地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防用施設及び消火用水の確保に必要な施設の整備を図る。
整備の水準	「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、耐震性防火水槽を整備する。また、消防力を高めるため、消防の広域化・通信のデジタル化に必要な資機材を整備する。

（2）通信施設の整備

区 分	内 容
事業の目的	電話のふくそう、途絶が予想される地震災害時において、被害状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関の情報収集、伝達に必要な無線通信施設の整備を図る。
整備の水準	地震災害時における町及びその地域の防災関係機関、生活関連機関の情報連絡網を確保するため、町防災行政無線地域防災無線系を整備する。

2 地域の防災構造化

（1）避難路の整備

区 分	内 容
事業の目的	避難路について避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。
整備の水準	避難地へ至る主要な避難路のうち、多数の住民の安全な避難を確保するため特に必要と認める道路について、幅員の拡幅改良を行うとともに、老朽橋の架け替えを行う。

第2編 地震対策編

<第3章 地震防災施設緊急整備計画>

区 分	内 容	
事業総括表	事業名	事業概要
	避難路整備事業	中央幹線 L=70m
		東向2号線 橋りょう架替 N=1橋
		寄子新田2号線 L=357m
		青柳田中線 L=85m
		西の宮6号線 L=420m
		横山森下線 L=120m
		下片岡山通り線 L=110m
		谷川東塩谷線 L=245m
		問屋堤線 L=190m
		町上3号線 L=190m
		東村線 L=90m
		敬満線 L=180m
		高島7号線 橋りょう架設 N=1橋
		高島4号線・高島7号線 L=389m
		青柳北原4号線 L=54m

(2) 避難地の整備

区 分	内 容	
事業の目的	地震災害時における近隣住民の円滑な避難及び救援・復旧活動の拠点を確認するため、避難地の整備を図る。	
整備の水準	緊急時において、近隣住民が避難する場所として町が指定した避難地及び地区の一次避難地の整備を図る。	
事業総括表	事業名	事業概要
	避難地整備事業	中央小学校グラウンド拡張
		町立コミュニティ広場整備

3 緊急輸送路の整備

(1) 道路の整備

区 分	内 容
事業の目的	緊急輸送路として、避難場所等応急活動拠点を相互に連絡する町道を選定し、人員、物資の輸送に支障のないよう整備するものとする。また、1次、2次緊急輸送路に関しては県と協議し整備を要望していく。
整備の水準	大規模地震により大きな被害が予想される道路及び町管理の橋りょうの整備を行

区 分	内 容	
	う。	
事業総括表	事業名	事業概要
	緊急輸送路整備事業	橋りょう維持補修・架替・耐震化 N=6橋

(2) 漁港施設の整備

区 分	内 容	
事業の目的	緊急物資、復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために整備の促進を図る。	
整備の水準	吉田漁港内へ流入する漂砂等が多いため、浚渫を行い救援活動が行えるよう整備する。	
事業総括表	事業名	事業概要
	漁港施設整備事業	港内航路浚渫

4 防災上重要な建物の整備

(1) 社会福祉施設の整備

区 分	内 容
事業の目的	自力避難が困難な社会福祉施設の入居者等を地震災害から守るため、老人福祉施設、児童福祉施設等の耐震化を図る。
整備の水準	特に自力避難が困難な者が入所する施設や、現存率の低い施設を重点に、改築又は補強を行う。

(2) 学校教育施設の整備

区 分	内 容
事業の目的	児童、生徒の生命の安全確保し、速やかな教育活動の再開を図るため、耐震補強計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。
整備の水準	公立小中学校の補強工事を行う。

(3) 社会教育施設の整備

区 分	内 容
事業の目的	施設利用者等を地震災害から守るため、計画的に社会教育施設の耐震化を図る。
整備の水準	社会教育施設の補強工事を行う。

第2編 地震対策編

<第3章 地震防災施設緊急整備計画>

区 分	内 容	
事業総括表	事業名	事業概要
	社会教育施設整備事業	総合体育館耐震補強・大規模改修 1棟
		中央公民館耐震補強 1棟

(4) 地域防災拠点施設の整備

区 分	内 容	
事業の目的	地震災害時における地域の災害応急対策の拠点を確保するとともに、災害対策本部施設等の防災拠点における施設の機能強化を図る。	
整備の水準	地震災害時における地域の災害応急対策の拠点として、災害対策本部施設となる庁舎の機能強化を図るため、発電機を整備する。 また、避難所等の機能強化を図るため発電機の整備及びガラス飛散防止対策を実施する。	
事業総括表	事業名	事業概要
	防災拠点施設整備事業	庁舎発電機更新 1箇所
		避難所発電機整備 5箇所
		避難所ガラス飛散防止対策 5箇所

(5) 公的建造物の整備

区 分	内 容	
事業の目的	地震災害時に災害の発生の防御又は拡大を防止するため、災害応急対策を行う施設等の整備を図る。	
整備の水準	発災時に高齢者や障害者等を支援するための拠点施設を整備する。	
事業総括表	事業名	事業概要
	災害時拠点施設整備事業	高齢者人材活用センター整備 1箇所
		保健センターガラス飛散防止・転倒防止対策 1棟
		町立コミュニティ広場共同利用施設整備1棟

5 災害の防止事業

(1) 山崩れ、地すべり等の防止

区 分	内 容
事業の目的	地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。 ・町事業については、整備の促進を図る。
整備の水準	土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について

	て、防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

(2) 津波による災害の防止

区 分	内 容				
事業の目的	津波による著しい災害が生じる恐れのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るため、海岸保全施設の整備を図る。				
整備の水準	海岸保全施設を津波に対し粘り強い構造にするための整備を図る。				
事業総括表	<table style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">事業名</th><th style="width: 50%;">事業概要</th></tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策事業</td><td>津波・高潮防災ステーション 1 式</td></tr> </table>	事業名	事業概要	津波・高潮危機管理対策事業	津波・高潮防災ステーション 1 式
事業名	事業概要				
津波・高潮危機管理対策事業	津波・高潮防災ステーション 1 式				

6 災害応急対策用施設等の整備

(1) 備蓄倉庫の整備

区 分	内 容				
事業の目的	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。				
整備の水準	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、整備計画に基づいて備蓄倉庫を整備する。				
事業総括表	<table style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">事業名</th><th style="width: 50%;">事業概要</th></tr> <tr> <td>備蓄倉庫整備事業</td><td>備蓄倉庫 5箇所</td></tr> </table>	事業名	事業概要	備蓄倉庫整備事業	備蓄倉庫 5箇所
事業名	事業概要				
備蓄倉庫整備事業	備蓄倉庫 5箇所				

(2) 応急救護設備等の整備

区 分	内 容
事業の目的	災害時要配慮者及び負傷者の応急救護等の救護活動を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
整備の水準	災害時要配慮者及び負傷者の応急救護等の救護活動を確保・強化するため、整備計画に基づいて、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材を整備する。

7 水道施設等の整備

(1) 水道施設の整備

区 分	内 容
事業の目的	水道施設の被害を防止及び発災後の応急給水を円滑に行うため、水道施設の耐震化等の整備を図る。

第2編 地震対策編

<第3章 地震防災施設緊急整備計画>

区 分	内 容	
事業総括表	事業名	事業概要
	水道施設整備事業	基幹管路の耐震化工事
		老朽管の布設替
		水道施設設備の更新

(2) 下水道施設の整備

区 分	内 容	
事業の目的	下水道施設の被害を最小限にとどめ、被災後速やかに機能復旧を図るため、「吉田町下水道総合地震対策計画」に基づき、下水道施設の耐震化等の整備を図る。	
事業総括表	事業名	事業概要
	下水道施設整備事業	管路施設耐震化
		処理場耐震化 1 棟
		処理場減災対策 1 棟
		自家発電機設備 1 基

第3節 緊急地震・津波対策事業

【関係各課】

東海地震等による災害から町域並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設並びに事業について、緊急地震・津波対策事業として実施する。

当該事業については、県が、第4次地震被害想定及び地震・津波対策アクションプログラム2013の公表を踏まえ、平成25年度から平成27年度までの3年間に市町が緊急かつ重点的に地震・津波対策を実施できるよう大規模地震対策等総合支援事業費補助金を見直し、あらたに緊急地震・津波対策交付金を創設したものである。

平成28年度から新制度として改正され、平成30年度までの3年間、地震・津波対策アクションプログラムの目標達成に向け地震・津波対策交付金事業を実施した。平成31年度以降においても平成31年度から令和4年度までの4年間計画を作成し、引き続き実施を目指す。

(1) 平成25年度～平成27年度事業

事業名	事業内容	事業年度
地域総合防災推進事業	地域総合防災推進事業審査会事業	
	1 静岡地域消防救急広域化運営協議会運営	H25～H27
	2 高齢者世帯家庭内家具等転倒防止	H25～H26
	3 気象情報伝達ルート回線強化	H25
	4 静岡県デジタル防災通信システムFAX設備	H26

第2編 地震対策編
<第3章 地震防災施設緊急整備計画>

	5 映像情報共有システム構築 6 津波避難シェルター 1基	H26 H26
	防災用無線機整備整備事業 1 MCA無線機整備 2台	H25
	消防無線等施設整備事業 1 静岡地域消防救急無線デジタル化整備 2 署活動用無線機 27基	H27 H27
	連携強化等事業 1 医療救護研修会 2 ジュニア防災士養成講座 3 地域防災指導者養成講座	H25 H26 H25・H27
	住民防災教育事業 1 防災マップ 500部 2 地震防災ガイドブック作成 12,000部	H25 H26
	ハザードマップ作成事業 1 津波ハザードマップ作成 5,000部	H26
	地震対策調査事業 1 地震被害想定調査 2 総合情報システム整備（実施設計） 3 大井川橋梁等予備設計業務委託	H25 H25 H27
	市町営漁港堤防整備事前調査事業 1 吉田漁港外郭施設耐震性能調査 ・津波堤（陸閘9基、胸壁）L=980m ・水門 1基	H25
	救護所・仮設救護病院等整備事業 1 救急医療資機材（EM-5）更新 2 救急医療資機材（H-7）更新 3 救急医療資機材整備 ・EM-5 1セット 4 救護所用資器材整備	H25～H27 H25・H27 H26 H25～H27
	屋内避難施設落下物対策事業 1 小中学校屋内運動場天井等落下物対策 4箇所	H26～H27
	市町単独事業（国庫補助対象外事業） 1 コミュニティ広場耐震性防火水槽整備 1基	H26
	備蓄用食料整備事業 1 避難生活用非常食整備 34,459食	H25～H27
	自主防災組織用防災資機材整備事業 1 消火器 10個 2 電池メガホン 10個	H25～H26 H25～H26

第2編 地震対策編

<第3章 地震防災施設緊急整備計画>

	消防団等用防災資機材整備事業	
	1 メガホン 4台	H26
	2 チェーンソー 4台	H26
	3 トランシーバー 10台	H26
	市町用防災資機材整備事業	
	1 毛布 630枚	H25～H27
	2 避難生活用間仕切りセット 10セット	H27
	3 簡易トイレ 101基	H25～H27
	4 地域防災指導員資機材 50個	H27

(2) 平成28年度～平成30年度事業

事業の区分	事業内容	事業年度
建築物等の耐震化事業	家庭内家具固定推進事業費	
	1 高齢者世帯家庭内家具転倒防止事業	H28～H30
	公共施設耐震補強計画策定事業費	
	1 吉田町総合体育館耐震補強計画策定業務	H28
命を守るための施設等整備事業	津波対策標識等設置事業費	
	1 津波避難誘導標識設置 7箇所	H29
	地震対策調査事業費	
	1 吉田町総合体育館耐震補強工事設計業務	H28
	2 同報無線デジタル化実施設計業務	H28
	津波対策調査事業費	
	1 同報無線デジタル化実施設計業務	H28
救出・救助等災害応急活動体制の強化事業	消防団等用防災資機材整備事業費	
	1 デジタル受令機 車載型10台 携帯型17台	H28
医療救護体制の強化事業	救護所・救護病院等整備事業費	
	1 救急医療資機材 (EM-5) 更新	H28～H30
	2 救急医療資機材 (H-7) 更新	H28～H30
	3 シューズカバー 5個	H28
	4 備蓄用手指消毒薬 18個	H28～H30
	5 折りたたみ式ストレッチャー 2個	H28
	6 ゴーグル 30個	H29
	7 感染性廃棄物安全処理容器 3個	H29
	8 パルスオキシメーター 3個	H28
	9 折りたたみリヤカー担架 1基	H29
	10 心肺蘇生用背板 2個	H29
	11 ホワイトボード 1個	H29
	12 医療従事者ベスト 15着	H28・H30
	13 折りたたみ式器械台 2台	H28・H30
	14 バックボード 1個	H30

第2編 地震対策編
<第3章 地震防災施設緊急整備計画>

災害時情報伝達体制の強化事業	同時通報用無線施設整備事業費（通常）	
	1 同報無線デジタル化工事	H29～H30
	2 同報無線デジタル工事監理業務	H29～H30
	同時通報用無線施設整備事業費（市町単独）	
	1 同報無線デジタル化工事	H29～H30
	2 同報無線デジタル工事監理業務	H29～H30
地域防災力の強化事業	連携強化等事業費	
	1 地域防災指導員養成講座	H28～H30
	2 ジュニア防災士養成講座	H28～H30
	3 災害時医療救護研修会	H28
	住民防災教育事業費	
	1 吉田町防災公園防災教育啓発用備品一式	H28
避難生活支援体制の充実事業	屋内避難施設落下物対策事業費	
	1 吉田町総合体育館天井耐震工事設計業務	H28
	2 吉田町総合体育館天井等落下物対策	H29
	市町等用防災資機材整備事業費	
	1 毛布 540枚	H28～H30
	2 避難生活間仕切りセット 75個	H28～H30
	3 簡易トイレ 57個	H28～H30
緊急物資等の確保事業	備蓄用食料整備事業費	
	1 避難生活用非常食 27,000食	H28～H30

（3）平成31年度～令和4年度事業

事業の区分	事業内容	事業年度
建築物等の耐震化事業	家庭内家具固定推進事業費	
	1 高齢者世帯家庭内家具転倒防止事業	H31～R4
	防災ベッド普及事業費	
	1 防災ベッド普及事業	H31～R4
	耐震シェルター整備事業費	
	1 耐震シェルター整備事業	H31～R4
医療救護体制の強化事業	救護所・救護病院等整備事業費	
	1 救護所用資器材整備	H31～R4
災害時情報伝達体制の強化事業	同時通報用無線施設整備事業費（通常）	
	1 同報無線デジタル化工事	H31～R2
	2 同報無線デジタル工事監理業務	H31～R2
	3 デジタル対応戸別受信機整備（避難所等）	R3
	同時通報用無線施設整備事業費（市町単独）	
	1 同報無線デジタル化工事	H31～R2
	2 同報無線デジタル工事監理業務	H31～R2
地域防災力の強化事業	連携強化等事業費	
	1 地域防災指導員養成講座	H31～R4
	2 ジュニア防災士養成講座	H31～R4
避難生活支援体制の充実事業	屋内避難施設落下物対策事業費	

第2編 地震対策編

<第3章 地震防災施設緊急整備計画>

	1 吉田町学習ホール天井等落下物防止対策	R2・R3
	防災拠点用非常用電源設置事業費	
	1 吉田町中央公民館非常用発電機の整備 2 吉田町総合体育館非常用発電機の整備	R4 R2～R4
緊急物資等の確保事業	備蓄用食料整備事業費 1 避難生活用非常食 36,000食	H31～R4
地域総合防災推進事業	地域総合防災推進事業審査会事業 1 消防ポンプ自動車等の整備	H31～R4

第4節 避難路整備事業

【建設課】

東海地震等による災害から町土並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、避難路について整備促進を図ることにより、避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

事業区分	事業概要
避難路整備事業	中央幹線 L=70m
	川尻防潮堤1号線 L=700m
	下片岡山通り線 L=70m
	三軒屋西の宮線 L=108m
	(仮称)川尻防潮堤2号線 L=968m
	問屋堤線 L=190m
	東向2号線 橋梁架替 N=1橋
	寄子新田2号線 L=357m
	西の宮6号線 L=420m
	谷川東塩谷線 L=245m
	東村線 L=90m
	敬満線 L=180m

第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、以下のとおり定める。

また、町は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討 静岡県版ガイドライン」等を参考に、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を地域防災計画又はその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置

【各部・関係各課】

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、「情報収集体制」をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行うものとする。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	情報収集体制 関係所属による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

【関係各課】

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、「警戒体制」をとり、事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。

第2編 地震対策編

<第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応>

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 発表時	警戒体制 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

町は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

【関係各課】

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、「災害警戒本部」を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	災害警戒本部 本部長の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

町は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。

第2編 地震対策編

<第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応>

また当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 避難対策等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策等を実施するため、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域（以下、「事前避難対象地域」という）の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び事前避難先等についてあらかじめ定める。なお、当該計画は津波避難施設の整備状況、避難訓練の実施状況等を踏まえ、見直していくものとする。

（1）地域住民等の事前避難行動等

ア 基本方針

町長は、津波避難施設等の整備状況や避難訓練の実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、後発地震に備え1週間、事前避難を継続するよう呼びかけるものとする。

イ 事前避難対象地域の設定

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、すべての住民等が後発地震に備え避難を継続すべきとされている「住民事前避難対象地域」は、町の津波避難施設等の整備状況や避難訓練実施状況等を踏まえて設定しないものとする。ただし、避難に一定の時間が必要な要配慮者については、事前に避難することで安全性を高めることができることから、町は、高齢者等事前避難対象地域を設定するものとし、津波による被害の発生が予想される地区等を参考に以下の地域を明示するものとする。

・高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域

なお、事前避難対象地域が定まるまでの間は、町は、吉田町津波ハザードマップ浸水想定区域を事前避難対象地域に位置付けるものとする。

ウ 避難指示等の基準

町長は、国から指示が発せられた後、高齢者等事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり発令するものとする。

・高齢者等事前避難対象地域：高齢者等避難

なお、町は、高齢者等避難を発令する地区等について、あらかじめ定めるものとする。

エ 避難指示等の伝達方法

町長は、高齢者等避難を発令したときは直ちに避難情報が出された地域の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

オ 避難に関する情報の平時からの周知

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。

このため、町は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

- (ア) 高齢者等事前避難対象地域の地区名等
- (イ) 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認
- (ウ) 安全な避難場所・避難経路等の確認
- (エ) 避難行動における注意事項

カ 避難計画の作成

町は、後発地震に備えて高齢者等事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活するための避難所の選定、避難経路の指定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

(2) 避難所の運営

ア 基本方針

避難先は、避難を必要とする住民の親類・知人宅等を基本とするが、町は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。

また、町は、住民等と避難所の運営方法などについて、あらかじめ具体的に検討・調整するものとする。

イ 避難所の設置及び避難生活

(ア) 避難生活者

- ・事前避難対象地域の住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。

(イ) 設置場所

- ・町があらかじめ定めた施設に設置するものとする。

(ウ) 設置期間

- ・国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。

(エ) 避難所の運営

- ・避難者が自ら行うことを基本とし、町は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。

5 消防機関等の活動

町は、「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震警戒)が発表された場合において、静岡市消防局・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・避難行動要支援者の避難誘導

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

町等は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要な電力

第2編 地震対策編

<第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応>

を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用にも努めるものとする。

7 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

8 交通

(1) 道路

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 海上

漁港管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

漁港管理者は、津波による危険が予想される地域に係る漁港の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

9 町が管理等を行う施設等に関する対策

(1) 防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、町が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区 分	内 容
漁港及び漁港施設等	・海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 ・津波による危険が予想される地域に係る漁港の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。 ・漁港が管理する水門・陸閘について、閉鎖状況及び閉鎖手順の確認等、津波の発生に備えた措置を講ずる。
河川及び海岸保全施設	・水門・樋門・陸閘について、閉鎖状況を確認し、津波の発生に備えて閉鎖手段を確認する。 ・施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。 ・管理システム、防災システム等の操作手順を確認し、必要な点検を実施する。
用水路	農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じて用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
地すべり、急傾斜地等	土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県との連絡体制を整える。
工事中の公共施設、建築物、その他	地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。
庁舎及びその他災害応急対策上重要な施設	庁舎及びその他災害応急対策上重要な施設について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道水供給施設及び工業用水道施設	溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

(2) 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

町が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合に、町が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、町以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

区 分	内 容
各施設が共通して定める事項	- ア 情報の伝達 - イ 必要な事業を継続するための措置 - ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 - エ 施設及び設備等の点検 - オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 - カ 防災対応実施要員の確保等 - キ 職員等の安全確保

第2編 地震対策編

＜第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応＞

施設の特性に応じた主要な個別事項	病院	・耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。 ・また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等を伝達する方法をあらかじめ定める。 ・入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 ・入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。
	学校	児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について ア 高齢者等事前避難対象地域に位置する幼稚園、小学校等の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所へ避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 イ 住民事前避難対象地域に位置する幼稚園、小学校等の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所へ避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 ウ 上記事前避難対象地域に指定されていない地域にある学校については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。
	社会福祉施設	・情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。 ・事前避難対象地域内にある施設は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。この場合において、要配慮者等の避難誘導について、配慮するものとする。

10 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

町以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の町、防災関係機関、事業所及び町民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災関係機関の活動

【各部、静岡市消防局】

地震災害発生時の町及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1 吉田町

区 分	内 容
町災害対策本部の設置	ア 町長は、地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、町災害対策本部を設置する。 【資料1. 3-6】参照 イ 本部長（町長）は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、各機関が行う災害応急対策を把握し、適切な措置を講ずるものとする。
町災害対策本部の所掌事務	ア 町災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 （ア）地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 （イ）災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 （ロ）消防、水防その他の応急措置 （エ）被災者の救助、救護、その他の保護 （オ）「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による応援部隊等の受入及び調整 （カ）施設及び設備の応急の復旧 （キ）防疫、その他の保健衛生 （ク）避難指示又は警戒区域の設定 （ケ）緊急輸送の実施 （コ）被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 （サ）県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 （シ）自主防災会との連携及び指導 （ス）ボランティアの受け入れ イ 消防団・水防団は、特に次の事項を重点的に実施する。 （ア）被害状況等の情報の収集と伝達 （イ）消火活動、水防活動及び救助活動 （ロ）一次避難地の安全確保及び避難路の確保 （エ）地域住民等の避難地への誘導

第2編 地震対策編

<第5章 災害応急対策>

区 分	内 容
	(ウ) 危険区域からの避難の確認 (カ) 自主防災会との連携、指導、支援
職員の動員配備	ア 町職員 (7) 町災害対策本部の本部員及び職員は、町災害対策本部が設置されたときは直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。 (イ) 地区連絡員としてあらかじめ定める職員は、町災害対策本部が設置されたときは直ちに所定の場所において災害応急対策に当たる。 (ウ) 所属長は、地震発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握するものとする。 イ 消防団員 消防団員は、地震発生後直ちに団長、分団長又は副分団長の指揮下で所轄地域の災害応急対策に当たる。

2 静岡市消防局

災害応急対策として講ずる措置
消防職員は、町災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において災害応急対策に当たり、町災害対策本部及び防災関係機関と緊密な連携をとるものとする。 ア 消防施設、消防体制の整備又は点検 イ 救助及び救援施設、体制の整備 ウ 地域住民等への避難指示の伝達 エ 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督 オ 火災発生時の消火活動 カ 水防活動の協力、救援 キ 被災者の救助、救援 ク 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 ケ 消防職員は、静岡市消防職員動員実施要綱に基づき配備する。 コ その他地震災害拡大防止のための措置

3 防災関係機関

<第1編 共通対策編 第1章 総則 第2節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」>に準ずる。

第2節 情報活動

【統括部、総務部】

<第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第4節「通信情報計画」>に準ずる。

第3節 広報活動

【総務部】

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第5節「災害広報計画」＞に準ずる。

第4節 緊急輸送活動

【統括部、総務部、供給部】

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第19節「輸送計画」＞に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

第5節 広域応援活動

【統括部】

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第3節「動員・応援・受援計画」＞に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動

【静岡市消防局、関係各部】

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について消防機関、自主防災会並びに町民等が実施すべき事項を示す。

1 消防活動

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第23節「消防計画」＞に準ずる。

2 水防活動

町の水防計画の定めるところによる。

3 人命の救出活動

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第7節「避難救出計画」＞に準ずる。

第2編 地震対策編

＜第5章 災害応急対策＞

4 被災建築物等に対する安全対策

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」＞に準ずる。

5 災害危険区域の指定

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」＞に準ずる。

第7節 避難活動

【統括部、総務部、地区連絡部、教育部、関係各部】

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第7節「避難救出計画」＞に準ずる。

第8節 社会秩序を維持する活動

【関係各部】

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第18節「社会秩序維持計画」＞に準ずる。

第9節 交通の確保対策

【総務部、土木部】

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第20節「交通応急対策計画」＞に準ずる。

第10節 地域への救援活動

【関係各部】

日常生活に支障をきたした罹災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第9節「食料供給計画」及び第10節「衣料、生活

必需品、その他の物資及び燃料供給計画」＞に準ずる。

2 給水活動

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第11節「給水計画」＞に準ずる。

3 燃料の確保

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第10節「衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」＞に準ずる。

4 医療救護活動

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第13節「医療・助産計画」＞に準ずる。

5 し尿処理

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」＞に準ずる。

6 廃棄物（生活系）処理

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」＞に準ずる。

7 災害廃棄物処理

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」＞に準ずる。

8 防疫活動

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第14節「防疫計画」＞に準ずる。

9 遺体の搜索及び措置

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第16節「遺体の搜索及び措置埋葬計画」＞に準ずる。

10 応急住宅の確保

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」＞に準ずる。

第2編 地震対策編

<第5章 災害応急対策>

11 ボランティア活動への支援

<第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第25節「ボランティア活動支援計画」>に準ずる。

第11節 学校における災害応急対策及び応急教育

【教育部】

<第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第21節「応急教育計画」>に準ずる。

第12節 被災者の生活再建等への支援

【関係各部】

<第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第22節「社会福祉計画」>に準ずる。

第13節 町有施設及び設備等の対策

【総務部、関係各部】

<第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第32節「町有施設及び設備等の対策」>に準ずる。

第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

【上下水道部、関係各部】

町民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

区 分	内 容
水道 (上下水道部)	ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。
電力 (中部電力株式会社・中部電力 パワーグリッド株式会社(島 田営業所))	ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 イ 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。

区 分	内 容
	エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。 オ 水力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる
ガス（ガス会社、一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部南榛原地区会））	ア LP ガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 イ LP ガスの施設の安全点検を実施する。 ウ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。 エ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
通 信 西日本電信電話株式会社 （静岡支店）	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 （ア）臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 （イ）通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。 （ウ）防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
株 式 会 社 NTT ドコモ東海支社 （ 静 岡 支 店 ）	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 （ア）臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 （イ）通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板サービスを提供する。 イ 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
放送 （日本放送協会、民間放送会社）	ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。 ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。
市中金融	ア 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。 イ 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。 ウ 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。 （ア）必要に応じた営業時間延長、休日臨時営業等 （イ）預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い （ウ）被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
道路 （国、県、町）	ア 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。 イ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路

区 分	内 容
	の早期確保に努める。
ウ	道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。
エ	道路管理者は、交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。
オ	県警察は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。

第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の 災害応急対策

【関係各部】

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

- ア 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - (ア) 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
 - (イ) 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- イ 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
 - (ア) 地震及び津波に関する情報収集、伝達
 - (イ) 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
- ウ 出火防止措置、消防用施設等の点検
- エ その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

施設・事業所	計画において定める個別の事項	
病院、診療所、百貨店、スーパー等	ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 イ 地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。 ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。	
石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	火災、流出、爆発、漏えいその他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。	
路線バス事業その他一般旅客運送に関する事業	ア 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 イ 路線バスにおいては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。	
学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設	避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。	
水道、電気及びガス事業	水道 (上下水道部)	水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。
	電気	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカーの開放等の措置についての利用者への広報に配慮する。
	ガス	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。
道路	津波による被害が予想される区間及び避難路としての使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。	

第6章 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1節 防災関係機関の活動

【各部】

町の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については町災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

1 吉田町

区 分	内 容	
町 震災復興本部	設置	町長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、町震災復興本部（以下「町復興本部」という。）を設置する。
	規模	災害の規模に応じて別に定める。
	町災害対策本部との併設	町復興本部は町災害対策本部と併設できる。町復興本部の運営に当たっては、町災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。
	組織及び所掌事務	復興本部の編成及び運営は、別に定める。 町復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア 町震災復興計画の策定 イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ 静岡県震災復興基金への協力 オ 相談窓口等の運営 カ 民心安定上必要な広報 キ その他の震災復興対策
町災害対策本部との調整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、町災害対策本部との連絡調整会議を開催する。	
防災会議の開催等	ア 町復興本部が設置された場合、必要に応じ、町防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。 イ 招集される町防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて町防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 ウ 町防災会議は、町復興本部との調整を図るものとする。	
他市町等に対する応援要請	町長は、復旧・復興対策を策定するために必要があると認めたときは、他市町とあらかじめ締結した災害時相互応援に関する協定に基づき応援を要請する。	

2 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

(1) 指定地方行政機関

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
総務省 東海総合通信局	ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
財務省 東海財務局 静岡財務事務所	ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省 静岡労働局 島田労働基準監督署	ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり対策防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
経済産業省 関東経済産業局	ア 商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集 イ 中小企業の復旧・復興資金の融通 ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所) (静岡国道事務所)	ア 管轄する基盤施設（河川、道路など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。

第2編 地震対策編

<第6章 復旧・復興対策>

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
	ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。
国土地理院中部地方測量部	ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 地理院情報システムの活用を図る。 ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	ア 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被害状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局 (浜松事務所)	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
日本郵便株式会社 東海支社 (吉田郵便局)	ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除 イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。
日本赤十字社 静岡県支部	ア 義援金の募集・義援金配分委員会への参加 イ 協力奉仕者及への連絡調整
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
中日本高速道路株式会社（東	ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
京支社)	を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
西日本電信電話株式会社（静岡支店）、 株式会社 NTT ドコモ東海支社（静岡支店）	ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、市及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送
日本通運株式会社（焼津支店） 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
中部電力パワーグリッド株式会社（島田営業所）	ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社	被災地の復旧・復興を支援するための事業活動を早期に再開する。

第2編 地震対策編

<第6章 復旧・復興対策>

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
ユニー株式会社 株式会社セブンーイレブン・ ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホー ルディングス	

(3) 指定地方公共機関

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
一般社団法人静岡県 LP ガス 協会(中部支部南榛原地区会)	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・ 復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PR する番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
公益社団法人日本栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県トラック 協会(中部支部)	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
一般社団法人静岡県建設業協 会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 管理する施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏 まえた上で、迅速に復旧・復興事業を行う。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては必要に応じて県と調整を 行う。

第2節 激甚災害の指定

【調査部】

<第1編 共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第3節「激甚災害の指定」>に準ずる。

第3節 震災復興計画の策定

【関係各部】

被災地の復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、町民各層の意見を踏まえた震災復興

計画を策定する。

また、その際は、女性や災害時要配慮者などの多様な主体の参画が図られるように努めるものとする。

区 分	内 容
計画策定の体制	町長は、必要があると認めたときは、副町長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。
計画の構成	計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、町の総合計画との調整を図るものとする。
計画の公表	計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
国・県との調整	計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4節 復興財源の確保

【調査部】

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

1 予算の編成

（1）基本方針

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

（2）予算の執行方針及び編成方針等

区 分	内 容
財政需要見込額の算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ア 復旧・復興事業 イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金 ウ その他
発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
予算の編成方針の策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

第2編 地震対策編

<第6章 復旧・復興対策>

2 復興財源の確保

(1) 基本方針

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

(2) 財源の確保

区 分	内 容
国・県への要望	復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置や宝くじ発行等について被災自治体が連携して国・県に要望する。
地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ア 災害復旧事業債 イ 歳入欠かん等債 ウ その他
静岡県への要望	復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等を県に要望する。

第5節 震災復興基金の設立

【調査部（財政管理課）】

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。

震災復興基金の設立
ア 町長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。
イ 町長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6節 復旧事業の推進

【関係各部】

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

1 復旧計画の策定

(1) 基本方針

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

(2) 被害状況の把握及び復旧計画の策定

区 分	内 容	
町	被害調査の報告	各基盤施設の管理者は管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。
	復旧計画の策定	各基盤施設の管理者は被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
防災関係機関	状況の把握	管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。
	復旧計画の策定	被害の状況、地域特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

2 基盤施設の復旧

(1) 基本方針

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

(2) 復旧事業の実施及び復旧完了予定時期の明示

区 分	内 容	
町	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。
	地籍調査の実施	平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。
防災関係機関	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	復旧完了予定時期の明示に努める。

第7節 都市・農山漁村の復興

【統括部、関係各部】

被災した市街地・農山漁村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障害のある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

1 都市・農山漁村復興計画の策定

(1) 基本方針

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山漁村復興計画を策定する。

(2) 都市・農山漁村復興計画の策定

都市・農山漁村の復興方針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。

2 都市の復興

(1) 基本方針

都市計画区域内の市街地・農山漁村が被災した場合、災害に強く都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

(2) 町の実施事項

区 分	内 容
被害状況の把握	町は各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
緊急復興地区の抽出	県と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要と判断される区域を緊急復興地区として抽出する。
「建築基準法第」84条による建築制限の実施	ア 町長は、知事と連絡調整を図り、「建築基準法」第84条による建築制限区域を必要に応じて指定する。 イ 必要に応じ、建築制限期間を延長する。
被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
都市復興基本計画の策定	県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
復興都市計画案等の作成及び事業実施	ア 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。 イ 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行

	い事業を実施する。
復興まちづくり支援事業の実施	住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

3 農山漁村の復興（主に都市計画区域外）

（1）基本方針

都市計画区域内外の農山漁村が被災した場合、災害に強く居住環境の向上等を図る必要がある区域については、合理的かつ健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

（2）町の実施事項

区 分	内 容
被害状況の把握	各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
集落復興基本計画の作成	県の復興基本方針を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。
被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。
復興都市計画案等の作成及び実施	都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。
集落復興計画案の作成及び実施	土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し実施する。
集落復興支援事業の実施	住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第8節 被災者の生活再建支援

【関係各部】

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、町民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

1 恒久住宅対策

（1）基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

第2編 地震対策編

<第6章 復旧・復興対策>

(2) 公的住宅の供給等

区 分	内 容
住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市町住宅復興計画を策定する。
県との協議	公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。
災害公営住宅等の供給	ア 公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。 イ 買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。 ウ 特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。
住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

2 災害弔慰金等の支給

(1) 基本方針

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

(2) 支給対象者及び支給方法

区 分	内 容
支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

3 被災者の経済的再建支援

<第1編 共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第4節「被災者の生活再建支援」>に準ずる。

4 雇用対策

(1) 基本方針

失職した被災者に対しては、経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、雇用維持対策を実施する。また、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

(2) 再就職支援

区 分	内 容
雇用維持の要請	町は、県とともに町内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請するとともに、雇用調整助成金制度の内容等を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。

離職者に対する生活支援の要望	雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を県に要望する。
再就職の支援制度の周知	離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知を図り活用を促す。 ア きめ細かな職業相談の実施 イ 職業訓練、能力開発の実施 ウ 合同就職説明会等の開催 エ 求人開拓の実施 オ 公共事業を通じた雇用の場の確保
相談業務の実施	雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

5 要配慮者の支援

(1) 基本方針

高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、メンタルヘルスケアなどの精神的支援策を実施する。

(2) 支援方法等

区 分	内 容
被災状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。 ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、町有施設への一時入所を実施する。
福祉サービスの拡充	ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている町有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。
メンタルヘルスケアの実施	町は、メンタルヘルスケアの相談窓口の開設及び巡回相談等を実施する。なお、必要に応じて県に対して応援を要請する。

6 生活再建支援策等の広報・PR

(1) 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等

第2編 地震対策編

<第6章 復旧・復興対策>

の情報提供を積極的に行う。

(2) 広報・PRの実施

区 分	内 容
生活再建支援策等の 広報・PRの実施	ラジオ・テレビ等のマスメディアを用い、次のような生活情報等を整理し、広報・PRする。 ア 義援金の募集等 イ 各種相談窓口の案内 ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報 エ 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報 オ 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報 カ ボランティアに関する情報 キ 雇用に関する情報 ク 融資・助成情報 ケ その他生活情報等
外国人への広報	外国人を対象とした外国語の情報誌等を作成し配付する。
県外疎開者への 広報・PRの実施	町は県と協力し、全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。

7 相談窓口の設置

(1) 基本方針

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

(2) 相談窓口業務

区 分	内 容
相談窓口等の開設	ア 発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。 イ 相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。
相談窓口等の業務の 遂行	ア 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生相談に対応する。 イ 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
相談窓口等の閉鎖等	相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

8 保険の活用

実施主体	内 容
町	地震保険の推進 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にと

		って有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努めるものとする。

第9節 地域経済復興支援

【供給部（産業課）】

被災地域の活性化を図り、活力ある地域経済の復興を図るため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

1 産業復興計画の策定

（1）基本方針

経済復興を迅速に行うため、町と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

計画策定にあたっては、計画策定本部に設置される策定委員会の下部組織として、必要に応じて産業復興計画部会を設置する。

（2）町の実施事項

産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

2 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

区 分	内 容
中小企業の被災状況の把握	各機関と協力し、県が行う中小企業の被害状況調査に協力する。
支援制度・施策内容の周知	ア 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を、県と連携し、商工団体・業界団体等を通じて周知する。 イ 次の施策を必要に応じ、実施する。 （ア）相談所の設置 （イ）電話相談の実施 （ウ）パンフレットの作成・配布
資金需要の把握	中小企業の被害状況を基に、再建資金等の需要を把握する。
事業の場の確保	中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援等を行う。
国・県への要望	「中小企業信用保険法」の特別措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等について、県を通じて国に要請する。

第2編 地震対策編

<第6章 復旧・復興対策>

3 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

区 分	内 容
農林漁業者の被災状況の把握	農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。
支援制度・施策の周知	農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。 ア 町、協同組合を通じ、支援制度・施策の内容を周知する。 イ 次の施策を必要に応じ、実施する。 （ア） 相談所の設置 （イ） 電話相談の実施 （ウ） パンフレットの作成・配布

4 地域全体に影響を及ぼす支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

区 分	内 容
イベント・商談会等の実施	県と連携し、必要に応じ、町独自のイベント・商談会等を実施する。 ア イベント、プロジェクトの実施 イ 企業誘致促進のためのセミナー、イベントの開催 ウ 商談会の開催 等
誘客対策の実施	県や関係団体等と連携し必要に応じ、誘客対策を実施する。 ア 町内における観光地の復興イベント等の実施 イ 町外における誘客イベント等の実施 ウ マスコミを活用した PR エ 大規模な会議等の誘致等

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第4-2章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。)

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、町、町民、自主防災会、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大震法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、町民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たって、県・町・防災関係機関等は、できる限り町民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第1節 防災関係機関の活動

【各部】

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の町及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

1 吉田町

【東海地震注意情報発表時等】

区 分	内 容		
防災体制の確保	町は、東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集させ、防災体制を確保し、町地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて町地震災害警戒本部(以下、この章において「町警戒本部」という。)を迅速に設置できるよう準備する。 なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。		
応急対策の	<table border="1"> <tr> <td>町の措置</td><td>ア 注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び</td></tr> </table>	町の措置	ア 注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び
町の措置	ア 注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び		

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

区 分	内 容	
内容		伝達並びに県や防災関係機関等との情報の共有化 イ 注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 エ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 オ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 カ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 キ 消防団員の連絡体制の確保 ク 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設 ケ 必要に応じて町警戒本部の設置準備 コ 県への要請・報告等、県との応急対策活動の連携 (ア) 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。 (イ) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会へ要請する。 (ウ) 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。 サ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
	消防団の措置	ア 消防団の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等 イ 消防団は、団員の連絡体制の確保 ウ 必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

区分	内 容	
町警戒本部	ア 町警戒本部の設置 町長は、警戒宣言が発せられたときは、町警戒本部を役場庁舎内（3階防災対策室）に設置する。 イ 町警戒本部組織及び所掌事務 組織及び所掌事務は、吉田町地震災害警戒本部条例（昭和55年吉田町条例第2号）及び吉田町地震災害警戒本部運営要領の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。	
組織	町警戒本部に、本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置く。また、地域に地区本部を設け防災活動の拠点を置く。 町警戒本部の構成は、【資料1. 3-6】のとおりである。 なお、統括部は、本部の事務を担当し、各部の対策活動の連絡調整を行う。 (ア) 本部長 ・本部長は、町長をもって充てる。 ・本部長は、町警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 (イ) 副本部長 ・副本部長は、副町長をもって充てる。 ・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは代理する。	

区分	内 容
	(ウ) 本部員 - 本部員は、教育長、理事、参事、静岡市吉田消防署長、消防団長、交通指導員会長、広域事務局長、議会事務局長、牧之原警察署、防災監、各部長及び連絡部長をもって構成する。 (エ) 本部員会議 - 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。 - 本部員会議は本部長が主掌し、重要な地震防災応急対策について協議する。 (オ) 地区本部長 - 地区本部長は、地区別に自治会の長がこれに当たり、地区副本部長に副自治会長がこれに当たる。 - 地区本部長は、地区本部員を指揮、監督し町警戒本部長の指示により、地区内の防災対策に当たる。
所掌事務	町警戒本部が所掌する防災応急対策の事務の主なものは、次のとおりである。 なお、地区本部の範囲で対策実施又は調整できる事務は、地区本部において対処する。 ア 警戒宣言、地震予知情報の町民等への伝達及び地震防災上必要な情報の収集並びに伝達 イ 県地震災害警戒本部（以下、この編において「県警戒本部」という。）、県地震災害警戒本部中部方面本部（以下、この編において「県警戒中部方面本部」という。）への報告、要請等県との地震防災活動の連携 (ア) 町長は、県警戒中部方面本部に対し、地震防災応急対策の実施に関する職員の派遣等必要な事項を要請する。 (イ) 町長は、必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を牧之原警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県、牧之原警察署等にそれぞれ要請する。 (ウ) 町長は、町民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。 (エ) 県警戒本部への報告、要請については、県警戒中部方面本部を通じて行う。 ウ 避難指示又は警戒区域の設定、及び静岡市消防局への必要な要請等 エ 防災要員、静岡市消防局職員（以下「消防職員」という。）、町消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備 オ 消防、水防等の応急措置 カ 避難者等の救護 キ 緊急輸送の実施 ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入 ケ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備 コ 自主防災会活動の指導、連携 サ その他地震防災上の措置
職員の動員（配備）	ア 町警戒本部の各部長は、警戒宣言が発せられたときは、直ちに所定の場所において防災業務につく。 イ 町警戒本部の各部に所属する職員及び地区連絡員等、あらかじめ定める職員は、勤務時間の内外を問わず、配備命令及び警戒宣言が発せられたときは直ちに所定の場所において防災業務につく。

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

区分	内 容	
その他地震防災上の措置	消防団	警戒宣言の発令と同時に、団長、副団長は役場に登庁し団本部を設置する。 また、本部長以上の団員は各地区本部に出動し、本部長、分団長又は副分団長の指揮下で地域の防災業務にあたる。 【資料2. 4-1】参照 各分団は、地区本部を連絡拠点として次の措置を講ずる。 ア 情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立 ウ 火気使用の自粛を町民へ伝達するためのパトロールの実施 エ 水利の確保（流水の堰止め等を含む。） オ 町民の避難誘導 カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備 キ 警戒区域からの避難確保のパトロール ク 救助用資機材の確保準備 ケ その他状況に応じた防災、水防活動

2 静岡市消防局

【警戒宣言発令時】

地震防災応急対策として講ずる措置	
ア 所掌事務	町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 (7) 情報の収集と伝達 (4) 消火活動、救助活動の出動体制の確立 (9) 地域住民への避難指示の伝達 (エ) 出火防止のための広報 (カ) 消防職員の参集等防災体制の確保
イ 動員	動員（配備）計画は、別に定めるところによるが、概要は次のとおりである。 警戒宣言の発令により、静岡市消防局連絡系統によって全職員を招集するとともに、関係機関と直ちに協議し緊急配備体制を確立する。

3 静岡県警察（※県計画参考）

【警戒宣言発令時】

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
牧之原警察署	ア 地震関連情報の収集伝達 イ 民心安定等のための広報 ウ 避難指示の伝達、 エ 社会秩序維持のための取締等 オ 交通路、避難路、緊急輸送路の確保

4 自衛隊（※県計画参考）

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたとき、又は警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊 東部方面隊ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 各部隊の災害派遣準備 エ 情報組織の展開 オ 県庁等への連絡班の派遣 カ 通信組織の編成等
海上自衛隊 横須賀地方隊ほか	ア 司令部の設置準備 イ 各部隊の災害派遣準備 ウ 県庁等への連絡班の派遣等 エ 県及び防災関係機関との連絡体制の強化
航空自衛隊 第一航空団 (浜松基地)ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 情報組織の展開 エ 県庁等への連絡班の派遣 オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

【警戒宣言発令時】

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊 東部方面隊ほか	ア 県庁等への方面現地調整所の開設 イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備 ウ 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援
海上自衛隊 横須賀地方隊ほか	ア 司令部の設置（防災派遣命令後） イ 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立 ウ 地震防災派遣を開始 エ 東部方面総監部への連絡員の派出 オ 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等
航空自衛隊 第一航空団 (浜松基地)ほか	ア 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化 イ 地上部隊の災害派遣の準備 ウ 浜松基地等の練習機の域外基地への避難 エ 救難機の周辺基地への集中 オ 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

5 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。
応急対策の内容	東海地震注意情報発表時の応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。 ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市町との情報の共有 イ 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報 ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施 エ 利用者等の社会的混乱を防止する活動 オ 県及び市町が実施する応急対策の連絡調整 カ 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備 キ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
総務省 東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
厚生労働省 東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整
農林水産省関東農政局	ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
経済産業省 関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保
国土交通省 中部地方整備局	ア 施設対策等 (ア) 河川管理施設等の対策等

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
(静岡河川事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所)	(イ) 道路施設対策等 (ウ) 港湾施設対策等 (エ) 営繕施設対策等 (オ) 電気通信施設等対策等 イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ 他機関との協力 エ 広報
国土地理院中部地方測量部	ア 関係機関と更なる情報の共有を図り、綿密な連携をとりながら全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報 イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 ウ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止 ウ マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導

(2) 指定公共機関

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社 東海支社 (吉田郵便局)	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止
日本赤十字社 静岡県支部	ア 医療救護班の派遣準備 イ 血液製剤の確保及び供給の準備 ウ 救護物資の配布準備 エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
中日本高速道路株式会社 (東京支社)	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検
西日本電信電話株式会社 (静岡支店) 株式会社NTT ドコモ 東海支社 (静岡支店)	ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施 イ 防災関係機関の重要通信の優先接続 ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
岩谷産業株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2 次基地から充填所

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	への LP ガスの配送
日本通運株式会社（焼津支店） 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
中部電力パワーグリッド株式会社（島田営業所）	ア 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

（３）指定地方公共機関

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会（榛原医師会） 一般社団法人静岡県歯科医師会（榛原歯科医師会） 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 医療班の派遣又は派遣準備
一般社団法人静岡県 LP ガス協会（中部支部南榛原地区会）	ア 需要家に対する LP ガスによる災害の予防の広報 イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置

静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 報道特別番組の編成 イ 東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
一般社団法人静岡県トラック協会（中部支部） 商業組合静岡県タクシー協会（志太榛原支部）	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
しずてつジャストライン株式会社（相良営業所）	ア 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達 イ バスの運転規制 ウ バスの運行状況、乗客の避難状況等の広報

6 その他の公共的団体

機関名	地震防災応急対策として講ずる措置
吉田町交通指導員協議会	町内の交通防災活動の為、交通指導隊を編成し、これに当たる。
吉田町社会福祉協議会	町の警戒体制に合わせ支援する準備やボランティア対応の準備に当たる。

第2節 情報活動

【統括部、総務部、静岡市消防局】

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、町、県及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

1 吉田町、静岡市消防局

区 分	内 容
東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	ア 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては総務課、勤務時間外及び休日等においては、宿日直者が行うものとする。なお、町警戒本部設置後においては、町警戒本部において受理するものとする。 イ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン）を用いて、地域住民等に伝達するものとする。 ウ 東海地震注意情報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、有線放送、電話、広報車、自主防災会等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。 エ 町警戒本部員、その他の職員に対する伝達は、勤務時間内は主に庁内放送で行い、勤務時間外、休日等については、別に定める連絡系統図

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

区 分	内 容
	により、あらかじめ定めた職員に伝達する。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。 また、消防団員、自主防災会の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集に当たるものとする。 情報の種類の主なものは、次のとおりである。 (ア) 避難の状況 (イ) 交通機関の運行及び道路交通の状況 (ウ) 防災関係機関の注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 (エ) ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況 (オ) 情報の変容、流言等の状況 (カ) 住民生活、社会・経済活動等の状況 (キ) 避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ） (ク) 消防職員・消防（水防）団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ） (ケ) 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）
県警戒本部等に対する報告	東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、県警戒中部方面本部を通じて、県が「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに行うものとする。 その主なものは、次のとおりである。 (ア) 避難の状況 (イ) 町において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

2 防災関係機関

区 分	内 容
東海地震予知情報等の収集及び伝達	県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ県に届けるものとする。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	ア 収集方法 各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。 イ 県警戒本部への報告 県が「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに報告するものとする。

第3節 広報活動

【総務部】

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに町民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

1 吉田町

区 分	内 容
広報事項	町は東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるよう必要な事項について広報する。広報すべき事項については、その文案をあらかじめ準備し定めておく。 主な広報事項は、次のとおりである。 ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味 イ 主な交通機関運行状況及び道路交通情報 ウ 家庭において実施すべき防災対策 エ 自主防災会に対する防災活動の要請
広報実施方法	ア 同時通報用無線放送、広報車等 イ 自主防災会を通じての連絡 ウ 県に対する広報の要請 東海地震注意情報発生時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、町が広報を県警戒本部に対し要請しようとする場合は、県警戒中部方面本部を経由して行うものとする。また、要請する場合は、広報文案を添えるものとする。

2 防災関係機関

区 分	内 容
広報事項	防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるよう必要な事項について広報する。広報する事項は別に定める「情報広報実施要領」による。 なお、その主なものは、次のとおりである。 ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況 イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
広報実施方法	広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、県及び町と連携を密にするものとする。

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

3 町民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

町民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

区 分	内 容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
同時通報用無線放送、広報車、コミュニティFM	主として町域内の情報、指示、指導等
携帯電話、スマートフォン	緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
自主防災会等を通じての連絡	主として町からの指示、指導、救助措置等
サイレン	警戒宣言が発令されたことの伝達
インターネット	地域の情報・指示・指導等

第4節 自主防災活動

【地区連絡部】

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発令されるまでの間において、町が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各単位自主防災会が行う対策活動を定める。

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

準備的措置	ア 自主防災会の役員等の所在確認等の連絡体制の確保 イ 警戒宣言発令時の自主防災会本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認 ウ 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ エ 町民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ オ 東海地震注意情報発表時に、津波・山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、町や避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容	
自主防災会本部の設営	活動拠点として、自主防災会の本部を設営する。	
情報の収集・伝達	ア 町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 イ 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。 ウ 応急対策の実施状況について、必要に応じ町へ報告する。	
初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。	
防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。	
家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。	
	家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。
	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。
	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲み置き等、出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。
	備蓄食料・飲料水の確認	備蓄食料及び飲料水を確認する。
	病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。
避難活動	避難行動	ア 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の町民等に対して町長の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後町に報告する。 イ 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災会において避難地まで搬送する。 ウ 避難地まで徒歩による避難では時間を要する避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に町長の避難指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 エ 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。
	避難生活	ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。 イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。 ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、町等と連絡を取り、その確保に努める。

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

区 分	内 容
社会秩序の維持	ア ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。 イ 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。

【資料1. 2-11】参照

第5節 緊急輸送活動

【統括部、総務部、供給部】

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。

また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

1 吉田町

地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、町が行うことを原則とする。

区 分	内 容
緊急輸送活動の基本方針	ア 町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、町が行うことを原則とする。 イ 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員物資について行う。 ウ 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。 エ 警戒宣言発令後、相当期間が経過し、町内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には必要に応じ、県と協議し、緊急輸送を行う。 オ 自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときには、町長は、県に対し必要な措置を要請するものとする。
緊急輸送の対象となる人員、物資等	ア 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材 イ 緊急の処置を必要とする患者 ウ その他 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。 (ア) 食料 (イ) 日用品等 (ウ) その他緊急に輸送を必要とするもの
輸送体制の確立	ア 輸送の方法 陸上輸送 緊急輸送路により必要な輸送を行う。 海上輸送 原則として海上輸送は行わないものとする。

区 分	内 容								
	<table border="1"> <tr> <td>航空輸送</td><td>静岡市消防ヘリコプター等によるほか、県の警戒本部に対し、航空輸送のための自衛隊ヘリコプターの地震防災派遣を要請するものとする。この聖合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。</td></tr> </table> イ 輸送手段の確保 次により、輸送手段の確保を図る。 (ア) 町有車両の活用 (イ) 民間車両の借上 (ウ) 県に対する自衛隊の地震防災派遣要請の要求 (エ) 燃料の確保のための関係業界への協力要請	航空輸送	静岡市消防ヘリコプター等によるほか、県の警戒本部に対し、航空輸送のための自衛隊ヘリコプターの地震防災派遣を要請するものとする。この聖合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。						
航空輸送	静岡市消防ヘリコプター等によるほか、県の警戒本部に対し、航空輸送のための自衛隊ヘリコプターの地震防災派遣を要請するものとする。この聖合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。								
緊急輸送の調整	町及びその他防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは県警戒本部において調整を行う。 この場合、次により調整することを原則とする。 <table border="1"> <tr> <th>優先順位</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>第1順位</td><td>町民の生命の安全を確保するために必要な輸送</td></tr> <tr> <td>第2順位</td><td>防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するために必要な輸送</td></tr> <tr> <td>第3順位</td><td>地震発生後の活動の準備のための輸送</td></tr> </table>	優先順位	内 容	第1順位	町民の生命の安全を確保するために必要な輸送	第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するために必要な輸送	第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送
優先順位	内 容								
第1順位	町民の生命の安全を確保するために必要な輸送								
第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するために必要な輸送								
第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送								

2 防災関係機関

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第6節 自衛隊の支援

【統括部】

警戒宣言が発令された場合、町長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めたときは、知事に対して自衛隊の地震防災派遣の要請を要求する。

区 分	内 容
災害派遣要求事項	警戒宣言発令後、自衛隊の支援を要求する事項は次のとおりである。 ア 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供 イ 地震発生直前の現況航空写真の作成 ウ 特定の緊急患者の移送 エ 防災要員等の輸送
県に対する応援要請	町長は、知事に対し次の事項を示して自衛隊の派遣要請を要求する。

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

等	ア 派遣要請の要求事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項
地震防災派遣部隊の受入	ア 町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。 イ 町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県警戒中部方面本部と緊密な連絡調整を行う。

第7節 避難活動

【地区連絡部】

町長及びその他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、町や自主防災会、避難地の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者（介護者も含む）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

1 避難対策

区 分	内 容
基本方針	ア 町が、地域防災計画において明らかにした津波の浸水及び山・崖崩れの発生の危険が予想されるため、避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。 また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。 なお、この場合、町は、あらかじめ自主防災会や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。 イ 避難対象地区の住民等が避難する方法は、徒歩によるものとする。ただし、避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するように努めるものとする。 ウ 避難地では、自主防災会の単位で行動するものとする。 エ 避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。 オ その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、

区 分	内 容	
	必要がある場合、自主防災会が定める付近の安全な空地等へ避難する。	
避難のための指示	指示の基準	町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。
	指示の伝達方法	町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、広報車等により避難指示を行うものとする。また警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。なお、町長は、必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。
	避難に関する周知事項	町（消防機関を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、注意情報が発表された時は、注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 (ア) 避難対象地区の地区名 (イ) 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 (ウ) 避難経路及び避難先 (エ) 避難する時期 (オ) 避難行動における注意事項（携行品、服装等）
警戒区域の設定	警戒区域設定対象地域	町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、「大震法」第26条において準用する「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難に関する周知事項」に準じて周知を図る。
	警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法	町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、町民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。
避難計画の作成	ア 避難実施等措置者は、あらかじめ町、自主防災会、避難地の管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。 イ 避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。	
避難状況の報告	町は、自主防災会及び避難地の施設管理者から直接に又は牧之原警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。 ア 避難の経過に対する報告（危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。） (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員	

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

区 分	内 容
	を含む) (イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置 (ウ) 町等に対する要請事項 イ 避難の完了に関する報告（避難完了後速やかに行う。） (ア) 避難地名 (イ) 避難者数 (ウ) 必要な救助・保護の内容 (エ) 町等に対する要請事項 町は、避難状況について、県へ報告する。

2 避難地の設置及び避難生活

区 分	内 容
基本方針	町は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災会及び避難地の学校施設等の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。
避難地の設置 及び避難生活	避難生活者 避難地で避難生活をする者は、津波や山・崖崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。
	設置場所 ア 津波や山・崖崩れの危険のない地域に設置する。 イ 原則として公園、学校のグラウンド等の野外に設置する。 ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。
	設置期間 警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所の設置が必要とされるまでの期間とする。 なお、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、注意情報が発表されてから注意情報が解除され、又は警戒宣言が発令されるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難所を設置することができる。
	避難地の運営 ア 町は、自主防災会及び避難地の管理者の協力を得て避難地を運営する。 イ 避難地には避難地の運営等を行うために必要な町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ウ 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子供等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

区 分	内 容
	エ 自主防災会は、避難地の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

第8節 社会秩序を維持する活動

【関係各部】

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、町民の的確な防災対策を促進する。

区 分	内 容
予想される 混乱	ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関する流言 イ 帰宅者による道路の混乱 ウ 電話のふくそう エ 避難による混乱 オ 自動車による道路交通の混乱 カ 買出し、旅行者等の混乱
町の実施事項	ア 町長は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、警察等の情報により、各種の混乱の生じる恐れがあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、町民のとるべき措置について呼びかけを実施する。 イ 物資、物価対策 (ア) 生活物資価格の異常な高騰、不当な売り惜しみ、買い占めが発生した場合は、町警戒本部を通じて生活物資の買い占め、売り惜しみ防止を啓発するとともに、県に対し「静岡県消費生活条例」に基づく措置を要請する。 (イ) 「生活関連物資等の買占め売惜しみに対する緊急処置に関する法律(昭和48年法律第48号)」及び「国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)」に基づき、国、県との連携のうえ、価格動向や需要動向調査を行い、必要な措置を県に依頼する。 ウ 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し活発な広報によりこれを鎮める。 エ 県公安委員会の実施する交通規制に関する広報に努める。 オ 警察と連絡を密にし、次の活動を行う。 (ア) 各種犯罪の発生状況の通報及び情報の収集・報告 (イ) 治安対策に必要な広報(避難の際の施錠、夜の一人歩き等) (ウ) 自主防災会による地区内犯罪防止のための警備の指導
警察の 実施事項(※県 計画参考)	県警察本部は、警戒宣言が発令されたときは、次の活動を行う。また、注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発令された時に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。 (ア) 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。なお、

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

区 分	内 容
	必要により臨時派出所を設置して防犯活動を行う。 (イ) 犯罪情報の収集を行う。 (ロ) 生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。 (エ) 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。 (オ) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し適切な情報提供を行う。 (カ) 自主防災会や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。 (キ) 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。
防災関係機関の行う活動	防災関係機関は秩序維持活動に協力し、必要な情報の収集伝達に努める。

第9節 交通の確保活動

【総務部、土木部】

警戒宣言発令時の陸上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

また、東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

1 陸上交通の確保対策

(1) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
東海地震 注意情報発表時	ア 走行中の車両は、注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。 イ 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。
警戒宣言発令時	ア 走行中の車両の運転者は次の要領により行動すること。 (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により、継続して地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 (イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に駐車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。 (ロ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 イ 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 交通規制の基本方針

区 分	内 容
東海地震 注意情報発表時	東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 (ア) 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。 (イ) 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。 (ウ) 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。
警戒宣言発令時	警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。 (ア) 強化地域内における一般車両の通行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 (イ) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。 (ウ) 東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。 (エ) 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。 (オ) 交通規制に際しては、牧之原警察署、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

(3) 交通規制計画

県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合、大震法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急輸送路を確保する。

区 分	内 容												
町内における 車両の走行抑制	町内における一般車両の走行は極力抑制する。												
緊急輸送路等を 確保するための 措置	ア 緊急輸送路については、各インターチェンジにおいて交通検問所を設置し、緊急輸送車両又はルート内に起終点を有する車両以外の通行を禁止する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線</th><th>検問所設置場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新東名高速道路</td><td>長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC</td></tr> <tr> <td>東名高速道路</td><td>御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC</td></tr> <tr> <td>東富士五湖道路</td><td>須走 IC</td></tr> <tr> <td>東駿河湾環状道路</td><td>三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC</td></tr> <tr> <td>国道 138 号バイパス</td><td>仁杉 IC、ぐみ沢 IC</td></tr> </tbody> </table>	路線	検問所設置場所	新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC	東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC	東富士五湖道路	須走 IC	東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC	国道 138 号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC
路線	検問所設置場所												
新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC												
東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC												
東富士五湖道路	須走 IC												
東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC												
国道 138 号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC												

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

	西富士道路	広見 IC、小泉若宮交差点
イ 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急輸送車両以外の車両の区域内の流入を禁止する。 ウ 町の指定する主要な避難路については極力車両の通行を抑制する。		

(4) 緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、大震法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。

2 海上交通の確保対策

区 分	内 容	
東 海 地 震 注 意 情 報 発 表 時	・海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令された時に講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。 ア 港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。 イ 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用や、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。 ウ 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止準備、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。	
警 戒 宣 言 発 令 時	海上、港湾及び港則法の適用を受ける漁港	・海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。 ア 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。 イ 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。
	港則法の適用を受けない漁港	・漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。 ア 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。 イ 避難できない船舶については、係留を完全に行う。 ウ 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。

第10節 地域への救援活動

【供給部、上下水道部、保健部、都市環境部、地区連絡部】

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保、並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、県、町及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

準備的措置	ア 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。
	イ 必要に応じて、緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。
	ウ 緊急物資の流通在庫の著しい減少が生じた場合、又はそのおそれが生じた場合は、町は県に対して、また、県は国に対してそれぞれ調達又はその準備的措置を要請する。
	エ 必要に応じて、緊急物資集積所等の開設準備を実施する。
	オ 町及び県は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、町民に対して貯水の励行を呼びかける。
	カ 町及び県は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
	キ 町民は、備蓄食料・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び飲料水・生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時】

1 食料及び日用品の確保

(1) 調達の方針

- ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。
- イ 町の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。
- ウ 住民の生活を維持するために、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

(2) 町、自主防災会及び町民がとる措置

実施主体	内 容
町	ア 津波、山・崖崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や町以外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた場合は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。 イ 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請を行う。 ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

実施主体	内 容
	エ 緊急物資の集積所の開設準備を行う。
自主防災会及び町民	自主防災会（組織）は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を実施する。また、町民は、緊急物資、非常持ち出し品の整備、搬出を行う。

（３）調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、町民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化した場合、町は別に定める量の調整を行うものとする。

2 飲料水等の確保

町及び町民等は、地震発生後における飲料水を確保するため、次の事項を実施する。

実施主体	内 容
町	ア 住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水と呼びかける。 イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体等からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 エ 応急復旧体制の準備をする。
町民	ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。 イ 自主防災会の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

町及び町民は、救急患者に対する医療救護及び地震発生後における医療救護の準備並びに廃棄物処理、防疫等の保健衛生のため次の活動を行う。

（１）医療救護活動

- ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- イ 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。
- ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。
- エ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。
- オ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。
- カ 吉田町医療救護計画により、榛原医師会、榛原歯科医師会、榛原薬剤師会に、指定した救護所へ出動を要請する。
- キ 吉田町医療救護計画により、看護師等に、指定した救護所へ出動を要請する。

(2) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
町	ア 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。 イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するため、吉田町災害時健康支援マニュアルにより準備をする。
自主防災会	自主防災会の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

(3) 廃棄物処理

実施主体	実施項目	内 容
町	し尿処理	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 医療・救護施設への仮設トイレの設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。 ウ し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。 エ し尿収集車の緊急車両手続きを準備する。
町	廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 仮集積場の確認を行う。 ウ ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

第11節 町有施設設備等の防災措置

【関係各部】

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において町が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、町民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的、又は部分的に実施することができる。

1 無線通信施設等

防災課長及び使用者は、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

- ア 通信施設(予備電源を含む。)を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
- イ 携帯用無線機は、完全充電を行うとともに、予備の電池を確保する。
- ウ 津波危険予想地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への搬出等必要な措置を講ずる。
- エ 子局には保守要員を派遣し、点検を行い、待機させる。

2 公共施設等

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、漁港、河川、海岸、ため池、道路等、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。

また、東海地震注意情報発表時には町の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、土木建設業者等の協力を得て、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
漁港施設等	次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。また、特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。 ア 防潮施設等 津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、閘門、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。 イ 岸壁等 緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる。
河川及び海岸保全施設	津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘（門扉）、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。
農業用施設	警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流放水、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、東海地震注意情報の発表を周知する。また、道路パトロールにより道路交通状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	土砂災害に関する監視システムの点検や情報収集・伝達のための配備体制、県・町・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。指定地等危険のおそれがある地域に注意情報の発表を連絡する。
工事中の公共施設、建築物、その他	警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、工事の進捗状況や工事継続の危険性等を勘案し、必要に応じて工事を中断するとともにし、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
災害応急対策上重要な庁舎	町警戒本部（庁舎）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道施設	警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
漁港施設等	次の施設について、点検及び応急措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設等については、利用者に必要な措置を要請するものとする。 ア 防潮施設等 津波の危険のある地域においては、水門、陸閘（門扉）、樋門等の閉鎖操作を行う。また水防資機材の点検、配備を行う。 イ 岸壁等 耐震岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。
河川及び海岸保全施設	津波の危険のある地域においては、施設の点検に努めるとともに水門、陸閘（門扉）、樋門等の閉鎖操作を行う。
農業用施設	農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じて用水路の断水、又は減水を行う。また、必要に応じ地域住民に対し避難の指示をするものとする。
道路	ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び地震予知情報等の広報を広報車、道路情報表示装置等により道路利用者に対し行う。 イ 緊急輸送路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。 ウ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。 エ 道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。 オ 幹線避難路における障害物除去に努める。
砂防、地すべり、急傾斜地等	土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・町・住民間の連絡体制を整える。
工事中の公共施設、建築物、その他	工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
災害応急対策上重要な庁舎等	町警戒本部（庁舎）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。
水道施設	溢水等を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

3 情報機器・情報システム

情報機器・情報システムについては、警戒宣言発令時におおむね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的、又は部分的に実施する。

- ア 情報機器本体及び端末機等の固定を確認する。
- イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。
- ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっている情報機器・情報システムを除いて、運用を停止する。

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

【上下水道部、関係各部】

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、町民の生活に密接に関係のある防災関係機関が町民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、町民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、町民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的、又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施に当たっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
水道 (上下水道部)	飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。
電力(中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所)	電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。
ガス (ガス会社) (社団法人静岡県LPガス協会(中部支部南榛原地区会))	ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。
通信 (西日本電信電話株式会社(静岡支店) 株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店))	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。
放送 (日本放送協会) (民間放送会社)	東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するために、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。
町内金融	金融機関、郵便局、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。
バス (しずてつジャストライン株式会社相良	ア 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容

区 分	内 容
営業所)	についても周知する。 イ 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。 ウ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。
道路	ア 平常どおり円滑な交通を確保するとともに、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 イ 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。
病院・診療所	ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。 イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。外来患者に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該病院・診療所の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。 ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。 エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。
スーパー等	ア スーパー・小売店舗等のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。 イ 営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなどとともに、混乱防止のための措置を講ずる。

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
水道 (上下水道部)	ア 飲料水の供給は継続する。 イ 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。
電力 (中部電力パワーグリッド株式会社島田営業所)	ア 必要な電力の供給は継続する。 イ 地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保措置等を行う。
ガス (ガス会社) (社団法人静岡県LPガス協会(中部支部南榛原地区会))	ア ガスの供給は、ガス使用者が支障をきたさない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。 イ 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備防災措置を講ずる。
通信 (西日本電信電話株式会社(静岡支店) 株式会社NTT ドコモ東海支社(静岡支店))	ア あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。 イ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 ウ 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。
放送 (日本放送協会) (民間放送会社)	臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。 また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。
町内金融	金融機関の営業 ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 (ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。 (イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。 (ウ) 現金自動預払機(以下「ATM」という。)については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。 (エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。 イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

区 分	内 容
	(ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。 (イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。 (ウ) ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。 ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。 エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。 オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第、速やかに平常の営業を再開するものとする。
	保険会社及び証券会社の営業 ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。 イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。 ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。 エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。
バス (しずてつジャストライン株式会社相良営業所)	ア バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、町のサイレンによって警戒宣言の発令を覚知する。 イ 警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。
道 路	ア 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。 イ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。 ウ 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。 エ 高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。 オ 走行車両は低速走行する。
病院・診療所	ア 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。 イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

区 分	内 容
	生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。 ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。
スーパー等	ア スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。 イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。 ウ 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

【関係各部】

大震法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定に当たっては次に掲げる事項に留意する。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保のため必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要のあるこれらの準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

共通に定めるべき事項
ア 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項 イ 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項 (7) 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項

共通に定めるべき事項	
	る事項
	(イ) 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
	(ウ) 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
	(エ) 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項
	(オ) 避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
	(カ) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
	(キ) その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
ウ	施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること
	(ア) 東海地震注意情報の内容と意味等
	(イ) 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容
	(ウ) 冷静な対応の実施
	(エ) 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
	(オ) 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
	(カ) 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
	(キ) その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
エ	避難対象地区内にある施設の準備的措置
	避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は、次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	
ア	警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
イ	地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項
	(ア) 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
	(イ) 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
ウ	地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項
	(ア) 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
	(イ) 情報収集・伝達手段の確保
	(ウ) 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
	(エ) 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
	(オ) 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
	(カ) 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
	(キ) 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
	(ク) 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
	(ケ) その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
エ	施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

共通に定めるべき事項	
(ア) 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等 (イ) 当該施設における地震防災応急対策の内容 (ウ) 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報 (エ) その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報 オ 避難対象地区内の施設の避難対策 避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ町と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。	

2 各施設・事業所の計画において定める個別事項

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
病院・診療所	東海地震注意情報発表時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】「病院・診療所」に準ずる。
	警戒宣言発令時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】「病院・診療所」に準ずる。
スーパー等	東海地震注意情報発表時	ア 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 イ 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど混乱を生じさせない措置を講ずる。 ウ 町や県等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 エ 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
	警戒宣言発令時	ア 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により県民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 イ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 ウ 町や県等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。 エ 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃	東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 （大震法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所）		施する。
	警戒宣言発令時	火災、流出、爆発、漏えいその他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
一般旅客運送に関する事業 （大震法第7条第1項第3号に掲げる事業所）	東海地震注意情報発表時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】「バス」に準ずる。
	警戒宣言発令時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】「バス」に準ずる。
学校・幼稚園・保育園・認定こども園	ア 町教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、町は保育園等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。 イ 学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。 ウ 生徒等の安全確保のために必要な対策としては、おおむね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。	
	東海地震注意情報発表時	生徒等が在校・在園中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 ウ 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。
	警戒宣言発令時	ア 生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 イ 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。 ウ 在宅中の場合は、登校・登園しないものとする。

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

施設・事業所		地震防災応急計画に定める個別事項	
社会福祉施設	東海地震 注意情報 発表時	ア 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。	イ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 (ア) 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置 (イ) 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置
	警戒宣言 発令時	ア 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。	イ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 (ア) 家族等への引渡し (イ) 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送
放送事業	東海地震 注意情報 発表時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】の「放送」に準ずる。	
	警戒宣言 発令時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】の「放送」に準ずる。	
その他の施設又は事業	道路	東海地震 注意情報 発表時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】「道路」に準ずる。
		警戒宣言 発令時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】「道路」に準ずる。
	ガス事業	東海地震 注意情報 発表時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】「ガス」に準ずる。
		警戒宣言 発令時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】「ガス」に準ずる。
	水道事業	東海地震 注意情報 発表時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】「水道」に準ずる。
		警戒宣言 発令時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】「水道」に準ずる。
	電気事業	東海地震 注意情報 発表時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】「電力」に準ずる。
		警戒宣言 発令時	本章 第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】「電力」に準ずる。

第14節 町が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

【関係各部】

町が管理し、又は運営する施設又は事業の注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

町が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
各施設が共通して定める事項	ア 注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達 イ 注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立 ウ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置 エ 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検
施設の特性に応じた主要な個別事項	学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、＜本章 第13節「地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」＞の規定に準ずる。 ア 学校 (ア) 児童・生徒等の安全確保のために必要な係る具体的な措置（家族等への引渡し方法等） (イ) 地域住民の避難所に指定されている施設は、避難者の受入方法等 イ 社会福祉施設 入所者の移送又は家族等への引渡し方法 ウ 水道用水供給施設 警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
各施設が共通して定める事項	ア 地震予知情報等の施設利用者等への伝達 イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立 ウ 避難誘導等利用者等の安全確保措置 エ 消防、水防等の事前措置 オ 応急救護 カ 施設及び設備の整備及び点検 キ 防災訓練及び教育、広報
施設の特性に応じた主要な個別事項	学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、＜本章 第13節「地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」＞の規定に準ずる。 ア 学校

第2編 地震対策編

＜別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策＞

区 分	内 容
	(ア) 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的な措置（家族等への引渡し方法等） (イ) 地域住民の避難所に指定されている施設は、避難者の受入方法等 イ 社会福祉施設 入所者の移送又は家族等への引渡し方法 ウ 水道用水供給施設 溢水等による災害予防措置

第3編 津波対策編

第1章 総則

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する「吉田町地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく地震防災強化計画及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

「津波対策編」は、以下の各章から構成する。なお、「地震防災施設緊急整備計画」については、「地震対策編」によるものとする。

また、「復旧・復興対策」については、＜第1編 共通対策編 第4章「復旧・復興対策」＞によるものとする。

章	記載内容
第1章 総則	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害
第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策
第3章 災害応急対策	津波災害が発生した場合の対策

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 吉田町

処理すべき事務又は業務
ア 津波防災に関する組織の整備
イ 自主防災会の育成指導、その他住民の津波対策の促進
ウ 防災思想の普及
エ 防災訓練の実施
オ 津波防災のための施設等の緊急整備
カ 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
キ 避難指示に関する事項
ク 消防、水防、その他の応急措置
ケ 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
コ 災害時における町有施設及び設備の整備又は点検
サ 緊急輸送の確保
シ 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
ス その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置

第3編 津波対策編

<第1章 総則>

2 静岡市消防局

処理すべき事務又は業務	
ア	津波予警報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
イ	住民の安全避難の確保
ウ	消防施設、消防体制の整備又は点検
エ	被災者の救助、救援に関すること
オ	津波対策活動中の火災防御
カ	他消防機関への応援要請

3 静岡県

処理すべき事務又は業務	
ア	津波防災に関する組織の整備
イ	自主防災会の育成指導、その他県民の津波対策の促進
ウ	防災思想の普及
エ	防災訓練の実施
オ	津波防災のための施設等の緊急整備
カ	津波警報・注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
キ	避難指示に関する事項
ク	水防その他の応急措置
ケ	応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
コ	災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
サ	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
シ	緊急輸送の確保
ス	食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
セ	市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の災害応急対策の連絡調整
ソ	その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

4 静岡県警察

機関名	処理すべき事務又は業務
牧之原警察署	ア 津波情報等の受理、伝達 イ 津波情報等の広報 ウ 危険区域への立入規制及び警備 エ 避難指示に関する事項 オ 緊急道路確保のための交通規制 カ 応急の救護を要すると認められる者の救護 キ 犯罪の予防、混乱の防止等、社会秩序の維持

5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊ほか	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方隊ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第一航空団 (浜松基地) ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動

6 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
総務省 東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
財務省 東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに係関係機関との連絡調整 イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省 静岡労働局（島田労働基準監督署）	ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握
農林水産省 関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食物品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること

第3編 津波対策編

<第1章 総則>

機関名	処理すべき事務又は業務
農林水産省 関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
経済産業省 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
国土地理院 中部地方測量部	ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁 東京管区气象台	ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説

機関名	処理すべき事務又は業務
(静岡地方気象台)	イ 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 ウ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 エ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
海上保安庁 第三管区 海上保安本部	ア 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導 イ マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達 ウ 海上における人命救護、海難船舶等の救助 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局 (浜松事務所)	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社 東海支社 (吉田郵便局)	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること
日本赤十字社 静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会	ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整

第3編 津波対策編

<第1章 総則>

機関名	処理すべき事務又は業務
	備をすすめること
中日本高速道路株式会社	ア 交通対策に関すること イ 災害応急対策に関すること
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTT ドコモ東海支社	ア 災害時における重要通信の確保 イ 災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2 次基地から充填所への LP ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
中部電力パワーグリッド株式会社（島田営業所）	ア 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するための事業活動を早期に再開する

（3）指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県医師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施
一般社団法人静岡県歯科医師会	イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県

機関名	処理すべき事務又は業務
会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
ガス会社	ア 需要家に対するガスによる災害の予防広報 イ 災害時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 災害令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県 LP ガス協会（中部支部南榛原地区会）	ア 需要家に対する LP ガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県トラック協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
しずてつジャストライン株式会社（相良営業所）	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両等の確保
社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	大規模な広域防災拠点としての応援部隊の受入支援

第2節 過去の顕著な災害

古い記録によると、静岡県でも伊豆の沿岸でかなり被害があった模様である。安政東海地震では、県下全般に大きな津波があったものと考えられる。

関東大地震（大正12年9月1日）以降の津波の状況は、次のとおりである。

第3編 津波対策編

<第1章 総則>

地震名	項目	発生年月日	津波状況
関東大地震		大正 12 年 9 月 1 日 11 時 58 分	- 伊豆地方で地震後 5 分～10 分ぐらいして前後 2 回押しよせた。波高は熱海で当時の海面より 6.5 m、網代 2.7 m、伊東 4.3 m、多賀 5.6 m、柿崎 4.6 m、外浦 4.1 m、稲取 3.6 m を記録した。 - このため、伊豆東海岸では一瞬にして多数の家屋が流失し、水死者が続出した。
三陸沖強震		昭和 8 年 3 月 3 日 02 時 31 分	東北地方の海岸では最高 24m の津波が記録されたが、県下では清水で地震発生から 88 分後、周期 50 分、最大振幅 15 cm ぐらいの波が観測された。内浦では最大振幅 30 cm 位であったが、被害はなかった。
東南海道大地震		昭和 19 年 12 月 7 日 13 時 35 分	- 熊野灘海岸では波高 10m に達したところもあるが、県では下田町柿崎で、地震後 30 分ぐらいで 2.5m の津波がおしよせた。清水では 30 cm の退水を観測し、榛原郡相良港では波高 2m ぐらいであった。御前崎町遠州灘海岸でも波高 2m 位と推定された。 - このため、沿岸で浸水、船舶の沈没、流失多数を生じた。
カムチャッカ半島沖地震		昭和 27 年 11 月 5 日 02 時 01 分	下田港付近では 5 日 8 時 40 分から津波がはじまり、推定波高 1.5m に達した。石廊崎付近でも 1.2m を観測した。内浦では振幅 30～40 cm を記録し、清水港でも数回津波が来襲したが、全般に被害はなかった。
房総半島沖地震		昭和 28 年 11 月 26 日 02 時 48 分	伊東では地震後 18 分で振幅 14 cm の津波がおしよせた。石廊崎で 60 cm、内浦で 13 cm、清水で 21 cm が観測されたが被害はなかった。
チリ沖地震		昭和 35 年 5 月 23 日 04 時 11 分	- 大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから 22 時間位して津波がおしよせた。伊東では 24 日 2 時 35 分に現われはじめ、最大振幅 140 cm であった。内浦 214 cm、清水 217 cm、御前崎 380 cm、舞阪 79 cm が観測された。 - このため、県下の床下浸水 196 戸を数え、清水においては、流木や養殖真珠に損害があった。
チリ中部沿岸で発生した地震		平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分頃	- マグニチュード 8.8 の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、県下では地震発生から 23 時間位して津波がおしよせた。伊東では 28 日 14 時 25 分頃に現れはじめ、最大波高 18cm であった。下田港 43cm、内浦 32cm、清水 21cm、御前崎 54cm、舞阪 20cm が観測された。 - これにより、下田市で住家 8 棟が床下浸水した。
平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震		平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃	- 三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震で、東北地方の沿岸では 15m 以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 - 県下では、11 日 16 時 8 分に津波警報（大津波）が発表され、御前崎で最大波高 144 cm、沼津市内浦で 134 cm、清水 93 cm、南伊豆町石廊崎で 71 cm、舞阪 73 cm、焼津 83 cm を観測し、下田市では住家 7 棟・店舗 6 棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。

伊豆の東海岸では、相模湾や房総沖の地震による津波を受けやすく、遠州灘や駿河湾では、遠州

沖や紀伊半島沖合の地震による津波が大きく、津波の周期や大きさによっても異なるが、下田と御前崎付近では特に高くなるようである。

第3節 予想される災害

本町に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）についても発生することを想定する必要がある。

1 静岡県第4次地震被害想定

静岡県では、地震によって県下の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するため次表に示すケースについて地震被害想定を実施した。

試算については、本県において、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象としている。

なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

また、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに県民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

【想定の対象とした二つのレベルの地震・津波】

区分	内容
レベル1の地震・津波	本県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
レベル2の地震・津波	内閣府（2012）により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

【本想定の対象とした地震・津波】

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 （内閣府（2012））

第3編 津波対策編

<第1章 総則>

	宝永型地震 安政東海型地震 5 地震総合モデル	
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震（※） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（内閣府2013）

※ 相模トラフ沿いでは約 200～400 年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄 16 年（1703 年）元禄関東地震は大正 12 年（1923 年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告について（以下同じ）

内閣府（2013）：首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

【被害想定の結果】

<第2編 地震対策編 第1章 総則 第3節 予想される災害>のとおり。

2 遠地津波

チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

（1）概要

- ア 遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。
- イ 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。
- ウ 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。
- エ 過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおよその時間については、チリ沖地震の場合で 24 時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で 6～7 時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で 3 時間後に第 1 波が到達する場合がある。

（2）特徴等

- ア 津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることもなくとも津波に襲われる。
- イ 遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が 1 日続き、インドネシアの地震では 6～8 時間継続したことがある。
- ウ 遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第 1 波のかなり後に襲来することがあり、第 3 波や第 4 波が最大波となることがある。

エ 遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。

第2章 平常時対策

津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練等について定める。

第1節 防災思想の普及

【防災課、学校教育課、関係各課】

＜第1編 共通対策編 第2章 災害予防 第4節「防災知識の普及計画」＞に準ずる。

第2節 自主防災活動

【防災課】

＜第1編 共通対策編 第2章 災害予防 第8節「自主防災会の育成」＞に準ずる。

第3節 防災訓練の実施

【防災課、関係各課】

津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

町民は、自主防災会及び事業所等の防災組織の構成員として町や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 吉田町

町は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。

そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、町に準ずる各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災会と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとし、住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

区 分	内 容
津波避難訓練	ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、津波避難訓練を実施する。 イ この訓練は、「津波警報」が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者にも配慮した訓練を実施する。

2 静岡県（※県計画参考）

県は、市町及び防災関係機関に対し、県が実施する訓練に参加を要請する。
 県は、市町又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

第4節 津波災害予防対策の推進

【関係各課】

町は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。また、町は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等平常時の予防対策を定める。

1 避難誘導体制の確保

（1）避難計画の策定

町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

区 分	内 容
要避難地区の指定	本町が実施した1000年に一度の大津波を想定した津波シミュレーションの結果及び静岡県第4次地震被害想定の結果等から判断して、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区の指定	警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難地、津波避難施設、避難路の指定	要避難地区の状況に応じ住民の避難のための避難地、津波避難施設、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。 また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。

(2) 平常時に実施する災害予防措置

ア 避難誘導體制の整備

町長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、津波避難場所、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者本人からの同意を得て、消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報を提供する。

その上で、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

町は、防災対策や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に町が、消防機関による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。

(7) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(イ) 津波からの避難誘導

(ウ) 自主防災会等の津波避難計画作成等に対する支援

(エ) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

イ 要避難地区における予防措置

要避難地区のうち、津波危険予想地域については次の予防措置を講ずる。

区 分	内 容
ハザードマップ ・津波避難計画等の整備促進	本町が実施した 1000 年に一度の大津波を想定した津波シミュレーションに基づき作成した「吉田町津波ハザードマップ」を周知するとともに、「吉田町津波避難計画」を作成し、町民への配布、海拔標示等を行う等、町民等への広報に努める。
避難方法等の周知	町長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。
避難対策	ア 町長は、海岸、漁港の管理者と協議して、津波避難場所等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 イ 町長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。 ウ 町は、海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設の整備を管理者へ要望するとともに誘導のための標識板等の整備に努める。
警戒宣言発令時	町長は、「警戒宣言が発せられた場合には、町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ津波避難場所等へ避難する。」等、町民の

	とるべき行動について周知徹底に努める。
地震発生時	町長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。 また、立ってられないほどの強い地震が起こった場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、津波避難タワー、津波避難ビル、高台等の津波避難場所等へ避難する等、町民のとるべき行動について周知徹底に努める。 津波避難施設指定状況及び整備状況については、【資料1. 3-22】のとおりである。

2 津波に強いまちづくり

本町は以下のとおり、津波に強いまちづくりを推進する。

ア	津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として地域の実情を踏まえつつ、避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
イ	浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定に努めるとともに、短時間で避難が可能となるよう計画的な避難施設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら、津波に強いまちの形成を図るものとする。
ウ	地域防災計画、都市計画、立地適性化計画等の作成に当たり、津波防災の観点を踏まえ、検討段階から共同で取り組むなど、計画相互の有機的な連携を図るものとする。
エ	町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
オ	津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。
カ	行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。
キ	最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
ク	“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組（物資供給拠点確保事業・企業活動維持支援事業）を推進し、防災拠点機能の確保を図る。
ケ	多目的広場及び海浜回廊等（シーガーデン）を整備し、海岸線の防災機能の強化を図る。
コ	町民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的を実施する。
サ	津波警報等の情報が、町民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や緊急速報メール等の伝達手段の強化に努める。
シ	町は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。

津波災害警戒区域の指定があったときの 実施事項	【町地域防災計画に定める事項】 ア 町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 ①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項 ④警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（以下「避難促進施設」という）がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 ⑤ ①～④に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 イ 町防災会議は、町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。 ウ 町防災会議は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定避難施設が指定されたときは、ア②の避難施設に関する事項として、地域防災計画において定めるものとする。併せて、当該指定避難施設の管理者に対する人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法をア①に掲げる事項として定めるものとする。 エ 町防災会議は、当町が指定避難施設の避難用部分を自ら管理すると認め、施設所有者等との間において管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項をア②の避難施設に関する事項として定めるものとする。 【避難促進施設における避難確保計画の策定】 ア 避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを町長に報告するものとする。 ①津波発生時における避難促進施設の防災体制 ②津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導 ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施 ④避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項 イ 町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は指示等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

津波災害特別警戒区域の指定があったときの実施事項	ア 県等は、津波災害特別警戒区域において特定開発行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限するものとする。 イ 県等は、津波災害特別警戒区域において特定建築行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を規制するものとする。

3 津波避難施設等の整備

町は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、津波避難施設の整備等を実施する。

なお、津波避難施設の整備に当たっては、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短期間で避難が可能となるよう努めるものとする。

また、施設の安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善、町民への周知に努めるものとする。

町は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置（耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等）に努めるものとする。

区 分	内 容
津波標識の設置	ア 町内の津波避難タワー等の津波避難施設に津波誘導 LED 照明を設置するとともに、周辺道路に案内板を設置する。 イ 町内の電柱、案内標識、都市公園、町営住宅等に標高表示板を設置する。
津波避難施設の拡充	ア 避難困難地域に避難街区を設定し、避難街区ごとに津波避難施設を確保することで避難困難地域の解消に努める。平成 24 年度から平成 25 年度にかけて津波避難タワーを整備した。【資料 1. 3-22】参照 イ 県営吉田公園来園者の緊急的な避難場所を確保するため、公園内に平常時の公園利用や景観に配慮した「命山」を建設した。（県施工）
津波避難施設等の整備	ア 津波避難路を整備する。（避難路となる道路の拡幅、橋りょうの耐震化） イ 吉田漁港東側に、防潮堤の機能と水産振興や漁港施設の保全を図る拠点施設を併せ持つ「多目的広場」を整備する。（令和 6 年度整備完了予定）
施設の質的強化	津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗屈されにくい構造）への改良を行う。 管理施設については、定期的に点検を行うものとする。
「静岡モデル」防潮堤の整備	国の粘り強い防潮堤の背後に更に盛土して、レベル 2 対応の一体的な構造物を整備する。（国の「駿河海岸整備検討会」による整備方針）
町民への伝達手段の多重化・多様化	津波警報等の情報が、町民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。

4 社会資本総合整備計画

津波による災害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、緊急に整備すべき施設等について、社会資本総合整備計画を作成・実施する。

平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間の計画を策定し、実施した。

第3編 津波対策編
 <第2章 平常時対策>

計画の名称	津波防災まちづくりの推進（防災・安全）
計画の期間	平成24年度～平成28年度（5年間）
計画の目標	東日本大震災による津波被害を踏まえ、当町独自に「1000年に一度の大津波を想定した津波ハザードマップ」を作成し、浸水域や浸水深など津波被害の危険度を明らかにしたところである。 町では、このハザードマップを元に、津波避難計画を作成し津波被害から町民の生命・財産を保全すること、並びに町に所在する企業の生産活動の継続を保障するため、津波避難施設の建設や避難路の整備、漁港を囲む津波堤の強度調査など、ハード・ソフト両面にわたる「津波防災まちづくり」に取り組んでいく。
計画の成果目標 （定量的指標）	①町独自に想定した津波ハザードマップの浸水予想地域に居住する町民が5分以内に最寄りの津波避難施設へ避難できる割合を100%とする。 ②大規模災害時において救出・救助、警戒巡視、避難誘導などの活動をするために必要な防災拠点の確保率を100%にする。 ③浸水予想地域内に確保していた応急仮設住宅建設戸数について、浸水予想地域外に確保する割合を100%にする。

都市防災総合推進事業			
事業区分	事業名	個別事業	事業年度
災害危険度判定調査	津波防災施設保全事業	津波堤強度測量調査	平成24年度
	防災拠点施設整備事業	地震動・建物被害解析調査	平成24年度
まちづくり活動支援	まちづくり計画策定事業	津波防災まちづくり計画策定	平成25年度
地区公共施設	避難路整備事業	町道亀の尻線改良	平成24年度
		町道高島4号線改良	平成24・25年度
		町道舞台民附線改良	平成24～26年度
		町道中瀬高畑2号線改良	平成24・25年度
		町道日の出線改良	平成24・25年度
		町道中瀬北原1号線整備	平成25・26年度
		町道東向2号線整備	平成25・26年度
		町道西の坪大浜1号線整備	平成25～27年度
		町道平島8号線改良	平成25年度
		町道下片岡16号線整備	平成26・27年度
		富士見幹線整備	平成24～28年度
	防災公園整備事業	防災公園整備	平成24～28年度
防災まちづくり拠点	避難場所確保対策事業	津波避難タワー	平成24・25年度
	防災拠点施設整備事業	すみれ保育園整備	平成24・25年度
		消防団詰所整備	平成25・26年度
効果促進事業	防災拠点施設整備事業	すみれ保育園（用地）	平成25・26年度
		標高標識設置工事	平成24年度
		防災備品(簡易エアテント)整備	平成24年度
		防災行政無線機(携帯型)整備	平成24年度
		消防ポンプ車整備	平成24・25年度

		消防団員ライフジャケット整備	平成24年度
		医療器具類整備	平成24・25年度
		座位入浴機器整備	平成24年度
		避難所ガラス飛散防止対策	平成28年度

東名川尻幹線道路整備事業			
事業区分	事業名	個別事業	事業年度
街路	東名川尻幹線	東名川尻幹線整備事業	平成25年度
	住吉幹線	住吉幹線整備事業	平成26・27年度

5 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定による津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項については、次のように定める。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
住吉地区	避難路その他の避難経路の整備事業	2箇所	平成27年度
川尻地区	〃	1箇所	平成27年度
片岡地区	〃	1箇所	平成27年度

第3章 災害応急対策

津波災害が発生した場合の町、防災関係機関、事業所及び町民等の災害応急対策について定める。
なお、ここに定めないものについては「地震対策編」及び「共通対策編」に準ずる。

第1節 防災関係機関の活動

【各部】

津波発生時の町及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1 吉田町

区分	内 容
吉田町災害対策本部	ア 町長は、津波災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めた時は、災害対策本部を設置する。
	イ 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。
	ウ 本部長（町長）は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、各機関が行う災害応急対策を把握し、適切な措置を講ずるものとする。
所掌事務	組織等については、吉田町災害対策本部条例（昭和37年9月21日条例第16号）の定めるところによる。 【資料1. 3-4】 参照 災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ 消防、水防その他の応急措置 エ 被災者の救助、救護、その他の保護 オ 施設及び設備の応急の復旧 カ 防疫その他の保健衛生 キ 避難指示又は警戒区域の設定 ク 緊急輸送の実施 ケ 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の受入及び調整 コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 シ 自主防災会との連携及び指導 ス ボランティアの受入れ
消防水防機関の措置	ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動 ウ 津波避難場所の安全確保及び避難路の確保 エ 地域住民等の津波避難場所への誘導 オ 危険区域からの避難の確認 カ 自主防災会との連携、指導、支援

2 静岡市消防局

処理すべき事務又は業務
吉田町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火・救急・救助活動 ウ 地域住民等への避難指示の伝達

3 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

機関名	災害応急対策として講ずる措置
総務省 東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理
財務省東海財務局	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省 東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省 静岡労働局	ア 事業所等の被災状況の把握 イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
農林水産省 関東農政局	ア 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること イ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省 関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所)	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア 施設対策等 (ア) 河川管理施設等の対策等 (イ) 道路施設対策等 (ウ) 港湾施設対策等 (エ) 営繕施設対策等 (オ) 電気通信施設対策等 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団

第3編 津波対策編
 <第3章 災害応急対策>

機関名	災害応急対策として講ずる措置
	体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報
国土地理院 中部地方測量部	ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 ウ 地理情報システムの活用を図る。
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 大津波警報及び津波警報、津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置 ウ 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
海上保安庁 第三管区海上保安本部	ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保 ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置 オ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 カ 海上における災害に係る救助・救急活動 キ 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局 (浜松事務所)	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機関名	災害応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社 東海支社 (吉田郵便局)	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施。 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。
日本赤十字社 静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
中日本高速道路株式会社	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社NTT ドコモ東海支社	ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行

第3編 津波対策編
 <第3章 災害応急対策>

機関名	災害応急対策として講ずる措置
佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	
中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報
KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施

(3) 指定地方公共機関

機関名	災害応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
ガス会社	ア 原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における流失防止のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給 エ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス協会 （中部支部南榛原地区会）	ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、	あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送

機関名	災害応急対策として講ずる措置
静岡エフエム放送株式会社	
一般社団法人静岡県トラック協会	協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
一般社団法人静岡県建設業協会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協力
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
富士山静岡空港株式会社	大規模な広域防災拠点としての応援部隊の受入支援

第2節 情報活動

【総務部】

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、町、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

詳細については、＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第4節「通信情報計画」＞に準ずる。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、地震対策編第4章南海トラフ地震臨時情報への対応を参照のこと。

1 津波情報等の種類

（1）大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合。	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかった場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行なう。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行なう場合がある。

(2) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。

そのうち、静岡県が属する津波予報区は、【資料3. 3-1】のとおりである。

(3) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(m単位)または2種類の定性的表現で発表 ([発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照])

各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表

※1) 津波観測に関する情報の発表内容

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

ウ 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定された津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
	沿岸で推定された津波の高さ $\leq 3\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定された津波の高さ $\geq 1\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定された津波の高さ $< 1\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

エ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

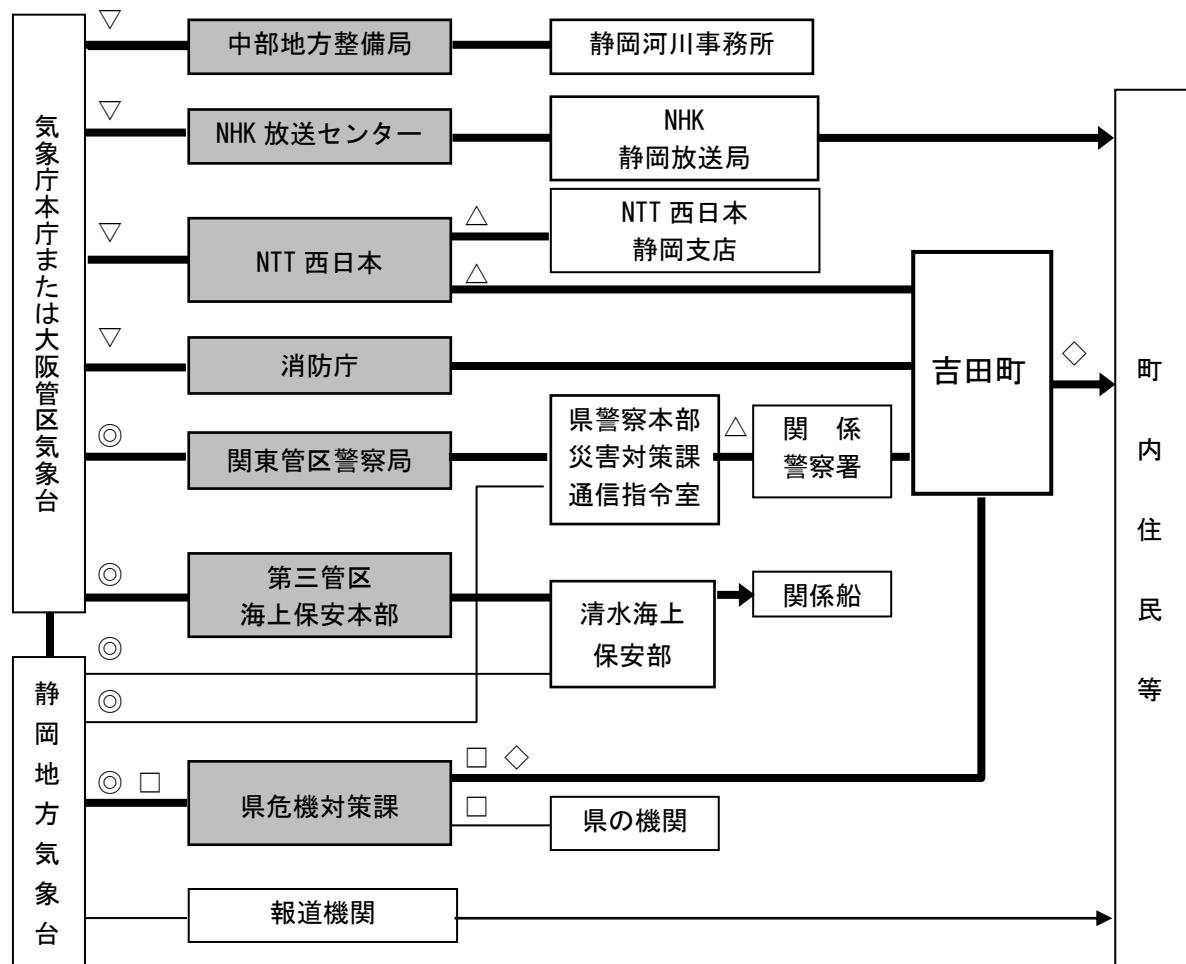
【津波予報の発表基準と発表内容】

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されるとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続

続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 津波情報等の伝達系統図

関係機関から本町及び町内住民への津波情報等の伝達系統等は、次のとおりである。



- ◎： 防災情報提供システム
 ○： 専用電話・FAX
 △： 加入電話・FAX
 ▽： オンライン（アデス経由）
 □： 県防災行政無線
 ◇： 市町村防災行政無線
- 法令（気象業務法等）による通知、周知の系統
 —— 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関

注）特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務付けられている。

第3節 広報活動

【総務部】

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」＞に準ずる。

第4節 災害の拡大防止活動

【静岡市消防局、土木部、地区連絡部】

災害の拡大を防止するため水防活動及び人命の救出活動について、町、自主防災会並びに町民が実施すべき事項を示す。

1 水防活動

津波に対する水防活動の概要を以下に示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、町の水防計画の定めるところによる。

区 分	内 容
水防管理者及び水防管理団体の活動	ア 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、町長の命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を牧之原警察署長に通知する。 イ 水防管理者又は消防機関の長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、水防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。 ウ 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。
水防活動の応援要請	ア 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。 （ア）水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者若しくは消防長に対し応援を要請する。 （イ）水防管理者は、必要があれば県に対し応援を求める。 （ウ）水防管理者は、水防のために必要があるときは、牧之原警察署長に対して、警察官の出動を要請する。 イ 町長は、必要があるときは、次の事項を示し、県災害対策本部に対し自衛隊の派遣要請を要求する。 （ア）応援を必要とする理由 （イ）応援を必要とする人員、資機材等 （ウ）応援を必要とする場所 （エ）期間その他応援に必要な事項

2 人命の救出活動

(1) 基本方針

- ア 津波災害発生時においては、津波の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、町及び県は適切な措置を講じ、町民等の生命、身体の安全確保に努める。
- イ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては要配慮者等に配慮するものとする。
- ウ 避難対策の周知に当たっては、町民等においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(2) 実施内容

実施主体	内 容
町	ア 町長は、町職員及び消防団を動員し負傷者を救出するとともに、静岡市長に対して必要な対応を要請する。 イ 町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。 (ア) 応援を必要とする理由 (イ) 応援を必要とする人員、資機材等 (ウ) 応援を必要とする場所 (エ) 応援を必要とする期間 (オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項
自主防災会、事業所等	自主防災会及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 イ 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 ウ 自主防災会と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。 オ 救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

第5節 避難活動

【統括部、総務部、地区連絡部、関係各部】

津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

1 避難対策

（１）基本方針

- ア 津波災害発生時においては、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、町及び県は適切な措置を講じ、町民等の生命、身体の安全確保に努める。
- イ 情報の提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては要配慮者等に配慮するものとする。
- ウ 災害が発生した場合は、要配慮者本人の同意の有無に関わらず、「避難行動要支援者名簿」を活用して避難誘導を実施する。ただし、名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課するとともに、町においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- エ 避難対策の周知に当たっては、町民等においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

（２）情報・広報活動

区 分	内 容
情報活動	町、静岡市消防局、県及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は、＜本章 第2節「情報活動」＞に準ずる。
広報活動	町、静岡市消防局、県及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は、＜本章 第3節「広報活動」＞に準ずる。また、自主防災会等の協力を得て、災害時要配慮者への的確な情報提供に配慮する。
津波情報の入手	町民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、テレビ、ラジオ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。

（３）避難のための指示

区 分	内 容
指示の基準	- ア 町長は、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の町民等に対し、避難指示を発令する。 - イ 警察官又は海上保安官は、町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は町長から要請のあったときは、町民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を町長に通知する。 - ウ 知事は、災害の発生により町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって避難指示（以下、「指示」という。）

区 分	内 容
	をする。この場合、知事はその旨を公示する。 エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している町民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。
指示の内容	避難の指示等を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難の指示が出された地域名 イ 避難路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項
指示の伝達方法	町長又は知事は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の自主防災会等の責任者へ通報する。また、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、消防機関等の協力を得て町民等に伝達し、その旨の周知徹底を図る。

(4) 津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。

区 分	内 容
「津波注意報」が発表された場合	津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとるものとする。 ア 安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行う。その結果、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、町民等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、避難指示については、<本節 避難活動 1 (2)「避難のための指示等」>に準ずる。 イ 町民、漁業関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、テレビ・ラジオによる報道及び町が広報する情報に注意するよう呼びかける。 ウ 海水浴客、釣り及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難指示の伝達に努める。
「大津波警報」・「津波警報」が発表された場合	直ちに町民、漁業関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。
震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	直ちに要避難地区にある町民、海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。
「津波注意報」又は「津波警報」は未発表だが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	ア 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。 イ 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、当該地震又は津波に関するラジオ・テレビによる報道を聴取するものとする。 ウ 避難の指示等 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、町長は町民、漁業関係者等に対して避難指示を伝達するな

第3編 津波対策編
 <第3章 災害応急対策>

区 分	内 容
	どの必要な措置をとる。また、海水浴客等に対して避難の伝達に努める。
遠地津波が発生した場合	ア 気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。 イ 津波注意報または津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。 ウ 町民、漁業関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。
住民等が実施する自衛措置	海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、津波避難場所等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。 海水浴客等は、上記の他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。
近隣市町への避難	津波警報が気象庁により発表された場合などは、近隣市町の協力により、一時的に町外へ避難することができるものとする。

(5) 警戒区域の設定

区 分	内 容
設定の基準	ア 町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 イ 警察官又は海上保安官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を町長に通知する。 ウ 知事は、災害の発生により町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。 エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を町長に通知する。
規制内容 実施方法	ア 町長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。 イ 町長、警察官及び海上保安官は協力し町民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(6) 避難方法等

区 分	内 容
避難地への町職員等の配置	町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防団員を含む。）を配置する。また、必要により町長は警察官の配置を要請する。

区 分	内 容
避難の方法	災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則として、以下の方法により避難する。 ア 要避難地区の町民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。 イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄りの津波避難施設（津波避難タワー等）へ避難する。 ウ 要避難地区以外の町民であっても、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。
幹線避難路の確保	町は、職員の派遣及び警察官・自主防災会等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	ア 要請等により避難地に配置された町職員等は自主防災会等の協力を得て次の事項を実施する。 (ア) 津波等の危険の状況に関する情報の収集 (イ) 津波等に関する情報の伝達 (ウ) 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） (エ) 必要な応急救護 (オ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 イ 町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。 ウ 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。
避難状況の報告	町は、自主防災会及び避難地の施設管理者等へ次に掲げる避難状況の報告を求めるとともに、避難状況について県へ報告する。 ただし、要避難地区以外の地域にあつては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。 ア 避難の経過に関する報告 （危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。） (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。） (イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置 (ウ) 町等に対する要請事項 イ 避難の完了に関する報告（避難完了後、速やかに行う。） (ア) 避難地名 (イ) 避難者数 (ウ) 必要な救助・保護の内容 (エ) 町等に対する要請事項

2 避難所の設置及び避難生活

(1) 基本方針

- ア 町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災会及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。
- イ 避難所の運営に当たっては、避難所ごとにあらかじめ定めたルールやマニュアル、町の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」「避難所運営マニュアル」(静岡県)、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(内閣府)等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。

(2) 実施内容

区 分	内 容
避難生活者	避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。
設置場所	ア 津波などの危険のない地域に設置する。 イ 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 (ア) 学校、体育館、公民館等の公共建築物 (イ) あらかじめ協定した民間の建築物 (ウ) 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災会等が設置するものを含む。） ウ 障害のある人、高齢者、乳幼児等要配慮者については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 エ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。 オ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。 カ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。
福祉避難所	ア 町は、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。 イ 町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 ウ 町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 エ 町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災会、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。 オ 町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人

区 分	内 容
	材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。
2 次的避難所	ア 2 次的避難所は、町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として 7 日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 イ 町及び県は、大規模な災害により多数の町民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 ウ 町及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは 2 次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。
設置期間	町長は、津波情報等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。
避難所の運営	ア 自主防災会の会長及び班長等から避難所責任者を定め、避難所である学校等施設の管理者の協力を得て、自主防災会等による自主的な避難所の運営に努める。 イ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 ウ 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 エ 自主防災会は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。 オ 運営が軌道に乗り次第、町、自主防災会及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。町、自主防災会及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。 カ 町は、援護が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。 キ 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ医療関係者の派遣や心のケアを含めた対策を行うものとする。 ク 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。 ケ ペット同行避難者の避難所への避難誘導とともに、避難所におけるペット保管場所の設置に努める。
その他	ア 災害救助法に基づく県の実施事項は、<共通対策編>による。 イ 県管理施設の避難所としての利用については、<共通対策編>による。

第6節 広域応援活動

【統括部】

広域激甚な災害に対応する町、県、自衛隊等の応援活動の概要を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 行政機関及び民間団体の応援活動

区 分	内 容	
県に対する 応援要請等	町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めたときは県に対し次の事項を示し応援、又は災害応急対策の実施を要請する。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項	
指定行政機関 等に対する災 害応急対策の 実施の要請	ア 町長は、災害応急対策等のため、必要があると認めたときは、県に対して指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣要請を行う。 イ 町長は、災害応急対策等のため必要があると認めたときは、県に対して指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について、あつせんを求める。	
民間団体等 に対する応援 要請	応援協力要請の 対象となる民間 団体等	町長は、次の団体に対し直接又は県を通じて応援の要請を行う。 ア 女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団 イ 大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒 ウ あらかじめ協定を締結した団体等
	応援協力要請の 時期及び要請事 項	本部長は、災害時応急対策を実施するため必要があると認めたとき、次の事項を示して応援を要請する。 ア 応援協力を要請する人員 イ 食料、生活必需品、応急資機材等の提供 ウ 作業内容及び集合場所 エ 応援を要請する期間 オ その他、応援協力要請に関し必要な事項
	応援の受入れ等	応援の受入れ等については、＜共通対策編＞に準ずる。
他の市町長に 対する応援要 請	町長（消防の事務委託に係る部分は静岡市長）は、町域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めたときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。また、「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。	
応援要員の受	防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応	

区 分	内 容
入れ体制	援要員を導入した場合、町長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

2 自衛隊の支援

町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し自衛隊派遣に必要な事項を明示した要請書により自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。

(1) 派遣要請

区 分	内 容
派遣要請の 要求事項	ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握 イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助 ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索援助 エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動 オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動 カ 道路又は水路の確保の措置 キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫 ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援 コ 防災要員等の輸送 サ 連絡幹部の派遣 シ その他町長（本部長）が必要と認める事項
派遣要請の 要求手続	知事に対する要求は、下記のア～エの事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線等及び口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。 ア 災害の状況及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項 なお、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

第3編 津波対策編
 <第3章 災害応急対策>

(2) 自衛隊との連絡

区 分	内 容			
情報交換	町長は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあっては第34普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあっては浜松基地第1航空団と密接な情報交換を行う。			
	機関名	電話番号	県防災行政無線	
			音声	FAX
	陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科	0550-89-1310	地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000	地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001
	海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3500	衛星系 8-156-9001	衛星系 8-156-8001
	航空自衛隊 第1航空団(浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-9001 衛星系 8-153-9001	地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001

(3) 受入れ体制・撤収要請・経費区分

区 分	内 容
災害派遣部隊の受入れ体制	ア 町長は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。 イ 町長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。 ウ 町長は、作業の実施に必要な物資、資機材の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより県へ物資、資機材の調達を要請するものとする。 エ 町長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。 オ 町長は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。
災害派遣部隊の撤収	町長は、県災害対策本部及び派遣部隊の長と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事に対して派遣部隊の撤収を要請する。
経費の負担区分	自衛隊が災害応急対策、又は災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等は、原則として町が負担するものとする。

3 海上保安庁の支援

町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。

区 分	内 容
支援要請事項	ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ その他、町災害対策本部が行う災害応急対策の支援
支援要請手続	知事に対する依頼は、下記ア～エの事項を明示した要請書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やか

区 分	内 容
	に文書により要請する。 ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ 支援活動を必要とする期間 ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ その他参考となる事項 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

第7節 地域への救援活動

【都市環境部・保健部】

日常生活に支障をきたした、罹災者等に対して行う防疫活動について、町、自主防災会、町民等が実施する対策を示す。

1 防疫活動

実施主体	内 容
町	ア 知事の指示により必要な防疫活動を行う。 イ 津波浸水地域については被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。 ウ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第31条に基づき、知事が町に対して生活用水を制限又は禁止すべきことをその管理者に命じた場合、町民に対し生活用水の供給を行う。 エ 防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。 オ 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。
町民及び 自主防災会	飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。
関係団体	飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、町及び県から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

第8節 重要な施設及び設備等の対策

【関係各部】

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な町有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 公共施設等

区 分	内 容	
河川及び海岸保全施設	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	施設管理者は、パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	水門等の操作	施設管理者は、津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、二次災害の防止	施設管理者は、従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	町は、施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ町内の土木建設業者等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。【資料1. 3-11】参照
	地域住民への連絡	町は、避難等が必要な場合は、すみやかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。
漁港施設等	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	施設管理者は、パトロール等により岸壁等漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。
	水門等の操作	施設管理者は、津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。
	応急措置の実施、二次災害の防止	施設管理者は、危険箇所への立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	町は、必要に応じ町内の土木建設業者等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。【資料1. 3-11】参照
工事中の公共施設、建築物、その他	施設管理者は、津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。	

(災害復旧・復興については、<第1編 共通対策編 第4章「災害復旧・復興」>によるものとする。)

第4編 原子力災害対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、中部電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）浜岡原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）の原子炉の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 吉田町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、吉田町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策の巻）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

町等の関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 吉田町における他の災害対策との関係

この計画は、「吉田町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「吉田町地域防災計画（共通対策編）」によるものとする。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は町の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては町民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4編 原子力災害対策編

<第1章 総則>

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和5年11月1日一部改正）を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

（原子力発電所で想定される放射性物質の放出形態）

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾルという。」）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。

予防的防護措置を準備する区域（PAZ） 浜岡原子力発電所から概ね5km圏内 Precautionary Action Zone	急速に進展する事故を想定し、特定の事故事象が発生したら直ちに避難等を実施する区域
緊急防護措置を準備する区域（UPZ） 浜岡原子力発電所から概ね31km圏内 Urgent Protective Action planning Zone	事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性等を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

この考え方を踏まえ、本町において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次のとおりとする。

緊急防護措置を準備する区域（UPZ）
吉田町全域

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示等によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・情報収集事態（御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（県内において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

実用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）の具体的な内容と対応関係については、＜本編 第3章 第4節「屋内退避、避難収容等の防護活動」＞に示す。

2 放射性物質が放出された場合の防護措置の実施

通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

第4編 原子力災害対策編

<第1章 総則>

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、<第1編 共通対策編 第1章 第2節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」>を基本に、次のとおりとする。

1 吉田町

所掌事務
ア 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施
イ 通信連絡設備等の整備
ウ 防災対策資機材の整備
エ 防災対策資料の整備
オ 避難所等の整備
カ 災害状況の把握及び伝達
キ 町災害対策本部の設置
ク 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
ケ 県が行う緊急時モニタリングに対する協力
コ 避難指示及び立入制限
サ 避難誘導
シ 避難等の実施
ス 県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力
セ 県が行う原子力災害医療措置に対する協力
ソ 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保
タ 汚染飲食物の摂取制限等
チ 住民等からの問合せ対応
ツ 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力
テ 制限措置の解除
ト 県が行う原子力防災対策に対する協力
ナ 損害賠償請求等に必要な資料の整備
ニ 県及び関係機関への支援の要請

2 静岡市消防局

所掌事務
ア 住民等に関する広報及び避難誘導
イ 原子力災害医療措置に対する協力
ウ 防護区域の防火対策
エ 立入制限及び交通規制の協力

3 静岡県

所掌事務
ア 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施

所掌事務	
イ	通信連絡設備等の整備
ウ	緊急時モニタリング設備等の整備
エ	原子力災害医療設備等の整備
オ	防災対策資機材の整備
カ	防災対策資料の整備
キ	原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査
ク	緊急事態応急対策等拠点施設の整備及び維持
ケ	災害状況の把握及び伝達
コ	県原子力災害警戒本部の設置
サ	県原子力災害対策本部の設置
シ	原子力災害合同対策協議会等への職員派遣
ス	緊急時モニタリングの実施
セ	避難等の支援
ソ	避難退域時検査場所の開設、避難退域時検査及び除染の実施
タ	原子力災害医療措置
チ	住民等及び必需物資の緊急輸送の確保
ツ	汚染飲食物の摂取制限等
テ	住民等からの問合せ対応
ト	放射性汚染物質の除去
ナ	制限措置の解除
ニ	所在市（御前崎市をいう。以下同じ）及び関係周辺市町（牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市をいう。以下同じ）の原子力防災対策に対する助言及び協力
ヌ	損害賠償の請求等に必要な資料の整備
ネ	国及び関係機関への支援の要請

4 静岡県警察

機関名	所掌事務
牧之原警察署	ア 住民等に対する避難誘導及び災害警備広報 イ 立入制限及び交通規制 ウ 治安の確保

5 指定地方行政機関

機関名	所掌事務
総務省 東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯

第4編 原子力災害対策編

<第1章 総則>

機関名	所掌事務
	電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事 カ 非常通信協議会の運営に関する事
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整
厚生労働省 静岡労働局	ア 労働災害防止の監督指導 イ 災害発生時における労働災害調査 ウ 業務上被災労働者に対する労災保険給付
農林水産省 関東農政局	ア 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 イ 災害時における主要食料等の需給対策
環境省 関東地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援
環境省 中部地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援
国土交通省 中部地方整備局	直轄国道の通行確保に関する事
国土交通省 中部運輸局	ア 各輸送機関との連絡調整 イ 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請
国土交通省 東京航空局 東京空港事務所	上空の飛行規制とその周知徹底
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	ア 海上における緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)の支援 イ 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 ウ 海上における救助・救急活動 エ 緊急輸送に関する事 オ 海上における治安の確保
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被害状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援
防衛省 南関東防衛局 (浜松事務所)	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6 自衛隊

機関名	所掌事務
陸上自衛隊第34普通科連隊	ア 災害応急対策の支援
海上自衛隊横須賀地方総監部	イ 緊急時モニタリングの支援
航空自衛隊第1航空団	ウ 避難退域時検査及び除染の支援

7 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機関名	所掌事務
中日本高速道路株式会社	ア 災害時の輸送路の確保 イ 避難退域時検査場所設置への協力
西日本電信電話株式会社	ア 通信の確保 イ 公衆電気通信の特別取り扱い
株式会社 NTT ドコモ東海支社、 KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	通信の確保
日本赤十字社静岡県支部 一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	災害時における医療救護の実施
独立行政法人国立病院機構	国の開設する病院における医療救護の実施
公益社団法人静岡県放射線技師会	ア 県が行う原子力災害医療措置及び避難退域時検査に対する協力 イ 県が行う住民の問合せ対応に対する協力
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 一般社団法人静岡県トラック協会	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
日本放送協会 民間放送機関	気象予警報、災害情報、その他の災害広報
一般社団法人静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	ア 緊急時モニタリングの支援 イ 専門家の派遣 ウ 放射線測定機材の提供 エ 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）

第4編 原子力災害対策編

<第1章 総則>

機関名	所掌事務
国立研究開発法人量子科学技術 研究開発機構	ア 緊急時モニタリングの支援 イ 専門家の派遣 ウ 緊急被ばく医療派遣チームの派遣

8 自主防災会

所掌事務
ア 原子力防災に関する知識の普及 イ 情報の収集及び伝達活動 ウ 避難時の集合場所への誘導及び人員の掌握

9 原子力事業者（中部電力株式会社）

所掌事務
ア 原子力発電所の防災体制の整備 イ 原子力発電所の災害予防 ウ 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供 エ 従業員等に対する防災に係る教育、訓練 オ 原子力発電所施設内の応急対策措置 カ 通信連絡体制の整備 キ 放射線測定設備（モニタリングポスト）の整備 ク 原子力防災資機材の整備 ケ 原子力災害活動で使用する資料の整備 コ 環境放射線モニタリングの実施 サ 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 シ 避難退域時検査及び除染の実施（県と連携） ス 県、所在市、関係周辺市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力 セ 放射性汚染物質の除去 ソ 災害の復旧

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

【各課】

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

【防災課】

町は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

また、原子力事業者が県に届け出た原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第3節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

【防災課】

町は、吉田町地域防災計画「原子力災害対策編」の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急時応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

また、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携を図り、実施するものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

【防災課、関係各課】

町は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

また、町は、避難所の整備、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

【防災課、関係各課】

町は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

（1）町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- ア 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- イ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の場合の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

（2）機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、派遣できる体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

町は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、MCA 無線、漁業無線等の業務用移動無線、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国、県、所在市及び関係周辺市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

また、町は、国、県と共に被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検討するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

町は、国、県及び原子力事業者その他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

また、町は、社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付けるものとする。

ア 原子力施設（事業所）に関する資料

(ア) 原子力事業者防災業務計画

(イ) 原子力事業所の施設の配置図

イ 社会環境に関する資料

第4編 原子力災害対策編

<第2章 原子力災害事前対策>

- (ア) 種々の縮尺の周辺地図
 - (イ) 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
 - (ウ) 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港及び港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ、ふ頭の水深等の情報を含む。）
 - (エ) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
 - (オ) 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、保育所、病院、診療所、老人福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）
 - (カ) 原子力災害医療機関に関する資料（原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
 - (キ) オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
- ウ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
- (ア) 周辺地域の気象資料（過去1年間の周辺測定点における風向、風速及び大気安定度の月別及び日変化の情報等）
 - (イ) モニタリングステーション・モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の後補地点図及び環境試料採取の後補地点図
 - (ウ) 線量推定計算に関する資料
 - (エ) 平常時環境放射線モニタリング資料
 - (オ) 周辺地域の水源地、飲料水の供給施設状況等に関する資料
 - (カ) 農林水産物の生産及び出荷状況に関する資料
- エ 防護資機材等に関する資料
- (ア) 防護資機材の備蓄・配備状況に関する資料
 - (イ) 避難用車両の緊急時における運用体制
 - (ウ) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- オ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
- (ア) 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
 - (イ) 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
 - (ウ) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
- カ 避難に関する資料
- (ア) 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
 - (イ) 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

3 通信手段・経路の多様化

町は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業

者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 専用回線網の整備

ア 町と県との間の専用回線網の整備

町は、県との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

イ オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

町は、県と連携し、オフサイトセンターとの間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の確保・活用

ア 防災行政無線の整備

町は、住民等への的確な情報伝達を図るため、同時通報用無線（同報無線）、防災行政無線、MCA 無線の整備・維持管理に努めるものとする。また、同報無線にあつては、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。

イ 災害に強い伝送路の構築

町は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

ウ 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用にも努めるものとする。

エ 災害時優先電話等の活用

町は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

オ 通信ふくそうの防止

町は、移動通信系の運用においては、通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

カ 非常用電源等の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を行うものとする。

キ 保守点検の実施

町は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第6節 緊急事態応急体制の整備

【防災課、関係各課】

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、＜本編 第3章「緊急事態応急対策」＞に反映させるものとする。

第4編 原子力災害対策編

<第2章 原子力災害事前対策>

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 町原子力情報収集体制

町は、情報収集事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

(2) 町原子力災害警戒体制

町は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生との連絡を受けた場合又は県から警戒事態発生との連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

また、施設敷地緊急事態発生に備えて、町原子力災害警戒本部設置の準備についてあらかじめ定めておくものとする。

(3) 町原子力災害警戒本部の体制

町は、原子力事業者から特定事象（原災法第10条事象）発生の通報を受けた場合又は県から施設敷地緊急事態発生との連絡を受けた場合、町長を本部長とする警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

(4) オフサイトセンターにおける立上げ準備体制

町は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生との連絡を受けた場合、県から警戒事態発生との連絡を受けた場合、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は国、県から施設敷地緊急事態発生との連絡を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける立上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(5) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに町の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

2 町原子力災害対策本部体制等の整備

町は、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、町長を本部長とする町原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

町は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、所在市及び関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、町、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、指定公共機関等（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）の専門家が必要に応じ出席することとされている。

このため、町は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、町、所在市、関係周辺市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、町はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、第1章第8節の防災関係機関の事務又は業務の大綱に基づき、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

町は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

7 自衛隊との連携体制

町は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

町は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間及び民間事業者との応援協定締結の推進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、町は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は、次表のとおりである。

名 称	締結年月日	構成市町
災害時の相互応援に関する協定書（5市2町）	平成24年4月1日	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、川根本町、吉田町

9 モニタリング体制等

緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、県、所在市、関係周辺市町、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

町は、県をはじめとする関係機関との協力・連携体制の整備、モニタリング要員の派遣等の協力及び訓練を通じた連携の強化を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図る。

なお、国は、緊急時モニタリングセンターの企画調整及び情報収集に係る機能を原則としてオフサイトセンターに整備するとともに、県・関係市町等との情報共有のために必要な通信機器等を整備するものとされている。

町は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築しておく。

10 専門家の派遣要請手続き

町は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

11 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

12 複合災害に備えた体制の整備

町は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第7節 避難収容活動体制の整備

【防災課、学校教育課、関係各課】

1 避難計画の作成

町は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を策定するものとする。

町は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の住民避難が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。個別の町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって町の間の調整を図るものとする。

また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

2 避難所等の整備等

（1）避難所等の整備

町は、小・中学校、コミュニティ施設等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

また、町は、指定緊急避難場所の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮し、国及び県の協力の下、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

第4編 原子力災害対策編

＜第2章 原子力災害事前対策＞

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

町は、県と協力し、広域避難を想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

町は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努めるものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(5) 応急住宅の供給体制等の整備

町は、国、県、企業等と連携を図りつつ、建設型応急住宅の用地や建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努めるなど、あらかじめ体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(7) 避難所における設備等の整備

町は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(8) 物資の備蓄に係る整備

町は、県と連携し、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

ア 町は、県の協力の下、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

(ア) 避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の要配慮者及び一時滞在者の受入れ体制の整備を図るものとする。

(イ) 災害時要配慮者避難支援計画等を整備するものとする。

- イ 病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- ウ 社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方法等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

不特定かつ多数の利用者がいる施設等の管理者は、県及び町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

6 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

7 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

町は県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

町は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

9 避難方法等の周知

町は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場

第4編 原子力災害対策編

<第2章 原子力災害事前対策>

合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象者となる住民が共通して認識することが必要となる。町は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

【防災課、建設課】

1 専門家の移送体制の整備

町は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

町は、町の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

【静岡市消防局、関係各課】

1 救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、静岡市消防局及び県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急機能の強化

町は、静岡市消防局、県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 原子力災害医療活動体制等の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県及び医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。

町は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配付のための手続き、配布及び服用に関する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。また、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

町は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

町は、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。

5 消火活動用体制の整備

町は、平常時から静岡市消防局、県、関係消防機関、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

ア 町は、国及び県と協力し、被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

イ 町は、被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

7 物資の調達、供給活動体制の整備

ア 町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

イ 町は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

8 大規模・特殊災害における救助隊の整備（※県計画参考）

県は、国、市町と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

【防災課、総務課】

- ア 町は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- イ 町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、町防災行政無線等の無線設備（防災行政ラジオを含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。
- ウ 町は、国、県と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- エ 町は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災会等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- オ 町は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第11節 行政機関の業務継続計画の策定

【関係各課】

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。

第12節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

【防災課、学校教育課、関係各課】

- ア 町は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。
- (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - (イ) 原子力施設の概要に関すること。
 - (ウ) 原子力災害とその特性に関すること。
 - (エ) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
 - (オ) 緊急時に、町、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。
 - (カ) コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること。
 - (キ) 要配慮者への支援に関すること。
 - (ク) 緊急時にとるべき行動
 - (ケ) 避難所での運営管理、行動等に関すること。
- イ 町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- ウ 町が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
- エ 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。
- オ 町は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- カ 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第13節 防災業務関係者の人材育成

【防災課、関係各課】

町は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、国、県及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、被ばくの可能性のある環境下で活動する原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。

なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努めるものとする。

第4編 原子力災害対策編
<第2章 原子力災害事前対策>

- ア 原子力防災体制及び組織に関すること。
- イ 原子力施設の概要に関すること。
- ウ 原子力災害とその特性に関すること。
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- オ モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること。
- カ 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- キ 緊急時に町、県及び国等が講じる対策の内容。
- ク 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ケ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること。
- コ その他緊急時対応に関すること。

第14節 防災訓練等の実施

【防災課、静岡市消防局】

1 訓練計画の策定

- ア 町は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次に示す防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。
 - (ア) 災害対策本部等の設置運営訓練
 - (イ) 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
 - (ウ) 緊急時通信連絡訓練
 - (エ) 緊急時モニタリング訓練
 - (オ) 原子力災害医療訓練
 - (カ) 周辺住民に対する情報伝達訓練
 - (キ) 周辺住民避難訓練
 - (ク) 消防活動訓練・人命救助活動訓練
- イ 町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、当町が含まれる場合には、町は、住民避難及び住民に対する情報提供等町が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

町は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。

(2) 総合的な訓練の実施

町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

町は、訓練を実施するに当たり、原子力規制委員会、原子力事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

町は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めを行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改定に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

町は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第15節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

【関係各課】

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。

こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- ア 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- イ 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- ウ 事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安官の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- エ 県及び事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般住民等の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第16節 災害復旧への備え

【関係各課】

町は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

【各部】

本章は、県から情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生の連絡があった場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

【統括部、総務部】

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡（※県計画参考）

（1）情報収集事態が発生した場合

- ア 原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（県、PAZを含む市及びUPZを含む市町をいう。以下同じ。）に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。
- イ 県は、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとされている。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとされている。

（2）警戒事態が発生した場合

- ア 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、PAZ内の地方公共団体との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとされている。

- イ 県は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとされている。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡することとされている。

(3) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合

- ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに町をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、町は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- イ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、通報・連絡を受けた事項、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報、住民の避難準備に係る事項等について、指定行政機関に連絡するものとされている。また、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。
- ウ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとされている。
- エ 原子力検査官（原子力運転検査官）等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

(4) 県のモニタリングステーション・モニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

- ア 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングステーション又はモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、原子力事業者を確認を行うこととされている。
- イ 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力検査官（原子力運転検査官）と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について連絡を受けるものとされている。

(5) 連絡系統図

これらの通報連絡を行う連絡系統図は、【資料4. 3-1】のとおりである。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ア 原子力事業者は、町をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県、県警察本部、所在市の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施

第4編 原子力災害対策編

＜第3章 緊急事態応急対策＞

設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。なお、町は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

- イ 町は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ウ 町は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び県から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- エ 町及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- オ 町は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

（2）全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、所在市の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、町は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- イ 原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。町は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- ウ 町は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
- エ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る町及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとされている。

3 一般回線が使用できない場合の対処

原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を町に連絡するものとされている。

町は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行うものとする。

また、県や対策拠点施設に派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

なお、県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を関係市町である町と共有するものとなっている。

第3節 活動体制の確立

【統括部、関係各部】

1 町の活動体制

(1) 情報収集事態に対応した町の体制

ア 町原子力情報収集体制

町は、情報収集事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためのあらかじめ定められた情報収集体制をとるものとする。

イ 町原子力情報収集体制の解除

原子力情報収集体制の解除は、おおむね次の基準によるものとする。

(ア) 町長が、原子力発電所の状況が安定し、事故発生のおそれなくなったと認めたとき。

(イ) 原子力警戒事態対応体制に移行したとき。

ウ 県からの連絡

県は、原子力情報収集体制をとったとき又は廃止したときは、その旨を所在市及び関係周辺市町へ連絡するものとされている。

(2) 警戒事態に対応した町の体制

ア 町原子力警戒体制

町は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合、県から警戒事態発生の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ警戒本部を設置できるよう警戒体制をとるものとする。

イ 情報の収集

町は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合、県から警戒事態発生の連絡を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国、県との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

ウ 対策拠点施設の設営準備への協力

町は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合、県から警戒事態発生の連絡を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの立上げ準備への協力を行うものとする。

エ 国等との情報の共有等

町は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

第4編 原子力災害対策編

＜第3章 緊急事態応急対策＞

オ 町原子力警戒体制の解除

町原子力警戒事態対応体制の解除は、おおむね次の基準によるものとする。

- (ア) 町長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。
- (イ) 警戒本部が設置されたとき。

カ 県からの連絡

県は、県原子力警戒体制をとったとき又は廃止したときは、その旨を所在市及び関係周辺市町へ連絡するものとされている。

(3) 町原子力災害警戒本部の設置等

ア 町原子力災害警戒本部の設置

町は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は国、県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、町長を本部長とする原子力災害警戒本部を役場庁舎に設置するものとする。

イ 情報の収集

町は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は国、県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国、県との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

ウ オフサイトセンターの設営準備への協力

町は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は国、県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

エ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議を開催し、これに町の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

オ 国等との情報の共有等

町は、派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整及び情報の共有を行うものとする。

カ 町原子力災害警戒本部の廃止

町原子力災害警戒本部の廃止は、おおむね次の基準によるものとする。

- (ア) 警戒本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき。

(4) 町原子力災害対策本部の設置等

ア 町原子力災害対策本部の設置

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は町長が必要と認めた場合は、町長を本部長とする町原子力災害対策本部を役場庁舎に設置するものとする。

イ 町原子力災害対策本部の廃止

町原子力災害対策本部の廃止は、おおむね次の基準によるものとする。

- (ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- (イ) 町原子力災害対策本部長が、原子力発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(5) 県・国への連絡

町は、警戒本部又は災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を県へ連絡するものとする。

る。また、町が必要と認め災害対策本部を設置した場合は、国に連絡するものとする。

(6) 災害対策本部等の組織、配備態勢及び参集方法等

町原子力情報収集体制、町原子力警戒体制、町原子力災害警戒本部及び町原子力災害対策本部の組織、構成、配備態勢、参集方法、所掌事務等は、吉田町災害対策本部条例、吉田町災害対策本部編成表及び災害時等の初動活動マニュアルによるものとする。

(7) 他の災害対策本部との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、町は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、町は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定めるものとする。

3 専門家の派遣要請

町は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

町長（消防事務の委託に係る部分は静岡市長）は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

また、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

5 自衛隊の派遣要請等

第4編 原子力災害対策編

＜第3章 緊急事態応急対策＞

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

6 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

町は、県とともに、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

7 防災業務関係者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

（１）防災業務関係者の安全確保方針

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、町原子力災害対策本部と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

（２）防護対策

ア 町原子力災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 町は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

（３）防災業務関係者の放射線防護

ア 防災業務関係者（事故が発生した原子力発電所の放射線業務従事者は除く。）の放射線防護については、次表の防護指標に基づき行うものとする。なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとする。

対 象	指 標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力発	実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線

電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、海上保安官、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	量を併せて用いる。 眼の水晶体：等価線量で 300 ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で 1 シーベルトを上限とする。

注 1) 事故が発生した原子力発電所等の放射線業務従事者については、別途法令により線量限度が定められているため、本指標は適用しない。

注 2) 県からの要請により活動する民間事業者については、実効線量で 1 ミリシーベルトを基本とし、必要に応じて県と協議の上、放射線防護に係る指標を定めるものとする。

イ 町は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。また、民間事業者に被ばくの可能性のある環境下で緊急事態応急対策の実施を要請した時は、当該民間事業者が実施する被ばく線量の管理や健康管理について必要な支援を行うものとする。

ウ 町の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等を要請するものとする。

(4) 安全対策

ア 町は、被ばくの可能性のある環境下で活動する町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

イ 町は、被ばくの可能性のある環境下で活動する職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

【統括部、関係各部】

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

町は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

ア P A Zを含む市は、警戒事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。

なお、「E A L」（Emergency Action Level）とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊急時の活動レベルである。

【警戒事態における緊急時活動レベル（E A L）】

警戒事態の基準	措置の概要
(ア) 原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続され	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

第4編 原子力災害対策編
<第3章 緊急事態応急対策>

た場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。※1	
(イ) 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。※1	
(ウ) 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。※1	
(エ) 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。※1	
(オ) 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。※1	
(カ) 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。※1	
(キ) 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。※1	
(ク) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。※2	
(ケ) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。※1	
(コ) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。※1	
(サ) 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。）において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。※1	
(シ) 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するお	

それがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。※1	
(ス) 御前崎市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。※3	
(セ) 御前崎市沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。※3	
(ソ) 東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された場合。※3	
(タ) オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。※3	
(チ) 当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。※1	
(ツ) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。※3	

- ※1 (ア)～(キ)、(ケ)～(シ)及び(チ)は、原子炉の運転等の施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関連する法律（以下「規制法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。
- ※2 (ク)は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。
- ※3 (ス)～(タ)及び(ツ)は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

イ P A Zを含む市は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、P A Z内における避難の準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を行うものとし、P A Zを含む市にその旨を伝達するものとする。

町は、国若しくは県の要請又は独自の判断により、U P Z内における屋内退避の準備を行うものとする。

【施設敷地緊急事態における緊急時活動レベル（E A L）】

施設敷地緊急事態の基準	措置の概要
(ア) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。※1	P A Z内の住民等の避難準備及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。
(イ) 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。※1	
(ウ) 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに	

第4編 原子力災害対策編
<第3章 緊急事態応急対策>

除去できないこと。※1	
(エ) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。※1	
(オ) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。※1	
(カ) 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。※1	
(キ) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。※1	
(ク) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。※2	
(ケ) 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。※1	
(コ) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。※1	
(サ) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。※1	
(シ) 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。※1	
(ス) 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。※1	
(セ) 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。※1	
(ソ) 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。※3	
(タ) その他原子力施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。※3	

※1 (ア)～(キ)、(ケ)～(セ)は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。

※2 (ク)は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。

※3 (ソ)及び(タ)は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

ウ P A Zを含む市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難等の必要な防護措置について指示した場合は、P A Z内の避難を

行うものとし、住民等に対する避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

町は、P A Z内の避難の実施に併せ、国若しくは県の指示により、U P Z内における屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うものとする。

【全面緊急事態における緊急時活動レベル（E A L）】

全面緊急事態の基準	措置の概要
(ア) 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。※1	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。
(イ) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※1	
(ウ) 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。※1	
(エ) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。※1	
(オ) 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力制御機能が喪失すること。※1	
(カ) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。※1	
(キ) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。※1	
(ク) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。※1	
(ケ) 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。※1	
(コ) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。※1	
(サ) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。※2	
(シ) 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなることを、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなることを。※1	
(ス) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。※1	
(セ) 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線	

第4編 原子力災害対策編
<第3章 緊急事態応急対策>

量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）※3	
(リ) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。※3	

- ※1 (ア)～(ロ)、(シ)及び(ス)は、原子炉の運転等の施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。
- ※2 (サ)は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。
- ※3 (セ)及び(リ)は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、県から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立退きの指示等（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

- エ 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。
- なお、町長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

- オ 町は、国が原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、町独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国は、県、町と緊密な連携を行うものとする。

【OIL 1、2と防護措置】

基準の概要	初期設定値※1)	防護措置の概要
OIL 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
OIL 2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間

による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ³⁾ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準		程度内に一時移転を実施。

※1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2) 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3) 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

カ 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

キ 町は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県と連携し、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、搬送すべき人並びに搬送すべき場所及び期日を示して、被災者の搬送を要請するものとする。

ク 町は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査場所等の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、町は、避難や避難退域時検査場所等の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

ケ 町は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

コ 町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町と協議のうえ、要避難区域の市町に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

サ 町は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

2 避難所等

ア 町は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所及び避難退域時検査場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の

第4編 原子力災害対策編

＜第3章 緊急事態応急対策＞

施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。

- イ 町は、県と連携し、それぞれの避難所等に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び町に提供するものとする。
- ウ 町は、県の協力のもと、避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- エ 町は、県と連携し、避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、町は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- オ 町は、県の支援のもと、避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努めるものとする。
- カ 町は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- キ 町は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、建設型応急住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所等の早期解消に努めることを基本とする。
- ク 町は、応急建設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急建設住宅における家庭動物の受入りに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急建設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

3 広域一時滞在

- ア 町は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急建設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- イ 町は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請す

るものとする。

- ウ 町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- エ 国は、市町及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町及び県に代わって行うものとされている。
- オ 国は、市町及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町及び県に代わって行うものとされている。

4 避難の際の住民に対する避難退域時検査及び除染の実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び除染措置を実施するよう地方公共団体に連絡するものとされている。

町及び県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、避難退域時検査及び避難退域時検査結果に応じたO I Lに基づく除染を行うものとする。

ただし、避難の時期等により、汚染のないことが明らかな場合には、避難退域時検査を行わないようにすることもできる。

【O I L 4 と防護措置について】

基準の概要	初期設定値 ^{※1)}	防護措置の概要
O I L 4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※2)} (皮膚から数cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等をした避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
	β 線：13,000 cpm ^{※3)} 【1 か月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)	

※1)「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I L の初期設定値は改定される。

※2)我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※3) ※2と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

5 安定ヨウ素剤の服用

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合には、県及び医療機関等と連携して、服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対し服用すべき時期及び服用の方法を指示するとともに、医師・薬剤師の確保、アレルギー等への対処態勢の確保その他の必要

第4編 原子力災害対策編

<第3章 緊急事態応急対策>

な措置を講じるものとする。

6 要配慮者への配慮

- ア 町は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、建設型応急住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け建設型応急住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- イ 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。
- ウ 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

9 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置

町は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難の指示等をした区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

措置内容	関係機関		
立入制限及び 交通規制	1 町	2 消防機関	3 静岡県警察本部
	4 清水海上保安部	5 東京空港事務所	6 道路管理者

10 飲食物、生活必需品等の供給

- ア 町は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資

の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

- イ 被災した町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- ウ 被災した町及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

【統括部、牧之原警察署、静岡市消防局】

町は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

【供給部、保健部】

- ア 国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。町は、国及び県の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。
- イ 国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請し、当該検査の結果を取りまとめ、取りまとめた結果に基づき、OILの基準等を踏まえた飲食物の摂取制限及び出荷制限について都道府県等に指示・要請するものとされている。町は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。また、町は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限、出荷制限及びこれらの解除を実施するものとする。

【飲食物に係るスクリーニング基準^{※1)}】

基準の概要	初期設定値 ^{※2)}	防護措置の概要
OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※3)} （地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※4)} ）	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。

※1) 国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）では、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種

第4編 原子力災害対策編
<第3章 緊急事態応急対策>

濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

- ※2) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※3) 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※4) 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

【OIL6と防護措置について】

基準の概要	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	
防護措置の概要	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施	
核種 ^{※1)}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※2)}
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素 のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1) その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※2) 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第7節 緊急輸送活動

【統括部、総務部、関係各部】

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

順位	内容
第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー

順位	内容
第2順位	避難者の輸送（P A Z など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

（2）緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、避難者等
- ウ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- エ コンクリート屋内退避所、避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とするもの

（3）緊急輸送体制の確立

- ア 町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- イ 町は、人員、車両等の調達に関して、別表の関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ、県や周辺市町に支援を要請するものとする。

輸送内容	関係機関
モニタリング要員 各種資機材	- ア 一般社団法人静岡県トラック協会 - イ 日本通運株式会社 - ウ 自衛隊 - エ 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） - オ 第三管区海上保安本部
避難住民等	- ア 一般社団法人静岡県バス協会 - イ 自衛隊 - ウ 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等）

- ウ 町は、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

町道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡を取り、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

【静岡市消防局、保健部】

1 救助・救急及び消火活動

- ア 町は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- イ 町は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- ウ 町長（消防事務の委託に係る部分は静岡市長）は、静岡市消防局と協議し、町内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、県広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。
- なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。
- (ア) 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- (イ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (ウ) 町への進入経路及び集結（待機）場所

2 医療活動等

- ア 町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。
- イ 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、拠点病院を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。（※県計画参考）
- ウ 県は、国、拠点病院及び協力機関と協力し、拠点病院等の診療状況等の情報を原子力災害医療に係る情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。（※県計画参考）
- エ 県は、必要に応じて、速やかに被ばく医療機関又は国に対し、原子力災害医療派遣チームの派遣について要請するものとする。（※県計画参考）
- オ 県は、県内又は近隣都道府県からの原子力災害医療派遣チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（拠点病院、協力機関、救護所等）の確保を図るものとする。（※県計画参考）
- カ 県は、必要に応じ、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、スクリーニング及び原子力災害医療措置を講ずるものとし、それらを実施する組織及び具体的な内容については、原子力災害医療活動実施要領に定める。（※県計画参考）
- キ 県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。（※県計画参考）
- ク 近隣の診療所及び健康福祉センターは、傷病者の心理的動揺等について十分配慮しつつ、通常の一般的傷病、身体的異常及び疾病の悪化に対する処置を行う。
- ケ 【資料編】（4. 3-2）に定める医療機関が派遣する各チームは、救護所等において、医療活動を実施するものとする。

第4編 原子力災害対策編
<第3章 緊急事態応急対策>

コ 原子力災害医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた原子力災害医療措置を対応する拠点病院又は協力機関等が講ずるものとする。

区分	原子力災害 医療協力機関※1	原子力災害拠点病院	高度被ばく医療支援センター
診療機能	外来診療等	汚染の有無に関わらず災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供	長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診察及び長期的な診療を行う。
医療機関名	【資料編】(4. 3-3)に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 【資料編】(4. 3-4)参照	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 公立大学法人福島県立医科大学 【資料編】(4. 3-5)参照
スクリーニング、線量評価(※2)	ア スクリーニング イ 簡易な放射線測定による個人線量評価	ア スクリーニング イ 専門的な個人線量評価(高度被ばく医療支援センターからの技術支援)	高度専門的な個人線量評価
除染	ふき取り等の簡易な除染等	シャワー設備等を利用した除染等	原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染
診療	ア 安定ヨウ素剤服用等放射線障害予防措置 イ 救急蘇生法等 ウ 合併損傷(創傷、熱傷等)の初期治療 エ 内部被ばく傷病者等に対する初期対応等	ア 局所被ばく傷病者等の診療開始 イ 高線量被ばく傷病者等の診療開始 ウ 合併損傷の治療 エ 内部被ばくに対する診療の開始等	ア 重篤な局所被ばく傷病者等の診療 イ 高線量被ばく傷病者等の診療等 ウ 重症の合併損傷の治療 エ 重篤な内部被ばく傷病者等に対する診療等
資機材等	被ばく傷病者等の救急外来診療を行う医療関係者に必要な資機材等	除染用シャワー設備等	専門的線量評価資機材等
支援機能	医療機関と浜岡原子力発電所の連携(各種サーバイメータ、放射線管理要員の派遣等)	ア 協力機関及び拠点病院相互への技術的支援、専門家派遣 イ 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等	ア 他の原子力医療機関への技術的支援、専門家派遣 イ 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等
連携	ア 外来診療で完結 イ 外来診療→転送※3)	ア 入院診療 イ 診療開始→転送※3)	専門医療機関間での転送
搬送機関	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学への搬送は、静岡県消防局、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。

※1) 協力機関は、講ずることのできる原子力災害医療措置が異なる。

※2) スクリーニング及び線量評価は、県放射線技師会等の協力を得て行う。

※3) 転送は、一般の診療所・病院、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等への転送を言う。

サ 被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医科大学、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。

シ 医療班等は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福

第4編 原子力災害対策編

＜第3章 緊急事態応急対策＞

島県立医科大学、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所等における住民等の健康管理を行うものとされている。

- ス 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとされている。（※県計画参考）
- セ 町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

【総務部】

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

- ア 町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。
- イ 町は、住民等への情報提供に当たっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- ウ 町は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- エ 町は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町及び原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。
- オ 町は、情報伝達に当たって、同報無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラ

ジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

2 住民等からの問合せに対する対応

- ア 町は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
- イ 町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、所轄警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

【民生部】

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、町は、適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受入れ

町は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。

ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害

第4編 原子力災害対策編

＜第3章 緊急事態応急対策＞

対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

【関係各部】

- ア 町は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- イ 町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第4章 大規模地震対策

第1節 施設整備計画

【関係各課】

東海地震等の大規模地震対策として、次の施設整備を推進する。

1 避難者収容施設の耐震化

原子力災害が発生した場合に避難場所となっている学校等の建物（以下「避難者収容施設」という。）の耐震化（窓ガラスの破損防止対策を含む。）を実施する。

2 橋りょう等の耐震化

長距離の避難に備え避難路の確保を確実にするため、避難路の橋りょう等の耐震化を実施するとともに、道路交通の確保を速やかにかつ容易に実施できるよう体制を確立する。

3 通信連絡施設の整備

住民等に対する指示伝達を迅速かつ正確に実施できるよう、同報無線及び町防災行政無線等の通信連絡施設を多重的に整備する。

第2節 東海地震注意情報発表時等における対策

【防災課、関係各課】

- ア 東海地震注意情報発表時又は突発的な警戒宣言発令時には、緊急時モニタリングの要員の一部は県環境放射線監視センターに参集し、緊急時モニタリング資機材の点検、作業計画の確認等を行い、原子力防災の準備態勢を確立するものとする。
- イ 東海地震注意情報発表時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずるものとする。
- ウ 警戒宣言発令時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら原子炉の運転を停止するなどの原子力災害の発生防止策を速やかに実施し、その実施結果を【資料4. 4-1〔様式〕】により報告するものとする。この報告を行う連絡系統図は、【資料4. 3-1】とする。
- エ 警戒宣言発令時には、防災関係機関は、原子力災害発生後の出動に備え準備態勢を整えておくものとする。

第3節 地震災害応急対策

【関係各部】

- ア 原子力事業者は、御前崎市内で震度5弱・震度5強が観測された場合、県内で震度6弱以上が観測された場合又は御前崎市を含む県内沿岸に大津波警報が発表された場合、直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、【資料4.4-1〔様式〕】により報告するものとする。この報告を行う連絡系統図は、【資料4.3-1】とする。
- イ 町は、アにより報告を受けた場合は、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対して、町及び県の有するあらゆる広報手段を用いるとともに、報道機関の協力を得て的確かつ迅速に広報するものとする。
- ウ 町は、避難者収容施設の被害状況の調査を実施し、収容可能な施設数及び人員を把握するものとする。
- エ 町は、避難の指示等を行うときは、気象条件、建物の被害状況、道路の損壊及び道路交通の確保状況を勘案して行うものとする。
- オ 緊急時モニタリング要員は、災害の状況により直ちに緊急時モニタリングを実施する。
- カ 町は、緊急時モニタリング要員及び各種資機材等の輸送が必要となり、道路の損壊等で車両による輸送が困難なとき、又は緊急を要する場合には知事に対し、自衛隊のヘリコプター等による輸送の要請を要求するものとする。

第5章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

【各部】

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

【関係各部】

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

【統括部】

町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

【関係各部】

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

【関係各部】

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

【調査部、総務部】

1 災害地域住民の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた【資料4. 5-1〔様式〕】により記録するものとする。

2 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

【民生部】

町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

【供給部、総務部】

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第9節 被災中小企業等に対する支援

【供給部】

町は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

【保健部・民生部】

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第5編 風水害対策編

第1章 総則

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、吉田町民の生命、身体及び財産を風水害から保護するために、吉田町及び防災機関が行うべき吉田町の地域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、<第1編 共通対策編 第4章「復旧・復興対策」>によるものとする。

章	記載内容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防	総則、河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、漁港保全災害予防計画、道路・橋りょう・鉄道災害防除計画、土砂災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第3章 災害応急対策	町災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、町の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

第1節 過去の顕著な災害

これまで本町において大規模な風水害被害の発生はないが、県内では以下に示す被害が発生しており、その発生傾向を整理すると次のとおりである。

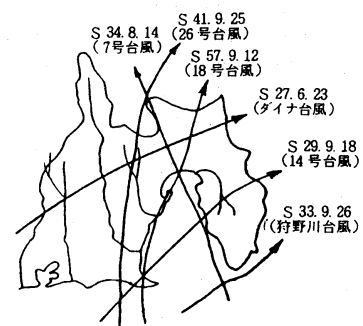
1 風水害

(1) 台風

県下に大被害を与えた主な台風経路を見ると、右図のようになる。

この経路を大別すると、以下の3つの経路となる。

県下に大被害を与えた主要台風経路図



経路	状況
県下を南西方向から、北東に進するもの	ア この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起りやすい。 イ ダイナ台風は980hpa内外の小型、並みの強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200mm以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は30～40m/sに達した。被害は全県下におよび、死傷30人を初め、家屋全壊20戸、浸水、がけ崩れなどかなりの損害を生じた。

第5編 風水害対策編

<第1章 総則>

経路	状況
	ウ ダイナ台風より進路的には南を通った昭和29年9月18日の14号台風（並みの強さ）においても、県中部と西部において同程度の被害が生じた。
伊豆半島を南西からかすめて北東進するもの	ア この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。 イ 狩野川台風（中型、並みの強さ）は中心示度970hpa程度であったが、湯ヶ島では総雨量753mmに達し、狩野川一帯に大水害をもたらした。被害は伊豆全般にわたり、死傷1,500人、行方不明339人を初め、全壊、流失など未曾有の惨害をもたらした。 ウ 令和元年東日本台風（大型・強い）は、中心気圧955hPa程度で伊豆半島に上陸し、本県でも各地で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となり、県内で1,312棟の床下浸水が発生、伊豆の国市及び函南町に災害救助法を適用するなど、甚大な被害が生じた。
県の南部から、駿河湾を北上するもの	ア この経路をとるときは、北部山岳部で特に雨量が多くなる傾向がある。 イ また、海岸地方で特に風が強まり、うねりによる被害も大きい。 ウ 昭和34年8月14日の7号台風（小型、強い）は伊豆西海岸をかすめて、富士川付近に上陸し、北上して、日本海に抜けた。中心付近の風は猛烈で、最大風速は石廊崎E48.8m/s、御前崎でW29.6m/sが観測された。雨は大井川中流域で300mmを越え、安倍川上流の梅ヶ島で470mmとなった。このため県の中部、東部で大被害が発生した。山岳では倒木被害が大きかった。

上記3つの経路以外にも、本県から離れた場所を台風が通過することで本県付近に停滞する前線を刺激し豪雨をもたらす場合がある。昭和49年7月7日に発生した「七夕豪雨」では、対馬海峡を通過した台風第8号の影響により梅雨前線の活動が活発化し、県中部・西部を中心に大雨となった。静岡では24時間降水量508mmを記録し、死者44人、家屋全壊241戸など甚大な被害をもたらした。

（2）低気圧

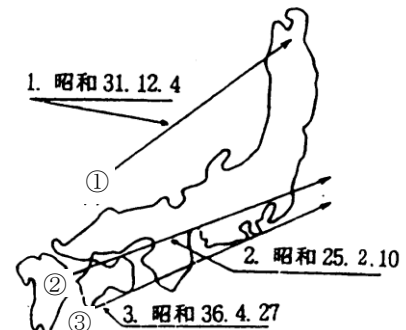
低気圧による被害は、大雨と強風によるものである。

県下に影響する低気圧の経路は、右図のようになる。

①の経路の時は、これに伴う寒冷前線の突風や竜巻による被害が多い。

②③の経路の時は大雨になることが多く、中心も近いいため風も強まる。

また①と②が同時に起こり大雨を降らせることも多い。



経路	状況
①の例	ア 昭和31年12月4日に日本海を通過した低気圧は、秋田沖で発達し、これに伴う寒冷前線が4日の午後通過し、海上や海岸地方では5日にかけて強風が吹き波が高かった。 イ 最大風速は石廊崎でW27.2m/s、御前崎でW19.7m/sを観測した。 ウ この風による波のため、賀茂郡松崎町では国道が破壊されて不通となり、南伊豆町沖合では、出漁中の漁船が突風のため転覆した。
②の例	ア 昭和25年2月9日～10日にかけて東支那海から東進した低気圧は、発達しながら九州から本州を横断し、中心気圧990hpaで静岡県を通過して関東へ去った。 イ 9日6時ごろより風雨が強くなり、最大風速は御前崎W26.7m/s、石廊崎SW22.6m/sとなり、雨量は湯ヶ島160mm、瀬戸谷115mmで大井川が増水した。 ウ このため非住家の倒壊一戸、道路の崩壊、屋根、ガラスの破損、木材の流失などの被害があった。

③ の例	ア	昭和36年4月26日～27日、九州南海上を北東に進んだ低気圧は、発達しながら太平洋沿いに通った。
	イ	26日夕刻から風雨が強まり、最大風速は石廊崎 23.3m/s、御前崎 SSW19.8m/s、雨量は静岡 125mm、稲取 120mm、島田 118mm が観測された。
	ウ	このため各地で土砂くずれによる交通不能や、電話線の不通、家屋の浸水などがあった。

2 竜巻

竜巻は寒冷前線や台風に伴うものが多い。県下の主たる竜巻の発生状況を右の図に示す。

主たる発生地は、安倍川河口付近と遠州灘沿岸部に多い。

このほかに伊豆の東や南海上と御前崎沖で発生しているが明確ではない。

特に顕著なものとしては昭和37年8月26日の台風に伴って天竜川河口付近に発生して浜松市を襲ったもので、負傷36人、破損700戸以上の被害があった。

現在、気象庁では、竜巻などの激しい突風に対する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表しており、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」が発表される。しかし、竜巻については予測が難しいうえに、瞬間的に大被害を与えるので予防が困難な状況にある。

3 地すべり等

昭和16年以降の主たる地すべりの発生状況を示す。

地すべりは春から夏にかけての豪雨時期に多く、由比、蒲原付近は危険度が大きいようである。

発生年月日	地 名	記 事
昭和16年 4月30日	庵原郡蒲原町	・日本海と太平洋岸を低気圧が通過し、10mm程度の降雨があり同町諏訪町で、高さ100m、幅60mの土砂約1,500m ³ が崩壊 ・埋没3棟、半壊1棟、生き埋めで10人死亡、9人負傷、1人行方不明
同年 6月30日	庵原郡蒲原町	・梅雨による豪雨で、清水で261mmを観測 ・土砂が100m幅60mにわたり崩壊し、人家4棟が埋没し2棟が破壊。生き埋めで11人死亡、9人重傷
同年 7月16日	庵原郡由比町	・梅雨前線が停滞し、10日から雨が降り続き、興津の総降雨量は337mm ・寺尾山が崩壊し、人家2棟が海におし流され、死者6人、負傷者10数人
昭和23年 6月19日	庵原郡由比町 寺尾	・梅雨前線が停滞し、雨が降り続いて、特に19日には静岡で140mmの大雨 ・寺尾地先、海拔300mの山の中腹約100mの所から地すべりを生じ、約4haが崩壊。埋没した果樹園は約20ha
同年9月 15日～16日	同町	・伊豆南端をかすめた台風で豪雨となり静岡の雨量は240mm ・中の沢の土砂約7,500m ³ が線路上に流出し東海道線は7時間不通
昭和26年 6月15日	庵原郡由比町	・梅雨前線により、伊豆と東部で大雨 ・今宿平、濁沢、寺尾沢で約6haにわたり地すべり
同年 6月26日	周智郡犬居町	・南海上を低気圧が東進し、西部の山間部で10～15mmの雨量 ・和泉平部落で10haの耕地と5haの林野が地すべりにより沈下
昭和32年 8月17日	磐田郡水窪町	・前線が南岸に停滞して連日降雨があり、総降雨量は西部山間部で240mm前後 ・大嵐付近で幅20m、高さ80mにわたり40万m ³ の山崩れ、飯田線が途絶
昭和36年 3月14日	庵原郡由比町 寺尾	・太平洋岸の低気圧による雨のため、寺尾山付近で広範囲に地すべり ・耕地約10haが埋没、蜜柑などに多大の被害があり、地すべり防止構造物の大部分を破壊
昭和37年 4月12日	榛原郡金谷町	・福用地内の県道金谷～中川根線で、約50mにわたり土砂崩れ ・交通が不通となり、大井川線も不通

第5編 風水害対策編

<第1章 総則>

発生年月日	地 名	記 事
同年 7月23日	天城山ろく	・天城山ろくやチバタ山頂で約20cmのわれ目 ・高さ100m、幅百数十mにわたる約100,000m ³ の土砂が地すべり
昭和40年 6月24日	賀茂郡東伊豆町 白田	・白田川上流の通称平沢山で広さ7haにわたって地すべり ・約85万m ³ の土砂が堆積し、わさび田、水田に被害
昭和46年 7月5日	静岡市石部地内	・国道150号静岡市石部地内の道路は、海側が海面より10数mの高さにあり、山側は法面こう配45度の切りたったがけ状の山腹が高さ約200m、延長1kmにわたって連続している。 ・地すべり箇所は、第5洞門の上高さ50mないし100m、幅約45mが滑落し、岩塊を含む土石約3,000m ³ が国道を埋め、一部は洞門を越えて海中に到達 ・通行中の乗用車1台が埋没し、死者1名。1年間にわたり通行不能
昭和49年 7月7日	庵原郡由比町	・台風・梅雨前線による豪雨により、由比地区（濁り沢他12箇所）で地すべりや山腹崩壊が発生し、東海道本線・国道1号・人家等が被災 ・地すべり・崩壊14.3ha、人家全壊7棟、人家半壊32棟、国道1号通行止め23日、東海道線不通123時間
昭和57年 8月1日 ～3日	周智郡春野町 中羽根地内	・台風10号に伴う集中豪雨により地すべりが発生。約5万m ³ の土砂が直下の熊切川を約200mにわたって塞ぎ止めたため、付近住民76世帯253名が2日間にわたり避難 ・山林・田畑が流出（人家の被害なし）

4 土石流

- ・令和3年7月3日、熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、逢初川の源頭部（海岸から約2km上流、標高約390m付近）から逢初川に沿って流下した。
- ・この土石流により被災した範囲は、延長約1km、最大幅約120mにわたり、死者28人、住家全壊53棟など甚大な被害をもたらした。

第2節 予想される災害

1 風水害

大井川本流は、国で直轄管理されており、明治末期以来大きな災害は発生していないが、氾濫注意水位を越えることはしばしばあり、河口部分を含め完全整備が望まれている。

低標高地域、崖崩れ危険地域をかかえ、集中豪雨、あるいは台風のもたらす風雨は、中小河川の氾濫や、局地的災害を引き起こすことが予想される。

一方、地域開発によって、冠水地域の移行現象もみられ、秩序ある都市計画が望まれる。

2 高潮・高波

駿河湾に面する約5kmの海岸地区においては、台風・低気圧等による高潮・高波の影響を受けやすく、8月から10月にかけて台風の影響による高潮、高波が、11月下旬から3月にかけては海上を連吹する西風のため、高波が予想される。

3 土砂災害

本町には、土砂災害警戒区域に指定されている箇所が12箇所あり、このうち特別警戒区域に11

箇所が指定されている。

また、上記の土砂災害（特別）警戒区域のうち、山ノ根、横山 2 箇所、片岡山ノ腰、神戸向原 2 箇所については、平成 26 年 2 月 25 日に指定された。さらに、片岡東原 2 箇所、神戸向原 3 箇所、神戸中原については、平成 30 年 2 月 2 日に指定された。

これらの指定状況については、【資料 1. 1－2】に示すとおりである。

第2章 災害予防

第1節 総則

- ・この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。
- ・町は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- ・町は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- ・町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- ・町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- ・町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

【建設課、防災課】

1 河川の状況

河川については、一級河川大井川が町の東側にあり、町のほぼ真中に位置する二級河川湯日川、牧之原市との町境に二級河川坂口谷川がある。このうち、坂口谷川支川の宮裏川、第2宮裏川、住吉川は豪雨により氾濫することがある。また、湯日川支川の稲荷川、神戸川においても浸水することがあるため、今後一層の治水事業を県と連携して進めていく。

2 河川の治水対策

一級河川及び二級河川については、管理者である国、県に対し、河川改修の促進を積極的に働きかける。準用河川については、現在、改修中のものは事業を促進し、その他の河川については、計画的な河川改修及び河川の維持管理等を推進する。普通河川については、流下能力向上のために道

路改良事業、公共下水道事業等の他事業との調整を図り計画的に整備を推進する。

また、農業用排水路の改良についても効果的に推進する。

なお、浸水対策として、都市下水路の整備を進める。

3 浸水想定区域の指定に伴う実施事項

町は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第2節を参照）（以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

町は、地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。

- ・要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

上記の要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、以下の事項を定めるものとする。

- ・浸水想定区域内に位置し、吉田町地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅延なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。
 - また、町長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - ・町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。
 - ・県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
 - ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

町長は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要

第5編 風水害対策編

<第2章 災害予防>

な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

【資料5. 2-1】参照

4 その他のソフト対策

(1) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」(平成27年12月11日、国土交通省策定)に向けた取組
町は、大規模な水害に対し減災を図るため、河川流域市町、国及び県と協議会を設置し、洪水に備えたハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進する。

(2) 浸水想定区域等の周知

町は、洪水ハザードマップの公表等を行い、浸水想定区域等の周知を図る。

(3) 河川災害に対する防災訓練の実施

町は、河川災害に対する防災訓練を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

5 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、国土交通省及び県が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第3節 海岸保全災害防除計画

【産業課】

本町では、海岸部に対する津波対策として津波堤や大幡川水門の整備等を順次進めてきた。
今後も、次に示す津波や高潮対策を中心として安全性を高める。

ア 津波や高潮による被害を防止するため、陸閘と大幡川水門の一元的な遠隔操作・制御を可能とする津波防災ステーションの適正な管理・運用に努める。

イ 松食い虫を防除し、防風林や保安林の保全を図る。

ウ 高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項等

高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項は、第1節3のとおり。

町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、最大想定地震・津波と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第4節 漁港保全災害防除計画

【産業課】

現在、吉田漁港内には湯日川と大幡川から土砂が流入するため、毎年浚渫を余儀なくされている。
今後も漁港保全を図るため、浚渫事業を継続していくとともに、漁港施設の計画的な維持補修に努める。

また、発災後の漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など漁港内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

併せて、漁港管理者は、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する

とともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

さらに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。

また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

第5節 道路・橋りょう災害防除計画

【建設課】

避難活動はじめ応急復旧活動などに重要な役割を持つ道路、橋りょうについては、災害防除事業を実施するとともに、随時安全点検を行い、危険箇所の解消を図る。

ア 道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

- (ア) 安全設備等の整備
- (イ) 防災体制の確立
- (ウ) 異常気象時の交通規制区間の指定
- (エ) 通行規制の実施及び解除
- (オ) 通行規制の実施状況に関する広報

イ 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等の協定の締結に努めるものとする。

ウ 町は、道路等の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

第6節 土砂災害防除計画

【建設課・防災課】

1 本町の土砂災害対策

本町には、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が13箇所（横山2箇所、向原2箇所、山ノ根・寺門前・片岡・神戸A・神戸B・神戸C・神戸D・神戸E・神戸F各1箇所）あり、国・県で、法面工等急傾斜地崩壊対策の事業を実施した。

また、上記の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）のうち、横山(1)、横山(2)、向原、向原(1)、山ノ根、寺門前を対象として、平成26年2月25日に土砂災害（特別）警戒区域を指定された。さらに、片岡、神戸A、神戸B、神戸C、神戸D、神戸Eを対象として、平成30年2月2日に土砂災害（特別）警戒区域が指定された。指定状況については、【資料1. 1－2】に示すとおりである。

2 土砂災害警戒情報の提供と活用

県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）を発表する。

町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

町は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。

町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。

【資料1. 3－14】参照

3 土砂災害防止法の施行

（1）土砂災害警戒区域等の指定、公表

県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。

（2）土砂災害特別警戒区域における規制等

県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。

県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。

(3) 町地域防災計画

町防災会議は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められているものがある場合には、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ ア～オに掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

町防災会議は、町地域防災計画において前項エに掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

(4) 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急

傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅延なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

また、町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努めるものとする。

【資料5．2－2】参照

(5) 住民への周知

町長は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を

第5編 風水害対策編

<第2章 災害予防>

住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする。

（6）避難指示等の解除

町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。

（7）事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

4 その他のソフト対策

（1）土砂災害警戒区域等の周知

町は、土砂災害ハザードマップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。

（2）土砂災害に対する防災訓練の実施

町は、県と連携して、土砂災害に対する防災訓練を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第7節 農地災害防除計画

【建設課】

1 たん水防除事業

この事業は低湿地で、排水河川の変化及び地目変化等他動的原因による状況の変化により、著しく排水不良になった地区の排水機、排水樋門、堤防等の新設又は改修を行い、予想される農地及び農業用施設のたん水被害を未然に防止する事業で、農林水産省採択基準に基づき実施している。

本町では、たん水防除事業として坂口谷川支川の宮裏川及び沖田川に排水機場を設置しているが、豪雨時には浸水することもあるため、今後計画的な施設整備を図る。

第8節 倒木被害防除計画

【関係各課】

町、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、町は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進す

るものとする。

第9節 盛土災害防除計画

【関係各課】

- ・県及び町は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。
- ・県及び町は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。
- ・町は、県の設置する「静岡県盛土等対策会議」の下部組織である現場レベルの地域部会を通じ、県や関係機関と連携し、不適正な盛土事案の課題解決のための的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第10節 避難情報の事前準備計画

【関係各課】

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- （1）町は、町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。
- （2）町は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、

適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

- (3) 町は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努めるものとする。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 町は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。
- (2) 町は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- (3) 町は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、町は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第11節 避難誘導体制の整備計画

【関係各課】

町は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第12節 防災知識の普及計画

【関係各課】

原則として、＜共通対策編 第2章 災害予防 第4節 防災知識の普及計画＞及び＜風水害対策編 第2章 災害予防 第9節 避難情報の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発＞に準ずる。

加えて、国、県、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・ 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- ・ 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- ・ 高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等へ配布するものとする。

第13節 自主防災活動

【関係各課】

（共通対策編 第2章災害予防 第8節「自主防災会の育成」及び第9節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。）

第3章 災害応急対策計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、河川、海岸の洪水や高潮（津波を含む。）による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、＜第1編 共通対策編 第3章「災害応急対策」＞及び「吉田町水防計画書」によるものとする。

第1節 指定水防管理団体、水防機関

【統括部、土木部】

1 指定水防管理団体

指定水防管理団体とは、水防法第4条の規定により水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体で、知事の指定した市町又は組合をいう。

指定水防管理団体は毎年水防訓練を実施し、また、防災会議に諮って水防計画を定め、知事へ届け出なければならない。

管理団体名	主要河川・海岸名
吉田町	大井川、湯日川、坂口谷川、駿河海岸

2 水防機関

水防業務を処理する水防の機関は、消防機関及び水防団をもって充てる。

第2節 水防管理団体の水防計画

【統括部、土木部】

指定水防管理団体の水防計画は、地域防災計画においておおむね次の事項について定めるものとする。

- ア 水防組織
- イ 重要水防箇所
- ウ 通信連絡
 - (ア) 水防区（土木事務所）と水防管理者間の連絡（電話番号、連絡責任者）
 - (イ) 水防管理者と各機関（消防団、水防団）
 - (ウ) 上下流水防管理者との連絡
- エ 非常配備

オ 水防信号及び水防標識

(ア) 水防信号

- ・信号は、適當の時間継続する。
- ・上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること

(イ) 水防標識

カ 避難のための立退

危険箇所に対する避難箇所の具体的な明示、避難指示者及び責任者

キ 水防倉庫及び資材一覧表

第3節 水防組織及び非常配備体制

【土木部、統括部、関係各部】

水防管理者（町長）は、洪水等の水害が発生するおそれのある場合、役場内に吉田町水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織内に入る。

1 吉田町水防本部

水防本部長（町長）は、洪水等において水防活動の必要があると認めた時から、その危険が解除するまでの間、水防本部を設置し水防事務を処理するものとする。

水防本部の設置場所は、役場庁舎3階防災対策室とする。

水防本部の事務局は、防災課に置くものとする。

なお、水防本部に係る活動の詳細については、「吉田町水防計画書」に準ずる。

2 吉田町災害対策本部

大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるときに設置する。本部長（町長）は、必要に応じて、本部員会議を開催し、町が実施する応急対策等について協議・決定する。災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

なお、災害対策本部の設置及び任務の詳細については、＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第2節「組織計画」＞に準ずる。

区 分	内 容
任務	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 （ア）自衛隊への災害派遣要請の要求 （イ）海上保安庁への支援要請 （ウ）防災協定締結機関等への支援要請 （エ）医療機関等への協力要請 （オ）緊急消防援助隊の出動要請 （カ）その他関係機関への応援要請

第5編 風水害対策編
<第3章 災害応急対策計画>

区 分	内 容
	エ 二次災害等発生防止措置 オ 県への報告 カ 広報に関する事項

第4節 水防に関する予警報

【土木部、統括部、関係各部】

1 「水防活動」の気象注意報・気象警報等（※県計画参考）

「水防活動」のための注意報及び警報は、静岡地方気象台から発表される大雨特別警報、大雨警報、大雨注意報、高潮特別警報、高潮警報、高潮注意報、洪水警報及び洪水注意報並びに気象庁から発表される大津波警報、津波警報及び津波注意報をもってこれに代える。

2 洪水予報（※県計画参考）

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

【国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報】

河川名	区 域
大井川	左岸 静岡県島田市鵜網字孫作三十四番三地先から海まで
	右岸 静岡県島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで

3 水防警報（※県計画参考）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第7項、法第16条）。

4 水位周知河川における水位到達情報（※県計画参考）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

【静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報河川及び区間】

水系名	河川名	区 域	区域延長
湯日川	幹川	左岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路～海まで 右岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路～海まで	5,600m
坂口谷川	幹川	左岸 牧之原市坂口唐木田橋付近～海まで 右岸 牧之原市坂口唐木田橋付近～海まで	6,310m

5 情報連絡体制

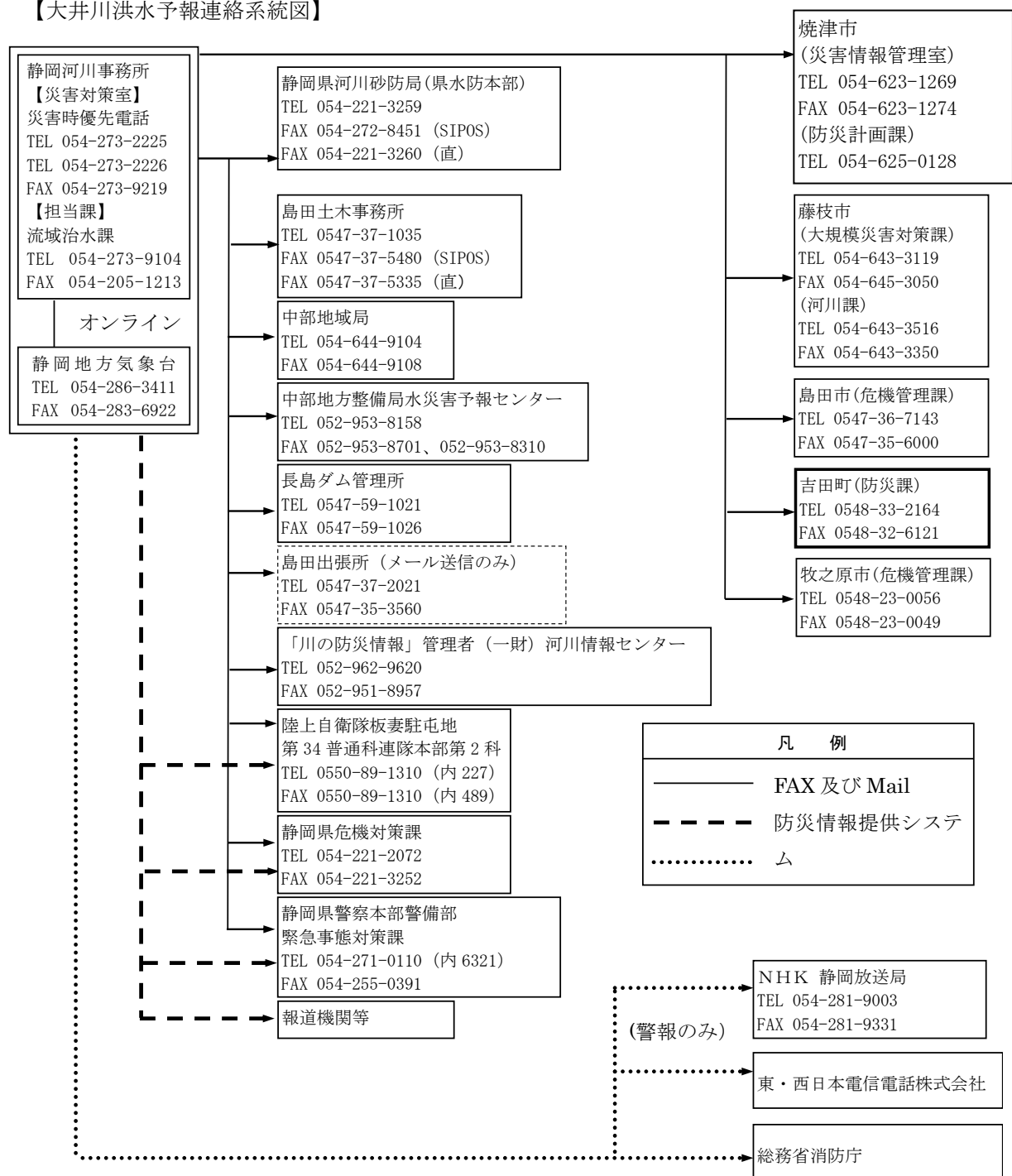
（1）国土交通省管理河川・海岸の場合

本町に係る情報連絡体制は、次のとおりである。

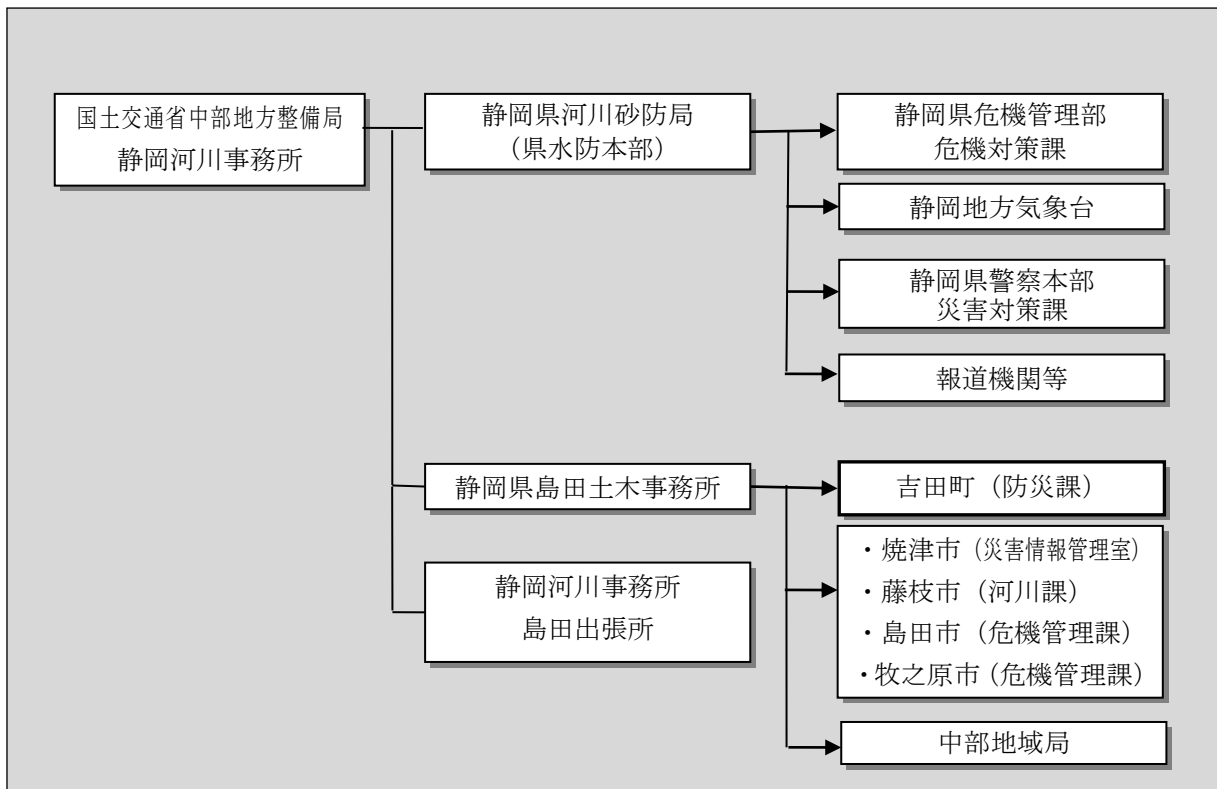
第5編 風水害対策編

<第3章 災害応急対策計画>

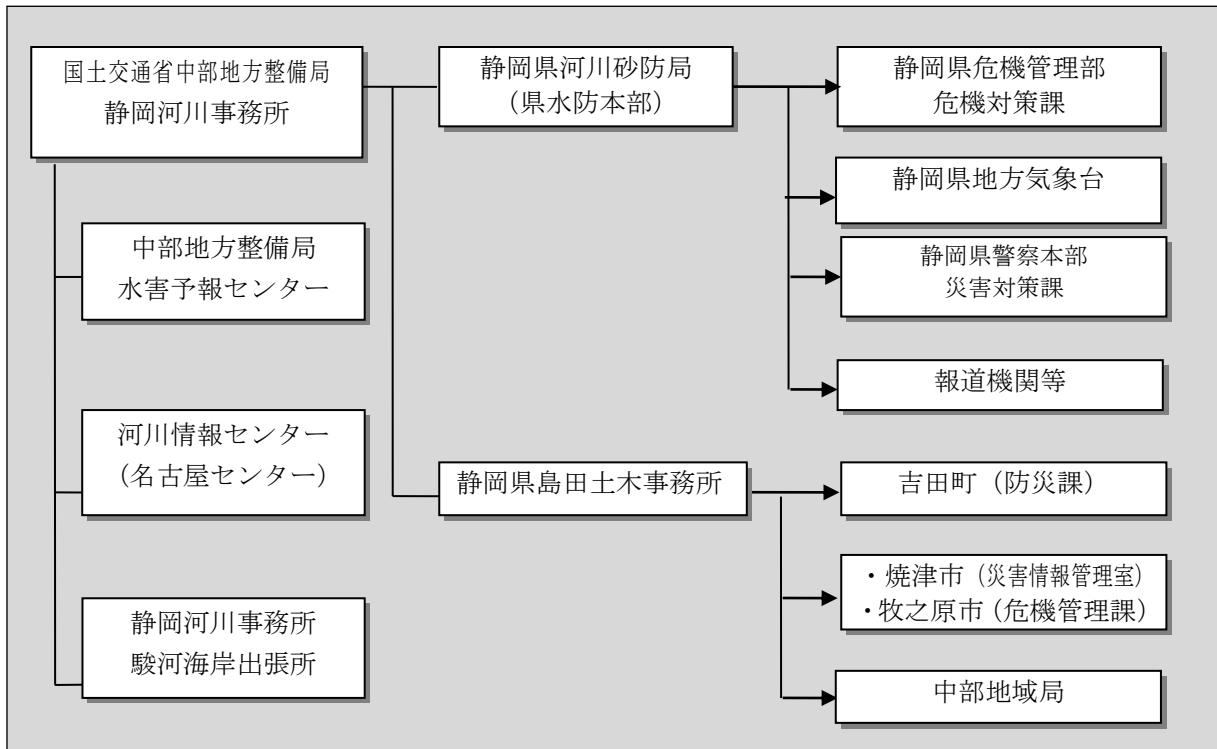
【大井川洪水予報連絡系統図】



【大井川水防警報連絡系統図】



【駿河海岸水防警報連絡系統図】

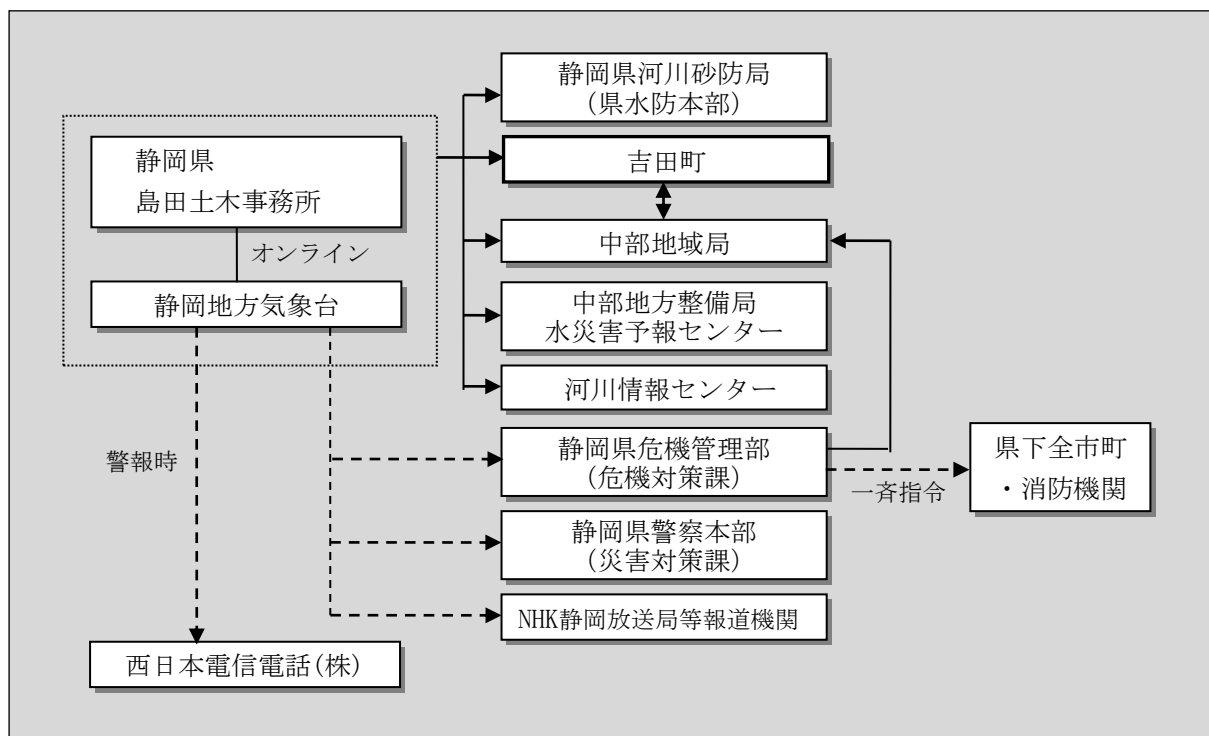


(2) 県管理河川の場合

第5編 風水害対策編

＜第3章 災害応急対策計画＞

本町に係る情報連絡体制は、次のとおりである。



6 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第5節 情報収集・伝達

【総務部】

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第4節「通信情報計画」＞に準ずる。

第6節 広報活動

【総務部】

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第5節「災害広報計画」＞に準ずる。

第7節 水防信号及び水防標識

【統括部、土木部】

1 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、【資料5. 3-1（1）】とおりである。

2 水防標識

水防法18条の規定による静岡県水防標識（昭和31年9月28日県告示第939号）は、【資料5. 3-1（2）】のとおりである。

水防のために出動する緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、標識を用うるものとする。

水防のために現場に赴く職員は、腕章を装着するものとする。

第8節 避難のための立退

【統括部、地区連絡部、関係各部】

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第7節「避難救出計画」＞に準ずる。

第9節 水防区域の危険箇所

【統括部、土木部】

町内の重要水防箇所は「吉田町水防計画書」において示すものとする。

第10節 水防に関する施設及び資器材等の整備

【統括部、土木部】

町内の水防倉庫及び備蓄資材については、「吉田町水防計画書」において示すものとする。

（災害復旧・復興については、＜第1編 共通対策編 第4章「災害復旧・復興」＞によるものとする。）

第6編 大火災対策編

「大火災対策計画」及び「大爆発対策計画」

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、吉田町民の生命、身体及び財産を大火災及び大爆発災害から保護するために、吉田町及び防災機関が行うべき吉田町の地域に係る「大火災対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大火災対策編」は、以下のとおり、「Ⅰ 大火災対策計画」、「Ⅱ 大爆発対策計画」から構成する。

Ⅰ 大火災対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防	火災予防計画、火災の予防対策、火災気象通報の取扱い
第3章 災害応急対策	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、情報伝達、県の対応
第4章 災害復旧	各機関が実施する対策

Ⅱ 大爆発対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防	高圧ガス災害予防計画、危険物災害予防対策、火薬類災害予防計画
第3章 災害応急対策	主旨、防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱、情報伝達、県の対応
第4章 災害復旧	原因究明と是正措置

I 大火災対策計画

第1章 総則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第1節 町、防災関係機関の業務の大綱

実施主体	内 容	
町	ア 町防災会議に関する事務 イ 防災に関する組織の整備 ウ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 エ 情報の収集、伝達及び被害調査 オ 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 カ 清掃、防疫その他保健衛生 キ 消防団の活性化及び消防団員の報告 ク 緊急輸送の確保 ケ 災害復旧の実施 コ その他災害の防御又は拡大防止のための措置	
静岡市消防局	消防体制の整備	ア 消防組織の確立 イ 消防施設の整備 ウ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	ア 消防用設備等の設置促進 イ 防火管理体制の指導育成 ウ 防火対象物の火災予防指導
	林野火災予防対策	ア 消防資機材の維持管理
	災害応急対策	ア 消防活動 イ 広域活動協力体制
静岡地方気象台	火災気象通報の発表	

第6編 大火灾対策編

I 大火灾対策計画

<第1章 総則>

第2節 過去の顕著な災害

本町では、これまでに記録に残る大火灾の発生事例はない。

なお、静岡県内における明治 36 年以降の主要な大火は、次のとおりである。ただし、戦争による火災は含まれていない。

【静岡県内における主要な大火灾の発生事例】

発生年月日	焼失数	場 所	記 事
明治 36 年 1 月 6 日	453 戸	焼津町 城之腰鰯ヶ島	弱い高気圧におおわれて風は弱かったが、湿度はやや低かった。浜松で最大風速 ENE4.6 m/s、最小湿度 66%
大正 2 年 3 月 3 日	1,451 戸	沼津市	弱い高気圧におおわれ、乾燥していた。沼津で最大風速 ENE6.1 m/s、最小湿度 46%
大正 15 年 12 月 10 日～11 日	756 戸	沼津市末広町	冬型気圧配置で風が強くなっていた。沼津、最大風速 SW11.7 m/s、最小湿度 50%
昭和 7 年 4 月 21 日～22 日	1,300 戸	大宮町 (富士宮市)	本州は高気圧におおわれ乾燥していた。沼津で最大風速 WSW2.8 m/s、最小湿度 33%
昭和 15 年 1 月 15 日～16 日	1,521 戸	静岡市	冬型で風が強く異常に乾燥していた。静岡で最大風速 W9.6 m/s、最小湿度 22%
昭和 18 年 3 月 13 日～14 日	林 野 1,280ha 40 戸	磐田郡 竜山村 秋葉山	高気圧におおわれ日中風がやや強く湿度も低かった。浜松で最大風速 WNW9.8 m/s、最小湿度 33%
昭和 18 年 3 月 17 日	林 野 1,050ha	富士郡上井手村 (富士宮市) 人穴	高気圧におおわれて乾燥していた。三島で WSW7.7m/s、最小湿度 29%
昭和 21 年 4 月 2 日～3 日	林 野 千数百 ha	田方郡中大見村 切川八野伊東町 奥野、小室山	日本海を低気圧が北東進していて西の風がやや強くなっていた。網代で最大風速 SW13.3 m/s、最大湿度 50%
昭和 25 年 4 月 13 日	1,416 戸	熱海市	高気圧が東に去り、低気圧が鳥島の南海上にあって北東風が全般に強かった。網代で ENE11.2 m/s、最大湿度 54%
昭和 32 年 2 月 28 日	104 戸	静岡市牛妻	西高東低の気圧配置となっていて、寒冷前線が 15 時ごろ通過して西よりの風が強くなった。最大風速 W12.9 m/s、最小湿度 19%
昭和 35 年 11 月 17 日	119 戸	榛原郡 川根町家山	本州南岸を低気圧が通過し、弱い気圧の谷となった。静岡で最大風速 NNE4.6 m/s、最小湿度 52%

第3節 予想される災害

- ア 風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。
- イ 大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。

気圧配置	火災の発生しやすい条件
(ア) 冬から春先にかけての西高東低の気圧配置	北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風
(イ) 春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置	連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下

- ウ 林野火災とは、森林、原野または牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。
- エ 林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。

【吉田町の位置する県中部地方の気象条件】

気象条件
・本地域は県中部山岳の南側にあたるため、駿河湾の影響をうけて、極めて気候が温和で年平均気温は 17.0℃（静岡市吉田消防署、令和3年測定値）となっている。冬季は日照時間が多く、夏季は高温多湿であるが海陸風により日中の気温は著しく高くはならない。 ・風は年間を通じて静岡市付近では、南ないし西の風と北東の風が卓越し、吉田町付近では、西から北向きの風が卓越している。 ・冬の季節風は大井川下流から南では西よりの風が強く、吉田町でも1月の平均風速が 6.1m/s で北西の風が卓越し、冬場の風速が強くなっている。（静岡市吉田消防署、令和3年測定値）

第2章 災害予防

静岡市消防局（以下、本編においては「消防局」という。）においては、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

第1節 消防体制の整備

【静岡市消防局、防災課】

区 分	内 容
消防組織の確立	消防局は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
消防施設の整備	消防局は、地域に即した消防活動に要する消防施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。
消防救急の広域化の推進	災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、平成28年4月1日から、静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町の3市2町が構成する静岡地域の枠組みで、静岡市への委託方式による消防救急広域事業が始まった。
消防力の現況	町及び消防局における消防力の現況は【資料1. 3-43】のとおりである。
消防職員・消防団員の教育	町及び消防局は、消防職員及び消防団員を消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。
消防団の活性化	ア 災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。 イ 町は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。
緊急消防援助隊の受援体制の確立	消防局は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

第2節 火災の予防対策

【静岡市消防局、防災課】

区 分	内 容
建物不燃化の	町は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、

区 分	内 容
指導	難燃化を指導する。
消防用設備等の整備	消防局は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。
防火管理体制の整備	消防局は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を開催し、防火管理者を育成するとともに、防火指導を強化し、防火管理の徹底を図る。
防火対象物の火災予防	消防局は、多数の者が出入りする施設に対し立入検査を行い、火災予防について指導するとともに、防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。
査察体制の強化及び町民の防災意識の向上	消防局は、火災予防関係法令の定めるところにより、消防対象物の関係者に対し査察指導を定期的かつ積極的に実施し、火災発生防止、初期消火体制の確立、延焼拡大の防止、安全避難の確保等の充実を図り、広く市民の防火意識の向上並びに啓発を図る。

第3節 火災気象通報の取扱い

【防災課】

町長は、消防法第22条第3項の規定により静岡地方気象台長から知事を経由して伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

1 火災気象通報の基準

対象地域	実施基準
概ね市町単位（二次細分区域）	- 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 - 毎朝（5時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある。） - 注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 - 定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。

2 火災警報の発表

町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。

第3章 災害応急対策

この計画は、火災が発生し延焼拡大した大火災に対し、消防活動の基本的事項を定め、被害の軽減を図ることを目的とする。

第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

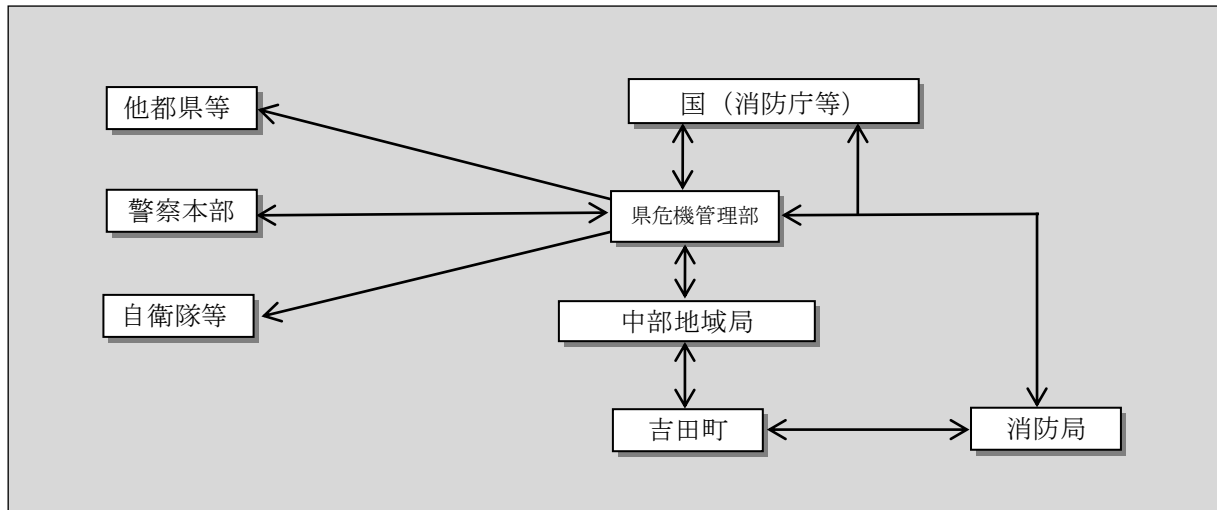
【静岡市消防局、防災課】

区 分	内 容
消防活動体制	静岡市消防局及び消防団は、その地域に係る火災が発生し、これらの火災が延焼拡大した場合による被害の軽減を図るため、消火・救急・救助活動においては災害種別、規模等により、消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうるよう特に配慮するものとする。
広域協力活動体制	ア 町長（消防の事務委託に係る部分は静岡市長）は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」のほか、隣接市町と締結した消防相互応援協定に基づく応援要請について、静岡市消防局と調整を図るものとする。 イ その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 (7) その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 (4) 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合 (9) その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	町は、大規模な林野火災が発生し、静岡市消防局の保有するヘリコプターのみでは人命の危険、人家への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、県防災ヘリコプター及び浜松市消防ヘリコプターに応援要請をかけるものとする。
緊急消防援助隊の応援出動要請	町長（消防の事務委託に係る部分は静岡市長）は、消防局と協議し、保有する消防力だけでは対応できない場合には、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、知事に対し緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請するものとする。

第2節 情報伝達系統

【静岡市消防局、防災課】

大火災に係る情報伝達系統は、次図に示すとおりである。



第3節 吉田町の対応

【関係各課】

吉田町災害対策本部の設置及び任務については、＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第2節「組織計画」＞に準ずる。

第4章 災害復旧

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、計画を図るものとする。

第1節 各機関が実施する対策

【関係各課】

実施主体	内 容
町	関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
県	被災市町、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
関係機関	県、町等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

Ⅱ 大爆発対策計画

第1章 総則

高圧ガス、危険物等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物等に係る爆発事故は、これらの漏えい、流出、引火等により発生する。

このため、平時から高圧ガス、危険物等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第1節 町、関係機関の業務の大綱

機関名	内 容
町	ア 町防災会議に関する事務 イ 防災に関する組織の整備 ウ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 エ 情報の収集、伝達及び被害調査 オ 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 カ 清掃、防疫その他保健衛生 キ 緊急輸送の確保 ク 災害復旧の実施 ケ その他災害の防御又は拡大防止のための措置
静岡市消防局	ア 危険物事業者の許認可 イ 煙火の消費許可
県	ア 高圧ガス、火薬類事業者の許認可 イ 高圧ガス、火薬類事業者の保安指導 ウ 高圧ガス、危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整 エ 大規模事故発生時の危機管理対応 オ 高圧ガス、火薬類事故の原因究明、再発防止指導
警察	ア 火薬類事業者の保安指導 イ 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 ウ 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査
関係事業者	ア 自主保安体制の構築 イ 危害予防規程、地震防災計画等の策定 ウ 防災資機材の整備 エ 防災訓練等の実施 オ 災害発生時の関係機関への通報 カ 事故原因の究明、再発防止措置の実施

第6編 大火災対策編

Ⅱ 大爆発対策計画

<第1章 総則>

第2節 過去の顕著な災害

本町においてはこれまで、高圧ガス、危険物等による爆発事故の発生はない。
県内における発生事例は、次のとおりである。

1 静岡駅前地下街の爆発事故

発生年月日	昭和 55 年 8 月 16 日
発生場所	JR 静岡駅前地下街
事故状況	・ガスによると見られる 2 回の爆発と、これに伴う火災が発生した。 ・1 回目の爆発の原因は不明である。2 回目の爆発は、1 回目の爆発で破損した都市ガス配管から漏出したガスによる爆発と見られている。爆発の被害は半径 100 メートルの区域に及び、静岡市に対し災害救助法が適用された。
被害状況	・通行人、消防隊員ら 15 名が死亡、222 人が重軽傷を負った。
対応措置	・この事故を受け、ガス事業法や消防法等が改正され、地下室の保安基準の策定、地下街へのガス漏れ火災警装設備の設置、LP ガスの着臭濃度の強化等の対策が講じられた。

2 掛川市内のレクリエーション施設の爆発事故

発生年月日	昭和 58 年 11 月 22 日
発生場所	掛川市内のレクリエーション施設のバーベキューハウス
事故状況	・施設の改装工事により調理器具の撤去をおこなった際、器具が接続されていた末端のガス栓が閉じられていなかった。 ・この状態でガスの元栓が開けられたため、開いたままの末端ガス栓から LP ガスが漏れ出し、引火、爆発し、火災が発生したものの。
被害状況	・客や従業員等 14 名が死亡し、27 名が重軽傷を負った。

第3節 予想される災害

高圧ガス、危険物等に係る爆発事故は、これらの漏えい、流出、引火等により発生する。

高圧ガス、危険物等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は町内でも発生する危険性がある。

【高圧ガス製造事業所（第1種）】

〔令和4年3月31日現在〕

区 分	冷 凍 アンモニア	液化石油 ガス LPG	一般高圧ガス					
			酸素	水素	アンモニア	塩素	その他	
吉田町	2	4	3	2	—	—	—	1

注) 不活性ガス・圧縮空気を除く。

一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合があるため、ガス別の事業者数

【町内危険物施設】

[令和6年3月31日現在]

危険物等施設		吉田町内
製造所		13
貯蔵所	屋内貯蔵所	61
	屋外タンク貯蔵所	66
	屋内タンク貯蔵所	5
	地下タンク貯蔵所	11
	簡易タンク貯蔵所	—
	移動タンク貯蔵所	17
	屋外貯蔵所	10
	小計	170
取扱所	給油取扱所	27
	第1種販売取扱所	—
	第2種販売取扱所	—
	移送取扱所	—
	一般取扱所	34
	小計	61
合計		244

第2章 災害予防

第1節 ガス災害予防計画

【静岡市消防局】

高压ガス（高压ガス保安法に定める高压ガスをいう。以下同じ。）による災害発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

1 ガス保安体制の整備

区 分	内 容
防災計画の作成	ガスによる災害を防止するため、一般ガス事業者は、災害対策基本法に基づく防災計画を作成し、消防本部及び県に提出するとともに、その内容について毎年見直しを行い、緊急時における活動が計画どおり実施できるよう応急体制の整備を行う。
ガス保安に係る連絡調整体制の整備	ア 県及び町並びに関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。 イ 液化石油ガス販売事業者（「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に定める販売事業者をいう。以下同じ）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を静岡市消防局に提出する。

2 ガス保安施設の整備

区 分	内 容
ガス遮断装置の設置	液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。
ガス漏れ警報設備等の設置	液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留する恐れがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

3 ガス災害の予防対策

区 分	内 容
高压ガス	ア 高压ガス事業者及び県内高压ガス保全団体は、高压ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。 イ 県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高压ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努める。

区 分	内 容
ウ	防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。
エ	県及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため消費者保安講習、啓発のためのパンフレットの配布、ラジオ、テレビ等によるPRを行う。また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

第2節 危険物災害予防計画

【静岡市消防局】

町域における危険物施設の現状を把握して災害時における危険物施設の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

1 予防査察

区 分	内 容
災害予防の指導	消防局は、それぞれ製造所、事業所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に保安検査・立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導、取締りを行う。
施設改修等の指導	消防局は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。
危険物規制行政	危険物規制行政については、消防局において実施する。
災害予防体制の確立	消防局は、自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的に災害予防体制の確立を図る。

2 保安教育

監督機関及び関係機関は、危険物施設の従業員等に対し、保安に必要な教育を行う。

防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう随時パンフレット等を発行する。また、講演会等を開催し保安意識の高揚を図る。

第3章 災害応急対策

この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、二次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。

こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第1節 町、関係機関の業務の大綱

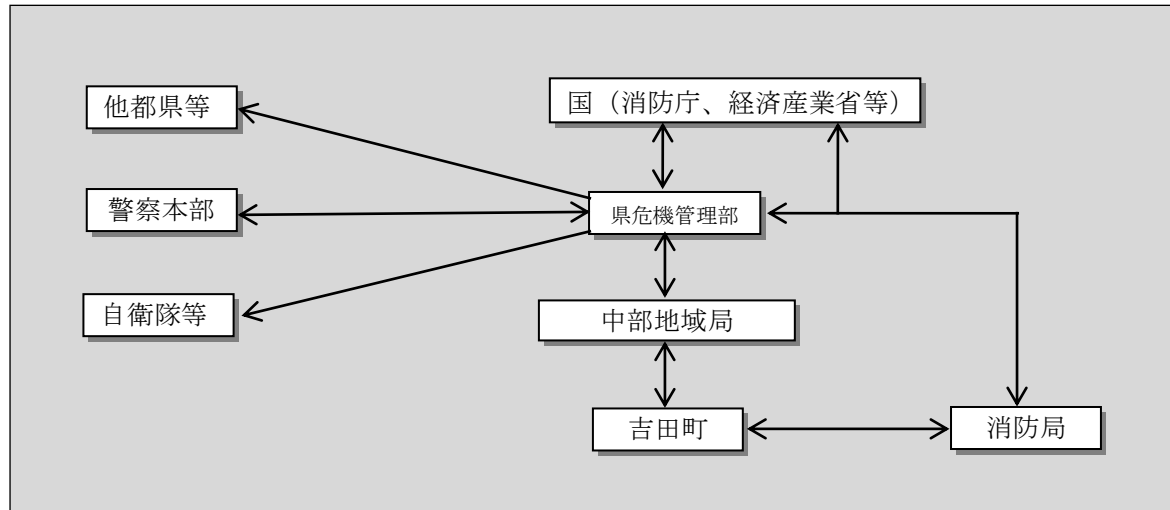
【防災課、関係各課、静岡市消防局】

機関名	内 容
町	ア 町防災会議に関する事務 イ 情報の収集、伝達及び被害調査 ウ 緊急輸送の確保 エ その他災害の防御又は拡大防止のための措置
静岡市消防局	ア 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報 イ 消火活動 ウ 人命救助活動 エ 避難誘導 オ 事故調査
県	ア 災害対策本部の設置 イ 防災対策の総合調整 ウ 情報収集・発信、広報 エ 国等との連絡調整 オ 自衛隊等への支援要請 カ 事故調査
警察	ア 事故捜査 イ 交通規制 ウ 避難誘導
発災事業者	ア 事故通報 イ 自衛防災対応 ウ 災害拡大防止措置 エ 関係機関への協力 オ 相互援助協定事業者等への支援依頼

第2節 情報伝達系統

【防災課、静岡市消防局】

大規模な爆発事故が発生した際の情報伝達系統は、次図に示すとおりである。



第3節 吉田町の対応

【防災課、関係各課、静岡市消防局】

1 応急対策

区 分	内 容
保護保安対策	ア ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう町民の協力を要請する。 イ ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 ウ ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに静岡市消防局に連絡する。 エ ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。 オ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。
危険防止対策	ア 災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、防毒マスク等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。

第6編 大火災対策編

Ⅱ 大爆発対策計画

<第3章 災害応急対策>

区 分	内 容
	イ 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。 ウ ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。
応急復旧対策	ア ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。 イ 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。

2 町、県等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、町、県、静岡市消防局及び警察と十分連絡、協議する。

3 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を町、静岡市消防局及び警察に行う。

4 吉田町災害対策本部の設置及び任務

<第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第2節「組織計画」>に準ずる。

第4章 災害復旧

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

第1節 原因究明と是正措置

【防災課、関係各課、静岡市消防局】

区 分	内 容
発災事業者の対応	ア 爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。 イ 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。 ウ 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。
関係機関の対応	ア 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。 イ 必要な場合には、国や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。
産業や住民生活に関する普及措置	ア 発災事業者等は、事故による高圧ガス、危険物の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。 イ ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。 ウ 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。 エ 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 オ 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。
情報公開、広報	ア 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。 イ 町は町民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。

第7編 大規模事故対策編

「道路事故対策計画」、「船舶事故対策計画」、「沿岸排出油事故等対策計画」及び「航空機事故対策計画」

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、町民の生命、身体及び財産を大規模事故災害から保護するために、町及び防災機関が行うべき本町の地域に係る「大規模事故対策編」（「共通対策編」で定めたものを除く。）を定めるものとする。

「大規模事故対策編」は、以下のとおり、「Ⅰ 道路事故対策計画」、「Ⅱ 船舶事故対策計画」、「Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画」、「Ⅳ 航空機事故対策計画」から構成する。

なお、Ⅱ、Ⅳにおける災害復旧については、＜Ⅰ 道路事故対策計画 第4章「災害復旧」＞に準ずるものとする。

Ⅰ 道路事故対策計画

章	記載内容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、過去の顕著な事故、予想される事故と地域
第2章 災害予防	道路構造物の災害予防、道路管理者等の防災体制の整備、危険物流出等に備えた資機材等の整備、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第3章 災害応急対策	情報の収集・伝達、応急体制、危険物の流出等に対する応急措置
第4章 災害復旧	災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー、再発防止策の検討

Ⅱ 船舶事故対策計画

章	記載内容
第1章 総則	過去の顕著な事故、予想される事故と地域
第2章 災害予防	防災体制の整備
第3章 災害応急対策	情報の収集・伝達、応急対策
(災害復旧)	＜Ⅰ 道路事故対策計画 第4章「災害復旧」＞に準ずる。

Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画

章	記載内容
第1章 総則	過去の顕著な事故、流出事故の主な対策、重油等の種類と性質
第2章 災害予防	防災体制の整備、防除資機材等の整備、沿岸域及び海域利用情報の収集・整理、海上交通の安全確保、人材の育成、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備

第7編 大規模事故対策編

章	記載内容
第3章 災害応急対策	情報の収集・伝達、応急対策
第4章 災害復旧	災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、再発防止策の検討、環境保全対策、補償対策、漁業経営対策、風評被害防止対策

IV 航空機事故対策計画

章	記載内容
第1章 総則	過去の顕著な事故、予想される事故と地域
第2章 災害予防	防災体制の整備
第3章 災害応急対策	情報の収集・伝達、応急対策
(災害復旧)	< I 道路事故対策計画 第4章「災害復旧」 >に準ずる。

I 道路事故対策計画

第1章 総則

吉田町内の県道、国道及び東名高速道路等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関がとるべき行動を定める。

第1節 町、防災関係機関の業務の大綱

実施主体	内 容
町	ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること イ 被災者の救出、救護（搬送・収容）に関すること ウ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること エ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示に関すること オ 県又は他の市町村に対する応援要請 カ 関係防災機関との調整に関すること
静岡市消防局	ア 救助・救出用資材、車両等の整備 イ 救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成 ウ 事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立 エ 携帯電話からの119番通報に対しの確に対応できる体制の確立
道路管理者 (国土交通省中部 地方整備局、県、 町、中日本高速道 路株式会社)	ア 管理道路の災害予防に関すること イ 管理道路の防災体制の整備に関すること ウ 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること エ 道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること
県	ア 的確な情報の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること ウ 国、市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること エ 医療救護体制の確保に関すること
警察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の搜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務

第7編 大規模事故対策編

I 道路事故対策計画

<第1章 総則>

実施主体	内 容
国土交通省 中部地方整備局	ア 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 関係防災機関との調整に関すること
静岡地方気象台	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象（地震にあっては地震動に限る。）及び水象の予報及び警報 ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 エ 気象業務にかかわる各種の研究 また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に関する各種観測網及び予報、警報等を発表、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。
医療機関	搬送患者を効率よく受け入れるための情報伝達体制の確立
建設事業者	事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握

第2節 過去の顕著な事故

これまで、本町内で大規模な道路事故が発生した事例はない。

国内における主な大規模道路事故災害の発生事例は、次に示すとおりである。

名 称	概 要
東名日本坂トンネル 火災事故	1979年（昭和54年）7月11日18時40分ごろ、東名高速道路下り線、日本坂トンネル内の出口から約400mの地点で大型貨物自動車4台、小型乗用自動車2台が関係する追突事故に伴う車両火災が発生し、後続車両に延焼した。この追突事故、車両火災により死者7名、負傷者2名、消失車両173台の被害となった。トンネルはスプリンクラーや排煙装置など当時最新の消火設備を備えていたが、火災の勢いが強すぎて役に立たなかった。トンネル本体の損壊および防災設備のほとんどが焼損という被害が生じたほか、流通の大動脈が一時的に機能麻痺し、交通網にも大きな混乱が生じた。日本の道路トンネルにおける火災として史上最悪の重大事故である。
熊野町ジャンクション 火災事故	2008年（平成20年）8月3日5時52分、首都高速5号池袋線下り走行中のタンクローリーが、熊野町ジャンクション内の急な右カーブを曲がりきれずに横転し、左側側壁に衝突炎上する事故が発生した。タンクローリーはガソリン16キロリットルと軽油4キロリットルを輸送中であった。運転手は腰を強く打ち重傷、積荷は5時間半あまりに渡って炎上し、11時34分に鎮火した。火災の熱により上下2階建構造で上を走る上り線の路面がゆがみ、鉄製の橋桁が長さ40mに渡って変形、最大60cm沈み込んだ。また、熊野町ジャンクションの近隣のマンションの外壁が火災の熱で焼けるという単独車両としては国内史上最大規模の損壊事故となった。

名 称	概 要
豊浜トンネル崩落事故	1996年（平成8年）2月10日午前8時10分頃、国道229号（北海道後志管内古平町）豊浜トンネルの古平町側の坑口付近において岩盤（最大高さ70m・最大幅50m・最大厚さ13m・体積11,000m ³ ・重さ27,000tと推計）が崩落。トンネル内を走行中だった北海道中央バスの積丹町余別発小樽駅前行き路線バス（乗客18名、運転手1名）と、後続の乗用車（1名乗車）の2台が直撃を受け、20名全員が死亡した。
飛騨川バス転落事故	1968年（昭和43年）8月18日、岐阜県加茂郡白川町の国道41号において、乗鞍岳へ向かっていた観光バス15台のうち、岡崎観光自動車所有の2台のバスが、集中豪雨に伴う土砂崩れに巻き込まれて増水していた飛騨川に転落し、乗員・乗客107名のうち104名が死亡した。

第3節 予想される災害

1 町内の道路状況

（令和6年4月1日現在）

道路種別	路線数	実延長 (m)	改良済 (m)	改良率	歩道等設置延長(m)	舗装済 (m)	舗装率
高速自動車道	—	—	—	—	—	—	—
一般国道	—	—	—	—	—	—	—
主要地方道	—	—	—	—	—	—	—
一般県道	—	—	—	—	—	—	—
1級町道	23	28,571	27,554	96.4%	12,821	28,380	99.3%
2級町道	21	27,090	25,495	94.1%	2,850	26,896	99.3%
その他	802	181,338	123,479	68.1%	15,778	167,652	92.5%

注）一般国道、主要地方道及び一般県道の歩道等設置延長は平成17年から資料なし。

資料）建設課「道路台帳調書」「静岡県道路現況調査」

2 町内の交通量

東名高速道路吉田インターチェンジの交通量は、令和4年度総交通量が4,102,799台、1日平均交通量が11,241台となっている。

区分	吉田インターチェンジ	
	総交通量	1日交通量
平成30年度	4,425,849	12,126
令和元年度	4,350,633	11,887
令和2年度	3,769,458	10,327
令和3年度	3,903,708	10,695
令和4年度	4,102,799	11,241

資料）中日本高速道路株式会社東京支社静岡保全・サービスセンター

第7編 大規模事故対策編

I 道路事故対策計画

<第1章 総則>

3 町内の人身事故件数等

令和5年中に町内で発生した人身事故は136件である。死傷者数は181人で、そのうち死者数は2人となっている。

区分	人身事故件数	各年12月31日現在 死傷者数	
		死者	傷者
令和元年	156	2	206
令和2年	105	2	141
令和3年	124	0	157
令和4年	115	0	140
令和5年	136	2	179

資料) 牧之原警察署

4 予想される道路事故の態様

本町内で発生が予想される道路事故には、河川の増水、津波等による橋りょう・道路の流失といった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものなどが想定され、態様としては以下のものが考えられる。

要 因	想定される事故
自然災害等に起因するもの	・河川の増水、津波等による橋りょう・道路の流失 ・落石・土砂崩れ等の道路法面の崩壊
大規模な交通事故等に起因するもの	・道路上での危険物等の漏えい ・バスの転落等事故
その他	・沿道での大規模火災等

第2章 災害予防

第1節 道路構造物の災害予防

【建設課】

各道路管理者は、道路構造物の異常を早期に知覚するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。

また、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有または調達できる体制を整備する。

警察、消防、医療機関、町、県等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の搜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に努める。

第2節 道路管理者等の防災体制の整備

【建設課、関係各課】

実施主体	内 容
道路管理者 (国土交通省中部 地方整備局、県、 町、中日本高速道 路株式会社)	ア 情報連絡体制の整備 イ 安全設備等の整備 ウ 防災体制の確立(情報連絡を含む) エ 異常気象時の通行規制区間の指定 オ 通行規制の実施及び解除 カ 通行規制の実施状況に関する広報 キ 防災訓練の実施
町	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
静岡市消防局	ア 情報連絡体制の整備 イ 救助・救急活動に必要な車両及び救急救助用資機材の整備
県	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
警察	ア 情報連絡体制の整備 イ 防災体制の確立(情報連絡を含む) ウ 通行の禁止等の措置 エ 信号機等の点検
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備
建設事業者	ア 情報連絡体制の整備 イ 応援業務に関連する情報連絡体制の整備 ウ 応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握

第7編 大規模事故対策編

I 道路事故対策計画

<第2章 災害予防>

第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備

【建設課】

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。

また、特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード（化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード）の携行の普及促進等を図るものとする。

第4節 防災訓練

【防災課、建設課、静岡市消防局】

町、県、防災関係機関は、町、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助・救出活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図るものとする。

第5節 関係機関との相互連携体制の整備

【防災課、建設課、静岡市消防局】

1 連絡窓口の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落やさくそう等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこととする。

第3章 災害応急対策

事故の状況に応じて、事前配備職員の参集あるいは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとる。

第1節 情報の収集伝達

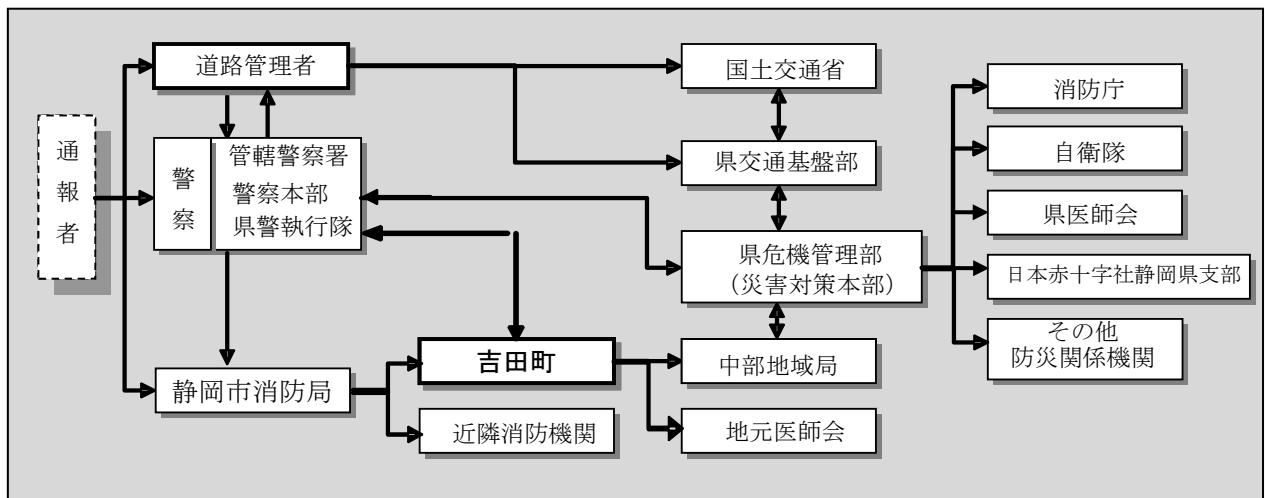
【統括部、総務部】

町が道路災害発生の通報を受けた場合は、関係機関に内容を連絡する。

災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を県、関係市町その他関係機関と共有する。迂回路などの情報と併せて随時町（道路管理者）のホームページに掲載するなどして広報活動を行う。

町、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

【情報連絡系統図】



第2節 応急体制

【関係各部】

事故の連絡を受けた町は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、初動体制の確立のために必要な措置をとる。

第7編 大規模事故対策編

I 道路事故対策計画

<第3章 災害応急対策>

1 吉田町

本町は、次の事項を処理する。

- ア 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理
- イ 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整
- ウ 遺体の措置
- エ 道路の応急復旧

2 静岡市消防局

静岡市消防局は、次の事項を処理する。

- ア 消火活動
- イ 被災者の救出、救護
- ウ 負傷者の医療機関への搬出

3 防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
道路管理者 (国土交通省中部地方 整備局、県、町、中 日本高速道路株式会 社)	ア 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力 (ア) 主要交通路(迂回路)の確保 (イ) 災害時における通行の禁止又は制限 イ 道路施設の応急復旧活動に関すること (ア) 道路の応急復旧 (イ) 類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施
警察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務
医療機関	ア 救護所の開設 イ 負傷者に対する医療処置 ウ 患者搬送
建設事業者	負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力

第3節 危険物等の流出・散乱に対する応急措置

【関係各部、静岡市消防局】

危険物等の流出・散乱が確認された場合、又は想定される場合は、化学物質漏えい事故対応マニュアル（静岡県危険物運搬車両事故防止等対策協議会編）に基づき、以下の措置を行う。

1 拡散防止措置等

区 分	内 容
流出危険物の拡散防止及び除去	ア 警察及び消防は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカードまたは運搬車両の所属事務所から流出危険物の名称、性状、毒性等の状況を把握する。 イ 輸送業者及び消防、警察、道路管理者は連携して、危険物の防除作業を実施し、拡散防止に努める。
二次災害の防止	ア 静岡市消防局及び消防団は、流出危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災及び健康被害、環境汚染防止等を行う。 イ 流出危険物による飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者等は、水道水取水機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置をとる。 ウ 流出危険物による河川海域等の公共用水域、地中及び大気汚染の可能性がある場合には、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。 エ 必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。

2 住民の安全確保

町は、危険物等が流出・散乱した場合は、有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、付近の住民などの避難、区域への立入禁止等の必要な措置をおこなう。また付近の住民などを避難させる際には、安全な地域に避難場所を開設する。

町は、災害の概要及び警戒区域の指定状況、規制の内容（「中毒危険」、「退去命令」、「火気の使用禁止」等）の情報を広報する。

町は、危険物の処理が終了し、安全が確認された場合、速やかに警戒区域を解除すると共に、その旨広報する。

第4章 災害復旧

第1節 災害復旧計画の策定

【関係各課】

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第2節 施設の復旧

【関係各課】

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第3節 安全性の確認

【総務課、関係各課】

応急対策がおおむね完了したときは、県及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。
安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く町民に周知を図る。

第4節 被害者等へのフォロー

【健康づくり課】

1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、県等と協力して相談窓口を設置すると共に、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第5節 再発防止策の検討

【防災課、建設課、関係各課】

1 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、本町として緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

2 マニュアル等の見直し

県は、本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

Ⅱ 船舶事故対策計画

第1章 総則

本町の周辺海域において、船舶等の衝突、転覆、火災、浸水等の事故により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合に迅速かつ適切に救助するため、町、県及び防災関係機関がとるべき行動を定める。

ただし、油等の流出事故については「Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画」の定めるところとする。

第1節 過去の顕著な事故

本町及び静岡県周辺海域では、幸い大規模な海上事故は起きていないが、過去には他県の周辺海域で多数の死傷者を出す事故が発生しており、本町及び本県周辺海域でも起こらないとは限らない。

発生年月日	事故状況
1954年9月26日 (昭和29年)	(洞爺丸事故) 青函連絡船「洞爺丸」が、函館沖で台風15号(洞爺丸台風)の暴風で転覆・沈没し、乗員乗客1155名が死亡。このほか、洞爺丸台風では函館沖で停泊していた北見丸(乗員70名死亡)及び十勝丸(乗員59名死亡)が転覆、日高丸(乗員56名死亡)が浸水、第十一青函丸(乗員90名死亡)が船体破断により沈没し、あわせて1430名が死亡。
1955年5月11日 (昭和30年)	(紫雲丸事故) 宇高連絡船の「紫雲丸(貨客船)」と「第3宇高丸(貨物船)」が濃霧の中で衝突して、紫雲丸が沈没し、死者166名、負傷者122名。
1958年1月26日 (昭和33年)	(南海丸遭難事故) 紀阿連絡航路の旅客船「南海丸」が徳島県小松島市から和歌山市に向けて出航したところ、悪天候に遭遇したため紀伊水道沼島沖で沈没し、乗員乗客167名全員が死亡・行方不明。
1962年11月18日 (昭和37年)	神奈川県川崎市の京浜運河を航行中のタンカー「第一宗像丸」(総t数1,972t)が、「タラード・ブローグ」(同21,634t)に衝突。「第一宗像丸」の積荷のガソリンが炎上し、付近を航行していた太平丸(同89t)と宝栄丸(同62t)も巻き込まれて炎上し、4隻で41人が死亡。
2009年11月 フェリーありあけ横転事故	三重県沖を航行中のフェリーありあけ(1,910ト)が波浪により傾き、乗り上げて横転。乗客乗員は全員救出。貨物の移動発生による大傾斜の継続が主な原因。
2014年5月 姫路沖タンカー爆発事故	兵庫県姫路市沖で停泊していた油タンカー聖幸丸において、乗組員が甲板で作業していたところ、船体が爆発し、1人が死亡、4人が重傷。
2015年4月 韓国セウォル号沈没事故	韓国南西部沖合いを航行していた韓国旅客船セウォル号に浸水が発生し、その後沈没。死亡、行方不明者は300人以上。主な原因は過積載等。

2015年7月 北海道苫小牧沖 フェリー火災	「さんふらわあ だいせつ」は、苫小牧港沖を航行中、車両甲板内で火災が発生し、乗組員による消火活動を行ったが、消火困難となり乗員乗客93名は退船し救助され、船員1名が死亡。

第2節 予想される事故と地域

海難とは、海上における船舶又は航空機の遭難その他海上において人命又は財産に被害が生じ、又は生じるおそれのある事態であって、保護を必要とするものであり、主な形態は以下のとおりである。また、海難は、個々の形態が異なり、様々な複合的要素を持つため、衝突・浸水・火災・乗揚げによる船体断裂等による燃料油や貨物油の排出など複合的な事故となることがある。

なお、本町を含む静岡県の沖合海上は、県内の港に出入りする船舶や東西に往来する船舶が多いので、衝突、座しょうによる遭難、火災等の災害が予想される。

主な形態	内 容
衝突	船舶が他の船舶又は物件（岸壁、防波堤、棧橋、流水等）に接触したことをいう。
乗揚	船舶が、陸岸、岩礁、浅瀬、捨石、沈船等水面下にあつて大地に直接又は間接的に固定しているものに乗揚げ、乗切り又は底触して船舶の航行に支障が生じたことをいう。
転覆	船舶が、外力、過載、荷崩れ、浸水、転舵等のため、ほぼ90度以上傾斜して復原しないことをいう。
浸水	船外から海水等が浸入し、船舶の航行に支障が生じたものをいう。
推進器障害	推進器及び推進軸が、脱落、若しくは破損し、又は漁網、ロープ等を巻いたため、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
舵障害	舵取機及びその付属装置の故障、舵の脱落又は破損により、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
火災・爆発	船舶又は積荷に火災が発生したことをいう。燃料その他の爆発性を有するものが引火、化学反応等によって爆発したことをいう。
機関故障	主機関等推進の目的に使用する機械が故障し、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
安全阻害	転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天難航をいう。

（参考）

＜海上災害に関する基本的な考え方＞

- ・海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。
- ・更に、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。
- ・また、海難について人命救助を必要とする場合、第三管区海上保安本部が船長の救助活動の援助を行う。

第7編 大規模事故対策編

Ⅱ 船舶事故対策計画

<第1編 総則>

- ・特に陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市町長が救護活動を行う。

【海難による人身事故における対応(任務等)と責務等の内容】

主 体	根拠法令	責務等の内容
当該船舶の船長	【国内法】 船員法第12～14条	・人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 ・船舶が衝突したときの人命及び船舶の救助 ・他の船舶又は航空機の遭難を知ったときの人命の救助
海上保安庁	海上保安庁法第2条	海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務
市町長	水難救護法第1条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市町長の責務
県警察本部	水難救護法第4条	救護の事務に関し市町長を補助

※ 海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たったものが災害を受けたときは、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

第2章 災害予防

第1節 防災体制の整備

【関係各課、静岡市消防局】

町、県、第三管区海上保安本部をはじめとする防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、船舶事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実施主体	内 容
町	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡市消防局	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
県	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 港湾施設の適正利用確保の措置 港内パトロール等を実施し、港湾施設の良好維持と適正利用の確保に努める。 エ 防災訓練の実施 オ 関係機関との相互連携体制の整備
警察	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
第三管区 海上保安本部	ア 情報連絡体制の整備 イ 救難資機材等の整備及び備蓄 ウ 海上交通の安全確保のための措置 (7) 管轄海域及び本県の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努めるものとする。 (イ) 海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努める。 エ 防災訓練への参加 オ 関係機関との相互連携体制の整備
海上運送	ア 情報連絡体制の整備

第7編 大規模事故対策編

Ⅱ 船舶事故対策計画

<第2章 災害予防>

実施主体	内 容
事業者等	イ 海上交通の安全確保のための措置 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備 オ 海上運送法第10条の3の規定に基づく「安全管理規程」の作成
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡地区 ・伊豆地区 水難救済会	ア 情報連絡体制の整備 イ 各救難所の施設整備及救助用資材の備蓄 関係機関と連携し、海難救助訓練を実施するとともに、各救難所の施設整備及び救助用資機材を備蓄に努める。 ウ 海難救助訓練の実施
中部運輸局	船舶の安全性を確保するため、船舶の定期的検査、立入検査等を実施し、必要な指導を実施

<特記事項>

No.	区 分	内 容
①	海難防止指導	清水海上保安部、下田海上保安部及び御前崎海上保安署は、海難事故防止講習会の開催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努める。
②	異常気象時における避難体制の確立	第三管区海上保安本部は、気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときには、船舶に情報提供して事故防止に努める。
③	防災訓練	県及び関係機関は、海上事故への対応及び防災関係機関との連携の習熟を図るため、訓練の推進に努める。
④	関係機関との相互連携体制の整備	ア 海上事故災害等の場合における消火活動等を効果的に行うため、海上保安機関と消防機関は、概ね次の事項の調整をしておく。 (7) 資機材の保有状況等の資料の交換 (イ) 消火活動要領及び連絡周知系統の作成 (ウ) 必要資機材の整備の促進 イ 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、相互に交換する。 ウ 第三管区海上保安本部は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、医療機関との連絡・連携対策の整備を図る。 エ 第三管区海上保安本部等は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係わる情報など市町村等との連絡・連携体制を強化しておく。

第3章 災害応急対策

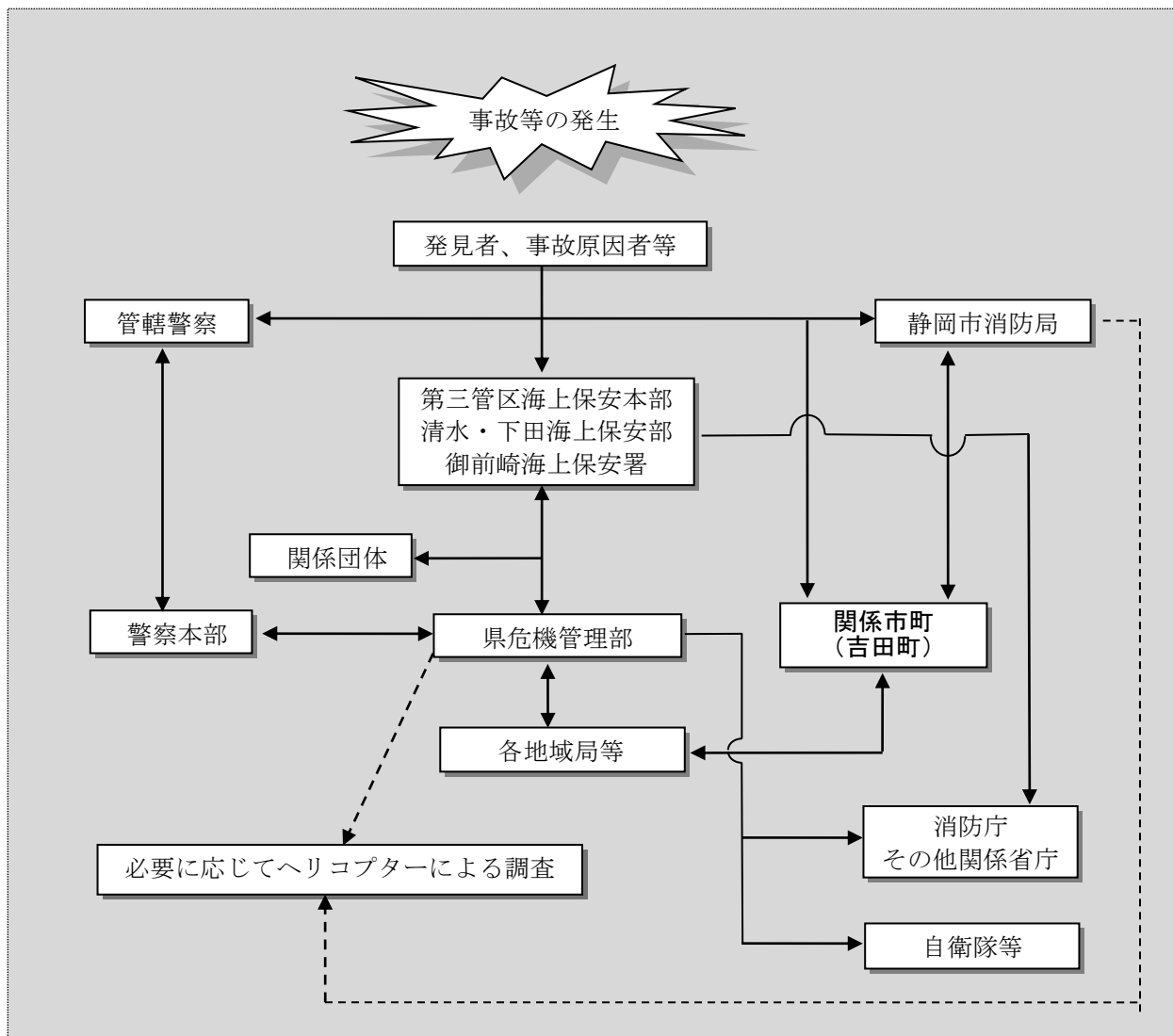
海上災害が発生した場合は、町、県及び防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の拡大防止や軽減を図る。

第1節 情報の収集・伝達

【統括部、総務部】

本町は、海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を県の関係部局、市町、防災関係機関と共有する。また、発生した事故の態様によっては、適宜、連絡先等を追加、変更するものとする。（下図参照）なお、広報の必要がある場合には、町のホームページに掲載し、広報活動を行う。

【連絡系統図】



第7編 大規模事故対策編

Ⅱ 船舶事故対策計画

<第3章 災害応急対策>

第2節 応急対策

【関係各部】

1 応急対策の流れ

海難による人身事故の場合（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定）

事 項	船長等	国	県	沿岸市町等
海難の発生	最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・海上保安本部による被害規模等の情報収集 ・海上保安本部から県等への情報連絡	災害対策本部及び方面本部設置	沿岸市町の災害対策本部の設置
搜索活動		海上保安本部のヘリ等による搜索活動	海上保安本部等と連携をとった県ヘリ等による搜索活動	沿岸海域を中心とする沿岸市町の搜索活動（政令市はヘリによる搜索活動支援）
救助・救急活動	救助・救急活動	海上保安本部による、県及び沿岸市町等と連携した救助・救急活動	海上保安本部等と連携した救助・救急のための県ヘリ等の出動	沿岸海域を中心とする沿岸市町の救助・救急活動（政令市はヘリによる救助活動支援）
医療活動		海上保安本部から沿岸の関係市町への医療活動要請	沿岸の関係市町からの要請による医療機関への救護班の派遣要請	・沿岸の関係市町は医師の確保を行い、救護班を編成し、負傷者等の医療・救護措置を実施 ・沿岸の関係市町は必要に応じて、県に対して、県医師会、日本赤十字社静岡県支部等の派遣を要請 ・要請に基づく医療機関の医療・救護活動
消火活動 （必要な場合に 応じて）		・海上保安本部による沿岸市町の消防機関と連携した消火活動 ・消防庁による緊急消防援助隊の派遣	消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請	・消火活動等については、静岡市消防局へ要請
緊急輸送活動		・海上保安本部は、必要に応じて、緊急輸送を円滑に行うための船舶交通の制限又は禁止 ・中部運輸局静岡運輸支局、県旅客船協会は、県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又はあっせん	・県は、沿岸の関係市町とともに、必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員を手配	沿岸の関係市町は被害の状況に応じて、車両等の確保・配置（困難な場合には県に対して調達のあっせん依頼）

注）その他、県知事等の要請に基づく自衛隊による搜索、救助・救急、医療、消火、緊急輸送活動等
沿岸市町とは、「静岡県地域防災計画」の「津波対策の巻」、第2節第2項の「沿岸市町一覧表」に同じ。

2 吉田町、静岡市消防局

吉田町及び静岡市消防局は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
町	ア 情報の収集・伝達 イ 職員の非常参集、災害対策本部設置など必要な体制の確立 ウ 県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ 救助・救出活動 オ 医療救護活動 傷病者が多数発生した場合は、救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。 カ 避難所の開設、避難誘導 キ 住民に対する広報
静岡市消防局	ア 情報の収集・伝達 イ 消火活動 ウ 救出・救助活動 エ 流出危険物に関する対応

3 防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
警察	ア 情報の収集・伝達 イ 搜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 交通規制の実施
第三管区 海上保安本部	ア 情報の収集・伝達 イ 海上における治安維持 ウ 海上における船舶交通の安全確保 エ 海難の際の人命救助及び船舶の救助 オ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動
海上運送事業者等	ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置 ウ 海保や市町村等に対する必要な支援の要請 エ 事業者としての消火・搜索・救出・救助活動 オ 二次災害の防止活動 カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告 キ 被災乗員家族等への情報提供(乗員に被害が出た場合)

第7編 大規模事故対策編

Ⅱ 船舶事故対策計画

<第3章 災害応急対策>

実施主体	内 容
	ク 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 ケ 代行輸送者、牽引船等の手配 コ 乗員の避難誘導 サ 乗員に対する広報
医療機関	ア 情報の収集・伝達 イ 医療救護活動
静岡地区・伊豆地区 水難救済会	ア 情報の収集・伝達 イ 遭難者の救助
漁港管理者	ア 関係先への事故情報の伝達 イ 岸壁等漁港施設の使用制限 ウ 海上保安部長等からの要請に基づく漁港利用に関する措置

<特記事項>

No.	区 分	内 容
①	捜索・消火活動	海上保安部及び関係機関が捜索・消火活動を実施する。
②	救助・救急活動	遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、関係市町に連絡する。 海上保安本部、警察、関係市町は、海岸等現場において必要な活動を実施する。

(災害復旧については、<本編 I 道路事故対策計画 第4章「災害復旧」>に準ずる。)

Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画

第1章 総則

本町の地先海域において、大量の油等が排出された場合の拡散防止と回収を実施し、沿岸の住民の安全を図るとともに、環境汚染を最小限に防ぐための町及び県、防災関係機関の措置を定める。

第1節 過去の顕著な事故

本町地先海域での油流出事故の発生事例はないが、国内及び静岡県近海における油流出事故は、次のとおりである。

1 我が国における主な大規模油流出事故（昭和42年以降）

発生年月日	事故状況
昭和46年 11月30日	リベリア籍タンカー「ジュリアナ」号（総t数11,684t）が新潟港外にて荒天錨泊中、風浪に圧流され座礁、船体が破断し原油約7,200キロリットルが流出した。
昭和49年 12月18日	重油タンク底板破損亀裂により、重油約7,500キロリットル～9,500キロリットルが海上に流出し、備讃瀬戸及び播磨灘南部海域に拡散した。
平成2年 1月26日	京都府沖を航行中のリベリア籍貨物船「マリタイム・ガーディニア」号（総t数2,027t、燃料油等900キロリットル搭載）が風浪により圧流され底蝕、船体が破断し、燃料油等900キロリットルが流出した。
平成9年 1月2日	日本海を航行中のロシア籍タンカー「ナホトカ」（総t数13,157t）号が破断、船体は海底に沈没し船首部は福井県沖に漂着・座礁。積荷のC重油約6,200キロリットル（推定）が流出、流出した油は、日本海沿岸の10府県海岸に漂着した。
平成9年 7月2日	パナマ籍タンカー「ダイヤモンドグレース」号（総t数147,012t原油約257,000キロリットル搭載）が東京湾横浜本牧沖の中ノ瀬付近に座礁、原油約1,500キロリットルが流出した。

2 静岡県近海での最近の油流出事故

発生年月日	事故状況
平成14年 8月8日	御前崎灯台の南東約3.7マイルの海上で貨物船第二広洋丸（総t数462t）と韓国籍貨物船SUN TRUST（総t数2,747t）が衝突沈没、SAN TRUSTの燃料油等約138キロリットルが流出し、油の一部が静岡県富士市沿岸及び西伊豆沿岸に漂着した。静岡県知事他23市町村長に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。

第7編 大規模事故対策編
Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画
＜第1章 総則＞

発生年月日	事故状況
平成14年 10月1日	台風接近のため駿河湾向け避難航行中の自動車運搬船 HAUL EURORE（総t数56,835t）が伊豆大島南東に座礁し、燃料油約1,307メートルトンが流出、伊豆大島波浮港及び付近海岸を汚染、油の一部が房総半島鴨川沖まで達し、東京都、千葉県、静岡県、伊豆諸島、相模湾沿岸市町村に対し流出油に関する情報提供がなされた。
平成21年 3月10日	伊豆大島東方海域でパナマ籍貨物船 CYGNUS ACE（総トン数10,833t）と韓国籍貨物船 ORCHID PIA（総トン数4,255t）が衝突、沈没したO号から油が湧出、油の一部が千葉県房総半島に漂着し、千葉県知事他5市1町に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。

第2節 流出事故の主な対策

沿岸排出油事故における主な対策は、次のとおりである。

- ア 海上における事故現場での応急防除措置
- イ 油等が流出した場合の海上での拡散防止及び回収
- ウ 流出した油等が陸地に漂着した場合の防除対策
- エ 回収した油等の保管、運搬、処理に関する業務

第3節 重油等の種類と性質

種類	性 質
A 重油	ア 流出源から数百m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希積分散する。 イ 対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 ウ オイルフェンスの活用による油の包囲、または誘導により回収を行う。 エ 沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。 オ 油処理剤の使用については、使用前にテストを行い、効果の確認を行うとともに、関係機関と協議のうえ、漁業関係者の同意を得たうえで使用する。
C 重油	ア 大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。 イ C 重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。 ウ 沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。 エ 対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早

種類	性 質
	期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 オ C 重油は、油処理剤の効果が無い場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。
原油	ア 流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。 イ 非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。 ウ 原油の蒸発成分は、1～3 日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。 エ 対応は、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化（ムース化）した時は、C 重油と同じである。
ガソリン	ア ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。 イ また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。 ウ 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 エ やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。
軽油	ア 軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。 イ 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 ウ やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
灯油	ア 灯油が海上に流出すると、早期に拡散する。 イ 対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
潤滑油	ア 潤滑油が海上に流出すると、早期に拡散する。 イ 対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。
ケミカル類	ア 油以外の液体物質のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45 年 12 月 25 日法律第 136 号、以下「海防法」という。）第 3 条第 3 号で規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。 イ 多くの場合、引火又は有毒性の危険があり、更に複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。 ウ 対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。
液化ガス	ア メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又は LNG (Liquefied Natural Gas) という。 イ また、LPG (Liquefied Petroleum Gas) とは、液化石油ガスのことで、石油系

第7編 大規模事故対策編
Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画
＜第1章 総則＞

種類	性 質
ウ	の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。 LNGについては、海上に流出後、直ちに気化し、大気中に拡散する。気化する際に形成される白い蒸気雲により危険範囲を把握し、着火源を近づけないことが肝要である。
エ	LPGについては、ガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。

(参 考)

＜油等排出事故災害に関する基本的な考え方＞

1 海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：海上保安庁】

(1) 総括的な規定

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第2条 (総括的な規定)	油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

(2) 具体的な排出物ごとの規定

海防法では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。排出物の定義については、海防法第3条に規定されている。

ア 大量の油等が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法 第39条第1項	排出された油等の広がり及び引き続く油等の排出の防止並びに排出された油等の除去のための応急措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	海防法 第39条第3項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。
定義	海防法施行規則第29条：特定油……蒸発しにくい油（原油等）	
濃度及び量の基準	海防法施行規則第30条：特定油分の濃度が、特定油1万cm ³ 当たり10cm ³ 以上 特定油の量が、100リットル以上の特定油分を含む量	

イ 廃棄物等が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁長官	海防法 第 4 0 条	廃棄物その他の物（油及び有害液体物質を除く。）の排出により、又は船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者又は当該沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

※ ア及びイの場合における海上保安庁長官による措置（海防法第 4 1 条第 1 項）

措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。

ウ 危険物が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	海防法 第 4 2 条の 2 第 3 項	直ちに、引き続く危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
・海上保安庁長官	海防法 第 4 2 条の 5 第 1 項	当該排出された危険物による海上火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、若しくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

2 漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知（平成 9 年 1 月 23 日）により「今回の事故により沿岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

第7編 大規模事故対策編
Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画
＜第1章 総則＞

3 重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3号 第42条の15第1項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることがを命じ、又は措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認めるときは、指定海上防災機関に排出油等の防除措置を指示することができる。
指定海上防災機関	海防法第42条の14 第1号、第2号	海上保安庁長官の指示を受けて排出油等の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。
国土交通省 港湾局 地方整備局	国土交通省設置法 第4条第15号 第103号 第31条第2号	ア 海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。 イ 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
地方公共団体	災害対策基本法 第50条第1項第6号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
港湾管理者	港湾法 第12条第2号、第6号 第34条	ア 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。（港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。） イ 消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
漁港管理者	漁港漁場整備法 第4条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

第2章 災害予防

第1節 防災体制の整備

【関係各課、静岡市消防局】

町、県、海上保安庁をはじめとする防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、排出油事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実施主体	内 容
沿岸市町 (吉田町)	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備段階的対応 オ 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携 カ 協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援 キ ボランティア等に対する支援
沿岸消防機関 (静岡市消防局)	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
県	ア 情報収集体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練の実施 エ 関係機関との相互連携体制の整備 オ 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携 カ 協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援 キ ボランティア等に対する支援
警察	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
海上保安庁 第三管区海上保安本部	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 油流出事故発生時に必要な資機材を整備するとともに、緊急時の調達方法を定めておくものとする。 エ 海上交通の安全確保のための措置 オ 管轄海域及び本県の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努めるものとする。 カ 海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催

第7編 大規模事故対策編
Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画
＜第2章 災害予防＞

実施主体	内 容
	や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。 キ 防災訓練への参加 ク 関係機関との相互連携体制の整備
静岡県 沿岸排出油等防 除協議会	ア 情報連絡体制の整備 イ 排出油等の防除に関する計画の策定 ウ 排出油等の防除に必要な施設、資機材の整備の推進 エ 排出油等の防除に関する研修及び訓練 オ 排出油等の防除活動の実施の推進 カ 関係機関との相互連携体制の整備

第2節 防除資機材等の整備

【関係各課】

実施主体	内 容
沿岸市町 (吉田町)	ア 関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法等を定めておく。 イ 漁港管理者は、防除資機材を保有し、災害時に防災関係機関等に貸出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。
県	ア 関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法等を定めておく。 イ 港湾管理者は、防除資機材を保有し、災害時、防災関係機関等に貸出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。
清水・下田 海上保安本部	海上運送事業者等に対してオイルフェンス、薬剤、その他必要な防除資機材の備付けを指導する
静岡県沿岸排出油 等防除協議会	会員の防除資機材について、保有状況を常時把握し、その整備促進に努める。

第3節 沿岸域及び海域利用情報の収集・整理

【産業課、関係各課】

排出油の事故災害で大きな被害を受ける沿岸域において、その地域の特性に応じた防除措置を迅速かつ的確に行うためには、あらかじめ、沿岸域の利用状況等を把握しておくことが重要であることから、町は沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集整理しておくものとする。

情報図として整備を行う場合、地域、海岸の形状環境的及び経済的側面から価値が高いとみなさ

れる施設を地図上にプロットすることにより作成し、作成した情報図は関係団体のほか、防災関係機関において、防災対策の基礎資料として活用するものとする。

なお、優先的に保護すべき施設等の優先順位について、あらかじめ検討しておくものとする。

第4節 海上交通の安全確保

【防災課】

海上保安部は、管轄海域において、船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努めるものとする。

第5節 人材の育成

【防災課、関係各課】

排出油の防除活動を的確に行うために、排出油の性状、資機材の操作等に関する知識、ノウハウが必要であることから、関係団体等が実施する研修会等を活用し、人材の育成に努めるものとする。

第6節 防災訓練

【防災課、関係各課】

関係団体等は、海上保安本部等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加することとし、防災訓練を通じた相互の連携強化に努めるものとする。

防災関係機関は、過去の災害状況、予想される油等の流出事故の規模、災害の程度等を想定するなどして、実践的な訓練の実施に努めるものとする。

第7節 関係機関との相互連携体制の整備

【防災課、関係各課】

関係機関は、排出油等の防除に関して専門的な知識、ノウハウを有する団体等との間で災害発生時の支援内容や方法等について、あらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化に努めるものとする。

また、防災関係機関等が実施する防除活動への支援のほか、防除資機材の調達や輸送を行う団体等の活動内容等をあらかじめ把握し、協力依頼等を行うものとする。

第3章 災害応急対策

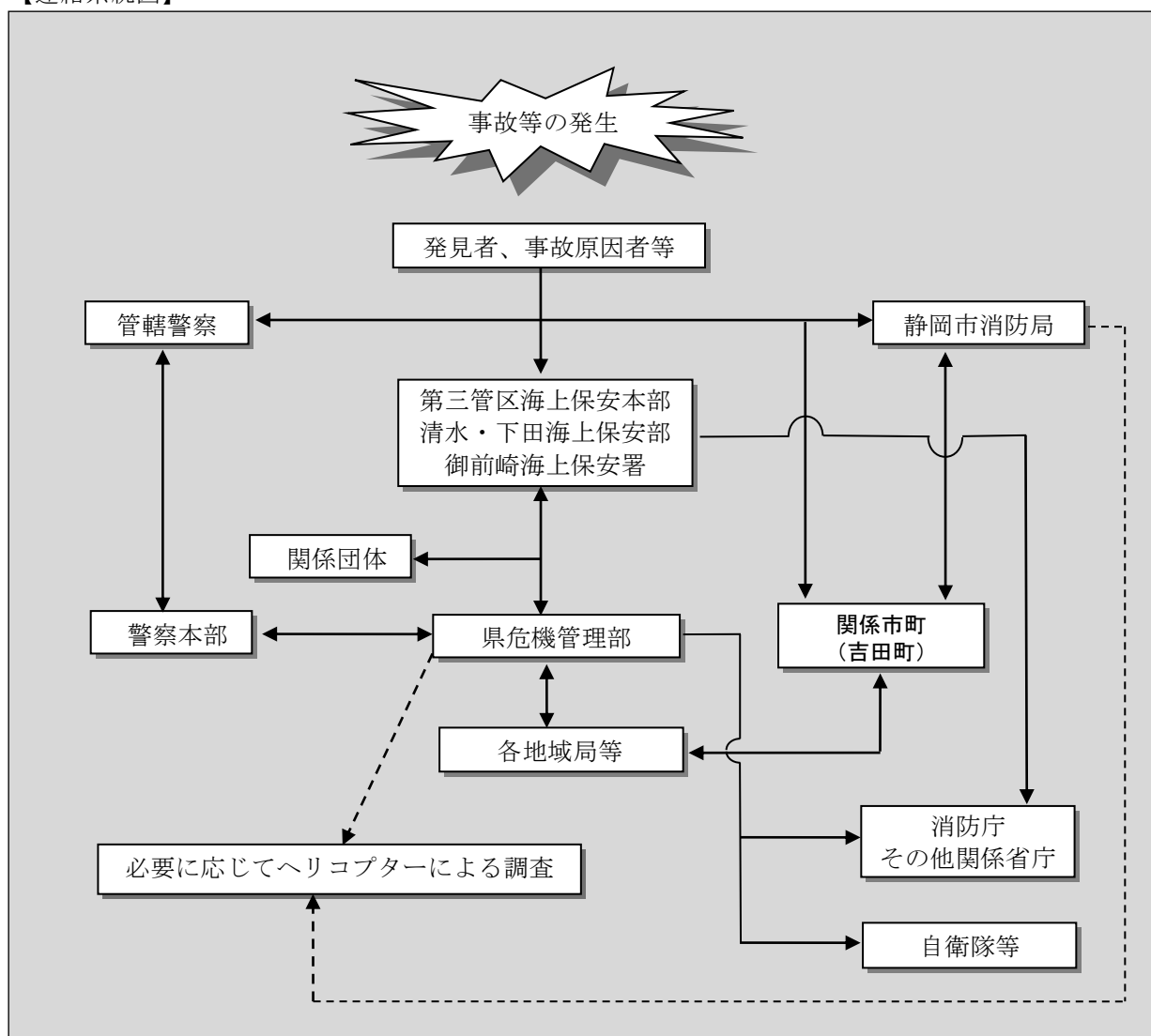
大量の油等の排出又は排出のおそれのある災害が発生した場合、町、県、防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

第1節 情報の収集・伝達

【統括部、総務部】

海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を、町、防災関係機関と共有する。
なお、町として広報の必要がある場合には、ホームページに掲載するなどして広報活動を行う。

【連絡系統図】



第2節 応急対策

【関係各部】

1 応急対策の流れ

事項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等
大規模な重油等の流出事故の発生	- 防除措置の実施 - 最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	- 防除資機材の調達 - 海上保安本部から県等へ情報連絡 - 海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導	- 情報収集 - 突発的応急体制の準備 - 防除関係者への情報提供	防除関係者は出動待機
発災海域における防除措置		海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、指定海上防災機関に指示、及び自ら応急的な防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請		海上保安本部等からの要請に基づく防除措置の実施
（陸岸に漂着する可能性がある）		巡視船艇、航空機等による監視	- 突発的応急体制の確保 - 防除資機材の調達	- 沿岸市町の警戒本部設置 - 沿岸市町による防除資機材の調達
（陸岸に漂着可能性大）			- 災害対策本部及び方面本部設置 - 陸岸のパトロール	- 沿岸市町災害対策本部設置 - 沿岸市町による陸岸のパトロール
沿岸海域における防除対策		海上保安本部の沿岸海域における防除作業	海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応	静岡県沿岸排出油等防除協議会会員等による沿岸海域での防除作業の協力
陸岸における回収作業		- 海上保安本部は、県等からの要請に基づき、陸岸での防除作業の指導及び協力を実施 - 知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	- 回収方針策定・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 - 災害救援専門ボランティアの派遣調整 - ボランティアの紹介窓口設置 - 必要により、自衛隊への派遣要請 - 必要に応じ国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あつせん	- 沿岸市町による回収作業計画の策定 - 沿岸市町による回収作業 - 沿岸市町によるボランティアの受入窓口の設置
回収後の処理	（産業廃棄物の場合）船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		（産業廃棄物の場合）収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導	

第7編 大規模事故対策編
Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画
＜第3章 災害応急対策＞

2 吉田町、静岡市消防局

吉田町、静岡市消防局は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
吉田町	ア 情報の収集・伝達 イ 関係機関への事故情報の伝達 ウ 市町災害対策本部の設置(必要に応じて) エ 沿岸等における排出油等の状況調査 オ 管理施設の自衛措置 カ 原因者等が沿岸において実施する防除活動に対する指導等 キ 沿岸住民に対する油等に関する情報提供及び災害対策基本法第60条第1項に基づく避難の指示等 ク ボランティアの受け入れ ケ 協定等に基づく近隣市町への援助要請 コ 海上保安部等からの要請に基づく防除措置 サ 医療救護活動(負傷者があった場合) シ 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画
静岡市消防局	ア 情報の収集・伝達 イ 関係先への事故情報の伝達 ウ 沿岸等における排出油等の状況調査 エ 管理施設の自衛措置 オ 沿岸住民に対する、排出油等に関する情報提供 カ 火災警戒区域の設定等消防法第23条の2に定める措置 キ 救急活動(負傷者がいる場合) ク 協定に基づく近隣消防機関への援助要請

3 防災関係機関

(1) 防災関係機関

実施主体	内 容
警察	ア 情報の収集・伝達 イ 警察用航空機、警察用船舶及び陸上からの目視等による事故及び被害情報の収集 ウ 事故及び被害状況の関係機関への連絡 エ 被災区域周辺の警戒及び交通規制等の実施 オ 住民の避難誘導及び立入り禁止区域の設定 カ 防災関係機関の防除活動への支援
清水海上保安部	ア 情報の収集・伝達 イ 事故関連情報の収集・整理及び会員等関係先への通報 ウ 巡視船艇等の現場への派遣 エ 付近航行船舶等に対する措置 オ 原因者等が実施する油等の防除活動及び事故船舶の船体措置に対す

第7編 大規模事故対策編
Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画
 <第3章 災害応急対策>

実施主体	内 容
	る指導等 カ 防除協力者等に対する指導等 キ 海防法の規定に基づく権限等の発動 ク 事故情報及び防除作業に関する広報等 ケ 医療救護活動(負傷者があった場合) コ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動
静岡地方气象台	ア 情報の収集・伝達 イ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び気象情報等の提供
中部地方整備局 静岡河川事務所	ア 情報の収集・伝達 イ 清水海上保安部及び中部地方整備局への事故情報の伝達 ウ 直轄海岸及び河川区域における状況調査及び自衛措置 エ 原因者等が直轄海岸・河川区域において実施する防除活動に対する指導等 オ 関係業界等との協定に基づく資材の斡旋等 カ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 キ 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置
医療機関	ア 情報の収集・伝達 イ 医療救護活動(負傷者がある場合)
静岡県 沿岸排出油等防除協議会	ア 情報の収集・伝達 イ 沿岸等における排出油等の情報収集 ウ 流出油の防除活動の調整 エ 総合調整本部の設置・運営
船舶運航者	ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置 ウ 海上保安部等や防除関係機関に対する必要な支援の要請 エ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 オ 二次災害の防止活動 カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告 キ 被災乗員家族等への情報提供(乗員に被害が出た場合) ク 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 ケ 代行輸送者、牽引船等の手配 コ 乗員の避難誘導
漁港管理者	ア 関係先への事故情報の伝達 イ 漁港区域内等における排出油等の状況調査 ウ 漁港区域の自衛措置 エ 原因者等が漁港区域内において実施する防除活動に対する指導等 オ 会長への情報提供 カ 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置 キ 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画及び情報提供

第7編 大規模事故対策編
Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画
<第3章 災害応急対策>

(2) 関係団体

実施主体	内 容
静岡県 漁業協同組合連合会	ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 漁業施設等に関する自衛措置 エ 原因者との契約に基づく防除活動 オ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
静岡県建設業協会	ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 原因者との契約に基づく防除活動の実施 エ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
石油連盟 海水油濁処理 協力機構静岡支部	ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
静岡県清水地区 石油コンビナート等 特別防災区域協議会	ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
清水港 石油災害防止会	ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
田子の浦港 流出油等 災害対策協議会	ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
沼津港 防災対策協議会	ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
大井川港振興会	ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
御前崎港 安全対策協議会	ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供
伊豆小型船安全協会	ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 会長への情報提供
(有)焼津石油基地運 営協会	ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 会長への情報提供
契約防災措置実施者	ア 関係先への事故情報の伝達 イ 原因者との契約に基づく防除活動 ウ 指定海上防災機関との委託契約に基づく防除措置 エ 会長への情報提供

＜特記事項＞

No.	区 分	内 容
①	情報の収集・伝達	ア 油等流出事故が発生し、被害の発生またはその恐れがある時は、関係市町は海岸線のパトロールを実施し、その状況を海上保安部、県及び関係機関に報告する。 イ 事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等について、県のホームページに掲載するとともに、関係市町は広報活動を行う。 ウ 漁協は、海上の流出油の漂流状況や今後の漂流予測情報を定期的に入手し、漁業関係者等に伝達する。 エ 漁協は、自発的にまたは地元市町の要請に応じて、漁船による海域のパトロールを実施し、収集した情報を漁業関係者及び地元市町等に伝達する。
②	流出油の防除措置	ア 県及び関係市町は、漂着油により海岸等が汚染される場合は、原因者の要請により除去作業を実施する。また、必要に応じて回収油の保管場所を確保する。 イ 県漁連は、事故原因者あるいは県等の要請に基づき、関係漁協に対して流出油の防除活動の実施を指示するものとする。 ウ 県漁連は、関係漁協の防除活動に動員可能な漁船の規模別隻数及び人員数を把握し、作業日程、作業海域の分担等作業計画を策定するものとする。 エ 各漁協は、防除作業に必要な用具類を原則として各漁協自体で調達する。 オ 関係漁協が海上で回収した流出油は、漁協が仮置き場に陸揚げし、事故原因者が一時保管場所に運搬するものとする。 カ 各漁協は、必要に応じて漁業関係施設の防除、漁場等の漂着油の除去及び地元海域での海上防除作業を実施する。 キ 県及び県漁連は、必要に応じて県沖合いで操業する大型の県外漁船に対して、漂流油防除活動に協力を要請するものとする。
③	警戒区域の設定、現場警戒及び避難	関係市町は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物質の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難指示を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。
④	救助・救急活動	ア 関係市町は、現場において救助活動を実施し、傷病者等を医療機関に搬送する。 イ 遭難船舶を認知した場合は、海上保安本部、警察、関係市町に連絡する。海上保安本部、警察、関係市町は海岸等現場において必要な活動を実施する。
⑤	医療救護等	傷病者が多数発生した場合は、関係市町は必要に応じて救護所を設置し、対応にあたる。
⑥	漁業対策	ア 漁業関係施設等の防除の基本方針 漁場及び漁業関係施設の防除は、以下の方針に基づき実施する。 (7) 磯根漁場 可能な限り洋上で防除することとし、万一漂着した場合は、漂着油が認められない程度までの除去作業に努める。 (4) 定置網、養殖施設等 流出油の接近が確認された場合、安全海域への移動、安全水深への沈降、漁具等の一時的な撤去及びオイルフェンスによる囲い込み等により被害の回避に努める。 (9) 漁港施設 漁港施設のうち、物揚げ場、荷さばき場等は、流出油による汚染を防止し、常に清潔を保つように努める。

第4章 災害復旧

第1節 災害復旧計画の策定

【関係各課】

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第2節 施設の復旧

【関係各課】

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第3節 安全性の確認

【総務課、関係各課】

応急対策がおおむね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く県民に周知を図る。

第4節 再発防止策の検討

【防災課、産業課、関係各課】

1 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点で、それまでの対応等の総括を行い、本町としての緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。また、関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

2 マニュアル等の見直し

県は、本指針の関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合、対応するマニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

第5節 環境保全対策

【関係各課】

関係市町は、水域等の環境調査を実施し、関係機関に報告する。悪臭の発生等により健康被害の恐れのある場合は、健康相談に対応する。

海鳥、海生動物等に被害が発生した場合は、関係機関とともに保護に努める。

第6節 補償対策

【関係各課】

船舶油濁損害補償法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、直接的な被害、回収作業に要した費用等を船舶所有者に対し請求する。

第7節 漁業経営対策

【産業課】

県漁連は、防除活動を実施または準備した漁協に対して、事故原因者への補償請求時に必要となる書類等の保存や詳細な作業記録の作成等について指導するものとする。

第8節 風評被害防止対策

【産業課、関係各課】

本町、県、県漁連及び各漁協は、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止し、魚介類の安定的供給の確保を図るものとする。

1 汚染魚介類の流通防止

町は、県が汚染魚介類の流通防止のために実施する以下の事項について、必要に応じて協力する。

ア 漁協、県漁連及び産地市場に対して、次の指導等を行う。

- (ア) 産地市場での水産物の官能検査の徹底
- (イ) 油の付着が確認された水産物の廃棄、流通防止の徹底
- (ウ) 検査済み水産物の品質保証の関係者への周知徹底

イ 消費地市場関係者に対して、次の指導等を行う。

- (ア) 流通魚介類への排出油等の付着の有無確認の徹底と適切な対応
- (イ) 産地市場での取組を踏まえた円滑及び適正な商取引の推進

第7編 大規模事故対策編
Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画
<第4章 災害復旧>

ウ 必要に応じて流通魚介類の官能検査等を行う。

2 海洋環境及び魚介類への影響調査（※県計画参考）

県は、本県海域の海洋環境及び生息する魚介類等について、必要な調査を行う。

- ア 生物環境影響調査
- イ 排出油等汚染影響実態調査
- ウ 魚介類の官能試験
- エ その他必要と思われる調査

IV 航空機事故対策計画

第1章 総則

静岡空港等（「静岡空港航空機事故等対応計画」に定める空港の滑走路中心から概ね半径9キロメートルの範囲をいう。）及びその他の地域において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

なお、本町は「静岡空港航空機事故等対応計画」に定める空港の滑走路中心から概ね半径9kmの範囲内に位置している。

第1節 過去の顕著な事故

1 静岡県内で発生した主な航空機関連事故

発生年月日	事故名	事故状況
1958年8月12日 (昭和33年)	全日本空輸 DC-3 伊豆半島下田沖 (全日空伊豆沖墜落事故)	・羽田発名古屋行き全日本空輸 25 便 DC-3 (JA5045) が、伊豆半島下田沖に墜落 ・乗員3名、乗客30名、計33名全員が死亡
1966年3月5日 (昭和41年)	BOAC (英国航空の前身) ボーイング 707 富士山上空 (BOAC 機空中分解事故)	・ロンドン発サンフランシスコ・ホノルル・東京・香港經由ロンドン行き BOAC 社 911 便ボーイング 707-436 (G-APFE) が、羽田空港離陸約15分後、富士山上空高度15000フィートを飛行中に空中分解し、同山麓太郎坊付近の森林に墜落 ・乗員11名、乗客113名、計124名全員が死亡
2001年1月31日 (平成13年)	日本航空 (日本航空インターナショナルの前身) ボーイング 747 と同社 DC-10 静岡県上空	・羽田発那覇行き日本航空 907 便ボーイング 747-400D (JA8904) と韓国・釜山発成田行き日本航空 958 便 DC-10-40 (JA8546) が、焼津市上空37000フィートを飛行中、ニアミスを起こし、907 便は衝突回避のため急降下 ・907 便の乗員16名、乗客411名、計427名のうち、重傷5名、軽傷37名 (国土交通省調査：重軽傷者100名) ・958 便の乗員13名、乗客237名、計250名は全員無事

2 国内で発生した主な航空機関連事故

(近年国内で発生した航空機関連事故のうち、死者を伴うもの)

発生年月日	事故名	事故状況
1985年8月12日 (昭和60年)	日本航空 (日本航空インターナショナルの前身) ボーイング 747 群馬県多野郡上野村	・羽田発伊丹行き日本航空 123 便ボーイング 747SR-46 が相模湾上空を飛行中、機体尾部及び垂直尾翼が破損し、ダッチロールの末、御巢鷹山尾根に墜落 ・自衛隊、消防、警察等が応援に入り、捜索、救難活動に当たった

第7編 大規模事故対策編

Ⅳ 航空機事故対策計画

<第1章 総則>

発生年月日	事故名	事故状況
		・乗員乗客計 524 名のうち死者 520 名、生存者 4 名
1994 年 4 月 26 日 (平成 6 年)	中華航空 エアバス A300 名古屋空港（現・名古屋飛行場）	・台北発名古屋行き中華航空エアバス A300-600R が、名古屋空港滑走路への ILS 進入中に失速し、滑走路東脇に墜落、炎上 ・警察、消防、自衛隊、医療関係機関等が協力し救助活動が行われた ・乗員乗客計 271 名のうち死者 264 名、生存者 7 名
1996 年 6 月 13 日 (平成 8 年)	ガルーダ・インドネシア航空 DC-10 福岡空港	・福岡発ジャカルタ行きガルーダ・インドネシア航空 DC-10-30 が、離陸滑走中にエンジン故障のため離陸を中止したが、滑走路内で止まりきれずオーバーランし滑走路端の緑地帯で墜座、炎上 ・乗員乗客計 275 名のうち死者 3 名、生存者 272 名（うち重傷者 18 名、軽症者 91 名）

第2節 予想される事故と地域

航空機事故とは、航空機が航行中に起きる事故であり、航空機事故の形態としては以下のような形があげられる。航空機（特に旅客機）では、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、状況によっては地上にいる住民をも巻き込む大惨事となってしまう危険性がある。富士山、天城山、南アルプス等の山岳は気流変化が激しいので、航空機事故に対して注意する必要がある。

事故の形態	内 容
墜落	・墜落は飛行中に突然発生することが多く、空港内だけでなく市街地、海、山など墜落場所を問わないため、墜落場所によっては乗員・乗客だけでなく数十～数百人の住民が巻き添えとなることがある。 ・胴体が寸断されるなど、空中で跡形もなくなるケースと原型を保ったまま墜落するケースがある。 ・「胴体が寸断」または「空中分解」すれば、乗客の生存はほぼ絶望的である。 ・「原型を保ったまま墜落」の場合では、機体が衝撃を吸収するため、墜落場所と座席位置によっては生存の可能性はある。
不時着	・降着装置が降りなかったり、燃料が尽きたり、操縦系統が故障したり、屋根が吹き飛んだりしながらも無事に着陸できるケースと、着陸態勢は取れたが場所が不適當だったため機体が破損するケースがある。 ・無事に着陸ができなくても、衝撃が墜落に比べコントロールできているので生存率は高い。
オーバーラン	・離陸できずに滑走路の先の障害物にぶつかるケースと、着陸の際に制動距離が長すぎてぶつかるケースがある。 ・地上で起きるので生存率は高いが、状況によっては多くの死傷者が出る場合もある。
火災	・飛行中あるいは地上にいる際に何らかの原因で火災が発生することがある。 ・火と煙が回りきる前に着陸できるかどうかで被害の様相が大きく変わる。
衝突	・空中衝突して墜落するケースもあるが、悪天候等で現在位置を把握することができず、地上に衝突するケースもある。 ・大半の事例では良くて片方、悪ければ両方が墜落して大惨事へと発展している。

第2章 災害予防

第1節 防災体制の整備

【関係各課、静岡市消防局】

町、県、防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実施主体	内 容
町	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡市消防局	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・救助・救急活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
県	ア 富士山静岡空港株式会社による緊急時対応計画の整備、危機管理体制構築状況等の確認 イ 情報連絡体制の整備 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
富士山静岡空港株式会社	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 航空交通の安全確保等のための規程等の整備 エ 防災訓練の実施 オ 関係機関との相互連携体制の整備
警察	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
東京航空局 (東京空港事務所) (静岡空港出張所)	ア 情報連絡体制の整備 イ 航空交通の安全確保等のための規程等の整備 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
航空事業者	ア 情報連絡体制の整備 イ 航空交通の安全確保等のためのマニュアル等の整備 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備

第7編 大規模事故対策編

Ⅳ 航空機事故対策計画

<第2章 災害予防>

実施主体	内 容
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡地方気象台 東京航空地方気象台 静岡航空気象観測所	ア 情報連絡体制の整備 イ 航空機の安全運航に必要な気象観測の実施 ウ 気象予警報の発表(東京航空地方気象台静岡航空気象観測所を除く) エ 防災訓練への参加(東京航空地方気象台静岡航空気象観測所を除く) オ 関係機関との相互連携体制の整備
自衛隊	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
海上保安庁	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備

第3章 災害応急対策

静岡空港等（「静岡空港航空機事故等対応計画」に定める空港の滑走路中心から概ね半径9キロメートルの範囲をいう。）及びその他の地域において、航空機事故が発生した場合、県、町、防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

第1節 情報の収集・伝達

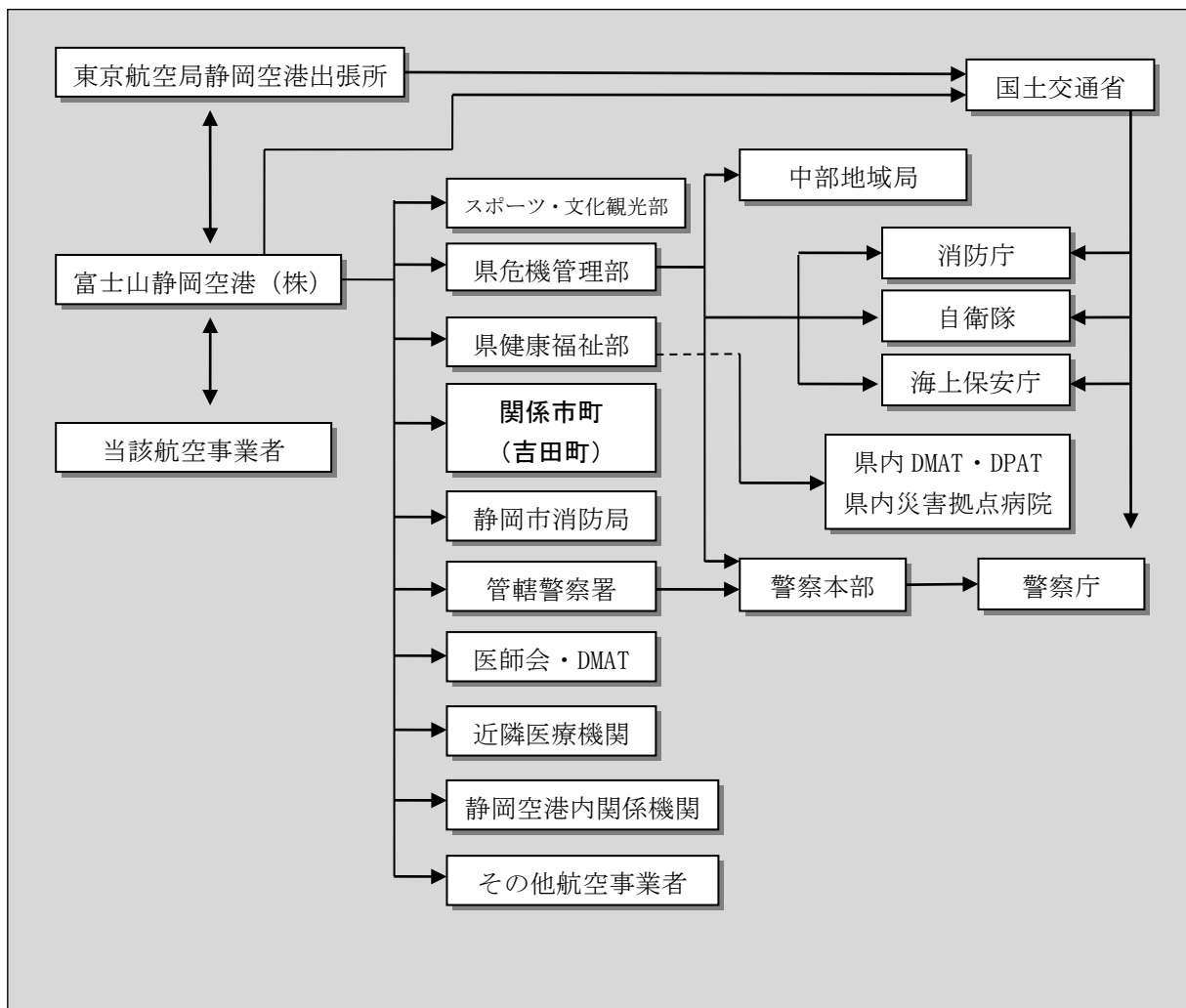
【統括部、総務部】

航空災害防災関係機関は、航空機事故の発生を認知したときは、発生状況及び被害の状況を収集し、把握した内容を以下に示す連絡系統により他の関係機関に連絡通報する。

1 静岡空港等※において航空機事故が発生した場合

（詳細は「静岡空港航空機事故等対応計画」による。）

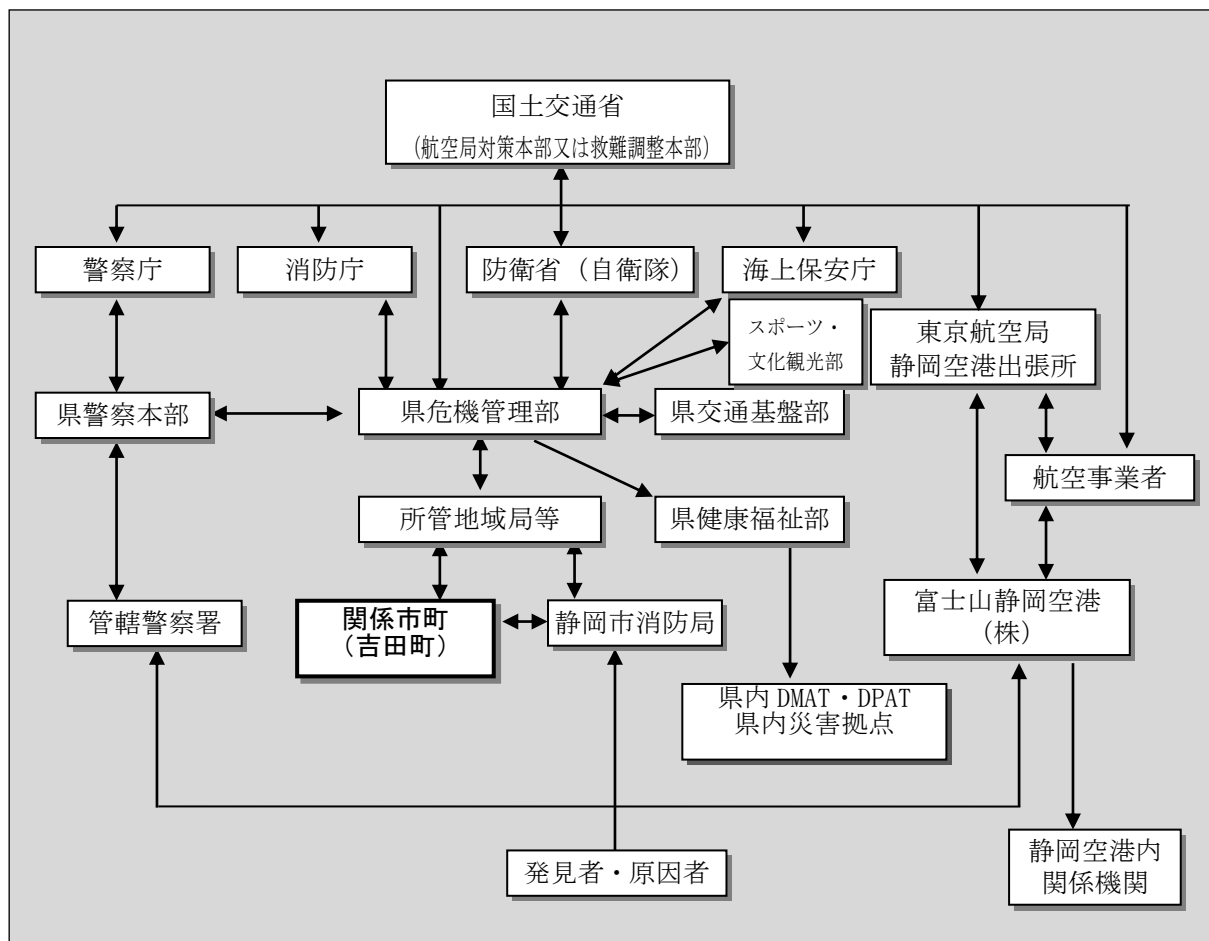
【連絡系統図】



＜第3章 災害応急対策＞

2 1 以外の地域において航空機事故が発生した場合

【連絡系統図】



【関係各部、静岡市消防局】

町及び静岡市消防局は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
町	ア 情報の収集・伝達 イ 職員の非常参集、町災害対策本部設置など必要な体制の確立 ウ 県又は防災関係機関への協力・応援要請

実施主体	内 容
	エ 医療救護活動の支援 オ 避難誘導、避難所の開設 カ 遺体安置所の設置 キ 住民に対する広報
静岡市消防局	ア 情報の収集・伝達 イ 消火救難活動 ウ 救助・救出・救急活動 エ 医療救護活動 オ 負傷者の搬送

2 防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
富士山静岡空港株式会社 (静岡空港等における航空機事故発生時)	「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づく対応の実施
警察	ア 情報の収集・伝達 イ 搜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 避難誘導 オ 行方不明者の搜索 カ 検視及び死傷者の身元確認 キ 警戒区域の設定、交通規制の実施
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	ア 情報の収集・伝達 イ 必要な飛行情報の提供 ウ 搜索救難調整
医療機関	ア 救護所の開設 イ 医療救護活動 ウ 患者搬送
航空事業者 (事故機体所有事業者)	ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ウ 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 エ 市町や県に対する必要な支援の要請 オ 事業者としての消火・搜索・救出・救助活動 カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防

第7編 大規模事故対策編

Ⅳ 航空機事故対策計画

<第3章 災害応急対策>

実施主体	内 容
	や警察への報告 キ 被災者の家族等への情報提供 ク 被災者及び被災家族に対する必要な手配 ケ 代行輸送等の手配 コ 避難誘導 サ 搭乗者等に対する広報
静岡地方気象台 東京航空地方気象台	必要な気象情報の提供
自衛隊	ア 情報の収集・伝達 イ 搜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 医療従事者、負傷者等の搬送 オ 現場医療活動の支援
海上保安庁 (所管区域内で航空機事故 が発生した場合)	ア 情報連絡体制の整備 イ 搜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 医療従事者、負傷者等の搬送 オ 現場医療活動の支援

<特記事項>

1 搜索救難活動

搜索救難活動は、東京航空局東京空港事務所に設置される救難調整本部が中心となり警察庁、消防庁、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び防衛省（以下「救難調整本部等」という。）が連携して実施する。

町、県、及び防災関係機関は、救難調整本部等から搜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

（１）静岡空港等における航空機事故

- ア 航空機事故等空港現地対応本部は、「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づき、関係機関と連携して搜索救難活動を行う。
- イ 航空機事故等空港現地対応本部は、円滑な搜索救難活動のため、静岡空港内の秩序維持及び必要な場所の確保を行う。
- ウ 災害対策本部は、救難調整本部等、航空機事故等空港現地対応本部、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自らが必要と判断した場合は、搜索救難活動に関し次の措置を講じる。
 - (ア) 消防ヘリコプターの要請
 - (イ) 周辺市町・消防機関等への応援要請等
- エ 警察は、円滑な搜索救難活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- オ 警察は、搜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。

- カ 静岡市消防局は、搜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求める。
- キ 事故機体所有航空事業者は、搜索救難活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
- ク 自衛隊等防災関係機関は、救難調整本部等の要請に基づき搜索救難活動を実施する。

(2) (1) 以外の地域における航空機事故

- ア 災害対策本部は、救難調整本部等、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、搜索救難活動に関し次の措置を講じる。
 - (ア) 消防ヘリコプターの要請
 - (イ) 周辺市町・消防機関等への応援要請等
- イ 警察は、円滑な搜索救難活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- ウ 警察は、搜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
- エ 静岡市消防局は、搜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求める。
- オ 事故機体所有航空事業者は、搜索救難活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
- カ 自衛隊等防災関係機関は、救難調整本部等の要請に基づき搜索救難活動を実施する。

2 消火・救助活動

(1) 静岡空港等における航空機事故

- ア 航空機事故等空港現地対応本部は、「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づき、関係機関と連携して消火・救助活動を行う。
- イ 航空機事故等空港現地対応本部は、円滑な消火・救助活動及び二次災害発生防止のため、静岡空港内の秩序維持及び必要な場所の確保を行う。
- ウ 災害対策本部は、航空機事故等空港現地対応本部、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自らが必要と判断した場合は、消火・救助活動に関し次の措置を講じる。
 - (ア) 消防ヘリコプターの要請
 - (イ) 自衛隊、消防庁等への支援要請等
- エ 警察は、円滑な消火・救助活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- オ 警察は、救助活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
- カ 静岡市消防局は、消火・救助活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求める。
- キ 事故機体所有航空事業者は、救助活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
- ク 自衛隊等防災関係機関は、県の要請に基づき救助、輸送活動等を実施する。

(2) (1) 以外の地域における航空機事故

- ア 県は、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、消火・救助活動に関し次の措置を講じる。

第7編 大規模事故対策編

Ⅳ 航空機事故対策計画

<第3章 災害応急対策>

- (ア) 消防ヘリコプターの要請
- (イ) 自衛隊、消防庁等への支援要請等
- イ 警察は、円滑な消火・救助活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- ウ 警察は、救助活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
- エ 静岡市消防局は、消火・救助活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求める。
- オ 事故機体所有航空事業者は、救助活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
- カ 自衛隊等防災関係機関は、県の要請に基づき救助、輸送活動等を実施する。

3 医療救護活動

(1) 静岡空港等における航空機事故

- ア 航空機事故等空港現地対応本部は、「静岡空港航空機事故等対応計画」に基づき、関係機関と連携して医療救護活動を行う。
- イ 航空機事故等空港現地対応本部は、円滑な医療救護活動及び二次災害発生防止のため、静岡空港内の秩序維持及び必要な場所の確保を行う。
- ウ 災害対策本部は、航空機事故等空港現地対応本部、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、医療救護活動に関し次の措置を講じる。
 - (ア) 消防ヘリコプターの要請
 - (イ) 消防庁等への支援要請等
 - (ウ) 災害拠点病院、DMAT、DPAT 等医療機関に対する医師派遣、負傷者受入れ要請
 - (エ) 救護所の設置、医薬品の手配等
- エ 警察は、円滑な医療救護活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- オ 静岡市消防局は、医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求める。
- カ 被災市町は、消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所・遺体安置所の設置、医薬品の手配等必要な措置を講ずる。当該市町のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。
- キ 医療機関は、医療救護活動を行う。

(2) (1) 以外の地域における航空機事故

- ア 県は、被災市町若しくは消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合は、医療救護活動に関し次の措置を講じる。
 - (ア) 消防ヘリコプターの要請
 - (イ) 消防庁等への支援要請等
 - (ウ) 災害拠点病院、DMAT、DPAT 等医療機関に対する医師派遣、負傷者受入れ要請
 - (エ) 救護所の設置、医薬品の手配等
- イ 警察は、円滑な医療救護活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- ウ 静岡市消防局は、医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求める。

る。

- エ 被災市町は、消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所・遺体収容施設の設置、医薬品の手配等必要な措置を講ずる。当該市町のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。
- オ 医療機関は、医療救護活動を行う。

4 避難（関係市町）

航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、関係市町は避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。

5 入国管理、検疫、動植物検疫、税関

被災航空機が国際線であった場合は、検疫所その他の関係機関と密接に連携して事態の対処を行う。

6 広 報

- ア 県、被災市町は、住民に対し、航空機事故の状況、応急対策の状況、安否情報等の情報を、ホームページ及び報道機関を通じて広報する。
- イ 静岡空港等で航空機事故が発生した場合、航空機事故等空港現地対応本部は、航空機事故の状況、運航状況等を、空港利用者に対し適切な方法で広報するとともに、住民に対し報道機関を通じて広報する。
- ウ 事故機体所有航空事業者は、乗客及び被災者家族等に対し、航空機事故の状況、安否情報、医療機関の情報等を適切な方法で広報する。

（災害復旧については、＜本編 I 道路事故対策計画 第4章「災害復旧」＞に準ずる。）

発 行	令和 7 年 2 月
編 集	吉田町防災会議
事 務 局	吉田町防災課

資料編

資料編目次

《共通対策》	- 1 -
資料1. 1-1 防災関係機関連絡先一覧表	- 1 -
資料1. 1-2 土砂災害危険箇所	- 4 -
資料1. 2-1 同時通報無線関連	- 7 -
(1) 屋外子局機器設置及び構成	- 7 -
(2) 同時通報無線の基地局設置状況	- 9 -
資料1. 2-2 防災行政無線（移動系）関連	- 10 -
(1) 防災行政無線	- 10 -
(2) 通信諸元一覧表	- 11 -
資料1. 2-3 吉田町防災行政用無線局管理運用規程	- 12 -
(1) 吉田町防災行政用無線局管理運用規程	- 12 -
(2) 同報無線の取扱いに関する内規	- 16 -
資料1. 2-4 MCA無線情報伝達網	- 19 -
資料1. 2-5 静岡市消防局無線通信施設	- 20 -
資料1. 2-6 静岡県総合情報ネットワークシステム	- 21 -
資料1. 2-7 災害応急対策資機材	- 22 -
(1) 本部防災用資機材一覧表（防災課管理）	- 22 -
(2) 町各地区本部 防災倉庫備品一覧表（各地区本部管理）	- 23 -
(3) 自主防災会防災資機材一覧表	- 24 -
資料1. 2-9 緊急通行車両の標章	- 25 -
資料1. 2-10 緊急通行車両確認証明書	- 26 -
資料1. 2-11 自主防災会一覧表	- 27 -
資料1. 2-12 吉田町要配慮者避難支援計画について	- 28 -
資料1. 3-1 応急救助事務関連	- 29 -
(1) 応急救助事務早見表	- 29 -
(2) 応急救助の事務処理	- 33 -
(3) 町における災害救助事務手順	- 36 -
資料1. 3-2 吉田町防災会議委員	- 39 -
資料1. 3-3 吉田町防災会議条例	- 40 -
資料1. 3-4 吉田町災害対策本部条例	- 42 -
資料1. 3-5 吉田町地震災害警戒本部条例	- 43 -
資料1. 3-6 吉田町災害対策本部・地震災害警戒本部	- 45 -
資料1. 3-7 吉田町災害対策本部及び地区本部組織と事務分掌	- 47 -
資料1. 3-8 吉田町災害対策本部の設置関連	- 51 -
(1) 標 識	- 51 -
(2) 防災対策室配置図	- 52 -
資料1. 3-9 災害時等の動員配備体制とその基準	- 54 -
(1) 「災害時等の配備体制とその基準」	- 54 -
(2) 南海トラフ地震臨時情報について	- 57 -
資料1. 3-10 災害対策本部・災害警戒本部等の配備表	- 58 -
資料1. 3-12 情報の収集・通信系統図	- 61 -
資料1. 3-13 気象情報等の収集・伝達	- 62 -
(1) 気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準	- 62 -
(2) 水防に係る情報の発表	- 63 -

資 料 編

(3) 火災気象情報	- 64 -
(4) 気象警報・注意報の細分区域	- 64 -
(5) 気象等の予報（注意報）及び警報伝達系統図	- 65 -
資料1. 3-14 土砂災害警戒情報	- 66 -
(1) 土砂災害警戒情報の伝達	- 66 -
(2) 土砂災害警戒情報の発表基準	- 66 -
資料1. 3-15 被害程度の認定基準	- 67 -
資料1. 3-16 被害報告様式	- 70 -
(1) 被害速報（随時）〔様式〕	- 70 -
(2) 災害定時及び確定報告書〔様式〕	- 71 -
資料1. 3-17 災害罹災者調査原票〔様式〕	- 72 -
資料1. 3-18 罹災証明	- 74 -
資料1. 3-20 災害救助法の適用基準	- 83 -
資料1. 3-21 避難指示の発令権者及び内容	- 84 -
資料1. 3-22 指定緊急避難場所・指定避難所関係	- 85 -
(1) 避難場所（洪水・土砂災害・高潮・地震・大火災）	- 85 -
(2) 避難場所（津波避難施設）	- 86 -
(3) 津波避難街区及び津波避難施設位置図	- 87 -
(4) 広域避難地	- 87 -
(5) 避難所	- 88 -
(6) 福祉避難所	- 89 -
(7) 地域による避難形態（大規模地震対策「避難計画策定指針」抜粋）	- 89 -
資料1. 3-23 給食関係機関一覧表	- 90 -
資料1. 3-24 応急食料調達予定先一覧表	- 90 -
資料1. 3-25 緊急物資集積場所及び配分計画	- 91 -
資料1. 3-26 衣料・生活必需品等の調達予定先一覧表	- 91 -
資料1. 3-27 水道施設フローシート	- 93 -
資料1. 3-28 医療救護体制図	- 94 -
資料1. 3-29 医療関係機関一覧表	- 94 -
資料1. 3-30 救護所関連	- 96 -
(1) 救護所設置予定場所	- 96 -
(2) 救護所設備一覧	- 96 -
(3) 救護所用救急医療セット配置先	- 98 -
資料1. 3-31 医薬品の確保	- 99 -
(1) 医薬品、防疫用薬品調達予定先一覧表	- 99 -
(2) 医薬品備蓄センター備蓄状況	- 100 -
資料1. 3-32 廃棄物処理関連	- 102 -
(1) 清掃センター車両一覧表	- 102 -
(2) リサイクルセンター車両一覧表	- 102 -
(3) 吉田町施設一覧表	- 103 -
(4) 吉田町牧之原市広域施設組合施設一覧表	- 103 -
資料1. 3-33 遺体収容予定場所一覧	- 104 -
資料1. 3-34 町保有車両一覧表	- 105 -
資料1. 3-35 車両の借上業者一覧表	- 107 -
資料1. 3-36 燃料調達予定先一覧表	- 108 -
資料1. 3-37 ヘリポート基地関連	- 109 -

(1) 防災ヘリポート一覧表	- 109 -
(2) ヘリポートの具備すべき条件	- 110 -
(3) 灯火の設営要領	- 113 -
資料1. 3-38 学用品調達予定先一覧表	- 114 -
資料1. 3-39 吉田町文化財一覧表	- 115 -
資料1. 3-40 社会教育施設一覧表	- 116 -
資料1. 3-41 社会福祉施設一覧表	- 116 -
資料1. 3-42 吉田町災害弔慰金の支給等に関する条例	- 118 -
資料1. 3-43 静岡市消防局関連資料	- 122 -
(1) 静岡市消防局管轄区域図	- 122 -
(2) 消防局組織図	- 123 -
(3) 消防署車両一覧表	- 124 -
資料1. 3-44 災害時の応援協定関連	- 125 -
資料1. 3-45 氏名等の公表について(方針)	- 243 -
(1) 災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)	- 243 -
(2) 災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)	- 247 -
(3) 災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)	- 250 -
《地震対策》	- 253 -
資料2. 1-1 気象庁震度階級	- 253 -
資料2. 1-2 地震防災応急計画関連資料	- 257 -
(1) 地震防災応急計画作成義務施設等	- 257 -
(2) 地震防災規程〔様式〕	- 259 -
(3) 防火対象物の現況	- 262 -
(4) 地震防災応急計画対象物件	- 263 -
資料2. 2-1 予防規程を定めなければならない施設	- 264 -
資料2. 2-2 危険物関連施設	- 267 -
(1) 危険物製造所等	- 267 -
(2) 放射線物質取扱い施設	- 267 -
資料2. 2-3 一般高圧ガス許可施設	- 269 -
資料2. 2-4 液化石油ガス施設	- 270 -
資料2. 2-5 特殊建築物	- 270 -
資料2. 2-6 倒壊危険物対策制度	- 271 -
(1) 吉田町ブロック塀等耐震化促進事業費補助金交付要綱	- 271 -
(2) 吉田町生け垣づくり事業補助金交付要綱	- 273 -
資料2. 2-7 防災井戸一覧表	- 276 -
資料2. 2-8 生活用水に適応する井戸	- 277 -
資料2. 2-9 飲料水用タンク	- 277 -
資料2. 2-10 緊急輸送路	- 278 -
資料2. 3-1 防火水槽設置場所一覧表	- 278 -
資料2. 4-1 吉田町消防団関連資料	- 280 -
(1) 吉田町消防団員構成表	- 280 -
(2) 吉田町消防団員地区別構成表	- 280 -
(3) 消防団施設等一覧表	- 281 -
(4) 消防団資機材一覧表	- 282 -
資料2. 5-1 吉田町コミュニティ防災センター設置条例	- 284 -
(1) 吉田町コミュニティ防災センター設置条例	- 284 -

(2) 吉田町コミュニティ防災センター設置条例施行規則	- 285 -
(3) 町立住吉コミュニティ防災センター（平面図）	- 286 -
(4) 町立住吉コミュニティ防災センターの機能・装備	- 287 -
《津波対策》	- 288 -
資料 3. 3-1 津波予報区	- 288 -
資料 3. 3-2 津波注意標識、津波警報標識	- 289 -
資料 3. 3-3 静岡県沿岸市町	- 289 -
《原子力災害対策》	- 290 -
資料 4. 3-1 防災関係機関の情報連絡系統図	- 290 -
資料 4. 3-2 救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関	- 291 -
資料 4. 3-3 原子力災害医療協力機関	- 292 -
資料 4. 3-4 原子力災害拠点病院	- 292 -
資料 4. 3-5 高度被ばく医療支援センター	- 292 -
資料 4. 3-6 原子力災害医療・総合支援センター※	- 292 -
資料 4. 4-1 大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書	- 293 -
大規模地震発生後における	- 293 -
資料 4. 5-1 被災地住民登録様式〔様式〕	- 294 -
《風水害対策》	- 295 -
資料 5. 2-1 洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧 .	- 295 -
資料 5. 2-2 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある要配慮者利用施設一覧	- 298 -
資料 5. 3-1 水防信号及び水防標識	- 298 -
(1) 水防信号	- 298 -
(2) 水防標識	- 299 -

《 共通対策 》

資料 1. 1－1 防災関係機関連絡先一覧表

「防災関係機関連絡先一覧表」

(令和3年3月1日現在)

機 関 名	所 在 地	電 話
(静岡市消防局)		
静岡市吉田消防署	吉田町住吉1386-5	0548-32-1141
(静岡県)		
静岡県危機管理部危機政策課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2456
静岡県危機管理部危機情報課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2644
静岡県危機管理部危機対策課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2072
静岡県危機管理部消防保安課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2074
静岡県危機管理部原子力安全対策課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2088
静岡県中部地域局	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9104
静岡県中部健康福祉センター	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9267
静岡県島田土木事務所	島田市道悦5-7-1	0547-37-5271
(静岡県警察)		
牧之原警察署	牧之原市細江2737	0548-22-0110
(指定地方行政機関)		
総務省東海総合通信局	愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	052-971-9105
東海財務局静岡財務事務所	静岡市葵区追手町9-50	054-251-4321
島田労働基準監督署	島田市本通1-4677-4 島田労働総合庁舎3階	0547-37-3148
農林水産省関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-0600
農林水産省関東農政局静岡県拠点	静岡市葵区東草深町7-18	054-246-6121
経済産業省関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0321
国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所	静岡市葵区田町3-108	054-273-9100
国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所	静岡市葵区南安倍2-8-1	054-250-8900
国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所	静岡市清水区日の出町7-2	054-352-4146
静岡地方气象台	静岡市駿河区曲金2-1-5	054-286-3411
清水海上保安部	静岡市清水区日の出町9-1 清水港湾合同庁舎5階	054-353-0118
(自衛隊)		

資 料 編
 <共通対策>

機 関 名	所 在 地	電 話
陸上自衛隊東部方面本部 第1師団第34普通科連隊	御殿場市板妻40-1	0550-89-1310
海上自衛隊横須賀地方総監部	神奈川県横須賀市西逸見町 1丁目無番地	046-822-3500
航空自衛隊第1航空団浜松基地	浜松市西区西山町無番地	053-472-1111
(指定公共機関)		
吉田郵便局	吉田町住吉132-5	0548-32-4114
日本赤十字社静岡県支部	静岡市葵区追手町44-17	054-252-8131
日本放送協会（静岡放送局）	静岡市葵区西草深町1-21	054-274-1000
中日本高速道路㈱東京支社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー	03-5776-5600
西日本電信電話㈱静岡支店	静岡市葵区城東町5-1 N T T 城東ビル	054-200-1460
㈱N T T ドコモ東海支社静岡支店	静岡市葵区長沼716-11	054-265-7123
岩谷産業㈱（中部支社）	愛知県名古屋市中区丸の内 3-23-20	052-308-3653
アストモスエネルギー㈱（中部支店）	愛知県名古屋市中村区名駅 3-28-12大名古屋ビルヂング18階	050-3816-0808
㈱ジャパングスエナジー（中部支店）	愛知県名古屋市中村区名駅 4-24-8いちご名古屋ビル4階	052-588-8350
E N E O S グローブ㈱（中部支店）	愛知県名古屋市中村区名駅四丁 目26-25メンフィス名駅ビル8階	052-589-0305
ジクシス㈱	愛知県名古屋市長栄4-1-8栄さんシ ティビル12階	052-238-9427
日本通運㈱静岡支店	静岡市葵区御幸町11-30	054-254-0202
福山通運㈱静岡主管支店	静岡市駿河区中島85	054-283-7702
佐川急便㈱本社C S R 推進部	東京都江東区新砂2-2-8	03-3699-3340
ヤマト運輸㈱静岡主管支店	裾野市今里448-1	055-965-0953
西濃運輸㈱総務部	岐阜県大垣市田口町1	0584-82-5000
中部電力パワーグリッド㈱島田営業所	島田市本通1-4684-1	0547-37-6364
K D D I ㈱中部総支社	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル	054-255-0077
ソフトバンク㈱東海技術部	愛知県名古屋市中区牛島2-1	052-566-3231
(一社)日本建設業連合会中部支部	愛知県名古屋市中区栄3-28-21 愛知建設業会館5階	052-261-3808
(一社)全国中小建設業協会	東京都中央区新富2丁目4-5	03-5542-0331
㈱イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8 二番町ガーデンビル	03-6238-2111
イオン㈱	千葉県千葉市美浜区中瀬 一丁目5-1 イオンタワー	043-212-6110.
ユニー㈱	愛知県名古屋市中村区平池町 四丁目60-12グローバルゲート19階	052-585-3111

機 関 名	所 在 地	電 話
(株)セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	03-6238-3711
(株)セブン&アイ・ホールディングス	東京都千代田区二番町8-8	03-6238-3000
(株)ローソン	東京都品川区大崎一丁目11-2	03-6635-3963
(株)ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1-21 Msb Tamachi 田町ステーションタワーS9階	03-6436-7600
(指定地方公共機関)		
(一社) 静岡県LPガス協会	静岡市葵区本通6-1-10 プロパン会館3階	054-255-2451
(一社) 静岡県トラック協会中部支部	吉田町川尻 901-1 トラック協会吉田グラウンド内	0548-32-6796
(一社) 静岡県バス協会	静岡市葵区呉服町1-20	054-255-9281
商業組合静岡県タクシー協会	静岡市駿河区国吉田2-4-26	054-261-1401
(一社) 静岡県医師会 榛原医師会	牧之原市静波1699-15	0548-22-1511
(一社) 静岡県歯科医師会 榛原歯科医師会	牧之原市静波1699-15 榛原医師会館内	0548-22-1511
(公社) 静岡県薬剤師会	静岡市駿河区馬淵2-16-32 静岡県薬剤師会館	054-203-2023
(公社) 静岡県看護協会	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ3階	054-202-1750
(公社) 静岡県病院協会	静岡市葵区追手町44-1 静岡産業経済会館6階	054-252-6326
(一社) 静岡県警備業協会	静岡市葵区両替町1-4-15 芙蓉ビル4階	054-253-3661
(公社) 静岡県栄養士会	静岡市駿河区八幡1-1-4	054-282-5507
(一社) 静岡県建設業協会	静岡市葵区御幸町9-9 静岡県建設業会館2階	054-255-0234
しずてつジャストライン(株)相良営業所	牧之原市菅ヶ谷1026-1	0548-52-1212
静岡放送(株)	静岡市駿河区登呂3-1-1	054-284-8900
(株)テレビ静岡	静岡市駿河区栗原18-65	054-261-6111
(株)静岡朝日テレビ	静岡市葵区東町15	054-251-3306
(株)静岡第一テレビ	静岡市駿河区中原563	054-283-6515
静岡エフエム放送(株)	浜松市中区常盤町133-24	053-457-1152
(株)FM島田	島田市中央町5-1 プラザおおるり3階	0547-34-1765
(一社) 静岡県LPガス協会中部支部南榛原地区会	牧之原市相良須々木2633-93	0548-52-0141
富士山静岡空港(株)	牧之原市坂口3336-4	0548-29-2000
(公共的団体その他防災上重要な施設の管理者)		
ハイナン農業協同組合吉田支店	吉田町片岡2153	0548-32-1121
静岡県農業共済組合 中部地域センター	島田市道悦5丁目3-15	0547-37-1751
大井川土地改良区	島田市中央町30-2	0547-37-7151
吉田町商工会	吉田町片岡1669-1	0548-32-3366

機 関 名	所 在 地	電 話
南駿河湾漁業協同組合吉田支所	吉田町住吉5436-864	0548-32-0820
吉田町観光協会（吉田町役場産業課）	吉田町住吉87	0548-33-2122
吉田町交通指導員協議会 （吉田町役場防災課）	吉田町住吉87	0548-33-2134
静岡県交通安全協会牧之原地区支部吉田分会 （牧之原警察署）	牧之原市細江2737	0548-22-0110
吉田町赤十字奉仕団	吉田町住吉1567 吉田町保健センター内	0548-32-7000
吉田町社会福祉協議会	吉田町片岡795-1	0548-33-2423

資料 1. 1－2 土砂災害危険箇所

「吉田町砂防三法※指定地域」

（指定年月日：昭和 52 年 3 月 15 日 告示番号：第 231 号）

種別	区域名	所在地
急傾斜地崩壊危険区域	山ノ根	吉田町大字片岡
急傾斜地崩壊危険区域	横山	吉田町大字片岡

※「砂防法」「地すべり等防止法」「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の 3 つの法律に基づき指定された区域

「砂防三法指定区域マップ」



資料) 「静岡県統合基盤地理情報システム
土砂災害情報マップ」(2017. 11 調べ)

「吉田町土砂災害（特別）警戒区域の指定箇所一覧表（急傾斜地の崩壊）」

（指定年月日：平成 26 年 2 月 25 日 告示番号：第 131 号）

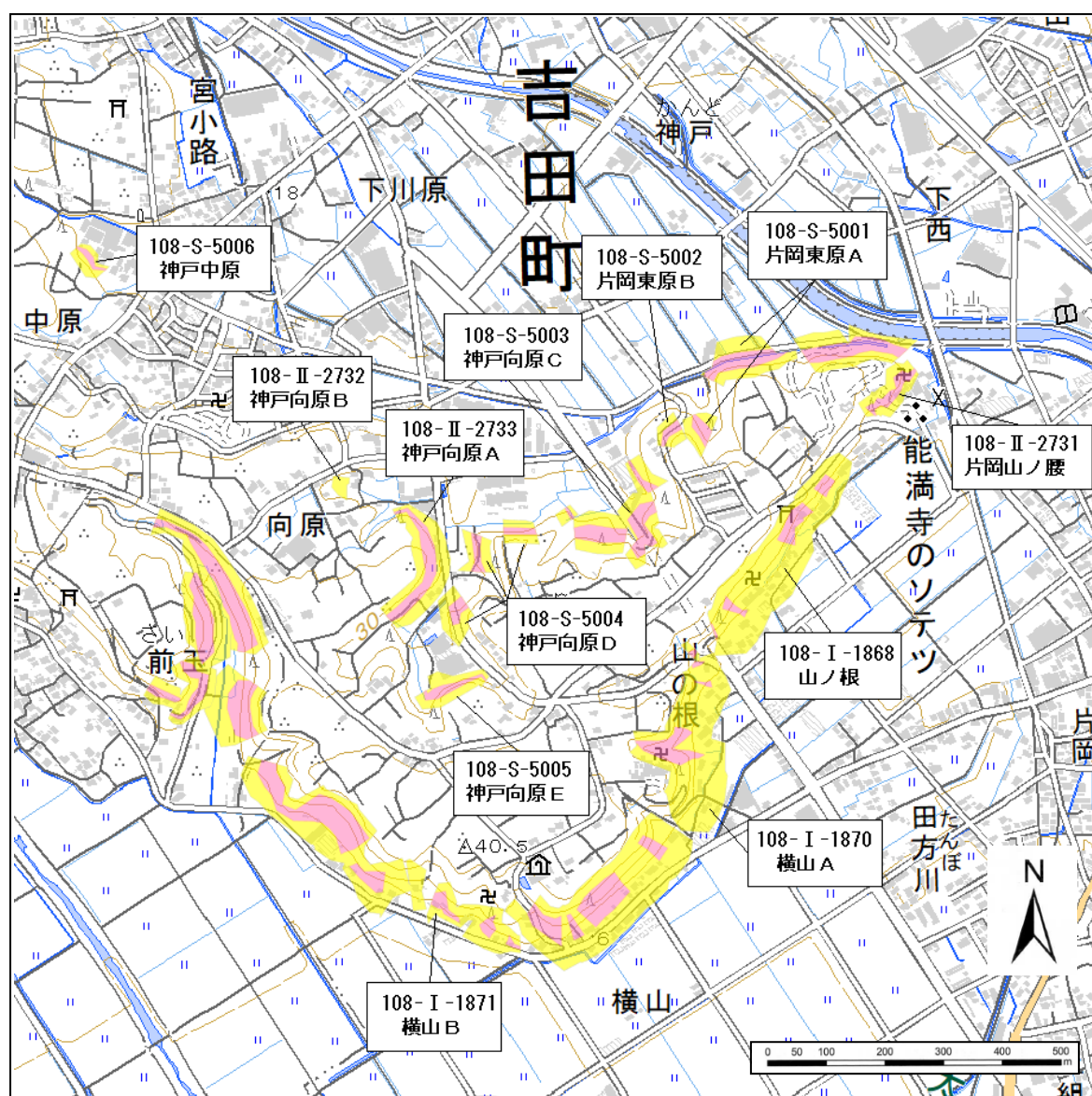
（指定年月日：平成 30 年 2 月 2 日 告示番号：第 72 号）

区域名	所在地	区域指定		急傾斜地崩壊危険箇所（参考）	
		イエロー	レッド	危険箇所番号	箇所名
片岡字山ノ腰	榛原郡吉田町片岡字山ノ腰	○	○	108-Ⅱ-2731	寺門前
山ノ根	榛原郡吉田町片岡字山ノ腰 他	○	○	108-Ⅰ-1868	山ノ根
横山 A	榛原郡吉田町片岡字山ノ腰	○	○	108-Ⅰ-1870	横山(1)
横山 B	榛原郡吉田町片岡字横山 他	○	○	108-Ⅰ-1871	横山(2)
片岡東原 A	榛原郡吉田町片岡字東原	○	○	108-S-5001	片岡
片岡東原 B	榛原郡吉田町片岡字東原	○	○	108-S-5002	神戸 A
神戸向原 A	榛原郡吉田町神戸字向原	○	○	108-Ⅱ-2733	向原(1)
神戸向原 B	榛原郡吉田町神戸字向原	○	—	108-Ⅱ-2732	向原
神戸向原 C	榛原郡吉田町神戸字向原	○	○	108-S-5003	神戸 B
神戸向原 D	榛原郡吉田町神戸向原	○	○	108-S-5004	神戸 C
神戸向原 E	榛原郡吉田町神戸字向原	○	○	108-S-5005	神戸 D
神戸中原	榛原郡吉田町神戸字中原	○	○	108-S-5006	神戸 E

注)「イエロー」は、「土砂災害警戒区域」を、「レッド」は、「土砂災害特別警戒区域」を示す。

なお、レッドゾーンでは、イエローゾーン同様の警戒避難体制の整備を行うとともに、都市計画法に基づく特定開発行為（住宅宅地分譲、社会福祉施設等の建設）に許可を要すること（土砂災害防止法第 10 条）や、建築基準法に基づく建築確認の際に建物構造上で建築基準法第 20 条に基づく土砂災害対策が施されているかどうかの確認をおこなう（土砂災害防止法第 24 条）などの制限事項を定めている。

「吉田町土砂災害（特別）警戒区域の指定箇所図」



資料 1. 2 - 1 同時通報無線関連

(1) 屋外子局機器設置及び構成

「屋外子局機器設置及び構成」

【その1】

(令和5年2月1日現在)

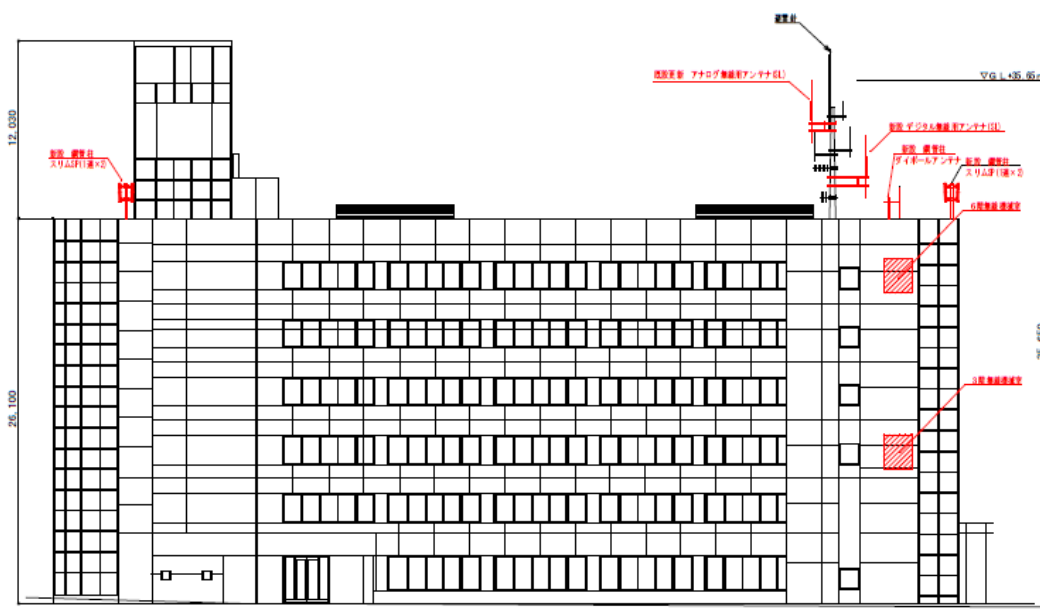
ブロック	N o	設置 年度	局名	住所	増設 アンプ	スピーカ		空中線 アンテナ	鋼管柱 種類	設置場所
						1 連	2 連			
1 住 吉	1	H29	吉田町役場	吉田町住吉 87	有	4		5 素子	139 φ, 3m×3	屋上壁面
	2	H30	新田西	吉田町住吉 2648-1	有	2	1	5 素子	S-18HY	地上自立
	3	H31	津波避難タワーP	吉田町住吉 2657 地先	有	2	1	5 素子	S-18XM	地上自立
	4	H31	山八南	吉田町住吉 4622-1	有		2	5 素子	S-18HY	地上自立
	5	H30	山八公会堂	吉田町住吉 2854-1	有	4		5 素子	S-18HY	地上自立
	6	H31	住吉小学校	吉田町住吉 2223	有	2	1	5 素子	屋上	屋上壁面
	7	H30	東浜	吉田町住吉 3508-5	有	2	1	5 素子	S-18HY	地上自立
	8	H30	西浜	吉田町住吉 5431-457	有	2	1	5 素子	S-18HY	地上自立
	9	H30	東村北	吉田町住吉 379-20	有		2	5 素子	S-18XM	地上自立
	10	H30	吉田消防署	吉田町住吉 1386-5	有	2	1	5 素子	S-18XM	地上自立
	28	H31	新田南	吉田町住吉 5436-230 地先	有	2	1	5 素子	S-18HY	地上自立
	32	H30	親水公園	吉田町住吉 5437-40	有	4		5 素子	S-18HY	地上自立
	33	H30	住吉コミュニティ 防災センター	吉田町住吉 5274-6	有		2	5 素子	屋上	屋上壁面
2 川 尻	12	H30	川尻西北	吉田町川尻 2160-1	有	4		5 素子	S-18HY	地上自立
	13	H30	川尻会館	吉田町川尻 1630	有		2	5 素子	S-18XM	地上自立
	14	H31	山通り東	吉田町川尻 1813-1 地先	有		2	5 素子	S-18XM	地上自立
	15	H30	川尻上中	吉田町川尻 592-8 付近	有		2	5 素子	S-18XM	地上自立
	16	H30	小山公会堂	吉田町川尻 137-1 付近歩道	有		2	5 素子	S-18XM	地上自立
	29	H31	山通り中	吉田町川尻 1154 地先	有	2	1	5 素子	S-18XM	地上自立
	30	H30	川尻東南	吉田町川尻 3448-12	有	4		5 素子	S-18HY	地上自立
	31	H30	浜丁会館	吉田町川尻 3138-38	有		2	5 素子	S-18HY	地上自立
	34	H31	津波避難タワーG	吉田町川尻 2558-1 地先	有	2	1	5 素子	S-18HY	地上自立
	35	H31	川尻東中	吉田町川尻 4040-1 地先	有	2	1	5 素子	S-18HY	地上自立
	36	H31	山通り北	吉田町川尻 914-1 地先	有		2	5 素子	S-18XM	地上自立
3 片 岡	11	H31	東村南	吉田町片岡 1622-4 地先	有	2	1	5 素子	S-18HY	地上自立
	17	H30	下片岡集落センター	吉田町片岡 1239-1	有	2	1	5 素子	S-18HY	地上自立
	18	H30	片岡東	吉田町片岡 581-2 隣接道路	有	4		5 素子	S-18XM	地上自立

資 料 編
 <共通対策>

	ブロック	No	設置 年度	局名	住所	増設 アンパ	スピーカ		空中線 アンテナ	鋼管柱 種類	設置場所
							1 連	2 連			
3	片岡	19	H31	片岡西	吉田町片岡 3162-3	有	2	1	5 素子	S-18XM	地上自立
		20	H30	第一配水池	吉田町片岡 2707-1	有	4		5 素子	S-18XM	地上自立
4	北区	21	H30	神戸西会館	吉田町神戸 3934-1	有	2	1	5 素子	S-18XM	地上自立
		22	H31	北区第1北	吉田町神戸 3360-15 地先	有		2	5 素子	S-18XM	地上自立
		23	H30	北区第2	吉田町神戸 2335-1	有	2	1	5 素子	S-18XM	地上自立
		24	H30	北区第5	吉田町神戸 1508-1	有	2	1	5 素子	S-18XM	地上自立
		25	H30	北区第3南	吉田町大幡 1744-1 隣接道路	有		2	5 素子	S-18XM	地上自立
		26	H30	北区第3中	吉田町大幡 1180-1 付近	有		2	5 素子	S-18XM	地上自立
		27	H30	北区第3北	吉田町大幡 33-1	有	1	1	5 素子	S-18XM	地上自立

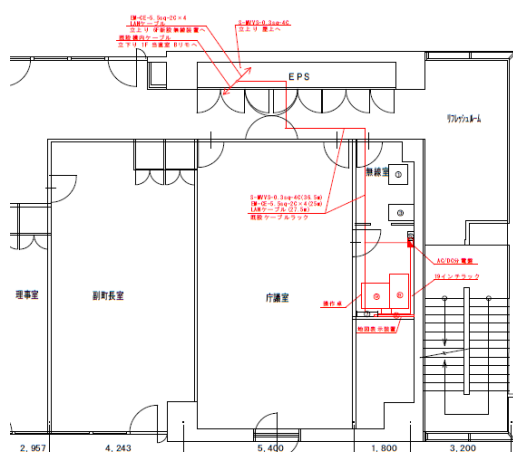
（２）同時通報無線の基地局設置状況

＜敷地側面図（庁舎側面図）＞

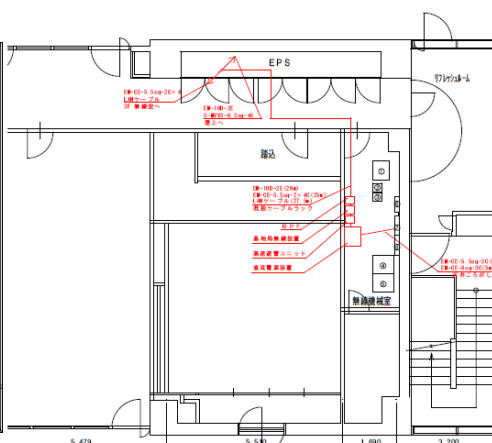


＜機器配置図＞

庁舎 3 階機器配置図



庁舎 6 階機器配置図



資料 1. 2－2 防災行政無線（移動系）関連

（１）防災行政無線

（令和 6 年 1 月 1 日現在）

無 線 局 呼び出し名称	通常配置場所	部 門 別	無線局種類	備 考
ぎょうせいよしだ	庁舎 6 階無線機械室	総務部 情報広報班	基地局装置	防災行政無線 (259.15625MHz)
ぎょうせいよしだ	庁舎 3 階無線室 2	総務部 情報広報班	遠隔制御装置	〃
ぎょうせいよしだ	庁舎 3 階防災課	総務部 情報広報班	遠隔制御装置	〃
よしだ 1 0 1	庁舎 3 階専用棚	統括部 統括班	携帯型	〃
よしだ 1 0 2	〃	統括部 統括班	〃	〃
よしだ 1 0 3	〃	総務部 調整班	〃	〃
よしだ 1 0 4	〃	総務部 情報広報班	〃	〃
よしだ 1 0 5	〃	調査部 調査班	〃	〃
よしだ 1 0 6	〃	民生部 民生班	〃	〃
よしだ 1 0 7	〃	保健部 医療救護班	〃	〃
よしだ 1 0 8	〃	町民部 町民班	〃	〃
よしだ 1 0 9	〃	土木部 土木機械班	〃	〃
よしだ 1 1 0	〃	土木部 情報管理班	〃	〃
よしだ 1 1 1	〃	都市環境部 施設管理班	〃	〃
よしだ 1 1 2	〃	都市環境部 環境班	〃	〃
よしだ 1 1 3	〃	供給部 輸送班	〃	〃
よしだ 1 1 4	〃	供給部 調達班	〃	〃
よしだ 1 1 5	〃	上下水道部 下水道管理班	〃	〃
よしだ 1 1 6	〃	上下水道部 給水班	〃	〃
よしだ 1 1 7	〃	上下水道部 水道管理班	〃	〃
よしだ 1 1 8	〃	教育部 教育班	〃	〃
よしだ 1 1 9	〃	教育部 図書館班	〃	〃
よしだ 1 2 0	広域施設組合事務局 清掃センター	広域施設組合事務局 (清掃センター)	〃	〃
よしだ 1 2 1	リサイクルセンター	リサイクルセンター	〃	〃
よしだ 1 2 2	衛生センター	衛生センター	〃	〃
よしだ 1 2 3	庁舎 3 階専用棚	住吉地区連絡部	〃	〃
よしだ 1 2 4	〃	川尻地区連絡部	〃	〃
よしだ 1 2 5	〃	片岡地区連絡部	〃	〃
よしだ 1 2 6	〃	北区地区連絡部	〃	〃
よしだ 1 2 7	吉田消防署	静岡市吉田消防署	〃	〃
よしだ 1 2 8	庁舎 3 階専用棚	統括部 (消防団本部)	〃	〃
よしだ 1 2 9	〃	統括部 (交通指導員隊本部)	〃	〃

よしだ 130	〃	統括部（警察署等）	〃	〃
よしだぼうたい 1	庁舎 3 階防災課	総務部 情報広報班	可搬基地局	防災相互無線 (158.35MHz)
よしだぼうたい 2	庁舎 3 階専用棚	総務部 情報広報班	携帯型	〃
よしだぼうたい 101	庁舎 3 階防災課	総務部 情報広報班	可搬基地局	防災相互無線 (466.775MHz)
よしだぼうたい 102	庁舎 3 階専用棚	総務部 情報広報班	携帯型	〃

（２）通信諸元一覧表

「通 信 関 係 一 覧 表」

【行政無線】

（令和 5 年 1 月 1 日現在）

周波数	移 動 系		計
268.15625 MHz	遠隔制御装置 (親局)	1台	31台
259.15625 MHz	携帯型無線 (陸上移動局)	30台	

【防災相互無線】

（令和 3 年 12 月 1 日現在）

周波数	局 名	局種	計	出力	備考
466.775 MHz	よしだぼうたい101	可搬	1台	5W	付属のアンテナ・シガーソケット充電を使用し、車載型としても使用可
158.35 MHz	よしだぼうたい 1	可搬	1台	5W	

資料 1. 2－3 吉田町防災行政用無線局管理運用規程

（１）吉田町防災行政用無線局管理運用規程

「吉田町防災行政用無線局管理運用規程」

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、吉田町に所属する防災行政無線局（同報無線、行政無線）の適正な管理、運用、保守について電波法（昭和 25 年法律第 131 号）による必要な事項を定めるものである。

（用語の規程）

第 2 条 この規程に用いる用語の定義は、別に定めるもののほか次の各号に定めるところによる。

(1) 無線局	無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
(2) 無線設備	無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
(3) 同報無線	超短波による無線送信設備から受信設備に対し同時に同一内容の通報を行う施設をいう。
(4) 同報親局	同報無線の操作卓及び送信設備をいう。
(5) 同報子局	同報無線の受信設備をいう。
(6) 防災行政無線局	防災、応急救助、災害復旧及び行政業務に関する業務を遂行するために使用することを主たる目的とする無線局をいう。
(7) 陸上移動局	陸上を移動中又は、特定しない地点に停車中運用する無線局をいう。
(8) 基地局	陸上移動局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
(9) 非常通信	地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う通信をいう。
(10) 試験通信	無線設備の保守、点検等のため試験的に行う通信をいう。
(11) 無線従事者	無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。
(12) 防災計画	吉田町地域防災計画（地震対策編を含む。）をいう。

第 2 章 管理

（無線管理者）

第 3 条 無線局の適正な管理運営を図るため、無線管理者を置く。

- 2 無線管理部課は防災課とする。
- 3 無線管理者は防災課長とする。
- 4 無線管理者は当該無線局の事務を掌握する。

（無線管理者の業務）

第 4 条 無線局の管理者の業務は次の通りとする。

- (1) 無線局の管理運用、監督に関する事項
- (2) 無線従事者の選任、解任に関する事項

- (3) 非常勤無線通信員の任命解任の手続きに関する事項
- (4) 無線局の開設、再免許、無線設備の変更の申請並びに届出に関する事項
- (5) 免許状及び備付け書類の保管に関する事項
- (6) 無線局業務日誌の確認及び保管並びに提出に関する事項
- (7) 無線機、付属品及び予備品の保管並びに整備に関する事項
- (8) 無線設備の定期点検に関する事項
- (9) 無線従事者の要請に関する事項
- (10) 無線従事者の教育訓練に関する事項
- (11) その他必要な事項

(無線従事者の任務)

第5条 無線局には無線従事者の資格を有する通信担当者を置かなければならない。

- (1) 通信担当者は無線管理者の命を受け、通信操作及び無線設備の維持の実務を行う。
- (2) 通信担当者は電波法の運用規則に従って適正な運用に努めるとともに、無線局業務日誌の記載を毎日行うものとする。
- (3) 業務日誌は週に1回無線管理者の査閲を受けるものとする。

(無線従事者の配置)

第6条 無線従事者の配置が無い場合は無線局を運用してはならない。

- (1) 無線管理者は、常に無線従事者の適正な配置に留意するとともに、適時有資格者の確保に努めなければならない。
- (2) 無線管理者は、無線従事者が異動した場合は、遅滞なく無線従事者選解任届を東海総合通信局長に提出しなければならない。
- (3) 無線管理者は、非常災害時における通信を確保するため、あらかじめ無線従事者等の動員計画、非常呼集計画等を整備しておかなければならない。

(備付書類)

第7条 無線局管理者は、次の書類の外無線局管理に必要と認める書類を備付けなければならない。

- (1) 無線局免許状（無線局のある見やすい場所に掲示する。）
- (2) 無線検査簿
- (3) 無線局申請書（届）の副本
- (4) 電波法令集
- (5) 業務日誌
- (6) 無線従事者の選、解任届の写し
- (7) 免許証票（無線機の見やすい所に掲示する。）
- (8) 非常勤通信員の委嘱書又は名簿の写し

(無線局設備の配置)

第8条 無線局設備の設置（常置）場所は次の通りと定める。

- (1) 同報無線親局設備の設置場所は町役場構内
- (2) 同報無線子局設備は町内全域
- (3) 基地局設備の設置場所は町役場構内
- (4) 移動局設備の常置場所は町役場構内（携帯無線機は庁舎内）
- (5) 移動局設備で地区防災本部に配備される携帯無線機の常置場所は町内自治会事務所内及び地区連絡班長宅

資 料 編
<共通対策>

- (6) 移動局設備で災害対策（地震災害警戒）本部に配備される携帯無線機の常置場所は本部委員宅

（無線局の試験通話、通報及び点検）

第 9 条 無線従事者は無線管理者の命を受け基地局、移動局の試験通話を月 1 回以上、点検（特に携帯無線機用蓄電池の充電量の良否）を月 1 回以上行う。

- 2 同報無線は、日常の時報等が確実に伝達されているか常に留意していなければならない。

（保守点検整備）

第 10 条 無線管理者は、無線局の正常な機能の維持に努めるとともに、年 2 回以上外部委託により無線設備の点検及び整備を行わなければならない。また、無線局の機能に異常が認められた時は速やかに機能回復の処置をとらなければならない。通信担当者はその都度業務日誌に記入しなければならない。

第 3 章 運用

（運用の範囲）

第 12 条 防災行政無線の運用（通話又は通報をいう。以下この章において同じ。）の範囲は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法第 2 条（昭和 22 年法律 67 号）第 4 項に規程する事務に関する事項

（運用時間）

第 13 条 無線局の運用は原則として同報無線は定時、基地局は常時、陸上移動局は随時とする。

- 2 同報無線の定時時報は午前 7 時、午後 0 時、午後 5 時の定時に行うものとする。

（運用方法）

第 14 条 無線局の運用に当たっては特に次の事項に注意し、法令に基づいて適正な操作を行うこと。

- (1) 無線局の使用開始にあたって混信をさけるため、他局の通信を聴取し混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、非常通信等緊急を要する通信についてはこの限りでない。
- (2) 運用は簡潔な用語を用いて行うこと。
- (3) 運用は正確を期し、誤りがあつたときは直ちに訂正すること。
- (4) 1 回の運用所要時間は 5 分を超えないこと。

（通報の依頼）

第 15 条 一般町内広報のための通報は行なわない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- 2 警察署、税務署、教育委員会等第三者機関よりの通報依頼には応じない。ただし、町行政上必要と認めた場合には町の責任において通報することができるものとする。

（非常時の運用）

第 16 条 無線管理者は災害その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは他の通信に優先して非常通信を確保するものとし、その運用の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 人命の救助又は災害の救援に関するもの
- (2) 正確な情報を伝達し、民心の安定を図るためのもの
- (3) その他災害及び災害の予防に係わる情報の収集に関するもの

（非常時の無線局配備）

第 17 条 災害その他の非常事態が発生すると認められたときは、無線従事者及び無線局操作員は、あらかじめ防災計画に定められた地域に出向する。ただし、無線局管理者は必要があると認めたときは出向先の変更を命ずることができる。

2 災害が発生した場合は無線従事者は、防災計画に基づき各地区本部に配備された無線機により災害対策（地震災害警戒）本部に対する的確なる情報を報告するよう努めなければならない。

第 4 章 雑則

（通信訓練）

第 18 条 無線管理者は、無線局の効率的運営を図るため、定期的に所属職員に対し取扱要領について研修を行うとともに年 1 回以上通信訓練を実施しなければならない。

（無線従事者選解任届出の提出）

第 19 条 無線管理者は、無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なくその旨を東海総合通信局長に届出なければならない。

（実施に関する事項）

第 20 条 この規程の実施に関し、必要な事項は無線管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 吉田町行政無線取扱規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 13 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（２）同報無線の取扱いに関する内規

「同報無線の取扱いに関する内規」

平成２６年１０月 ９ 日制定
令和 ４ 年 １ 月 ３ １ 日改正

（趣旨）

第１ この内規は、吉田町防災行政用無線局管理運用規程（昭和６０年４月１日施行）第２０条に基づき、同報無線の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（通報の種類）

第２ 同報無線を使用して行う通報の種類は、全国瞬時警報システム（以下「Ｊ－ＡＬＥＲＴ」という。）による通報及び手動による通報とする。

（Ｊ－ＡＬＥＲＴによる通報）

第３ Ｊ－ＡＬＥＲＴにより通報する事項は、次のとおりとする。

（１）国民保護情報

- ア グリラ・特殊部隊攻撃情報
- イ 航空攻撃情報
- ウ 弾道ミサイルに関する情報
- エ 大規模テロ情報
- オ 前記アからエまでに規定する情報のキャンセル情報

（２）緊急地震速報

- ア 震度５弱
- イ 震度５強
- ウ 震度６弱
- エ 震度６強
- オ 震度７

（３）地震情報

- ア 震度５弱
- イ 震度５強
- ウ 震度６弱
- エ 震度６強
- オ 震度７
- カ 東海地震観測情報
- キ 東海地震予知情報
- ク 東海地震注意情報

（４）津波情報

- ア 津波注意報
- イ 津波警報
- ウ 大津波警報
- エ 大津波警報（東日本大震災クラス）

（５）気象特別警報

- ア 特別警報（大雨単独）
- イ 特別警報（大雨単独以外）

(6) 火山情報

- ア 噴火警戒レベル5 かつ避難対象
- イ 噴火警戒レベル4 かつ避難準備対象
- ウ 居住地域嚴重警戒かつ避難対象

(手動による通報)

第4 手動により通報する事項は、次のとおりとする。

(1) 火災に関する通報

- ア 吉田町内で建物火災が発生したとき。
- イ 前記アに規定する火災が鎮火したとき。

(2) 突発地震に関する通報

- ア 役場庁舎3階の計測震度計（以下「震度計」という。）の数字が震度5弱以上を示しているとき。
- イ 震度計の数字が震度4を示し、かつ、町長（不在の場合は、副町長、危機管理監又は防災課長）が地震の規模等状況判断により必要と認めたとき。

(3) 津波に関する通報

- ア 大津波警報又は津波警報が発令されたとき。
- イ 津波注意報が発令され、かつ、町長（不在の場合は、副町長、危機管理監又は防災課長）が必要と認めたとき。
- ウ 大津波警報、津波警報又は前記イに規定する津波注意報が解除されたとき。

(4) 行方不明者に関する通報

- ア 牧之原警察署から同報無線通報依頼書（様式1）により依頼を受けたとき。この場合において、行方不明者の氏名の公表については、届出人の同意が認められたときのみ行うものとする。
- イ 行方不明者の保護又は発見の連絡を受けたとき。この場合において、保護又は発見の広報を行うときは、氏名の公表はしないものとする。
- ウ その他行方不明者に関する対応については、フローチャート（別紙1）のとおりとする。

(5) 選挙に関する通報

選挙に伴う投票率の向上のため、選挙管理委員会から選挙啓発の依頼を受けたとき。

(6) 全国交通安全運動及び交通安全県民運動に関する通報

全国交通安全運動及び交通安全県民運動が実施される時。

(7) 交通事故多発警報に関する通報

交通事故多発警報が発令された時。

(8) 振り込め詐欺に関する通報

牧之原警察署から振り込め詐欺に関する同報無線広報の依頼を受けた時。

(9) 突発事故による水道管破損に関する通報

突発事故により水道管が破損し、地区全体及び多方面に多大な影響を及ぼすような時。

(10) 光化学オキシダントに関する通報

- ア 吉田町内に光化学オキシダントに係る情報が発令された時。
- イ 前記アに規定する光化学オキシダントに係る発令が解除された時。

(11) PM_{2.5}に関する注意喚起情報に関する通報

静岡県内にPM_{2.5}に関する注意喚起情報が発令された時。

(12) 食中毒警報に関する通報

静岡県内に食中毒警報が発令された時。

(13) 熱中症警戒アラート

静岡県内に熱中症警戒アラートが発令された時。

(14) その他町長が必要と認めた時。

資 料 編
<共通対策>

(手動で通報する内容)

第5 手動で通報する内容は、同報無線広報文例(別紙2)のとおりとする。

2 前項の内容は事前に町長(不在の場合は、副町長、危機管理監又は防災課長)に連絡するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(運用時間)

第6 運用時間は、常時とする。ただし、手動で通報する事項は、原則として、午前6時から午後10時までの間に行うものとする。

(守秘義務)

第7 同報無線の取扱いに従事する者及び当該職務を退いた者は、その職務上知り得た秘密を漏らすてはならない。

附 則

この内規は、平成26年10月9日から適用する。

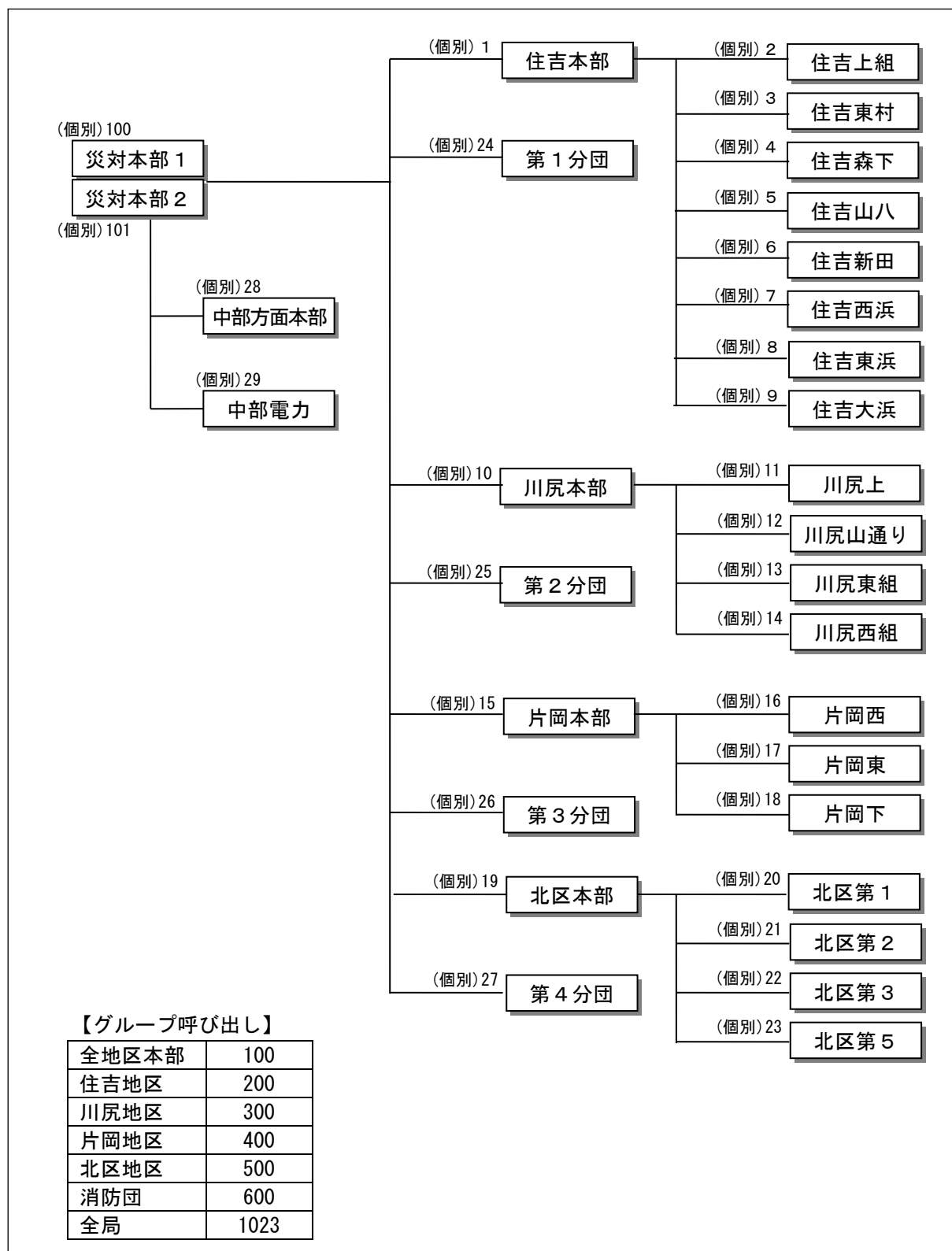
附 則

この内規は、令和4年1月31日から適用する。

資料 1. 2－4 MCA無線情報伝達網

「MCA無線情報伝達網」

(令和5年1月1日現在)



資料 1. 2－5 静岡市消防局無線通信施設

「無線通信施設」

無線通信施設現況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

局種 署所別	衛 星 地 球 局	ネ ッ ト ワ ー ク 合 固 定 局 報	静 岡 県 総 合 情 報	基地局	移動局							航空機局			受 令 機	その 他 (ヘリコプターテレビ関係)
				消 防 波 2～10 W	消防波				署 活	航空機		固 定 用 10 W	移 動 用 10 W	移 動 用 1～1.5 W		
					車 載 用 5 W	携 帯 用 5 W	携 帯 用 2 W	(携 帯 用 ア ナ ロ グ 5 W 防 災 相 互 波)	携 帯 用 1 W	航空機						
										航 空 機 用 25 W	携 帯 用 1 W					
総数	1	1	12	176	28	217	19	331	1	1	1	1	7	34	6	
消防本部	1	1	12	14	5	27	2	17	1	1	1	1	7	1	6	
葵署管内				15	2	22	1	36						4		
葵 消 防 署				6	2	12	1	18						1		
南田町出張所				4		4		8						1		
平和出張所				2		2		4						1		
山崎出張所				3		4		6						1		
駿河署管内				28	1	30	1	50						6		
駿 河 消 防 署				14	1	15	1	20						1		
東豊田出張所				4		3		8						1		
稲川出張所				3		4		6						1		
鎌田出張所				3		3		6						1		
用宗出張所				2		3		6						1		
大谷出張所				2		2		4						1		
千代田署管内				22	4	25	4	43						5		
千代田消防署				11	2	14	1	23						1		
城東出張所				3		3		6						1		
瀬名出張所				2		2		4						1		
しずはた出張所				5	1	4	3	8						1		
井川出張所				1	1	2		2						1		
清水署管内				16	2	19	1	31						3		
清 水 消 防 署				13	2	14	1	21						1		
高部出張所				2		3		6						1		
有度出張所				1		2		4						1		
港北署管内				21	3	21	5	40						4		
港 北 消 防 署				11	2	10	5	21						1		
庵 原 分 署				7	1	7		14						1		
興津出張所				1		2		3						1		
小島出張所				2		2		2						1		
日本平署管内				7	1	9	1	16						2		
日 本 平 消 防 署				6	1	7	1	12						1		
三保出張所				1		2		4						1		
島田署管内				26	4	31	2	48						6		
島 田 消 防 署				11	3	10	1	23						1		
六合出張所				3		4		5						1		
初倉出張所				3		4		5						1		
金谷出張所				3		4		5						1		
川根南出張所				3	1	4		5						1		
川根北出張所				3		5	1	5						1		
吉田署管内				14	3	16	1	25						1		
吉 田 消 防 署				14	3	16	1	25						1		
牧之原署管内				13	3	17	1	25						2		
牧之原消防署				11	2	13	1	20						1		
地頭方出張所				2	1	4		5						1		

資料 1. 2-6 静岡県総合情報ネットワークシステム

無線局回線構成図

2013/4/1現在



〔凡例〕

[illegible]

資料 1. 2 - 7 災害応急対策資機材

(1) 本部防災用資機材一覧表 (防災課管理)

「本部防災用資機材一覧表 (防災課管理)」

(令和 5 年 1 月 1 日現在)

資機材	数量	備考	資機材	数量	備考
スコップ	75 ケ	内、水防 33 ケ	テント (3.6m×5.4m)	9 張	
ジョレン	47 ケ	内、水防 37 ケ	避難生活用品セット	800 セット	
ツルハシ	36 ケ	内、水防 19 ケ	サルベージシート	29 枚	
担架	28 台		ブルーシート	2,000 枚	
ストレッチャー	1 台		ろ水機	4 台	
折り畳式リヤカー	1 台		組立式トイレ	33 基	
一輪車	2 台	水防用	ポータブルトイレ	10 基	
弁慶 (斧付パール)	5 ケ		ワンタッチトイレ (テント付)	157 基	
チルホール	4 ケ		仮設救護所用簡易ベッド	50 台	
チェーンブロック	4 ケ		遺体収納バッグ	70 袋	
寝袋	4 ケ		ポータライト	3 ケ	
三脚	5 台		ライト	61 ケ	
コードリール	28 台		蓄電池	24 台	
のこぎり (両刃)	10 丁	内、水防 7 丁	備蓄マット	2,100 枚	
なた	10 丁	-	発動発電機	23 台	地区本部 4・自主防 19
ペンチ	4 ケ	水防用	のこぎり	61 丁	本部 4・自主防 57
かま	3 ケ		可搬ポンプ	19 台	各自主防
電動ハンマー	2 台		ろ水機	3 台	住吉・川尻・片岡地区本部
エンジンカッター	2 台		腕章 (7 枚セット)	650 セット	自主防 (各隣組)
発電機	7 台		チェーンソー	19 台	各自主防
充電器	1 台		防災行政ラジオ	9,800 台	希望する全世帯に無償配付 8,222 台
移動式炊飯器	2 台		オイルジャッキ	15 台	
脚立 (大)	1 台		ジャッキ	34 台	各自主防
脚立 (小)	1 台		爪付ジャッキ	19 台	各自主防
パール	18 本		MCA無線機	35 台	地区・自主防・消防団等
掛け矢	7 本		電池メガホン	33 台	
斧	7 本		避難所間仕切セット	1,745 セット	
大ハンマー	9 本		車両移動器具セット	2 組	
鉄線バサミ	1 本		救助工具セット	4 セット	地区本部
救急医療セット (H-7)	1 セット	吉中体育館 (救護所)	大型炊き出し器	1 台	
救急医療セット (EM-5)	5 セット	すみれ保育園防災倉庫	折畳式アルミリヤカー	4 台	地区本部
毛布	3,788 枚		下水道直結型マルチトイレ	20 基	住小 16、附属棟 4
テント (3m×6m)	29 張		簡易エアテント	3 棟	トリアージ用
テント (5.35m×5.35m)	2 張		LED マルチライト	16 台	地区本部

（２）町各地区本部 防災倉庫備品一覧表（各地区本部管理）

「町各地区本部 防災倉庫備品一覧表（各地区本部管理）」

（令和５年１月１日現在）

種別	消火用具		救出・障害除去用具															救急用具		避難用具		給食用具				その他											
資機材名	バケツ	消火器	バール	スコップ	ツルハシ	ジヨウヤカ	リヤカ	一輪車	掛矢	ノコギリ	ハンマー	ハンマー	ナタ	オノ	鉄線バサミ	救助工具セット	折りたたみ式アルミ梯子	救急セット	担架	ロープ	電池メカホン	ラジオ	カセット	ろ水機	受水槽	ブースターケーブル	小型発電機	大型発電機	ガソリン缶	テント	ビニールシート	コードリール	梯子・脚立	投光器	拡声アンプ		
	ケ	火	ー	ッ	ハ	レ	カ			ギ	マ	マ						セ		ー	ー	イ	釜	マ	水	鍋	水	型	型	ソ	ニ	ー	子	光			
	ツ	器	ル	プ	シ	ン	ー	車	矢	リ	大	小	タ	ノ	ミ	ト		ト	架	プ	ン	ト		ド	機	槽	機	機	缶	ト	ト	立	器	ブ			
地区本部																																					
住吉地区本部	11	0	2	9	2	3	1	1	3	2	1	1	1	0	1	1	1	0	1	2	1	2	1	1	2	2	0	2	1	2	3	5	6	1	4	1	
川尻地区本部	15	2	2	4	2	3	1	1	2	3	1	2	2	1	1	1	1	2	1	2	2	2	2	3	2	2	0	1	2	1	2	3	2	4	1	5	1
片岡地区本部	15	1	2	2	2	3	1	1	1	3	1	2	2	1	1	1	1	2	3	1	1	1	2	2	1	2	1	2	1	2	2	2	5	1	2	1	
北区地区本部	17	3	3	2	2	3	2	1	1	4	1	0	2	1	1	2	1	1	4	1	1	4	2	4	1	2	0	2	1	1	3	4	2	3	1	3	1
合計	58	6	9	17	8	12	5	4	7	12	4	5	7	3	4	5	4	5	9	6	5	9	7	10	6	8	1	6	6	4	9	12	11	18	4	14	4

資料編
＜共通対策＞

(3) 自主防災会防災資機材一覽表

種別	情報伝達 運用資機材	初期消火用資機材										救助用資機材															救急用 資機材	避難生活資機材										その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
資機材	電池 MCA 無線 メカガホン	消火 器	街頭 用格納 庫	砂 袋	ホース 搬布設 置	バール 乾燥 機	丸太 量子	折込 梯子	掛 矢	スッポ コック ブシ	つるは し （ジョレン）	くわ こみ	石 つ	なべ み	鉄線 はさみ	片手ハ ンマー	ロープ ハンマ ー車	ゴムボ ート	リヤカ ー エンジン キタ	自転車 ヘルメ ット	担架 救急セ ット	標準旗 ラ・腕 章	ロ動発 生電機			受水槽 釜鍋	テント 水機	ビニル シート	井戸料 レ	非常排 便収納 袋	防災用 毛布	防炎倉 庫	簡易ベ ッド	台車 立	脚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
自主防犯会	3	1	10	10	30	200	2	1	5	5	3	5	3	3	10	10	10	10	10	5	5	5	3	5	2	2	1	1	3	3	3	10	6	6	1	1	3	6	1	1	100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				</

Figure 10-10 shows the design of the "Disaster Countermeasures Basic Law Based Vehicle Prohibition" sign. The sign is rectangular with a white background and a black border. It features the text "災害対策基本法に基づく車両通行止" (Vehicle Prohibition Based on the Disaster Countermeasures Basic Law) in black Japanese characters. Below the text is a large black circle with a diagonal slash, indicating prohibition. The slash is labeled "45°" and "5". The sign is mounted on a post, and the dimensions of the sign and its mounting are indicated by lines and numbers.

対象	区又区
域は間	
期間	

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長災害の単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

資料 1. 2-9 緊急通行車両の標章

The diagram shows a standard Japanese license plate with the following components and dimensions:

- Top Left:** The text "登録（車両）番号" (Registration (Vehicle) Number) is printed in black.
- Top Right:** A rectangular box for the registration number.
- Center:** Large black characters "緊" (left) and "急" (right) are separated by a stylized grey cherry blossom (sakaki) emblem.
- Bottom Left:** The text "有効期限" (Valid Period) is printed in black.
- Bottom Right:** Three boxes for the expiration date, labeled "年" (Year), "月" (Month), and "日" (Day).
- Dimensions:**
 - Height: 15 (indicated by a vertical arrow on the left).
 - Width: 21 (indicated by a horizontal arrow at the bottom).

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両番号）」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒字、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 1. 2－10 緊急通行車両確認証明書

「緊急通行車両確認証明書」

様式第 3

第 号		令和 年 月 日	
緊急通行車両確認証明書 静岡県公安委員会			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住所	〒 () —	
	氏名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

資料 1. 2－11 自主防災会一覧表

「自主防災会一覧表」

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

自主防災会		組 数 (組)	世帯数 (世帯)	人 口 (人)	備 考
住 吉	上組自主防災会	24	592	1,397	
	東村自主防災会	32	690	1,710	
	森下自主防災会	11	198	461	
	山八自主防災会	29	587	1,386	
	新田自主防災会	30	772	1,674	
	西浜自主防災会	34	559	1,378	
	東浜自主防災会	31	485	1,171	
	大浜自主防災会	10	364	696	
	計	201	4,247	9,873	
川 尻	上組自主防災会	33	1,035	2,345	
	山通自主防災会	34	830	1,797	
	東組自主防災会	13	344	822	
	西組自主防災会	23	455	1,066	
	計	103	2,664	6,030	
片 岡	西自主防災会	23	444	1,114	
	東自主防災会	40	725	1,774	
	下自主防災会	48	1,081	2,851	
	計	111	2,250	5,739	
北 区	第 1 自主防災会	28	721	1,794	
	第 2 自主防災会	25	975	2,259	
	第 3 自主防災会	21	619	1,453	
	第 5 自主防災会	25	776	1,991	
	計	99	3,091	7,497	
合 計	19 自主防災会	514	12,252	29,139	

資料 1. 2-12 吉田町要配慮者避難支援計画について

災害対策基本法の一部改定（平成 25 年 6 月）に定める「避難行動要支援者名簿」の作成について、本町では、平成 23 年 1 月に「吉田町災害時要援護者避難支援計画」を策定（平成 30 年 6 月に「吉田町要配慮者避難支援計画」へ改定・名称変更）し、計画に「避難行動要支援者名簿」の作成を位置づけ、整備するものとする。

また、「避難行動要支援者名簿」の作成、運用及び更新、「避難支援等関係者」等の詳細については「吉田町要配慮者避難支援計画」を参照のこと。

参考として、以下に「吉田町要配慮者避難支援計画」の構成を示す。

なお、当該計画については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月、内閣府（防災担当））に従い、今後とも内容の充実に努めるものとする。

「吉田町要配慮者避難支援計画」の構成

第 1 章 基本的な考え方

- 1 趣旨
- 2 位置づけ
- 3 構成
- 4 避難支援体制の整備方針
 - (1) 要配慮者と避難行動要支援者の範囲
 - (2) 要配慮者支援におけるポイント
 - (3) 要配慮者に対する避難支援体制
 - (4) 対象災害と対象地域
- 5 個人情報保護のための措置
 - (1) 個人情報に関する責務
 - (2) 個人情報の管理
 - (3) 個人情報に関する守秘義務等
- 6 推進体制
- 7 関係機関等の役割
 - (1) 町の役割
 - (2) 自治会・自主防災組織等の役割
 - (3) 民生委員児童委員の役割
 - (4) 社会福祉協議会の役割
 - (5) 社会福祉施設・福祉サービス事業所・介護保険サービス事業者等の役割
 - (6) 静岡市吉田消防署の役割
 - (7) 消防団の役割
 - (8) 静岡県中部健康福祉センターの役割

第 2 章 要配慮者情報の把握・共有

- 1 要配慮者避難支援に係る広報啓発
- 2 要配慮者に配慮した防災訓練の実施
- 3 避難行動要支援者名簿の作成
 - (1) 情報を収集する台帳
 - (2) 記載する内容
 - (3) 避難行動要支援者名簿の適正管理
 - (4) 避難行動要支援者名簿の更新
- 4 個別計画の作成
 - (1) 個別計画の内容
 - (2) 避難支援者の選定
 - (3) 個別計画の適正管理
 - (4) 個別計画の確認

第 3 章 避難誘導・安否確認体制の整備

- 1 避難支援の実施体制
 - (1) 吉田町における避難支援体制
 - (2) 地域における避難支援体制
 - (3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備
 - (4) ボランティア等との連携
- 2 情報伝達体制の整備
 - (1) 要配慮者への情報伝達
 - (2) 避難支援者への情報伝達
 - (3) 避難支援関係機関への情報伝達
- 3 要配慮者の避難支援方法等の普及
- 4 避難支援訓練の実施
- 5 安否確認情報の収集体制
 - (1) 要配慮者の安否情報の収集
 - (2) 避難支援者からの報告
 - (3) 社会福祉施設等からの情報収集

第 4 章 避難所等における支援体制

- 1 避難所等における要配慮者支援体制
 - (1) 開設の周知
 - (2) 支援体制の確認
 - (3) 優先的支援の実施
 - (4) 避難所における福祉避難スペースの確保
 - (5) 福祉避難所等への移送
- 2 福祉避難所
 - (1) 福祉避難所の指定
 - (2) 福祉避難所の確保
 - (3) 設置・運営等

様式集

- ・避難行動要支援者名簿
- ・避難行動要支援者登録申請書兼個別計画

資料 1. 3 - 1 応急救助事務関連

(1) 応急救助事務早見表

「応急救助事務早見表」

【その1】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当り 330 円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げ、供与できる。	災害発生から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費・人件費は別途計上
応急仮設住宅の供与 (建設型応急住宅)	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当り 5,714,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生日から 20 日以内着工	1 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 最高 2 年以内 3 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。
応急仮設住宅の供与 (借上型応急住宅)	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	災害発生日から速やかに借上げ	供与期間 最高 2 年以内
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事できない者	1人1日当り 1,160 円以内	災害発生日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3 日として計算)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

【その２】

救助の種類	対 象		費用の限度額			期 間	備 考		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者		1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯		4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
	全壊 流失	夏	18,800	24,200	35,800		42,800	54,200	7,900
		冬	31,200	40,400	56,200		65,700	82,700	11,400
	半壊 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400		15,100	19,000	2,600
冬		10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)		1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生日から14日以内	患者等の移送費・人件費は、別途計上		
助 産	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)		1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内	妊婦等の輸送費・人件費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者		当該地域における通常の実費			災害発生日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者		居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内			災害発生日から3ヶ月以内			

【その3】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200 円以内 小人(12歳未満) 172,000 円以内	災害発生日から10日以内	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500 円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400 円以内 (検索) 救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	町内において障害物の除去を行った1世帯当たり 137,900 円以内	災害発生日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

【その４】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与等を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額 ※1、※2

注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

※1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第4条第1号から第4号までに規定する者の日当、時間外勤務手当及び旅費

職 種	日 当 (1人1日当たり)	時間外勤務手当	旅 費
医 師 及 び 歯 科 医 師	24,100 円以内	勤務1時間につき、当該日当の額に7.75分の1を乗じて得た額に100分の125（当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を乗じて得た額とする。	職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表による5級の職務にある者の旅費の額に相当する額以内とする。
薬 剤 師	16,600 円以内		
保健師、助産師、看護師及び准看護師	16,600 円以内		
診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	16,600 円以内		
救 急 救 命 士	14,400 円以内		
歯 科 衛 生 士	16,600 円以内		
土木技術者及び建築技術者	16,500 円以内		
大 工	26,200 円以内		
左 官	25,000 円以内		
と び 職	24,600 円以内		

※2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

（２）応急救助の事務処理

「応急救助の事務処理」

【その１】

事務の種類	報告時期等	報告事項	書類整備
り災者調査原票	調査終了後	被害の程度、世帯類型別、課税状況別の被害状況報告	原票を整理し、世帯区分別被害状況集計票を作成
発生報告	法適用が明らか又は適用が見込まれる場合	災害発生日時、場所、原因、概要、措置等	災害報告 様式１の２
中間報告	随時	救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等	災害報告 様式１の２
確定報告	応急救助の完了後	確定被害状況と災害救助費概算所要額等	災害報告 様式１の２ 様式２
避難所設置	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	開設日時、場所、箇所数、収容人員 開設期間の見込み 福祉避難所の設置数、場所 ホテル・旅館等を借上げた避難所の設置数、場所 (特別基準申請)	様式４ 様式６（避難所用） 様式７ 避難所設置に要した支払証拠書類 避難所設置に要した物品受払証拠書類
応急仮設住宅（建設型）	災害発生後２０日以内に予定者名簿、仕様書等 設置後は日計票、台帳等 証拠書類は救助事務完了後	入居該当者（選考委員会に報告） 設置戸数、箇所 着工及び竣工報告 (特別基準申請) 供与期間経過後はその処分方法	様式４ 様式８の１ 様式８の２ 敷地貸借契約書 建築工事関係書類（契約書、設計書、仕様書等） 建築工事代金等支払証拠書類 応急仮設住宅使用貸借契約書
炊出しその他食品の給与	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	炊出し開始、終了報告 炊出し場所、箇所数 炊出し場所別給与人員 (特別基準申請)	様式４ 様式６（炊出し用） 様式９ 食料・物品の購入・借用代金支払証拠書類 購入・借用物品受払証拠書類
飲料水の供給	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	供給地区、対象人員、供給水量、供給方法 (特別基準申請)	様式４ 様式６（供給用機械器具、燃料、浄水用薬品、資材等） 様式１０ 支払関係証拠書類 物品受払関係書類
被服寝具その他生活必需品の給与（貸）	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	世帯構成員別被害状況 給与状況（完了報告） (特別基準申請)	様式４ 様式６（被服寝具等） 様式１１ 物資配分計画表 救助物資受領書 物資購入関係支払証拠書類
医療・助産	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	救護班の派遣の必要性 救護班の開始、終了報告 診療人員及び実施状況 診療名簿（医療機関ごとに受診者名、診療内容、診療期間、費用概算額等） (特別基準申請)	様式４ 様式６（医薬品、衛生材料） 様式１２ 様式１３ 様式１４ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類 助産関係支払証拠書類

資 料 編
 <共通対策>

【その2】

事務の種類	報告時期等	報告事項	書類整備
救 出	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	救助の実施状況 (特別基準申請)	様式 4 様式 6 (被災者救出用機械器具燃料) 様式 1 5 救出用関係支払証拠書類
住 宅 の 応 急 修理	日計票は毎日 記録簿、証拠書類は救助事務完了後	住宅の応急修理の該当者 半壊(焼)の対象世帯は民生委員の意見、生活保護のミーンズテスト(資力調査)を参考に決定(大規模半壊世帯を除く) 修理戸数 着工及び竣工報告 (特別基準申請)	様式 4 様式 6 (住宅の応急修理) 様式 1 6 住宅の応急修理のための契約書、設計書、仕様書等住宅の応急修理関係支払証拠書類
学 用 品 の 給 与	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	学年別被災児童・生徒数 (被災者名簿と学籍簿と照合の上、被害別、学年別に給与対象人員を把握し集計) 支給状況 (配分計画表の作成) (特別基準申請)	様式 4 様式 6 (教科書及び学用品給与) 様式 1 8 学用品購入関係支払証拠書類
埋 葬	日計票は毎日 実施状況、証拠書類は救助事務完了後	埋葬の実施状況 (特別基準申請)	様式 4 様式 6 (埋葬) 様式 1 9 埋葬費支払関係証拠書類
死体の搜索	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	搜索状況 (特別基準申請)	様式 4 様式 6 (搜索用機械器具燃料等) 様式 2 0 の 2 遺体搜索用関係支払証拠書類
死体の措置	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	遺体の措置の実施状況 死者の名簿(住所、氏名、死因、死亡日時、場所等) (特別基準申請)	様式 4 様式 6 (遺体措置) 様式 2 0 遺体措置費支払関係証拠書類
障 害 物 の 除 去	日計票は毎日 受払状況、実施状況、証拠書類は救助事務完了後	障害物の除去対象数 障害物の除去実施状況 (特別基準申請)	様式 4 様式 6 (障害物除去) 様式 2 1 障害物除去支払関係証拠書類

【様式名一覧表】

様式番号等	頁	様 式 名
報告責任者	「災害救助の手引き」 P57	災害救助法報告責任者
災害報告	「災害救助の手引き」 P58	災害発生報告、災害中間報告、災害確定報告
様式１の１	「災害救助の手引き」 P60	災害り災者調査原票
様式１の２	「災害救助の手引き」 P62	被害状況調
様式１の３	「災害救助の手引き」 P63	救助日報
様式２	「災害救助の手引き」 P65	災害救助費概算額調
様式４	「災害救助の手引き」 P66	救助実施記録日計票
様式６	「災害救助の手引き」 P67	救助の種目別物資受払状況
様式７	「災害救助の手引き」 P68	避難所設置及び避難生活状況
様式８の１	「災害救助の手引き」 P69	応急仮設住宅台帳
様式８の２	「災害救助の手引き」 P70	応急仮設住宅入居予定者名簿
様式９	「災害救助の手引き」 P71	炊出し給与状況
様式１０	「災害救助の手引き」 P72	飲料水の供給簿
様式１１	「災害救助の手引き」 P73	物資の給与状況
様式１２	「災害救助の手引き」 P74	救護班活動状況
様式１３	「災害救助の手引き」 P75	病院診療所医療実施状況
様式１４	「災害救助の手引き」 P76	助産台帳
様式１５	「災害救助の手引き」 P77	被災者救出状況記録簿
様式１６	「災害救助の手引き」 P78	住宅応急修理記録簿
様式１８	「災害救助の手引き」 P79	学用品の給与状況
様式１９	「災害救助の手引き」 P80	埋葬台帳
様式２０	「災害救助の手引き」 P81	死体処理台帳
様式２０の２	「災害救助の手引き」 P82	死体の捜索状況記録簿
様式２１	「災害救助の手引き」 P83	障害物除去の状況
様式２２	「災害救助の手引き」 P84	輸送記録簿
様式２２の２	「災害救助の手引き」 P85	賃金職員雇上台帳
様式２３	「災害救助の手引き」 P86	災害ボランティア調整事務支払台帳

（３）町における災害救助事務手順

「町における災害救助事務手順」

本表は、町における災害救助事務の一般的な進行手順を例示したものである。あくまでも一般的な例なので、当該災害の規模や町の救助体制に応じて、実施順序や実施内容の変更が必要な場合がある。

【その１】

段階	実施事項	内 容	留意事項 記録事項
事前対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設置準備 2 福祉避難所や旅館・ホテル等借り上げ避難所等、関係施設との協定締結 3 管理運営マニュアル作成	大多数の住民が避難することを想定し、その必要な量の確保を図ること
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保（事業者、団体等） 2 商工会等との事前打合わせ	
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	他市町との援助協定
	被害状況調査体制の確立	1 事前に担当地区を指定した調査班を設け、調査責任者をおく。 2 町内各地区に情報連絡責任者及び調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明・訓練を行う。	調査班の編成 調査立会人の確保 災害り災者調査原票 （様式１の１）等の調査用紙、報告用紙の常備
災害発生直後	被害状況の把握	1 被害地区情報連絡責任者からの報告 2 現地調査班員（町職員２人で１班）による調査の実施 災害り災者調査原票 （様式１の１）の作成 ① 被害程度（人的・物的） ② 家族状況 ③ 課税状況、世帯類型、必要な救助	・県職員等が応援する場合も町が主体性を保つこと ・住家被害については建築技術関係者等による判定 ・巻尺（床上浸水等の判定）、カメラ（被災現場写真撮影用）、本部との連絡用携帯無線機（携帯電話等）等を利用 ・②、③は段階的に処理すること
	り災者調査原票の集計	世帯区分別被害状況集計票 作成	救助実施の基礎数値となる
	被害状況の報告	1 県方面本部（地域局）への報告 2 災害救助法適用の可能性がある場合には、特に速やかに県方面本部へ報告	
災害救助法適用後・第一段階	災害救助法の適用申請	1 被害状況等に基づき、救助法の適用を検討する。（適用基準による。） 2 救助法適用の判断をした場合は、町長の意思を確認し、町当局（責任者）より県方面本部（地域局）へ救助法適用要請を行う。 3 必要に応じ県職員等の応援要請	被害状況、現在及び今後予想される救助の種類を報告 被害状況調 （様式１の２）及び 災害発生報告
	救助記録日計票の作成	救助の種類ごとに救助記録日計票を作成	救助記録日計票 （様式４）
	避難所の開設	1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	概要を電話、ＦＡＸで報告 避難所設置及び避難生活状況 （様式７）

【その２】

段階	実施事項	内容	留意事項 記録事項
災害救助法適用後・第一段階	り災者の救出	1 救出のための要員（消防団等）の動員 2 機械・器具の借上げ（必要に応じ県支部へ応援要請） 3 必要に応じ、自衛隊等の派遣要請（→県支部）	り災者名・救助の実施日・方法 被災者救出状況記録簿 （様式１５）
	炊出しその他による食品の給与	1 食糧の応急調達（必要に応じ県支部への応援要請） 2 炊出し所への責任者の派遣 3 婦人会等への炊出しの協力要請 4 仕出し業者等へ弁当の手配 5 給与状況の把握	・避難所収容者以外の者にも必要があれば給与可能 ・責任者は、災害時要配慮者にも確実に食糧が行き渡るよう配慮 ・消防団、町職員、応援要員分は別に処理 炊出し場所・場所別給与人員 炊出し給与状況 （様式９）
	飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械・器具の借上げ	供給地区・対象人員・供給水量・供給方法 飲料水の供給簿 （様式１０）
	医療・助産	救護班の編成（公立病院等の協力） 1 日赤救護班の派遣要請（→県方面本部） 2 医師会救護班の協定に基づく派遣要請	派遣日時・診療人員・実施状況・診療名簿・終了日時 救護班活動状況 （様式１２）
		救護班によらない医療の実施 1 地区医師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡	
	死体の搜索	1 機械・器具の借上げ 2 消防団、自衛隊等への協力要請	
	死体の処理	1 救護班等による実施要請 2 洗浄、縫合、消毒、検索、一時保存	死体処理台帳 （様式２０） 死体の搜索状況記録簿 （様式２０の２）
	埋 葬	1 埋葬（火葬）の実施 2 棺、骨つば代支給 3 遺族の連絡先を確認	埋葬台帳 （様式１９）

段階	実施事項	内容	留意事項 記録事項
災害救助法適用後・第二段階	応急救助実施状況報告	救助日報に基づき 毎日報告	救助日報 （様式１の３）
	被服寝具その他生活必需品の給与	調査原票に基づき必要物資の購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	各世帯別の被害状況、給与品配布状況 を作成する。それらに基づき、 救助の種目別物資受払状況 （様式６）をまとめる。
	学用品の給与	1 学年別人員集計、学籍との照合 2 物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	学用品の給与状況 （様式１８）
	障害物の除去	1 対象世帯の選定（調査原票による） 2 実施計画（人夫の雇上げ、機械借上げ、業者委託も可）	・障害物の存在、場所及び経済的能力により対象者を選定する。（被災者の申請に基づくのではない。） 障害物除去の状況 （様式２１）
	義援金受付開始	県と連絡をとり対応	

【その３】

段階	実施事項	内容	留意事項 記録事項
災害救助法適用後・第三段階	中間報告	1 救助実施状況に変化がある毎に報告 2 とりあえず電話報告、後で文書報告	災害中間報告、被害状況調 (様式１の２)、 救助種類別実施状況 (様式６～２２の２)、 救助費概算額調 (様式２) 添付
	要配慮者等の状況報告	被保護移行見込世帯の状況	
	応急仮設住宅の設置	入居者調査(町) → 必要戸数の決定(県) → 敷地の確保(町) → 工事施工(町実施とする場合あり)、入居者選定(町)	入居予定者名簿、応急仮設住宅台帳、敷地賃借契約書、着工報告、工事代金等支払証拠書類 を県健康福祉センターに提出
	住宅の応急修理	対象世帯選定 → 実施計画 → 大工、左官等雇上	業者委託も可 住宅応急修理記録簿 (様式１６)
	救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは 救助期間内 に申請(→ 県健康福祉センター)	電話連絡 → 後で文書
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	
	災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	
	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	県単制度もある
	確定報告	文書報告	災害確定報告、被害状況調 (様式１の２)、 救助種類別実施状況 (様式６～２２の２)、 救助費概算額調 (様式２) 添付
	繰替支弁金の精算	繰替支弁金の請求	・領収書(支出票)写を添付 ・証拠書類は確実に保管すること。 特にボランティア等により救助を実施している場合など、領収書の保管の徹底を。

資料 1. 3 - 2 吉田町防災会議委員

「吉 田 町 防 災 会 議 委 員」

(令和 6 年 2 月現在)

区分	機 関 名	職 名	電 話	該当条例
会長	吉 田 町	町長	0548-33-1111	第 3 条 2 項
委員	国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所	所長	054-273-9100	第 3 条 5 項 1 号
〃	静岡県島田土木事務所	所長	0547-37-5271	第 3 条 5 項 2 号
〃	静岡県中部健康福祉センター	所長	054-644-9280	第 3 条 5 項 2 号
〃	静岡県中部地域局	中部危機管理監	054-644-9168	第 3 条 5 項 2 号
〃	牧之原警察署	署長	0548-22-0110	第 3 条 5 項 3 号
〃	静岡市吉田消防署	署長	0548-32-1141	第 3 条 5 項 4 号
〃	吉田町消防団	団長	0548-33-2134	第 3 条 5 項 7 号
〃	西日本電信電話(株)静岡支店	支店長	054-200-1460	第 3 条 5 項 8 号
〃	中部電力パワーグリッド(株) 島田営業所	所長	0547-37-6264	第 3 条 5 項 8 号
〃	住吉地区自主防災会	会長	0548-32-3447	第 3 条 5 項 9 号
〃	川尻地区自主防災会	会長	0548-32-0564	第 3 条 5 項 9 号
〃	片岡地区自主防災会	会長	0548-32-5620	第 3 条 5 項 9 号
〃	北区地区自主防災会	会長	0548-32-9876	第 3 条 5 項 9 号
〃	吉田町赤十字奉仕団	委員長	0548-32-7000	第 3 条 5 項 9 号
〃	吉 田 町	副町長	0548-33-1111	第 3 条 5 項 5 号
〃	〃	教育長	〃	第 3 条 5 項 6 号
〃	〃	理事	〃	第 3 条 5 項 5 号
〃	〃	理事	〃	第 3 条 5 項 5 号
〃	〃 防災課	課長	〃	第 3 条 5 項 5 号
〃	〃 総務課	〃	〃	第 3 条 5 項 5 号
〃	〃 財政管理課	〃	〃	第 3 条 5 項 5 号
〃	〃 町民課	〃	〃	第 3 条 5 項 5 号
〃	〃 <u>福祉課</u>	〃	〃	第 3 条 5 項 5 号
〃	〃 健康づくり課	〃	〃	第 3 条 5 項 5 号
〃	〃 建設課	〃	〃	第 3 条 5 項 5 号
〃	〃 都市環境課	〃	〃	第 3 条 5 項 5 号
〃	〃 産業課	〃	〃	第 3 条 5 項 5 号
〃	〃 上下水道課	〃	〃	第 3 条 5 項 5 号
〃	〃 学校教育課	〃	〃	第 3 条 5 項 5 号

条例該当者 第 3 条 2 項 (1 人)
第 3 条 5 項第 1 号 (1 人)、2 号 (3 人)、3 号 (1 人)、4 号 (1 人)、
5 号 (14 人)、6 号 (1 人)、7 号 (1 人)、8 号 (2 人)、9 号 (5 人)

合計 30 人

資料 1. 3－3 吉田町防災会議条例

「吉 田 町 防 災 会 議 条 例」

昭和 3 7 年 9 月 2 1 日 条例第 1 5 号
改正 平成 9 年 1 2 月 2 5 日 条例第 1 1 号
平成 1 2 年 3 月 2 3 日 条例第 9 号
平成 1 3 年 3 月 2 7 日 条例第 3 号
平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日 条例第 1 4 号
平成 2 8 年 3 月 2 8 日 条例第 7 号
平成 2 9 年 3 月 2 4 日 条例第 1 号

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 1 6 条第 6 項の規定に基づき、吉田町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 吉田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3） 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - （1） 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - （2） 静岡県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - （3） 静岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - （4） 静岡市消防局の消防職員のうちから町長が任命する者
 - （5） 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （6） 教育長
 - （7） 消防団長
 - （8） 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - （9） 自主防災組織を構成する者又は識見を有する者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の人数は、35 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

（議事等）

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年12月25日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月23日条例第9号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日条例第3号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1. 3－4 吉田町災害対策本部条例

「吉 田 町 災 害 対 策 本 部 条 例」

昭和 3 7 年 9 月 2 1 日 条例第 1 6 号

改正 平成 8 年 9 月 2 0 日 条例第 1 6 号

平成 9 年 1 2 月 2 5 日 条例第 1 1 号

平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日 条例第 1 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条の 2 第 8 項の規定に基づき、吉田町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 8 年 9 月 2 0 日 条例第 1 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 9 年 1 2 月 2 5 日 条例第 1 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日 条例第 1 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1. 3－5 吉田町地震災害警戒本部条例

「吉田町地震災害警戒本部条例」

昭和55年1月10日条例第2号

改正 昭和56年3月20日条例第4号

平成9年12月25日条例第11号

平成17年10月11日条例第19号

平成28年3月28日条例第7号

（目的）

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、吉田町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 静岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(2) 静岡市消防局の消防職員のうちから町長が任命する者

(3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 吉田町教育委員会の教育長

(5) 吉田町議会事務局長

(6) 吉田町牧之原市広域施設組合の事務局長

(7) 吉田町消防団長

(8) 吉田町交通指導員協議会長

(9) 吉田町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、吉田町の職員のうちから町長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。

（部）

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部職員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（雑則）

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和56年3月20日条例第4号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 （平成9年12月25日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和17年10月11日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

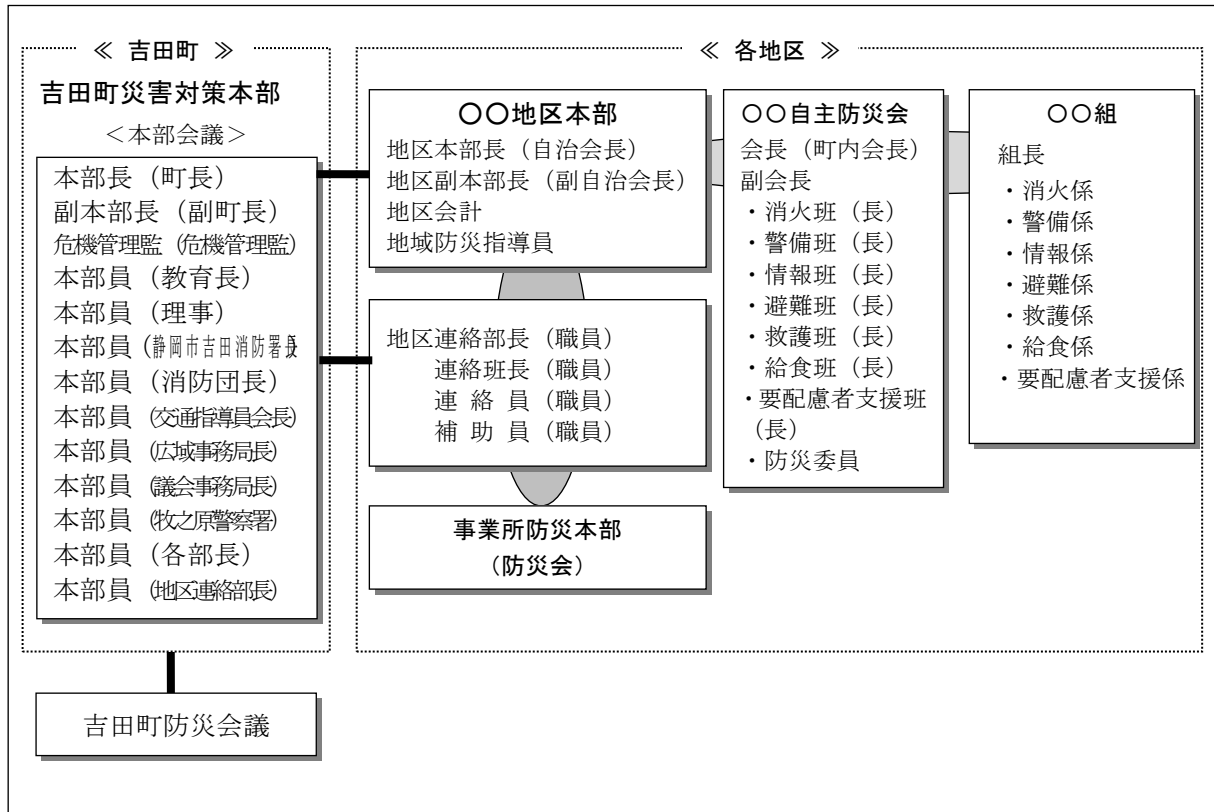
附 則 （平成28年3月28日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

資料 1. 3－6 吉田町災害対策本部・地震災害警戒本部

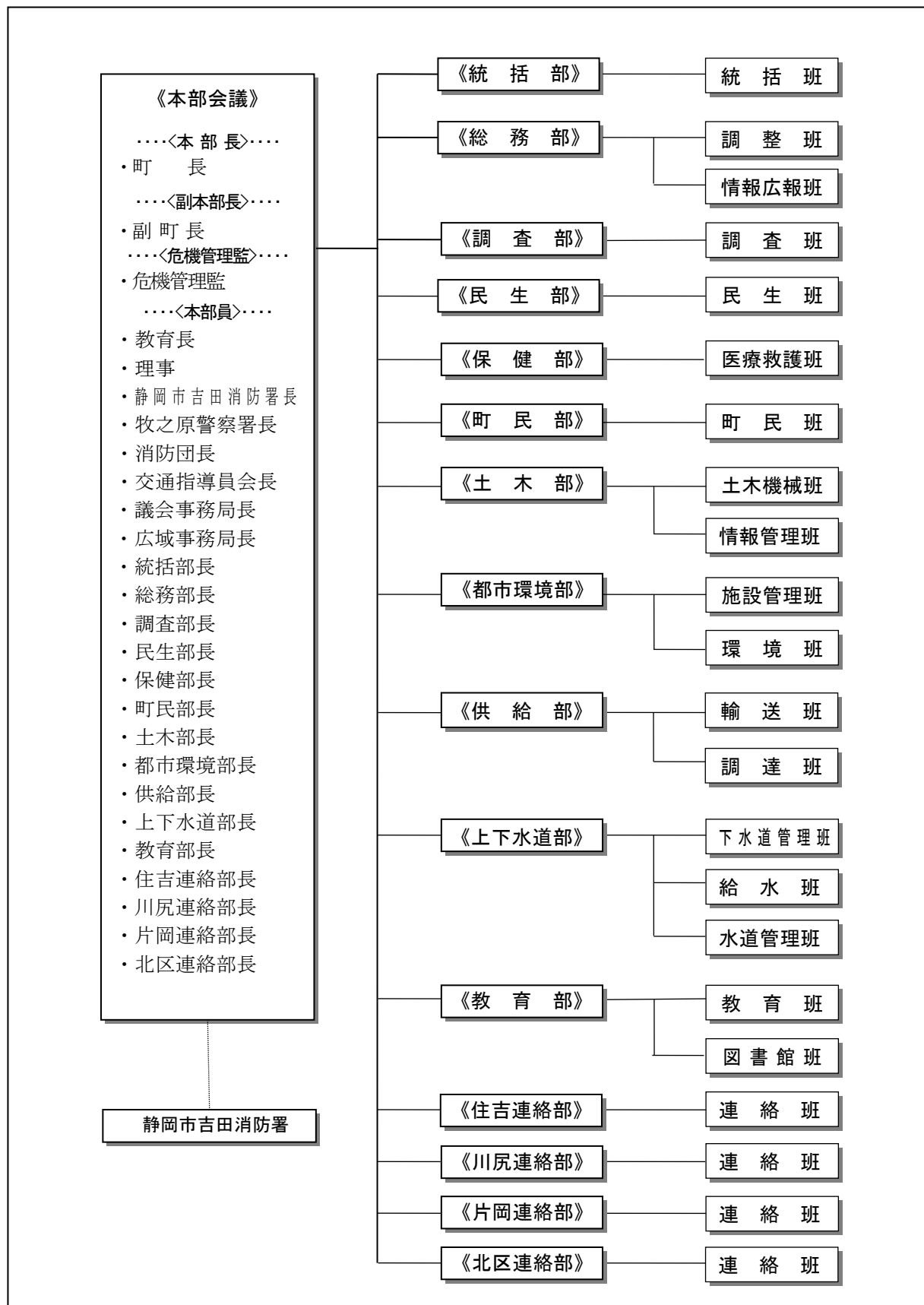
・ 原子力災害対策本部・原子力災害警戒本部編成表

【災害対策本部と地区本部及び自主防災会】



【吉田町災害対策本部組織図】

[令和4年4月1日現在]



※地震災害警戒本部、原子力災害対策本部及び原子力災害警戒本部の編成は、災害対策本部の編成に準ずる。

資料 1. 3－7 吉田町災害対策本部及び地区本部組織と事務分掌

1. 対策本部、各部は本部長の命令に基づき、各部長が指揮を執るものとする。出動については予め定められた配備計画により勤務につくものとする。

各部、班、担当業務は次のとおりとする。

(令和4年4月1日現在)

部	班	担当業務	出動場所
統括部	統括班	1. 本部会議の運営・総合調整に関する事 2. 災害応急対策全般の調整に関する事 3. 警察官の派遣要請に関する事 4. 自衛隊の派遣要請に関する事 5. 広域応援等に関する事 6. 消防団員の動員に関する事 7. 交通指導員の動員に関する事	対策本部 (3階防災対策室)
総務部	調整班	1. 各部との連絡調整に関する事 2. 罹災者の救出・捜索に関する事 3. 応急危険度判定士の派遣要請に関する事 4. 災害視察者、見舞者等の応接に関する事 5. 庁舎内の電話回線の復旧に関する事	対策基地 (庁舎東側 公用車駐車場)
	情報広報班	1. 静岡県防災行政無線の送受信に関する事 2. 災害情報の伝達及び指令の伝達に関する事 3. 本部長の秘書に関する事 4. 職員の動員調整派遣、公務災害に関する事 5. 災害情報の収集に関する事 6. 町民への広報に関する事 7. 静岡県へ広報要請に関する事 8. 災害写真の撮影及び収集に関する事 9. 災害記録に関する事 10. 報道機関への発表及び協力要請に関する事	対策本部 (3階防災対策室)
調査部	調査班	1. 配備状況の調査・集計に関する事 2. 被害状況等の調査・集計に関する事 3. 情報の調査記録・報告に関する事 4. その他支援関係等の調査集計に関する事 5. 災害対策に伴う予算措置に関する事 6. 災害経理に関する事 7. 庁舎、普通財産の被害調査及び対策に関する事 8. 車両の管理及び配車に関する事	対策本部 (3階防災対策室)
民生部	民生班	1. 福祉施設利用者の避難に関する事 2. 保育園児の避難・引渡しに関する事 3. 災害救助法の適用及び実施に関する事 4. 福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事 5. 応急食糧、衣料の給与に関する事 6. 行旅人の避難・収容に関する事 7. ボランティアの受け入れに関する事 8. 義援金品、支援物資の受理及び配分に関する事 9. 罹災証明及び身上相談に関する事	対策基地 (庁舎東側 公用車駐車場)

資 料 編
＜共通対策＞

部	班	担当業務	出動場所
		10. 福祉避難所の設置・運営に関すること	
保健部	医療救護班	1. 罹災者の医療救護に関すること 2. 医薬品、衛生資材の調達及び供与に関すること 3. 救護所の設置及び準備に関すること 4. 医師の要請に関すること 5. 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関する こと 6. 災害時健康支援に関すること	対策基地 (吉田中学校 体育館)
町民部	町民班	1. 遺体の捜索及び措置・埋葬に関すること 2. 遺体安置所の設置及び運営に関すること	対策基地 (庁舎東側 公用車駐車場)
土木部	土木機械班	1. 緊急輸送路の応急復旧に関すること 2. 道路、橋梁、河川、その他公共施設の応急復旧に関する こと 3. 障害物の除去に関すること 4. 水防に関すること 5. 応急資機材等の調達に関すること 6. 建設資機材の集積配置に関すること 7. 建設業者への協力要請と連絡調整に関すること	対策基地 (庁舎東側 公用車駐車場)
	情報管理班	1. 緊急輸送路の警戒（被害状況）パトロールに関すること 2. 公共施設（道路、橋梁、建築物等）の警戒（被害状況） パトロールに関すること 3. 危険箇所の警戒及び監視に関すること 4. 道路、橋梁等の交通規制に関すること 5. 被害状況調査及び取りまとめに関すること	
都市環境部	施設管理班	1. 応急危険度判定士への連絡調整に関すること 2. 建築物の応急危険度判定に関すること 3. 応急仮設住宅の建設に関すること 4. 公営住宅の応急修理及び入居に関すること	対策基地 (庁舎東側 公用車駐車場)
	環境班	1. 環境衛生、清掃用資機材及び薬剤等の調達並びに実施に 関すること 2. し尿、ごみ処理、がれき処理に関すること 3. 昆虫等の駆除及びへい獣の処理に関すること 4. 伝染病等の防疫に関すること 5. 仮設便所等の設置及び処理に関すること	
供給部	輸送班	1. 津波堤門扉、水門の管理及び閉止に関すること 2. 医師、看護師等救護要員の搬送に関すること 3. 緊急物資の輸送に関すること 4. 緊急車両、要員等の輸送に関すること 5. 観光商工、水産及び農業施設の被害調査に関すること 6. 観光商工、水産及び農業関係団体との連絡調整に関す ること	対策基地 (庁舎東側 公用車駐車場)
	調達班	1. 緊急車両燃料の確保に関すること 2. 食糧、衣料の応急物資の調達に関すること 3. 炊き出し用燃料の調達に関すること 4. 販売業者との連絡調整(在庫調査)に関すること	対策基地 (庁舎東側 公用車駐車場)

部	班	担当業務	出動場所
上下水道部	下水道管理班	1. 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2. 指定工事店の協力要請に関する事 3. 機械、器具等の調達に関する事	対策基地 (庁舎東側 公用車駐車場)
	給水班	1. 飲料水の確保に関する事 2. 飲料水の給水に関する事	
	水道管理班	1. 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2. 指定工事店の協力要請に関する事 3. 機械、器具等の調達に関する事	
教育部	教育班	1. 教育施設及び社会教育施設等の安全措置及び応急措置に関する事 2. 教育施設及び社会教育施設等の被害調査及び保全に関する事 3. 社会教育施設等の来館者の安全措置及び避難に関する事 4. 社会教育施設等の利用予定者との連絡調整に関する事 5. 各学校との連絡調整に関する事 6. 児童、生徒の安全措置及び避難に関する事 7. 児童、生徒の避難状況の調査に関する事 8. 児童、生徒の給食に関する事 9. 罹災児童、生徒へ学用品等の給与に関する事 10. 避難所開設の協力に関する事 11. 支援物資の受理及び配分に関する事 12. 被災児童・生徒の応急教育に関する事	対策基地 (庁舎東側 公用車駐車場)
	図書館班	1. 施設の安全措置及び応急措置に関する事 2. 施設利用者の避難に関する事 3. 施設の被害調査及び保全に関する事	図書館
住吉連絡部	連絡班	1. 避難所開設と収容に関する事 2. 指令情報伝達収集に関する事 3. 避難状況、被害状況調査に関する事 4. 地区本部（防災会）避難援護活動、支援に関する事	住吉小学校 (吉田中学校)
川尻連絡部	連絡班		中央小学校
片岡連絡部	連絡班		静岡県立吉田 特別支援学校 片岡会館
北区連絡部	連絡班		自彊小学校

資 料 編
＜共通対策＞

「地区連絡部」の担当業務は次のとおりとする。

名 称	担当業務
連絡部長	1. 地区本部長との連絡調整に当たる 2. 地区内事業所との連絡調整に当たる 3. 地区連絡部職員の指揮監督に当たる 4. 罹災者の救助、避難所及び罹災者収容の設置運営の協力に当たる
連絡班長	1. 本部情報班との通信連絡に当たる（行政無線） 2. 地区内配備、避難及び被害状況等の把握に当たる
連絡担当員	1. 各部落の避難（災害）状況調査に当たる 2. 罹災者の救助、避難所の設置運営及び罹災者収容の協力に当たる 3. 中等傷患者及び重傷患者の救護所への搬送に当たる 4. 住家の被害認定調査に関すること
車両担当員	1. 連絡担当員を補助する 2. 車両による連絡、住民に対する広報、災害写真撮影に当たる（連絡車）

2. 地区防災会本部は災害対策本部長の指示に基き各防災会を統括する。

各役員の分担任務は次のとおりとする。

名 称	役 割 （資機材）
地区本部長	1. 地区住民に対する防災対策の推進に関すること（MCA無線機） 2. 各防災会に対して指示（通達）に関すること
地区副本部長	1. 本部長に対する補佐（代行）に関すること
会 計	1. 防災資機材の整備（管理）に関すること（発電機、ろ水機等） 2. 単位防災会の助成等に関すること

3. 単位防災会の各班編成は各隣組から予め決められた人選により動員する。

各役員、各班（係）の任務は次のとおりとする。

名 称	役 割 （資機材）
防 災 会 長	1. 地区住民の防災対策啓発指導に関すること（MCA無線機） 2. 各組に対する指示事項伝達に関すること 3. 罹災調査に関すること
防 災 副 会 長	1. 防災会長を補佐（代行）すること（標旗）
会 計	1. 資機材の購入管理に関すること（防災倉庫、天幕） 2. 防災会の経理に関すること
消火班長（係）	1. 可搬ポンプ、消火器により初期消火に当たる（可搬ポンプ、消火器） 2. 可搬ポンプ、消火器、防火井戸などの防火機材の整備点検をする
警備班長（係）	1. 住民の避難により各組内家庭留守宅の防犯警備に当たる
情報班長（係）	1. 予め決められた情報ルートにより各組員に公式情報を伝達する（電池メガホン）
避難班長（係）	1. 避難命令（指示）があった時、指定避難地へ各組員を安全に誘導する（ロープ） 2. 避難の状況を各組別（待避地）に確認し、地区本部（連絡員）に報告する
救護班長（係）	1. 病者、負傷者の初期救護並びに救護所（病院）へ搬送する（タンカ、医薬品） 2. 消毒等伝染病予防に当たる
給食班長（係）	1. 各隣組（員）の非常食糧の備蓄（炊き出し）生活用水の確保に当たる （炊き出しカマド、受水槽）
要配慮者支援班長（係）	1. 要配慮者及び避難行動要支援者の避難誘導 2. 福祉避難所への移送補助

注1）各組織は相互に緊密な連絡協調を図り本部長指揮のもとに統一行動を執るものとするが、万一緊急止むを得ない場合、又は本部との連絡が取れない場合は各部署において独自の判断で応急処置を執るものとする。

2）なお、各部署の配置は機能の統一性を図るため同一人が兼務しないよう配慮する。

資料 1. 3－8 吉田町災害対策本部の設置関連

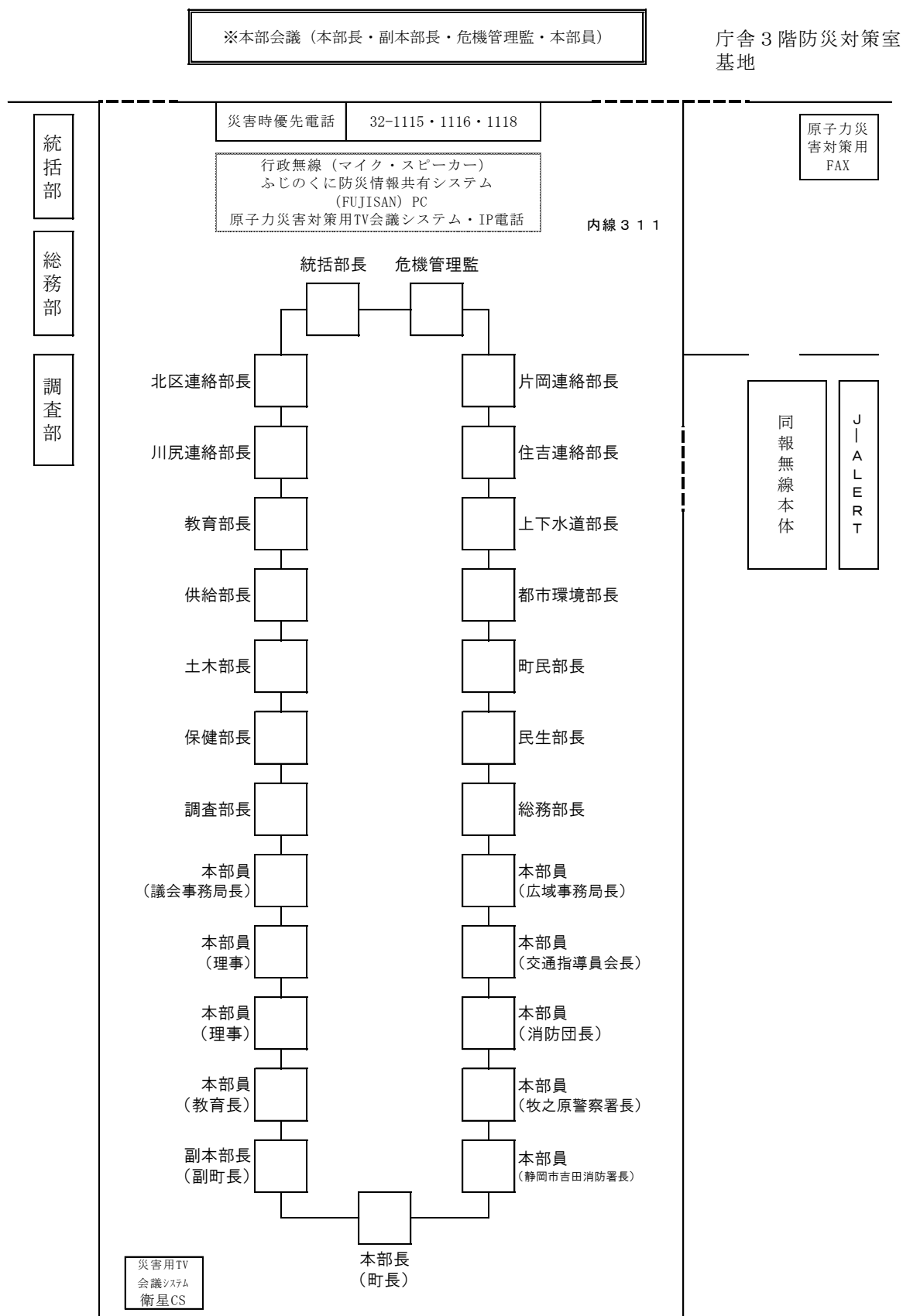
(1) 標 識

「標 識」

1 本部の掲示	2 腕章
吉田町災害対策本部	吉 田 町 災害対策本部長 (災害対策本部長) 本部委員 吉 田 町 災害対策副本部長 (災害対策副本部長) 本部委員 吉 田 町 災害対策本部 (災害対策本部) 本 部 員 吉 田 町 災害対策本部 (災害対策本部)
3 防災緊急車両表示	
防災緊急車両 吉 田 町	

(2) 防災対策室配置図

吉田町災害対策本部・地震災害警戒本部・原子力災害警戒本部



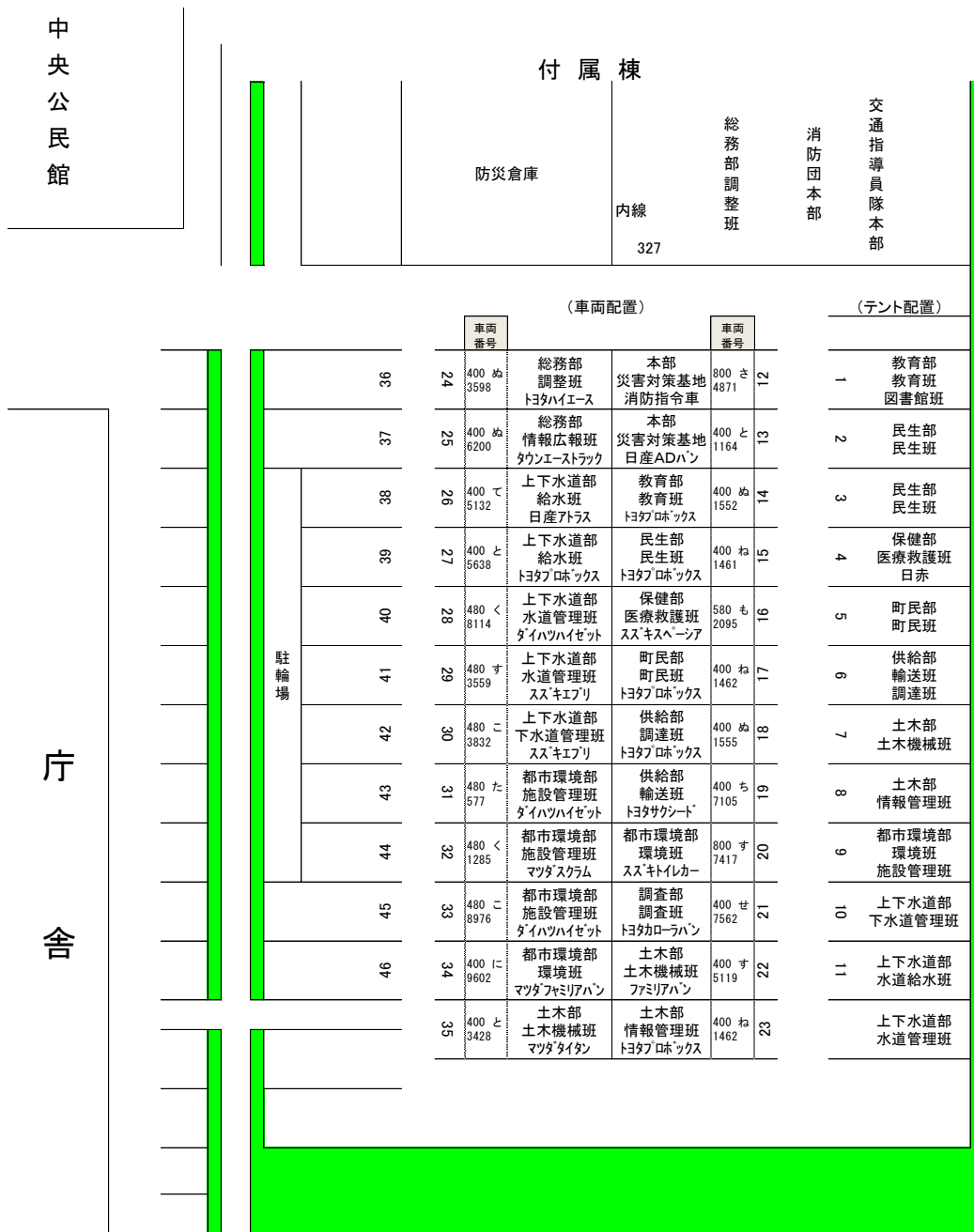
（３）災害対策本部・地震災害警戒本部・原子力災害警戒本部基地

「吉田町災害対策本部・地震災害警戒本部・原子力災害警戒本部基地」

（令和 6 年 12 月 1 日現在）

吉田町災害対策本部・地震災害警戒本部・原子力災害警戒本部基地

庁舎東側公用車駐車場



・住吉連絡部連絡班(財政管理課ススキアルト、車両番号: 580 く 6887)
・川尻連絡部連絡班(税務課マツダキャロル、車両番号: 581 と 2099)
・片岡連絡部連絡班(財政管理課ススキエブリ、車両番号: 480 か 2043)
・北区連絡部連絡班(税務課トヨタサグリード、車両番号: 400 そ 4324)
・教育部図書館班(図書館に配備、ミニキャバン車両番号: 41 あ 2829)

※自衛隊集結基地……吉田中学校第2グラウンド

※災害ボランティア基地……健康福祉センター

※原子力災害に伴う災害対策本部の本部基地は、屋内とする。

資料 1. 3－9 災害時等の動員配備体制とその基準

(1) 「災害時等の配備体制とその基準」

(令和4年4月1日現在)

配 備 基 準				
区分	情報収集体制	警戒配備体制		非常配備体制 (災害対策本部設置)
		第1次	第2次	
風水害	大雨注意報、洪水注意報及び高潮注意報のいずれかが発表された場合 【水防第1配備】	(1) 大雨警報、洪水警報、高潮警報及び暴風警報のいずれかが発表された場合 (2) 対象河川※が「水防団待機水位」を超え更に水位の上昇が見込まれる場合 【水防第2配備】	(1) 対象河川※が「はん濫注意水位」を超え更に水位の上昇が見込まれる場合 (2) 大雨(土砂災害)警報の発表又は土砂災害の前兆現象が発見された場合 【水防本部設置】	(1) 対象河川※が「避難判断水位」に達するおそれがある場合 (2) 「特別警報」が発表された場合 (3) 「土砂災害警戒情報」が発表された場合 (4) 高潮に関する「駿河海岸水防警報(距離確保)」が発表された場合 (5) 町内の広域に大規模な被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合 (6) その他町長が必要と認めた場合
地震	震度3の地震が観測された場合	震度4の地震が観測された場合		震度5弱以上の地震が観測された場合
南海トラフ地震	「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合	「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」又は「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表された場合		発生した南海トラフ地震の震度に応じて「地震対策」の配備基準により体制を執る
津波	—	津波注意報が発表された場合		(1) 津波警報が発表された場合 (2) 大津波警報(特別警報)が発表された場合
大規模事故	—	町内及びその周辺において大規模な事故が発生し、被害拡大に警戒を要する場合 ※想定する事故 ・道路事故 ・船舶事故 ・沿岸排出油事故 ・航空機事故		町域に大規模事故災害による被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合 ※想定する事故 ・道路事故 ・船舶事故 ・沿岸排出油事故 ・航空機事故
原子力災害	【情報収集体制】 情報収集体態(御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態)の発生を認知した場合	【警戒体制】 (1) 警戒事態の発生を認知した場合 (2) 原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合 (3) 国から警戒事態発生の連絡を受けた場合 ※警戒事態を判断する EAL については原子力災害対策指針参照 ・静岡県において震度6弱以上の地震発生 ・静岡県において大津波警報の発令 ・東海地震注意情報の発表 等		【警戒本部設置体制】 (1) 原子力事業者から特定事象(原災法第10条事象)発生の通報を受けた場合 (2) 国、県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合 ※施設敷地緊急事態を判断する EAL については原子力災害対策指針参照
				【災害対策本部設置体制】 (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言(原災法第15条)を発出した場合 (2) 町長が状況を判断し必要と認めた場合

※対象河川の危険水位

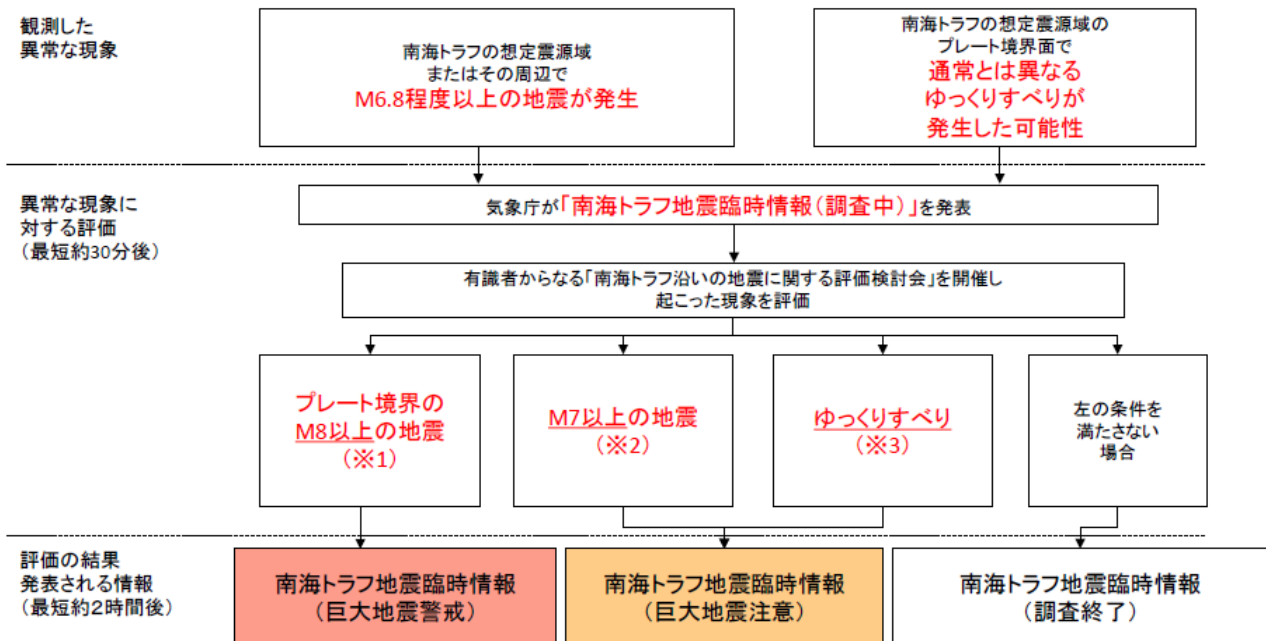
河川名	観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
大井川	細島	130 c m	170 c m	270 c m	330 c m
湯日川	千草橋	120 c m	170 c m	190 c m	200 c m
坂口谷川	坂口谷川橋	210 c m	240 c m	270 c m	320 c m

配 備 体 制				
区分	情報収集体制	警戒配備体制		非常配備体制 (災害対策本部設置)
		第 1 次	第 2 次	
風水害	(1) 危機管理監兼防災課長 (2) 防災課職員 (3) 建設課職員 ※一部職員による職場（自宅）待機	(1) 危機管理監兼防災課長 (2) 防災課職員 (3) 建設課職員 (4) 都市環境課職員 (5) 産業課職員	(1) 危機管理監兼防災課長 (2) 防災課職員 (3) 建設課職員 (4) 都市環境課職員 (5) 産業課職員 (6) 総務課長 (7) 上下水道課長 (8) 学校教育課長 (9) 生涯学習課長 (10) (6)～(9)の課長が指名した職員 ※水防本部を設置する場合は水防計画による	(1) 全要員 (2) 各地区本部要員 (3) 本部長が必要と認める者 ※状況に応じ必要な体制を執る
地 震	(1) 危機管理監兼防災課長 (2) 防災課職員 (防災部門)	(1) 危機管理監兼防災課長、総務課長、建設課長、都市環境課長、産業課長、上下水道課長、福祉課長、こども未来課長、健康づくり課長、学校教育課長、生涯学習課長 (2) 防災課職員 (3) (1)の課長が指名した職員		
南海トラフ地震	(1) 危機管理監兼防災課長 (2) 防災課職員 (防災部門)	(1) 危機管理監兼防災課長、総務課長、建設課長、都市環境課長、産業課長、上下水道課長、福祉課長、こども未来課長、健康づくり課長、学校教育課長、生涯学習課長 (2) 防災課職員 (3) (1)の課長が指名した職員 ※状況に応じ必要な体制を執る		
津 波	—	(1) 危機管理監兼防災課長及び防災課職員 (2) 建設課職員 (3) 産業課職員 (4) 学校教育課長 (5) 生涯学習課長 (6) (4)、(5)の課長が指名した職員		
大規模事故	—	(1) 危機管理監及び防災課職員 (2) 総務課長、財政管理課長、建設課長、産業課長 (3) (2)の課長が指名した職員		
原子力災害	【情報収集体制】 危機管理監兼防災課長 及び防災課職員	【警戒体制】 (1) 危機管理監兼防災課長、総務課長、財政管理課長、建設課長、都市環境課長、産業課長、上下水道課長、福祉課長、こども未来課長、健康づくり課長、学校教育課長、生涯学習課長 (2) 防災課職員 (3) (1)の課長が指名した職員		【警戒本部設置体制】 (1) 全要員 (2) 各地区本部長
				【災害対策本部設置体制】 (1) 全要員 (2) 各地区本部要員 (3) 本部長が必要と認める者

配 備 内 容				
区分	情報収集体制	警戒配備体制		非常配備体制 (災害対策本部設置)
		第 1 次	第 2 次	
風水害	情報収集及び連絡活動等にあたり、状況により職員を動員できる態勢	更なる情報収集に努めるとともに速やかに水防活動等が遂行できる態勢	(1) 状況に応じ水防本部を設置するなど、水防活動等が遅滞なく円滑に遂行できる態勢 (2) 事態の推移に伴い速やかに災害対策本部に移行できる態勢	(1) 災害応急対策が遅滞なく円滑に遂行できる態勢 (2) 災害応急対策を万全に期すための態勢
地 震	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる態勢	被災情報の収集及び連絡活動等にあたり、事態の推移に伴い、速やかに他の職員を動員できる態勢		被災情報の収集、連絡活動及び災害応急対策を万全に期すための態勢
南海トラフ地震	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる態勢	情報収集、連絡活動及び応急対策の準備 ➤町民への広報 ・防災事前対応、避難場所等の確認、町の対応等の周知 ➤防災拠点施設等（庁舎、避難所、陸間等）の点検 ➤大規模地震発生後の災害応急対策の確認		被災情報の収集、連絡活動及び災害応急対策を万全に期すための態勢
津 波	—	情報収集、連絡活動及び警戒活動にあたり、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できる態勢		(1) 災害応急対策が遅滞なく円滑に遂行できる態勢 (2) 災害応急対策を万全に期すための態勢
大規模事故	—	情報収集、連絡活動及び警戒活動にあたり、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できる態勢		被災情報の収集、連絡活動及び災害応急対策を万全に期すための態勢
原子力災害	【情報収集体制】 情報収集及び連絡体制の確立を図り、速やかに警戒体制に移行できる態勢	【警戒体制】 情報収集、連絡活動及び警戒活動にあたり、事態の推移に伴い、速やかに警戒本部を設置できる態勢		【警戒本部設置体制】 (1) 応急対策活動を実施する態勢 (2) 対策拠点施設の設営準備への協力 (3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣（要請時）
				【災害対策本部設置体制】 (1) 災害対策に万全を期すことができる態勢 (2) 原子力災害合同対策協議会への出席

（２）南海トラフ地震臨時情報について

１ 臨時情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

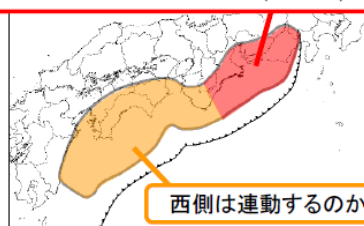
※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

半割れ（大規模地震 M8.0 以上）/被害甚大ケース

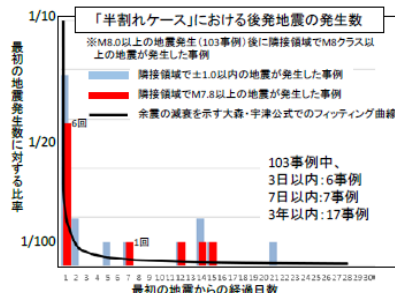
＜評価基準＞

・南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生



西側は連動するの？



7日以内に発生する頻度は
十数回に1回程度
（7事例／103事例）

通常の100倍程度の確率

※通常
「30年以内に70～80%」の確
率を7日以内に換算すると千
回に1回程度

一部割れ（前震可能性地震 M7.0 以上 8.0 未満）/被害限定ケース

＜評価基準＞

・南海トラフの想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合（半割れケースの場合を除く）

南海トラフで地震(M7クラス)が発生



7日以内に発生する頻度は
数百回に1回程度
（6事例／1437事例）

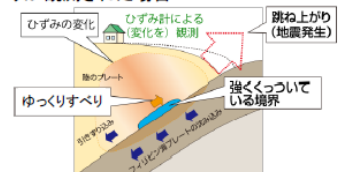
通常の数倍程度の確率

南海トラフの大規模地震の前震か？

ゆっくりすべり/被害なしケース

＜評価基準＞

・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合



2 防災対応の流れ

	プレート境界のM8以上の地震※1	M7以上の地震※2	ゆっくりすべり※3
発生直後 『ゆっくりすべりケース』 は検討が必要と認めら れた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	● 大規模地震発生の可能性がなくなつたわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
2週間※4	● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)		
すべりが収まったと 評価されるまで	● 大規模地震発生の可能性がなくなつたわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		● 大規模地震発生の可能性がなくなつたわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
大規模地震 発生まで			

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
上表内の対応は標準を示したものであり、
個々の状況に応じて変わるものである

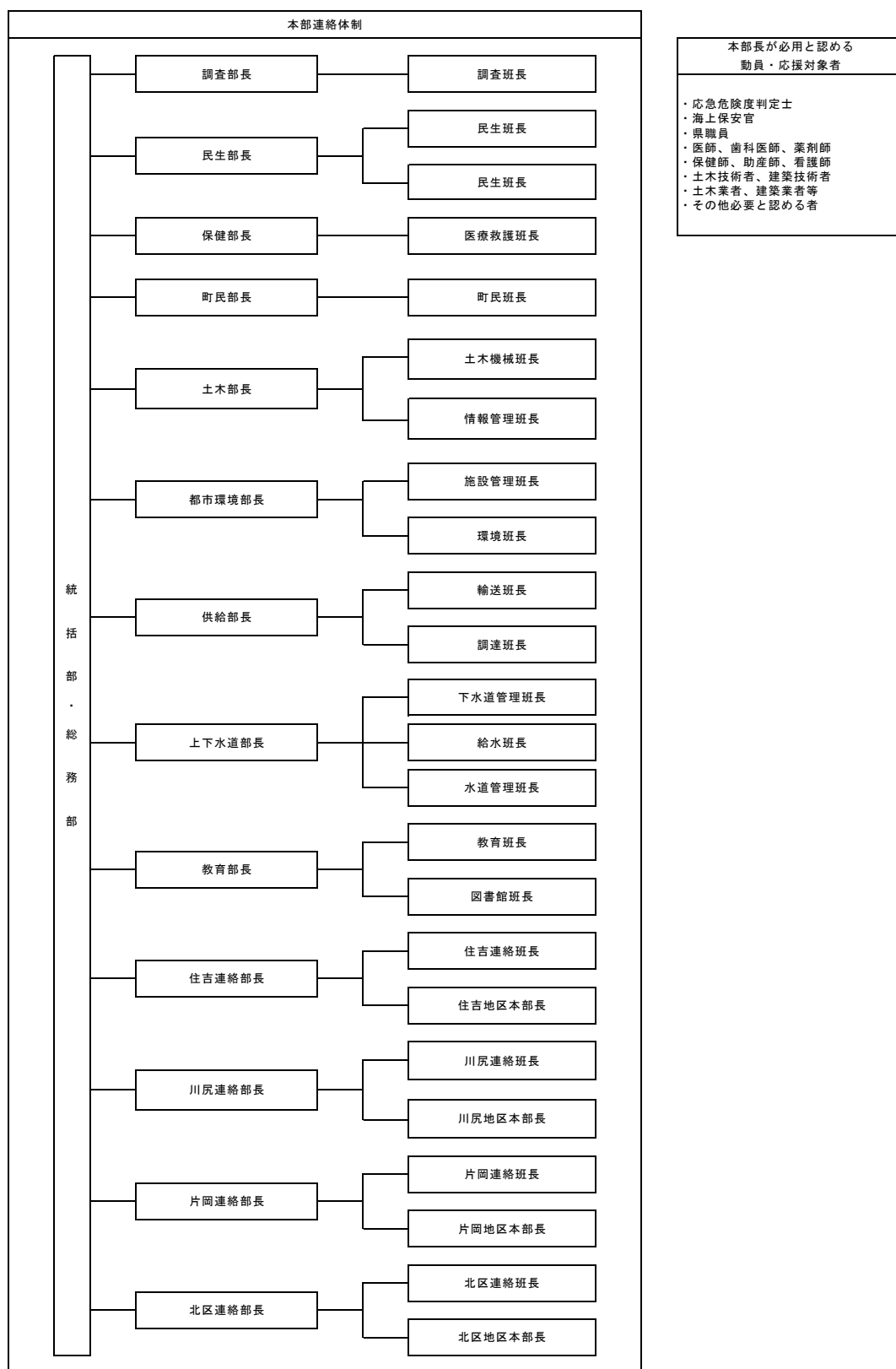
※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、
または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの
範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化
しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

※4 2週間とは、後発地震警戒対応期間(1週間)＋後発地震注意対応期間(1週間)

資料 1. 3-10 災害対策本部・災害警戒本部等の配備表

「吉田町災害対策本部・地震災害警戒本部・原子力災害警戒本部 配備表」
(令和4年4月1日現在)



資料 1. 3-11 土木建設業者一覧表

「土木建設業者一覧表」

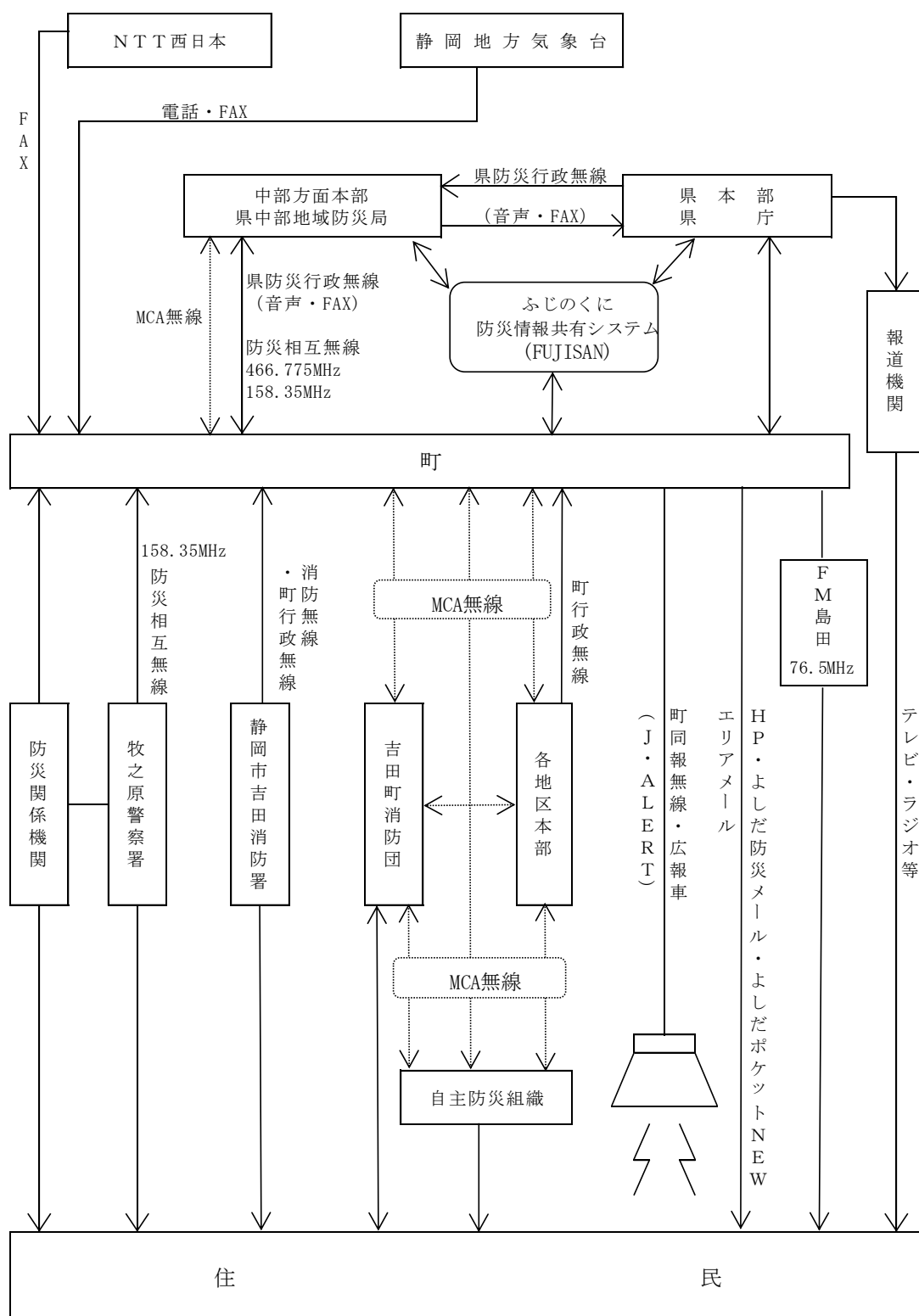
令和 3・4 年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請者

（令和 5 年 1 月現在）

No.	受付番号	商号又は名称	住 所	電 話
1	4	鈴木電気(株)	神戸 1655	32-0502
2	6	大石建設(株)	大幡 2130	32-0415
3	19	長谷川建設(株)	住吉 488-2	32-1422
4	36	(有)秋野ホームサービス	住吉 4024-1	32-7232
5	48	(株)山本工業	神戸 2936-3	32-3056
6	58	曾根工業(株)	大幡 1168-1	32-1944
7	77	高橋建設(株)	川尻 38-7	32-1518
8	87	福文電設(株)	住吉 2987	32-1263
9	125	たむら建設(株)	住吉 1964-1	32-3107
10	126	(有)松豊土木	川尻 3047-16	32-6125
11	129	(株)福泉 吉田支店	川尻 897-1	32-1196
12	321	(株)美商	住吉 5309-1	33-9605
13	326	八木産業(株)	大幡 1364-1	32-4123
14	503	(有)高橋組	片岡 57-2	32-2454
15	504	(株)兼祥	住吉 4307-1	32-8814
16	508	(有)西尾建工	住吉 317-7	32-2403
17	510	さくら設備工業(有)吉田支店	大幡 11-1	32-2300
18	591	(有)吉田電設	住吉 2137-1	32-3138
19	592	ヤママツ巧管(株)	住吉 4716-10	32-1357
20	593	(有)良知園芸	大幡 1184	32-1878
21	636	(有)松浦管工	川尻 688-1	32-0493
22	739	(株)廣川組	神戸 3862	32-1857
23	799	(株)大場組	住吉 4702-2	32-0534
24	841	(株)大正土木工業	住吉 3539-1	33-0739

資料 1. 3-12 情報の収集・通信系統図

「情報の収集・通信系統図」



資料 1. 3－13 気象情報等の収集・伝達

（１）気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準

【警報・注意報発表基準一覧表】

（令和２年８月６日現在、発表官署 静岡地方气象台）

吉田町	府県予報区	静岡県			
	一次細分区域	中部			
	市町村等をまとめた地域	中部南			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	23	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	150	
	洪水	流域雨量指数基準	湯日川流域＝11.4		
		複合基準*1	－		
		指定河川洪水予報による基準	大井川〔細島〕		
	暴風	平均風速	陸上	20m/ s	
			海上	25m/ s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/ s 雪を伴う	
			海上	25m/ s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14		
		土壌雨量指数基準	96		
	洪水	流域雨量指数基準	湯日川流域＝9.1		
		複合基準*1	－		
		指定河川洪水予報による基準	大井川〔細島〕		
	強風	平均風速	陸上	12m/ s	
			海上	15m/ s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/ s 雪を伴う	
			海上	15m/ s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm		
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	1.1m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	最少湿度30％で、実効湿度50％			
	なだれ	1. 降雪の深さが30cm以上あった場合 2. 積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合			
低温	冬期：最低気温－4℃以下				
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合				

記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm

*1：（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

【特別警報の発表基準一覧】

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の 温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雨	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

【雨に関する静岡県中部南各市町の 50 年に一度の値一覧】

地 域					50年に一度の値			警報基準
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町を まとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SW1	SW1
静岡県	静岡県	中部	中部南	静岡市南部	523	185	298	147
静岡県	静岡県	中部	中部南	島田市	514	192	307	150
静岡県	静岡県	中部	中部南	焼津市	414	158	255	159
静岡県	静岡県	中部	中部南	藤枝市	483	186	290	143
静岡県	静岡県	中部	中部南	牧之原市	374	167	242	131
静岡県	静岡県	中部	中部南	吉田町	383	161	247	150

注1）略語の意味は以下のとおり。

R48：48 時間降水量(mm)、R03：3 時間降水量(mm)、SW1：土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注2）「50 年に一度の値」の欄の値は、各市町にかかる 5km 格子の 50 年に一度の値の平均値をとったものである。

注3）SW1 の警報基準の欄の値は、令和2年8月6日時点の値である。

注4）R48、R03、SW1 いずれについても、50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注5）大雨特別警報は、一定程度の広がりを持って 50 年に一度の大雨となり、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域のうち、重大な災害が発生するおそれが高まっている市町村に発表される。個々の市町村で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

（2）水防に係る情報の発表

ア 水防活動用の気象等の注意報・警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨・高潮・洪水の注意報及び大雨・高潮・洪水の警報をもってこれに代える。

イ 特定河川に対する洪水注意報・警報

水防法第10条及び気象業務法第14条の2により、大井川については、国土交通省中部地

資料編
＜共通対策＞

方整備局静岡河川事務所と静岡地方気象台共同で河川名を付し、洪水注意報・洪水警報・洪水情報を発表する。

ウ 水防警報等

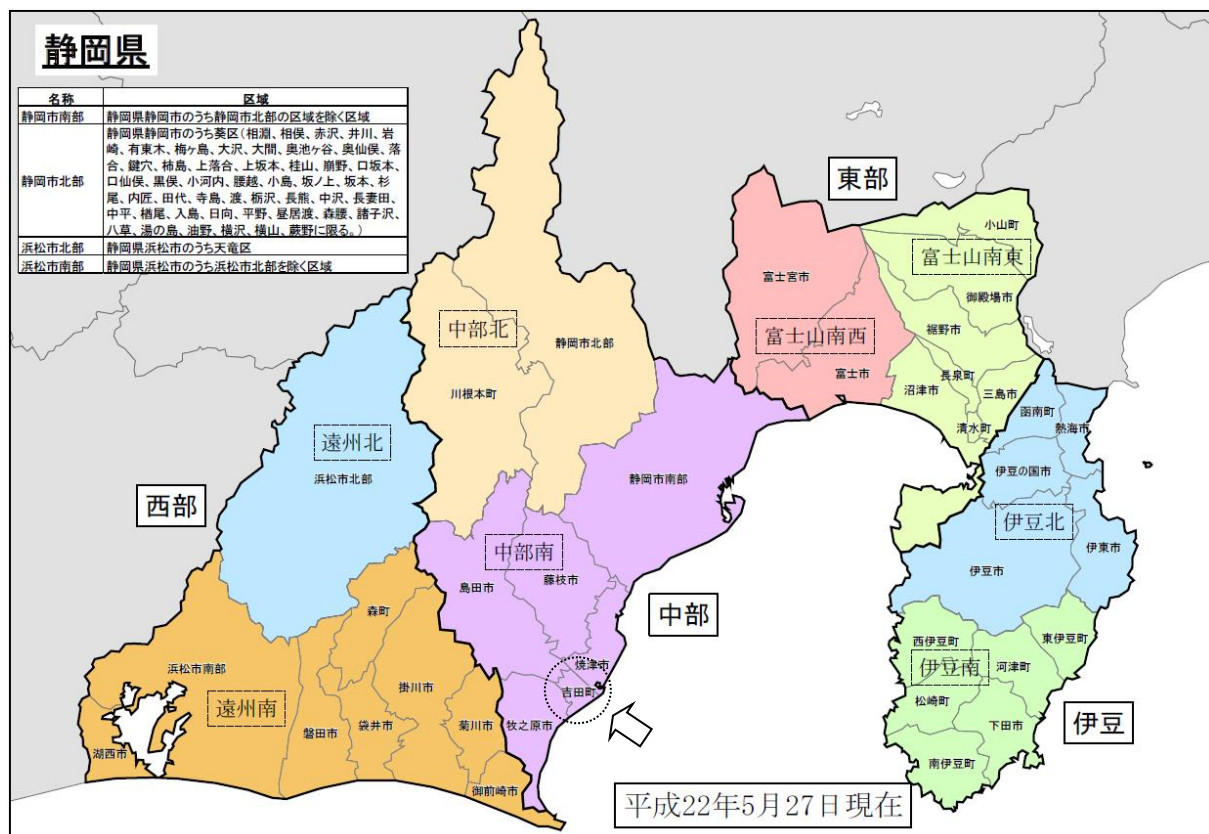
水防警報等は、次の水防関係等において発表する。

- (ア) 水防情報は、県災害対策（水防）本部長（交通基盤部河川砂防班）。
- (イ) 水防法第16条により国土交通大臣が指定した河川、及び海岸の水防警報は、国土交通大臣（沼津河川国道・甲府河川国道・静岡河川・浜松河川国道の各事務所長）が行う。
- (ウ) 知事が指定した河川の水防警報は県災害対策（水防）本部長（交通基盤部河川砂防班）、またはその指定に基づいて土木事務所長が行う。

（３）火災気象情報

消防法第22条により、静岡地方気象台長は、火災の危険が大きいと認められる気象状況となったときは、その状況を知事に通報する。この通報を受けた知事は、直ちに市町村長に通報する。

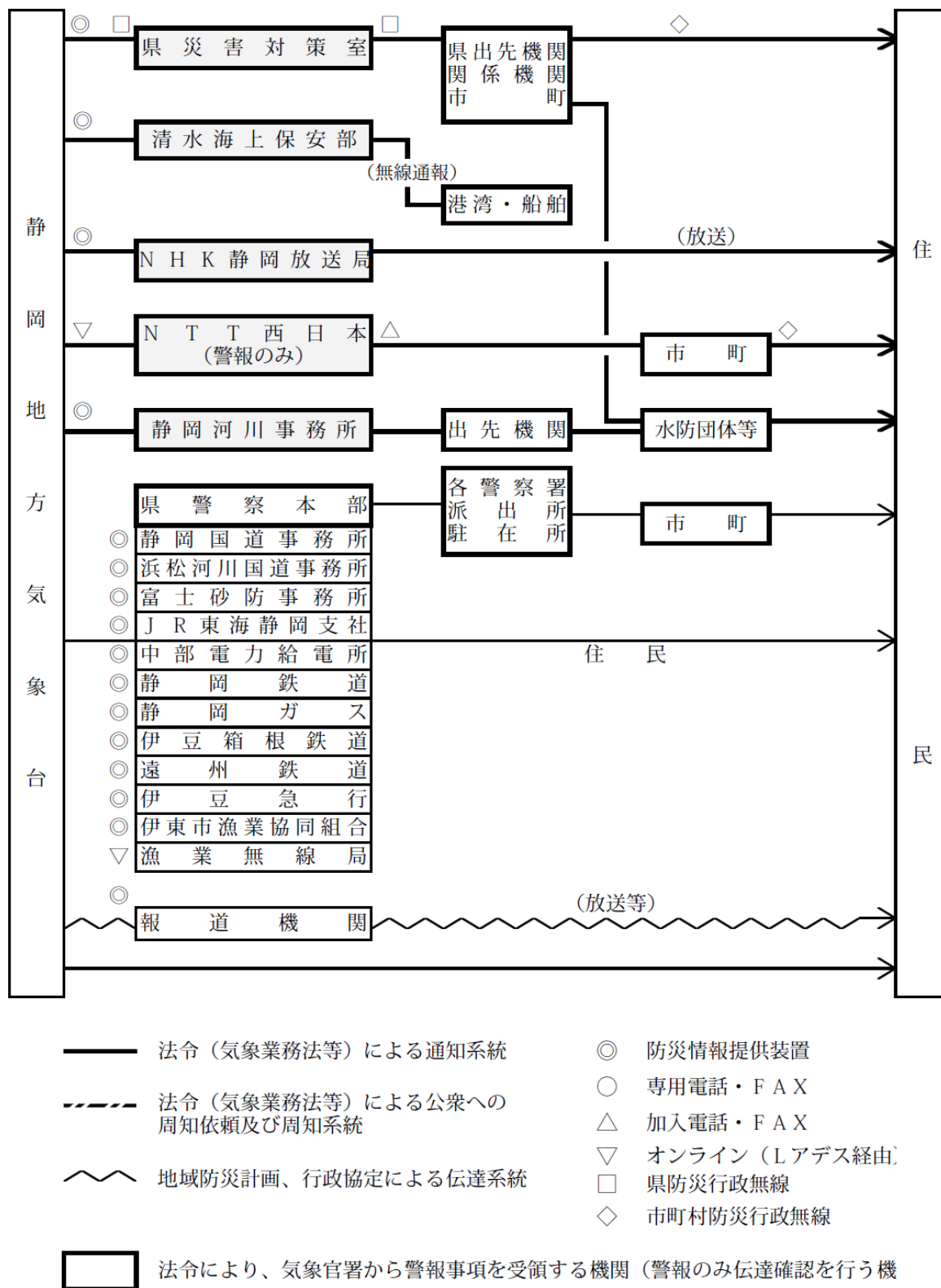
（４）気象警報・注意報の細分区域



(5) 気象等の予報（注意報）及び警報伝達系統図

「気象等の予報（注意報）及び警報伝達系統図」

(静岡地方気象台)

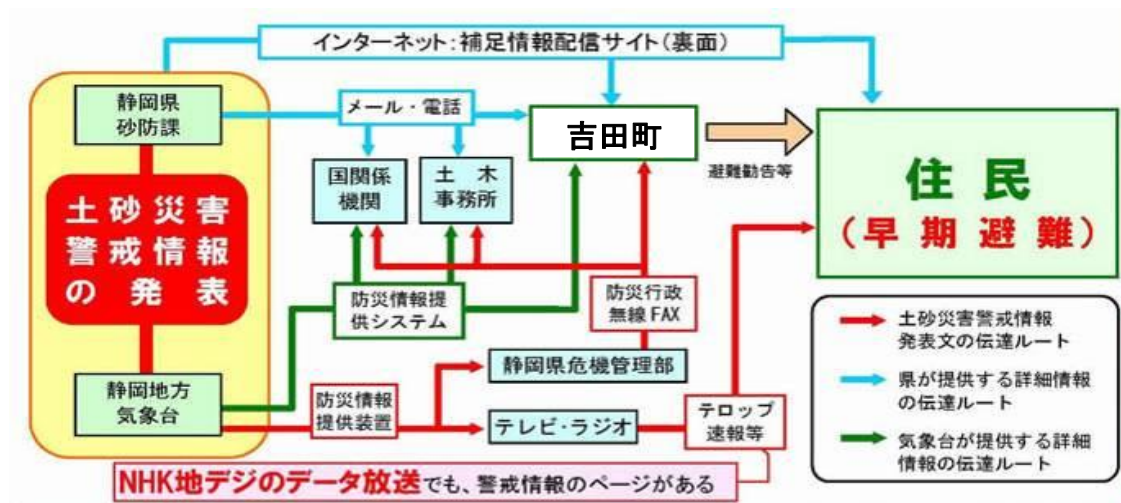


資料 1. 3-14 土砂災害警戒情報

（１）土砂災害警戒情報の伝達

「土砂災害警戒情報」は、静岡県と静岡地方気象台が、住民の早期避難を促進し、土砂災害による人的被害を未然に防ぐため共同で発表する防災情報（気象業務法第 11 条に基づいた大雨警報を解説する情報）である。

「土砂災害警戒情報の伝達ルート」

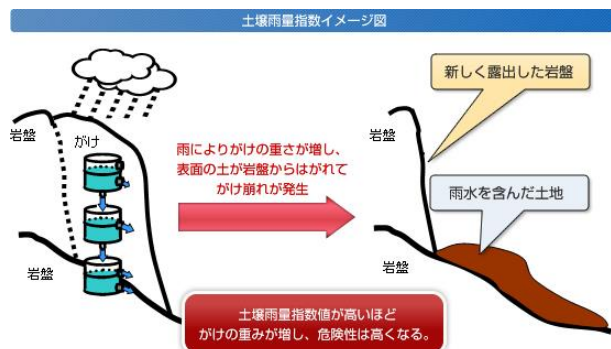
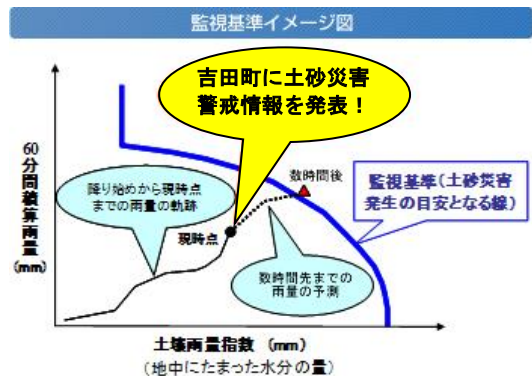


（２）土砂災害警戒情報の発表基準

「土砂災害警戒情報」は、「解析雨量（60 分間積算雨量）」と「土壌雨量指数」という 2 つの指標を組み合わせで設定された監視基準（CL）を基に発表されています。

「解析雨量」は、全国に展開されている気象レーダーとアメダス等の地上の雨量計を組み合わせで、1km 四方の細かさで解析した雨量分布です。「解析雨量」は 30 分ごとに作成されます。「解析雨量」を利用すると、雨量計の観測網にかからないような局所的な強雨も把握することができるので、的確な防災対応に役立ちます。

「土壌雨量指数」は、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数で、がけに仮想的に設置した 3 つのタンクの雨量の和として求められる。（雨ががけの中に貯まった後、時間差をもって流出する状態をモデル化したもの）土壌雨量指数値が高いほど、がけの重みが増し、崩壊する危険性が高くなります。



資料)「交通基盤部河川砂防局砂防課ホームページ」(2013.11 調べ)

資料 1. 3－15 被害程度の認定基準

「被害程度の認定基準」

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも、とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

※「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」により「大規模半壊」についても認定基準に加えられた。

「大規模半壊」とは、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上必要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象とする施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
- (5) 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については当面、被害見込額とし、確定し次第、査定済額を報告する。
- (6) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (7) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (8) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (9) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
- (10) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

消防機関の活動状況の報告に当たっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。

報告は、消防職員・消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

なお、正確な員数が早急に把握することが困難な場合は、当初は概算でも差し支えない。

消防庁「災害報告取扱要領」（昭和 45 年 4 月 10 日 消防防第 246 号消防庁長官）
（最新改正 平成 13 年 6 月消防災第 101 号 消防情第 91 号）から抜粋（一部修正）

資料 1. 3－16 被害報告様式

（１）被害速報（随時）〔様式〕

被 害 速 報（随時）

- 1 人的被害
2 住家被害
3 その他の被害
- 非住家・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾・
 漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信・
 船舶・その他（ ）
- の被害
(該当項目に○印)

供 覧								
情 報 源	住 民	消防団		自主防	確 認	確認済（どこで）		警 察
	その他（ ）					未確認		その他
市 町 名	第 号	調 査 者	課		発 信 者		発 信 時 間	月 日 時 分
方 面 本 部 名	第 号	受 信 者			発 信 者		発 信 時 間	月 日 時 分
本 部	第 号	受 信 者			発 信 時 間	月 日 時 分		
件 名		(第 報) 月 日 時 分現在						
発 生	日 時							
	場 所							
	原 因							
状況 (人的被害) ・被害者の住所氏名 ・年齢等 (住家被害) ・居住者名 ・避難状況等 (その他の被害) ・路線、河川名 ・被災延長、崩土量 ・規制内容 ・復旧見込等								
死 者	行方不明	負傷者		全 壊	半 壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
人	人	重症	人	棟	棟	棟	棟	棟
		軽傷	人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
		計	人	人	人	人	人	人
この情報は		警第 号	で記者発表		済			
		その他 ()			未 発 表			

(2) 災害定時及び確定報告書〔様式〕

災害定時及び確定報告書												
様式第4号												
供 覧												
被害報告受信簿										整理 検印 報告		
(市町村 第 報) 月 日 時 分現在												
発信者	市町 方面本部 機関			受信者				受信時刻	月 日 時 分			
災害発生の日時		月 日 時 分										
災害発生場所		市 町 村										
災害対策本部設置状況		開設 月 日 時 分					廃止 月 日 時 分					
区 分		件 数		備 考		区 分		件 数		備 考		
人的被害	死 者		人				その他	崖くずれ		箇所		
	行方不明者		人					鉄道不通		箇所		
	負傷者	重 症	人					被害船舶		隻		
		軽 傷	人					水道		戸		
住家被害	全 壊		棟		火災発生	電 話		回線				
			世帯			電 気		戸				
			人			ガ ス		戸				
	半 壊		棟			ブロック塀等		箇所				
			世帯			り 災 世 帯 数		世帯				
			人			り 災 者 数		人				
	一 部 損 壊		棟			建 物		件				
			世帯		危 険 物		件					
			人		そ の 他		件					
	床 上 浸 水		棟		公 立 文 教 施 設		千円					
			世帯		農 林 水 産 業 施 設		千円					
			人		公 共 土 木 施 設		千円					
その他	床 下 浸 水		棟		その他の公共施設		千円					
			世帯		小 計		千円					
			人		公共施設被害市町村数		団体					
	非住家	公 共 建 物		棟		その他	農 産 被 害		千円			
		そ の 他		棟			林 産 被 害		千円			
		田	流出・埋没	ha			畜 産 被 害		千円			
			冠 水	ha			水 産 被 害		千円			
		畑	流出・埋没	ha			商 工 被 害		千円			
			冠 水	ha			そ の 他		千円			
		文 教 施 設		箇所		被 害 総 額		千円				
		病 院		箇所		避難勧告指示の状況	地 区 数		箇所			
		道 路		箇所			避難場所		箇所			
橋 り よ う		箇所		避難人数		人						
河 川		箇所		消防職員出動延人数		人						
港 湾		箇所		消防団員出動延人数		人						
砂 防		箇所		災害対策本部設置時間								
清 掃 施 設		箇所		災害対策本部廃止時間								

資料 1. 3－17 災害罹災者調査原票〔様式〕

様式1の1

災害り災者調査原票										調査責任者職氏名 印
立会人職氏名 印										年 月 日現在
世帯主氏名	住所		避難先							
被害の程度	全壊・全焼・流失・大規模半壊・半壊・半焼・床上浸水(土砂) (cm) 、 床下浸水(土砂) 、 一部破損									
	判定基準 (被害面積による方式・損害割合による方式)				被害の割合 %					
住家の状況	自家・借家	面積	m ²		住家・非住家		棟数	棟		
	氏名	性別	年齢	職業(在学校及び学年)	死亡	行方不明	重傷	軽傷	備考	
計(人)										
課税の状況	非課税・均等割・所得割		世帯類型		被保護・身障・老人・母子(父子)・要保護・その他					
必要な救助	避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理・学用品・埋葬・死体搜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金等・災害援護資金・その他 ()									

記載上の注意

- 1 この票は、応急救助実施の基本となるものであるから、正確に記入すること。
特に、被害程度、家族の状況及び小中学校児童生徒の有無については、漏れなく記入すること。
- 2 被害程度の判定基準は次のとおり。
ア 全壊・全焼・流失とは、延床面積の70%以上が損壊、焼失、流失したもの。又は住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の50%以上に達したもの。
イ 半壊・半焼とは、延床面積の20%以上70%未満が損壊、焼失したもの。又は住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
ただし、修理をしても住宅として使用不能なものは全壊・全焼・流失に含めること。
ウ 床上浸水とは、床上に及ぶ浸水又は土砂の堆積により、一時的に住家が居住できなくなったものの。
- 3 死亡、行方不明、重傷、軽傷欄は該当欄に○印をつけること。
- 4 重傷、軽傷の判断基準は次のとおり。
ア 重傷とは、1ヶ月以上の治療を要する見込のもの。又は担送、入院を要するもの。
イ 軽傷とは、1ヶ月未満で治癒できる見込のもの。
- 5 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも、本票を作成すること。

資料 1. 3－18 罹災証明

吉田町罹災証明書等交付要綱

(令和2年3月6日 要綱第4号)

改正 令和4年1月7日要綱第1号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の区域内で発生した災害による被害を受けた者の証明に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然災害をいう。
- (2) 住家 社会通念上の住家であるかどうかを問わず、現実に居住のため使用している建物及び常時人が居住している建築物をいう。
- (3) 住家以外の物件 住家以外の建築物、建築物に付随する外構及び構築物又は自動車等の動産その他これに類するものをいう。

(証明書の種類及び内容)

第3条 この要綱により交付する証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの証明の内容は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 罹災証明書（様式第1号） 法第90条の2第1項に規定する罹災証明書で、災害による住家の被害について、家屋等被害状況調査を行い、災害と被害事実との因果関係を町が確認することができるものに限り、その被害の程度について証明するものをいう。
- (2) 被災届出証明書（様式第2号） 災害による住家以外の物件の被害について、町長に届け出た事実を証明するものをいう。

2 前項に規定する証明書は、災害による被害額は証明しない。

3 第1項第1号の被害程度の判断は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年内閣府（防災担当））に基づくものとする。

(証明書の申請)

第4条 証明書を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、住家については居住者及び所有者とし、住家以外の物件については被災物件の所有者及び使用者とする。

2 申請者は、災害を受けた日から6か月以内に罹災証明書交付申請書（様式第3号）又は被災届出証明書交付申請書（様式第4号）に次の各号に掲げるいずれかの書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、この期間は、災害の規模に応じて変更できるものとし、その場合は、町民への周知を図るものとする。

- (1) 被害状況が確認できる写真
- (2) 修理等に係る見積書等（前号の写真が添付できない場合に限る。）
- (3) その他町長が適当と認める書類

3 前項の申請者以外の者が町長に申請する場合は、罹災証明書又は被災届出証明書の代理人欄に署名し、提出しなければならない。

(証明書の交付)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、同条の規定により提出された書類を審査し、罹災証明書又は被災届出証明書を交付するものとする。

2 証明書の様式がその提出先において特に定めがあるときは、当該様式への証明をもって前項の交

付に代えることができる。

- 3 証明書の交付枚数は、1世帯につきそれぞれ1枚までとする。ただし、町長が特別な事情がある
と認めたときは、この限りでない。

（再調査の申請）

第6条 罹災証明書の交付を受けた者が、その内容に不服があるときは、当該
罹災証明書の交付の日から起算して3か月以内に、町長に対し再調査の申請
をすることができる。

- 2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、町長に対し、罹災証明書（再調査）交付申請書
（様式第5号）を提出して行うものとする。

（手数料）

第7条 罹災証明書及び被災届出証明書に係る手数料は、無料とする。

（証明事項の取消し）

第8条 町長は、罹災証明書又は被災届出証明書の交付を受けた者が偽りその他不正の手段によりこ
れらの証明書の交付を受けたと認められるときは、これらの証明書の交付によって証した事項を取
り消すことができる。

- 2 前項の規定により証明事項を取り消された者は、直ちに当該取消しに係る証明書を町長に返還し
なければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年1月7日要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

罹 災 証 明 書

(受付番号 第 号)

世 帯 主 住 所				
世 帯 主 氏 名				
世 帯 構 成 員	氏 名	続 柄	氏 名	続 柄

罹 災 原 因	年 月 日 の による

被 災 住 家 [※] の 所 在 地	吉 田 町
住 家 [※] の 被 害 の 程 度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない(一部損壊)
浸 水 区 分	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

備 考	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

吉田町長



様式第2号(第3条関係)

被災届出証明書

(受付番号 第 号)

世帯主住所	
世帯主氏名	

被災原因	年 月 日の による

被災した場所	吉田町
被災物件	
被災状況	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

吉田町長

印

被災届出証明書について

- 1 この証明書は、被災の状況を町に届け出たという行為を証明するものです。
- 2 この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

様式第3号(第4条関係)

罹災証明書交付申請書

年 月 日

吉田町長 様

申請者(窓口に来られた方)

住 所 〒

氏 名

罹災者との関係

電話番号 ()

次のとおり、被災しましたので、罹災証明書の交付を申請します。

フリガナ	
世帯主氏名	
被災住家の 所在地	吉田町
罹災家屋	☐ 持家 ☐ 借家等 ☐ その他()
罹災原因	年 月 日 の による
罹災の状況	

罹災者以外の方が申請をする場合は、次の委任状に記載してください。

委 任 状	
年 月 日	
私は、上記の申請者を代理人とし、罹災証明書の申請及び受領に関する権限を委任します。	
委任者	住 所
	氏 名

様式第4号(第4条関係)

被災届出証明書交付申請書

年 月 日

吉田町長 様

申請者(窓口に来られた方)

住 所 〒

氏 名

被災者との関係

電話番号 ()

次のとおり、被災しましたので、被災届出証明書の交付を申請します。

フリガナ	
世 帯 主 氏 名	
被 災 住 家 の 地 所 在 地	(申請者の住所と同じ場合は記載不要) 吉 田 町
被 災 原 因	年 月 日 の による
被 災 の 状 況	

被災者以外の方が申請をする場合は、次の委任状に記載してください。

委 任 状	
年 月 日	
私は、上記の申請者を代理人とし、被災届出証明書の申請及び受領に関する権限を委任します。	
委任者 住 所	
氏 名	

資料編
＜共通対策＞

様式第4号(第4条関係)

No.	被災物件名	所在地(保管場所)	被災状況
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

様式第5号(第6条関係)

罹災証明書(再調査)交付申請書

年 月 日

吉田町長 様

申請者(窓口に来られた方)

住 所 〒

氏 名

罹災者との関係

電話番号 ()

次のとおり、被害の認定に係る再調査について申請します。

フリガナ	
世帯主氏名	
被災住家の所在地	吉田町
交付済み 証明書番号	第 号
再調査理由	
再調査を必要とする被害箇所	

罹災者以外の方が申請をする場合は、次の委任状に記載してください。

委 任 状	
年 月 日	
私は、上記の申請者を代理人とし、罹災証明書の申請及び受領に関する権限を委任します。	
委任者(罹災者) 住 所	
氏 名	

資料 1. 3-19 広域避難地への特設公衆電話配置先

「広域避難地等への特設公衆電話配置先」

広域避難地 及び避難所	所 在 地	保管場所	設置場所	特設公衆 電話台数
住吉小学校	吉田町住吉 2223	校舎玄関先事務所	体育館外壁西側 防災倉庫ドア隣	5
中央小学校	吉田町片岡 850-1	体育館2階 ミーティングルーム	体育館外壁北側中央	4
自彊小学校	吉田町神戸 1748-2	北区地区本部倉庫	グラント [®] 東浄化槽南壁	4
吉田中学校	吉田町住吉 230	体育館内 2 F 放送室	体育館内 1 F ステージ [®] 壁	4
静岡県立吉田 特別支援学校	吉田町片岡 2130	片岡地区本部倉庫	体育館外壁西分電盤横	3
合 計				20

「特設公衆電話 番号」

災害対策本部	電 話 番 号
吉田町役場	32-1115・32-1116・32-1118

広域避難地及び避難所	電 話 番 号
住吉小学校	32-1742・32-1842・32-1942・32-2142・32-2242
中央小学校	32-0142・32-0742・32-1442・32-1642
自彊小学校	32-2342・32-2442・32-2542・32-2642
吉田中学校	32-2742・32-2842・32-3042・32-3342
静岡県立吉田特別支援学校	32-3442・32-3542・32-3642

資料 1. 3-20 災害救助法の適用基準

「災害救助法の適用基準」

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定による。本町における具体的適用は次のいずれか1に該当する場合である。

【災害救助法の適用基準】

適 用 基 準	滅失世帯数	適用区分
① 町内の滅失世帯数が適用基準に達したとき	町 50世帯以上	第1号適用
② 被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達し、かつ町の滅失世帯数が1号適用基準の1／2以上に達したとき	県 2,500世帯以上 町 25世帯以上	第2号適用
③ ア 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県下の住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合で、町の区域内の被害世帯数が多数であるとき イ 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき	県 12,000世帯以上 町 多数	第3号適用
④ 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき ア 多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合 イ 被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合		第4号適用

注) 多数とは、概ね5世帯以上とし、町の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき。

特別の事情とは、①食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合、②被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合。

適用手続き

- ・原則 災害発生日＝救助の期間起算日＝公示日
- ・例外
 - ①長雨等で被害が漸増した場合
 - 基準に達した日＝公示日＝発生日＝起算日とみなす。
 - (雨の降り始めや救助に着手した時点が、発生日や起算日と必ずしも一致しない。)
 - ②被害状況の把握が困難な事情のため遅延した場合
 - 状況の判明した日＝公示日(救助期間の起算日は災害発生日。)

【滅失世帯の算定方法】

・全壊・全焼・流出 → 全壊等世帯数 × 1 ・半壊・半焼 → 半壊等世帯数 × 1 / 2 ・床上浸水 → 床上浸水世帯数 × 1 / 3	小数点以下も合わせて合算

資料 1. 3－21 避難指示の発令権者及び内容

「避難指示の発令権者及び内容」

関係法令に基づいて、避難指示を行う者は、次のとおりである。

指示権者	区 分	災害の種類	根 拠 法
町 長	指 示	災害全般	災害対策基本法第60条
警 察 官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条
知事又はその命を受けた吏員	指 示	地すべり	地すべり等防止法第25条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	指 示	洪水・高潮	水防法第29条
災害派遣時等の部隊等の自衛官	指 示	災害全般	自衛隊法第94条

資料 1. 3-22 指定緊急避難場所・指定避難所関係

(1) 避難場所（洪水・土砂災害・高潮・地震・大火災）

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

- 「避難場所」とは、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所で、異常な現象の種類ごとに町が指定したものをいう。(災害対策基本法第 49 条の 4)
- 「避難場所」には、大規模地震対策「避難計画策定指針」(静岡県危機管理部)における「避難地」を含む。
- 「避難地」とは、緊急時において、要避難地区(避難対象地区を含む)の要避難者が避難する場所として、市町が地震災害危険予想地域の外側、若しくは災害危険が及ばない地域に指定したグラウンド、公園、緑地などの屋外の場所をいう。また、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する避難者の保護を行う上でやむを得ない場合は、耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物の屋内施設を含む。
(大規模地震対策「避難計画策定指針」抜粋)
- 災害別避難場所の適否の凡例 → 「○」: 適 「×」: 不適

地区	施設名	所在地	電 話	災害別避難場所の適否					備考
				洪水	土砂災害	高潮	地震	大火災	
住吉	吉田町立住吉小学校	住吉 2223	32-1476	○	×	○	○	○	(注 1)
	吉田町総合体育館	住吉 180-1	32-5555	○	×	○	○	×	
	吉田町立吉田中学校	住吉 230	32-0200	○	×	○	○	○	
	吉田町学習ホール	住吉 1567	32-7366	○	×	○	×	×	
	吉田町体育センター	住吉 3367-6	—	○	×	○	×	×	
	住吉会館	住吉 1567	32-3447	○	×	○	×	×	
	吉田町立さくら保育園	住吉 1621-1	32-0414	○	×	○	×	×	
川尻	吉田町立中央小学校	片岡 850-1	32-1300	○	×	○	○	○	
	川尻会館	川尻 1623	32-0564	×	×	○	○	×	(注 2)
	吉田町立すみれ保育園	川尻 791	32-1117	○	×	○	○	×	
片岡	静岡県立吉田特別支援学校	片岡 2130	23-9871	○	○	×	○	○	
	吉田町健康福祉センター(はあとふる)	片岡 795-1	34-1111	○	×	×	○	×	
	片岡会館	片岡 2488-1	32-5620	○	○	×	○	×	
	吉田町立さゆり保育園	片岡 805-1	32-1650	×	×	×	○	×	
	吉田町総合障害者自立支援施設(あつまリーナ)	片岡 1996-1	34-2000	○	×	×	○	×	
	吉田町立図書館	片岡 404	33-3434	○	○	×	○	×	
	吉田町中央児童館	片岡 805-5	32-3401	○	×	×	○	×	
北区	吉田町立自彊小学校	神戸 1748-2	32-0009	○	○	×	○	○	
	自彊館	神戸 2167-2	32-9876	○	×	×	○	×	
	神戸集落センター	神戸 2693-1	32-5628	×	×	×	○	×	
	神戸西会館	神戸 3934-1	32-3692	○	○	×	○	×	
	大幡会館	大幡 1142	—	○	×	×	○	×	
	吉田町立わかば保育園	神戸 2092-1	32-0016	○	×	×	○	×	
	北オアシスパーク(オアシス館)	神戸 673-1	33-2700	○	○	×	○	○	

(注 1): 地震の場合の避難場所は、屋上となる。

(注 2): 地震の場合の避難場所は、2 階及び屋上となる。

(2) 避難場所（津波避難施設）

□「津波避難施設」とは、突発地震が発生した場合で、津波到達予想時間までに避難地に避難できない避難者のために、市町が津波危険予想地域内に指定、確保、整備する避難施設のことで、津波避難ビル、津波避難タワー、人口高台（津波避難マウント）をいう。

（大規模地震対策「避難計画策定指針」抜粋）

避難 街区	津波避難施設	所在地	収容 人数 (人)	地盤高 (海拔m)	想定津波 浸水高 (海拔m)	避難場所 の高さ (海拔m)	避難対象地区
A	津波避難タワーA	住吉4403-6地先	500	1.9	7.1	10.0	住吉新田・山八
B	津波避難タワーB	住吉3254-6地先	500	3.0	7.6	10.4	住吉山八
C	津波避難タワーC	住吉4805-2地先	1,100	3.0	8.2	11.1	住吉山八・西浜
D	津波避難タワーD	住吉3484-1	900	3.2	8.0	10.9	住吉西浜・東浜
E	津波避難タワーE	住吉5228-1	900	2.8	8.5	11.4	住吉東浜・大浜
F	津波避難タワーF	住吉3719-1地先	500	3.5	7.6	10.4	住吉東浜・大浜
G	津波避難タワーG	川尻2557-11	700	3.8	7.7	10.2	住吉大浜、片岡下、川尻西組
H	津波避難タワーH	川尻2918	800	3.2	6.2	8.7	川尻西組・東組
I	レック(株) 吉田防災倉庫(注1)	川尻3308	1,000	2.3	6.5	29.3	川尻東組
J	津波避難タワーJ	住吉3365-1	800	3.4	7.8	10.5	住吉新田・山八
K	津波避難タワーK	住吉2868-3地先	1,200	3.1	6.8	9.6	住吉森下・山八・西浜
L	津波避難タワーL	住吉5525-1地先	800	2.8	6.4	9.1	住吉森下・東村・東浜、片岡下
M	津波避難タワーM	片岡1697-1	1,000	3.2	6.2	8.7	住吉東村、片岡下
N	川尻会館(注2)	川尻1623	1,600	3.3	5.0	2階 7.5 屋上12.3	川尻山通・西組・東組、片岡下
O	津波避難タワーO	川尻2743-1	500	3.0	6.0	1層 7.7 2層11.1	川尻西組・東組
P	津波避難タワーP	住吉2649-2	1,300	3.3	7.2	9.7	住吉新田・山八
Q	吉田町立 住吉小学校(注1)	住吉2223	1,560	3.4	5.0	20.4	住吉森下・新田・山八・西浜・東浜
R	津波避難タワーR	住吉2143-1	800	3.5	5.7	7.5	住吉森下・東村
S	ホテルプレストン Yoshida(注3)	住吉580	517	4.2	4.9	3階12.2 ～ 屋上25.2	住吉森下・上組・東村

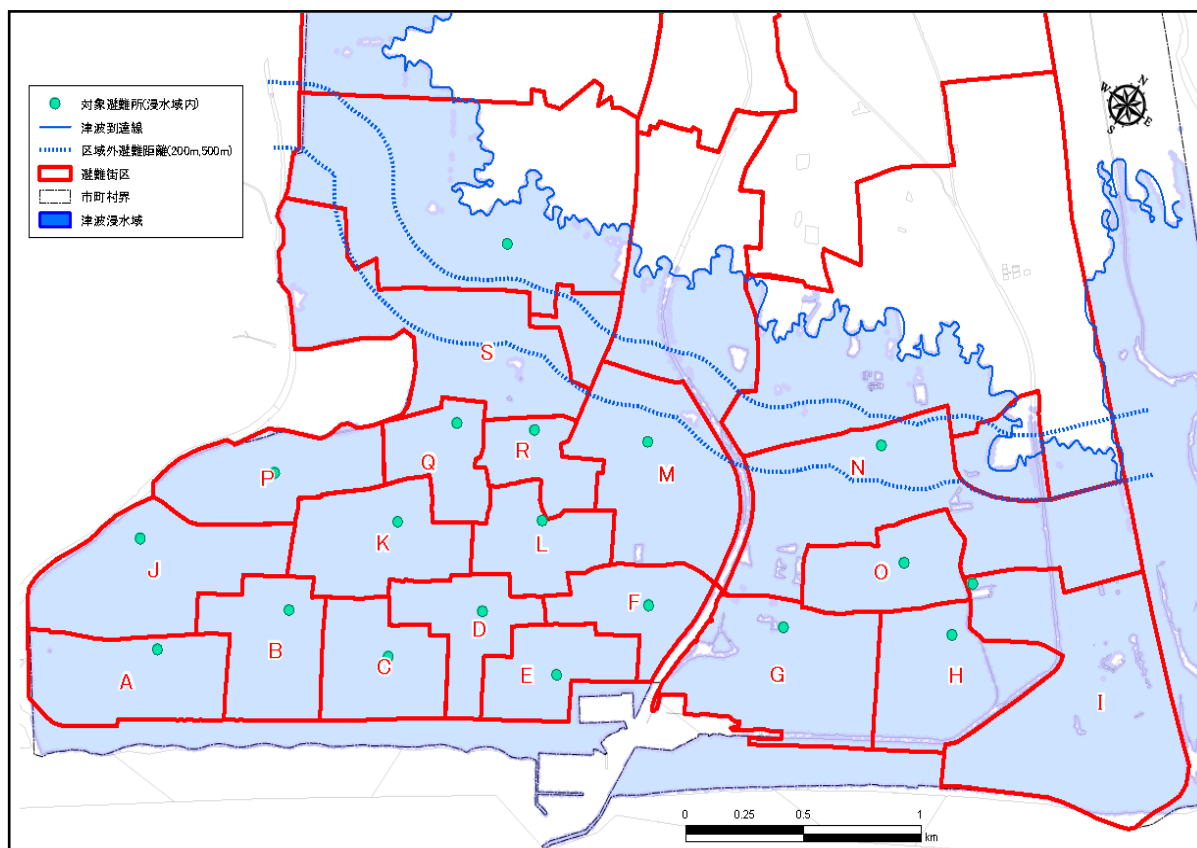
(注1)：避難場所は、屋上となる。

(注2)：避難場所は、2階及び屋上となる。

(注3)：避難場所は、脱衣場、非常階段及び屋上となる。

（３）津波避難街区及び津波避難施設位置図

「津波避難街区及び津波避難施設位置図」



（４）広域避難地

□「広域避難地」とは、大規模地震等による同時多発火災等による延焼火災時の避難地をいう。

(大規模地震対策「避難計画策定指針」抜粋)

番号	施 設 名	所在地	電 話	有効面積
1	吉田町立住吉小学校	住吉 2223	34-1476	1.5 ha
2	吉田町立吉田中学校	住吉 230	32-0200	2.7 ha
3	吉田町立中央小学校	片岡 850-1	32-1300	0.9 ha
4	静岡県立吉田特別支援学校	片岡 2130	23-9871	2.3 ha

（５）避難所

- 「避難所」とは、避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自らの居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。（災害対策基本法第４９条の７）
- 「避難所」とは、災害危険により現に自宅が被災し、若しくは被災するおそれのある者で、居住場所を確保できない者を一時的に受け入れて生活を支援し、かつ、災害後に地域の救護・復旧活動の拠点となる施設で、市町が指定したものをいう。原則として、耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物の屋内施設を対象とするが、状況により、屋外に設置された仮設テントなどを指定する場合もある。
- （大規模地震対策「避難計画策定指針」抜粋）

地区	施 設 名	所在地	電 話	延床面積	備考
住吉	吉田町立住吉小学校	住吉 2223	32-1476	7,861㎡	津波除く（※）
	吉田町総合体育館	住吉 180-1	32-5555	5,610㎡	
	吉田町立吉田中学校	住吉 230	32-0200	5,062㎡	
	住吉会館	住吉 1567	32-3447	612㎡	津波除く（※）
	吉田町保健センター	住吉 1567	32-7000	606㎡	津波除く（※）
	吉田町学習ホール	住吉 1567	32-7366	1,414㎡	津波除く（※）
	吉田町立さくら保育園	住吉 1621-1	32-0414	1,207㎡	津波除く（※）
川尻	吉田町立中央小学校	片岡 850-1	32-1300	7,016㎡	
	吉田町立すみれ保育園	川尻 791	32-1117	2,890㎡	
	川尻会館	川尻 1623	32-0564	1,178㎡	津波・洪水除く（※）
片岡	静岡県立吉田特別支援学校 体育館２階	片岡 2130	23-9871	1,295㎡	
	吉田町中央児童館	片岡 805-5	32-3401	580㎡	
	吉田町立さゆり保育園	片岡 805-1	32-1650	1,398㎡	洪水除く（※）
	吉田町立図書館	片岡 404	33-3434	2,955㎡	
	片岡会館	片岡 2488-1	32-5620	1,262㎡	
北区	吉田町立自彊小学校	神戸 1748-2	32-0009	5,427㎡	
	神戸集落センター	神戸 2693-1	32-5628	493㎡	洪水除く（※）
	神戸西会館	神戸 3934-1	32-3692	332㎡	
	吉田町立わかば保育園	神戸 2092-1	32-0016	1,395㎡	
	自彊館	神戸 2167-2	32-9876	1,124㎡	

（※）：浸水等の状況により使用可とする場合がある。

（６）福祉避難所

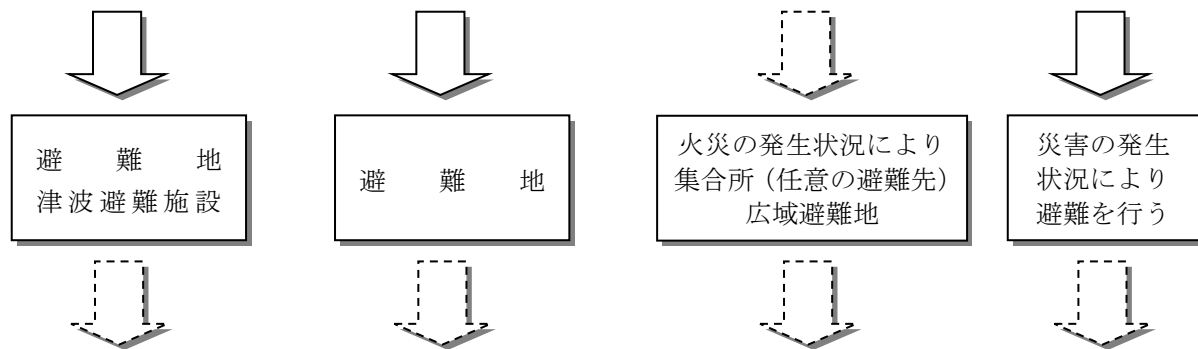
□「福祉避難所」とは、高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する者（妊婦、外国人含む）のために特別の配慮がなされた避難所をいう。

（大規模地震対策「避難計画策定指針」抜粋）

指定・協定	施 設 名	所在地	電 話
指定	吉田町健康福祉センター（はあとふる）	片岡 795-1	34-1111
指定	吉田町総合障害者自立支援施設 （あつまりーナ）	片岡 1996-1	34-2000
協定	静岡県立吉田特別支援学校	片岡 2130	23-9871
協定	特別養護老人ホーム片岡杉の子園	片岡 2895	32-0201
協定	特別養護老人ホーム住吉杉の子園	住吉 3239	34-5088

（７）地域による避難形態（大規模地震対策「避難計画策定指針」抜粋）

対象区域（町行政区域）			
要避難地区			その他の区域
津波危険予想地域	山・がけ崩れ危険予想地域	延焼火災危険予想地域	



災害によって現に自宅が被災し、若しくは被災するおそれがある者で
居住場所を確保できない者は、避難所で一時的な生活を送る

資料 1. 3-23 給食関係機関一覧表

「給食関係機関一覧表」

施 設 名	所 在 地	電 話
吉田町牧之原市広域施設組合 吉田榛原学校給食共同調理場	住吉 1500-1	32-1750

資料 1. 3-24 応急食料調達予定先一覧表

「応急食料調達予定先一覧表」

【米穀類】

(令和 5 年 1 月現在)

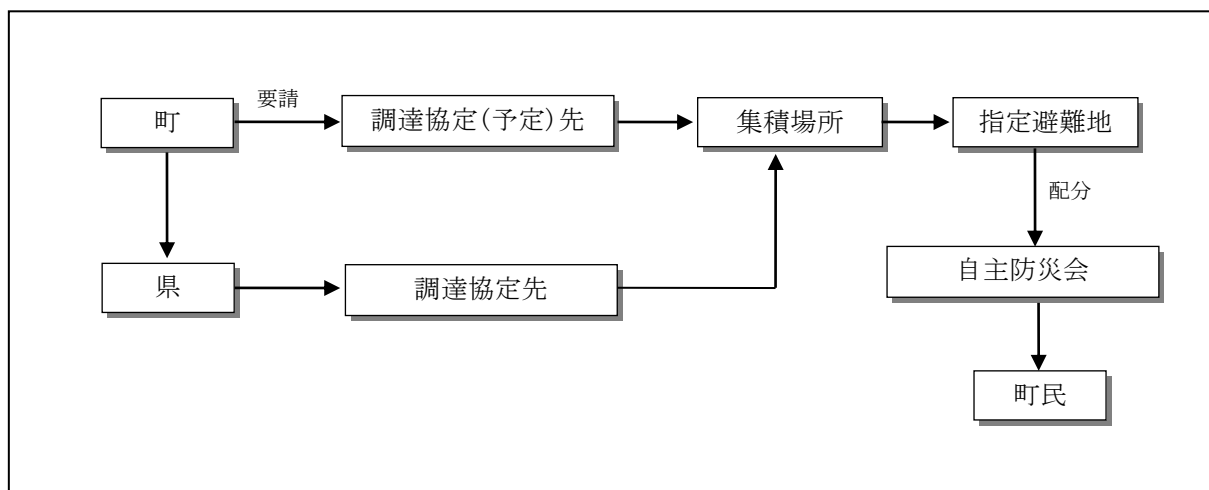
地 区	名 称	電 話	所 在 地
住 吉	高橋米穀店	32-0214	住吉 1889-9
	(株)カネハチ住吉店	32-0470	〃 2894-2
	(株)ベイシア (カインズホーム吉田店)	34-3110	〃 1230
	ウェルシア吉田住吉店	34-1300	〃 681-2
	カワチ薬品(株)吉田店	33-3890	〃 1295 - 1
川 尻	(株)カネハチ川尻店	33-0830	片岡 3870
	コメリパワー吉田店※	34-5151	浜田土地区画整理事業施工地 24街区1番
片 岡	ハイナン農協吉田支店	32-1121	片岡 2153
	(有)いわ堀おこめ館	32-0147	〃 2253-9
	(株)京王商事 (K0マート吉田店)	32-5795	〃 3075-1
	(株)カネハチ片岡店	32-7288	〃 291
北 区	(株)ビッグ富士	32-8988	神戸 232-1
	(エブリィビッグデー吉田店)		
	ザ・ビッグ吉田店※	28-7011	〃 564-1
	(イオンビッグ株式会社)	33-2711	〃 656
	杏林堂吉田店※		

※は協定締結業者

資料 1. 3-25 緊急物資集積場所及び配分計画

「緊急物資集積場所及び配分計画」

【フローチャート】



【集積場所】

集積場所	所在地	使用面積
富士見スクエア内 マックスバリュ東海(株)、(株)ノジマ (株)杏林堂、(株)ルーナ 駐車場	吉田町 神戸	約16,000㎡

資料 1. 3-26 衣料・生活必需品等の調達予定先一覧表

「衣料・生活必需品等の調達予定先一覧表」

【衣料・生活必需品】

(令和5年9月1日現在)

地 区	名 称	電 話	所 在 地
住 吉	ファッションセンターしまむら住吉店	34-0027	住吉 365
	三和呉服店	32-1520	〃 1968
	カワモト洋品店	32-0567	〃 1984-2
	鈴木呉服店	32-1606	〃 2024-3
	長谷川衣料店	32-0537	〃 1976
	ひら井京染呉服店	32-0358	〃 2445
	(有)俵ふとん店	32-5301	〃 68-1
	トランタン楽座店	33-2607	〃 1587-4
	ウエルシア吉田住吉店	34-1300	〃 681-2
	カワチ薬品(株)吉田店	33-3890	〃 1295-1
	野中製畳本店	32-1772	〃 2190

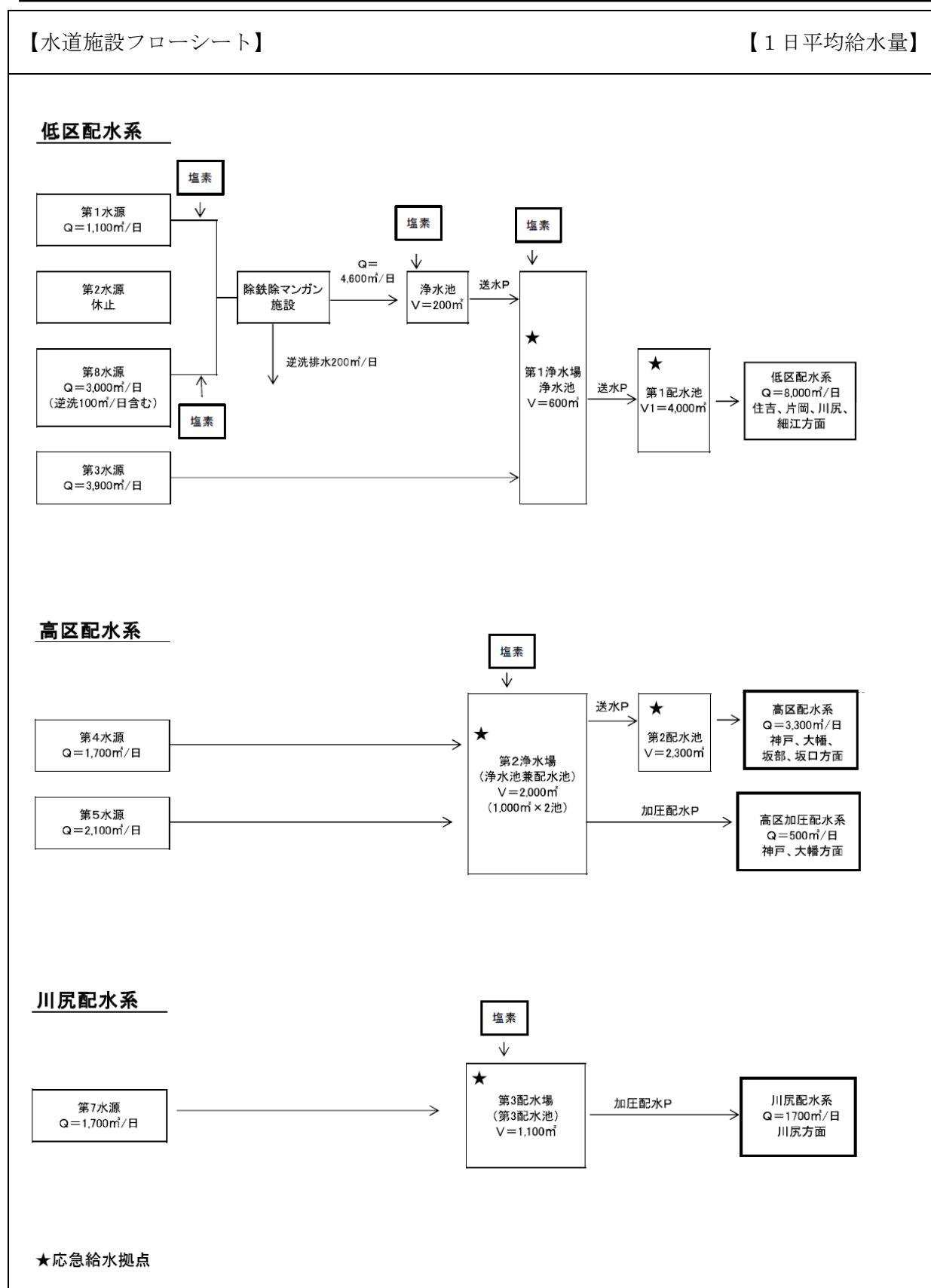
資 料 編
 <共通対策>

川 尻	原田洋品店 コメリパワー吉田店	32-0536 34-5151	川尻 2140 浜田土地区画整理事業施工地 24街区1番
片 岡	オリゾン吉永 ウエルシア片岡店	32-0260 34-1560	片岡 2197-6 " 1881-1
北 区	そねたけ 杉村ふとん店 糸田畳店 ノジマ吉田店 杏林堂吉田店 ハードオフ・オフハウス吉田インター店	32-8000 32-3262 32-3261 32-7511 33-2711 23-7767	神戸 2413-2 " 1655-15 " 1655-2 " 550 " 656 " 538-1

【燃料】 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

地 区	名 称	電 話	所 在 地
住 吉	高惣(株) (株)TOKAI榛原支店 (有)ぺきんや 静岡ガスエネルギー(株)榛南営業所	32-0010 32-1155 32-1590 32-0001	住吉 1863 " 1170-1 " 1506-4 " 4292-2
川 尻	高橋モータース	32-0035	川尻 1401-1
片 岡	東遠ガス溶材(株) (有)久米石油 ハイナン農協吉田給油所	32-0012 32-1527 32-1124	片岡 2206-1 " 1671 " 2153
北 区	(有)光陽 (有)神戸シェル石油 小塩石油 八木石油	32-3207 32-1540 32-3162 32-1984	神戸 1658-13 " 1676-1 " 243 大幡 1558-1

資料 1. 3-27 水道施設フローシート



災害時健康支援マニュアルの活用

フェーズⅠ 【超急性期(災害発生～48時間)】

町災害対策本部

- 要請
- 情報確認
- 情報提供
- 承諾

町保健部医療救護班

- 要請
- 承諾
- 派遣

救護所 (発災後 4日程度)

- 健康づくり課: 通常業務、避難所での相談、家庭訪問等
- 福祉課: 通常業務、災害弱者の対応等
- 連携による支援
- 各診療所開設
- 救護病院等

救護所 (保健部医療救護班、医師会、歯科医師会、薬剤師会(災害薬事コーディネーター))

- 看護師ボランティア
- トリアージ
- 軽症患者の処置
- 重症、中等症患者の応急処置、搬送
- 遺体の仮安置所の設置

救護病院 (様原総合病院、仮設病棟)

- トリアージ
- 重症患者、中等症患者の受け入れ

災害拠点病院 (市立島田市民病院、焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院)

広域搬送拠点 (静岡空港)

フェーズⅡ 【急性期(3日～1週間)】

静岡県災害対策本部 (中部健康福祉センター) 災害医療コーディネーター

- 要請
- 承諾
- 医薬品の調達

地域薬剤師会 (地域災害薬事コーディネーター)

- 医薬品の要請、調達

救護所 (発災後 4日程度)

- 健康づくり課: 通常業務、避難所での相談、家庭訪問等
- 福祉課: 通常業務、災害弱者の対応等
- 連携による支援
- 各診療所開設
- 救護病院等

救護所 (保健部医療救護班、医師会、歯科医師会、薬剤師会(災害薬事コーディネーター))

- 看護師ボランティア
- トリアージ
- 軽症患者の処置
- 重症、中等症患者の応急処置、搬送
- 遺体の仮安置所の設置

救護病院 (様原総合病院、仮設病棟)

- トリアージ
- 重症患者、中等症患者の受け入れ

災害拠点病院 (市立島田市民病院、焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院)

フェーズⅢ 【亜急性期～中長期(1週間～1か月)】

町災害対策本部

- 要請
- 承諾
- 情報確認
- 情報提供
- 承諾

町保健部医療救護班

- 要請
- 承諾
- 派遣

救護所 (発災後 4日程度)

- 健康づくり課: 通常業務、避難所での相談、家庭訪問等
- 福祉課: 通常業務、災害弱者の対応等
- 連携による支援
- 各診療所開設
- 救護病院等

救護所 (保健部医療救護班、医師会、歯科医師会、薬剤師会(災害薬事コーディネーター))

- 看護師ボランティア
- トリアージ
- 軽症患者の処置
- 重症、中等症患者の応急処置、搬送
- 遺体の仮安置所の設置

救護病院 (様原総合病院、仮設病棟)

- トリアージ
- 重症患者、中等症患者の受け入れ

災害拠点病院 (市立島田市民病院、焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院)

広域搬送拠点 (静岡空港)

資料 1. 3-29 医療関係機関一覧表

「医療関係機関一覧表」

名 称	所在地	電 話	備考（診療）
はやかわ内科医院	住吉 379-1	33-1266	内・呼・アレ・循
加藤内科医院	住吉 303-1	32-0701	内・代内・糖・老年
川田医院	住吉 2444	32-0154	内
田崎クリニック	神戸 24-15	32-8585	脳・外・内
半田医院	片岡 2145-1	32-0193	内
三輪クリニック	片岡 299-1	32-7300	内・循・泌・胃・小
徳山整形外科	片岡 1954-11	33-0666	整形
こどもクリニックおおかわ小児科	神戸 2001-2	32-6789	小
かわしりこどもクリニック	川尻 1409-1	33-0555	小
さかい耳鼻咽喉科医院	片岡 1753-12	34-1818	耳鼻咽喉
赤堀歯科医院	片岡 2120	32-0334	歯
鈴木歯科医院	神戸 2145-7	32-3737	歯
高成田歯科医院	片岡 1571-3	32-0155	歯
中島歯科医院	住吉 733-3	32-1058	歯
萩原歯科医院	川尻 1398-3	33-0250	歯
平井歯科医院	住吉 1976-4	32-0548	歯
ライン歯科	神戸 703-1	33-3003	歯
良知歯科医院	住吉 355-3	32-7683	歯
駒形歯科医院	片岡 59-5	34-3200	歯
いしだ眼科	住吉 427-1	34-1400	眼科
コミュニティーケア吉田	川尻 1700-1	34-5577	老人保健施設
吉田インター皮フ科	神戸 1528-2	23-7404	皮
千内科クリニック	神戸 2067-10	34-1001	内・糖
はいなん吉田病院	神戸 2571-6	32-9111	内・リハビリ

中部健康福祉センター榛原分庁舎 TEL 2 2 - 1 1 5 1

榛原総合病院 TEL 2 2 - 1 1 3 1

榛原医師会 TEL 2 2 - 1 5 1 1

資料 1. 3－30 救護所関連

（１）救護所設置予定場所

「救 護 所」

（令和 5 年 3 月現在）

	設置場所	住 所	電 話
第 1	吉田中学校 体育館	住吉 230	32-0200 * 特設公衆電話 〔 32-2742 〕 32-2842 32-3042 32-3342
第 2	すみれ保育園	川尻 791	32-1117
	住吉小学校	住吉 2223	32-1476
	中央小学校	片岡 850-1	32-1300
	自彊小学校	神戸 1748-2	32-0009

※第 1 救護所は発災後直ちに開設する場所とし、第 2 救護所は第 1 救護所が開設できない若しくは状況により必要に応じて開設する場所とする。

（２）救護所設備一覧

「救護所配備資材等」

（令和 5 年 3 月現在）

物 品			台数	備考	保管（設置）場所
診療用備品等	1	パルスオキシメータ	6 台		吉田中学校
		パルスオキシメータ	1 台		吉田中学校
	2	自動血圧計（HEM-8723）	4 台		吉田中学校
	3	自動血圧計 健太郎（HBP-9021）	4 台		吉田中学校 （避難所設置）
	4	マンシエット（小児用：3 ヶ月～3 歳, 3～6 歳, 6～9 歳）	3 枚		吉田中学校
	5	携帯型超音波画像診断装置（V s c a n 1.2）	1 台		保健センター
	6	非接触赤外線体温計（SMART THERMO）	5 台		吉田中学校 （2 台保健センター）
	7	携帯型心電計（HCG-801）	1 台		吉田中学校
	8	小型吸引器（3WAY-750）	1 台		吉田中学校
	9	吸引カテーテル 8F r	1 箱		吉田中学校
	10	吸引カテーテル 12F r	1 箱		吉田中学校

物 品				台数		備考	保管（設置）場所
	11	頸椎固定カラー		3	個		吉田中学校
	12	駆血帯（一般用・小児用）		2	袋		吉田中学校
	13	救急バックセット		3	個		保健センター
	14	止血帯（ターニケット）		10	個		吉田中学校
	15	医療用ホチキス（マニプラーAZ）6個入		2	箱		吉田中学校
衛生材料	16	ビニール手袋	ロング（S）	50枚入り	7	箱	吉田中学校
			ロング（M）	50枚入り	7	箱	吉田中学校
			ロング（L）	50枚入り	7	箱	吉田中学校
	17	マスク	N95	20枚入り	10	箱	吉田中学校
	18	予防衣	フリー黄色	50枚入り	3	箱	吉田中学校
	19	シーツ 100×120cm	10枚/袋	15袋	5	箱	吉田中学校
	20	ハイドロコロイドドレッシング材		20枚入り	2	箱	吉田中学校
	21	手指消毒剤		4L	20	本	吉田中学校
	22	シューズカバー（FR205）		50枚入り	5	箱	吉田中学校
	23	ドレッシングテープ		1巻入り	3	箱	吉田中学校
	24	サージカルテープ		12巻入り	3	箱	吉田中学校
	25	止血コントロールキット		1	個		吉田中学校
	26	止血AID		1	箱		吉田中学校
資器材等	27	ビニールシート（4色）5m 四方	各色（赤、黄、緑、黒）	2	枚		吉田中学校
	28	アルコール手指消毒器		3	台	備蓄用アルボ ナース使用可	吉田中学校
	29	ハンドドライヤー		1	台		吉田中学校
	30	ガイガーカウンター		2	台		吉田中学校
	31	輸液台		4	台		吉田中学校
	32	災害用敷マット		50	枚		役場附属棟
	33	緊急防寒ブランケット		110	枚		吉田中学校
	34	非常用排便収納袋	80枚/箱	10	箱		吉田中学校
	35	照明塔（LED バルーン灯光器）	収納ケース付き	1	台		吉田中学校
	36	ハロゲン灯光器セット	灯光器、3脚スタンド、コードリール	3	組		吉田中学校
	37	発電機	オープンフレーム型	1	台		役場保管庫
			消音型	2	台		役場保管庫
	38	ハンド型メガホン		2	個		吉田中学校
	39	トランシーバー		5	台		吉田中学校
	40	ヘッドライト		20	個		吉田中学校
	41	防災伝言シート 25シート×9本		1	箱		吉田中学校
	42	ストップウォッチ		10	個		吉田中学校

資 料 編
＜共通対策＞

物 品		台数		備考	保管（設置）場所
43	トリアージタグ	1,000	枚		吉田中学校
44	担架	49	台		吉田中学校
45	折畳ベッド	2	台		吉田中学校
46	四方幕テント	1	組		吉田中学校
47	簡易エアテント	3	棟		吉田特別支援学校 (1棟は吉田中学校)
48	カラーテープ、カラーリボン等	—	—		吉田中学校
49	軍手	—	—		吉田中学校
50	折たたみ式器械台	5	台		吉田中学校
51	折りたたみ式ストレッチャー	2	台		吉田中学校
52	救護所ベスト	28	着		吉田中学校
53	メモボード	5	枚		吉田中学校
54	ホワイトボード	1	台		吉田中学校
55	心肺蘇生用背板	2	台		吉田中学校
56	折り畳みリヤカー	1	台		吉田中学校
57	ゴーグル	30	個		吉田中学校
58	シャープスコンテナ	3	個		吉田中学校
59	スパインボード	1	台		吉田中学校
60	LED ランタン EX-V777D	5	台		吉田中学校
61	移動式バッテリー	1	個		吉田中学校
62	ソーラーパネル（折りたたみタイプ）	1	台		吉田中学校
63	電動噴霧器（FMJR）	3	台		吉田中学校
64	ポータブルスロープ	1	台		吉田中学校
65	車椅子	2	台		吉田中学校
66	折りたたみ蓋付きコンテナ	10	個		吉田中学校

（３）救護所用救急医療セット配置先

「救護所用救急医療セット配置先」

（令和２年４月現在）

救護所	所在地	電 話	保管場所	救急医療セット
吉田中学校 体育館	住吉 230	32-0200	吉田中学校体育館 1階 階段下倉庫	BC-H-7 1～9号 救急物品 （1セット）

すみれ保育園	川尻 791	32-1117	すみれ保育園 調理室横備蓄部屋	エマジンEM-5 1～3号 救急物品 (5セット)

資料 1. 3-31 医薬品の確保

(1) 医薬品、防疫用薬品調達予定先一覧表

「医薬品、防疫用薬品調達予定先一覧表」

地区	名称	所在地	電話
住吉	福世薬局	吉田町住吉 1855-3	32-1566
	上住吉薬局	吉田町住吉 379-2	33-1133
	吉田南薬局	吉田町住吉 2426	32-7575
	吉田薬局	吉田町住吉 304-1	32-7800
	ウエルシア吉田住吉店	吉田町住吉 681-2	34-1300
	カワチ薬品(株)吉田店	吉田町住吉 1295-1	33-3890
片岡	㈱はいやく	吉田町片岡 1760-1	32-5100
	下片岡薬局	吉田町片岡 1954-15	33-1122
	サンエイ薬局吉田店	吉田町片岡 1753-1	33-0825
	片岡薬局	吉田町片岡 335-2	32-8200
北区	森薬局	吉田町神戸 716-4	34-1010
	神戸辻薬局	吉田町神戸 2128-1	23-5271
	神戸西薬局	吉田町神戸 2000-6	32-8300
	ルルド薬局	吉田町神戸 22-9	33-0800
	杏林堂吉田店	吉田町神戸 656	33-2711

(2) 医薬品備蓄センター備蓄状況

「医薬品備蓄センター備蓄状況」

医薬品備蓄センター	設置場所	警戒宣言発令後の管理運営
志太・島田・榛原地区	藤枝市瀬戸新屋362-1	中部健康福祉センター TEL054-644-9288

種類 No.	品 名	規 格	単位	数量
衛生材料	1 脱脂綿	500g	個	60
	2 ワンショットドライ 55g	4 c m×4 c m×160 枚×15 袋	個	4
	3 清浄綿	8 c m×8 c m×100 包	個	30
	4 カット綿	100 g	個	150
	5 T Mカップ入綿球 S 20-5-20 個	S カップ 5 球×20 個	個	12
	6 救急絆創膏	100 枚入	個	50
	7 シロバン NO12	12mm×5m	個	50
	8 大学ガーゼ B	30 c m×30 c m×150 枚	個	20
	9 ソフトガーゼ	30 c m×15 c m×200 枚	個	30
	10 ガーゼ	3m (10 包×10)	個	3
	11 ホータイ 5 裂	5.6×9m×20 本入	個	5
	12 ホータイ P 反巻 3 裂	9.3 c m×9m×10 本入	個	10
	13 ホータイ P 反巻 3 裂	3 裂×9m×10 本入	個	10
	14 ホータイ P 反巻 4 裂	4 裂×9m×10 本入	個	10
	15 伸縮ホータイ	5 c m×9m×10 本入	個	15
	16 伸縮ホータイ	7.5 c m×9m×10 本入	個	15
	17 非伸縮ホータイ	7.5 c m×4.5m×200 本入	個	1
	18 アミホータイ 2 号	25m手・手首・足首	個	10
	19 アミホータイ 3 号	25m肘・腕・足	個	10
	20 救急ホータイ小	1.8m	個	20
	21 三角巾	105×105×250 枚入	個	1
	22 三角巾	105×105×250 枚入	個	1
	23 三角巾特大	250 入	個	1
	24 副本	5 本組	個	7
	25 サージカルマスク	50 枚	個	48
	26 サルバ L L D	フラットタイプ 10 枚入	個	20
	27 サルバ安心 W フィット M	テープタイプ 10 枚入	個	8
	28 サルバ安心 フィット M	12 枚入	個	8
	29 サルバ安心 W フィット L	テープタイプ 9 枚入	個	8
	30 グーン初めての肌着 (オムツ) S サイズ	84 枚入	個	8
	31 グーン初めての肌着 (オムツ) M サイズ	66 枚入	個	8
	32 グーン初めての肌着 (オムツ) L サイズ	54 枚入	個	8
	33 グーンすっきりスキップパンツ	(ビックサイズ) 36 枚入	個	6
	34 サルバ D パンツ しっかりガード M-L	パンツタイプ 9 枚	個	6
	35 エスマルヒ 駆血帯	10 c m×4m	個	2

種類	No.	品 名	規 格	単位	数量
医薬品・医薬部外品	36	マキロン S	75m l	本	40
	37	ウィル・ステラ VH 1L 噴霧ポンプ付	500m l	本	10
	38	消毒用エタノール	500m l	本	40
	39	5%ヒビテン液	500m l	本	20
	40	ショードックスーパー	100 枚	個	30
	41	精製水	500m l	本	120
その他	42	サイリウム (化学ローソク)	25 本入	個	40
	43	アルミックシート (救急シート)	20 枚入	個	50
	44	ニトリルグローブ PF プロバンスブルー	パウダーフリー S 200 枚入り	個	10
	45	ニトリルグローブ PF プロバンスブルー	パウダーフリー M 200 枚入り	個	10
	46	ニトリルグローブ PF プロバンスブルー	パウダーフリー L 200 枚入り	個	10
	47	ドライシャンプー	200 g	個	36
備品類	48	防災用懐中電灯	1 個	個	1
	49	LED 折りたたみランタン	1 個	個	1
	50	コンテナ	54 L	個	10
	51	消火器	蓄圧式 ABC 粉末消火器 10 型	本	1
	52	除湿器	1 台	台	1
	53	スチール机・椅子	1 個	個	1
	54	防水シート (ブルーシート)	3. 6m × 5. 4m	枚	4

資料 1. 3-32 廃棄物処理関連

（１）清掃センター車両一覧表

「清掃センター車両一覧表」

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

車両No.	車 種	登録番号	車名	年式	型 式	最大 積載量	購入年月日	購 入 先	備 考
さん あーる	塵芥用 ダンプ車	静岡100 せ 3211	三菱 ファイター	H29年	TKG-FK71F	3,200kg	H29. 11. 27	(有)ナカジマ 自動車	
軽	軽バン	静岡480 こ 3705	スズキ エブリイ	H27年	HBD-DA17V	350kg	H27. 4. 23	(株)静良	
軽	軽トラック	静岡41 う 6996	三菱 ミニキャブ	H13年	GD-U61T	350kg	H13. 8. 2	杉本自動車	
ショベル	パワーショベル		トヨタ ショベルローダー	H11年	5SD15 10022	1,200kg	H11. 4. ～	静岡トヨタ フォークリフト	ショベル ローダー
ショベル	パワーショベル		トヨタ ジブファイター	H6年	3SDT30 10020	1,950kg	H 5. 5. ～	静岡トヨタ フォークリフト	ホイール ローダー

（２）リサイクルセンター車両一覧表

「リサイクルセンター車両一覧表」

（令和 5 年 1 月 10 日現在）

車両No.	車 種	登録番号	車名	年式	型 式	最大 積載量	購入年月日	購 入 先	備 考
2号車	塵芥用 ダンプ車	静岡 100 さ 9546	三菱 キャンター	H16年	PA-FE73DB	3,000kg	H16. 9. 29	杉本自動車	
5号車	塵芥用 ダンプ車	静岡 100 さ 1418	三菱 ファイター	H11年	KC-FH227CD	3,650kg	H11. 4. 5	静岡三菱ふそう	
パッカー 1	プレス パッカー車	静岡 800 さ 6409	三菱 キャンター	H15年	KK-FH21HE	2,000kg	H15. 7. 15	静岡三菱ふそう	
パッカー 2	回転式 パッカー車	静岡 800 す 6150	いすゞ	H30年	2PG -NPR88YN	3,350kg	H30. 11. 19	(有)ナジマ自動車	
パッカー 3	回転式 パッカー車	静岡 800 す 6682	いすゞ	H31年	2PG -NPR88YN	3,350kg	R1. 11. 29	(有)ナジマ自動車	
軽	軽トラック	静岡 480 そ 3185	ダイハツ ハイゼットトラック	R3年	3BD-S500P	350kg	R3. 7. 29	カツマ自動車販売 (株)	
リフト1	フォークリフト ヒンジ	牧之原市 は 488	トヨタ フォークリフト	H30年	A8FDL30 -70320	3,000kg	H30. 10. 29	トヨタエス・エフ 静岡藤枝営業所	
リフト2	フォークリフト 回転	牧之原市 は 733	トヨタ フォークリフト	R5年	A8FDL30- 80406	3,000kg	R5. 3. 31	トヨタエス・エフ 静岡株式会社 藤枝営業所	

(3) 吉田町施設一覧表

「吉田町施設一覧表」

【埋立処分施設】

名 称	吉田町一般廃棄物最終処分場
場 所	榛原郡吉田町川尻 4034 番地
能 力	埋立容量 109,569m ³

(4) 吉田町牧之原市広域施設組合施設一覧表

「吉田町牧之原市広域施設組合施設一覧表」

【ご み】

名 称	清掃センター	TEL 24-0530
場 所	牧之原市細江6664番地3	
能 力	50.25 t / 24H × 2 基 (連続燃焼式流動床炉)	

名 称	リサイクルセンター	TEL 29-0425
場 所	牧之原市坂部1615番地3 (6,417m ²)	
能 力	3.68 t / 日 (プラスチック類圧縮減容処理 (マークあり)) 1.48 t / 日 (破砕処理 (マークなし)) 1.5 t / 日 (ペットボトル圧縮減容処理) リサイクル対象物のストックヤード (分別保管)	

【し ゅ り】

名 称	衛生センター	TEL 32-0848
場 所	吉田町住吉4300番地の1	
能 力	82KL / 日 (膜分離高負荷処理方式)	

【火葬場】

名 称	謝 恩 閣	TEL 28-0542
場 所	牧之原市勝間1506番地19	
能 力	台車式火葬炉 3 基、汚物炉 1 基	

【埋立処分施設】

名 称	一般廃棄物最終処分場	
場 所	牧之原市細江6679番地	
能 力	埋立容量26,415m ³	浸出水処理能力26m ³ / 日

資料 1. 3－33 遺体収容予定場所一覧

「遺体収容予定場所一覧」

名 称	所 在 地	電 話	収容可能数
吉 田 町 体 育 セ ン タ ー	住吉 3367-6	設置なし	約65
旧 す み れ 保 育 園 園 舎	川尻 1621	設置なし	約20

資料 1. 3-34 町保有車両一覧表

「町保有車両一覧表」

(令和6年12月1日現在)

No.	車両 番号	課 名	車 両 番 号		車 名			登録年月日	防災配置	定員
1	1	産業課	静岡	400 ち 7105	トヨタ	サクシード		H18.8.28	供給部輸送班	5
2	3	建設課	静岡	400 す 5119	マツダ	ファミリアバン		R3.9.1	土木部土木機械班	5
3	4	財政管理課 (リース)	静岡	400 す 1463	トヨタ	プロボックス	集中管理	R5.10.3	片岡連絡部	5
4	5	産業課 (リース)	静岡	400 め 1555	トヨタ	プロボックス		R2.8.1	供給部調達班	5
5	6	税務課 (リース)	静岡	400 そ 4324	トヨタ	サクシード		R6.11.1	北区連絡部	5
6	7	税務課 (リース)	静岡	581 ち 2099	マツダ	キャメル		R5.10.3	川尻連絡部	4
7	8	福祉課 (リース)	静岡	400 さ 1461	トヨタ	プロボックス		R5.10.3	民生部民生班	5
8	9	福祉課	静岡	580 く 9585	ダイハツ	エッセ		H19.6.19		4
9	10	こども未来課	静岡	580 か 8057	スズキ	アルト		H18.10.12		4
10	11	学校教育課 (リース)	静岡	400 め 1552	トヨタ	プロボックス		R2.8.1	教育部教育班	5
11	13	財政管理課 (リース)	静岡	480 か 2043	スズキ	エブリィ	集中管理	H21.9.1		4
12	14	財政管理課	静岡	300 と 7819	日 産	キャラバン	ミニバス	H14.10.29		10
13	15	都市環境課 (リース)	静岡	480 そ 3709	トヨタ	スクラムバン		R3.8.2	土木部土木機械班	4
14	16	企画課	静岡	480 さ 425	スズキ	エブリィ		H28.5.11		4
15	17	防災課	静岡	400 と 1164	日 産	ADバン	交通指導車	H24.3.16	交通指導員	5
16	18	生涯学習課	静岡	480 ち 3668	マツダ	スクラムバン		R6.11.1		4
17	19	都市環境課	静岡	480 こ 8976	ダイハツ	ハイゼット	軽トラック	H28.3.23	都市環境部 施設管理班	2
18	20	都市環境課 (リース)	静岡	400 と 3428	マツダ	タイタン	ダンプ	H24.10.1	土木部土木機械班	3
19	21	財政管理課	静岡	400 ね 1462	トヨタ	プロボックス	集中管理	R5.10.3	町民部町民班	5
20	23	財政管理課 (リース)	静岡	480 ち 3670	マツダ	スクラムバン	集中管理	R6.11.1	調査部調査班	4
21	24	生涯学習課 (リース)	静岡	480 き 2070	スズキ	エブリィ		H22.12.1		4
22	25	財政管理課	静岡	400 せ 7562	トヨタ	カローラバン	集中管理	H13.12	住吉連絡部	5
23	26	都市環境課	静岡	480 く 1285	マツダ	スクラムバン		H24.3.19	土木部施設管理班	4
24	27	都市環境課 (リース)	静岡	400 に 9602	マツダ	ファミリアバン		R2.1.10	都市環境部環境班	5
25	27	学校教育課	静岡	480 う 2459	スズキ	エブリィ		H19.6.14	吉田中学校	4
26	28	生涯学習課 (リース)	静岡	480 た 576	ダイハツ	ハイゼットカーゴ		R4.10.3		4
27	29	上下水道課	静岡	400 と 5638	トヨタ	プロボックス		H25.5	上下水道部給水班	5
28	30	上下水道課	静岡	400 て 5132	日 産	アトラス		H22.10	上下水道部給水班	3
29	31	上下水道課	静岡	480 く 8114	ダイハツ	ハイゼット	軽トラック	H25.2.	上下水道部管理班	2
30	32	都市環境課 (リース)	静岡	480 せ 3621	ダイハツ	ハイゼット	軽トラック	R2.1.10		2

資 料 編
＜共通対策＞

No.	車両 番号	課 名	車 両 番 号		車 名			登録年月日	防災配置	定員
31	33	生涯学習課	静岡	41 あ 2829	三 菱	ミニキャバン		H11.6.16	教育部図書館班	4
32	34	学校教育課	静岡	41 か 4117	スズキ	エブリイ		H15.3.28	住吉小学校	4
33	35	学校教育課	静岡	41 か 4118	スズキ	エブリイ		H15.3.28	中央小学校	4
34	36	学校教育課	静岡	41 か 4119	スズキ	エブリイ		H15.3.28	自彊小学校	4
35	37	建設課 (リース)	静岡	480 た 577	ダイハツ	ハイゼットカーゴ		R4.10.3		4
36	38	健康づくり課	静岡	480 そ 7564	ダイハツ	バン		R4.3		4
37	39	財政管理課	静岡	501 も 8596	トヨタ	アクア		H27.3.20		5
38	40	都市環境課 (リース)	静岡	400 な 4132	マツダ	タイタン	ダンプ	H27.9.1		3
39	41	健康づくり課	静岡	580 も 2095	スズキ	スペースシア		H28.1.18	保健部医療救護班	4
40	43	都市環境課 (リース)	静岡	480 せ 485	マツダ	スクラムトラック		R1.7.1		2
41	45	都市環境課 (リース)	静岡	480 せ 486	マツダ	スクラムトラック		R1.7.1		2
42	46	防災課	静岡	400 め 3598	トヨタ	ハイエース		R3.3.18		6
43	47	防災課	静岡	400 め 6200	トヨタ	タウンエース		R4.1.24		2
44	48	財政管理課 (リース)	静岡	480 た 578	ダイハツ	ハイゼットトラック		R4.10.3		2
45	-	財政管理課	静岡	301 そ 4523	トヨタ	アルファード	町長公用車	H26.6.19		7
46	-	財政管理課 (リース)	静岡	301 つ 1541	トヨタ	プリウス		R1.12.23		5
47	-	財政管理課	静岡	200 さ 1138	トヨタ	コースター	マイクロバス	R2.6.12		29
48	-	防災課	静岡	800 さ 4871	トヨタ	ランドクルーザー	指令車	H14.2.15	消防団	5
49	-	第1分団	静岡	800 す 3251	いすゞ	消防ポンプ車		H25.3.25	消防団	6
50	-	第1分団	静岡	800 す 3552	いすゞ	消防ポンプ車		H25.11.13	消防団	6
51	-	第1分団	静岡	800 さ 6799	いすゞ	消防積載車		R2.2.22	消防団	5
52	-	第3分団	静岡	800 す 6316	いすゞ	消防ポンプ車		H31.3	消防団	6
53	-	第3分団	静岡	800 さ 716	日 産	消防積載車		H10.12.18	消防団	5
54	-	第4分団	静岡	800 す 6317	いすゞ	消防ポンプ車		H31.3	消防団	6
55	-	第2分団	静岡	800 す 8211	トヨタ	消防積載車		R4.10.27	消防団	5
56	-	第4分団	静岡	800 す 8212	トヨタ	消防積載車		R4.10.27	消防団	5
57	-	第2分団	静岡	800 す 7339	トヨタ	消防ポンプ車		R3.2.16	消防団	5
58	-	企画課 (リース)	静岡	581 き 308	ダイハツ	タント		H31.3.		5
59	-	こども未来課	静岡	580 ふ 3772	ダイハツ	タント		H26.2.20		4
60	-	健康づくり課	静岡	501 さ 9805	日産	ウイングロード		H17.9.13		5
61	-	健康づくり課	静岡	502 そ 408	日産	ウイングロード		H30.1.31		4
62	-	上下水道課	静岡	480 す 3559	スズキ	エブリイ		H30.6	上下水道部管理班	4
63	-	防災課	静岡	800 す 7417	スズキ	キャリー	トイレカー	R3.3		2
64	-	上下水道課 (リース)	静岡	400 な 8063	トヨタ	サクシード		H28.9.		5
65	-	上下水道課 (リース)	静岡	480 こ 3832	スズキ	エブリイ		H27.4	上下水道部 下水道管理班	4
66	-	企画課 (ジャストライ ン)			日野	ブルーリボン				

資料 1. 3-35 車両の借上業者一覧表

「車両の借上予定業者一覧表」

【輸送業者】

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

地 区	名 称 ・ 氏 名	電話番号	所 在 地
住 吉	(株)新友商事	33-1117	吉田町住吉 4342-1
	駿遠運送(株)	32-2160	吉田町住吉 1166-2
	アクティオ(株)榛原営業所	33-1666	吉田町住吉 1249-1
川 尻	(株)キューソー流通システム	33-0900	吉田町川尻 1019
	榛原自動車(株)	32-1261	吉田町川尻 1738-1
	富士運送(株)	32-8236	吉田町川尻 4038-5
	(株)まるよ運送	32-6743	吉田町川尻 913-1
	東溶運輸(株)吉田営業所	34-1510	吉田町川尻 4036-3
	(株)内藤物流	33-2266	吉田町川尻 1818-8
	ワイエムキューソー(株)	32-8831	吉田町川尻 1019
	アストラックス(株)	34-2211	吉田町川尻 1889
	カサイ運輸(株)	33-3112	吉田町川尻 445-1
	丸徳運送(株)吉田営業所	32-8700	吉田町川尻 3139-12
片 岡	(有)エイトサービス	33-2662	吉田町片岡 3070-1
	望月運輸(株)	33-1741	吉田町片岡 132-1
	吉田陸運(株)	33-0538	吉田町片岡 1804-1
北 区	(株)木佐森	32-0090	吉田町神戸 1437-4
	(株)合同物流	32-1500	吉田町神戸 2301-7
	佐藤運送(株)	32-5111	吉田町大幡 350-2
	(株)サンワネッツ	32-0007	吉田町神戸 1102-1
	太陽建機レンタル(株)吉田支店	32-8411	吉田町神戸 1036-1
	(株)丸総	32-0770	吉田町神戸 3075-1
	名鉄急配(株)	34-4700	吉田町大幡 2131-50
	平和タクシー(有)吉田営業所	32-1000	吉田町神戸 3425-6
	日軽物流(株)	32-8941	吉田町神戸 692-1

資料 1. 3 - 36 燃料調達予定先一覧表

「燃料調達予定先一覧表」

【燃料調達】

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

地 区	名 称	電話番号	所 在 地
住 吉	高 惣 (株)	32-0010	住吉 1863
	(有)ぺきんや	32-1590	住吉 1506-4
	静岡ガスエネルギー(株)榛南営業所	32-0001	住吉 4292-2
	(株)田中石油	32-0065	住吉 1863-1
	(株)T O K A I 榛原支店	32-1155	住吉 1170-1
川 尻	高橋モータース	32-0035	川尻 1401-1
片 岡	ハイナン農協吉田給油所	32-1124	片岡 2153
	(有)クメ石油	32-1527	片岡 1671
	東遠ガス溶材(株)	32-0012	片岡 2206-1
北 区	(有) 光 陽	32-3207	神戸 1658-13
	(有)神戸シェル石油	32-1540	神戸 1676-1
	小 塩 石 油	32-3162	神戸 243
	八 木 石 油	32-1984	大幡 1558-1

資料 1. 3-37 ヘリポート基地関連

(1) 防災ヘリポート一覧表

「防災ヘリポート一覧表」

No.	防災ヘリポート名	所 在 地	施設 管理者	電 話	機 種			広 さ 巾m×長さm
					大型	中型	小型	
1	中央小学校 グラウンド	吉田町片岡 850-1	校長	32-1300		○		80×125
2	静岡県立吉田特別支 援学校グラウンド	吉田町片岡 2130	〃	32-1241		○		85×175
3	吉田中学校 グラウンド	吉田町住吉 230	〃	32-0200	○			100×170
4	吉田中学校 サブグラウンド	吉田町住吉 230	〃	〃		○		60×120
5	自彊小学校 グラウンド	吉田町神戸 1748-2	〃	32-0009		○		70×110
6	住吉小学校 グラウンド	吉田町住吉 2223	〃	32-1476		○		80×140
7	大井川清流緑地	吉田町川尻 地内	吉田町	(代表) 33-1111	○			—

※ 7については広域受援計画における拠点ヘリポート

(2) ヘリポートの具備すべき条件

「ヘリポートの具備すべき条件」

ア 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積

		昼間使用	夜間使用
発 着 場 基 準	OH-6J 小 型 全長9.30 全巾8.05 (m)		
	UH-1H 中 型 全長17.40 全巾14.64 (m)		
	CH-47J 大 型 全長30.18 全巾16.26 (m)		

注) 発 着 点：安全・容易に接地するため準備された地点。

無障害地帯：離着陸に障害とならない地域。

民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯。進入区域の長さ 500m、進入表面のこう配 8 分の 1（7°）を最低限確保する必要がある。

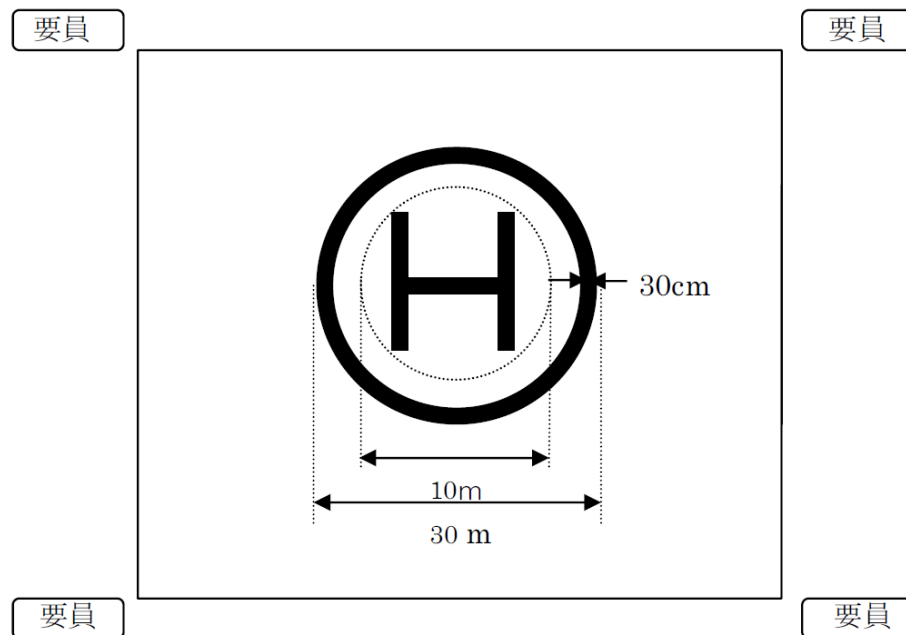
ただし、捜査または救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

イ 地表面

- (ア) 舗装された場所が最も望ましい。
- (イ) グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻上がらないよう処置すること（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う）。
- (ウ) 草地の場合は硬質低草地であること。

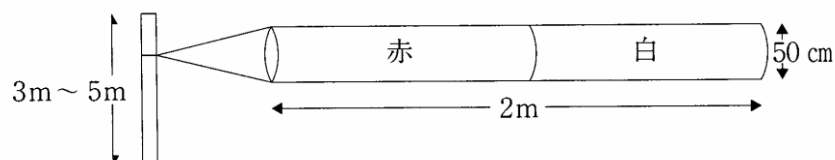
ウ 着陸点

- (ア) 着陸点（直径 30m）のほぼ中央に石灰等で直径 10m の正円を画き、中央に H と記す。
- (イ) 要員の配置
ヘリ要員を配置し、ヘリ離着陸時の安全を確保する。



エ 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、または旗をたてる。

- (ア) 布 製
- (イ) 風速 25m/秒程度に耐えられる強度



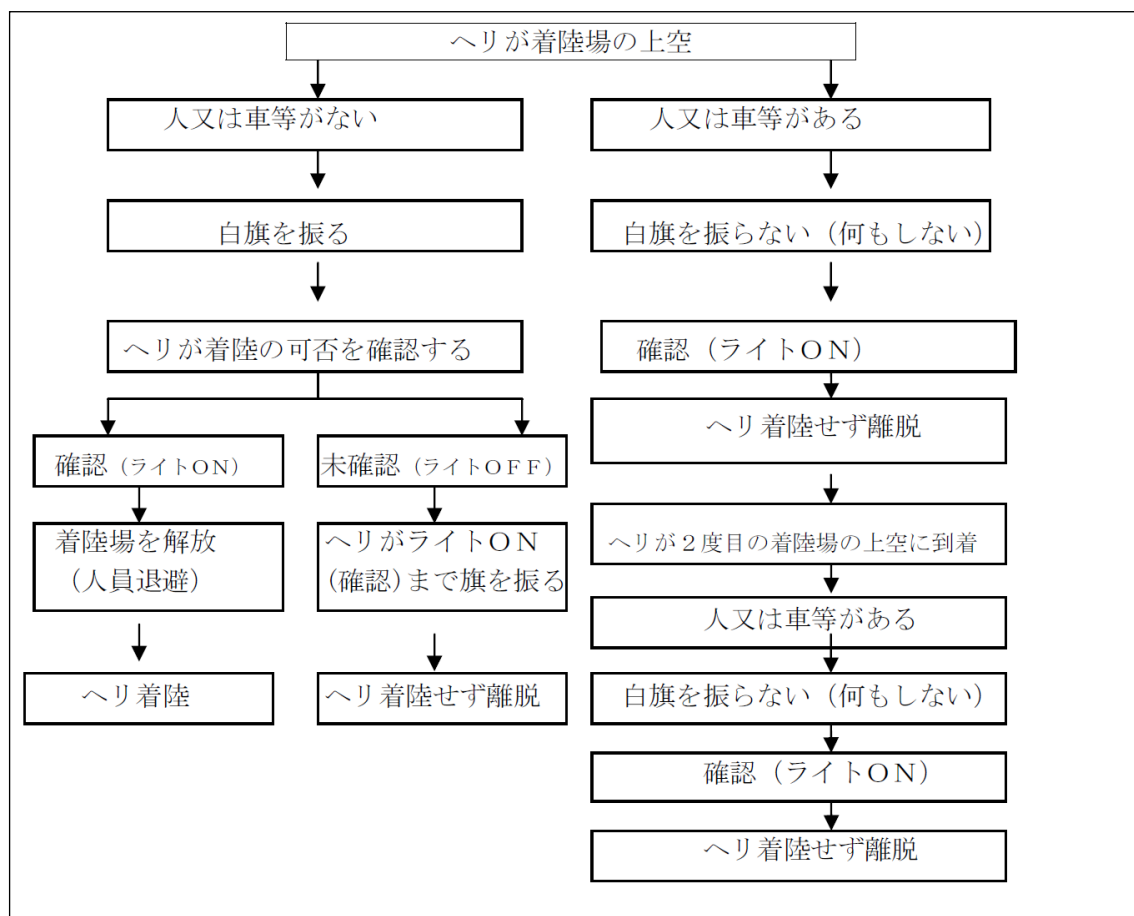
オ 救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。

カ 電話等、通信手段の利用が可能であること。

キ ヘリコプター離着陸時の安全確保要領

目的	ヘリポートに要員を配置し、ヘリ離着陸時の安全を確保する。
実施事項	①ヘリポートに要員を配備し、ヘリポート内に障害となる人や自転車などが無いようにし、ヘリ離着陸時の安全を確保する。 ②ヘリ着陸時に安全に関する合図を送り、安全な着陸を確保する。
服装等	①服装 防災服、防災靴、ヘルメット ②持参するもの ハンドマイク、ゴーグル(砂埃よけ)、白旗(シーツ、ワイシャツ等で代用可能)、トランシーバー(要員間の連絡用としてあると便利)
要領	①安全確保要員(誘導員)は、ヘリ着陸の30分前からヘリポートに配備し、離着陸に障害となるものがないよう、ヘリポートを確保する。 ②誘導員は、ヘリポート内に障害となるものがなく安全が確認できた場合に飛来したヘリに対して、風上を背にして(風下を向いて)白旗を振る。 ③ヘリは、了解したら着陸灯(450 設定)を点灯させる。 ④誘導員は、着陸灯を確認したらその場からヘリの進入方向(パイロットの視界に入る方向)に向かつて 50m 以上離れて待避する。 ⑤ヘリは、誘導員の待避を確認後、ヘリポート内に進入し着陸する。

ク 航空機の着陸時の合図の流れ

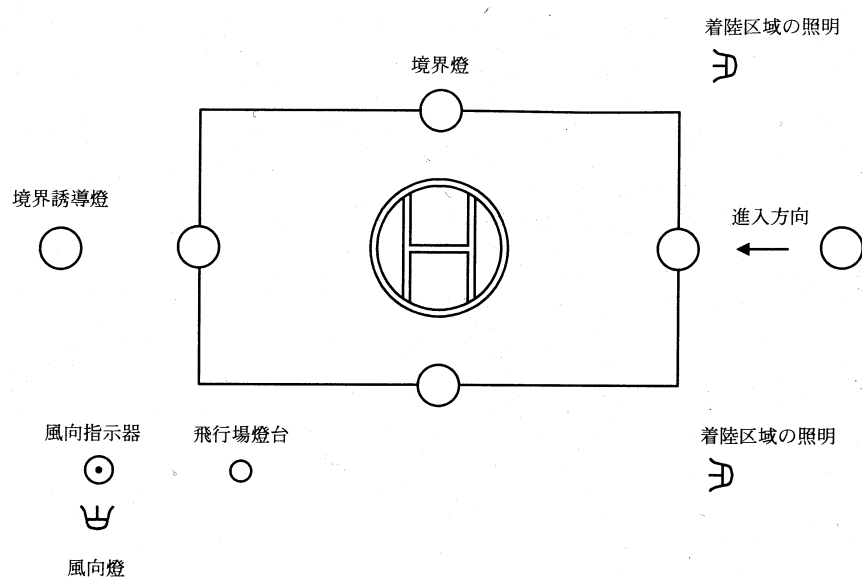


ケ 白旗の合図について

合図の意味		白旗
着陸地点に人又は車等がない	着陸してよい	白旗を左右に振る
障害物がある	着陸してはならない	白旗を振らない（ヘリは離脱する）

（３）灯火の設営要領

「灯 火 の 設 営 要 領」



灯火の名称		航空法施行規則第117条に定める基準
1	ヘリポート燈台	① 飛行場の位置を示すもの ② 白と緑の閃光又は白の閃光 (30～60／分) ③ 光 度 ・ ・ ・ 白 (3,800cd) 緑 (570cd)
2	風 向 燈	① 風向を示すためのもの ② 300m上空から視認可能なもの
3	境 界 燈	① 離着陸地帯を示すためのもの ② 15m以下の等間隔に8個以上 (ただし、エプロン照明等で表示される部分は省略可能である) ③ 白の不動光 (10cd)
4	境界誘導燈	① 進入、離脱方向を示すためのもの ② 緑の不動光 (5cd)
5	着陸区域照明燈	① 着陸区域を照明するためのもの ② 白の不動光 ③ 10ルクス

資料 1. 3－38 学用品調達予定先一覧表

「学用品調達予定先一覧表」

(令和3年3月1日現在)

地区	名 称	所在地	電話番号
住吉	カインズホーム 吉田店	住吉 1230	34-3111
川尻	(有)ビーオー事務機	川尻 1642-2	32-5404
	コメリパワー吉田店	浜田土地区画整理事業施工地 24街区1番	34-5151
北区	(株)オカムラ 榛南営業所	神戸 2008-10	34-5807
	静和事務機(株)吉田支店	神戸 1474-1	32-4299
	杏林堂吉田店	神戸 656	33-2711

資料 1. 3-39 吉田町文化財一覧表

「吉田町の文化財一覧表」

(令和 6 年 1 月 1 日現在)

指定区分		名 称		所有者		所在又は 管理者	指定年月日
国 指 定	天然記念物	能満寺のソテツ	1 株	片岡 2517-1	能満寺	能満寺	T13. 12. 9
	工 芸 品	刀	1 口	片岡 1571-3	高成田 滋	高成田 滋	S31. 10. 17
県 指 定	工 芸 品	太刀	1 口	片岡 1571-3	高成田 滋	高成田 滋	S39. 4. 21
	工 芸 品	脇指	1 口	片岡 1571-3	高成田 滋	高成田 滋	S30. 4. 19
	史 跡	家康御陣場跡	1 所	大幡 1139	八幡神社	八幡神社	S39. 4. 1
町 指 定	史 跡	大熊備前守屋敷跡	1 所	神戸 2646-4	――	――	〃
	工 芸 品	萬年の茶がま	1 個	神戸 4294-3	萬年祥則	萬年祥則	〃
	史 跡	小山城跡	1 所	片岡 2520	吉田町	吉田町	〃
	史 跡	能満寺原古墳	1 所	片岡 3018	大石祐次	大石祐次	〃
	工 芸 品	和泉太夫使用の人形	1 個	住吉 3005-1	田中源八	田中源八	〃
	史 跡	条里制遺跡		片岡 3148-1	――	――	〃
	天然記念物	萬年のサツキ	1 株	神戸 4298-1	萬年道雄	萬年道雄	〃
	史 跡	鈴木養邦師の石橋		片岡 3035	龍光寺	龍光寺	〃
	史 跡	長源寺の経塚	1 基	神戸 3592	長源寺	長源寺	S48. 4. 1
	無形民族文化財	地藏院の百万遍		神戸 1777	地藏院	地藏院	S53. 2. 9
	古 文 書	野中家所蔵の古文書	11 点	――	展望台小山城	展望台小山城	S56. 2. 10
	工 芸 品	三番神社所蔵の人形の首	20 個	片岡 989-1	三番神社	三番神社	〃
	古 文 書	武田氏の朱印状	1 通	川尻 1736-1	久保田総一	久保田総一	〃
	古 文 書	能満寺の古文書	11 通	片岡 2517-1	能満寺	能満寺	S57. 5. 3
	彫 刻	本寿寺の木彫り龍	1 体	神戸 4041	本寿寺	本寿寺	S63. 6. 1
	無形民族文化財	寺島川除地藏の灯籠あげ		大幡 1716 地先		大幡寺島地区 灯籠保存会	H3. 12. 1
	書 跡	能満寺の山号額・寺号額	2 点	片岡 2517-1	能満寺	能満寺	H5. 8. 1
	絵 画	川本月下「梅花の図」	1 点	神戸 3592	長源寺	長源寺	H8. 5. 31
	工 芸 品	林泉寺の十王像	14 体	片岡 2598	林泉寺	林泉寺	H14. 12. 2
	建 造 物	川尻の道標		川尻 1395	――	――	H19. 5. 29
	有形民俗文化財	船絵馬群		住吉 2212-1	片岡神社	片岡神社 (通称：住吉神社)	R2. 3. 25

資料 1. 3-40 社会教育施設一覧表

「社会教育施設一覧表」

(令和 3 年 3 月 1 日現在)

施 設 名	所 在 地	電話番号
吉 田 町 中 央 公 民 館	住吉 89-1	32-3121
吉 田 町 学 習 ホ ー ル	〃 1567	32-7366
吉 田 町 総 合 体 育 館	〃 180-1	32-5555
吉 田 町 体 育 セ ン タ ー	〃 3367-6	—
吉 田 町 立 図 書 館	片岡 404	33-3434
ち い さ な 理 科 館	〃 400-1	34-5533

資料 1. 3-41 社会福祉施設一覧表

「社会福祉施設一覧表」

【児童福祉施設】

(令和 3 年 3 月 1 日現在)

施 設 名	所 在 地	電話番号
吉田町立さくら保育園	住吉 1621-1	32-0414
吉田町立すみれ保育園	川尻 791	32-1117
吉田町立さゆり保育園	片岡 805-1	32-1650
吉田町立わかば保育園	神戸 2092-1	32-0016
吉田町立こども発達支援事業所（すみれ）	川尻 791	28-7033
吉田町中央児童館	片岡 805-5	32-3401
住吉小学校区第 1 放課後児童クラブ室	住吉 2223-1 (住吉小学校敷地内)	33-3070
住吉小学校区第 2 放課後児童クラブ室	住吉 1560-1 (学習ホール東側)	33-3110
中央小学校区第 1 放課後児童クラブ室	片岡 898-1 (中央小学校敷地内)	33-0088
中央小学校区第 2 放課後児童クラブ室	片岡 805-5 (児童館敷地内)	34-2251
中央小学校区第 3 放課後児童クラブ室	片岡 2002-2 (愛宕神社西側)	32-5777
自彊小学校区第 1 放課後児童クラブ室	神戸 1751-2 (自彊小学校敷地内)	32-1138
自彊小学校区第 2 放課後児童クラブ室	神戸 1752-1 (自彊小学校敷地内)	32-1180
自彊小学校区第 3 放課後児童クラブ室	神戸 2693-1 (神戸集落センター内)	080-5817-4163

【高齢者福祉施設】

(令和3年3月1日現在)

施 設 名	所 在 地	電話番号
デイサービスセンターひまわりの家	片岡 2002-2	32-5393
特別養護老人ホーム片岡杉の子園	〃 2895	32-0201
特別養護老人ホーム住吉杉の子園	住吉 3239	34-5088
吉田町社会福祉協議会（はあとふる）	片岡 795-1	34-1800
アサヒサンクリーン総合ケアセンター 吉田	神戸 3333-1	33-3030
介護老人保健施設コミュニティーケア 吉田	川尻 1700-1	34-5577
はいなん吉田病院通所リハビリテーション	神戸 2571-6	32-9111
デイサービス優しさ	神戸 70-1	23-3026
地域密着型特別養護老人ホームよしだ アスカの里	川尻 614-1	32-8221
吉田町北区いきいきセンター	神戸 2117-1	33-0019
和心の家	神戸 2608-2	23-7537
デイサービスセンターグラシア吉田	川尻 614-1	32-1388

【障害者（児）施設】

(令和3年3月1日現在)

施 設 名	所 在 地	電話番号
吉田町総合障害者自立支援施設 （あつまリーナ）	片岡 1996-1	34-2000
静岡県立吉田特別支援学校	片岡 2130	23-9871
みずほ（就労継続支援A型事業所）	川尻 1322	34-3330
グループホームそらのしずく	川尻 1656-12	0120-542-368
ディーア・ワン（就労継続支援B型事業所）	大幡 2130-90	23-7077
HANA-HANA（就労継続支援B型事業所）	住吉 109-5 レイトンビレッジA棟	34-1055
SES吉田校（放課後等デイサービス）	片岡 1039-1	28-7488
SES吉田すみよし校（放課後等デイサービス）	住吉 487-1	28-7215
ひまわり吉田校（放課後等デイサービス）	片岡 2125-3	32-0110
ひまわり吉田南校（放課後等デイサービス）	片岡 2125-1	33-0101
ルート（株式会社メープル）	片岡 71-2	33-1112
きゃんばす（就労継続支援B型事務所）	片岡 3763	23-6316

資料 1. 3－42 吉田町災害弔慰金の支給等に関する条例

吉田町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 7 月 1 日

条例第 20 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時吉田町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲としその順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず第 1 項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその

死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため町長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手續）

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対しその生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（利率及び保証人）

第14条 災害援護資金は、無利子とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還のいずれかの方法によるものとする。

2 償還方法は、元金均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 補則

（支給審査会の設置）

第16条 町に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査会を置く。

2 支給審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（規則への委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月25日条例第5号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年6月27日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（昭和53年6月23日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（昭和57年9月27日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年9月1日から適用する。

附 則（昭和62年3月19日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成4年3月27日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成9年12月25日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月20日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吉田町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1. 3－43 静岡市消防局関連資料

(1) 静岡市消防局管轄区域図

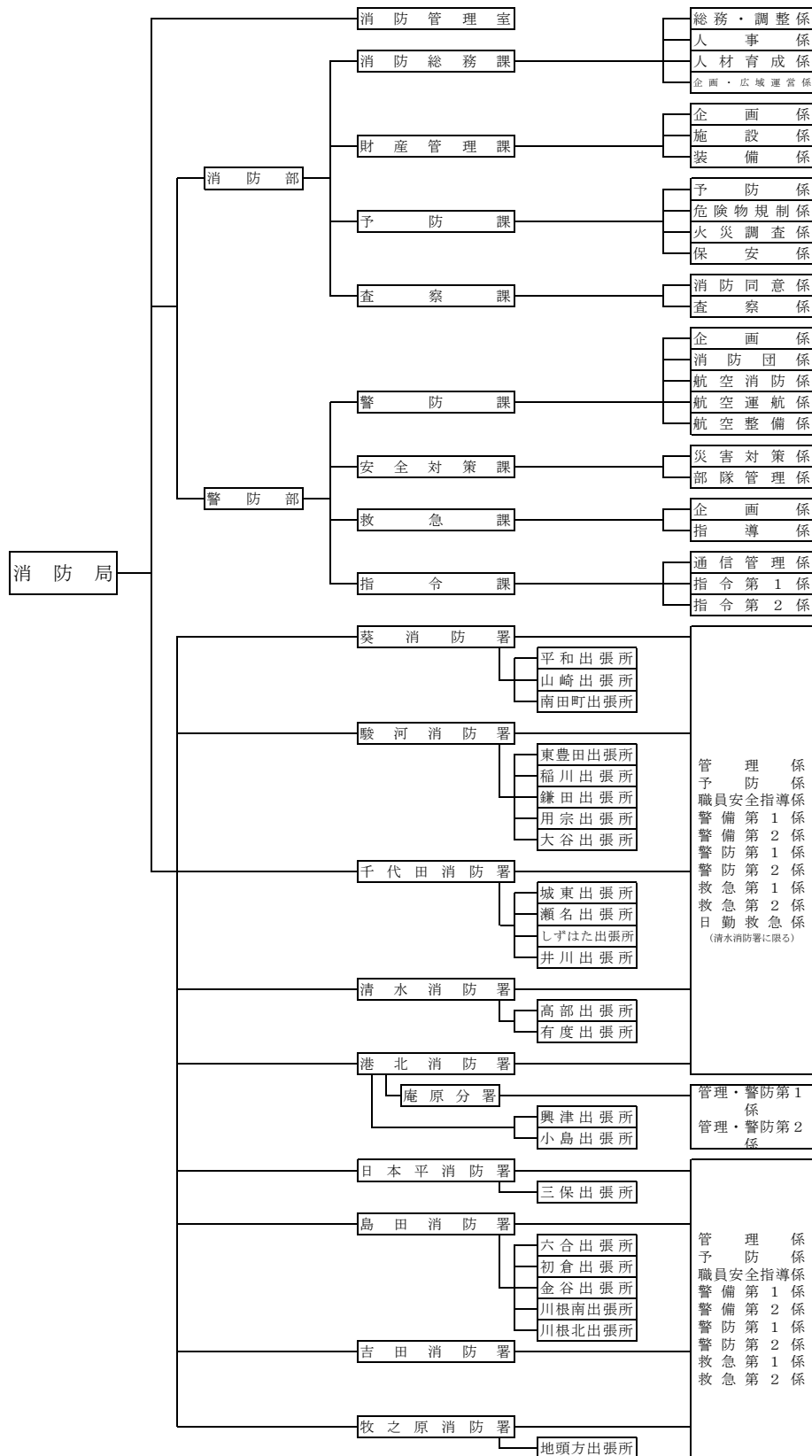


資料)「静岡市消防年報」静岡市消防局(令和6年刊行)

(2) 消防局組織図

(1局2部8課9署1分署23出張所)

(令和6年4月1日現在)



資料)「静岡市消防年報」静岡市消防局(令和6年刊行)

（３）消防署車両一覧表

「消防署車両一覧表」

（令和６年３月３１日現在）

区分	呼称	種別	車名及び形式	年式	排気量 (cc)	ポンプ			購入 年月
						製作所	形式	級別	
消防ポンプ自動車	吉田化学１	化学車	日野 SDG-GX7JGAA 改	H26	6,400	モリタ	MZ I	A2	H26. 1
	吉田 2	水槽付 ポンプ車	日野 SDG-GX7JGAA 改	H26	6,400	モリタ	MZ I	A2	H26. 12
	吉田水槽 1	大型水槽車	日野 QDG-FR1APEA	H28	8,860	ネイチャー	YSA20	A2	H28. 3
	吉田 11	普通水槽付 ポンプ車	いすゞ KK-FSR33G4V 改	H13	8,226	畠山	F5	A2	H13. 3
救助工作車	吉田救助 1	救助工作車	日野 2KG-GX2ABA	R3	5,120	—	—	—	R3. 2
救急自動車	吉田救急 1	高規格	トヨタ 3BF-TRH226S	R3	2,690	—	—	—	R3. 12
	吉田救急 2	高規格	トヨタ CBF-TRH226S	H30	2,693	—	—	—	H30. 11
	吉田救急 11	高規格	トヨタ CBF-TRH226S -QFPDK-H	H25	2,690	—	—	—	H25. 2
その他の車両	吉田指揮 1	指揮車	トヨタ LDF-KDH206K	H27	2,980	—	—	—	H27. 12
	吉田指揮 2	指揮車	トヨタ CBF-TRH200V	R2	1,998	—	—	—	R2. 3
	吉田広報 1	ミニバン	トヨタ 6BA-MZRA90W	R5	1,980	—	—	—	R5. 3
	吉田広報 2	ライトバン	ニッサン 5BD-DR17V	R6	650	—	—	—	R6. 10
	吉田資機搬 1	資機材搬送 車	いすゞ 2PG-FRR90S2	H30	5,190	—	—	—	H30. 3

資料 1. 3－44 災害時の応援協定関連

「災害時等締結協定・覚書一覧表」

(令和 7 年 2 月 1 日現在)

番号	協 定 名 等	締結年月日	相 手 先
1	(1) 災害時の応援に関する協定書	H8. 7. 1	1 市 6 町
2	(2) 静岡県消防相互応援協定書 静岡県消防相互応援協定に基づく覚書	S64. 4. 1 H6. 10. 1 改訂 H9. 4. 1 改訂	静岡県下市町村 消防の一部事務組合
3	(3) 静岡県震度情報ネットワークシステムの管理・運営に関する覚書	H10. 3. 27	静岡県知事
4	－ 臨時離発着使用承諾書（大井川清流緑地）	H12. 6. 1	静岡県知事
5	(4) 一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書	H13. 10. 1	静岡県下市町村 一部事務組合
6	(5) 静岡県立吉田特別支援学校の使用に関する覚書	R2. 2. 13	静岡県立吉田特別支援学校長
7	(6) 災害時において吉田特別支援学校を防災ヘリポートとして使用することに関する覚書	H27. 4. 1	静岡県立吉田特別支援学校長
8	(7) 公共土木施設等における被害情報に関する地区覚書	H14. 2. 20	御前崎土木事務所長 吉田郵便局長
9	(8) 漁船による緊急輸送活動に関する覚書	H10. 7. 2	静岡県知事・南駿河湾 漁業協同組合吉田支所
10	(9) 警戒宣言発令時及び災害時に必要な燃料等の調達に関する協定書	H13. 10. 1	静岡県石油業協同組合 榛原支部長
11	(10) 災害時の医療救護活動に関する協定書	H13. 1. 11	榛原郡下 8 町長 榛原郡三師会長
12	(11) 災害時に要介護者等（高齢者・身障者等）の避難施設として社会福祉施設（特別養護老人ホーム杉の子園）を使用することに関する協定書	H16. 12. 7	社会福祉法人新緑風会
13	(12) 災害時における浴場の使用に関する協定書	H20. 12. 22	㈱ヒーリングエンターテイメント
14	(13) 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	H21. 2. 19	静岡県土地家屋調査士会長
15	(14) 災害時における測量設計等業務委託に関する協定書	H22. 2. 8	(社)静岡県測量設計業協会会長
16	(15) 災害時の情報交換に関する協定（リエゾン）	H23. 3. 8	国土交通省中部地方整備局長
17	(16) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（ホテルプレストンYoshida）	H23. 12. 7 (R4. 2. 17 更新)	施設所有者 住吉区自治会長
18	(17) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（本橋テープ㈱事務所・倉庫）	H23. 12. 19	施設所有者 住吉区自治会長
19	(18) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（セントラルビル吉田）	H24. 1. 1 (H28. 11. 30 更新)	施設所有者 住吉区自治会長
20	(19) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（サン・ビィラージュ）	H24. 1. 23	施設所有者 住吉区自治会長 片岡区自治会長
21	(20) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（アイブロスビルⅢ）	H24. 2. 6	施設所有者 住吉区自治会長
22	(21) 災害時における電気の保安に関する協定書	H24. 2. 8	(財)中部電気保安協会静岡支部長

資 料 編
＜共通対策＞

番号	協 定 名 等	締結年月日	相 手 先
23	(22) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（グランドパレス）	H24. 2. 14	施設所有者 住吉区自治会長
24	(23) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（マンションゆず）	H24. 2. 14	施設所有者 住吉区自治会長
25	(24) 災害時における地質調査等業務委託に関する協定書	H24. 3. 1	静岡県地質調査業協会会長
26	(25) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（特別養護老人ホーム住吉杉の子園）	H24. 3. 21	施設所有者
27	(26) 災害時における臨時放送の協力に関する協定書	H24. 3. 29	島田市長
28	(27) 災害時における緊急放送等の協力に関する協定書	H24. 3. 29	(株)F M島田
29	(28) 災害時の相互応援に関する協定書	H24. 4. 1	5 市 2 町
30	(29) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（介護老人保健施設コミュニティーケア吉田）	H24. 5. 17	施設所有者
31	(30) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（レック(株)吉田防災倉庫）	H24. 10. 11	施設所有者
32	(31) 静岡河川事務所並びに吉田町における CCTV 画像情報等の利用に関する協定	H26. 1. 24	国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所長
33	(32) 静岡河川事務所並びに吉田町における CCTV 画像情報等の利用に関する覚書	H26. 1. 24	国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所 管理課長
34	(33) 津波避難シェルターの管理及び使用に関する覚書	H27. 3. 27	南駿河湾漁業協同組合 吉田支所
35	(34) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	H27. 3. 31	西日本電信電話(株)静岡 支店長
36	(35) 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書	H27. 4. 13	静岡県行政書士会長
37	(36) 災害時における相互応援に関する協定書	H27. 7. 16	福岡県八女市長
38	(37) 静岡県立吉田特別支援学校施設を福祉避難所として使用する覚書	H28. 3. 1	静岡県立吉田特別支援学校長
39	(38) 災害時物資供給支援協力に関する協定書	H28. 10. 4 (R4. 3. 18 更新)	イオンビッグ株式会社
40	(39) 災害時物資供給支援協力に関する協定書	H28. 10. 4	(株)ノジマ
41	(40) 災害時荷捌き拠点に関する協定書	H28. 10. 4 (R4. 3. 18 更新)	イオンビッグ株式会社 (株)ノジマ
42	(41) 災害時物資供給支援協力に関する協定書	H30. 3. 5	(株)杏林堂グループホールディングス
43	(42) 災害時荷捌き拠点に関する協定書	H30. 3. 5	(株)杏林堂グループホールディングス
44	(43) 災害時物資供給支援協力に関する協定書	H30. 3. 11	(株)ソルーナ
45	(44) 災害時荷捌き拠点に関する協定書	H30. 3. 11	(株)ソルーナ
46	(45) 災害における物資供給に関する協定書	H30. 12. 12	NPO 法人コメリ災害対策センター
47	(46) 平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する吉田町と静岡県弁護士会との協定書	H31. 3. 22	静岡県弁護士会
48	(47) 災害時における応急対策業務に関する協定書	R1. 6. 24	吉田町災害復旧支援会
49	(48) 災害時における支援物資の輸送等に関する協定書	R1. 6. 27	(株)丸総
50	(49) 災害時における救援物資提供に関する協定書（自	R2. 4. 1	ダイドードリンコ(株)中部第二支店

番号	協 定 名 等	締結年月日	相 手 先
	販機設置場所：学習ホール・総合体育館・体育センター)		
51	(50) 災害時における救援物資提供に関する協定書（自販機設置場所：総合体育館・中央公民館・吉田町立図書館）	R2. 4. 1	F V ジャパン(株)静岡支店
52	(51) 災害時における救援物資提供に関する協定書（自販機設置場所：総合体育館・体育センター）	R2. 4. 1	東海ビバレッジサービス株式会社静岡支店
53	－ 非常時における飲料供給に関する覚書（自販機設置場所：総合体育館）	R2. 4. 1	ダイドードリンク(株)
54	－ 備蓄用飲料に関する覚書（備蓄場所：学習ホール・総合体育館・体育センター）	R2. 4. 1	ダイドードリンク(株)
55	－ 災害対策に関する覚書（自販機設置場所：総合体育館・体育センター）	R2. 4. 1	東海ビバレッジサービス株式会社静岡支店
56	(52) 災害に係る情報発信等に関する協定	R2. 6. 1	ヤフー(株)
57	(53) 災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定書	R3. 2. 1	一般社団法人静岡県トラック協会
58	(54) 災害時の下水道施設における応急対策支援業務に関する協定書	R3. 3. 9	クボタ環境サービス株式会社
59	(55) 災害時の下水道施設における応急対策支援業務に関する協定書	R3. 3. 9	東芝インフラシステムズ株式会社静岡支店
60	(56) 災害等における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定	R3. 11. 5	中部電力パワーグリッド株式会社
61	－ 災害等における相互連携に関する確認書	R3. 11. 5	中部電力パワーグリッド株式会社
62	－ 災害等における道路啓開に関する確認書	R3. 11. 5	中部電力パワーグリッド株式会社
63	(57) 吉田町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	R4. 2. 25	日本郵便株式会社 吉田町内郵便局代表
64	(58) 災害時における応急仮設住宅用地に関する協定書	R4. 3. 24	タイセーサッシ工業株式会社
65	(59) 災害時における応急仮設住宅用地に関する協定書	R4. 3. 24	株式会社大長増田商店
66	(60) 災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定書	R4. 4. 1	静岡県司法書士会
67	(61) 災害時における移動型独立電源貸与協定書	R4. 4. 28	NTN株式会社 自然エネルギー商品事業部
68	(62) 災害時における応急仮設住宅用地に関する協定書	R4. 7. 8	トライ産業 株式会社
69	(63) 防災・減災における協力及び支援業務に関する協定書	R4. 7. 30	Y S D防災協力会
70	(64) 吉田町災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る協定書	R4. 9. 1	社会福祉法人吉田町社会福祉協議会
71	(65) 災害援助に必要なLPガスの供給等に関する覚書	R5. 5. 23	静岡県LPガス協会 南榛原地区会
72	(66) 災害及び事故時における支援協力に関する協定書	R6. 3. 13	株式会社フューチャーイン 静岡支社

注) 番号欄の右側欄の括弧付き数字は、資料編に掲載した協定・覚書の記載順の番号を示す。

（１）災害時の応援に関する協定書（１市６町）

「災害時の応援に関する協定書」

（趣旨）

第１条 島田市、榛原町、吉田町、金谷町、川根町、中川根町及び本川根町（以下「１市６町」という。）において、災害が発生した場合における災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条第１項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡の窓口）

第２条 １市６町の長は、あらかじめ各々の市町における応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第３条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （１）災害応急措置及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- （２）生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供
- （３）災害応急措置及び応急復旧に必要な車両等の提供
- （４）災害応急措置及び応急復旧に必要な職員等の応援
- （５）前各号に定めるもののほか特に要求のあった応援

（応援要求の手続）

第４条 応援を必要とする市町長は、次の事項を記載した書面により要求するものとする。ただし、緊急の場合は、電話、電信等により要求し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- （１）被害の状況
- （２）前条第１号から第３号に掲げる物の品名、数量等
- （３）前条第４号に掲げる者の職種別ごとの人員
- （４）応援の場所及び当該応援の場所への経路
- （５）応援の期間
- （６）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急応援）

第５条 事態が緊急を要する場合は、前条の規定による要求の有無にかかわらず、必要な応援を行うものとする。

（指揮権）

第６条 応援に従事する職員等は、当該応援を求めた市町長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第７条 必要に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、応援を行った市町が負担するものとする。

（情報の交換）

第８条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

（協議）

第９条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、１市６町の長がその都度協議して定めるものとする。

２ この協定の実施に関し必要な事項は、第２条の連絡担当部課の長が協議して定めるものとする。

（発効）

第１０条 この協定は、平成８年７月１日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 7 通を作成し、1 市 6 町の長署名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 1 日

島 田 市 長 榛 原 町 長 吉 田 町 長 金 谷 町 長
川 根 町 長 中 川 根 町 長 本 川 根 町 長

（２）静岡県消防相互応援協定【県下市町及び消防一部事務組合等】

「静岡県消防相互応援協定」

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、静岡県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第 2 条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第 3 条 この協定において、災害とは、消防組織法第 1 条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

（報告及び連絡調整）

第 4 条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第 2 章 相互応援

（応援要請）

第 5 条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に行うものとする。

- （1）その災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- （2）発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- （3）その災害を防御するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

2 前条に規定する報告及び前項の応援要請は、次の事項を明らかにして、電話等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- （1）災害の種別
- （2）災害発生場所及び被害の状況
- （3）要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容
- （4）その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第 6 条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から前条の応援要請を受けたときは、応援隊を派遣

するものとする。

- 2 前項の場合において、応援市町村等の長は、正当の理由がない限り、派遣を拒んではならない。
- 3 応援市町村等の長は、第1項の規定により応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、応援市町村等の長は、災害の規模等に照らし緊急を要し、前条の応援要請を待ついとまがないと認めるときは、前条の応援要請を待たないで応援隊を派遣することができる。
- 5 前項の規定による応援隊の派遣は、この協定の適用に当たっては、前条の応援要請を受けて行われたものとみなす。

（消防用資機材等の調達手配）

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、町村長。）が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接応援隊の隊員に行うことができる。

（報告）

第9条 応援隊の長は、速やかに活動概要等を発災市町村等の長に報告するものとする。

（災害概要の通報）

第10条 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

（連絡会議）

第11条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等の消防機関間において連絡会議を開くものとする。

（協議連絡事項）

第12条 連絡会議は次の各号について協議するものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること
- (2) 市町村等の消防現況、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること
- (3) 市町村等間の消防演習に関すること
- (4) 警防技術に関すること
- (5) 消防用資機材の開発、研究資料の交換に関すること
- (6) その他必要な事項

第4章 経費負担

（経費負担）

第13条 この協定を実施するために必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援市町村等の負担とし、その他の経費は、発災市町村等の負担とする。
- (2) 第7条の調達及び輸送に要する経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

第5章 雑 則

(他の協定との関係)

第14条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(細目協定)

第15条 この協定の実施についての細目は、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(疑義の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度市町村等の長が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、昭和62年4月1日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、市町村等の長は、記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定は、平成6年4月1日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、市町村等の長は、記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、市町村等の長は、記名押印のうえ各1通を保管する。

平成9年3月25日

静岡市長	浜松市長	沼津市長	清水市長
熱海市長	三島市長	富士宮市長	伊東市長
島田市長	富士市長	磐田市長	焼津市長
掛川市長	藤枝市長	御殿場市長	袋井市長
天竜市長	浜北市長	下田市長	裾野市長
湖西市長	東伊豆町長	河津町長	南伊豆町長
松崎町長	西伊豆町長	賀茂村長	伊豆長岡町長
修善寺町長	戸田村長	土肥町長	函南町長
菰山町長	大仁町長	天城湯ヶ島町長	中伊豆町長
清水町長	長泉町長	小山町長	芝川町長
富士川町長	蒲原町長	由比町長	岡部町長
大井川町長	御前崎町長	相良町長	榛原町長
吉田町長	金谷町長	川根町長	中川根町長
本川根町長	大須賀町長	浜岡町長	小笠町長
菊川町長	大東町長	森町長	春野町長
浅羽町長	福田町長	竜洋町長	豊田町長
豊岡村長	龍山村長	佐久間町長	水窪町長
舞阪町長	新居町長	雄踏町長	細江町長
引佐町長	三ヶ日町長	富士宮市芝川町消防組合管理者	
島田市・北榛原地区衛生消防組合管理者		磐田市外4町村消防組合管理者	
御殿場市・小山町広域行政組合管理者		袋井市外2町消防組合管理者	
天竜市・春野町消防組合管理者		下田地区消防組合管理者	

湖西市・新居町広域施設組合管理者 西伊豆広域消防組合管理者
田方地区消防組合管理者 庵原地区消防組合管理者
相良町外2町広域施設組合管理者 吉田町榛原町広域施設組合管理者
小笠地区消防組合管理者 引佐郡広域施設組合管理者

（３）静岡県震度情報ネットワークシステムの管理・運営に関する覚書【静岡県】

「静岡県震度情報ネットワークシステムの管理・運営に関する覚書」

（目 的）

1 この覚書は、静岡県（以下「甲」という。）が整備する静岡県震度情報ネットワークシステムのうち、吉田長役場敷地内に設置する、計測震度計及び付属施設（以下「当該施設」という。）の管理並びに甲と吉田町（以下「乙」という。）とのシステムの運営に関する必要な事項について定めるものとする。

（施設の管理・運営）

2 当該施設の管理は甲が行うものとする。

また、乙は甲が当該施設を用いて行う震度観測に協力するものとし、当該施設の保全に努めるものとする。

3 乙は、当該施設の周囲で工事等の観測に障害のある恐れのある行為を行うときは、事前に甲に連絡するものとする。

4 乙は、当該施設に異常が見られる場合は、すみやかに甲に連絡するものとする。

5 甲の事情により当該施設を移設する場合は、事前に乙の了解を得るものとし、乙の事情により当該施設を移設する場合は、事前に甲の了解を得るものとする。

（情報の取扱い）

6 当該施設から得た情報は甲に帰属するものとする。

7 乙は、原則として当該施設から得られるすべての情報を利用することができるものとする。

ただし、地震計連動自動広報システム、地震計連動職員参集システムの接続など分岐工事を要する場合は、事前に様式1号により甲に届出を提出し、協議をすること。

8 甲は、静岡県震度情報ネットワークシステムの震度情報を、地震の発生状況等に応じて可能な限り乙に提供するものとする。

（経費の負担）

9 当該施設の設置、改良及び修繕に要する経費は、甲の負担とする。

ただし、乙が行う当該施設からの分岐工事に要する費用は、乙の負担とする。

10 当該施設の運営に要する電気料及び消耗品の費用は、乙の負担とする。

11 10に要する費用を除く、当該施設の管理・運営及び保守に要する費用は、甲の負担とする。

12 当該施設の情報の伝達に要する費用は、回線の設置者の負担とする。

13 当該施設の移設に要する費用は、甲の事情による移設は甲の負担、乙の事情による移設は乙の負担とする。

（その他）

14 甲は、当該施設の設置及び運営にあたり、乙の行う事業等の円滑な遂行を妨げないよう努めるものとする。

15 この覚書にない事項及びこの覚書に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、別に決定する。

16 この覚書の開始は、締結の日とし、終了は甲、乙協議の上、決定した日とする。

この覚書の証として、本書 2 通を作成し、それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 10 年 3 月 27 日

甲 静岡県
代表者 静岡県知事

乙 吉田町
代表者 吉田町長

（４）一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書【県下市町及び一部事務組合】

「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書」

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等により自助努力の限界を超えて一般廃棄物の適正な処理に支障が生じ、又は生じることが予想される場合において、静岡県内の市町村等が相互に援助することにより、一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに一般廃棄物の処理施設等の事故並びに故障をいう。

2 この協定において「市町村等」とは、静岡県内の市町村及び一般廃棄物の処理を行う一部事務組合をいう。

3 この協定において、「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。

4 この協定において、「援助」とは、次に掲げる行為をいう。

（1）施設又は業務の提供またはあっせん

（2）一般廃棄物の処理に必要な職員等の派遣等

（3）一般廃棄物の処理に必要な物資等の提供又はあっせん

（4）前 3 号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し特に必要な事項

5 この協定において、「要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されるため、他の市町村等に援助の要請を行う市町村等をいう。

6 この協定において、「受託市町村」とは、要請市町村からの援助の要請を受諾し、援助を行う市町村等をいう。

7 この協定において、「圏域」とは、別表の左欄に掲げる圏域名ごとに、同表の右側に掲げる校正市町等で構成される区域をいう。

（適用区域）

第 3 条 この協定の適用区域は、市町村等の区域とする。

第 2 章 援助の手続

（援助要請）

第 4 条 市町村等は、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されると

資 料 編

<共通対策>

きで、自己の保有する一般廃棄物処理施設、収集・運搬車両、資機材等では一般廃棄物の適正な処理が困難であると判断した場合には、自らが所属する圏域の他の市町村等に対し援助を要請することができる。ただし、特に必要と判断したときは、他の圏域に属する市町村等にも援助を要請することができる。

2 前項に規定による要請を行った市町村等は、その旨を静岡県（以下「県」という。）に報告するものとする。

3 前2項の規定による要請及び報告の方法は、次に掲げる事項を

- (1) 援助を要する理由
 - (2) 援助を要する場所及び期間
 - (3) 必要とする施設又は業務内容
 - (4) 一般廃棄物の種類及び処理量の見込み
 - (5) 必要とする人員
 - (6) 必要とする物資、車両、資機材等の品名及び数量
 - (7) 連絡責任者
 - (8) その他必要な事項
- （県による援助要請に係る措置）

第5条 県は、災害等により市町村等の一般廃棄物の処理に支障が生じた場合において、当該市町村等がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認められるときは、前条第1項の規定による要請について適当な措置を講じることができる。

（受諾）

第6条 援助の要請を受けた市町村等は、当該市町村等の一般廃棄物の適正な処理に支障のない範囲において、これを受諾するものとする。ただし、正当な理由がある場合はこの限りではない。

（実施）

第7条 受諾市町村は、一般廃棄物の種類及び量、収集及び運搬の方法その他必要な事項について要請市町村と協議した上で、援助を実施するものとする。

2 援助の期間は、原則として要請市町村が一般廃棄物を適正に処理することができるまでの間とする。ただし、期間の決定に当たっては、受諾市町村と十分協議するものとする。

3 援助が終了したときは、要請市町村及び受諾市町村は、実施した内容を県に報告するものとする。

4 要請市町村は、受諾市町村が援助を開始した後も、遅延なく自ら一般廃棄物の適正な処理のための体制が確保できるよう、その体制の回復に努めなければならない。

（経費負担）

第8条 援助に要した経費は、原則として要請市町村が負担するものとし、支払方法、内容等については、双方協議の上、決定するものとする。

第3章 援助協力

（民間業者への協力要請）

第9条 市町村等は、この協定に基づく援助を迅速に実施するため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

（住民等への協力要請）

第10条 県及び市町村等は、災害等が発生した場合における一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図るために、この協定の趣旨及び内容について、広報活動を通じて関係住民に周知を図り、その理解を得るように努めるものとする。

第4章 その他

（情報の交換等）

第 11 条 この協定の円滑な運用を期するため、市町村等は、必要の都度、一般廃棄物処理施設の稼働状況その他一般廃棄物の処理に関し必要な情報を相互に交換するものとする。

2 県は、この協定の円滑な運用に必要な調整、あつせん、情報の共有その他この協定の円滑な運用を支援する措置を講ずるものとする。

（他の協定との関係）

第 12 条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第 67 条の規定等により締結した他の協定に基づく援助等を妨げるものではない。

（その他）

第 13 条 この協定は、平成 13 年 4 月 1 日から効力を生じるものとする。

第 14 条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市町村等で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 100 通を作成し、協定者及び立会者が各自記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 13 年 3 月 30 日

静 岡 市 長	浜 松 市 長	沼 津 市 長	清 水 市 長
熱 海 市 長	三 島 市 長	富 士 宮 市 長	伊 東 市 長
島 田 市 長	富 士 市 長	磐 田 市 長	焼 津 市 長
掛 川 市 長	藤 枝 市 長	御 殿 場 市 長	袋 井 市 長
天 竜 市 長	浜 北 市 長	下 田 市 長	裾 野 市 長
湖 西 市 長	東 伊 豆 町 長	河 津 町 長	南 伊 豆 町 長
松 崎 町 長	西 伊 豆 町 長	賀 茂 村 長	伊 豆 長 岡 町 長
修 善 寺 町 長	戸 田 村 長	土 肥 町 長	函 南 町 長
韭 山 町 長	大 仁 町 長	天 城 湯 ヶ 島 町 長	中 伊 豆 町 長
清 水 町 長	長 泉 町 長	小 山 町 長	芝 川 町 長
富 士 川 町 長	蒲 原 町 長	由 比 町 長	岡 部 町 長
大 井 川 町 長	御 前 崎 町 長	相 良 町 長	榛 原 町 長
吉 田 町 長	金 谷 町 長	川 根 町 長	中 川 根 町 長
本 川 根 町 長	大 須 賀 町 長	浜 岡 町 長	小 笠 町 長
菊 川 町 長	大 東 町 長	森 町 長	春 野 町 長
浅 羽 町 長	福 田 町 長	竜 洋 町 長	豊 田 町 長
豊 岡 村 長	龍 山 村 長	佐 久 間 町 長	水 窪 町 長
舞 阪 町 長	新 居 町 長	雄 踏 町 長	細 江 町 長
引 佐 町 長	三 ヶ 日 町 長	南豆衛生プラント組合管理者	
東河環境センター管理者		西豆衛生プラント組合管理者	
御殿場市・小山町広域行政組合管理者		裾野長泉清掃施設組合管理者	
田方南部広域行政組合管理者		土肥町戸田村衛生施設組合管理者	
富士宮市芝川町厚生施設組合管理者		庵原郡環境衛生組合管理者	
志太広域事務組合管理者		島田市・北榛原地区衛生消防組合管理者	
川根地区広域施設組合管理者		島田・榛原地区広域市町村組合管理者	
吉田町榛原町広域施設組合管理者		東遠広域施設組合管理者	
相良町外 2 町広域施設組合管理者		菊川町及び小笠町衛生組合管理者	

資 料 編
＜共通対策＞

大東町大須賀町衛生施設組合管理者	中遠地区広域市町村圏事務組合管理者
磐南行政組合管理者	袋井市森町浅羽町広域行政組合管理者
北遠地区広域市町村圏事務組管理者	引佐郡広域施設組合管理者
湖西市・新居町広域施設組合管理者	湖東環境衛生施設組合管理者
(立会者) 静岡県知事	

別表

圏 域 名	構 成 市 町 村 等
南 伊 豆	下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 賀茂村 南豆衛生プラント組合 東河環境センター 西豆衛生プラント組合
駿 豆	沼津市 御殿場市 裾野町 小山町 長泉町 清水町 御前崎市・小山町広域行政組合 裾野長泉清掃施設組合 三島市 函南町 熱海市 伊東市 韮山町 伊豆長岡町 大仁町 中伊豆町 修善寺町 天城湯ヶ島町 土肥町 戸田村 田方南郡広域行政組合 土肥町戸田村衛生施設組合
富 士	富士市 富士宮市 芝川町 富士宮市芝川町厚生施設組合
中 部	静岡市 清水市 富士川町 蒲原町 由比町 庵原郡環境衛生組合
志太榛原	藤枝市 焼津市 岡部町 大井川町 志太広域事務組合 島田市 本川根町 中川根町 川根町 金谷町 榛原町 吉田町 島田市・北榛原地区衛生消防組合 川根地区広域施設組合 島田・榛原地区広域市町村組合 吉田町榛原町広域施設組合
中 東 遠	掛川市 菊川町 相良町 小笠町 浜岡町 御前崎町 大東町 大須賀町 東遠広域施設組合 相良町外2町広域施設組合 菊川町及び小笠町衛生組合 大東町大須賀町衛生施設組合 磐田市 袋井市 森町 浅羽町 福田町 豊田町 竜洋町 豊岡町 中遠地区広域市町村圏事務組合 磐南行政組合 袋井市森町浅羽町広域行政組合
西 北 遠	浜松市 天竜市 浜北市 水窪町 春野町 佐久間町 龍山村 湖西市 新居町 舞阪町 雄踏町 細江町 引佐町 三ヶ日町 北遠地区広域市町村圏事務組 引佐郡広域施設組合 湖西市・新居町広域施設組合 湖東環境衛生施設組合

（５）静岡県立吉田特別支援学校の使用に関する覚書

「静岡県立吉田特別支援学校の使用に関する覚書」

静岡県立吉田特別支援学校長（以下「甲」という。）と吉田町長（以下「乙」という。）との間に、静岡県立吉田特別支援学校（以下「行政財産」という。）を避難施設として使用することについて次のとおり定める。

（目的）

第1条 甲は、その所管する行政財産のうち、避難地及び防災ヘリポートとして校庭等の屋外施設を、避難所として体育館（2階アリーナ部分）の屋内施設を、乙に使用させるものとする。

（定義）

第2条 この覚書の第1条に示す避難地及び避難所の定義は次のとおりとする。

（1）避難地

「南海トラフ地震に関連する臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震に関連する臨時情報（巨大地震警戒）」のいずれかが発表されたとき、又は震度5弱以上の地震が発生したときに、要避難地区の住民が避難する場所で、校庭等の屋外施設とする。ただし、災害時に要配慮者を受け入れるために、甲乙協議の上、条件付きで屋内施設の使用を認める場合がある。（詳細については、静岡県地域防災計画資料編Ⅱ「大規模地震対策 避難計画策定指針」（平成25年9月11日改訂）及び「静岡県立吉田町特別支援学校を福祉避難所として使用する覚書」を参照）

（2）避難所

地震以外の災害時に危険区域に居住する者、地震災害発生直後（津波含む）に住居を失った者等が避難する施設で体育館（2階アリーナ部分）の屋内施設

（申請等）

第3条 乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要するときは、事前に電話等で甲に要請するものとする。この場合において、乙は、遅滞なく静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号）に定める行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。

2 乙は、行政財産を使用する場合で緊急を要しないときは、事前に前項の行政財産使用許可申請書を甲に提出するものとする。

（許可等）

第4条 甲は、前条第1項により電話等で要請を受けたときは、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を承諾するものとし、乙に電話等で連絡するものとする。

2 甲は、乙から行政財産許可申請書が提出された場合は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、乙に行政財産使用許可書を交付して、その使用を許可するものとする。

（期間）

第5条 使用期間は7日間以内とする。ただし、必要により甲乙協議して最大7日間以内の延長ができるものとする。また、乙は当該行政財産の使用を終了したときは、甲へ「〇年〇月〇日〇時に使用を終了した」旨文書で通知する。

（運営）

第6条 避難所の運営に関する事項については、乙が責任を負う。乙は利用者に避難生活計画書等を作成させ組織的な運営を指導する。ただし、ごみ置き場等施設利用に関わる必要な事項については甲と協議するものとする。

（現状変更の制限）

第7条 乙は、行政財産を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ当該行政財産の現状を変更することができない。

（原状回復義務）

第8条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取消されたときは、当該行政財産を原状に回復して返還しなければならない。

（使用料免除）

資 料 編
<共通対策>

第9条 甲は、行政財産の使用料条例（昭和39年静岡県条例第20号）第4条に基づき、使用料を免除するものとする。

（費用の負担）

第10条 当該行政財産の付帯設備の使用に要した経費は、原則として乙の負担とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（規則等の遵守）

第11条 乙は、行政財産の使用に当たっては、この覚書に定めるもののほか、静岡県財産規則及び許可条件を遵守しなければならない。

（許可の取消）

第12条 甲が、当該行政財産を必要とするとき又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は使用許可を取消し又は変更することができる。

2 甲は、乙に対し前項の使用許可の取消し又は変更をしたことにより損失が生じても、その損失を補償しない。

（覚書の有効期間）

第13条 この覚書の有効期間は、当該行政財産の形状変更により避難施設としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。

2 当該行政財産の形状変更等により避難施設としての要件を欠く事由が発生したときは、直ちに、甲は乙に対し文書をもって連絡するものとする。

（連絡先等の確認）

第14条 乙は、次の各号について甲に対して照会し、現状を把握するものとする。

（1）施設管理者、同代理者（教頭等）及び当該行政財産近辺に居住する職員（施設使用時に吉田町職員とともに施設管理を行うことのできる役付職員）の氏名、住所及び連絡先

（2）学校行事等施設使用時に影響のある事項

（その他）

第15条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年2月13日

甲 静岡県榛原郡吉田町片岡2130番地
静岡県立吉田特別支援学校
校長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

（6）災害時において吉田特別支援学校を防災ヘリポートとして使用することに関する覚書

「災害時において吉田特別支援学校を防災ヘリポートとして使用することに関する覚書」

静岡県立吉田特別支援学校長（以下「甲」という。）と吉田町長（以下「乙」という。）との間に、

静岡県行政財産吉田特別支援学校施設（以下「行政財産」という。）を防災ヘリポートとしての使用に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 大規模災害時の緊急時において、甲は、その所管する行政財産のうち運動場を、防災ヘリポートとして、乙に使用させるものとする。

（定義）

第2条 前条の防災ヘリポートは、静岡県地域防災計画に定める「ヘリポートの具備すべき条件」を満たしているものとする。

2 前項の条件に満たしていない場合であっても、甲、乙協議の上、離着陸を行わないヘリ活動（ホバリングによる物資投下等）に限定する等により認める場合がある。

（行政財産の目的外使用許可）

第3条 乙は、行政財産をヘリポートとして使用しようとするとき、又は前条第2項のヘリ活動に使用しようとするときには、甲に対し行政財産使用許可を申請するものとする。

2 甲は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、乙の使用を許可するものとする。

3 第1項及び前項の申請及び許可は、静岡県財産規則の規定に基づき行うものとする。但し、特に緊急を要する場合で、甲がやむを得ないと認めるときは、乙からの申請書の提出及び甲の許可書の発行を行わず口頭により許可手続きを行うことができるものとする。

4 前項但し書きの場合において、甲及び乙はできる限り速やかに使用許可に関する文書を整備するものとし、同文書は同項但し書きの時点で作成されたものとする。

（期間）

第4条 使用期間は1ヶ月以内とする。但し、必要により甲、乙協議して最大限6ヶ月間以内の更新ができるものとする。また、使用終了の際乙は甲に、「年月日時に使用終了した」旨文書にて通知する。

（使用上の損害）

第5条 乙は、行政財産を使用するに当たっては、自己の責任において損害の発生を防止し、損害が発生したときは、乙の責任においてこれを賠償しなければならない。

（現状変更の制限）

第6条 乙は、行政財産を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ当該行政財産の現状を変更することができないものとする。

（原状回復義務）

第7条 乙は、試用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、当該行政財産を原状に復するものとする。

（施設使用料の免除）

第8条 甲は、行政財産の使用料条例（昭和39年静岡県条例第20号）第4条に基づき、使用料を免除するものとする。

（費用の負担）

第9条 当該行政財産の付帯設備の使用に要した経費は、原則として乙の負担とする。但し、知事が特に必要と認めるときはこの限りでない。

（運営）

第10条 乙は、甲の施設を使用する際は、当該市町の職員等を学校施設に派遣し、安全管理に十分な注意を払い、事故の内容運営に当たるものとする。

（規則等の遵守）

第11条 乙は、行政財産の使用に当たっては、前各条のほか、静岡県財産規則及び許可条件を遵守しなければならない。

資 料 編
＜共通対策＞

（許可の取り消し）

第 12 条 甲が、当該行政財産を公用又は公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は使用許可を取り消すことができる。

（覚書の有効期間）

第 13 条 この覚書は、当該行政財産の形状変更等により防災ヘリポートの要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。但し、甲、乙が協議し、当該施設が防災ヘリポートとして不適当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 当該行政財産の形状変更等により防災ヘリポートとしての要件を欠く事由が発生した場合、直ちに甲は乙に対し、文書をもって連絡するものとする。

（連絡先等の確認）

第 14 条 乙は、毎年度当初に以下の事項について甲に対して照会し、現状を把握するものとする。

（1） 施設管理者、同代理者（副校長等）及び当該行政財産近辺に居住する職員（施設使用時に町職員とともに施設管理を行うことのできる役付け職員）の氏名、住所及び連絡先。

（2） 工事予定等施設使用時に影響のある事項。

（その他）

第 15 条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

平成 27 年 4 月 1 日

甲 静岡県榛原郡吉田町片岡 2 1 3 0 番地
静岡県立吉田高等学校 学校長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉 8 7 番地
静岡県榛原郡吉田町 吉田町長

（7）公共土木施設等における被害情報提供に関する地区覚書

「公共土木施設等における被害情報提供に関する地区覚書」

御前崎土木事務所（以下「甲」という。）と吉田町長（以下「乙」という。）と吉田郵便局長（以下「丙」という。）とは、公共土木施設等における被害情報提供に関して、次のとおり地区覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 この地区覚書は、吉田町内の公共土木施設等に関して、甲及び乙と丙とが相互に協力して公共土木施設等を常時良好な状態に維持し、県民生活の安全を確保し、もって地域社会の発展に資することを目的とする。

（通報範囲）

第 2 条 この地区覚書を適用する通報範囲は、吉田町内における公共土木施設等で、丙の職員等が業務中に知り得た範囲のものとする。

（通報内容）

第 3 条 通報内容は、道路の陥没・亀裂・舗装状態の悪化、側溝破損、防護柵の異常、河川の水質汚濁、護岸の破損、堤防の漏水、土砂災害の前兆現象等の公共土木施設等の異常とする。

（通報方法）

第4条 丙においては、別に定める連絡系統により、関係機関へ電話又はFAXで通報する。また連絡票は別に定める。

（通報時の対応）

第5条 甲及び乙は、丙より通報を受けたときは、迅速に必要な処置を検討した上、適切に対処するものとする。

（事後措置）

第6条 甲及び乙は、措置状況について、必要に応じ丙に報告するものとする。

（防災訓練等への参加）

第7条 甲及び乙と丙は、この地区覚書に基づく情報伝達が円滑に行われるよう、相互の防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（実施期間）

第8条 この地区覚書は、平成14年2月20日から効力を有するものとする。

（疑義の解決）

第9条 この地区覚書の定めのない事項及びこの覚書に関しての疑義を生じたときは、その都度甲乙丙協議して定める。

この地区覚書を証するため本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成14年2月20日

（甲） 御前崎土木事務所長

（乙） 吉田町長

（丙） 吉田郵便局長

（8）漁船による緊急輸送活動に関する協定書【静岡県・南駿河湾漁業協同組合吉田支所】

「漁船による緊急輸送活動に関する協定書」

静岡県（以下「甲」という。）と吉田町（以下「乙」という。）と吉田町漁業協同組合（以下「丙」という。）とは、地震による災害が発生した場合における漁船による緊急輸送活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、静岡県地震対策推進条例（平成8年3月22日条例第1号）第29条第3項及び第35条の規定に基づき、甲又は乙が、丙に対し、緊急輸送活動への協力を求める場合に必要事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が最適と判断した場合であって、漁船以外の船舶の確保が困難であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

資 料 編
<共通対策>

2 乙は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が必要であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

(要請の方法)

第3条 前条の規定による要請は、様式第1号により緊急輸送活動の内容及び期間等を指定して、文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲からの丙に対する要請は、乙を経由して行うものとする。

(緊急輸送活動)

第4条 甲又は乙が、丙に対して協力を要請する緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。

(1) 被災者（滞留者を含む。）の輸送活動

(2) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動

(3) 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材等の輸送活動

(緊急輸送活動の実施)

第5条 丙は、第2条の規定による要請を受けたときは、所属する組合員（准組合員を含む。以下同じ。）のうち漁船を所有する者の協力を得て、当該要請に基づく緊急輸送活動を実施するものとする。

(活動報告)

第6条 丙は、前条の緊急輸送活動を実施したときは、当該活動の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲に対する前項の規定による報告は、乙を経由して行うものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条第1項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、甲又は甲に緊急輸送の確保を求めた市町村が負担するよう措置する。

2 第2条第2項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 丙は、緊急輸送活動の終了後、当該活動に要した前条第1項の費用については甲に、前条第2項の費用については乙に請求するものとする。

2 甲又は乙は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務のために損害を被った場合には、静岡県地震対策推進条例第34条第1項の規定を適用する。

(損害賠償の負担)

第10条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合において、その者の責任に係る損害賠償の額が確定したときは、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定を適用する。

(協力組合員名簿の提出)

第11条 丙は、所属する組合員のうち、漁船を所有する者であって、この協定に基づく緊急輸送活動に協力できるものの名簿を、毎年1回乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により提出された名簿の写しを甲に提出するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成10年7月2日から、その効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年 7月 2日

(甲) 静岡市追手町9番6号
静岡県知事

(乙) 榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(丙) 榛原郡吉田町住吉5436番地の864
吉田町漁業協同組合
代表理事組合長

（９）警戒宣言発令時及び災害時に必要な燃料等の調達に関する協定書

【静岡県石油業協同組合榛原支部】

「警戒宣言発令時及び災害時に必要な燃料等の調達に関する協定書」

吉田町長（以下「甲」という。）と、静岡県石油業協同組合榛原支部（以下「乙」という。）とは、警戒宣言発令時及び災害時に実施する緊急活動を迅速に行うため、吉田町が所有若しくは使用する車両（借上車両を含む。以下同じ。）及び各種資機材等に係る燃料（以下「燃料」という。）の調達並びに資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、警戒宣言発令時及び吉田町に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、燃料及び資機材を調達する必要があると認めたときは、乙に対し燃料及び資機材調達の協力を要請することができる。

（要請の方法）

第2条 前条の要請は、自動車用燃料においては緊急通行車両確認証明書を提示するとともに、給油伝票等により乙に要請し、その他においては給油伝票等により乙に要請するものとする。

（要請に基づく乙の処理）

第3条 乙は、第1条の要請を受けたとき、乙に所属する登録給油所（以下「給油所」という。）において調達が可能な状態であれば、甲に対し優先的に調達するものとする。

2 給油所は、別紙掲載の給油所とする。

（調達燃料及び資機材の範囲）

第4条 甲が乙に調達を要請する燃料及び資機材は、給油所が保有する燃料及び資機材とする。

（価格）

第5条 燃料及び資機材の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引につ

いては取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙及び給油所が誠意をもって協議して定める。

（代金の請求及び支払い）

第6条 給油所は、燃料及び資機材調達後に甲から受領した給油伝票等を請求書に添えて、代金を甲に請求するものとし、甲は請求書の内容を確認後、給油所に対し速やかに支払うものとする。

（有効期限）

第7条 この協定は、平成13年10月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（協定に定めのない事項）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項等については、法令の定めるところによるほか、甲乙協議の上、処理するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成13年10月1日

甲 榛原郡吉田町住吉87番地
吉 田 町 長

乙 榛原郡吉田町住吉2191番地の2
静岡県石油業協同組合榛原支部
支 部 長

（10）災害時の医療救護活動に関する協定書【榛原医師会・榛原歯科医師会・榛原薬剤師会】

「災害時の医療救護活動に関する協定書」

災害時における医療救護活動の万全を期するため、御前崎町長、相良町長、榛原町長、吉田町長、金谷町長、川根町長、中川根町長及び本川根町長（以下「甲」という。）と榛原郡医師会長、榛原郡歯科医師会長及び榛原郡薬剤師会長（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、榛原郡下の各町地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故等）を含む。

3 乙は、関係団体に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

（医療救護活動への協力）

第2条 甲は、榛原郡下の各町地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、医師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、速やかに医療従事者を災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設病棟及び避難所等（以下「医療救護施設等」という。）に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状

況について情報収集を行い、その情報により前条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められるときは、乙の判断により医療従事者を医療救護施設等へ派遣する。

- 4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合において、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

（医療救護活動計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

- 2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

（医療従事者の業務）

第4条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の医療救護施設等及び医療機関への収容
- (3) 死体の検案
- (4) その他必要な事項（医療従事者に対する派遣先における指示等）

（医療従事者に対する現場における指示等）

第5条 乙が派遣する医療従事者に対する現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、甲又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、甲又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者の意見を尊重する。

（医療従事者の搬送等）

第6条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑なじっしについて必要な措置を講ずる。

- 2 医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は医療救護施設等の管理者がその供給について必要な措置を講ずる。

（扶助金の支給）

第7条 甲は、災害救助法第25条（救助業務への協力命令）の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、このために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第29条（扶助金の支給）及び同法施行令第13条（扶助金の種目）から第21条（打切扶助金）の定めるところにより扶助金を支給する。

- 2 甲は、扶助金の支給に関し、前項によりがたい場合には、榛原郡下の各町消防団員等公務災害補償条例を適用又は準用し、その損害を補償する。

（実費弁償）

第8条 甲は、災害救助法第25条（救助業務への協力命令）の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、災害救助法第33条（費用の支弁区分）及び同法施行令第11条（実費弁償）の定めるところにより弁償する。

（細目協定）

第9条 この協定の細目については、別に定める。

（協定の適用）

第10条 この協定は、平成13年1月11日から、効力を有する。

- 2 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書 1 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 1 3 年 1 月 1 1 日

(甲) 御前崎町白羽 6 1 7 1 番地の 1
御 前 崎 町 長

相良町相良 2 7 5 番地
相 良 町 長

榛原町静波 4 4 7 番地の 1
榛 原 町 長

吉田町住吉 8 7 番地
吉 田 町 長

金谷町金谷河原 3 4 0 0 番地
金 谷 町 長

川根町家山 3 3 6 番地の 3
川 根 町 長

中川根町上長尾 6 2 7 番地
中 川 根 町 長

本川根町千頭 1 1 8 3 番地の 1
本 川 根 町 長

(乙) 榛原町静波 1 6 9 9 番地の 1 5
榛原郡医師会長

榛原町静波 1 6 9 9 番地の 1 5
榛原郡歯科医師会長

榛原町静波 1 6 9 9 番地の 1 5
榛原郡薬剤師会長

「災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目」

平成 1 3 年 1 月 1 1 日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）

第9条の規定に基づき、次のとおり細目を定める。

（医療従事者の派遣要請）

第1条 協定第2条第1項に規定する派遣要請は、災害の発生場所、日時及び概要を明らかにした文書によって行う。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

2 協定第2条第3項に規定する緊急やむを得ない場合とは、榛原郡下の各町災害対策本部等が設置されていない段階で医療従事者を派遣する必要があると認められる場合又は医療従事者を派遣する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等によって榛原郡下の各町災害対策本部等に連絡が取れない場合等をいう。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定第2条の規定により、医療従事者を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各医療従事者ごとの医療救護活動報告書（第1号様式）、医療従事者名簿（第2号様式）及び医療品等使用報告書（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告する。

（事故報告）

第3条 乙は、協定第2条の規定に基づく医療救護活動において、医療従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（11）災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書

【社会福祉法人杉の子】

「災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書」

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震等の災害により要介護者等が避難を余儀なくされた場合に、吉田町（以下「甲」という。）が、社会福祉法人新緑風会（以下「乙」という。）に対し、社会福祉施設等の使用について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（施設の使用の申請及び受託）

第2条 甲は、被災した在宅の要介護高齢者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項1号の収容施設をいう。）に避難した要介護者等のために次条に掲げる施設を使用するについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第3条 避難する施設は、次の施設とする。

特別養護老人ホーム片岡杉の子園（吉田町片岡2895番地）

特別養護老人ホーム住吉杉の子園（吉田町住吉3239番地）

（手続等）

第4条 甲は、前条により乙に使用について協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 当該要介護者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

（物資の調達、介護支援者の確保）

第5条 甲は、当該要介護者等に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が当該要介護者等を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲及び乙は、他の市町村から要介護者等の受入れの要請がなされた場合、直ちに緊急性、施設の状況等について協議し、可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙に対し、当該要介護者が使用期間内に要した経費について、適正な負担を行うものとする。

（収容可能人員等）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、使用可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

附 則

甲と乙との間で平成15年2月28日締結した災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書は、平成16年12月7日をもって解除する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成16年12月 7日

（甲） 榛原郡吉田町住吉87番地
吉 田 町 長

（乙） 榛原郡吉田町片岡2895番地
社会福祉法人新緑風会
理 事 長

（12）災害時における浴場の使用に関する協定書【㈱ヒーリングエンターテインメント】

「災害時における浴場の使用に関する協定書」

地域防災対策における民間協力の一環として、災害時に被災者への入浴支援を実施するため、吉田町（以下「甲」という。）と、株式会社ヒーリングエンターテインメント（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町内で災害が発生し、乙の所有する施設が使用可能であり、浴場の使用が必要となったとき、乙の積極的な協力を得ることにより、被災者へ入浴支援を実施することを目的とする。

(対象者)

第2条 入浴支援の対象となる被災者とは、通常時において乙の定める施設利用対象者のうち、災害による家屋の倒壊、焼失等により、自宅において入浴が困難となった者で、吉田町避難者台帳に登録したものをいう。

(要請)

第3条 甲は、災害の発生により必要であると認めるときは、乙に対し、乙の所有する施設において、被災者への入浴支援の協力を要請するものとする。

2 前項による要請は、災害時浴場使用要請書(様式第1号)による要請を原則とする。ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭で要請し、事後、文書をもって処理するものとする。

(業務等の提供)

第4条 乙は、あらかじめ甲と協議のうえ定める料金及び期間により被災者への入浴支援を実施するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、前条の規定により乙が入浴支援を実施する場合において、施設利用料金が通常の利用料金を下回る場合は、その差額を負担する。

(請求及び支払い)

第6条 乙は、前条に規定する差額については、災害時浴場使用状況書(様式第2号)を添えて入浴支援差額料金請求書(様式第3号)により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、当該費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責に帰する事由により第4条に規定する業務に従事する乙の所有する施設の従業員及び設備に損害を与えた場合は、乙に対して、その損害を賠償するものとする。

(協議)

第8条 この協定の内容について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間及び更新)

第9条 この協定は、協定の成立の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年12月22日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県焼津市大島914番地の2
株式会社ヒーリングエンターテイメント
代表取締役

（13）災害時における家屋被害認定調査に関する協定書【静岡県土地家屋調査士会】

「災害時における家屋被害認定調査に関する協定書」

島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町及び川根本町（以下「甲」という。）と静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

第1条 甲は、甲の行政区域内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

第2条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

（1）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して、甲の行政区域内の家屋を調査すること。

（2）甲が発行したり災証明について住民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（知識の普及）

第4条 甲は、乙の会員に対し、研修会を開催するなど認定調査に必要な知識普及に努めるものとする。

2 乙は、甲の開催する研修会などに乙の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

（守秘義務）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を7通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成21年 2月19日

(甲) 島田市中央町 1 番の 1

島田市長

焼津市本町 2 丁目 1 6 番 3 2 号

焼津市長

藤枝市岡出山 1 丁目 1 1 番 1 号

藤枝市長

牧之原市静波 4 4 7 番地 1

牧之原市長

吉田町住吉 8 7 番地

吉田町長

川根本町上長尾 6 2 7 番地

川根本町長

(乙) 静岡市駿河区曲金六丁目 1 6 番 1 0 号

静岡県土地家屋調査士会
会長

(14) 災害時における測量設計等業務委託に関する協定書【(社) 静岡県測量設計業協会】

「災害時における測量設計等業務委託に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と社団法人静岡県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、地震、津波や風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、公園、急傾斜地崩壊防止、漁港、上下水道等の施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生し、又はその恐れがある場合の測量、設計、用地測量及び用地調査業務（以下「測量設計等業務」という。）の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び吉田町地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合、又はその恐れがある場合に、社会の混乱を防止し、円滑な町民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、災害応急復旧工事に必要な測量設計業務を迅速に実施することにより、公共施設の機能確保又は回復を早期に図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第 2 条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく吉田町災害対策本部が設置された場合、又は地震、津波、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が必要と認める場合の災害とする。

（災害応急業務協力者）

資 料 編
<共通対策>

第3条 乙の協会において、本協会に賛同できる協会員を災害応急業務協力者(以下「協力者」という。)とする。

2 前項の規定による協力者名簿の提出時期は、毎年6月1日とする。ただし、その内容に変更が生じた場合は、速やかに提出するものとする。

(待機要請)

第4条 甲は、災害が発生した場合、又はその恐れがある場合には、協力者に対して必要な技術者の待機を要請できるものとする。

2 甲が前項により役場等における待機を要請する場合は、待機場所を確保しておくものとする。

(業務実施要請)

第5条 甲が緊急に測量設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合は、業務実施要請書により必要な測量設計等業務の実施を要請することができる。業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

(業務の実施)

第6条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な測量設計など業務に着手するものとする。

2 前項の測量設計等業務の範囲は、災害を受けた公共施設の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者だけではなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

4 受託者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを行うものとする。

5 受託者は、業務委託契約の根拠とするため、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完成報告書を甲に提出するものとする。

(業務委託契約の締結)

第7条 甲は、前条第5項の資料等を基にして速やかに随意契約を締結するものとする。

(実施規定)

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年 2月 8日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(乙) 静岡市葵区常磐町2丁目13番4号
社団法人 静岡県測量設計業協会
会 長

（15）災害時の情報交換に関する協定（リエゾン）【国土交通省中部地方整備局】

「災害時の情報交換に関する協定」

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、吉田町長（以下「町長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び町長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び町長の情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 吉田町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 吉田町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は町長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び町長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、町長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から町長の災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び町長は相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び町長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び町長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、整備局長及び町長が各1通を保有する。

平成23年 3月 8日

名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号
国土交通省 中部地方整備局長

静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉 田 町 長

(16) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【ホテルプレストンYoshida 所有者、住吉区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、住吉区自治会（以下「乙」という。）及び有限会社日新葉盈工業（以下「丙」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所在地	静岡県榛原郡吉田町住吉580番地
所有者	葉山産業株式会社 代表取締役
名称	ホテルプレストン yoshida
構造等	鉄骨造 6階建
使用場所	脱衣場61㎡、非常階段65㎡、屋上288㎡ 合計414㎡

2 甲及び乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丙の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲及び乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は除くものとする。

2 地域住民等が避難するためにやむを得ず破損したことが明らかな箇所があるときは、その回復に要する費用については甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する

責任を一切負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（相互協力）

第7条 乙及び丙は、津波による避難時に地域住民等や対象施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。

（津波避難ビルの表示及び公開）

第8条 甲は、協定締結後に、原則として使用施設の見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年2月17日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉1567番地
住吉区自治会長

丙 静岡県牧之原市片浜3380番地468
有限会社 葉山産業株式会社
代表取締役

（17）津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【本橋テープ株式会社・倉庫所有者、住吉区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、住吉区自治会（以下「乙」という。）及び本橋テープ株式会社（以下「丙」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

資 料 編
＜共通対策＞

所在地 静岡県榛原郡吉田町住吉 3 2 3 0 - 1
所有者 本橋テープ(株) 代表取締役
名称 本橋テープ(株)事務所・倉庫
構造等 鉄骨造 2階建
使用場所 屋上 506.6㎡ (約633人収容)

2 甲及び乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丙の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲及び乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は除くものとする。

2 地域住民等が避難するためにやむを得ず破損したことが明らかな箇所があるときは、その回復に要する費用については甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（相互協力）

第7条 乙及び丙は、津波による避難時に地域住民等や対象施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。

（津波避難ビルの表示及び公開）

第8条 甲は、協定締結後に、原則として使用施設の見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年12月19日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉 1 5 6 7 番地
住吉区自治会長

丙 静岡県榛原郡吉田町住吉 3 2 1 6 - 5
本橋テープ株式会社
代表取締役

(18) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【セントラルビラ吉田所有者、住吉区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、住吉区自治会（以下「乙」という。）及び合同会社アルテック（以下「丙」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所在地 静岡県榛原郡吉田町片岡字中ノ坪 1 5 6 0 - 2
所有者 合同会社アルテック 代表社員
名称 セントラルビラ吉田
構造等 鉄筋コンクリート造 5階建
使用場所 廊下 115 m²・階段 63 m² 合計 178 m²（約 2 3 0 人収容）

2 甲及び乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丙の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲及び乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は除くものとする。

2 地域住民等が避難するためにやむを得ず破損したことが明らかな箇所があるときは、その回復に要する費用については甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する

責任を一切負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（相互協力）

第7条 乙及び丙は、津波による避難時に地域住民等や対象施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。

（津波避難ビルの表示及び公開）

第8条 甲は、協定締結後に、原則として使用施設の見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年1月1日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉1567番地
住吉区自治会長

丙 東京都墨田区本所3丁目19番9の903
合同会社アルテック
代表社員

（19）津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【サン・ビュラージュ所有者、住吉区自治会、片岡区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、住吉区自治会（以下「乙」という。）、片岡区自治会（以下「丙」という。）及び＜施設所有者＞（以下「丁」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丁は、丁が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所在地 静岡県榛原郡吉田町片岡 1 6 7 8 番地の 1 2

所有者 <施設所有者>

名称 サン・ビュラージュ

構造等 鉄筋コンクリート造 4 階建 (共同住宅)

使用場所 3 階・4 階の通路及び階段 合計 6 4 m² (約 8 0 人収容)

2 甲、乙及び丙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丁の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

(使用期間)

第 2 条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙丁が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

(目的外使用の禁止)

第 3 条 甲、乙及び丁は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

(費用負担)

第 4 条 対象施設の使用料は無料とする。

(原状回復義務)

第 5 条 甲、乙及び丁は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は除くものとする。

2 地域住民等が避難するためにやむを得ず破損したことが明らかな箇所があるときは、その回復に要する費用については甲が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第 6 条 丁は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、丁の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(相互協力)

第 7 条 乙、丙及び丁は、津波による避難時に地域住民等や対象施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。

(津波避難ビルの表示及び公開)

第 8 条 甲は、協定締結後に、原則として使用施設の見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

(有効期限)

第 9 条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙丁のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第 1 0 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 2 4 年 1 月 2 3 日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉 8 7 番地
吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉 1 5 6 7 番地
住吉区自治会長

丙 静岡県榛原郡吉田町片岡 2 4 8 8 番地の 1
片岡区自治会長

丁 静岡県榛原郡吉田町住吉 2 1 2 0 番地の 2
＜施設所有者＞

(20) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【アイブロスビルⅢ所有者、住吉区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、住吉区自治会（以下「乙」という。）及び有限会社アイブロス不動産（以下「丙」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第 1 条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所 在 地	静岡県榛原郡吉田町住吉 1664-1
所 有 者	有限会社アイブロス不動産
名 称	アイブロスビルⅢ
構 造 等	鉄筋コンクリート造 4 階建
使用場所	廊下及び階段 3～4 階部分 2 1 m ² （約 3 0 人収容）

2 甲及び乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丙の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（使用期間）

第 2 条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第 3 条 甲及び乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

（費用負担）

第 4 条 対象施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第 5 条 甲及び乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は除くものとする。

2 地域住民等が避難するためにやむを得ず破損したことが明らかな箇所があるときは、その回復に要する費用については甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（相互協力）

第7条 乙及び丙は、津波による避難時に地域住民等や対象施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。

（津波避難ビルの表示及び公開）

第8条 甲は、協定締結後に、原則として使用施設の見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年2月6日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉1567番地
住吉区自治会長

丙 静岡県藤枝市上青島515-1
有限会社アイブロス不動産
取締役

(21) 災害時における電気の保安に関する協定書【(財)中部電気保安協会静岡支部】

「災害時における電気の保安に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と財団法人中部電気保安協会静岡支部（以下「乙」という。）は、吉田町内に発生した地震、津波、風水害その他による災害時（以下「災害」という。）における災害応急対策業務のうち、電気の保安について、次の通り協定を締結する。

資 料 編
<共通対策>

(目的)

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安、電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、公共施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

(災害応急対策業務)

第2条 乙は電気事業法に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として甲の委託契約を着実に履行する。他、同法の範疇で実施できる災害応急対策について甲の支援を行う。なお、同法により電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備や、乙以外で保安全管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備、特別高圧供給設備の災害復旧については、それぞれ電気事業法上の法的義務を負う者から要請があった場合について、出来るだけ協力する。

2 乙は避難所等での電気の安全使用について、甲の施設管理者に対して必要なアドバイスを行う。

3 甲、乙は災害復旧に当たっては相互に協力し必要な情報を可能な限り提供するものとする。

(防災訓練等)

第3条 乙は、甲が主催する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、平時から大規模災害に備えた防災訓練、災害時の情報連絡ルートの確保及び非常用資機材の整備、電気の安全使用など啓発活動を行うものとする。

(要請手続き)

第4条 甲は、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所、業務内容を文書で指定し、協力要請するものとする。

2 災害の状況が切迫し、文書による協力要請が出来ない場合は、口頭による協力要請ができるものとする。

(費用負担)

第5条 乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には請求しない。

(損害賠償)

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）に基づき、これを補償するものとする。

(第三者に対する損害補償)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動により、第三者に被害が生じた場合は、甲の求めにより甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

(防災体制の連絡)

第8条 乙は、乙の事業所の組織図及び連絡先を記載した書面を年1回、甲に提出するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期限は平成24年2月8日から平成25年2月7日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙いずれからも書面による異議の申出のない場合は、この協定書は同一条件をもって有効期間満了後、1年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成24年2月8日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87

吉 田 町 長

乙 静岡県静岡市葵区春日 3－4－18
財団法人中部電気保安協会静岡支部
支 部 長

「災害時における電気の保安に関する協定書に付帯する覚書」

吉田町（以下「甲」という。）と財団法人中部電気保安協会 静岡支部（以下「乙」という。）は、平成24年2月8日付で甲と乙が締結した災害時における電気の保安に関する協定書（以下「協定書」という。）に付帯して、下記の通り確認し覚書を締結する。

（災害応急対策業務の実施条件）

- 第1条 乙は、協定書第2条第1項に基づく災害応急対策業務を、電気事業法により電力会社が供給責任を負う低圧設備について実施する場合は、電力会社の要請により、その指揮下で支援する。
- 2 乙は、協定書第2条第1項に基づく災害応急対策業務を、乙以外で保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備、特別高圧供給設備について実施する場合は、それぞれ電気事業法上の法的義務を負う者の要請により、その指揮下で支援する。
- 3 乙は、協定書第2条第1項に基づく災害応急対策業務を第三者の指揮下で実施する場合は、相互に協力し、必要な情報を可能な限り提供するものとする。
- 4 乙は、電気事業法に基づく電気主任技術者の外部委託者として甲と委託契約している供給設備についての災害応急復旧上電気工事業者の範疇となる電力設備の本格復旧工事に関して、手配された電気工事会社への状況説明及び工事中の指導・助言を行い、復旧後は竣工試験、送電立会い等の支援を行う。

（費用負担）

- 第2条 乙は、甲と電気事業法に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として保安管理業務を受託している設備について、協定書第2条に基づく災害応急対策業務を実施した場合の費用は、協定書第5条第1項に基づき無償とする。ただし、無償の範囲は、人件費および別に定める材料（別紙）についてとする。
- 2 乙は、協定書第2条第2項及び第3項に基づく災害応急対策業務を実施した場合に要した費用は、協定書第5条第1項に基づき無償とする。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成24年2月8日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉 87
吉 田 町 長

乙 静岡県静岡市葵区春日 3－4－18
財団法人中部電気保安協会静岡支部
支 部 長

(22) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【グラントパレス所有者、住吉区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、住吉区自治会（以下「乙」という。）及び＜施設所有者＞（以下「丙」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所在地 静岡県榛原郡吉田町住吉367-5

所有者 ＜施設所有者＞

名称 グラントパレス

構造等 鉄筋コンクリート造 4階建

使用場所 廊下及び階段 3～4階部分 90㎡（約115人収容）

2 甲及び乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丙の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲及び乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は除くものとする。

2 地域住民等が避難するためにやむを得ず破損したことが明らかな箇所があるときは、その回復に要する費用については甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（相互協力）

第7条 乙及び丙は、津波による避難時に地域住民等や対象施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。

（津波避難ビルの表示及び公開）

第8条 甲は、協定締結後に、原則として使用施設の見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年2月14日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉1567番地
住吉区自治会長

丙 静岡県榛原郡吉田町住吉2223-2
＜施設所有者＞

(23) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【マンションゆず所有者、住吉区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、住吉区自治会（以下「乙」という。）及び＜施設所有者＞（以下「丙」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所在地 静岡県榛原郡吉田町住吉427-5

所有者 ＜施設所有者＞

名称 マンションゆず

構造等 鉄筋コンクリート造 4階建

使用場所 廊下及び階段 3～4階部分 60㎡（約75人収容）

2 甲及び乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丙の了解を得て行うものとする。

資 料 編
＜共通対策＞

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲及び乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は除くものとする。

2 地域住民等が避難するためにやむを得ず破損したことが明らかな箇所があるときは、その回復に要する費用については甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（相互協力）

第7条 乙及び丙は、津波による避難時に地域住民等や対象施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。

（津波避難ビルの表示及び公開）

第8条 甲は、協定締結後に、原則として使用施設の見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年2月14日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉1567番地
住吉区自治会長

丙 静岡県榛原郡吉田町住吉431-1
＜施設所有者＞

〔24〕 災害時における地質調査等業務委託に関する協定書【静岡県地質調査業協会】

「災害時における地質調査等業務委託に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と静岡県地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、公園、農林、急傾斜地崩壊防止、上下水道等の施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び吉田町地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事に必要な地質調査等を迅速に実施することにより、公共施設の機能確保又は回復、並びに周辺への二次災害防止を早期に図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく吉田町災害対策本部が設置された場合の災害又はその他異常な自然現象によるもので、甲が必要と認める場合の災害とする。

（災害応急業務協力者）

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員を災害応急業務協力者（以下「協力者」という。）とする。
2 乙は、甲に対し前項の規定による協力者名簿（様式第1号）を毎年4月1日に提出するものとする。ただし、その内容に変更が生じた場合は、速やかに提出するものとする。

（待機要請）

第4条 甲は、災害時において、協力者に対し必要な技術者の待機を次のとおり要請できるものとする。

（1）自宅待機

技術者が自宅で待機すること。

（2）会社待機

技術者がその所属する会社にて待機すること。

（3）甲の事務所等における待機

技術者が甲の事務所または外部施設等で待機すること。

これ以外の待機を要請する場合は、甲と協力者で別途協議する。

（業務実施要請）

第5条 甲が緊急に地質調査等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者（以下「受託者」という。）を決定した場合は、地質調査等業務実施要請書（様式第2号）により必要な地質調査等業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請について、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく当該実施要請書を交わすものとする。

（業務の実施）

第6条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに必要な地質調査等業務に着手するものとする。

2 前項の地質調査等業務の範囲は、災害を受けた公共施設の機能確保または回復に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意をして作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者に損害を与えないよう特段の注意を払い、安全確保に努めなければならない。

資 料 編
＜共通対策＞

- 4 受託者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを行うものとする。
- 5 受託者は、業務委託契約の根拠とするため、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完成状況を災害応急業務進捗・完成報告書（様式第3号）により甲に報告するものとする。

（業務委託契約の締結）

第7条 甲は、受託者からの前条第5項の資料に基づき、速やかに随意契約を締結するものとする。

（協定の効力）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了した場合も同様とする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年 3月 1日

（甲） 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉 田 町 長

（乙） 静岡市葵区唐瀬一丁目17番34号
静 岡 県 地 質 調 査 業 協 会
会 長

(25) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【特別養護老人ホーム住吉杉の子園所有者、住吉区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、住吉区自治会（以下「乙」という。）及び社会福祉法人杉の子（以下「丙」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所 在 地 静岡県榛原郡吉田町住吉3239番地

所 有 者 社会福祉法人杉の子 理事長
名 称 特別養護老人ホーム住吉杉の子園
構 造 等 鉄筋コンクリート造 3階建
使用場所 屋上 1, 459㎡ (約1, 459人収容)

2 甲及び乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丙の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲及び乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は除くものとする。

2 地域住民等が避難するためにやむを得ず破損したことが明らかな箇所があるときは、その回復に要する費用については甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（相互協力）

第7条 乙及び丙は、津波による避難時に地域住民等や対象施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。

（津波避難ビルの表示及び公開）

第8条 甲は、協定締結後に、原則として使用施設の見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 3月21日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉1567番地
住吉区自治会長

丙 静岡県榛原郡吉田町片岡 2 8 9 5 番地
社会福祉法人杉の子
理 事 長

（26）災害時における臨時放送の協力に関する協定書【島田市】

「災害時における臨時放送の協力に関する協定書」

島田市（以下「甲」という。）と吉田町（以下「乙」という。）は、災害時にそれぞれが開設する臨時災害放送局を媒体として、相手方の要請に基づいて災害関連情報を放送することについて、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙が臨時災害放送局を開設している場合において、甲又は乙が、自らの保有する災害関連情報を相手方の地域内の住民に広く伝える必要があると判断した場合に、甲乙相互に協力して、住民の避難、救援及び復旧などの諸活動の促進につながる災害関連情報を相手方の臨時災害放送局で放送しようとするために必要な手続を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲及び乙は、相手方の臨時災害放送局を媒体として、自らの保有する災害関連情報を放送しようとするときは、相手方に対し、放送の要請を行うものとする。

（要請等の手続）

第3条 前条の要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書、電子メール又はファクシミリ（以下「文書等」という。）をもって行うものとする。ただし、これにより難いときは、電話又はその他の方法をもって先に要請し、後日、速やかに文書等を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) 担当者の所属及び氏名
- (5) その他必要な事項

2 甲及び乙は、前項の要請を受けた場合には、当該要請に係る担当者を相手方に通知するものとする。

（放送の実施）

第4条 甲及び乙は、相手方から臨時災害放送局を媒体とする放送要請を受けたときは、それぞれの臨時災害放送局の放送運営に支障のない限り、相手方の意思を尊重して放送を行うものとする。

（費用負担）

第5条 前条の放送に要する費用は、放送の要請に応じた側が全額負担するものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年3月29日

甲 静岡県島田市中央町1番地の1
島田市長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(27) 災害時における緊急放送等の協力に関する協定書【株FM島田】

「災害時における緊急放送等の協力に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と株式会社FM島田（以下「乙」という。）は、災害時の緊急放送及び臨時災害放送局の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、吉田町内で臨時災害放送局を開設しなければならない程度の災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、又は正に発生しようとしている場合で、かつ、乙が島田市の臨時災害放送局となっていない場合において、甲が乙に緊急放送の協力を要請する際に必要な手続を定めるとともに、吉田町内で大規模災害が発生した場合において、甲の開設する臨時災害放送局の運営について、甲が乙に協力を要請する際に必要な手続を定めるものとする。

（緊急放送の要請）

第2条 甲は、乙に緊急放送の協力を求めるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書、電子メール又はファクシミリ（以下「文書等」という。）をもって要請するものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって先に要請し、その後において速やかに文書等を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

（緊急放送の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、当該緊急放送を行うものとする。

2 乙は、前条の要請による緊急放送を行う場合には、甲の意思を尊重し、放送の形式、内容、時刻を決定して放送するものとする。

（臨時災害放送局運営の要請）

第4条 甲は、乙に臨時災害放送局の運営について協力を求めるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書等をもって要請するものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって先に要請し、その後において速やかに文書等を提出するものとする。

資 料 編
<共通対策>

- (1) 臨時災害放送局に必要な放送資機材等に関する指導及び助言
- (2) 臨時災害放送局の放送に関する技術的指導及び助言
- (3) その他臨時災害放送局の運営に関する指導及び助言

(臨時災害放送局運営の協力)

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、協力するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に対しては、当該要請の趣旨を十分に尊重し、必要な情報の収集に努め、文書又は電話をもって指導及び助言を行うほか、必要に応じて適切な人材を派遣するものとする。

(費用の負担)

第6条 緊急放送の実施又は臨時災害放送局運営の協力に要する費用は、甲が負担するものとし、その額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、常時、この協定に係る連絡責任者を定め、その氏名、連絡先その他必要な事項(以下「氏名等」という。)を通知するものとする。

- 2 前項の連絡責任者の氏名等に変更があった場合には、速やかに相手方に通知するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(旧協定の失効)

第10条 この協定の締結をもって、平成22年1月8日に甲と乙の間で締結した災害時等における放送要請に関する協定は、効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年3月29日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県島田市中央町5番の1
株式会社FM島田
代表取締役社長

(28) 災害時の相互応援に関する協定書【5市2町】

「災害時の相互応援に関する協定書」

静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町及び川根本町（以下「協定市町」という。）は、協定市町の区域内に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「災害時」という。）において、協定市町が相互の応援により適切に対処する体制を整備するため、次のとおり協定を締結する。

（相互の応援）

第1条 協定市町は、災害時において、相互に次に掲げる応援を行う。

- （1）食糧、飲料水、生活必需品等の物資及び当該物資の供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫等に必要な物資及び応急復旧に必要な資機材の提供
- （3）救援及び救助活動、応急復旧等に必要な車両等の提供
- （4）被災者を一時的に収容することができる施設の提供
- （5）被災児童、生徒等を一時的に受け入れ、又は教育することができる施設の提供及びあっせん
- （6）被災者に対する住宅の提供及びあっせん
- （7）救援及び救助活動、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （8）ボランティアのあっせん
- （9）前各号に掲げるもののほか、災害が生じた協定市町から応援の要請を受けた事項

（応援の要請）

第2条 協定市町の長は、その区域に災害が生じた場合において、他の協定市町の長に対して応援を求めようとするときは、別表の左欄に掲げる応援の区分に応じ、同表の右欄に定める事項を明らかにして要請するものとする。

- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、応援の要請を行った協定市町の長は、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第3条 前条第1項の規定による要請を受けた協定市町は、可能な限り当該要請に応じ応援を行うよう努めるものとする。

- 2 協定市町の長は、緊急に応援を行う必要があると判断する場合には、前条第1項の規定による要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う協定市町の長は、その内容について相手方の協定市町の長へ速やかに連絡するものとする。

（応援に従事する者の指揮）

第4条 この協定に基づく応援に従事する者（以下「応援従事者」という。）は、応援を受ける協定市町の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受けた協定市町の負担とする。

- 2 応援従事者が応援に係る業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援に係る業務の従事中に生じたものについては原則として応援を受けた協定市町が、当該従事場所への往復経路の途中において生じたものについては応援を行う協定市町が、それぞれ賠償の責を負うものとする。

（平常時の活動）

第6条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時において、次に掲げる活動を協同して行うものとする。

- （1）総合的な防災対策を実施するための調査研究及び情報交換
- （2）総合的な防災対策を実施するために必要な事項についての国、県等への要望

資 料 編
<共通対策>

(3) 前2項に掲げるもののほか、応援の円滑な実施のため必要と認める事項

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日とする。ただし、有効期間満了の日までにいずれの協定市町からも意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 協定市町は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(他の地方公共団体への応援)

第8条 協定市町以外の地方公共団体への災害に係る必要な応援は、第1条各号の規定に準じて協定市町が協同して行うことができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を7通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月1日

静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長

島田市中央町1番の1
島田市長

焼津市本町二丁目16番32号
焼津市長

藤枝市岡出山一丁目11番1号
藤枝市長

牧之原市静波447番地1
牧之原市長

榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

榛原郡川根本町上長尾627番地
川根本町長

別表(第2条関係)

応援	明らかにする事項
第1条第1号から第3号までに掲げる応援	被害の状況、物資等の品目の名称、規格及び数量、応援を受ける場所及びその経路
第1条第4号に掲げる応援	被害の状況、一時的な収容を必要とする被災者の状況及び人員、応援の期間
第1条第5号に掲げる応援	被害の状況、一時的な収容を必要とする被災児童、生徒等の学年及び人員、応援の期間
第1条第6号に掲げる応援	被害の状況、提供又はあつせんを希望する住宅の戸数、応援の期間
第1条第7号に掲げる応援	被害の状況、応援に係る職員の職種別人員、応援の期間
第1条第8号に掲げる応援	被害の状況、ボランティアの従事内容及び人員、応援の期間

(29) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【介護老人保健施設コミュニティーケア吉田所有者、川尻区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、川尻区自治会（以下「乙」という。）及び医療法人社団駿甲会（以下「丙」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所在地 静岡県榛原郡吉田町川尻 1 7 0 0 - 1
所有者 医療法人社団駿甲会 理事長
名称 介護老人保健施設 コミュニティーケア吉田
構造等 鉄骨造 4階建
使用場所 屋上 約950㎡（約1,190人収容）

2 甲及び乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丙の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲及び乙は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分は除くものとする。

2 地域住民等が避難するためにやむを得ず破損したことが明らかな箇所があるときは、その回復に要する費用については甲が負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（相互協力）

第7条 乙及び丙は、津波による避難時に地域住民等や対象施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努める。

（津波避難ビルの表示及び公開）

第8条 甲は、協定締結後に、原則として使用施設の見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年5月17日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町川尻1623番地
川尻区自治会長

丙 静岡県榛原郡吉田町川尻1700-1
医 療 法 人 社 団 駿 甲 会
介護老人保健施設コミュニティーケア吉田
理 事 長

(30) 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

【レック㈱吉田防災倉庫所有者、川尻区自治会】

「津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）、川尻区自治会（以下「乙」という。）及びレック株式会社（以下「丙」という。）は、津波の襲来が予想され、地域住民、通勤者、通学者、観光客等（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

所 在 地 静岡県榛原郡吉田町川尻3308番地

所 有 者 レック㈱ 代表取締役社長

名 称 レック㈱ 吉田防災倉庫

構 造 等 R C 造 4 階 建

使用場所 屋上 1, 0 0 0 m² （約1, 0 0 0人収容）

2 甲及び乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、あらかじめ丙の了解を得て行うものとする。

3 甲は、対象施設に津波避難ビルを示す看板を設置し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、甲乙丙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び乙は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用してはならない。

（協議事項）

第4条 この協定に定めのない詳細事項については、今後、甲乙丙が協議して定めることとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年10月11日

甲 吉 田 町 長

乙 川尻区自治会長

丙 レック株式会社
代表取締役社長

(31) 静岡河川事務所並びに吉田町における CCTV 画像情報等の利用に関する協定

【国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所長】

「静岡河川事務所並びに吉田町におけるCCTV画像情報等の利用に関する協定」

国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所（以下「甲」という。）並びに吉田町（以下「乙」という。）は、CCTV 画像情報等（以下「情報」という。）の相互利用について、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙が所有する駿河海岸及び大井川の CCTV 画像情報等を相互に利用することで、異常気象時及び災害発生時における水防活動、自治体及び国の災害時の危機管理行政、沿線住民が迅速に避難するために必要な情報提供等に役立て、もって町民生活の安全確保に資することを目的とする。

（対象範囲）

第2条 本協定の対象範囲は、別途覚書で定める。

（共有情報の外部提供）

第3条 甲、乙は、共有情報を関係機関等へ提供できるものとする。ただし、共有情報を各々が所有する施設外へ提供する際は、あらかじめ当該情報を所有する者の承諾を得るものとする。

2 甲、乙は、共有情報の外部提供を行う場合においては、相互に不利益を及ぼさないように留意するものとする。

（施設の構成と運用）

第4条 甲、乙が整備する施設の構成、責任分界並びに設置場所は、別途覚書で定める。

2 甲、乙は、それぞれ自己の整備した施設を所有し、当該施設の維持管理を行う。

3 甲、乙は、施設管理上やむを得ない場合、自己の所有する施設の運用を停止することができる。

4 甲、乙は、自己の所有する施設の運用を停止する場合は、事前に定めた関係機関の担当課にあらかじめ連絡するものとする。

5 甲、乙は、目的を達成するために必要な情報通信設備の接続等に必要となる電源又は施設においては、調整の上、提供することができるものとする。

（セキュリティ対策）

第5条 甲、乙は、それぞれ相手方の施設の運用に支障が生じないように、セキュリティ対策その他の必要な措置を施さなければならない。

（施設の障害復旧）

第6条 甲、乙は、自己の所有する施設の障害により情報の提供あるいは利用に支障が生じたときは、直ちに復旧に努めるものとする。

2 甲、乙は、それぞれ所有する情報に異常がある場合は、その情報の提供を停止することができる。

（施設の障害復旧に対する費用負担）

第7条 施設に障害が発生した原因が甲、乙のいずれかにあることが明らかな場合は、施設の復旧に要する費用はその原因者が支払うものとする。

2 施設に障害が発生した原因が不明な場合は、甲、乙、協議の上、費用負担を取り決めるものとする。

（疑義）

第8条 この協定に規定されない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙で協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 1月24日

甲 国土交通省中部地方整備局
静岡河川事務所長

乙 静岡県榛原郡吉田町長

(32) 静岡河川事務所並びに吉田町における CCTV 画像情報等の利用に関する覚書

【国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所 管理課長】

「静岡河川事務所並びに吉田町におけるCCTV画像情報等の利用に関する覚書」

国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所（以下「甲」という。）並びに吉田町（以下「乙」という。）は、平成26年1月24日に締結された「静岡河川事務所並びに吉田町における CCTV 画像情報等の利用に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（利用情報の内容）

第1条 協定第2条に定める対象範囲は、別紙－1のとおりとする。

（施設の構成と運用）

第2条 協定第4条に定める整備する施設の構成、責任分界並びに設置場所は、別紙－2のとおりとする。

（関係機関の連絡先）

第3条 協定第4条第4項に定める連絡先は、別紙－3のとおりとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 1月24日

甲 国土交通省中部地方整備局
静岡河川事務所 管理課長

乙 吉田町役場 防災課長

別紙－1

◎甲の提供する情報

情 報 の 種 類	箇 所 名
画 像 情 報	(駿河海岸情報)
	大井川河口、川尻、住吉、坂口谷川河口
	(大井川情報)

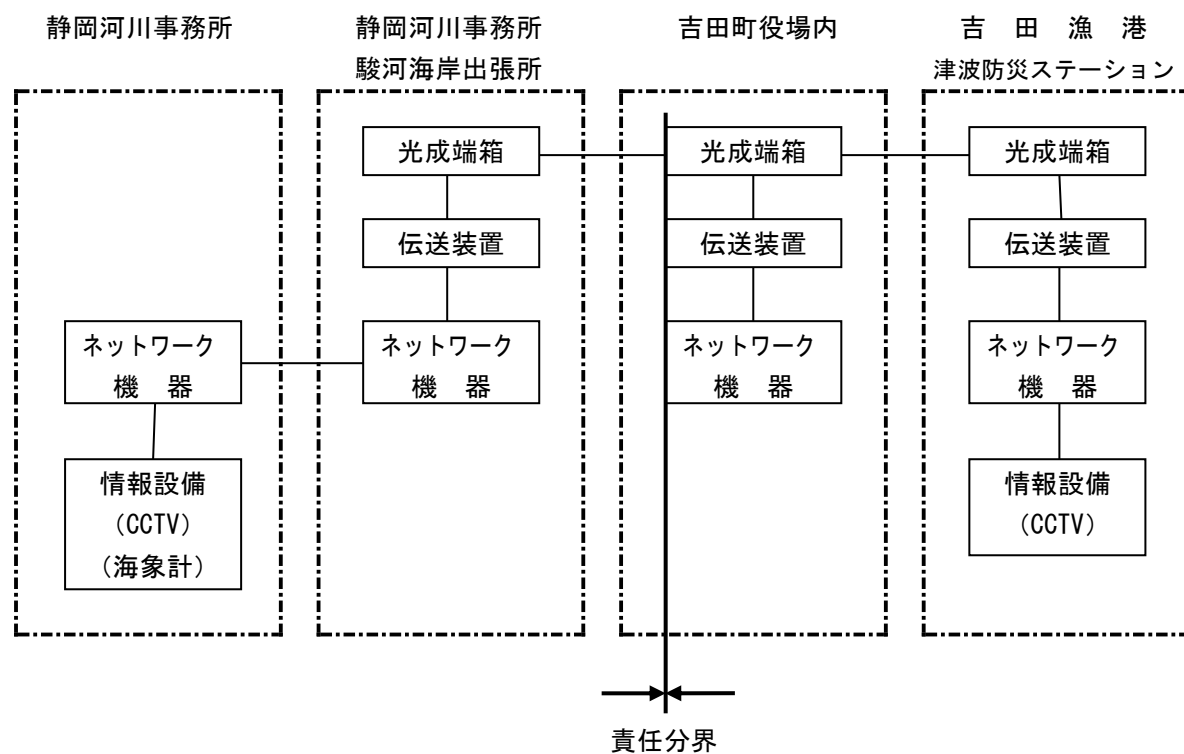
資 料 編
＜共通対策＞

	大井川河口左岸、飯淵、太平橋左岸、大井川中島、 富士見橋左岸、東名大井川橋
海 象 情 報	

◎乙の提供する情報

情 報 の 種 類	箇 所 名
画 像 情 報	吉田港に設置された陸閘及び大幡川水門監視画像

別紙－２



別紙－３（関係機関の連絡先）

機 関 名	担 当 課	連 絡 先
静 岡 河 川 事 務 所	管理課（協定）	０５４－２７３－９１０５
	調査課（施設）	０５４－２７３－９１０４
吉 田 町 役 場	防 災 課	０５４８－３３－２１６４

（33）津波避難シェルターの管理及び使用に関する覚書【南駿河湾漁業協同組合吉田支所】

「津波避難シェルターの管理及び使用に関する覚書」

南駿河湾漁業協同組合吉田支所（以下「甲」という。）と吉田町（以下「乙」という。）は、津波避難シェルターを管理及び使用することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（覚書の趣旨）

第1条 この覚書は、吉田町内において津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に一時避難場所として、乙が南駿河湾漁業協同組合吉田支所荷捌場屋上に設置した津波避難シェルターを甲が管理及び使用することについて必要な事項を定める。

（覚書の期間）

第2条 本覚書期間は、平成27年3月27日から平成28年3月31日までとする。

2 甲又は乙が前項の期間満了の1か月前までに覚書の解除の申出を行わない場合は、この覚書は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（津波発生時における使用期間）

第3条 津波発生時における津波避難シェルターの使用期間は、吉田町内で震度5強以上の地震により吉田漁港の陸間が自動的に閉鎖されたとき、又は乙が津波発生のおそれによる津波避難シェルターへの避難の必要性を認めたときから、津波のおそれがなくなったときまでとする。

（津波避難シェルターの使用における費用）

第4条 津波避難シェルターの使用料は、無料とする。

（津波避難シェルター等の設置に係る使用料）

第5条 津波避難シェルター及びその備品等の設置に係る使用料は、無料とする。

（津波避難シェルター等の破損・消費時等の修繕・補給等に係る費用負担）

第6条 一時避難場所として使用されたことに起因して津波避難シェルター等が破損・消費等された場合は、乙が修繕・補給等に係る費用を負担するものとする。

（鍵の貸与）

第7条 乙は、甲に地震自動開錠防災ボックスの鍵を貸与する。

2 甲は、前項の鍵を適切に保管し、異常を発見したときには速やかに乙に連絡するものとする。

（津波避難シェルターの管理）

第8条 津波避難シェルターの扉が施錠されている場合、甲の職員等が鍵を使用し開錠するものとする。

2 甲は、津波避難シェルター等の破損・消費等を発見したときには、速やかに乙に連絡するものとする。

（津波避難シェルターを使用した避難訓練）

第9条 甲は、津波避難シェルターを使用した訓練を行い、津波避難シェルター等の適切な使用方法や使用手順等の必要な事項を把握しておくものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 津波避難シェルターが一時避難場所として使用された際に発生した事故等については、甲は一切の責任を負わないものとする。

（協議）

第11条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成27年 3 月 27 日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉 5 4 3 6 番地 8 6 4
南駿河湾漁業協同組合吉田支所
担当理事

(乙) 静岡県榛原郡吉田町住吉 8 7 番地
吉田町長

(34) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書【西日本電信電話㈱静岡支店】

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」

吉田町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第 3 条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第 4 条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第 5 条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙 1－1、別紙 1－2 に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第 6 条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、

甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙の双方で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（目的外利用の禁止）

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験、防災訓練及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

（協議事項）

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成27年3月31日

（甲） 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

（乙） 静岡県静岡市葵区城東町5番1号
西日本電信電話株式会社 静岡支店
支店長

〔35〕大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書【静岡県行政書士会】

「大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と静岡県行政書士会（以下「乙」という。）は、吉田町内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）において、相互協力の精神に基づき、被災者支援のために必要な行政書士業務を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、混乱する被災地での被災者の救援により大きく貢献するために、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲が、大規模災害時に吉田町災害対策本部を設置し、かつ、吉田町内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、行政書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務及び別記1に定める業務並びに甲が必要と認める業務とする。

（要請手続き等）

第4条 甲の要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした大規模災害時支援協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲への会員の派遣を行うとともに、被災者支援相談窓口を設置し、その要請に応えるための措置を行うものとする。

3 乙は、前項の措置を行った場合、その状況を甲に通知するものとする。

（大規模災害時の体制整備等）

第5条 乙は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認める場合は、甲の要請に直ちにに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、前条の要請又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、甲、乙協議のうえ、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の行政書士業務で必要となる人件費及び物件費等全ての経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第7条 甲の要請に基づく乙の認める行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（資料の交換及び協議）

第8条 甲及び乙は、この協議に基づく業務が円滑に行えるよう、随時、次の資料を交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 吉田町地域防災計画
- (2) 国及び地方公共団体が作成した防災及び被災地想定資料
- (3) その他必要な資料

（損害の補償）

第9条 甲の申請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期限は、協定の成立した日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成27年 4 月 1 3 日

（甲） 榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

（乙） 静岡市葵区駿府町2番113号
静岡県行政書士会長

別記1（第3条関係）

行政書士が関与できる書類作成業務及び相談業務

1 戸籍その他住民に関する記録に関する業務

- (1) 戸籍に関する届出
- (2) 埋火葬許可及び斎場使用許可に関する申請
- (3) 住民異動に関する届出
- (4) 戸籍等証明書の交付に関する申請
- (5) 印鑑の登録及び証明書の交付に関する申請
- (6) 一般旅券の発給に関する申請
- (7) 臨時運行許可に関する申請

2 住民の福祉に関する業務

- (1) 罹災証明の交付に関する申請
- (2) 災害弔慰金の支給に関する手続
- (3) 災害障害見舞金の支給に関する手続
- (4) 災害援護資金の貸付に関する手続
- (5) 身上の相談（無料相談所の開設）

3 児童の福祉に関する業務

- (1) 保育園の入園・退園に関する届出

資 料 編
<共通対策>

- (2) 放課後児童クラブの利用に関する申込み
- (3) 児童手当の認定等に関する請求
- (4) 児童扶養手当の認定等に関する請求
- (5) 母子家庭等医療費助成に関する申請
- (6) 未熟児養育医療給付に関する申請
- (7) こども医療費助成に関する申請

4 国民健康保険に関する業務

- (1) 国民健康保険の加入及び脱退に関する届出
- (2) 被保険者証等の再交付に関する申請
- (3) 療養費等の給付に関する届出
- (4) 一部負担金の減額及び免除に関する申請
- (5) 負担区分判定に係る基準収入額適用に関する申請

5 後期高齢者医療制度に関する業務

- (1) 医療費の支給に関する届出
- (2) 被保険者証等の再交付に関する届出
- (3) 被保険者資格の取得及び喪失に関する届出
- (4) 負担区分判定に係る基準収入額適用に関する申請
- (5) 保険料算定の基礎となる簡易申告書の提出
- (6) 保険料納付額に関する照会
- (7) 保険料の徴収猶予並びに減額及び免除に関する申請

6 国民年金に関する業務（社労業務取扱証明書の交付を受けた会員に限る。）

- (1) 国民年金の加入及び脱退に関する手続
- (2) 国民年金の免除に関する申請
- (3) 年金手帳及び年金証書の再交付に関する申請
- (4) 年金受給に関する届出

7 国民健康保険税に関する業務

- (1) 国民健康保険税の減額、免除及び還付に関する申請
- (2) 非自発的失業者に係る申請
- (3) 国民健康保険税算定の基礎となる簡易申告書等の提出
- (4) 国民健康保険税への充当に関する承諾
- (5) 国民健康保険税の納税証明の申請
- (6) 国民健康保険税納付額のお知らせ

8 町営住宅等の家賃等に関する業務

町営住宅等の家賃等の減免及び執行猶予に関する申請

9 教育に関する業務

- (1) 就学に関する届出
- (2) 特別支援教育就学奨励費事業に係る認定及び支給に関する申請

(36) 災害時における相互応援に関する協定書【福岡県八女市】

「災害時における相互応援に関する協定書」

(目的)

第1条 この協定は、福岡県八女市及び静岡県吉田町（以下「両市町」という。）の区域内に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、両市町が相互の応援により適切な対応が図れるよう基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の物資及び当該物資の供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な物資及び応急復旧に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請を受けた事項

(応援の要請)

第3条 両市町の長は、相互に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援を要請した市町（以下「要請市町」という。）の長は、応援の要請を受けた市町（以下「応援市町」という。）の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援市町の長は、応援の内容を電話等により要請市町の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 両市町の長は、緊急に応援を行う必要があると判断する場合には、前条第1項の規定による要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を実施する市町の長は、その内容について応援を受ける市町の長へ速やかに連絡するものとする。

(応援に従事する者の指揮)

第5条 この協定に基づく応援に従事する者（以下「応援従事者」という。）は、応援を受ける市町の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第6条 応援市町から要請市町までの往復に要する費用は、原則として応援市町の負担とし、要請市町の区域内において応援に要した費用は、要請市町の負担とする。

2 要請市町において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、要請市町の求めにより応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 応援従事者が応援に係る業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援に係る業務の従事中に生じたものについては原則として要請市町が、当該従事場所への往復経路の途中において生じたものについては応援市町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

4 前各項の規定によりがたいときは、その都度、両市町で協議して定める。

（平常時の活動）

第7条 両市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時において、次に掲げる活動を行うよう努めるものとする。

（1） 総合的な防災対策を実施するための調査研究及び情報交換

（2） 応援の受入れ体制の整備

（3） 前2号に掲げるもののほか、応援の円滑な実施のため必要と認める事項

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成28年3月31日とする。ただし、有効期間満了の日までに両市町から意思表示がないときは、この協定は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 両市町は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度両市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年7月16日

福岡県八女市本町647番地
八女市長

静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

（37）静岡県立吉田特別支援学校を福祉避難所として使用する覚書【静岡県立吉田特別支援学校】

「静岡県立吉田特別支援学校を福祉避難所として使用する覚書」

静岡県立吉田特別支援学校長（以下「甲」という。）と吉田町長（以下「乙」という。）との間において、静岡県行政財産静岡県立吉田特別支援学校（以下「行政財産」という。）を福祉避難所として使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、乙が、甲の所管する行政財産を、災害時における住民の福祉避難所として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「福祉避難所」とは、避難所での生活に支障を来すおそれのある高齢者及

び障がいのある人のために乙が設置する２次的な避難所をいう。

（使用施設）

第３条 乙が福祉避難所として使用する行政財産は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 本館校舎（５階部分）
- (2) 福祉実習棟
- (3) 前２号に掲げる施設のほか、甲が認める施設

（申請等）

第４条 乙は、行政財産を使用する場合は、静岡県財産規則（昭和３９年静岡県規則第１４号。以下「規則」という。）に規定する行政財産使用許可申請書（以下「申請書」という。）を甲に提出しなければならない。ただし、乙が申請書を甲に提出する暇がないときは、電話等で要請し、事後に申請書を甲に提出することができる。

（許可）

第５条 甲は、前条の申請書を受理したときは、乙に規則に規定する行政財産使用許可書を交付し、その使用を許可するものとする。ただし、前条ただし書に規定する要請を受けたときは、その使用を許可するものとし、乙に電話等で連絡するものとする。

２ 甲は、前項に規定する許可について、管理上必要な条件を付することができる。

（期間等）

第６条 行政財産の使用期間は７日間以内とし、必要に応じて甲乙協議の上、延長できるものとする。

２ 乙は当該行政財産の使用を終了したときは、甲に対し、書面で行政財産使用の終了を通知するものとする。

（現状変更の制限）

第７条 乙は、行政財産の現状を変更するときは、甲の承諾を得なければならない。

（原状回復義務）

第８条 乙は、行政財産の使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、当該行政財産を原状に回復して返還しなければならない。

（使用料免除）

第９条 甲は、乙が使用する行政財産の使用料の全部を免除するものとする。

（費用の負担）

第１０条 当該行政財産の附帯設備の使用に要した経費は、原則として乙の負担とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（規則等の遵守）

第１１条 乙は、行政財産の使用に当たっては、この覚書に定めるもののほか、規則及び甲が別に定める許可条件を遵守しなければならない。

（許可の取消し）

第１２条 甲が、当該行政財産を必要とするとき又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は使用許可を取り消しし、又は変更することができる。

２ 甲は、前項に規定する使用許可の取消し又は変更により乙に損失が生じても、甲は、その損失を補償しないものとする。

（覚書の有効期間等）

第１３条 この覚書は、当該行政財産の形状変更により福祉避難所としての要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。

２ 当該行政財産の形状変更等により福祉避難所としての要件を欠く事由が発生したときは、直ちに、甲は乙に対し書面をもって連絡するものとする。

（現状の把握）

第１４条 乙は、当該行政財産の現状を把握するため、次の各号に掲げる事項について、甲に対し照

会することができる。

- (1) 施設管理者、同代理者（教頭等）及び当該行政財産近辺に居住する職員（施設使用時に吉田町職員とともに施設管理を行うことのできる役付職員）の氏名、住所及び連絡先。
- (2) 施設を使用する時に影響のある事項
（その他）

第15条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月1日

甲 静岡県榛原郡吉田町片岡2130番地
静岡県吉田特別支援学校
校 長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

〔38〕 災害時物資供給支援協力に関する協定書【イオンビッグ株式会社】

「災害時物資供給支援協力に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）とマックスバリュ東海株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙が、甲の要請に応じて、災害時に必要となる生活必需品等の物資（以下「物資」という。）を供給する協力を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

（協力内容）

第1条 乙が、この協定に基づいて甲に対して行う協力は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる物資を多く保有するように努めること。
- (2) 甲の要請に基づき、物資の提供に努めること。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対して物資を供給するように要請しようとするときは、物資供給要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙の本社総務部に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資供給）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、直ちに供給を要請された物資を甲が指定する場所に納入するとともに、納入通知書を甲に送付するものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。ただし、甲が指定する場所への納入が困難な場合は、甲乙協議して、納入場所を変更するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車輛を優先して通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第4条 乙が甲の要請に応じて納入した物資の調達に係る経費及び搬送に係る経費は、乙の請求に基

づいて甲が負担するものとする。この場合、乙は、通常の営業で設定する販売価格によることなしに、甲の負担を可能な限り軽減するように努めるものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、30日以内に代金を支払うものとする。ただし、当該期間内での支払が困難な場合は、甲乙協議して、支払時期を決定するものとする。

（情報共有）

第5条 甲と乙とは、この協定に基づく物資の供給が円滑に行われるように物資の在庫状況に関する情報を常に共有するものとする。

（連絡責任者の報告）

第6条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を定め、災害時物資供給支援協力に関する協定に係る連絡責任者（様式第2号。以下「報告書」という。）をもって相手方に報告するものとする。

2 報告書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容を記載した報告書を相手方に提出するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、乙が、物資の供給に協力することができなくなる事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙協議して、この協定を継続する必要があると判断した場合は、この限りでない。

（定めのない事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年10月 4日

（甲）静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

（乙）愛知県名古屋市中村区名駅5丁目25番8号
イオンビッグ株式会社
代表取締役社長

別表（第1条関係）

■ 災害に主たる必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、ベビーフード、缶詰（イージーオープン）	食料品 ご飯パック、食パン、レトルト食品、菓子類
生活必需品 紙おむつ（子供用、大人用）、生理用品、ラジ	生活必需品 タオル、肌着、靴下、軍手、雑巾、ガムテー

オ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器、ラップ、ウェットティッシュ、ゴミ袋、ろうそく、絆創膏、化膿止め、蚊取り線香（夏季）、使い捨てカイロ（冬季）	プ、ビニール紐、カセットボンベ、歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー、マスク、ハンドソープ、下痢止め、胃薬、アルコール消毒液、うがい薬

(39) 災害時物資供給支援協力に関する協定書【㈱ノジマ】

「災害時物資供給支援協力に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と株式会社ノジマ（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙が、甲の要請に応じて、災害時に必要となる生活必需品等の物資（以下「物資」という。）を供給する協力を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

（協力内容）

第1条 乙が、この協定に基づいて甲に対して行う協力は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる物資を多く保有するように努めること。
- (2) 甲の要請に基づき、物資の提供に努めること。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対して物資を供給するように要請しようとするときは、物資供給要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資供給）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、直ちに供給を要請された物資を甲が指定する場所に納入するとともに、納入通知書を甲に送付するものとする。ただし、甲が指定する場所への納入が困難な場合は、甲乙協議して、納入場所を変更するものとする。

（費用負担）

第4条 乙が甲の要請に応じて納入した物資の調達に係る経費及び搬送に係る経費は、乙の請求に基づいて甲が負担するものとする。この場合、乙は、通常の営業で設定する販売価格によることなしに、甲の負担を可能な限り軽減するように努めるものとする。

- 2 甲は、乙から前項の請求があったときは、30日以内に代金を支払うものとする。ただし、当該期間内での支払が困難な場合は、甲乙協議して、支払時期を決定するものとする。

（情報共有）

第5条 甲と乙とは、この協定に基づく物資の供給が円滑に行われるように物資の在庫状況に関する情報を常に共有するものとする。なお、物資の在庫数量については、甲乙協議して状況に応じた目標数量を定めるものとする。

（連絡責任者の報告）

第6条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を定め、災害時物資供給支援協力に関する協定に係る連絡責任者（様式第2号。以下「報告書」という。）をもって相手方に報告するものとする。

- 2 報告書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容を記載した報告書を相手方に提出するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、乙が、物資の供給に協力することができなくなる事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙協議して、この協定を継続する必要がないと判断した場合は、この限りでない。

（定めのない事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年10月 4日

（甲）静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

（乙）神奈川県相模原市中央区横山1-1-1
株式会社ノジマ
代表取締役

別表（第1条関係）

■ 災害に主たる必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 （概ね発災～3日間程度）	その後に必要な物資
乙の吉田町に所在する店舗（ノジマ吉田店）内に存する販売用商品全部。ただし、身分証明書提示や契約が必要な商品は除く。	株式会社ノジマで通常の営業で取り扱っている全商品。ただし、身分証明書提示や契約が必要な商品は除く。

（40）災害時荷捌き拠点に関する協定書【イオンビッグ株式会社・㈱ノジマ】

「災害時荷捌き拠点に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）とマックスバリュ東海株式会社（以下「乙」という。）と株式会社ノジマ（以下「丙」という。）とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙及び丙の運営する店舗の駐車場（以下「店舗駐車場」という。）を被災者支援のための物資の集積場、配送場又は配給場（以下「荷捌き拠点」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用要請）

第1条 乙及び丙は、甲が店舗駐車場を荷捌き拠点として使用しなければならない事態が生じたときは、甲の要請に応じて店舗駐車場を甲に使用させるものとする。

資 料 編
<共通対策>

- 2 前項の要請は、甲が、店舗駐車場使用要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙及び丙に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（使用承諾）

第2条 乙及び丙は、前条の規定により、要請書をもって要請を受けたときは、店舗駐車場使用承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を甲に交付して、その使用を承認するものとする。なお、承認書には、使用させようとする範囲を図示した書類を添付するものとする。

- 2 乙及び丙は、前条ただし書きの規定により要請を受けたときは、概ね使用させる範囲を電話等で甲に連絡することによって使用を認めるものとし、要請書の提出を受けた後に、前項の手続きを行うものとする。

（使用期間）

第3条 甲の当該要請に係る店舗駐車場の使用期間は、6か月以内とする。ただし、必要に応じ、甲乙協議して試用期間を延長することができる。

- 2 甲は、店舗駐車場の使用を終了したときは、乙及び丙に対し、店舗駐車場使用終了届（様式第3号。以下「終了届」という。）を提出するものとする。

（現状変更の制限）

第4条 甲は、店舗駐車場を使用するに当たっては、乙及び丙の承認を得なければ店舗駐車場の現状を変更することができない。

（現状回復義務）

第5条 甲は、店舗駐車場の使用を終了したとき又は使用承認を受けた店舗駐車場の範囲の一部について返還しようとするときは、返還しようとする店舗駐車場を原状に回復して返還しなければならない。

（費用の負担）

第6条 店舗駐車場の賃借料は、無償とする。

- 2 店舗駐車場の付帯設備の利用に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、乙及び丙が特に認める場合は、この限りでない。

（承認の取消）

第7条 乙及び丙は、使用を承認した店舗駐車場の範囲の全部又は一部についてやむを得ず返還を求めなければならない事情が生じたとき、又は甲にこの協定に違反する行為があると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に係る連絡責任者を定め、災害時荷捌き拠点に関する協定に係る連絡責任者報告書（様式第4号。以下「報告書」という。）をもって相手方に報告するものとする。

- 2 報告書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容を記載した報告書を相手方に提出するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、店舗駐車場の形状変更等により荷捌き拠点としての用途に供することができなくなる事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙協議して、当該店舗駐車場を荷捌き拠点として使用する必要がないと判断した場合は、この限りでない。

（定めのない事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年10月 4日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(乙) 愛知県名古屋市中村区名駅5丁目25番8号
イオンビッグ株式会社
代表取締役社長

(丙) 神奈川県相模原市中央区横山1-1-1
株式会社ノジマ
代表取締役

(41) 災害時物資供給支援協力に関する協定書【㈱杏林堂グループホールディングス】

「災害時物資供給支援協力に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と株式会社杏林堂グループホールディングス（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙が、甲の要請に応じて、災害時に必要となる生活必需品等の物資（以下「物資」という。）を供給する協力を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

（協力内容）

第1条 乙が、この協定に基づいて甲に対して行う協力は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる物資を多く保有するように努めること。
- (2) 甲の要請に基づき、物資の提供に努めること。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対して物資を供給するように要請しようとするときは、物資供給要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資供給）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、直ちに供給を要請された物資を甲が指定する場所に納入するとともに、納入通知書を甲に送付するものとする。ただし、甲が指定する場所への納入が困難な場合は、甲乙協議して、納入場所を変更するものとする。

（費用負担）

第4条 乙が甲の要請に応じて納入した物資の調達に係る経費及び搬送に係る経費は、乙の請求に基づいて甲が負担するものとする。この場合、乙は、通常の営業で設定する販売価格によることなしに、甲の負担を可能な限り軽減するように努めるものとする。

資 料 編
＜共通対策＞

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、30日以内に代金を支払うものとする。ただし、当該期間内での支払が困難な場合は、甲乙協議して、支払時期を決定するものとする。

（情報共有）

第5条 甲と乙とは、この協定に基づく物資の供給が円滑に行われるように物資の在庫状況に関する情報を常に共有するものとする。なお、物資の在庫数量については、甲乙協議して状況に応じた目標数量を定めるものとする。

（連絡責任者の報告）

第6条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を定め、災害時物資供給支援協力に関する協定に係る連絡責任者報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）をもって相手方に報告するものとする。

2 報告書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容を記載した報告書を相手方に提出するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、乙が、物資の供給に協力することができなくなる事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙協議して、この協定を継続する必要がないと判断した場合は、この限りでない。

（定めのない事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 3 月 5 日

（甲）静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地
吉田町長

（乙）静岡県浜松市中区板屋町 111 番地の 2
浜松アクトタワー13 階
株式会社杏林堂グループホールディングス
代表取締役

別表（第1条関係）

■ 災害に主たる必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 （概ね発災～3日間程度）	その後に必要な物資

乙の吉田町に所在する店舗（杏林堂吉田店）内に存する販売用商品全部。	株式会社杏林堂薬局で通常の営業で取り扱っている全商品。

（42）災害時荷捌き拠点に関する協定書【㈱杏林堂グループホールディングス】

「災害時荷捌き拠点に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と株式会社杏林堂グループホールディングス（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙の運営する店舗の駐車場（以下「店舗駐車場」という。）を被災者支援のための物資の集積場、配送場又は配給場（以下「荷捌き拠点」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用要請）

- 第1条 乙は、甲が店舗駐車場を荷捌き拠点として使用しなければならない事態が生じたときは、甲の要請に応じて店舗駐車場を甲に使用させるものとする。
- 2 前項の要請は、甲が、店舗駐車場使用要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（使用承認）

- 第2条 乙は、前条の規定により、要請書をもって要請を受けたときは、店舗駐車場使用承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を甲に交付して、その使用を承認するものとする。
- なお、承認書には、使用させようとする範囲を図示した書類を添付するものとする。
- 2 乙は、前条ただし書きの規定により要請を受けたときは、概ね使用させる範囲を電話等で甲に連絡することによって使用を認めるものとし、要請書の提出を受けた後に、前項の手続きを行うものとする。

（使用期間）

- 第3条 甲の当該要請に係る店舗駐車場の使用期間は、6か月以内とする。ただし、必要に応じ、甲乙協議して使用期間を延長することができる。
- 2 甲は、店舗駐車場の使用を終了したときは、乙に対し、店舗駐車場使用終了届（様式第3号。以下「終了届」という。）を提出するものとする。

（現状変更の制限）

- 第4条 甲は、店舗駐車場を使用するに当たっては、乙の承認を得なければ店舗駐車場の現状を変更することができない。

（原状回復義務）

- 第5条 甲は、店舗駐車場の使用を終了したとき又は使用承認を受けた店舗駐車場の範囲の一部について返還しようとするときは、返還しようとする店舗駐車場を原状に回復して返還しなければならない。

（費用の負担）

第6条 店舗駐車場の賃借料は、無償とする。

2 店舗駐車場の付帯設備の利用に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、乙が特に認める場合は、この限りでない。

（承認の取消）

第7条 乙は、使用を承認した店舗駐車場の範囲の全部又は一部についてやむを得ず返還を求めなければならない事情が生じたとき、又は甲にこの協定に違反する行為があると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を定め、災害時荷捌き拠点に関する協定に係る連絡責任者報告書（様式第4号。以下「報告書」という。）をもって相手方に報告するものとする。

2 報告書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容を記載した報告書を相手方に提出するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、店舗駐車場の形状変更等により荷捌き拠点としての用途に供することができなくなる事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙協議して、当該店舗駐車場を荷捌き拠点として使用する必要がないと判断した場合は、この限りでない。

（定めのない事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 3 月 5 日

（甲） 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地
吉田町長

（乙） 静岡県浜松市中区板屋町 111 番地の 2
浜松アクトタワー13 階
株式会社杏林堂グループホールディングス
代表取締役

（43）災害時物資供給支援協力に関する協定書【㈱ソルーナ】

「災害時物資供給支援協力に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と株式会社ソルーナ（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙が、甲の要請に応じて、災害時に必要となる生活必需品等の物資（以下「物資」という。）を供給する協力を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

（協力内容）

第1条 乙が、この協定に基づいて甲に対して行う協力は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる物資を多く保有するように努めること。
- (2) 甲の要請に基づき、物資の提供に努めること。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対して物資を供給するように要請しようとするときは、物資供給要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資供給）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、直ちに供給を要請された物資を甲が指定する場所に納入するとともに、納入通知書を甲に送付するものとする。ただし、甲が指定する場所への納入が困難な場合は、甲乙協議して、納入場所を変更するものとする。

（費用負担）

第4条 乙が甲の要請に応じて納入した物資の調達に係る経費及び搬送に係る経費は、乙の請求に基づいて甲が負担するものとする。この場合、乙は、通常の営業で設定する販売価格によることなしに、甲の負担を可能な限り軽減するように努めるものとする。

- 2 甲は、乙から前項の請求があったときは、30日以内に代金を支払うものとする。ただし、当該期間内での支払が困難な場合は、甲乙協議して、支払時期を決定するものとする。

（情報共有）

第5条 甲と乙とは、この協定に基づく物資の供給が円滑に行われるように物資の在庫状況に関する情報を常に共有するものとする。なお、物資の在庫数量については、甲乙協議して状況に応じた目標数量を定めるものとする。

（連絡責任者の報告）

第6条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を定め、災害時物資供給支援協力に関する協定に係る連絡責任者報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）をもって相手方に報告するものとする。

- 2 報告書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容を記載した報告書を相手方に提出するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、乙が、物資の供給に協力することができなくなる事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙協議して、この協定を継続する必要がないと判断した場合は、この限りでない。

（定めのない事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月11日

（甲）静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(乙) 静岡県焼津市高新田 1416 番地
株式会社ソルーナ
代表取締役社長

別表（第 1 条関係）

■ 災害に主たる必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3 日間程度)	その後に必要な物資
乙の吉田町に所在する店舗（吉田インター店）内に存する販売用商品全部。ただし、身分証明書提示や契約が必要な商品は除く。	株式会社ソルーナで通常の営業で取り扱っている全商品。ただし、身分証明書提示や契約が必要な商品は除く。

(44) 災害時荷捌き拠点に関する協定書【㈱ソルーナ】

「災害時荷捌き拠点に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と株式会社ソルーナ（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙、マックスバリュ東海株式会社及び株式会社ノジマの運営する店舗の駐車場（以下「店舗駐車場」という。）を被災者支援のための物資の集積場、配送場又は配給場（以下「荷捌き拠点」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用要請）

第 1 条 乙は、甲が店舗駐車場を荷捌き拠点として使用しなければならない事態が生じたときは、甲の要請に応じて店舗駐車場を甲に使用させるものとする。

2 前項の要請は、甲が、店舗駐車場使用要請書（様式第 1 号。以下「要請書」という。）を乙に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（使用承認）

第 2 条 乙は、前条の規定により、要請書をもって要請を受けたときは、店舗駐車場使用承認書（様式第 2 号。以下「承認書」という。）を甲に交付して、その使用を承認するものとする。なお、承認書には、使用させようとする範囲を図示した書類を添付するものとする。

2 乙は、前条ただし書きの規定により要請を受けたときは、概ね使用させる範囲を電話等で甲に連絡することによって使用を認めるものとし、要請書の提出を受けた後に、前項の手続きを行うもの

とする。

（使用期間）

第3条 甲の当該要請に係る店舗駐車場の使用期間は、6 か月以内とする。ただし、必要に応じ、甲乙協議して使用期間を延長することができる。

2 甲は、店舗駐車場の使用を終了したときは、乙に対し、店舗駐車場使用終了届（様式第3号。以下「終了届」という。）を提出するものとする。

（現状変更の制限）

第4条 甲は、店舗駐車場を使用するに当たっては、乙の承認を得なければ店舗駐車場の現状を変更することができない。

（原状回復義務）

第5条 甲は、店舗駐車場の使用を終了したとき又は使用承認を受けた店舗駐車場の範囲の一部について返還しようとするときは、返還しようとする店舗駐車場を原状に回復して返還しなければならない。

（費用の負担）

第6条 店舗駐車場の賃借料は、無償とする。

2 店舗駐車場の付帯設備の利用に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、乙が特に認める場合は、この限りでない。

（承認の取消）

第7条 乙は、使用を承認した店舗駐車場の範囲の全部又は一部についてやむを得ず返還を求めなければならない事情が生じたとき、又は甲にこの協定に違反する行為があると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を定め、災害時荷捌き拠点に関する協定に係る連絡責任者報告書（様式第4号。以下「報告書」という。）をもって相手方に報告するものとする。

2 報告書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更後の内容を記載した報告書を相手方に提出するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、店舗駐車場の形状変更等により荷捌き拠点としての用途に供することができなくなる事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙協議して、当該店舗駐車場を荷捌き拠点として使用する必要がないと判断した場合は、この限りでない。

（定めのない事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 3 月 1 1 日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地
吉田町長

(乙) 静岡県焼津市高新田 1416 番地
株式会社ソルーナ
代表取締役社長

(45) 災害における物資供給に関する協定書【NP0 法人コメリ災害対策センター】

「災害時における物資供給に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と NP0 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に災害対策を必要とするところへ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第 3 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が要請する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 3 条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を文書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が行うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議して速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年12月12日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

新潟県新潟市南区清水4501番地1
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

(46) 平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する吉田町と静岡県弁護士会との協定書

【静岡県弁護士会】

「平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する

吉田町と静岡県弁護士会との協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と 静岡県弁護士会（以下「乙」という。）とは、平時の災害対策及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合(以下「災害時」という。)において、乙が実施する被災者への情報提供支援活動、被災者法律相談及び生活再建支援活動等の被災者支援活動（以下「被災者支援活動」という。）の事前準備及び取扱等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 甲及び乙は、平時における災害対策及び災害時における被災者支援活動において連携することにより、町民の安心と安全を確保し、また、災害時における円滑で効果的な被災者支援活動の実施により被災者の不安解消、法的問題の解決及び生活再建等につなげるため、本協定を定める。

(平時の災害対策)

第2条 甲及び乙は、前条の趣旨を実現するため、平時の災害対策において、適宜必要に応じて協議し、連携する。

(被災者支援活動従事者の派遣)

第3条 乙は、災害時に甲から被災者支援活動実施の要請を受けた場合、可及的速やかに乙又は他弁護士会所属弁護士の中から被災者支援活動担当者を選出し、実施する。

(実施期間)

第4条 被災者支援活動の実施期間は、甲乙協議して定める。

(被災者支援活動の報告)

第5条 乙は、甲に対し、甲の求めに応じ、被災者支援活動の実施状況を適宜報告する。

(被災者支援活動実施の連絡及び広報)

第6条 乙が、吉田町を対象とした被災者支援活動を実施する場合において（甲の要請によらない場合を含む）、乙が、甲に対し、その内容、開催場所及び開催日時等を連絡したときには、甲は可能な限りでその広報に協力する。

(支援情報の活用等)

第7条 甲及び乙は、被災者に対し災害時に必要な情報を効果的に提供するため、乙が作成する災害時Q&A集（静岡県弁護士会ニュース）その他の支援情報等の活用並びに町民及び甲職員への周知について、相互に協力する。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、業務上知り得た秘密や個人情報等を第三者に漏らしてはならない。この協定の有効期間満了後も同様とする。

(有効期間)

第9条 本協定は、締結の日から効力を発生する。

2 本協定の有効期間は、協定の効力発生の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通ずつを所持する。

平成31年3月22日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地

吉田町長

(乙) 静岡市葵区追手町10番80号
静岡県弁護士会
会 長

〔47〕 災害における応急対策業務に関する協定書【吉田町災害復旧支援会】

「災害時における応急対策業務に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と吉田町災害復旧支援会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策業務に関し、甲及び乙が実施する内容等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請及び要請方法）

第2条 甲は、災害時において、応急対策業務の要請が必要と認める場合は、次に掲げる事項について、乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 災害予防活動
- (2) 人命救助活動
- (3) 緊急災害復旧活動
- (4) その他必要な活動

2 前項の要請にあたっては、甲は場所、状況、作業内容その他必要と認める事項を口頭、電話、その他の方法により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条第1項の規定により協力要請があった場合は、協力するものとし、乙に所属する会員（以下「所属会員」という。）が保有する労働力と建設資機材等を勘案し、速やかに応急対策業務を実施するものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、前条の規定による応急対策業務を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 実施期間及び場所
- (2) 作業内容
- (3) 従事した所属会員名
- (4) 使用した建設資機材等の内訳
- (5) その他必要な事項

（経費の負担及び請求）

第5条 乙が実施した応急対策業務に要した経費（以下「経費」という。）は、甲が負担す

るものとする。

2 経費は、災害時直前の適正価格を基準とし、甲乙協議し、決定するものとする。

3 乙は、前項の決定に基づき、甲に請求するものとする。

（建設車両等の報告）

第6条 乙は、災害時における応急対策業務が円滑に実施できるよう、所属会員の名簿並びに所属会員ごとに保有する建設車両及び重機（以下「車両等」という。）の台数を毎年4月に甲に報告するものとし、車両等の台数に変更が生じたときは、その都度、報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議し、決定するものとする。

（協定の効力）

第8条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通ずつを所持する。

令和元年6月24日

（甲） 吉田町長

（乙） 吉田町災害復旧支援会
会長

（48）災害における支援物資の輸送等に関する協定書【株式会社丸総】

「災害時における支援物資の輸送等に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と株式会社丸総（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、支援物資の輸送、一時保管、仕分け等（以下「支援物資の輸送等」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、支援物資の輸送等の要請が必要と認める場合は、次に掲げる業務（以下「災害支援業務」という。）について、乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 甲が災害時に開設する物資集積場所から甲が指定する場所への支援物資の輸送
- (2) 乙及び乙の協力会社（以下「防災協力会」という。）が所有する倉庫における支援物資の一時保管及び当該倉庫から甲が指定する場所への支援物資の輸送
- (3) 甲が災害時に開設する物資集積場所での仕分け（人員の派遣を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に甲から要請する業務
（要請の方法）

第3条 前条の要請は、災害支援業務の内容、場所その他必要と認める事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がない場合は、口頭、電話その他の方法により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から災害支援業務の協力要請があった場合は、特別な理由がない限り、協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条に規定する災害支援業務を実施した場合は、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がない場合は、口頭、電話その他の方法により報告を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害支援業務の内容
- (2) 実施期間及び場所
- (3) 使用した車両及び資機材の内訳
- (4) 従事した人数
- (5) その他必要な事項

（経費の負担及び請求）

第6条 乙が実施した災害支援業務に要した経費（以下「経費」という。）は、原則、甲が負担するものとする。ただし、支援物資の一時保管場所として使用する倉庫の賃借料は無償とする。

2 経費は、災害時直前の適正価格を基準とし、甲乙協議し、決定するものとする。

3 乙は、前項の決定に基づき、甲に請求するものとする。

（事故等）

第7条 乙は、災害支援業務において使用する車両及び資機材が故障その他の理由により使用できなくなったため災害支援業務を中断した場合は、速やかに当該車両及び必要資機材を交換して災害支援業務を継続するよう努めなければならない。

2 乙は、災害支援業務の実施に際し事故が発生した場合は、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第8条 災害支援業務の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議し定めるものとする。

（補償）

第9条 災害支援業務に従事した者が、当該災害支援業務において、負傷、疾病及び死亡した場合の災害補償等については、乙の責任において行うものとする。

（車両等の報告）

第10条 乙は、災害時における災害支援業務が円滑に実施できるよう、乙の所有する車両、倉庫、資機材等（以下「車両等」という。）を協定締結後に速やかに報告するものとし、車両等に変更が生じたときは、その都度、報告するものとする。

2 車両等の報告は、防災協力会においても同様とする。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

（協定の効力）

第 11 条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通ずつを所持する。

令和元年 6 月 2 7 日

（甲） 吉田町住吉 8 7 番地

吉田町長

（乙） 吉田町神戸 3 0 7 5 番地の 1

株式会社 丸総

代表取締役社長

（49）災害時における救援物資提供に関する協定書【ダイードリッコ(株)中部第二支店】

「災害時における救援物資提供に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）とダイードリッコ株式会社中部第二支店（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 吉田町内に震度 5 弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、同町に対策本部が設置され、甲から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第 1 項の要請があった時は、吉田町教育委員会が所管する施設に設置している災害停電時飲料提供型自動販売機（緊急事態及びその他災害対応型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するほか、別紙のとおり各施設に保管されている備蓄水等の物資を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第 1 項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

資 料 編
＜共通対策＞

(期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第4条 この協定に定めるものの他、この協定に実施に関して必要な事柄、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
静岡県榛原郡吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町神戸1283番地
ダイードリンコ株式会社
中部第二支店長

別紙

保管先施設名	保管先数量	保管先商品	備考
吉田町 学習ホール	10ケース	飲料水 ダイドーミウ	1ケース 500ペット24本入
吉田町 総合体育館	30ケース	飲料水 ダイドーミウ	1ケース 500ペット24本入
吉田町 体育センター	10ケース	飲料水 ダイドーミウ	1ケース 500ペット24本入

(50) 災害時における救援物資提供に関する協定書【FVジャパン㈱静岡支店】

「災害時における救援物資提供に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）とFVジャパン株式会社静岡支店（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 吉田町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、同町に対策本部が設置され、甲から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、吉田町教育委員会が所管する施設に設置している災害対応型自動販売機（緊急事態及びその他災害対応型）の機内在庫の製品及び貴営業所在庫の製品、備蓄水等を可能な限り甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めるものの他、この協定に実施に関して必要な事柄、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
静岡県榛原郡吉田町長

乙 静岡県静岡市清水区長崎86番地
FVジャパン株式会社
静岡支店長

（51）災害時における救援物資提供に関する協定書【東海ビバレッジサービス(株)島田支店】

「災害時における救援物資提供に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と東海ビバレッジサービス株式会社島田支店（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 吉田町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、同町に対策本部が設置され、甲から物資の提供について要請があった時、

乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、吉田町教育委員会が所管する施設に設置している災害対応型自動販売機（緊急事態及びその他災害対応型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めるものの他、この協定に実施に関して必要な事柄、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
静岡県榛原郡吉田町長

乙 静岡県島田市阪本835-1
東海ビバレッジサービス株式会社
島田支店長

(52) 災害に係る情報発信等に関する協定【ヤフー㈱】

「災害に係る情報発信等に関する協定」

吉田町（以下「甲」という。）ヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、吉田町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（本協定における取組）

第2条 本協定における取組の内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営

するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

- (2) 甲が、吉田町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲が、吉田町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 甲が、災害発生時の吉田町内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 甲が、吉田町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 2 年 6 月 1 日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉 8 7 番地
吉田町長

乙 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
ヤフー株式会社代表取締役

（53）災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定書【一般社団法人静岡県トラック協会】

「災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県トラック協会（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する物資等の緊急・救援輸送等の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、静岡県内に災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う災害時等の物資の緊急・救援輸送業務等に関する協力要請に対し必要な事項を定める。

（業務の内容）

第 2 条 甲が乙に対し協力要請する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）物資の緊急・救援輸送（車上受け、車上渡しを原則とする。）
- （2）資機材の提供
- （3）緊急・救援輸送業務に関する情報収集

（輸送等）

第 3 条 乙又は乙の会員は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、輸送業務等を行うよう努める。

（要請の手続き）

第 4 条 甲は、第 2 条の規定により要請するときは、緊急・救援輸送要請書（様式 1）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により要請を乙又は乙の会員に行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後すみやかに緊急・救援輸送要請書を乙に提出するものとする。

3 甲は、乙の会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

4 乙は、甲の要請により輸送業務を行ったときは、輸送内容を緊急・救援輸送実施報告書（様式 2）により甲に提出するものとする。

5 前 4 項を行うため、甲及び乙は、本協定に関する担当部署等を定めるとともに、電話番号そ

の他連絡に必要な事項を連絡体制表（様式３）によりあらかじめ相互に通知するものとする。

（経費の負担）

第５条 第２条の規定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における国が告示した標準的な運賃及び附帯する料金とし、使用した資機材費用については、甲乙協議して定めるものとする。

（損害賠償）

第６条 甲は、その責に帰する理由により、事業用自動車及び作業時に使用する資機材を損傷又は滅失した時は、その損害を補償する。

（災害補償）

第７条 甲は、甲の指示により、第２条の規定による業務以外の業務に従事した乙の会員が、業務に従事したことに起因し、当該乙の会員の責に帰することが出来ない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和３７年静岡県条例第４９号）」に準じたその損害を補償する。ただし、甲は、当該従事者（乙の会員）が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定の有効期間）

第８条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の３０日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して１年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降同様とする。

（疑義等の決定）

第９条 この協定に定めのない事項については、当該運送事業者が定めた運送約款（標準貨物自動車運送約款を含む。）を準用するほか、疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和３年２月１日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉８７
吉田町長

乙 静岡県静岡市駿河区池田１２６－４
一般社団法人静岡県トラック協会
会 長

(54) 災害時の下水道施設における応急対策支援業務に関する協定書

「災害時の下水道施設における応急対策支援業務に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）とクボタ環境サービス株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において、乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の応急対策支援業務（以下「支援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、乙が行う支援業務に関して基本的な事項を定め、支援業務の円滑な実施により、災害により被害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 本協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 本協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- （1） 暴風、竜巻、豪雨、落雷、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象
- （2） その他甲と乙の協議により定めるもの

2 本協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

- （1） 吉田浄化センター
- （2） 住吉1号マンホールポンプ
- （3） 住吉2号マンホールポンプ
- （4） 住吉3号マンホールポンプ
- （5） 川尻1号マンホールポンプ
- （6） 川尻2号マンホールポンプ
- （7） 川尻3号マンホールポンプ

（支援業務の内容）

第3条 乙が行う支援業務は、次に掲げるものとする。

- （1） 被害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- （2） 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- （3） 前各号に掲げる災害支援は、下水道業務継続計画及び下水道総合地震対策計画に基づき行うものとする。

（協力要請の手続）

第4条 前条の規定による協力要請は、応急対策支援業務協力要請書（様式第1号）により、次の事項を明らかにし要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとする。

- （1） 被害の状況

- (2) 必要とする人員（連絡責任者）
- (3) 施設名及び場所
- (4) 内容及び期間
- (5) その他の必要な事項

2 前項の規定に関わらず、乙は当町で震度6弱以上の地震が発生し、甲との連絡が不通の場合は、協力要請の連絡がなくとも、乙の判断により本協定に定めた支援業務を開始することができるものとする。

3 第1項ただし書き及び前項による場合、甲は、後日速やかに応急対策支援業務協力要請書を送付するものとする。

（支援業務の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する支援業務を行うものとする。ただし、乙の従事者の安全が担保されないと乙が判断した場合は、この限りではない。

（実施報告）

第6条 乙は、第4条の規定による支援業務を実施した場合は、甲に対し、応急対策支援業務進捗・完了報告書（様式第2号）により、次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 施設名及び場所
- (2) 着手日時
- (3) 指示内容及び実施内容
- (4) 完了（予定）日
- (5) 概略工程表
- (6) 施設の問題点・連絡事項等

（経費の負担及び請求）

第7条 乙が実施した支援業務に要した経費（以下「経費」という。）は、甲が負担するものとする。

2 経費は、災害時直前の適正価格を基準とし、甲乙協議し、決定するものとする。

3 乙は、前項の決定に基づき、甲に経費の請求するものとする。

（労務災害補償）

第8条 乙の従事者が支援業務により負傷、疾病、又は死亡等した場合は、甲乙協議により補償するものとする。

（廃止）

第9条 甲又は乙において本協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定を廃止することができるものとする。

2 甲又は乙が本協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、本協定を廃止することができるものとする。

（協定の効力）

第10条 本協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議し、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通ずつを所持する。

令和3年 3月 9日

(甲) 吉 田 町 長 田村 典彦

住 所 東京都中央区京橋2丁目1番3号
(乙) 商 号 クボタ環境サービス 株式会社
代表者氏名 代表取締役

(55)災害時の下水道施設における応急対策支援業務に関する協定書

「災害時の下水道施設における応急対策支援業務に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と東芝インフラシステムズ株式会社静岡支店（以下「乙」という。）は、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において、乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の応急対策支援業務（以下「支援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、乙が行う支援業務に関して基本的な事項を定め、支援業務の円滑な実施により、災害により被害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 本協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

(対象)

第2条 本協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- (1) 暴風、竜巻、豪雨、落雷、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象
- (2) その他甲と乙の協議により定めるもの

2 本協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

- (1) 吉田浄化センター（電気設備）

(支援業務の内容)

第3条 乙が行う支援業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 被害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- (2) 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的に

その機能を確保するために行う仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
(3) 前各号に掲げる災害支援は、下水道業務継続計画及び下水道総合地震対策計画に基づき行うものとする。

(協力要請の手続)

第4条 前条の規定による協力要請は、応急対策支援業務協力要請書（様式第1号）により、次の事項を明らかにし要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 必要とする人員（連絡責任者）
 - (3) 施設名及び場所
 - (4) 内容及び期間
 - (5) その他の必要な事項
- 2 前項の規定に関わらず、乙は当町で震度6弱以上の地震が発生し、甲との連絡が不通の場合は、協力要請の連絡がなくとも、乙の判断により本協定に定めた支援業務を開始することができるものとする。
- 3 第1項ただし書き及び前項による場合、甲は、後日速やかに応急対策支援業務協力要請書を送付するものとする。

(支援業務の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する支援業務を行うものとする。ただし、乙の従事者の安全が担保されないと乙が判断した場合は、この限りではない。

(実施報告)

第6条 乙は、第4条の規定による支援業務を実施した場合は、甲に対し、応急対策支援業務進捗・完了報告書（様式第2号）により、次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 施設名及び場所
- (2) 着手日時
- (3) 指示内容及び実施内容
- (4) 完了（予定）日
- (5) 概略工程表
- (6) 施設の問題点・連絡事項等

(経費の負担及び請求)

第7条 乙が実施した支援業務に要した経費（以下「経費」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 経費は、災害時直前の適正価格を基準とし、甲乙協議し、決定するものとする。
- 3 乙は、前項の決定に基づき、甲に経費の請求するものとする。

(労務災害補償)

第8条 乙の従事者が支援業務により負傷、疾病、又は死亡等した場合は、甲乙協議により補償するものとする。

(廃止)

第9条 甲又は乙において本協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定を廃止することができるものとする。

2 甲又は乙が本協定の定めに従った場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、本協定を廃止することができるものとする。

（協定の効力）

第10条 本協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（その他）

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議し、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通ずつを所持する。

令和3年 3月 9日

（甲） 吉 田 町 長 田村 典彦

住 所 静岡県静岡市葵区追手町3番11号
（乙） 商 号 東芝インフラシステムズ株式会社静岡支店
代表者氏名 統括責任者

（56）災害等における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定【中部電力パワーグリッド株式会社】

「災害等における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定」

吉田町（以下「甲」という。）、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及び事案、大規模な停電（以下「災害等」という。）において、連携して対応に当たることとし、次の連携に関する協定を締結する。

（適用範囲）

第1条 この協定の適用範囲は、吉田町内とする。

（平時の連携）

第2条 甲及び乙は、平時及び災害等発生時の連絡先及び通信手段等、円滑な連携のために必要な事項を相互に確認しておくものとする。

2 甲は、電力の優先復旧と電源車を配置すべき災害応急対策のために不可欠な重要施設のリス

トをあらかじめ作成し、乙と情報共有しておくとともに、当該リストに変更が生じた場合は、随時更新するものとする。

- 3 甲は、重要施設における自家発電設備の設置等の停電対策の啓発に努めるものとする。
- 4 甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木等の除去に努めるものとする。
- 5 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、互いが実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（災害等発生時の連携）

第3条 乙は、災害等が発生した場合、若しくはその恐れがある場合には、速やかに甲に停電情報を連絡するとともに、必要に応じて甲の災害対策本部等に連絡員を派遣し、甲及び乙が連携して、停電の復旧を進めるものとする。

- 2 甲は、優先復旧及び電源車の配置を要請する場合には、乙に優先順位を付して行うこととし、乙は、それに基づき復旧に努めるものとする。また、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案するとともに、甲と適宜協議を行うものとする。ただし、電源車の配置については、市町を跨ぐ広範囲で停電が発生した場合、静岡県と協議の上、決定するものとする。
- 3 甲及び乙は、乙の設備及びその他障害物が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、又は及ぼす恐れのある場合、連携して通行の確保にあたりとともに、甲の管理する吉田町地域防災計画に定める緊急輸送路等については、これを優先的に実施するものとする。
- 4 乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、これに協力するものとする。
- 5 乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、甲が有する施設の使用を要請できるものとし、甲は、これに協力するものとする。
- 6 甲及び乙は、災害等が発生している地域の被災状況、停電の復旧状況、道路啓開状況等の情報について、情報共有を行う。また、互いが保有する連絡・通信手段等を利用し、町民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。

（連携方法）

第4条 第2条及び第3条の連携に関する詳細な実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報等を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（安全管理）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（協定期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲乙いずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年11月5日

静岡県榛原郡吉田町住吉87

甲 吉 田 町 長

静岡県島田市本通一丁目4684番1

乙 中部電力パワーグリッド株式会社
島田営業所長

（57）吉田町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

【日本郵便株式会社 吉田町内郵便局代表】

「吉田町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、吉田町の住民サービス向上や地域活性化等を図ることを目的とする。

なお、乙においては別記に定める郵便局が本協定を実施する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」

という。)について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 災害支援に関すること。
- (2) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- (3) 地域活性化に関すること。
- (4) 未来を担う子どもの育成に関すること。
- (5) 多文化共生のまちづくりに関すること。
- (6) その他、地方創生に関すること。

2 前項第1号に掲げる連携事項の具体的な実施方法等は、別紙1のとおりとする。

3 第1項第2号に掲げる連携事項の具体的な実施方法等は、別紙2のとおりとする。

4 甲及び乙は、第2条第1項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(免責)

第4条 甲及び乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(附則)

本協定の締結日の前日をもって、甲乙間で平成10年4月23日付け締結した「災害支援協力に関する覚書」及び「道路損傷等の情報提供に関する覚書」は失効する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年 2月 25日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉 8 7 番地
吉田町長

乙 静岡県榛原郡吉田町住吉 2 2 3 0 番地の 2
日本郵便株式会社 吉田町内郵便局代表

別紙 1

災害支援に関する細則

(目的)

第 1 条 本細則は、吉田町内に発生した地震その他による災害時において、甲乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本細則において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号)第 2 条第 1 号に定める災害をいう。

(協力要請)

第 3 条 甲及び乙は、吉田町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 避難・物資支援のための車両の提供
(乙が提供可能な場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
 - (2) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙が業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- (注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第 4 条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 本細則に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 吉田町 防災課長

乙 日本郵便株式会社 吉田郵便局長

別紙2

安心・安全な暮らしの実現に関する細則

（目的）

第1条 本細則は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、吉田町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障がなく、かつ法令等に反しない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路、カーブミラー、ガードレール等の異常を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実（乙が情報を提供したことを含む。）を乙の書面による承諾なく第三者に開示しないものとする。

別記

事業所名	所在地
住吉郵便局	静岡県榛原郡吉田町住吉2230番地の2

事業所名	所在地
吉田郵便局	静岡県榛原郡吉田町住吉 1 3 2 番地の 5
焼津郵便局	静岡県焼津市焼津 1 丁目 4 番 1 号

(58) 災害時における応急仮設住宅用地に関する協定書【タイセーサッシ工業 株式会社】

「災害時における応急仮設住宅用地に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）とタイセーサッシ工業株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙の所有する敷地の一部（以下「敷地内緑地」という。）を被災者支援のための応急仮設住宅用地（以下「応急仮設住宅用地」とする。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用要請）

- 第 1 条 乙は、災害時において、甲が敷地内緑地を応急仮設住宅用地として使用しなければならない事態が生じたときは、甲の要請に応じて敷地内緑地を甲に使用させるものとする。
- 2 前項の要請は、甲が敷地内緑地使用要請書（様式第 1 号。以下「要請書」という。）を乙に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、口頭、電話その他の方法により要請を行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（使用承認）

- 第 2 条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、応急仮設住宅用地使用承認書（様式第 2 号。以下「承認書」という。）を甲に交付して、その使用を承認するものとする。なお、承認書には、使用させようとする範囲を図示した書類を添付するものとする。

（使用期間）

- 第 3 条 甲の当該要請に係る敷地内緑地の使用期間は、応急仮設住宅の建築が完了してから 2 年以内とする。ただし、必要に応じ、甲乙協議して使用期間を延長することができる。
- 2 甲は、敷地内緑地の使用を終了したときは、乙に対し、敷地内緑地使用終了届（様式第 3 号。以下「終了届」という。）を提出するものとする。

（原状回復義務）

- 第 4 条 甲は、敷地内緑地の使用を終了したとき又は敷地内緑地の一部について返還しようとするときは、返還しようとする敷地内緑地を原状回復して返還しなければならない。

（費用の負担）

- 第 5 条 敷地内緑地の賃借料は、無償とする。
- 2 敷地内緑地の付帯設備の利用に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、乙が特に認める場合は、この限りでない。

(定めない事項)

第6条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月24日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

(乙) 静岡県榛原郡吉田町川尻488番地の1
タイセーサッシ工業 株式会社
代表取締役社長

(59) 災害時における応急仮設住宅用地に関する協定書【株式会社 大長増田商店】

「災害時における応急仮設住宅用地に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と株式会社大長増田商店（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙の所有する敷地の一部（以下「敷地内緑地」という。）を被災者支援のための応急仮設住宅用地（以下「応急仮設住宅用地」とする。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

(使用範囲)

第1条 使用する土地は、静岡県榛原郡吉田町川尻480番1とする。

(使用要請)

第2条 乙は、災害時において、甲が敷地内緑地を応急仮設住宅用地として使用しなければならない事態が生じたときは、甲の要請に応じて敷地内緑地を甲に使用させるものとする。

2 前項の要請は、甲が敷地内緑地使用要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、口頭、電話その他の方法により要請を行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(使用承認)

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、応急仮設住宅用地使用承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を甲に交付して、その使用を承認するものとする。なお、承認書には、使用させようとする範囲を図示した書類を添付するものとする。

(使用期間)

第4条 甲の当該要請に係る敷地内緑地の使用期間は、応急仮設住宅の建築が完了してから2年以内とする。ただし、必要に応じ、甲乙協議して使用期間を延長することができる。

2 甲は、敷地内緑地の使用を終了したときは、乙に対し、敷地内緑地使用終了届（様式第3号。以下「終了届」という。）を提出するものとする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、敷地内緑地の使用を終了したとき又は敷地内緑地の一部について返還しようとするときは、返還しようとする敷地内緑地を原状回復して返還しなければならない。

（費用の負担）

第6条 敷地内緑地の賃借料は、無償とする。

2 敷地内緑地の付帯設備の利用に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、乙が特に認める場合は、この限りでない。

（定めのない事項）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月24日

（甲）静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

（乙）静岡県榛原郡吉田町川尻459番地の1
株式会社 大長増田商店
代表取締役

（60）災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定書【静岡県司法書士会】

「災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と静岡県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が吉田町災害対策本部を設置した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のために必要な司法書士相談業務（以下「被災者相談業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 災害時において、甲の要請に基づき乙が行う被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するため、本協定を定める。

（要請）

- 第2条 甲は、災害時において被災者相談業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。
- 2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに乙及び乙との協力関係にある者の中から、被災者相談業務を実施する司法書士（以下「相談員」という。）を選出し、相談員の派遣計画を甲に報告する。
- 3 乙は、前項に規定する派遣計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（被災者相談業務の範囲）

第3条 相談員が実施する被災者相談業務は、次に掲げる業務とする。

(1)調査業務

ア 被災地における相談用件調査

(2)相談業務

ア 相続に関する相談

イ 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談

ウ 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談

エ 成年後見制度に関する相談

オ その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請手続き等）

- 第4条 第2条に規定された要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書を提出することが困難な状況である場合には、口頭等により要請を行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。
- 2 乙は、前項に規定する要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置状況を甲に報告するものとする。

（災害時の体制整備等）

- 第5条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に対応できる体制を確保するように努めるものとする。
- 2 乙は、前条の要請又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できない場合は、乙の関係団体による支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条に規定する被災者相談業務で必要となる人件費、調査費及び物件費その他全ての経費は、乙が全額負担するものとする。

（相談者の負担）

第7条 甲の要請に基づく被災者相談業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（資料の交換及び協議）

第8条 甲及び乙は、被災者相談業務を円滑に行うことができるよう、平常時から必要な情報及

資 料 編
<共通対策>

び資料について交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

(情報等の管理)

第9条 甲及び乙は、被災者相談業務に関する作成資料等について、紛失、盗難等の事故を防ぐため、施錠のある保管場所に適切に管理しなければならない。

2 乙及び被災者相談業務を行った相談員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(損害の補償)

第10条 甲の要請に基づく被災者相談業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(連携)

第11条 乙は、甲の要請に基づく被災地相談業務を行う場合に、他機関等と連携して業務を行う必要がある場合には、甲と他機関等との調整を行ったうえで業務を行うものとする。

(協定の解除等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所等の事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 乙は、この協定に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、甲に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(疑義の解決)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の有効期限は、協定の成立した日から令和5年3月31日とする。ただし、協定期間満了日前にこの協定の解除又は変更について、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通ずつを所

持する。

令和4年4月1日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉87
吉田町長

(乙) 静岡市駿河区稲川一丁目1番1号
静岡県司法書士会
会 長

(61) 災害時における移動型独立電源貸与協定書【NTN株式会社 自然エネルギー商品事業部】

「災害時における移動型独立電源貸与協定書」

静岡県榛原郡吉田町（以下「甲」という。）とNTN株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における乙の移動型独立電源「N³ エヌキューブ」（以下「N3」という。）の甲への貸与に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下併せて「災害時」という。）において、N3の貸与を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において次に掲げる業務（以下「災害支援業務」という。）について、乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有するN3及びその付属設備一式の貸与
- (2) 甲が指定する場所へのN3の輸送及び設置
- (3) 貸与期間中に発生するN3のメンテナンス
- (4) 貸与期間終了後における上記(2)の設置場所からのN3の撤去
- (5) N3の使用方法について、必要時における甲が指定する担当及び団体等への指導

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、災害支援業務の詳細その他乙が必要と認める事項を記載した文書をもって事前に行うものとする。ただし、甲が事前に文書をもって要請することができない場合は、口頭、電話その他の方法により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（受諾条件）

第4条 乙は、甲からの災害支援業務の要請があった場合は、次に掲げる事項が全て満たされることを条件に、当該要請を受諾するものとする。この場合、乙は災害支援業務の全部又は一部を第三者へ委託することができる。また、災害支援業務の実施における条件としてこの協定及び甲からの要請文書に記載のない事項のうち甲又は乙が必要と考える事項については、別途甲乙協議のうえ、決定するものとする。

- (1) 甲が指定する場所へのN3の輸送が可能であること

資 料 編
<共通対策>

- (2) 乙及び乙が災害支援業務の全部又は一部を委託する第三者が、災害時に活動可能な状況にあること
- (3) 当該要請時点で乙においてN3が貸与出来る状態であること
- (4) その他災害支援業務の実施が不可能又は困難となる事情が存在しないこと
(貸与期間)

第5条 N3の貸与期間は、甲が指定するN3の設置場所である避難場所等の開設期間に準じる。ただし、開設期間が1年以上の長期にわたる場合は別途甲乙協議し貸与期間を決定する。

(報告)

第6条 乙は、第2条に規定する災害支援業務が完了した場合は、速やかに甲に対して、次に掲げる事項の報告を、文書をもって行うものとする。ただし、当該文書の提出時期は、別途甲乙協議の上決定する。

- (1) 災害支援業務の詳細（実施期間及び実施場所を含む）
- (2) 災害支援業務の実施に掛かった費用
- (3) その他乙が必要と認める事項
(経費の負担及び請求)

第7条 乙が実施した災害支援業務に要した経費（N3の賃料を含み、以下「経費」という。）は、次に掲げる事項に従い、甲が負担するものとする。

- (1) 経費のうち、N3の賃料及びメンテナンス費用は、甲乙協議し、災害支援業務の実施前に予め文書をもって決定するものとする。
- (2) 乙は、災害支援業務の完了後、遅滞なく甲に経費を請求するものとする。
- (3) 甲は、前項の請求を受けた日の属する月の翌月末日までに、乙の指定する口座に振込むことで経費を支払うものとし、当該振込に要する手数料は甲の負担とする。

(損害の負担)

第8条 N3の貸与期間中に生じたN3の滅失・毀損の責任および費用負担については、甲乙協議し、文書をもって定めるものとする。

(補償)

第9条 N3の貸与期間中に、N3の操作、取扱い等によって甲又は第三者が人的、物的損害を蒙った場合、甲乙協議し、処理解決するものとする。

(通知義務等)

第10条 甲は、N3の貸与期間中に次に掲げる事項のいずれかに該当する事由が生じた場合、直ちに乙に通知するものとする。

- (1) N3に盗難、滅失、毀損等の事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき
- (2) N3について第三者より乙の所有権が侵害され、又は侵害されるおそれのあるとき

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときには、その都度甲乙が誠意を持って協議し、決定するものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。この協定終了時に貸与中のN3がある場合、乙は、N3をその設置場所から搬出し、引き揚げることができ、当該搬出、引揚げに要する費用は、

乙の都合により協定を終了する場合を除き甲の負担とする。当該搬出、引揚げ後、甲及び乙は、第7条に従い経費を精算するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙の署名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年4月28日

甲 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
静岡県榛原郡吉田町長

乙 東京都港区港南2丁目6番2号太陽生命品川ビル
NTN株式会社 自然エネルギー商品事業部
事業部長

(62) 災害時における応急仮設住宅用地に関する協定書【トライ産業 株式会社】

「災害時における応急仮設住宅用地に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）とトライ産業株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、事故等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙の所有する敷地の一部（以下「敷地内緑地」という。）を被災者支援のための応急仮設住宅用地（以下「応急仮設住宅用地」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用要請）

- 第1条 乙は、災害時において、甲が敷地内緑地を応急仮設住宅用地として使用しなければならない事態が生じたときは、甲の要請に応じて敷地内緑地を甲に使用させるものとする。
- 2 前項の要請は、甲が敷地内緑地使用要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出して行うものとする。ただし、要請書を提出して要請する暇がないときは、口頭、電話その他の方法により要請を行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（使用承認）

- 第2条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、応急仮設住宅用地使用承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を甲に交付して、その使用を承認するものとする。なお、承認書には、使用させようとする範囲を図示した書類を添付するものとする。

（使用期間）

- 第3条 甲の当該要請に係る敷地内緑地の使用期間は、応急仮設住宅の建築が完了してから2年以内とする。ただし、必要に応じ、甲乙協議して使用期間を延長することができる。
- 2 甲は、敷地内緑地の使用を終了したときは、乙に対し、敷地内緑地使用終了届（様式第3号。以下「終了届」という。）を提出するものとする。

（原状回復義務）

第4条 甲は、敷地内緑地の使用を終了したとき又は敷地内緑地の一部について返還しようとするときは、返還しようとする敷地内緑地を原状回復して返還しなければならない。

（費用の負担）

第5条 敷地内緑地の賃借料は、無償とする。

2 敷地内緑地の付帯設備の利用に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、乙が特に認める場合は、この限りでない。

（定めのない事項）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年7月8日

（甲） 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長

（乙） 静岡県静岡市清水区清開2丁目2番9号
トライ産業 株式会社
代表取締役社長

(63) 防災・減災における協力及び支援業務に関する協定書【YSD防災協力会】

「防災・減災における協力及び支援業務に関する協定書」

吉田町（以下「甲」という。）とYSD防災協力会（以下「乙」という。）とは、平常時及び地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における協力及び支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、平常時及び災害時における協力及び支援業務に関し、甲及び乙が実施する内容等について、必要な事項を定めるものとする。

（平常時の活動）

第2条 平常時において、甲及び乙は、次に掲げる活動を協力して行うものとする。

- （1） 防災情報等の周知
- （2） 防災訓練への協力
- （3） 乙の会員が所有する倉庫における甲の備蓄品等の保管
- （4） 前3号に掲げるもののほか、平常時の活動を円滑に実施するため必要と認める事項

- 2 平常時の活動に係る協力の依頼は、口頭、電話その他の方法により行い、必要に応じて文書を提出するものとする。
- 3 平常時の活動に係る報告の方法及び活動に要した費用の請求等は、甲乙協議し、決定するものとする。

（災害時の支援要請）

第3条 甲が災害時において乙の支援を求める必要があると認める場合は、次に掲げる業務（以下「災害支援業務」という。）について、乙に対して支援を要請することができる。

- (1) 甲が災害時に開設する物資集積場所から甲が指定する場所への支援物資の輸送
- (2) 乙の会員が所有する倉庫における支援物資の一時保管及び当該倉庫から甲が指定する場所への支援物資の輸送
- (3) 甲が指定する場所への乙の会員が所有する倉庫に保管する甲の備蓄品等の輸送
- (4) 甲が災害時に開設する物資集積場所での仕分け（人員の派遣を含む。）
- (5) 前4号に掲げるもののほか、特に甲から要請を受けて対応可能な業務

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、災害支援業務の内容、場所その他必要と認める事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がない場合は、口頭、電話その他の方法により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（支援）

第5条 乙は、甲から災害支援業務の支援要請があった場合は、特別な理由がない限り、支援するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、第3条に規定する災害支援業務を実施した場合は、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がない場合は、口頭、電話その他の方法により報告を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害支援業務の内容
- (2) 実施期間及び場所
- (3) 使用した車両及び資機材等の内訳
- (4) 従事した会員及び人数
- (5) その他必要な事項

（経費の負担及び請求）

第7条 乙が実施した災害支援業務に要した経費（以下「経費」という。）は、原則、甲が負担するものとする。ただし、人件費、支援物資の一時保管場所及び備蓄品等の保管場所として使用する倉庫の賃借料は、無償とする。

- 2 経費は、災害時直前の適正価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。
- 3 乙は、前項の決定に基づき、甲に請求するものとする。

（事故等）

第8条 乙は、災害支援業務において使用する車両及び資機材等が故障その他の理由により使用できなくなったため災害支援業務を中断した場合は、速やかに当該車両及び必要資機材等を交換して災害支援業務を継続するよう努めなければならない。

2 乙は、災害支援業務の実施に際し、事故が発生した場合は、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第9条 災害支援業務の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議し、決定するものとする。

（補償）

第10条 災害支援業務に従事した場合における当該従事者の負傷、疾病及び死亡に係る災害補償等については、乙の責任において行うものとする。

（車両等の報告）

第11条 乙は、災害時における災害支援業務を円滑に実施できるようにするため、乙の所有する車両、倉庫、資機材等（以下「車両等」という。）を協定締結後に速やかに甲に報告するものとし、車両等に変更が生じたときも、その都度、報告するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議し、決定するものとする。

（協定の効力）

第13条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通ずつを所持する。

令和4年7月30日

（甲） 吉田町住吉87番地
吉田町長

（乙） YSD防災協力会
会 長

（64）吉田町災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る協定書

【社会福祉法人吉田町社会福祉協議会】

「吉田町災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る協定書」

吉田町（以下「甲」という。）と社会福祉法人吉田町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における吉田町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、吉田町地域防災計画に基づき、吉田町災害時応急対応活動として行うセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携及び協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲は、吉田町災害対策本部において、センターを設置する必要があると判断したときは、乙に要請し、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所等）

第4条 センターの本部事務所は、吉田町健康福祉センターはあとふる（以下「はあとふる」という。）に設置するものとする。ただし、はあとふるが利用できない場合は、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりボランティア活動拠点の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり必要に応じて外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、島田ライオンズクラブ、榛南ライオンズクラブ等の地域の関係機関・団体の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 吉田町災害対策本部等との以下の情報共有
 - ① 被災状況・避難情報
 - ② インフラ等の復旧計画・復旧情報

資 料 編
<共通対策>

- ③ ボランティアによる支援活動の状況
 - ④ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤ その他、災害ボランティア活動に必要であると甲及び乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員の旅費については、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

（請求及び支払）

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

（センターの閉鎖）

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

（報告）

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月

前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年9月1日

所在地 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
甲 名 称 吉田町
代表者 吉田町長

所在地 静岡県榛原郡吉田町片岡795番地の1
乙 名 称 社会福祉法人吉田町社会福祉協議会
代表者 会 長

(65) 災害援助に必要なLPガスの供給等に関する覚書

【静岡県LPガス協会南榛原地区会】

吉田町（以下「甲」という。）と、静岡県LPガス協会南榛原地区会（以下「乙」という。）は、平成30年1月19日に静岡県と一般社団法人静岡県LPガス協会（以下「協会」という。）の間で締結された「災害援助に必要なLPガスの供給等に関する協定書」（以下「協定書」という。）を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）時及びその他災害時等に甲が必要とする施設へのLPガスの供給並びにLPガスの供給設備及び消費設備（以下「LPガス設備」という。）の整備（以下「LPガスの供給等」という。）に係る各々の役割と責任に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲と乙が相互に協力し、災害時に甲が必要とする施設へのLPガスの供給等を迅速かつ円滑に行うことにより、被災者の生活基盤の確保に資することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、吉田町内において災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき、乙に対しLPガスの供給等を要請することができる。

（対象施設）

第3条 この覚書に基づき乙がLPガスの供給等を行う施設（以下「対象施設」という。）は、甲が避難所の開設その他の災害対応をする必要があると認める施設とする。

（特定施設）

第4条 甲は、LPガスの供給設備が整備された対象施設であって、協会の会員との間でLPガス供給契約を締結しているもののうちから、災害時に支援が必要になると思われる施設（以下「特定施設」という。）を、あらかじめ特定するものとする。

（支援事業所）

第5条 乙は、特定施設に対して支援を行う事業所（以下「支援事業所」という。）をあらかじめ指定するものとする。

（支援事業所一覧リストの作成）

第6条 甲と乙は、相互に協力して、特定施設及び支援事業所を一覧にした資料（以下「支援事業所一覧リスト」という。）を作成するものとする。

2 前項の規定により作成した支援事業所一覧リストは、甲と乙が随時見直し、修正を行い、常にその内容が最新のものとなるよう努めるものとする。

（要請の方法）

資 料 編
＜共通対策＞

第7条 第2条の規定に基づくL Pガスの供給等の要請は、甲が文書（様式1）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等による方法により行い、事後に速やかに文書を提出するものとする。

2 前項に規定する要請は、特定施設に係るものである場合は当該特定施設に係る支援事業所を通じて行い、特定施設以外の対象施設（以下「その他の施設」という。）に係るものである場合は乙に対し行うものとする。

（支援の内容）

第8条 乙は、特定施設に係る前条の規定による要請を受けたときは、当該特定施設のL Pガス設備の点検及び調査を行い、必要に応じL Pガス設備を整備してL Pガスの供給を行うとともに、その措置の状況を文書（様式2）により甲に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、災害が発生したとき、甲の要請を待つことなく、特定施設のL Pガス設備の点検及び調査を行い、必要に応じL Pガスの供給設備を整備してL Pガスの供給の準備に努めるものとする。

3 乙は、甲から、その他の施設に対するL Pガス供給等の要請を受けたときは、これに対して最大限協力するものとする。

（経費）

第9条 特定施設に係る措置に要する経費は、甲が支援事業所との間で既に締結している契約によるものとし、当該契約に定められていない事項については、甲と乙との間で協議の上これを定めるものとする。

2 その他の施設に係る措置に要する経費は、甲と乙との間で協議の上これを定めるものとする。

（運搬の支援）

第10条 乙は、甲の要請に基づきL Pガスの供給等をするとき、交通事情を勘案して、甲に対しその作業に使用する資機材の運搬の協力を要請することができるものとし、甲はその運搬の協力を努めるものとする。

（防災訓練）

第11条 甲及び乙は、災害時における支援の要請及びこれに対する支援を円滑かつ着実に実施するため、甲乙協議の上、時期を定め、相互に連携協力して、特定の特定施設を対象とした支援の要請及びこれに対する支援に係る訓練を実施するものとする。

（定期協議）

第12条 甲及び乙は、第6条第1項に規定する支援事業所一覧リストの見直し、対象施設の支援に係る諸課題の検討等を行うため協議を行い、この覚書を見直してこれを実効性があるものとするよう努めるものとする。

（補償）

第13条 甲は、甲の要請に基づきL Pガスの供給等の業務に従事した者が当該業務のために損害を被り、かつ、他の法令の規定による公的な補償又は保険の給付（以下「公的補償等」という。）により損害が補填されない場合であって、その損害について相応の公的補償等が受けられた場合との均衡上必要があると認めるとき、吉田町消防団員等公務災害補償条例（昭和40年町条例第89号）の規定に基づきその損害を補償するものとする。

（有効期間）

第14条 この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに甲乙のいずれからも意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有する。

令和5年5月23日

甲 榛原郡吉田町住吉87番地

吉田町長

乙 牧之原市須々木前浜2633-93
静岡県LPガス協会 南榛原地区会

地 区 長

(66) 災害及び事故時における支援協力に関する協定書

【株式会社フューチャーイン静岡支社】

吉田町（以下「甲」という。）と株式会社フューチャーイン静岡支社（以下「乙」という。）とは、令和5年9月25日に締結した吉田町上下水道事業収納事務等関連業務委託契約書及び特記仕様書の定めるところにより、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他災害及び事故（以下「災害及び事故」という。）の発生時において、吉田町内の給水事業に甚大な支障が生じた場合に、甲の要請により乙が行う業務（以下「対応業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（要請の範囲）

第2条 要請の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 電話、窓口対応業務
- (2) 応急給水活動の支援
- (3) 災害及び事故に関する情報の収集・提供
- (4) その他必要事項

（要請の方法）

第3条 甲は、原則として期間、内容、理由、その他必要な事項を記載した文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急時においては、口頭により要請できるものとする。

2 前項の規定に関わらず、乙は当町で震度6弱以上の地震が発生した場合は、協力要請の連絡が無くとも、乙の判断により本協定に定めた対応業務を開始できるものとする。

3 第1項のただし書及び前項による場合は、甲は後日速やかに文書により乙に要請するものとする。

（対応業務の範囲）

第4条 乙は前2条による要請について、対応時間が示された場合には可能な限りそれに従って対応するものとする。

2 災害及び事故の発生において、乙が被害を受けた場合には、その時点の乙の体制にて対応できる業務の範囲内とする。

（経費の負担）

第5条 甲の要請に基づき乙が行った対応業務に係る経費の負担については、公益社団法人日本水道協会静岡県支部災害時相互応援要綱の応援に要する費用負担原則を基準に甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の支払い）

第6条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があった場合には、所定の手続きにより速やかに支払うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害及び事故時における円滑な協力が図れるよう、支援体制及び情報伝達体制を事前に定めておくものとする。

2 乙は、災害及び事故時を想定し、あらかじめ的確な対応が取れるよう、甲が実施する防災訓練に

資 料 編
<共通対策>

参加するものとする。

(責任者)

第8条 この協定の実施に関する責任者は、甲においては、吉田町上下水道課長とし、乙においては、吉田町上下水道事業収納事務等関連業務委託契約書第7条に定める業務責任者とする。

(協定の適用期間)

第9条 この協定の適用期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年3月13日

(甲) 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
吉田町長 田村典彦

(乙) 静岡県静岡市葵区黒金町11番7号
大樹生命静岡駅前ビル8F
株式会社フューチャーイン 静岡支社
支社長 佐々山 祥平

資料 1. 3-45 氏名等の公表について（方針）

（１）災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）

令和 3 年 11 月 12 日
静岡県（危機管理部）

災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害時、被災地域において安否が分からない者（以下「安否不明者」という。）が多数発生することが予想されるが、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するためには、被災者を早期に特定する必要がある。

安否不明者については、情報の確度が低い状況にあっても、敢えて県がその氏名等を公表することによって、多数の安否情報が得られ、安否不明者の絞り込みが期待できる。これによって、被災者に係る情報の確度が高まり、人命救助活動の効率化が図られる。

このため、災害時における安否不明者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合には、市町等と連携の上、この方針に基づき、安否不明者の氏名等を迅速かつ円滑に公表する。

2 公表の目的

安否不明者を絞り込み、被災者を早期に特定するとともに、自衛隊・海上保安庁・警察等（以下「関係機関」という。）及び消防等による捜索活動や救助活動の効率化を図ることにより、被災後の生存率が高い期間内（概ね 72 時間以内）での一刻も早い人命救助につなげることを目的とする。

また、実際は無事でありながら安否不明となっている者を減らすことにより、家族等の心配の軽減につながる事となる。

3 安否不明者の定義

安否不明者とは、「災害が発生した地域に居住又は滞在していたと思われる者のうち、災害発生後の一定時点において連絡が取れない者」（本人から家族・市町等に連絡できない場合、または、家族・市町等から本人に連絡しても返信がない場合のいずれかに該当する者）とする。

（例）・災害が原因で自分の安否を伝えることができない状態となっているため、連絡が取れない者

・いずれかの場所に避難しているが、電話や伝言等の連絡手段を失っていて連絡が取れない者

・旅行や仕事等により外出していて何らかの理由で連絡が取れない者

（参考）府政防第 972 号、消防災第 132 号（令和 3 年 9 月）

通知「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」

「安否不明者とは、行方不明者となる疑いのある者」とする。

「行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

4 公表主体

① 住民基本台帳などに基づいて市町が把握した安否不明者の氏名等について、市町が名簿を作成し、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

- ② 関係機関が安否不明者の情報を把握した場合は、県が情報提供を受け、公表する。

市町は県が公表した情報を共有する。

(注) 国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となっていくことを原則とする。

5 公表する情報

(1) 公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）を公表する。

年齢は原則として公表対象とせず、可能な場合に限って公表する。

(理由) 住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

(2) 公表しない場合

ア 被災したことが明らかであり、搜索対象場所が特定されているなど行方不明であることが高い確度で判明している場合

イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合

ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合

エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

6 公表時期の目標

被災後 72 時間が人命救助に極めて重要な期間であることを踏まえ、公表は発災後概ね 48 時間以内を目標（目安）とする。

なお、安否情報を円滑に収集するため、公表予定時刻の一定時間前（約 6～12 時間前）までに、報道機関等に対し、公表の時期を予告するとともに、安否情報の伝達の必要性について、報道を通じて呼びかけてもらえるよう要請する。

(公表時期の早期化は、無事が確認されている者も誤って公表してしまい、後に苦情が出るおそれがあるが、公表の効果を理解し、早期の公表に努める。)

7 公表した情報の活用

公表した情報については、被災して所在が分からない者の搜索活動や救助活動、避難場所や避難所の設置運営、支援物資の調達などの応急対策に活用する。

必要に応じ、被災した範囲内において住戸情報と安否不明者情報を相互に結び付けることにより、搜索マップを作成する。

8 公表までの作業

安否不明者に関する情報については、市町が収集・確認・集約を行い、公表用の名簿を作成するとともに、公表後の安否情報を受け付ける連絡先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を定めた上で、以下のとおり作業を進める。

①市町は、災害発生後、人的被害状況を一定程度把握できたとき、または、遅くとも発災から 24 時間以内に、住民基本台帳又は地図情報に基づき、被災したとみられる地域の住民の名簿作成に着手する。

②県は、災害状況から見た必要性に応じて、電子的地理情報やドローン撮影情報等を活用して、被災したとみられる地域と住戸の範囲を明示する。

③市町は、市町及び消防等、市町の関係機関に寄せられた安否不明者情報を名簿に追加する。

④県及び市町は、住民基本台帳では確認できない安否不明者を把握するため、関係機関に対し、

通報のあった安否不明者の情報を提供するように依頼する。

- ⑤市町は、個人情報保護を要する者（公表しない場合に該当する者）を確認し、該当者がいた場合は、名簿から除外する。
- ⑥市町は、市町職員のほか、被災したとみられる地域の自治会役員や近隣住民等からの情報及び避難者（避難施設の入所者）の情報等に基づき、安否が確認できている者を名簿から削除する。
- ⑦市町は、自らが把握した安否不明者と関係機関から情報提供のあった安否不明者について、重複している者を確認した上で、重複者を市町の名簿に掲載する。
- ⑧名簿掲載者については、家族等が公表を明らかに拒んでいる場合を除き、同意は得ないこととしてやむを得ない（同意を得ることは作業上困難）。
- ⑨市町は、とりまとめた名簿を県に送付する。旅行者など市町を特定できない安否不明者については、県が関係機関から情報提供を受ける。
- ⑩発災から 48 時間以内に、県は、市町から提供を受けた情報と関係機関から提供を受けた情報の内容を精査・確認し、市町・関係機関と公表方法を調整した上で、公表する。公表する対象者が多数で全員分の名簿を整備する時間的な余裕がない場合は、把握分から先行して順次公表する。
- ⑪なお、公表時期について、作業の進捗状況を見つつ、事前に概ねの日時と、その時点の安否不明者数を公表する。これにより、積極的な情報提供を促す。

9 公表及び追加情報の受付方法

（１） 公表の方法

県及び市町が各ホームページに名簿を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

名簿の内容に変更・追加があった場合は、市町は内容を更新して県に送付する。県は、関係機関についても同様に、情報提供を受ける。

県は更新後の名簿をホームページに掲載（差し替え）するとともに、報道機関に資料提供する。

（２） 情報収集の方法

公表する際、県・市町・関係機関の安否情報受付先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を公示して、情報提供者の便に資するなど円滑な情報収集・情報集約に努める。

10 安否が確認できた場合の取扱い

氏名等の公表により安否（無事又は行方不明、死亡）が確認できた者については、安否の結果情報は公表せず、その都度、名簿から氏名等の情報を削除する。

無事の場合は、公表の目的に鑑み、無事であることを公表する必要はない。

（仮に公表するとした場合は、本人の同意を得る必要があるが、同意を得ることに労力を費やすことで、優先すべき災害対応業務に支障をきたすため）。

死亡・行方不明の場合、その者の氏名等の公表は別に定める方針に基づいて行う。

なお、安否情報の提供等に関する取扱いについては、公表とは別の対応として、災害対策基本法第 86 条の 15 の規定に留意する。

11 公表期間

公表後、概ね 1 週間を経過しても安否不明の状況が継続し、行方不明者と判断された場合には、安否不明者としての氏名等の公表は終了し、行方不明者の氏名等の公表の取扱いに切り替える。

【参考】

1 関連法令等

（１） 静岡県個人情報保護条例（条例第 58 号）

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第6条（取得の制限）第2項第3号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第11条（利用及び提供の制限）第2項第4号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第2項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

(2) 災害対策基本法

第86条の15（安否情報の提供等）第1項

「(抜粋) 知事又は市町村長は、災害の被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。」

2 熱海市伊豆山土砂災害の事例

7月5日早朝（災害発生から約44時間後）、県が熱海市と協議し、安否不明者の公表方針を決定。市、警察が該当者の名簿作成に着手。

被災したとみられる地域の住民の名簿作成に当たっては、住宅地図ではなく、住民基本台帳を活用して、地番から住民を抽出して名簿を作成した。

その後、被災地域の町内会長等を市役所に呼んで安否情報を聞き取った。併せて、市が住民基本台帳の閲覧制限等の情報を確認し、ドメスティックバイオレンス等による個人情報保護を要する者を特定した。

住民基本台帳からの抽出作業は数時間を要したが、膨大な作業にはならなかった。

市が把握した住民基本台帳による名簿と警察が把握した通報情報による名簿の照合作業については警察が行った。

名簿作成後の公表に当たっては、市は家族等の同意は取らなかった（同意を得ることを条件とすると、迅速な公表は困難）が、警察では、届出を受理した者について、関係法令に基づき、届出人の意思等を確認した上で、公表する氏名を県に提供した（警察情報は親族等からの届出によるものであり、届出人の意思等を確認する必要があるほか、公表の妥当性について確認を必要としたため）。

7月5日20:30（災害発生から約58時間後）、県が、市把握分64名の氏名等を公表。7月6日13:15（約74時間後）、県と警察が共同で警察把握分5名の氏名等を公表した。

公表後は、続々と安否情報が入り、7月6日までに41名の安否が判明した。市、警察が用意した受付用電話は混乱（輻輳）することはなく機能した。

市の名簿には2名の追加があり、安否不明者として氏名等が公表された者は計71名となった。その後の安否判明により、行方不明となった被災者は27名に特定された。

3 事前準備（あらかじめの備え）

(1) 基本的事項

熱海市の事例では、公表をあらかじめ予定していなかったもので、公表決定後、手探りの作業となった。本方針において、手順や留意点も示しているので、それらを参考にし、安否不明者の氏名等公表の訓練を行うことが求められる。

(2) 個別事項

ア 市町における個人情報保護の取扱いの確認

公表は県が主体的に行うものとするが、市町は、各々の個人情報保護条例等の内容を確認す

る必要がある。

イ 安否情報受付用連絡先の設置

住民等からの安否情報連絡を受け付ける電話（番号・回線）やメールアドレス等の連絡先を用意する必要がある。

ウ 大規模災害を想定した事前準備

南海トラフ地震等の大規模災害を想定した被災地域の住民名簿の作成、安否不明者の抽出などの方法を検討する必要がある。

（２）災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）

令和３年 11 月 12 日
静岡県（危機管理部）

災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）

1 公表の趣旨及び目的

安否不明者の氏名等を公表して概ね 1 週間を経過しても、安否情報が得られない場合は、一時的に連絡が取れないのではなく、その者は被災した可能性がきわめて高いことから、行方不明の状況にあると推定される。

効率的な搜索・救助活動を継続するため、安否不明者を行方不明者に切り替えて、氏名等を公表する。

なお、災害によっては、安否不明者が存在せず、早期に行方不明者が特定されることも想定されるが、この場合も搜索・救助活動の効率化につなげるため、この方針に基づき、市町と調整の上、行方不明者の氏名等を公表する。

2 行方不明者の定義

行方不明者とは「当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。
（消防庁災害報告取扱要領（平成 24 年 3 月消防応第 49 号）による）

3 公表主体

行方不明者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となっていくことを原則とする。

4 公表する情報

（1）公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）とする。

年齢は原則として公表対象とせず、可能な場合に限って公表する。

（理由）住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

（2）公表しない場合

ア 行方不明者の搜索場所が特定されているなど、公表が人命救助活動に資することがないと判断される場合

- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者などの場合
- ウ 本人の権利利益を不当に侵害するおそれが認められる場合
- エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

5 公表した情報の活用

公表した情報については、対象者の搜索活動や救助活動などの応急対策に活用する。

6 公表の時期・期間

安否不明者として概ね1週間が経過するなどの理由により行方不明者と判断された時点から公表する。安否不明者としての公表がなかった場合は、行方不明者と特定した時点で公表する。

所在が明らかになった場合は行方不明者としての公表は終了する。

行方不明が長期に及んだ場合、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。(状況によって延長も可とする。)

7 公表までの作業

安否不明者を公表した場合は、市町と協議の上、安否不明者名簿の表題を「行方不明になられた方」に切り替えて行方不明者名簿とし、県のホームページで公表するとともに、報道機関に提供する。

安否不明者の公表がなかった場合、市町はその都度名簿を作成し、安否不明者の公表作業に準じて行うものとする。この際、家族等の明確な拒否がないことを確認する(災害対応等の業務負担が大きく、優先すべき災害対応事務に支障をきたすため確認作業ができない場合を除く)。

市町は、行方不明者の情報を県に提供し、県は、その内容を精査・確認して公表する。

市町を経由せず、関係機関から直接県に情報提供があった場合は、県は名簿を作成するなど、対象者を精査・確認して公表する。

内容に変更があった場合は、随時、県は市町・関係機関から連絡を受け、名簿を更新してホームページ及び報道機関に資料提供する。

8 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等(複数の場合は名簿)を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

9 行方不明情報の収集・集約

行方不明者に関する情報の連絡先は、県・市町・関係機関の安否情報受付用電話番号等をそのまま活用する。

10 所在が明らかになった場合の公表の可否

無事が確認できた者の情報は公表しないが、死亡の場合は、死亡者の氏名等(複数の場合は名簿)の公表の取扱いによるものとする。

【参考】

1 関連法令等

(1) 防災基本計画(国)

第2編第2章第2節

1 災害情報の収集・連絡

(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

(2) 消防庁災害報告取扱要領(平成24年3月消防庁第49号)

行方不明とは、「当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの」。また、次の場合で、死体が見つからないときは「行方不明者」として計上する。

ア 戸籍法第86条に基づく死亡届が提出されたもの

イ 戸籍法第89条に基づく官公署から市町村長に報告があったもの

ウ 民法第30条に基づく家庭裁判所による失踪宣告がされたもの

エ 災害弔慰金支給法第4条に基づく死亡推定

オ 警察において、当該災害で行方不明との相談・受理をしているもの

カ 住民からの情報提供等により市町村等において行方不明として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(3) 行方不明者発見活動に関する規則(平成21年12月国家公安委員会規則13号)

第2条第1項

「行方不明者とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、第6条第1項の規定により届け出がなされたもの」

(4) 戸籍法

第89条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」

(5) 災害弔慰金の支給等に関する法律(法律第82号)

第4条(災害による死亡の推定)

「災害の際現にその場にいられた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。」

(6) 静岡県個人情報保護条例(条例第58号)

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第6条(取得の制限)第2項第3号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第11条(利用及び提供の制限)第2項第4号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第2項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

（３）災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）

令和３年 11 月 12 日
静岡県（危機管理部）

災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害による死亡者の情報については、国の防災基本計画において、市町村・関係機関が把握している人的被害の「人数」を都道府県が一元的に集約し、調整を行うものとされているが、死亡者の「氏名等の公表」に関する法令や基準は存在しない。

また、個人情報保護条例については、死者に適用される規定がない。

このため、県は、災害時における死亡者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合は、この方針に基づき、市町等と連携の上、災害による死亡者の氏名等を公表する。

2 公表の目的

災害による住民の死亡情報は、被災地域において、自主防災活動や連帯感・コミュニティ維持の観点から重要であり、公表により地域住民の情報共有や生活支援に資することとする。

また、安否不明者や行方不明者の氏名等を公表した場合は、住民に広く情報提供を求める中、死亡者の氏名等についても、各不明者の情報と一体的・継続的に公表することで、効率的で円滑な搜索活動や救出救助活動につなげる。

さらに、死亡者が多数の場合は、公表により死亡の事実を明確にし、情報管理上の正確性を確保する。

3 死亡者の定義

死亡者とは、「市町が、災害が原因で死亡したと認定した者」とする。

災害関連死として認定した者は、公表の対象とはしない。ただし、時期や人数、原因等の状況によっては、公表の対象とする場合もある。

（参考）消防庁災害報告取扱要領；平成 24 年 3 月消防応第 49 号

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者

4 公表主体

死亡者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となっていくことを原則とする。

5 公表する情報

（１）公表する情報

個人情報保護の考え方に準じ、かつ、遺族が承諾した範囲内で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）、年齢を公表する。

なお、死亡確認日及び災害死亡認定日は名簿には掲載しないが、公表して差し支えない。

（２）公表しない場合

ア 災害の規模や該当者の被災状況、人数などにより、明らかに公表の趣旨・目的に適さない場合

- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合
- ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合
- エ 遺族が公表を承諾しない場合

なお、遺族がいない場合又は遺族と連絡が取れない場合は、公表によって縁者が名乗り出る可能性があることを考慮し、公表する。

6 公表した情報の活用

公表した情報については、安否不明者や行方不明者の把握・確認、搜索活動や救出救助活動、被災者支援などの応急対策に活用する。

7 公表の時期

市町が災害による死亡を認定した場合、その都度、公表する。

なお、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。

災害発生から3ヶ月経過後に死亡が認定された場合は、その認定による氏名等の公表から3ヶ月以内とする。

8 公表までの作業

心肺停止者が発見された後、医師による検案及び警察等による検視を行う。

その後、災害が原因で死亡したことを市町が認定する。なお、市町による災害死亡認定の時点では、遺体の状態から死亡者が誰であるか特定できない場合がある。

警察等による鑑定作業により死亡者の身元が判明した場合は、市町は遺族に対し、氏名等の公表について承諾を得る。

市町は、死亡者の情報を県に提供（複数の場合は死亡者の名簿を作成して県に送付）し、県は内容を精査・確認する。

県、または、県と市町が共同で死亡者を「亡くなられた方」として公表する。

なお、安否不明者・行方不明者の氏名等を公表しなかった場合、死亡者の氏名等の公表については、災害の状況等に応じ、県と市町等が調整した上で個別に検討し、是非を判断する。

9 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

【参考】

1 防災基本計画（国）

第2編第2章第2節

1 災害情報の収集・連絡

（3）災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「（抜粋）人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

2 死者の個人情報保護

個人情報保護条例（条例第58号）による個人情報は、死亡者には適用されない。ただし、遺族の個人情報は保護されなければならないことから、死亡者の情報については、遺族の意

思を尊重する必要がある。（県法務文書課）

3 戸籍法

第 89 条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」

＜地震対策＞

資料 2. 1－1 気象庁震度階級

「気象庁震度階級関連解説表」

(平成 21 年 3 月 31 日改定)

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。

この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

【人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況】

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

【木造建物（住宅）、鉄筋コンクリート造建物の状況】

震度 階級	木造建物		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（木造建物）

注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（鉄筋コンクリート造建物）

注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

【地盤・斜面等の状況】

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

【ライフライン・インフラ等への影響】

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

【大規模構造物への影響】

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料 2. 1－2 地震防災応急計画関連資料

（１）地震防災応急計画作成義務施設等

「地震防災応急計画作成義務施設等」

（大規模地震対策特別措置法施行令第４条各号）

政 令 第４条の 号 数	施設又は事業の種類	届 出 先
一	不特定多数人が出入りする防火対象物 （一）イ 劇場、映画館等 ロ 公会堂、集会所 （二）イ キャバレー、ナイトクラブ等 ロ 遊技場、ダンスホール （三）イ 待合、料理店等 ロ 飲食店 （四）百貨店、マーケット、店舗、展示場 （五）イ 旅館、ホテル等 （六）イ 病院、診療所等 （八）図書館、博物館等 （九）イ 蒸気浴場、熱気浴場等 ロ イ以外の公衆浴場 （十）停車場、発着場 （十一）神社、寺院、教会 （十三）イ 自動車車庫、駐車場 （十五）事業場（工場、作業所等を除く） （十六）イ 複合用途 （十七）文化財（消防法、消防計画）	消防長 （消防本部をおかない町村では町村長）
二	不特定多数人（30人）が出入りする複合用途防火対象物（消防法、消防計画共同防火管理規定）	消防長 （消防本部をおかない町村では町村長）
三	危険物の製造所等（消防法、予防規定）	消防長 （消防本部をおかない町村では町村長）
四	火薬類の製造所等 （火薬類取締法、危害予防規定）	県知事（防災局）
五	高圧ガスの事業所 （高圧ガス取締法、危害予防規定）	県知事（防災局）

資 料 編
 <地震対策>

政 令 第4条の 号 数	施設又は事業の種類	届 出 先
六	毒物（20 t 以上）、劇物（200 t 以上）の製造、貯蔵、取扱所	県知事（薬務課）
十一	一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業 （海上運送法、運行管理規定）	海運局長
十二	一般乗合旅客自動車運送事業 （道路運送法、運行管理規定）	陸運局長
十三	学校、専修学校、各種学校 （消防計画又は地震防災応急計画）	50人以上 消防長（町村長） 50人未満 県知事（学事課、教育委員会） ただし、幼・特殊については、 30人以上 消防長 30人未満 県知事
十四	福祉施設 （消防計画又は地震防災応急計画）	身体障害者更生援護施設のうち収容施設、児童福祉施設（母子寮、児童厚生施設を除く）、救護施設、更生施設、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム 30人以上 消防長（町村長） 30人未満 県知事（健康福祉部） 母子寮、児童厚生施設、身体障害者更生援護施設のうち収容施設以外のもの、保護施設（援護施設、厚生施設を除く）、授産施設、婦人保護施設 県知事（健康福祉部）
十七	道路公社管理道路、一般自動車道	県知事（道路建設課）
十九	ガス事業（ガス事業法、保安規定）	通商産業大臣
二十	水道事業、水道用水供給事業、専用水道	県知事（保健所）
二十一	電気事業（電気事業法、保安規定）	通商産業大臣
二十三	1,000人以上の工場等（消防法、消防計画）	消防長（町村長）

（２）地震防災規程〔様式〕

「地震防災規程」

地震防災応急計画作成例（300 人未満の事業所の場合）

地震防災規程送付書 年 月 日 殿 住所 法人にあっては、 主たる事務所の 所在地 氏 名 法人にあっては、 その名称及び 代表者の氏名 印 作成 地震防災規定を したので、大規模地震対策特別措置法第 8 条第 2 項の規定により 変更 送付します。				
施設又は事業の名称	（大規模地震対策特別措置法第 8 条第 1 項第 号該当）			
施設の場合にあっては 当該施設の所在地				
施設又は事業の概要				
連 絡 先	住 所			
	担当の名称		電話番号	

「 地 震 防 災 規 程 」

（目的）

第 1 条 この規程は、大規模地震対策特別措置法第 8 条の規定に基づき、消防計画に次の地震防災規程を定め、地震時の被害の軽減及び人命の安全を図ることを目的とする。

（震災予防措置）

第 2 条 消防計画に定める点検検査員及び火元責任者は、地震時の災害を予防するために各種施設器具の点検検査に合せて、次の事項を行う。

- （1）建物及び建物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）及び施設内の物品の転倒、落下の有無の検査
- （2）厨房内の整理、整頓及び火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料の自動停止装置等についての作動状況の検査
- （3）危険物施設における配管等のき裂の有無の検査
- （4）その他必要な事項

（訓練の実施）

第 3 条 は大規模な地震による被害の軽減をはかるため、に対して次のとおり防災訓練を定期的実施する。

- （1）警戒宣言発令時の訓練
 - ア 及び町内会等が行う地震防災訓練に積極的に参加する。
 - イ 警戒宣言及び地震情報の伝達訓練の実施
 - ウ 来客等の避難誘導訓練の実施
 - エ 火気使用設備器具等の使用制限又は使用停止訓練の実施
 - オ 消防用設備器具等の使用訓練の実施
 - カ その他必要な訓練の実施
- （2）発震時（予知のない場合を含む）の訓練
警戒宣言発令時の訓練を実施するほか、消火活動訓練を行う。

（地震防災上必要な教育、広報の実施）

第 4 条 は 及び関係者に次のとおり教育、広報を行うものとする。

- （1）大規模地震対策特別措置法の趣旨及び地震知識の教育
- （2）警戒宣言、地震情報の収集と伝達方法の教育及び広報の研修
- （3）消防用設備器具等の取扱いに関する教育
- （4）来客等の避難誘導方法の教育
- （5）消防計画に定める火災予防事項の教育及び広報の研修

（地震防災危急活動）

第 5 条 は、来客等の安全な避難誘導及び火気使用器具類の管理並びに消防用設備等の点検等を実施するため、消防計画第 条に定めるに基づき任務を担当するものとする。

第 6 条 警戒宣言の受信責任者は 代理者 と定める。
また、 が警戒宣言の発令を知ったときは必ず受信責任者に報告するものとする。

- (1) 受信責任者は警戒宣言の発令を確認したときは、
に報告する。
- (2)
は警戒宣言の内容を確認した後、予め定められた方法により従業員等に伝達する。
- (3) 従業員等は警戒宣言の内容及び地震情報を来客等に伝達し、冷静な避難の実施に努めるものとする。
- (4) 従業員等は消防計画第 条に定める。 に基づき、任務を遂行するものとする。
- (5)
は来客等の避難及び地震防災規程に定める措置を完了したときは、従業員等の避難を指示し、地震に備えるものとする。

(営業時間外に警戒宣言が発せられた場合)

第7条 当直者は、直ちに に報告するとともに施設内の火気使用設備器具等の災害防止措置を講ずるものとする。

- (1)
は、予め定められている非常呼出表に基づき連絡するものとする。
- (2) 非常呼出表に基づく出勤者は直ちに当直員と協力して応急対策を実施するものとする。

(地震時の活動)

第8条 地震時の活動は 消防計画に定める自衛消防活動組織によるほか、
は来客に対し生命の安全措置をとらせるとともに、次の措置を行う。

- (1) 出火防止の措置
火元責任者等は火気使用設備器具、電気設備等の使用停止措置を行うとともにガス、危険物の燃料の供給停止措置を行う。
- (2) 消火活動
施設内において火災が発生した場合は、すべての活動に優先して消火作業にあたる。
- (3) 避難誘導
ア 避難誘導担当員は客に必要な指示を与え混乱の防止に努めるとともに、状況により店外への避難誘導を行う。
イ 来客を店外の安全な場所に誘導後、収集されている情報を客に広報するものとする。
ウ 状況により指定避難場所の 町 に避難誘導する。
エ 広域避難場所への避難開始は防災機関からの命令により行う。

(地震後の安全措置)

第9条 点検検査員及び火元責任者は、地震後直ちに火気使用設備器具、電気器具等を点検するとともに、その結果を防火管理者に報告し、安全を確認したのち使用供給を開始するものとする。

(備蓄品)

第10条 地震に備え次の品目を に備蓄し、その管理は、防火管理者があたる。

- (1) 医薬品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) 非常食（2～3日分）
- (4) 飲料水
- (5) その他生活用品

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

(3) 防火対象物の現況

「 防 火 対 象 物 の 現 況 」

(消防署 令和6年3月31日)

			対象物数	防火管理者選任済 防火対象物数	消防計画書届出済 防火対象物数
1 項	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	1	1	1
	ロ	公会堂・集会場	25	23	19
2 項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブの類	0	0	0
	ロ	遊戯場・ダンスホール	2	2	2
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗			
	ニ	カラオケボックス等			
3 項	イ	待合・料理店の類			
	ロ	飲食店	22	22	19
4 項		百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗・展示場	31	31	28
5 項	イ	旅館・ホテル	2	2	2
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	6	6	5
6 項	イ	病院・診療所・助産所	4	4	4
	ロ	老短入・養老・特養老・介老・障児入	2	2	2
	ハ	老デイ・軽老ホ・老人福祉・老人介護支援	6	6	6
	ニ	幼稚園・盲学校・聾学校・養護学校	3	3	3
7 項		小学校・中学校・高等学校・大学・各種学校	7	7	7
8 項		図書館・博物館・美術館の類	3	3	3
9 項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場・熱気浴場			
	ロ	イに掲げる以外の公衆浴場	0	0	0
10 項		車両の駐車場・船舶・航空機の発着場			
11 項		神社・寺院・協会の類	8	8	8
12 項	イ	工場・作業場	29	29	26
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ			
13 項	イ	自動車車庫・駐車場			
	ロ	飛行機・回転翼航空機の格納庫			
14 項		倉庫	4	4	4
15 項		全各号に該当しない事業所	18	16	14
16 項	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	34	32	28
	ロ	イに掲げる以外の複合用途防火対象物	1	1	1
16 項 の 2		地下街			
16 項 の 3		建築物の地下で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの			
17 項		重要文化財・重要民族資料・史跡の建造物			
18 項		延長50mのアーケード			
19 項		市町村の指定する山林			
20 項		自治省例で定める船、車			
合 計			208	202	182

注) 消防法施行令別表 1 に掲げる防火対象物で当該防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数(「収容人員」)が、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項(9)項イ、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物にあっては、30人以上、その他の防火対象物にあっては、50人以上のものは、防火管理者を定め、選任し、かつ消防計画を作成し、届け出なければならない。(消防法第8条第1項、同法施行令第4条第3項、同法施行規則第3条第1項)

（４）地震防災応急計画対象物件

「地震防災応急計画対象物件数」

区分 号	消防法 政令別表	提 出 義 務			届出済
		300人以上	300人未満	計	
一	(一) イ	1		1	1
	ロ	11	16	27	22
	(二) イ		2	2	
	ロ	4		4	4
	ハ				
	(三) イ		0	0	0
	ロ		21	21	18
	(四)	8	25	33	29
	(五) イ		2	2	2
	(六) イ		4	4	4
	(八)	1	2	3	3
	(十一)		8	8	8
	(十五)	5	16	21	14
二	十六 イ	3	31	34	26
小 計		33	127	160	131
三	危険物	39		39	39
十三	学校・幼稚園	17		17	17
十四	2 福祉施設	5		5	5
小 計		61		61	61
合 計		221		221	192

資料 2. 2 - 1 予防規程を定めなければならない施設

「予防規程を定めなければならない施設」

【製造所】

名 称	設置場所	許可年月日	許可番号	品名・数量					倍数	届出の有・無
				1 石 kℓ	アルコール kℓ	2 石 kℓ	3 石 kℓ	その他		
富士フイルム㈱	川尻 4000	S 48. 4. 3	第 12- 1 号	10. 27 (水) 5. 6	0. 4	(水) 2. 66	0. 5 (水) 3. 86		68. 9	有
富士フイルム㈱	川尻 4000	S 52. 10. 20	第 12- 5 号	(水) 0. 3	1. 1	10. 7 (水) 29. 6	16 (水) 19	4 石 1. 8 kg	44. 5	有
富士フイルム㈱	川尻 4000	S 55. 8. 9	第 12-11 号	15. 33 (水) 4. 56	3. 02	3. 84 (水) 1	0. 05 (水) 7. 42		101. 82	有
富士フイルム㈱	川尻 4000	H11. 3. 2	第 12-128 号	20. 17 (水) 2. 1	7. 6	6. 38 (水) 0. 97	0. 05		131. 99	有
富士フイルム エレクトロニクス マテリアルズ㈱ 静岡工場	川尻 4000	S 59. 3. 3	第 12-29 号	3. 0	0. 4	15. 6 (水) 26. 0	(水) 3. 8	ジ [※] 360 kg	49. 15	有
富士フイルム エレクトロニクス マテリアルズ㈱ 静岡工場	川尻 4000	S 59. 6. 22	第 12-31 号	0. 4 (水) 2. 1	4. 2	21. 2 (水) 4. 2	5. 633 (水) 12. 904	ジ [※] 20kg 他 600kg	53. 3	有
富士フイルム エレクトロニクス マテリアルズ㈱ 静岡工場	川尻 4000	H 6. 12. 14	第 12-61 号	(水) 1. 05		35. 15 (水) 0. 5	(水) 4. 3		39. 1	有
富士フイルム エレクトロニクス マテリアルズ㈱ 静岡工場	川尻 4000	H15. 7. 8	第 12-200 号	0. 8 (水) 1. 2		40. 5	(水) 4. 2		47. 8	有
オカモト㈱ 静岡工場	神戸 1	S 59. 11. 6	第 12-34 号				51. 55		25. 78	有

※アはアルコール類、ナは第 1 類硝酸ナトリウム、ジは第 5 類ジアゾ化合物

【一般取扱所】

名 称	設置場所	許可年月日	許可番号	品名・数量					倍数	届出 の有・無
				1 石 kℓ	アルコール kℓ	2 石 kℓ	3 石 kℓ	その他		
富士フイルム㈱	川尻 4000	S48. 4. 3	第 3-28	5.495 (水)0.515					28.77	有
富士フイルム㈱	川尻 4000	S55. 7. 24	第 3-108	28	14				70	有
富士フイルム㈱	川尻 4000	S55. 8. 9	第 3-109	3.64 (水)1	2				25.7	有
富士フイルム㈱	川尻 4000	S55. 8. 9	第 3-110	2.93 (水)0.24	0.08				15.45	有
富士フイルム㈱	川尻 4000	H11. 7. 15	第 3-200	2.6		(水)1.4			13.7	有
富士フイルム㈱	川尻 4000	H16. 8. 20	第 3-307	9.37 (水)0.45		0.09 (水)2.436	(水)0.02		49.29	有
富士フイルム マテリアルマニュ ファクチャリング㈱	大幡 463-1	H14. 3. 1	第 3-247				25.118		12.56	有
富士フイルム マテリアルマニュ ファクチャリング㈱	大幡 463-1	H15. 4. 9	第 3-274	19.8					99	有
富士フイルム マテリアルマニュ ファクチャリング㈱	大幡 463-1	H15. 5. 30	第 3-279	60.28	5.452	0.66	8.228 (水) 0.196		321.04	有
富士フイルム マテリアルマニュ ファクチャリング㈱	大幡 463-1	H15. 6. 30	第 3-280				40.816		20.41	有
富士フイルム マテリアルマニュ ファクチャリング㈱	大幡 463-1	H17. 1. 5	第 3-314				40.816		20.41	有
A G Cテクノグ ラス㈱ 静岡工場	川尻 3583-5	H13. 3. 6	第 3-230				33.115	10.431	18.3	有
日星コーポレー ション㈱吉田営業所	神戸 1177-2	S55.10. 8	第 3-113			34.5	60		64.5	有
オカモト㈱ 静岡工場	神戸 1	H 3. 5. 28	第 3-33	14.91178	0.92134	0.12030	0.08969		78.78	有
富士フイルム エレクトロニクス アテリアルズ㈱ 静岡工場	川尻 4000	H29. 2. 20	第 10232			10			10	有
静岡県企業局西部 事務所榛南出張所	川尻 4086-2	R2.12. 24	第 10238			11.16			11.16	有

※アはアルコール類

資 料 編
 <地震対策>

【屋外タンク貯蔵所】

名 称	設置場所	許可年月日	許可番号	品名・数量					倍数	届出の有・無
				1 石 kℓ	アルコール kℓ	2 石 kℓ	3 石 kℓ	4 石 kℓ		
静岡県 漁業協同組合 連合会	住吉 5436-2	S 49. 4. 25	第 1-98			215			215	有
富士フイルム マテリアルマニフ ェクチャリング㈱	大幡 463-1	H20. 8. 1	第 1-151	40					200	有

【給油取扱所（営業）】

名 称	設置場所	許可年月日	許可番号	品名・数量					倍数	届出の有・無
				1 石 kℓ	アルコール kℓ	2 石 kℓ	3 石 kℓ	4 石 kℓ		
高惣(株)	住吉 1863	S 38. 3. 11	県指消 103 給取 352	10		10			60	有
(有)ぺきんや	住吉 1506-4	S 43. 1. 10	消 17 給取 141	14		16			86	有
高橋モータース石油部	川尻 1401-1	S 42. 6. 3	消 17 給取 56	18. 2		10. 6	1		102. 1	有
(有)クメ石油	片岡 1671	S 38. 10. 11	県指消 486 給取 418	8		15. 5	1		55. 5	有
ハイナン農業協同組合	片岡 2153	S 46. 3. 9	第 2-17	25		15			140	有
小塩石油店	神戸 243	H16. 4. 5	第 2-184	26		22			152	有
(有)光陽	神戸 1658-13	S 42. 3. 7	県指消 17 給取 21	10		15. 6			65. 6	有
(株)カンド	神戸 1676-1	S 40. 1. 13	県指消 22 給取 539	30		30	2		181	有
八木石油	大幡 1558-1	S 42. 7. 17	県指消 17 給取 80	14		16			86	有

【給油取扱所（船舶）】

名 称	設置場所	許可年月日	許可番号	品名・数量					倍数	届出の有・無
				1 石 kℓ	アルコール kℓ	2 石 kℓ	3 石 kℓ	4 石 kℓ		
静岡県漁業協同組合連合会	住吉 5436-2	H11. 2. 22	2-162			10			10	有
静岡県漁業協同組合連合会	住吉 5436-2	H11. 2. 22	2-163			10			10	有

【屋内貯蔵所】

名 称	設置場所	許可年月日	許可番号	品名・数量					倍数	届出の有・無
				1 石 kℓ	アルコール kℓ	2 石 kℓ	3 石 kℓ	4 石 kℓ		
(株)丸総	神戸 3075-1	R5. 11. 15	第 10163 号						4368	有
(株)丸総	神戸 3075-1	R5. 11. 15	第 10163 号						2820	有

資料 2. 2 - 2 危険物関連施設

(1) 危険物製造所等

「危険物製造所等」

(予防規程を定めなければならない製造所等)

番号	名 称	所 在 地	施設名 (数)	倍数	備考
1	富士フイルム(株)	吉田町川尻 4000	製造所 (4) 一般取扱所 (6)	347.21 202.91	
2	富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ(株)	吉田町川尻 4000	製造所 (4) 一般取扱所 (1)	189.35 10	
3	富士フイルムマテリアルマニュファクチャリング(株)	吉田町大幡 463-1	屋外タンク貯蔵所 (1) 一般取扱所 (5)	200 473.42	
4	南駿河湾漁業協同組合	吉田町住吉 5436-2	屋外タンク貯蔵所 (1) 船舶給油取扱所 (2)	215 20	
5	オカモト(株)静岡工場	吉田町神戸 1	製造所 (1) 一般取扱所 (1)	25.78 78.78	
6	日星コーポレーション(株)吉田営業所	吉田町神戸 1177-2	一般取扱所 (1)	64.5	
7	A G Cテクノグラス(株) 静岡工場	吉田町川尻 3583-5	一般取扱所 (1)	18.3	
8	静岡県企業局西部事務所 榛南出張所	吉田町川尻4036-2	一般取扱所 (1)	11.16	
9	(株)丸総	吉田町神戸3075-1	屋内貯蔵所 (2)	7188	

※ 営業給油取扱所 9 施設は上記の表から省略。

(2) 放射線物質取扱い施設

「放射線物質取扱い施設」

番号	名 称	所 在 地	R I の種類	備 考
1	オカモト(株)静岡工場	吉田町神戸 1	85 K r	
2	A G Cテクノグラス(株)静岡工場	吉田町川尻 3583-5	60 C o 137 C s	

資 料 編
 <地震対策>

3	富士フイルムオプトマテ リアルズ(株)吉田工場	吉田町大幡 463-1	^{63}Ni	

※ ^{85}Kr (クリプトン) ^{60}Co (コバルト) ^{137}Cs (セシウム) ^{63}Ni (ニッケル)

（３）毒劇物取扱い施設

「毒劇物取扱い施設」

番号	名 称	所 在 地	業 態	備 考
1	日本モレックス(合)静岡工場	吉田町住吉 1315-2	電気メッキ業	事業用の届出
2	日星石油(株)吉田営業所	吉田町神戸 1177-2	販売（農薬）	農薬販売の許可
3	田中肥料(株)	吉田町住吉 395-1	販売（農薬）	農薬販売の許可
4	ハイナン農業協同組合 吉田営農経済センター	吉田町片岡 2153	販売（農薬）	農薬販売の許可
5	ハードストック 吉田店	吉田町片岡 3718-1	販売（農薬）	農薬販売の許可
6	日本オーガニック(株)吉田支店	吉田町川尻 1850	販売（農薬）	農薬販売の許可
7	カインズホームスーパーセンター 吉田店	吉田町住吉 1230	販売（農薬）	農薬販売の許可
8	笠原薬店	吉田町住吉 2026-2	販売（一般）	すべての販売許可
9	福世薬局	吉田町住吉 1855-3	販売（一般）	すべての販売許可
10	富士フィルムエレクトロニクス マテリアルズ(株)静岡工場	吉田町川尻 4000	販売（一般）	すべての販売許可
11	神戸辻薬局	吉田町神戸 2128-1	販売（一般）	すべての販売許可
12	A G Cテクノグラス(株)静岡工場	吉田町川尻 3583-5	販売（一般）	すべての販売許可
13	栗田工業(株)静岡営業所	吉田町川尻 1060	販売（一般）	すべての販売許可
14	富士フィルム(株)	吉田町川尻 4000	事業用	大規模地震対策特別 措置法第7条施設

資料2. 2－3 一般高圧ガス許可施設

「一般高圧ガス許可施設」

番号	名 称	所 在 地	種 類	処理量	備 考
1	木村飲料(株)吉田工場	吉田町川尻1082	その他	2,297 m ³	
2	木村飲料(株)浜工場	吉田町川尻3051-43	その他	2,550 m ³	
3	日本エア・リキード(株) 静岡工場	吉田町川尻4036-3	酸素・その他	3,542,430m ³	
4	東溶運輸 (株) 吉田営業所	吉田町川尻4036-3	酸素・その他	1,112,096m ³	
5	富士フィルムオプト マテリアルズ(株)吉田工場	吉田町大幡463-1	その他	1,617 m ³	
6	日本ハムファクトリー(株)	吉田町大幡350-3	可燃・その他	1,825 m ³	

資料 2. 2-4 液化石油ガス施設

「液化石油ガス施設」

番号	名 称	所 在 地	貯蔵能力	用 途	備 考
1	(株)TOKAI 榛原支店	住吉 1170-1	22,804 m ³	充填所・スタンド	
2	静岡ガスエネルギー(株) 榛南営業所	住吉 4292-2	42,300 m ³	充填所・スタンド	
3	AGCテクノグラス(株)静岡工場	川尻 3583-5	69,412 m ³	消 費	
4	オカモト(株)静岡工場	神戸 1	44,839 m ³	消 費	
5	静岡日本ハム(株)	大幡 350-3	11,210 m ³	貯 蔵	
6	静岡ガスサービス(株)榛南営業所	住吉 4292-2	21,420 m ³	消費・移動式	
7	東遠ガス溶材(株)	片岡 2206-1	950 m ³	家庭用プロパン	

資料 2. 2-5 特殊建築物

「木造、防火造建築物（延べ面積 500 m²以上）」

番号	名 称	所 在 地	建築面積	延べ面積	用途	階数	備考
1	永 龍 寺	住吉 2205-1	812	968	11項	2	
2	成 因 寺	川尻 2519	845	845	11項	1	
3	天理教吉田分教場	片岡 563-1	546	624	11項	2	
4	能 満 寺	片岡 2517	1,241	1,236	11項	2	
5	妙 法 寺	片岡 650	776	958	11項	2	
6	龍 光 寺	片岡 3035	653	678	11項	1	
7	長 源 寺	神戸 3592	1,051	984	11項	2	
8	大 智 寺	大幡 181-2	554	554	11項	1	
9	(有)大石製材所	住吉 2553-1	674	674	12項イ	1	
10	(有)木村製材所	住吉 3262-1	507	507	12項イ	1	
11	(株)松浦スチロール工業所 第2工場	川尻 890	1,357	1,357	12項イ	1	
12	(有)静岡木工 本社	住吉 3217	840	840	12項イ	1	
13	マル三水産加工場	住吉 5463-261	731	731	12項イ	1	
14	AGCテクノグラス(株)	川尻 3583-5	5,203	6,153	12項イ	2	
15	(株)小林木型	神戸 2538-1	586	638	12項イ	2	
16	中村醤油(株)	神戸 3740	1,432	1,432	12項イ	1	
17	藁科製材所	神戸 2017-1	672	672	12項イ	1	

資料 2. 2－6 倒壊危険物対策制度

（１）吉田町ブロック塀等耐震化促進事業費補助金交付要綱

「吉田町ブロック塀等耐震化促進事業費補助金交付要綱」

（平成 11 年 3 月 24 日 要綱第 4 号）

（趣旨）

第 1 条 町長は、地震発生時におけるブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊又は転倒による災害を防止し、ブロック塀等の安全を確保するため、ブロック塀等耐震化促進事業を実施するブロック塀等の所有者又は使用者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）及びこの要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） ブロック塀等耐震化促進事業とは、ブロック塀等撤去事業及び避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業をいう。
- （2） ブロック塀等撤去事業とは、事業者が、地震発生時において倒壊し、又は転倒する危険性のあるブロック塀等（国、地方公共団体、公団、公社、事業団等が所有するものを除く。）を撤去する事業をいう。
- （3） 避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業とは、事業者が、地震発生時において倒壊し、又は転倒する危険性のあるブロック塀等（静岡県地震対策推進条例（平成 8 年静岡県条例第 1 号）第 17 条第 5 項の緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するブロック塀等に限る。）を安全な塀に改善する事業をいう。
- （4） 改善とは、改修、造り替え及びフェンス等他の塀へ転換することをいい、造り替え及び他の塀への転換をするための撤去並びに生け垣への転換は含まない。

（補助の対象及び補助金の額）

第 3 条 補助の対象及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、ブロック塀等耐震化促進事業費補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に、別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金交付の決定）

第 5 条 町長は、申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、ブロック塀等耐震化促進事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第 6 条 次の各号に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- （1） 別表に掲げる事業の区分ごとに次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、ブロック塀等耐震化促進事業計画変更承認申請書（様式第 3 号）に、別に定める書類を添えて、あらかじめ町長の承認を受けなければならないこと。

ア 施行箇所の変更をしようとする場合

イ 事業費の 20 パーセントを超える額の変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、事業完了から15年を経過するまでの期間内において、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 町長の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(変更の承認)

第7条 町長は、前条第1号による計画変更承認申請が適当であると認めた場合は、ブロック塀等耐震化促進事業計画変更承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 事業者は、ブロック塀等耐震化促進事業が完了したときは、ブロック塀等耐震化促進事業費実績報告書(様式第5号)に、別に定める書類を添えて、事業完了の日から起算して30日経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、ブロック塀等耐震化促進事業費補助金交付確定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条による補助金確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成11年度から令和7年度までの分の補助金に適用する。

別 表 (第3条関係)

補 助 の 対 象		補 助 額
事 業 の 区 分	経 費	
1 ブロック塀等撤去事業	事業者が行う当該事業に要する経費 (工事費に限る。)	当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートルにつき20,000円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ、1敷地につき133,000円を限度とする。
2 避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業	事業者が行う当該事業に要する経費 (工事費及び設計に要	当該事業に要する経費とブロック塀等の改善する延長に1メートルにつき38,400円を乗じて得た額を比較して、

	する費用に限る。)	いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ、1敷地につき333,000円を限度とする。

注) 算定に当たって、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。

(2) 吉田町生け垣づくり事業補助金交付要綱

「吉田町生け垣づくり事業補助金交付要綱」

(平成 11 年 3 月 24 日 要綱第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 町長は、吉田町緑のオアシス条例（平成 4 年吉田町条例第 30 号）に掲げるみどりあふれる都市づくりを推進するとともに、地震等による災害防止を図るため、生け垣づくり事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「生け垣づくり事業」とは、生け垣等を新設する事業をいう。
- (2) 「生け垣等」とは、樹木を帯状に植え並べた垣根又は縁柵に岩石、れんが、ブロック等の修飾材料を用いた施設に樹木を植え並べた植樹帯で、延長 3 メートル以上のものをいう。

(補助の対象)

第 3 条 補助の対象は、次の各号の要件を満足する生け垣等を新設する生け垣づくり事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、樹種、樹型及び立地条件等に特別な事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 住宅用地又は事業場用地（500 平方メートル以下の事業場敷地に限る。）の周囲の全部若しくは一部に設ける生け垣等で、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定する道路に 3 メートル以上面しているものであること。
- (2) 建築基準法第 42 条第 2 項の道路の場合は、道路後退線より宅地側に設置するものであること。
- (3) 高さが地盤面から 50 センチメートルを超えるブロック塀等との併設でないこと。
- (4) 前各号に規定するもののほか新設する生け垣等は、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 樹木の本数は、延長 1 メートル当たり 2 本以上であること。
 - イ 樹木の高さは、外部から眺望できる部分がおおむね 1 メートル以上であること。

(補助率及び補助額)

第 4 条 補助率及び補助額は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付は、1 住宅又は 1 事業場につき 1 回とする。ただし、限度額の範囲内で 1 年以

内に追加工事をする場合は、この限りでない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、吉田町生け垣づくり事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に別に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金交付の決定）

第6条 町長は、申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、吉田町生け垣づくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、吉田町生け垣づくり事業計画変更承認申請書（様式第3号）に別に定める書類を添えて、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- （1） 限度額に満たない補助金の申請を行った場合において、補助対象経費に変更があるとき。
- （2） 限度額の同額の補助金の申請を行った場合において、実際に要した補助対象経費が限度額に満たないとき。

（変更の承認）

第8条 町長は、前条による計画変更承認申請が適当であると認めたときは、吉田町生け垣づくり事業計画変更承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、生け垣づくり事業が完了したときは、吉田町生け垣づくり事業実績報告書（様式第5号）に、別に定める書類を添えて、事業の完了した日から起算して30日経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、吉田町生け垣づくり事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 申請者は、前条による補助金確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 町長は、申請者が次の各号の一に該当したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1） 実際に要した補助対象経費が既に交付された補助金額に満たないとき。
- （2） 補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に、補助対象物を撤去したとき。ただし、災害によるものであるときは、この限りでない。
- （3） その他不正行為があったとき。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

別 表（第 4 条関係）

補助率及び補助額	
生け垣等の新設に要する経費のうち、次のア及びイの金額を合算した額とし、50,000円を限度とする。	
ア 30,000円以下の金額	全額
イ 30,000円を超える金額	30,000円を超える額に 2 分の 1 を乗じて得た額

注) 算定に当たって、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。

資料 2. 2-7 防災井戸一覧表

「防 災 井 戸 一 覧 表」

番号	容量(m ³)	所在地又は目標物	区 分	種別 (ランク)
1	7.42	住吉上組 吉田町役場忠魂碑西側	市街地	第1種
2	5.69	住吉東村 よろずや洋品店南 松浦宅横	市街地	第2種
3	6.44	住吉東浜 おおば靴店北 増田宅前	市街地	第1種
4	5.57	住吉大浜 大浜公会堂東側交差点	市街地	第2種
5	4.18	住吉東浜 福世漢方薬局東側	市街地	第3種
6	7.46	住吉山八 喜良久西側 大塚板金店横	市街地	第3種
7	8.62	住吉森下 川本溶接西側 松浦宅前	市街地	第2種
8	6.76	住吉森下 千日堂入口	市街地	第3種
9	11.48	川尻東中 原田洋品店北側交差点	市街地	第1種
10	7.69	川尻西向 成因寺南側 増田宅前	市街地	第2種
11	5.98	川尻西向 松本酒店南側 松浦宅前交差点	市街地	第1種
12	6.44	川尻西中 ユリカ美容室前	市街地	第2種
13	3.70	川尻西中 ユリカ美容室東 久保田宅前	市街地	第2種
14	5.33	川尻東中 No.13井戸東側 石橋宅前交差点	市街地	第1種
15	8.35	川尻西中浜丁 クボタ電器前	市街地	第1種
16		川尻上組 町営住宅さくら団地北側 岩本宅前	準市街地	第1種
17	1.18	片岡東 静岡県立吉田特別支援学校西側	市街地	第1種
18	6.23	片岡東 野中木工所北側	市街地	第1種
19	4.97	片岡下 ビックイナバ西側交差点	その他	第1種
20	4.97	片岡下 大平モータース前	市街地	第1種
21	3.29	片岡下 理容室やまだ前	市街地	第1種
22	3.39	片岡下 稲荷神社北 旧さくら保育園跡地内	市街地	第1種
23	14.13	片岡西 山根 吉田金属(株)北側 中村宅前	その他	第1種
24	6.10	神戸辻西 自彊小グラウンド西側 岩堀宅横	準市街地	第1種
25	4.74	神戸辻西 自彊小学校正門	準市街地	第1種
26	7.16	神戸東青柳 八木医院北側 赤松地藏前	その他	第1種
27	1.68	神戸辻東 北区自彊館前	準市街地	第1種
28	5.08	神戸辻東 セブンイレブン吉田神戸店南側	準市街地	第1種
29		神戸上川原 (株)大川原製作所北東側	その他	第1種

種別 (ランク): 第1種 1000 ℓ/min の給水が 20 分から 40 分間以上継続可能
 第2種 " 10 分から 19 分間継続可能
 第3種 " 5 分から 9 分間継続可能

資料 2. 2－8 生活用水に適応する井戸

生活用水に適応する井戸（飲料水には不適応）

番号	所在地	位置	種別 (電動・手動)	結果
1	吉田町住吉 230 吉田中学校	正門東	併用	不適合
2	吉田町住吉 2223 住吉小学校	体育館東	併用	不適合
3	吉田町片岡 850-1 中央小学校	正門南	併用	不適合
4	吉田町神戸 1748-1 自彊小学校	運動場北西	併用	不適合
5	吉田町神戸 673-1 北オアシスパーク	多目的広場北及び南	電動	不適合

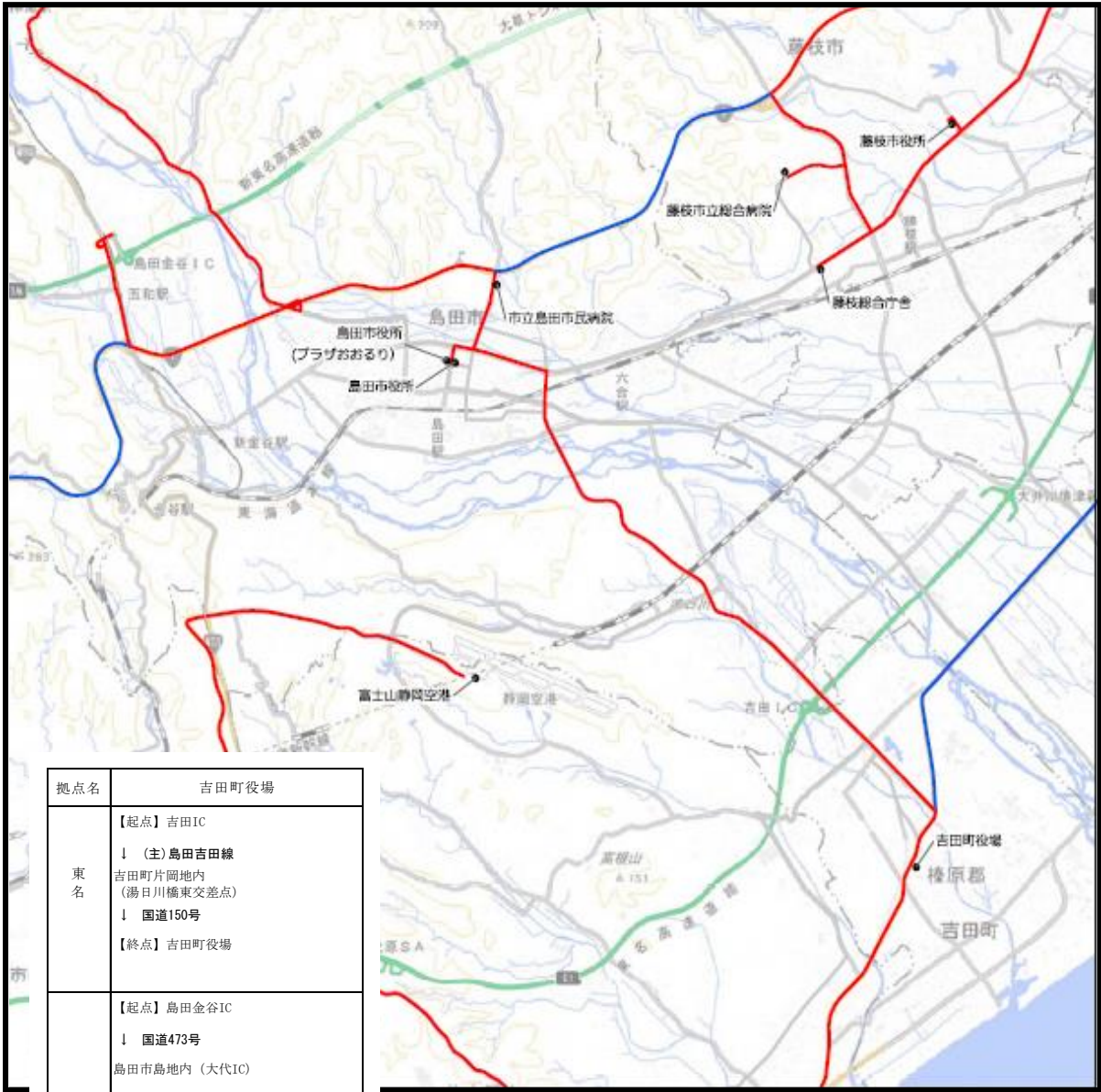
資料 2. 2－9 飲料水用タンク

「飲料水用タンク」

番号	所在地（広域避難地）	位置	容量	備考
1	吉田町住吉 230 吉田中学校	体育館西	2トン	上水道（アルミタンク）
2	吉田町住吉 2223 住吉小学校	体育館東	〃	〃
3	吉田町片岡 850-1 中央小学校	体育館南西	〃	〃
4	吉田町神戸 1748-1 自彊小学校	体育館西	〃	〃
5	吉田町片岡 2130 静岡県立吉田特別支援学校	校舎南西	〃	〃
6	吉田町神戸 673-1 北オアシスパーク	園内中央	40トン	上水道（ステンレスタンク）

資料 2. 2－10 緊急輸送路

(1) 緊急輸送路



拠点名	吉田町役場
東名	【起点】吉田IC ↓ (主) 島田吉田線 吉田町片岡地内 (湯日川橋東交差点) ↓ 国道150号 【終点】吉田町役場
新東名	【起点】島田金谷IC ↓ 国道473号 島田市島地内 (大代IC) ↓ 国道1号 島田市野田地内 (野田IC交差点) ↓ (一) 伊久美元島田線 島田市中河町地内 (大津通り交差点) ↓ (一) 島田岡部線 島田市御飯屋町地内 (御飯屋西交差点) ↓ 島田市道横井御飯屋線 島田市旭一丁目地内 (旭一丁目交差点) ↓ (主) 島田吉田線、島田吉田線BP 吉田町片岡地内 (湯日川橋東交差点) ↓ 国道150号 【終点】吉田町役場

赤色：緊急輸送ルート
青色：UPZ 内の避難経路

資料 2. 3 - 1 防火水槽設置場所一覧表

「 防 火 水 槽 設 置 場 所 一 覧 表 」

番号	容量(m ³)	所在地又は目標物	区分	備考
1	42.86	川尻山通り 消防団第2分団詰所東道路	市街地	
2	29.16	片岡西 横山 吉田金属第2工場南側 大石宅前	その他	
3	36.98	片岡西 原 片岡杉の子園北東 山口宅裏	その他	
4	32.00	片岡西 原 富士写真フィルム東原アパート東側	その他	
5	25.75	神戸 向原 萬年宅(神戸4325-2)裏	その他	
6	29.28	神戸 向原 榊杉浦機械西側 中村宅裏	その他	
7	14.00	神戸 向原 榊廣川組南側 中村宅横	準市街地	
8	43.50	神戸 中原 柳屋製茶西側 本間宅車庫下	準市街地	
9	40.00	神戸 青柳 吉田町立コミュニティ広場駐車場内	準市街地	耐震
10	35.00	神戸 上川原 大川原製作所北西側	その他	
11	40.00	神戸 向原 三原工業㈱内	その他	私 設
12	40.00	住吉上組 吉田榛原消防署地内	市街地	耐 震
13	40.00	住吉上組 吉田町役場庁舎北東角	市街地	耐 震
14	40.00	住吉西浜 西浜公会堂駐車場	市街地	耐 震
15	40.00	住吉東浜 東浜公会堂駐車場	市街地	耐 震
16	40.00	住吉山八 山八公会堂駐車場	市街地	耐 震
17	40.00	住吉新田 観音堂駐車場	市街地	耐 震
18	40.00	住吉新田 ヘアーサロンカトウ南側	市街地	耐 震
19	40.00	住吉上組 上組集会所駐車場	市街地	耐 震
20	40.00	住吉森下 住吉会館駐車場	市街地	耐 震
21	40.00	川尻東 川尻会館駐車場	市街地	耐 震
22	40.00	片岡東 片岡会館駐車場	市街地	耐 震
23	40.00	片岡下 下片岡会館駐車場	市街地	耐 震
24	40.00	大幡 宮東 北区コミュニティセンター駐車場	準市街地	耐 震
25	40.00	神戸 中原 神戸西会館駐車場	準市街地	耐 震
26	40.00	神戸 北原 長源寺境内東側	その他	耐 震

資料 2. 4 - 1 吉田町消防団関連資料

(1) 吉田町消防団員構成表

「吉田町消防団員構成表」

(令和 5 年 2 月 1 日現在)

区 分	団 長	副団長	専任本部長	本部長	機能別	計
本 部	1	3	1	15	19	39

区 分	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
第 1 分団	1	1	4	9	26	41
第 2 分団	1	1	2	5	5	14
第 3 分団	1	1	3	3	4	12
第 4 分団	1	1	2	4	9	17
計	4	4	11	21	44	84

団員総数	1 2 3 名

(2) 吉田町消防団員地区別構成表

「吉田町消防団員地区別構成表」

(令和 5 年 2 月 1 日現在)

住 吉 区 (56 名)							
上組	東村	森下	山八	新田	西浜	東浜	大浜
3	11	5	7	8	11	6	5

川 尻 区 (26 名)			
上組	山通	西組	東組
8	6	2	10

片 岡 区 (18 名)		
西	東	下
3	3	7

北 区 (26 名)			
第 1	第 2	第 3	第 5
9	5	10	2

その他 (2 名)
町外
2

団員総数
1 2 3 名

（３）消防団施設等一覧表

「消防団施設等一覧表」

【詰所】

（令和４年４月１日現在）

区 分	住 所	電 話	構 造	延面積	摘 要
役場 (本部)	吉田町住吉 8 7	33-2134	鉄骨鉄筋 コンクリート造 6 階	6, 507. 94 m ²	平成 6 年 11 月 21 日
第 1 分団 (住吉)	吉田町住吉 1 7 6 0 - 1		鉄骨造 2 階	226. 80 m ²	平成 26 年 3 月 10 日
第 2 分団 (川尻)	吉田町川尻 2 3 7 8 - 5		鉄骨造 2 階	173. 88 m ²	平成 26 年 3 月 10 日
第 3 分団 (片岡)	吉田町片岡 2 2 5 0 - 2		鉄骨造 2 階	174. 00 m ²	平成 26 年 12 月 25 日
第 4 分団 (北区)	吉田町神戸 2 1 6 7 - 2		鉄骨造 2 階	173. 88 m ²	平成 27 年 3 月 24 日

【車両・小型動力ポンプ】

（令和４年１１月２５日現在）

区 分	施設区分	種別等	取得年度	受令機	摘 要
本 部	指令車 (静岡 800 さ 4871)	トヨタ	H13	車載型受令機 1 台 携帯型受令機 5 台	* 小型動力ポンプ 『シパウラ B 3』 1 台 (H12. 購入) 『トーハツ B 2』 1 台 (H15. 購入) 『トーハツ B 2』 1 台 (R2. 購入) 『トーハツ VC72PRO2』 1 台 (R25. 購入)
第 1 分団	ポンプ車 (静岡 800 す 3251)	いすゞ	H24	車載型受令機 1 台 携帯型受令機 1 台	* 小型動力ポンプ 『トーハツ B 3』 1 台 (H19. 購入)
	ポンプ車 (静岡 800 す 3552)	いすゞ	H25	車載型受令機 1 台 携帯型受令機 1 台	
	積載車 (静岡 800 す 6799)	いすゞ	R1	車載型受令機 1 台 携帯型受令機 1 台	
第 2 分団	ポンプ車 (静岡 800 す 7339)	トヨタ	R2	車載型受令機 1 台 携帯型受令機 2 台	* 小型動力ポンプ 『トーハツ B 3』 1 台 (H19. 購入)
	積載車 (静岡 800 す 8211)	トヨタ	R 4	車載型受令機 1 台 携帯型受令機 1 台	
第 3 分団	ポンプ車 (静岡 800 す 6316)	いすゞ	H30	車載型受令機 1 台 携帯型受令機 2 台	* 小型動力ポンプ 『トーハツ B 3』 1 台 (H20. 購入)
	積載車 (静岡 800 さ 716)	ニッサン	H10	車載型受令機 1 台 携帯型受令機 1 台	
第 4 分団	ポンプ車 (静岡 800 す 6317)	いすゞ	H30	車載型受令機 1 台 携帯型受令機 2 台	* 小型動力ポンプ 『トーハツ B 3』 1 台 (H17. 購入)
	積載車 (静岡 800 す 8212)	トヨタ	R 4	車載型受令機 1 台 携帯型受令機 1 台	

(4) 消防団資機材一覧表

「消防団資機材一覧表」

(令和4年4月1日現在)

区 分	品 名	本 部	第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団	第 4 分団	合 計
車 両	指令車	1	0	0	0	0	1
	消防ポンプ車	0	2	1	1	1	5
	小型ポンプ積載車	0	1	1	1	1	4
災害防御 用資機材	小型動力ポンプB2級	3	0	0	0	0	3
	小型動力ポンプB3級	1	1	1	1	1	5
	発電機	1	1	1	1	1	5
	灯光器	1	2	2	3	2	10
	消火器	0	3	4	2	2	11
	消防ホース	0	40	49	18	37	144
	管鎗	2	6	11	3	6	28
	大鷲	4	10	14	7	6	41
	小鷲	0	5	3	0	0	8
	コードリール	0	1	1	2	1	5
	巻尺	4	2	1	1	3	11
	吸管	0	3	2	2	3	10
	懐中電灯	2	6	3	4	3	18
	土嚢袋	0	0	500	500	150	1150
	夜警用鐘	0	2	1	1	0	4
	車止め	0	3	2	2	4	11
	笛	0	0	0	0	2	2
	油入れポリ容器	0	0	2	0	0	2
	携帯用投光器ポータライト	0	0	2	2	1	5
	消防用カラーホース	0	20	46	35	30	131
	ポータブル発電機ホンダ EU16i	1	1	1	1	1	5
	消防操法用水槽（持回り）	0	0	0	0	1	1
	消防操法用標的（持回り）	0	0	1	0	2	3
救助用 資機材	ジョレン	0	7	2	6	0	15
	ショベル	0	9	6	8	11	34
	ツルハシ	0	1	1	1	2	5
	ショミ	0	16	0	10	0	26
	掛矢	0	0	1	1	0	2
	イス	0	15	0	0	0	15
	テーブル	1	4	0	0	3	8
	ホーキ	0	3	4	4	0	11
	バケツ	0	2	2	2	0	6
	チリトリ	0	1	1	0	0	2
	飯台	0	4	4	4	1	13

区 分	品 名	本 部	第 1 分団	第 2 分団	第 3 分団	第 4 分団	合 計
	バール	0	4	4	4	2	14
	大斧	0	5	6	4	3	18
	大ハンマー	0	5	5	4	4	18
	油圧ジャッキ	0	0	2	1	0	3
無線機器	消防用受令機（車載用）	1	3	2	2	2	10
	消防用受令機（携帯用）	5	3	3	3	3	17
	トランシーバー	17	23	12	9	12	73
安全装備 品	防火衣	2	26	18	16	18	80
	防火帽	1	14	9	9	9	42
	防火用長靴	0	2	4	0	2	8
	防火手袋	2	26	18	16	18	80
その他	「火の用心」垂れ幕	0	1	1	1	0	3
	「火の用心」のぼり旗	10	11	9	7	3	40

資料 2. 5 - 1 吉田町コミュニティ防災センター設置条例

（１）吉田町コミュニティ防災センター設置条例

「吉田町コミュニティ防災センター設置条例」

（平成 5 年 12 月 20 日 条例第 22 号）

（設置）

第 1 条 住民が津波襲来時に避難する施設（津波避難ビル）及び地域ぐるみの防災体制の確立並びに自治意識の向上を図るための施設として吉田町コミュニティ防災センター（以下「防災センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 町立住吉コミュニティ防災センター
位 置 吉田町住吉 5274 番地の 6

（使用の許可）

第 3 条 防災センターを使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可にかかる事項を変更する場合も同様とする。

（使用の優先）

第 4 条 自主防災活動及び消防団活動のため緊急に使用するときは、他のいかなる場合の使用より優先する。

（使用の制限）

第 5 条 町長は、次の各号の一に該当するときは、防災センターの使用を許可しないものとする。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- （2） 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認めたとき。
- （3） 管理運営上支障があると認めたとき。
- （4） その他使用の方法が適当でないと認めたとき。

（使用権の譲渡禁止）

第 6 条 第 3 条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可の取消等）

第 7 条 町長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、その使用条件を変更し、又は使用を停止し若しくは使用の許可を取り消すことができる。

- （1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- （2） 使用許可の条件に違反したとき。
- （3） 第 5 条各号の一に該当する事由が生じたとき。

(管理の委託)

第8条 町長は、防災センターの管理を委託することができる。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成6年2月1日から施行する。

(2) 吉田町コミュニティ防災センター設置条例施行規則

「吉田町コミュニティ防災センター設置条例施行規則」

(平成6年2月1日 規則第1号)

改正 平成9年12月25日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉田町コミュニティ防災センター設置条例（平成5年吉田町条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 吉田町コミュニティ防災センター（以下「防災センター」という。）の使用時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(使用の手続)

第3条 条例第3条の規定により、防災センターの使用許可を受けようとする者は、使用予定日の5日前までに防災センター使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 町長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、これを審査し、使用を認めたものについては、防災センター使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(遵守事項)

第4条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 町長の許可を受けずに物品の販売又は展示をしてはならない。
- (2) 所定の場所以外での喫煙又は火気を使用してはならない。
- (3) 他人の迷惑となるような行為をしてはならない。

(原状回復の義務)

第5条 使用者は、防災センターの使用を終了したとき、又は条例第7条の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直に原状に回復しなければならない。

資 料 編
 <地震対策>

(管理委託)

第6条 町長は、条例第8条の規定により防災センターの管理を防災センターの所在する地域の自主防災会に委託する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

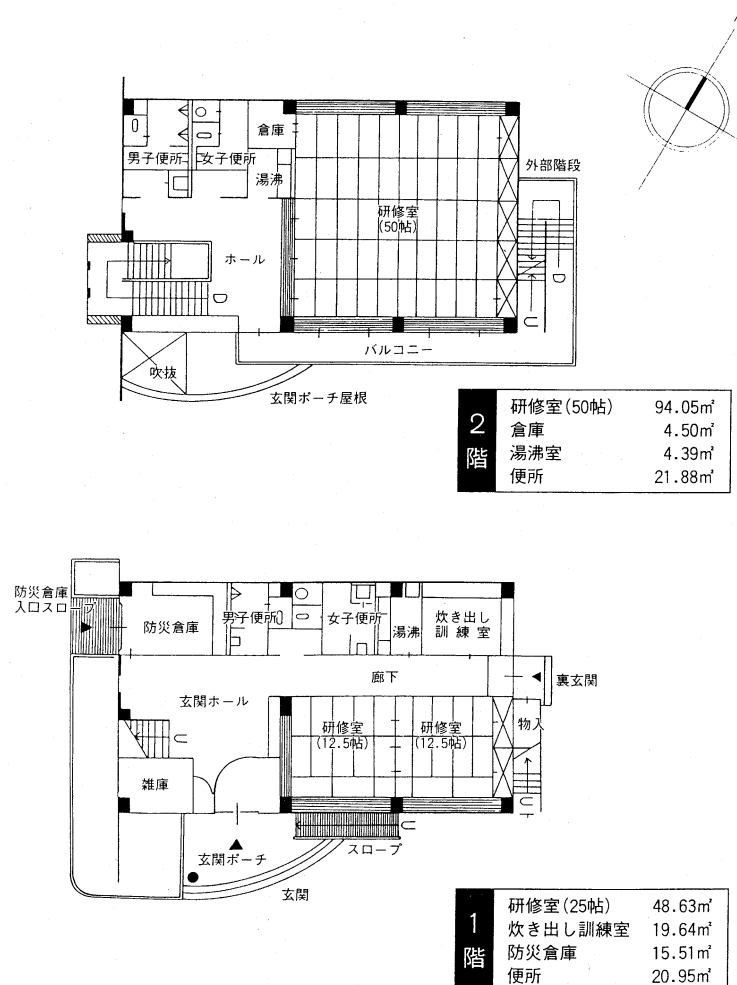
この規則は、平成6年2月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月25日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 町立住吉コミュニティ防災センター(平面図)

「町立住吉コミュニティ防災センター(平面図)」



（４）町立住吉コミュニティ防災センターの機能・装備

「町立住吉コミュニティ防災センターの機能・装備」

項目	内容
所在地	吉田町住吉5274番地の6
構造	鉄筋コンクリート造2階建
床面積	1階 175.01㎡ 2階 175.46㎡
延べ床面積	合計 350.47㎡

項目	内容
一時避難可能人員	1階 研修室 (48.6㎡/14.7坪)・・・50～70人 2階 研修室 (94㎡/28.4坪)・・・100～130人 屋上 (146.7㎡/44.3坪)・・・150～200人 計 300～400人
建物の高さ	1階 床高 0.5m 2階 床高 4.25m 屋上 床高 8.05m 〃 海拔高 3.4m 〃 海拔高 7.15m 〃 海拔高 10.95m
飲料水	受水槽容量 3.4m ³ 高架水槽 1.4m ³ 減水警報付
ガス	1階湯沸 (ガスコンロ)、炊出訓練室 (ガスコンロ)、2階湯沸 (ガスコンロ)
防災倉庫	15.5㎡棚付、オーバースライダー
し尿浄化槽	30人槽 (和式1・2階男女各1、洋式女1・2階各1、小便1・2階各1)
非常用ダウンライト	発電機点灯 1階2ヶ所 2階3ヶ所 27w/1個
〃	バッテリー内蔵兼用 〃 5ヶ所 〃 6ヶ所 (5～6時間点灯) 13w/1個
避難口誘導灯	バッテリー内蔵 〃 3ヶ所 〃 2ヶ所 20w/1個
他一般照明	67ヶ所
投光器	ミニハロゲン (広角型) 2ヶ所屋上設置500w/1個
放送設備	放送用 (アンプ、AM・FM・TV受信、マイク、スタンド付) 室内スピーカー、屋外2ヶ所
火災報知機	受信機、1階発信ボタン (ホール) ベル・ランプ、 2階発信ボタン (ホール) ベル・ランプ、外ベル 熱感知器 (差動式9ヶ所・定温式防水タイプ2ヶ所・定温式7ヶ所) 煙感知器 (光電式2ヶ所)
消火器	A B C 10型 1階 2ヶ所 2階 2ヶ所
非常用発電機	交 (直) 流2.5KVA (屋上にてコンセント接続) キャスター付
戸別受信機	2階研修室 (同報無線受信)
有線放送	1台玄関 (ページング放送機能付)
N T T 電話	ピンク電話1台玄関 (10円、100円硬貨)、2階切替器により非常用電話
展示ショーケース	家庭で備える防災用品の展示 (非常食、ラジオ、テント、寝袋等)
スロープ	車椅子用スロープ (移動式)
カーテン	防災加工

《津波対策》

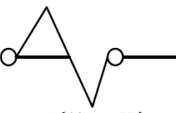
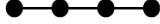
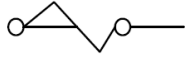
資料 3. 3-1 津波予報区



【静岡県が属する津波予報区】

津波予報区	区 域	津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁

資料 3. 3－2 津波注意標識、津波警報標識

【津波注意報標識】			【津波警報標識】		
標識の種類	標 識		標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音		鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)(約1分)  (約3秒)	大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒)(短声連点)

- (注) 1 「津波無し」の津波注意報を行った場合は
標識を用いない。
- (注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。
- 2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

資料 3. 3－3 静岡県沿岸市町

【沿岸市町一覧表（平成30年4月1日時点）】

危機管理局等	沿岸・市町一覧表						沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町
賀茂	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	6
東部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	◎伊豆市	—	5	5
中部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町	—	—	4	4
西部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6
計	—	—	—	—	—	—	21	21

- 注1) 沿岸市町は、海面監視を行う。
- 注2) の市町は、津波災害警戒区域の指定があった市町
- 注3) ◎の市町は、津波災害特別警戒区域の指定があった市町

≪原子力災害対策≫

資料 4. 3 - 1 防災関係機関の情報連絡系統図

【原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく情報（特定事象発生通報）及び通報後の連絡】

中部電力(株)浜岡原子力発電所 0537-86-3481		
↓		
浜岡原子力発電所からの連絡先		関係機関を経由する連絡先
【国】		
原子力規制委員会原子力規制庁緊急時対応センター「E R C」 03-5114-2121	→	警察庁（警察局警備課）03-3581-0141
		防衛省（統合幕僚監部参事官付）03-5269-3246
		海上保安庁（警備救難部環境防災課）03-3591-6361
		気象庁（総務部企画課）03-3214-7902
		厚生労働省（大臣官房厚生科学課）03-3593-2171
		農林水産省（大臣官房環境政策課）03-3502-8056
		その他関係省庁
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 03-3581-0373		
内閣官房 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付 03-6910-0259	→	内閣府（内閣総理大臣）
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		
※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省（海事局検査測度課）03-5253-8639 （自動車局環境政策課）03-5253-8603 （大臣官房参事官（運輸安全防災）付）03-5253-8309		
【国出先機関】		
中部経済産業局（総務企画部総務課）052-951-2683		
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429		
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→	静岡労働局（健康安全課）054-254-6314
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→	清水海上保安部（警備救難課）054-353-0118
【静岡県】		
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→	賀茂地域局（危機管理課）0558-24-2004
		東部地域局（危機管理課）055-920-2003
		中部地域局（危機管理課）054-644-9104
		西部地域局（危機管理課）0538-37-2204
		県内全市町（一斉 F A X）
		消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525
		陸上自衛隊第 34 普通科連隊 0550-89-1310
		第三管区海上保安本部（環境防災課）045-211-1118
		静岡地方気象台 054-282-3833
環境放射線監視センター0537-86-6121		
菊川警察署 0537-36-0110	→	静岡県警察本部（災害対策課）054-271-0110
		牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署

【市町、消防】		
御前崎市（危機管理課）0537-85-1119		
牧之原市（危機管理課）0548-23-0058		
菊川市（危機管理課）0537-35-0923		
掛川市（危機管理課）0537-21-1131		
吉田町（防災課）0548-33-2164		
袋井市（危機管理課）0538-44-3360		
焼津市（地域防災課）054-623-2554		
藤枝市（大規模災害対策課）054-643-3119		
島田市（危機管理課）0547-36-7143		
森町（防災課）0538-85-6302		
磐田市（危機管理課）0538-37-2114		
御前崎市消防本部 0537-85-2119	→	消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525
静岡市消防局牧之原消防署 0548-53-0119		
菊川市消防本部 0537-35-0119		
掛川市消防本部 0537-21-0119		
【中部電力】		
中部電力㈱本店原子力部		
中部電力㈱東京支社		
中部電力㈱静岡支店		

※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡

【その他連絡先（関係機関から連絡）】

陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部 又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省（統合幕僚監部参事官付）又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡
東京管区気象台（総務部業務課）03-3212-2949	静岡地方気象台又は気象庁（総務部企画課）から連絡

資料4. 3-2 救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関

病 院 名	所 在 地	電 話
静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311
浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林 1088-1	053-401-1111

資 料 編

<原子力災害対策>

資料 4. 3 - 3 原子力災害医療協力機関

病 院 名	所 在 地	電 話
市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511
榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1	0548-22-1131
菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135
藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111
焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111
市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111
磐田市立総合病院	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000
中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池 1-1	0537-21-5555

資料 4. 3 - 4 原子力災害拠点病院

病 院 名	所 在 地	電 話
静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111
浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2111

資料 4. 3 - 5 高度被ばく医療支援センター

病 院 名	所 在 地	電 話
国立研究開発法人量子科学技術 研究開発機構放射線医学総合研 究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-382-8053 上記に連絡取れない場合 090-8951-0736 090-4710-6558 090-7408-1748
公立大学法人福島県立医科大学	福島県福島市光が丘 1 番地	(代表) 024-547-1111

資料 4. 3 - 6 原子力災害医療・総合支援センター※

病 院 名	所 在 地	電 話
公立大学法人福島県立医科大学	福島県福島市光が丘 1 番地	(代表) 024-547-1111

※ 平時において、二次被ばく医療機関に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに
原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。

資料 4. 4-1 大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書

大規模地震発生後における 浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書				防災機関					
情報 レ ー ト	中電 浜岡原発 関係機関 中電 静岡支店 県本部 監視センター 所在地 関係周辺市町 県内全市町 各地域局 所在市：御前崎市 関係周辺市町：牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町、磐田市			区分	文書 番号	受信者	受信 日時	発信者	発信 日時
				中電	第 号				
				監視 センター	第 号		月日時分		
				危機管理局 賀茂振興局	第 号		月日時分		
				本部	第 号		月日時分		
概 況									
1 原子炉の状態		月 日 時 分現在							
			1号機	2号機	3号機	4号機	5号機		
		停止 日時	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分		
		地震発生時の 原子炉出力	%	%	%	%	%		
		ECCS作動	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO	YES・NO		
2 発電所の状況		2－（1） 発電所施設・設備の状況 2－（2） 事務建屋他構内建築物等の状況							
3 放射線測定、監視結果		3－（1） 排気筒ガスモニタ指示値		異常無		異常有			
		3－（2） モニタリングポスト指示値		異常無		異常有			
4 発電所災害対策本部		4－（1） 災害対策本部設置日時		月 日 時 分					
		4－（2） 対外通信連絡手段の確保		YES		NO			
特記事項									
添付資料 有 (枚) 無									

3ページ
4ページ

退避所名					
退避期間	年	月	日	～	年 月 日
その他 参考事項					
発行年月日	年	月	日		
発行者	〇〇市町長	氏	名	印	

この登録票について

- 1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから、なくさないように大切に保存して下さい。
- 2 住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。
- 3 この登録票をなくしたり、使用できないようにしたりしたときは、再交付を申し出てください。
- 4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。

資料- 294 -

＜風水害対策＞

資料 5. 2 - 1 洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある

要配慮者利用施設一覧

【湯日川、坂口谷川及び大井川浸水想定区域内の要配慮者利用施設（その１）】

（水防法第 15 条第 1 項第 4 号関係）

地区	名 称	所在地	電話	区分	大井川	湯日川	坂口谷川
住吉	学校法人住吉学園ひばり幼稚園	住吉 4900	32-0183	私立幼稚園	○	○	○
	吉田町立住吉小学校	住吉 2223	32-1476	公立小学校	○	○	○
	吉田町立吉田中学校	住吉 230	32-0200	公立中学校	—	○	—
	特別養護老人ホーム住吉杉の子園	住吉 3239	34-5088	高齢者福祉施設	○	○	○
	吉田町立さくら保育園	住吉 1621-1	32-0414	児童福祉施設	○	○	○
	住吉小学校区 第 1 放課後児童クラブ室 （住吉小学校敷地内）	住吉 2223-1	33-3070	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	○	○	○
	住吉小学校区 第 2 放課後児童クラブ室 （学習ホール東側）	住吉 1560-1	33-3110	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	○	○	○
	S E S 吉田すみよし校	住吉 487-1	28-7215	障害児通所支援事業の用に供する施設	—	○	○
	H A N A - H A N A レイトンビレッジ A	住吉 109	34-1055	障害福祉サービス事業の用に供する施設	—	○	—
	吉田町保健センター	住吉 1567	32-7000	母子健康センター	○	○	○
	高齢者人材活用センター （老人福祉センター分館）	片岡 671-1	33-0596	高齢者福祉施設	—	○	—
川尻	学校法人川尻学園ちどり幼稚園	川尻 1674-1	32-6140	私立幼稚園	○	○	—
	介護老人保健施設 コミュニティーケア吉田	川尻 1700-1	34-5577	高齢者福祉施設	○	○	—
	吉田町立すみれ保育園	川尻 791	32-1117	児童福祉施設	○	○	—
	子育て支援センターすみれ	川尻 791	28-7034	児童福祉施設	○	○	—
	吉田町立こども発達支援事業所（すみれ）	川尻 791	28-7033	児童福祉施設	○	○	—
	地域密着型特別養護老人ホーム よしだアスカの里	川尻 614-1	32-8221	高齢者福祉施設	○	○	—
	就労継続支援 A 型事業所 みずほ	川尻 1322	34-3330	障害福祉サービス事業の用に供する施設	○	○	—
	デイサービスセンターグラシア吉田	川尻 614-1	32-1388	高齢者福祉施設	○	○	—

資 料 編

＜風水害対策＞

【湯日川、坂口谷川及び大井川浸水想定区域内の要配慮者利用施設（その２）】

（水防法第 15 条第 1 項第 4 号関係）

地区	名 称	所在地	電話	区分	大井川	湯日川	坂口谷川
川尻	グループホームそらのしずく	川尻 1656-12	0120-542-368	障害者施設	○	○	—
片岡	吉田町立中央小学校	片岡 850-1	32-1300	公立小学校	○	○	—
	静岡県立吉田特別支援学校	片岡 2130	23-9871	特別支援学校	—	○	—
	吉田町デイサービスひまわりの家	片岡 2002-2	32-5393	高齢者福祉施設	—	○	—
	吉田町健康福祉センター（はあとふる）	片岡 795-1	34-1800	高齢者福祉施設	—	○	—
	吉田町総合障害者自立支援施設（あつまりーナ）	片岡 1996-1	34-2000	障害者支援施設	—	○	—
	吉田町立さゆり保育園	片岡 805-1	32-1650	児童福祉施設	—	○	—
	吉田町中央児童館	片岡 805-5	32-3401	児童福祉施設	—	○	—
	中央小学校区 第 1 放課後児童クラブ室 （中央小学校敷地内）	片岡 898-1	33-0088	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	○	○	—
	中央小学校区 第 2 放課後児童クラブ室 （中央児童館内）	片岡 805-5	34-2251	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	—	○	—
	中央小学校区 第 3 放課後児童クラブ室 （愛宕神社西側）	片岡 2002-2	32-5777	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	—	○	—
	小規模保育施設 クローバー保育園	片岡 855-1	33-0099	小規模保育事業所	○	○	—
	S E S 吉田校	片岡 1039-1	28-7488	障害児通所支援事業の用に供する施設	○	○	—
	ひまわり吉田校	片岡 2125-3	32-0110	障害児通所支援事業の用に供する施設	—	○	—
	ひまわり吉田南校	片岡 2125-1	33-1010	障害児通所支援事業の用に供する施設	—	○	—
	ルート（株式会社メープル）	片岡 71-2	33-1112	障害福祉サービス事業の用に供する施設	○	○	—
	きゃんばす	片岡 3763	23-6316	障害福祉サービス事業の用に供する施設	○	○	—

【湯日川、坂口谷川及び大井川浸水想定区域内の要配慮者利用施設（その３）】

（水防法第 15 条第 1 項第 4 号関係）

地区	名 称	所在地	電話	区分	大井川	湯日川	坂口谷川
北区	吉田町立自彊小学校	神戸 1748-2	32-0009	公立小学校	○	○	—
	吉田町立わかば保育園	神戸 2092-1	32-0016	児童福祉施設	○	○	—
	自彊小学校区 第 1 放課後児童クラブ室	神戸 1752-1 (自彊小学校敷地内)	32-1138	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	○	○	—
	自彊小学校区 第 2 放課後児童クラブ室	神戸 1751-2 (自彊小学校敷地内)	32-1180	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	○	○	—
	自彊小学校区 第 3 放課後児童クラブ室	神戸 2693-1 (神戸集落センター内)	080-5817-4163	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	○	○	—
	吉田町北区いきいきセンター	神戸 2117-1	33-0019	高齢者福祉施設	○	○	—
	デイサービス優しさ	神戸 70-1	23-3026	高齢者福祉施設	○	—	—
	就労継続支援 B 型事業所 ディーアール・ワン	大幡 2130-90	23-7077	障害福祉サービス事業の用に供する施設	○	—	—
	はいなん吉田病院	神戸 2571-6	32-9111	病院・診療所 高齢者福祉施設	—	○	—

注 1) 大井川、湯日川、坂口谷川は、想定最大規模の洪水浸水想定区域図を活用した。

注 2) 想定区域内にある要配慮者利用施設のうち診療所を除くすべてを記載している。

資料 5. 2 - 2 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるその利用者の
円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある要配慮者利用施設一覧

(土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号関係)

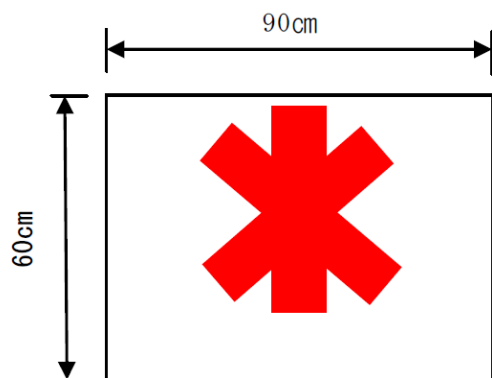
地区	名 称	所在地	電話	区分	現象名	危険箇所番号
北区	はいなん吉田病院	神戸 2571-6	32-9111	病院・診療所 高齢者福祉施設	急傾斜地 の崩壊	108-S-5003
	和心の家	神戸 2608-2	23-7537	高齢者福祉施設	急傾斜地 の崩壊	108-S-5002

資料 5. 3 - 1 水防信号及び水防標識

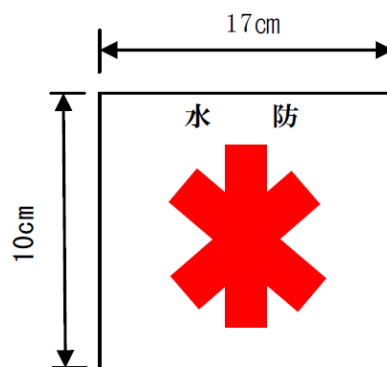
(1) 水防信号

区別／方法	説明	警鐘信号	
第一信号	はん濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	○ 休 ○ 休 ○ 休 止 止 止	約5秒約15秒約5秒約15秒約5秒約15秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第二信号	水防団及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約5秒約6秒約5秒約6秒約5秒約6秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒約5秒約10秒約5秒約10秒約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第四信号	当該水防管理団体の区域内居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分約5秒約1分約5秒 ○— 休止 ○— 休止
注意	1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘、サイレンを併用することを妨げない 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする		

（２）水防標識



車馬標識



腕章

※ 「水」は赤色、外は白色、車馬標識の寸法については、任意とする。